

決算特別委員会等記録

◎ 令和4年度企業会計決算
自 令和5年10月11日
至 令和5年10月25日

◎ 令和4年度一般会計・特別会計決算
自 令和5年12月12日
至 令和6年1月19日

沖縄県議会

目 次

1 審査日程（企業会計決算審査）	1
2 審査日程（一般会計及び特別会計決算審査）	2

令和4年度企業会計決算

令和5年第3回沖縄県議会（定例会）	瀬 長 美佐雄	30
	玉 城 武 光	32
第1号（10月11日）	西 銘 純 恵	34
1 委員長の互選	平 良 昭 一	37
2 副委員長の互選	金 城 勉	39
3 乙第14号議案及び乙第15号議案、認定第1号から認定第4号まで（企業会計決算）について	第2号（10月25日）	42
4 決算特別委員会運営要領について	1 令和4年度沖縄県企業会計決算に対する質疑	43
5 理事の選任	玉 城 健一郎	43
令和5年第3回沖縄県議会（定例会）閉会中継続審査	山 里 将 雄	47
第1号（10月24日）	当 山 勝 利	48
1 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明	瀬 長 美佐雄	51
2 令和4年度沖縄県病院事業会計決算審査の概要説明	玉 城 武 光	59
3 令和4年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算の概要説明並びに未処分利益剰余金の処分についての概要説明	西 銘 純 恵	60
4 令和4年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算審査の概要説明	次 呂 久 成 崇	65
5 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明	平 良 昭 一	67
6 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査の概要説明	金 城 勉	69
7 令和4年度沖縄県企業会計決算審査意見に対する質疑	大 城 憲 幸	70
下 地 康 教	下 地 康 教	73
又 吉 清 義	又 吉 清 義	74
末 松 文 信	末 松 文 信	82
当 山 勝 利	2 令和5年第3回議会乙第14号議案及び乙第15号議案の採決	85
	3 令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの採決	85
	4 決算特別委員会議案処理一覧表	85
	5 決算特別委員会決算処理一覧表	86

令和4年度一般会計・特別会計決算

令和5年第4回沖縄県議会(定例会)	当山勝利	160
	國仲昌二	165
	平良昭一	168
	西銘純恵	171
	渡久地修	176
	當間盛夫	180
第1号(12月12日) 88		
1 認定第1号から認定第20号まで(一般会計及び特別会計決算)について 89		
2 決算特別委員会運営要領について 89		
令和5年第4回沖縄県議会(定例会)閉会中継続審査	経済労働委員会第1号(1月11日)	182
第1号(1月10日) 100	1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 労働委員会事務局 182	
1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 101	2 令和4年度決算に対する質疑 金城勉 183	
2 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算審査の概要説明 102	3 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 商工労働部 183	
3 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算及び決算審査意見に対する質疑 104	4 令和4年度決算に対する質疑 新垣新 185	
新垣新 105	西銘啓史郎 188	
下地康教 107	中川京貴 191	
仲村家治 108	上里善清 194	
又吉清義 109	次呂久成崇 197	
末松文信 116	玉城武光 198	
山里将雄 118	大城憲幸 200	
当山勝利 119	金城勉 204	
次呂久成崇 123		
平良昭一 124	文教厚生委員会第1号(1月11日) 208	
瀬長美佐雄 126	1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 208	
玉城武光 130	子ども生活福祉部 208	
西銘純恵 130	教育委員会 210	
大城憲幸 136	2 令和4年度決算に対する質疑 211	
総務企画委員会第1号(1月11日) 139	小渡良太郎 211	
1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別会計決算の概要説明 139	新垣淑豊 215	
知事公室 139	石原朝子 219	
総務部 140	照屋大河 224	
公安委員会 142	比嘉京子 227	
2 令和4年度決算に対する質疑 142	喜友名智子 231	
島尻忠明 143	仲宗根悟 235	
仲村家治 146	玉城ノブ子 237	
花城大輔 149	瀬長美佐雄 241	
仲田弘毅 153		
山里将雄 156	土木環境委員会第1号(1月11日) 249	

1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明 ……249	玉城武光 ……327
土木建築部 ……249	大城憲幸 ……329
2 令和4年度決算に対する質疑 ……251	金城勉 ……332
仲里全孝 ……252	新垣新 ……334
下地康教 ……254	西銘啓史郎 ……338
座波一 ……256	3 令和4年度沖縄県一般会計決算の概 要説明 ……340
玉城健一郎 ……261	文化観光スポーツ部 ……340
新垣光栄 ……263	4 令和4年度決算に対する質疑 ……341
崎山嗣幸 ……266	上里善清 ……342
島袋恵祐 ……269	仲村未央 ……343
比嘉瑞己 ……271	玉城武光 ……344
照屋守之 ……276	大城憲幸 ……345
総務企画委員会第2号（1月12日） ……281	金城勉 ……346
1 令和4年度沖縄県一般会計決算の概 要説明 ……281	新垣新 ……348
企画部 ……281	西銘啓史郎 ……349
出納事務局 ……282	5 決算調査報告書記載内容等について ……352
監査委員事務局 ……283	文教厚生委員会第2号（1月12日） ……354
人事委員会事務局 ……283	1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明 ……354
議会事務局 ……284	保健医療部 ……354
2 令和4年度決算に対する質疑 ……284	2 令和4年度決算に対する質疑 ……356
山里将雄 ……284	照屋大河 ……357
当山勝利 ……286	比嘉京子 ……358
國仲昌二 ……293	喜友名智子 ……362
西銘純恵 ……295	玉城ノブ子 ……364
渡久地修 ……299	瀬長美佐雄 ……368
當間盛夫 ……302	小渡良太郎 ……374
上原快佐 ……305	新垣淑豊 ……379
島尻忠明 ……310	石原朝子 ……382
仲村家治 ……311	3 決算調査報告書記載内容等について ……384
花城大輔 ……313	土木環境委員会第2号（1月12日） ……387
仲田弘毅 ……315	1 令和4年度沖縄県一般会計決算の概 要説明 ……387
3 決算調査報告書記載内容等について ……315	環境部 ……387
島尻忠明 ……315	2 令和4年度決算に対する質疑 ……388
仲村家治 ……315	玉城健一郎 ……388
経済労働委員会第2号（1月12日） ……318	新垣光栄 ……392
1 令和4年度沖縄県一般会計及び特別 会計決算の概要説明 ……318	崎山嗣幸 ……394
農林水産部 ……318	比嘉瑞己 ……397
2 令和4年度決算に対する質疑 ……320	照屋守之 ……405
上里善清 ……320	仲里全孝 ……408
次呂久成崇 ……322	下地康教 ……413
仲村未央 ……325	座波一 ……416

3 決算調査報告書記載内容等について	421
第2号（1月17日）	423
1 総括質疑の方法等について	423
第3号（1月19日）	425
1 令和4年度一般会計及び特別会計決算に対する総括質疑	426
末松文信	426
仲村家治	430
西銘純恵	433
瀬長美佐雄	435
大城憲幸	438
2 令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの採決	439
3 決算特別委員会決算処理一覧表	440
巻末資料（各常任委員長からの決算調査報告書）	443

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和5年 10月11日	水	本 会 議 及 び 各 会 委 員 会 後 終 了	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任	
10月24日	火	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算 ・令和4年度企業会計決算に対する審査意見 ○代表監査委員に対する質疑	土 木 建 築 部 長 企 業 局 長 病 院 事 業 局 長 代 表 監 査 委 員
10月25日	水	午前10時	決算特別委員会 ○企業会計決算事項に対する質疑 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算	土 木 建 築 部 長 企 業 局 長 病 院 事 業 局 長 各 県 立 病 院 長
			○採決 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算	

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和5年 12月12日	火	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
令和6年 1月10日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 代表監査委員
1月11日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
1月12日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
1月15日	月		決算調査報告書整理日	
1月16日	火		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (正午)	
1月17日	水	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑の方法等についての協議	
1月18日	木		総括質疑通告締め切り (正午)	
1月19日	金	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑	知事等 関係室部局
			○採決 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算	

開会の日時、場所

年月日 令和5年10月11日（水曜日）
開会 午後6時27分
散会 午後6時45分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

- 1 乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 3 認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 4 認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 5 認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 6 認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

委員の選任

令和5年10月11日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

島尻忠明	新垣新
下地康教	仲村家治
又吉清義	末松文信
玉城健一郎	山里将雄
当山勝利	瀬長美佐雄
玉城武光	西銘純恵
國仲昌二	次呂久成崇
平良昭一	金城勉
大城憲幸	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

- 4 乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 5 認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 6 認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 7 認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 8 認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について
- 9 閉会中継続審査について
- 10 決算特別委員会運営要領について
- 11 理事の選任

委員長、副委員長の互選

令和5年10月11日、國仲昌二委員が委員長に、大城憲幸委員が副委員長に選任された。

理事の選任

令和5年10月11日、当山勝利委員、玉城武光委員及び下地康教委員が理事に選任された。

出席委員

委員長	國仲昌二
副委員長	大城憲幸
委員	島尻忠明 新垣新
	下地康教 仲村家治
	又吉清義 末松文信
	玉城健一郎 山里将雄
	当山勝利 瀬長美佐雄
	玉城武光 西銘純恵
	次呂久成崇 平良昭一
	金城勉

欠席委員

なし

○平良典子議会議務局政務調査課主幹 決算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、末松文信委員が年長者であります。

よって、この際、末松委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

末松文信委員、委員長席に御着席願います。

(年長委員、委員長席着席)

○末松文信年長委員 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞ、よろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○末松文信年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、國仲昌二委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、國仲昌二委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席、委員長着席)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

このたび委員各位の御推挙により、決算特別委員長に就任しました國仲昌二でございます。

委員会の運営につきましては公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、各委員の御指導と御協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○國仲昌二委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いましたが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、大城憲幸委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、大城憲幸委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○大城憲幸副委員長 ただいま副委員長に選出していただきました。ありがとうございます。委員長を補佐し、本委員会の円滑な運営に努めます。委員の皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

○國仲昌二委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、協議事項について事務局から説明)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

乙第14号議案及び乙第15号議案の議決議案2件並びに認定第1号から認定第4号までの決算4件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました議決議案2件及び決算4件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○國仲昌二委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○國仲昌二委員長 次に、ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づき、委員長及び副委員長のほかに、理事3人の選任が必要でありますので、理事3人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事3人の選任について協議)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

これより、理事3人の選任について、お諮りいたします。

理事に当山勝利委員、玉城武光委員及び下地康教委員の3人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から11月定例会に提出される予定の一般会計決算等の審査を引き続き本委員会において行うこと及び11月定例会閉会后に予定している決算審査を年明け1月に集中的に行うことが昨日の議会運営委員会で決定された旨説明があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

今回は、10月24日火曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、決算特別委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 決算特別委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 説明員

決算の概要説明は、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

5 決算及び決算審査意見に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。
その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。

6 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。

- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
國 仲 昌 二 委 員 長

説 明 員 席

	山里将雄委員	玉城健一郎委員
--	--------	---------

下地康教委員	新垣新委員	島尻忠明委員
--------	-------	--------

玉城武光委員	瀬長美佐雄委員	当山勝利委員
--------	---------	--------

末松文信委員	又吉清義委員	仲村家治委員
--------	--------	--------

次呂久成崇委員		西銘純恵委員
---------	--	--------

	大城憲幸委員	金城勉委員
--	--------	-------

		平良昭一委員
--	--	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和5年 10月11日	水	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任	
10月24日	火	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算 ・令和4年度企業会計決算に対する審査意見 ○代表監査委員に対する質疑	土木建築部長 企業局長 病院事業局長 代表監査委員
10月25日	水	午前10時	決算特別委員会 ○企業会計決算事項に対する質疑 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算	土木建築部長 企業局長 病院事業局長 各県立病院長
			○採決 ・令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について ・令和4年度企業会計決算	

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 末 松 文 信

委 員 長 國 仲 昌 二

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和5年10月24日（火曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後3時25分
場所 第7委員会室

説明した者の職・氏名

土木建築部長 前川智宏
企業局長 松田了
病院事業局長 本竹秀光
代表監査委員 安慶名均

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第3回議会乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 令和5年第3回議会乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 令和5年第3回議会認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

○**國仲昌二委員長** ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和5年第3回議会乙第14号議案及び乙第15号議案の議決議案2件並びに令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算4件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長、病院事業局長、企業局長及び代表監査委員の出席を求めています。

それでは、審査日程に従い、土木建築部長、病院事業局長及び企業局長から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、土木建築部長、病院事業局長及び企業局長に対する質疑は、本委員会において、明10月25日に行います。

まず初めに、病院事業局長から令和5年第3回議会認定第1号の決算について概要説明を求めます。

本竹秀光病院事業局長。

○**本竹秀光病院事業局長** 病院事業局の令和4年度決算の概要について、決算書に基づいて御説明いたします。

初めに、事業概要から、決算書の15ページを御覧ください。

事業報告書の1、概況の（1）総括事項について、ア、沖縄県病院事業は、県立北部病院、県立中部病院、県立南部医療センター・こども医療センター、県立宮古病院、県立八重山病院、県立精和病院の6病院及び16か所の附属診療所を運営し、イ、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、医師・看護師等の医療技術員の確保、施設及び医療機器の充実に努め医療水準の向上に努力しております。エ、業務状況については、入院患者延べ数が54万2341人、外

出席委員

委員長 國 仲 昌 二
副委員長 大 城 憲 幸
委員 島 尻 忠 明 新 垣 新
下 地 康 教 仲 村 家 治
又 吉 清 義 末 松 文 信
玉 城 健一郎 山 里 将 雄
当 山 勝 利 瀬 長 美佐雄
玉 城 武 光 西 銘 純 恵
次呂久 成 崇 平 良 昭 一
金 城 勉

欠席委員

なし

来患者延べ数が71万3197人で、総利用患者延べ数は125万5538人となり、前年度と比べて2万2431人の増加となりました。

次に、決算状況について、御説明いたします。

恐縮ですが、1ページに戻りまして御説明いたします。

まず、決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、収入の第1款病院事業収益は、予算額合計691億8122万円に対して、決算額は693億6114万307円で、予算額に比べて1億7992万307円の増となっております。

その主な要因は、新型コロナウイルス感染症関連の収益受入増に伴うもので、第2項の医業外収益において、32億1352万9816円増加したことによるものです。

次に、支出の第1款病院事業費用は、予算額合計685億3156万3000円に対し、決算額は640億6234万5825円で、不用額は44億4056万4375円となっております。

その主な要因は、給与費及び経費などが当初の見込みを下回ったため、第1項の医業費用において、42億4264万9236円の不用が生じたことによるものです。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入は、予算額合計51億967万6000円に対し、決算額は43億3975万4987円で、予算額に比べて7億6992万1013円の減となっております。

その主な要因は、建設改良費の不用及び繰越しに伴い企業債借入が減少したため、第1項の企業債において、7億4670万円の減収が生じたことによるものです。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計71億5813万6097円に対し、決算額は62億4958万4857円で、翌年度への繰越額が1億6112万7023円で、不用額が7億4742万4217円となっております。

不用額の主な要因は、施設整備費における入札執行残や、整備内容の見直し等により、第1項の建設改良費において、5億7019万8837円の不用が生じたことによるものです。

3ページを御覧ください。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの損益計算書に基づきまして経営成績について、御説明いたします。

1の医業収益は、入院収益、外来収益などを合計した499億6142万4269円、2の医業費用は、給与費、

材料費、経費などを合計した619億7279万9984円で、1の医業収益から2の医業費用を差し引いた医業損失は、120億1137万5715円となっております。

3の医業外収益は、受取利息配当金、他会計補助金、国庫補助金などの合計で、188億3237万2225円となっております。

4ページを御覧ください。

4の医業外費用は、支払利息、長期前払消費税勘定償却、雑損失を合計した28億4870万3112円で、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引きますと、159億8366万9113円の利益が生じております。これに医業損失を加えた経常利益は、39億7229万3398円となっております。

5の特別利益は4億5337万1690円で、6の特別損失は2億9725万3054円であり、差引き1億5611万8636円の利益を計上しており、当年度純利益は41億2841万2034円で、前年度繰越欠損金2億3201万7566円を合計した当年度未処分利益剰余金は38億9639万4468円となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

表の右の欄、資本合計を御覧ください。

前年度末残高80億1648万8985円に対し、前年度処分額が0円、当年度変動額は41億2841万2034円で、当年度末残高は121億4490万1019円となっております。

下の剰余金処分計算書について、御説明いたします。

1行目、当年度末残高の未処分利益剰余金は、38億9639万4468円で、これにつきましては、全額を翌年度に繰り越すこととなります。

6ページを御覧ください。

令和5年3月31日現在における貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明いたします。

まず、資産の部における1の固定資産は、(1)の有形固定資産と、7ページに移りまして、(2)の無形固定資産、(3)の投資を合わせた合計で、442億2058万4631円となっております。

2の流動資産は、(1)の現金預金、(2)の未収金、(3)の貯蔵品などを合わせた合計で、347億2916万8767円となっております。

1の固定資産、2の流動資産を合わせた資産合計は789億4975万3398円となっております。

8ページを御覧ください。

次に、負債の部における3の固定負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金などを合わせた合計で、

391億7559万1450円となっております。

4の流動負債は、(1)の企業債、(2)の他会計借入金、(3)のリース債務などを合わせた合計で、113億9708万1778円となっております。

5の繰延収益で、長期前受金から収益化累計額を差し引いた繰延収益合計は162億3217万9151円となっております。

3の固定負債、4の流動負債、5の繰延収益を合わせた負債合計は668億485万2379円となっております。

9ページを御覧ください。

資本の部における資本金合計は18億7858万4732円となっております。

7の剰余金は、(1)の資本剰余金、(2)の利益剰余金の合計で102億6631万6287円となっております。

6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計は121億4490万1019円で、これに負債合計を加えた負債資本合計は789億4975万3398円となっております。

以上で、認定第1号令和4年度沖縄県病院事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○國仲昌二委員長 病院事業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

説明に入ります前に、先般提出いたしました病院事業会計決算審査意見書について、記載内容の一部に誤りがありました。おわび申し上げます。タブレットに、正誤表とともに修正後の意見書を配信しておりますのでよろしくお願いいたします。

ただいま表示しました令和4年度沖縄県病院事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。令和4年度の沖縄県病院事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和5年8月7日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、病院事業が常に経済性を発揮

するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いたします。

まず1、審査結果であります。審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和4年度の経営成績及び令和5年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

経営成績につきましては、病院事業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

財政状態の中で、3ページを御覧ください。

なお書きの部分について、御説明いたします。全国的に過大申請が発生している新型コロナウイルス感染症の病床確保事業に係る国交付金について、県立病院に係る令和2年度分及び令和3年度分の請求内容を、令和4年度に点検したところ、約27億円の過大申請が判明し、令和5年度において返還する予定となっております。

本事案は、国、地方を通じた同感染症に係る医療の提供に関する緊急対応の中で生じたものと理解しますが、今後、補助事業を実施するに当たっては、交付要件等を十分把握した上で、疑義が生じた場合の関係機関への照会の徹底、申請内容のチェック体制及び各病院間、本庁と病院間の連携体制の強化等、再発防止に努めていただくよう要望しております。

5ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

県立病院は、救急医療、小児・周産期医療、離島・僻地医療、感染症医療などの政策医療を提供するとともに、地域医療を確保することにより、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っております。特に、新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症指定医療機関として、重要な役割を果たしております。

このため、これらの機能を持続的に提供することができるよう、経営の安定化が求められております。

令和4年度決算は、当年度純利益は41億2841万2034円となり、当年度純利益から前年度繰越欠損金2億3201万7566円を差し引いた当年度未処分利益剰余金は38億9639万4468円となっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響

が継続し、本来業務に係る医業損失は120億1137万5715円となり、前年度に比べ2億9220万1247円、2.5%増加しており、極めて厳しい状況にあります。

県立病院が公的医療機関としての役割を持続的に果たしていくためには、組織が一丸となって経営改善に不断に取り組むことが必要であります。

今後の病院運営に当たっては、次の4点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、(1)経営改善の取組についてであります。

県立病院が本県における基幹病院として、また、地域における中核病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下、持続的な健全経営を確保する必要があります。

新型コロナウイルス感染症は、県立病院の医療、経営に依然として大きな影響を与えており、経営状況の分析も困難な状況にあります。その一方、同感染症の医療を提供する医療機関に対する支援策は段階的に縮小、廃止されております。このような中でも可能な限り、医業収益の確保や医業費用の縮減などに取り組み、同感染症の収束後も事業規模に見合った手元流動性を持続することができるよう、引き続き対策を講ずるよう要望しております。

7ページを御覧ください。

2点目は、(2)医師等の医療スタッフの確保についてであります。

県立病院が、地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師、看護師などの医療スタッフを安定的に確保する必要があります。

県立病院の一部では、医師の欠員等により、診療科の休診や診療の制限が行われていることから、引き続き医療スタッフの安定的な確保と定着を図るとともに、職員の働き方改革への取組を着実に進めていただくよう要望しております。

3点目は、(3)財務に関する事務については是正・改善を要する事項についてであります。

病院事業局の定期監査において、基本的な財務に関する事務の不適正な処理が確認されており、依然として指摘件数が多い状況にあります。

これらの多くは、担当者において関係規定などの基礎知識の理解不足があること、管理監督者のチェックが不十分なことが主な要因と考えております。

財務事務に関する担当者及び管理監督者それぞれに必要な研修の充実など、経営人材育成への投資を

推進することに加え、各病院間、本庁と病院間の連携を図るなどして、引き続き事務部門の体制強化に取り組み、県立病院の地域医療への貢献を経営面から支える専門性の高い体制を構築するとともに、財務事務の適正な執行に努めていただくよう要望しております。

4点目は、(4)新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類感染症へ移行しましたが、県立病院においては、引き続き重要な役割を果たしております。

8ページを御覧ください。

5類感染症移行後も、依然として県立病院の診療に影響を与えていることから、県立病院においては、医療スタッフ、病床、機材等の十分な体制を維持するとともにメンタルサポートの体制を充実させるなど、引き続き医療スタッフの心身両面へのケアに努めていただくよう要望しております。

今後も、感染症医療を含む政策医療を担う県立病院の機能を安定的に維持するため、関係部局や関係機関と十分に連携を図り、万全な対策を講じていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、9ページ以降に、令和4年度沖縄県病院事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県病院事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○國仲昌二委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、企業局長から令和5年第3回議会乙第14号議案及び乙第15号議案の議決議案2件、令和5年第3回議会認定第2号及び同認定第3号の決算2件について概要説明を求めます。

松田了企業局長。

○松田了企業局長 令和4年度の水道事業会計及び工業用水道事業会計の決算並びに両会計決算の結果生じた未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和4年度沖縄県水道事業会計決算について御説明いたします。

ただいま表示しました決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、予算額の欄の右端

の合計296億2716万円に対して、決算額は295億9379万4961円で、予算額に比べて3336万5039円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における、長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款水道事業費用は予算額合計301億4952万3798円に対して、決算額は292億7657万9360円で、翌年度繰越額が9141万3300円、不用額が7億8153万1138円となっております。

不用が生じた主な要因は、第1項の営業費用における動力費等の決算額が当初の見込額を下回ったことによるものであります。

2ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は予算額合計149億3903万1000円に対して、決算額は113億8959万1188円で、予算額に比べて35億4943万9812円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことなどによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は予算額合計206億4661万5020円に対して、決算額は164億533万3880円で、翌年度への繰越額が38億717万2950円、不用額が4億3410万8190円となっております。

繰越しが生じた主な要因は、第1項の建設改良費において、入札不調及び不落等による設計見直しや現場状況を踏まえた工法への変更等に不測の日数を要したことによるものであります。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、3ページの損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益156億9791万6595円に対して、2の営業費用は270億5045万2465円で、113億5253万5870円の営業損失が生じております。

3の営業外収益123億1167万6826円に対して、4ページの4の営業外費用は8億3135万6269円で、右端上のほうになりますけれども、114億8032万557円の営業外利益が生じており、経常利益は1億2778万4687円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は740万1223円となり、この当年度純利益が当年度末処分利益剰余金となっております。

次に、5ページの剰余金計算書について御説明申

上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高478億7529万2139円に対し、当年度変動額が1683万4730円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は478億9212万6869円となっております。

次に、6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高740万1223円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、議会の議決を経て、減債積立金に積み立てることとしております。

次に、7ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、8ページになりますけれども、資産合計4178億7756万5321円となっております。

負債の部については、9ページの中頃となりますけれども、負債合計3699億8543万8452円となっております。

資本の部については、10ページの下から2行目になりますけれども、資本合計478億9212万6869円となっております。

なお、11ページから13ページは決算に関する注記、また15ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、認定第2号令和4年度沖縄県水道事業会計決算の概要でございます。

次に、ただいま表示しました決算書の43ページを御覧ください。

引き続きまして、認定第3号令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算について御説明申し上げます。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款工業用水道事業収益は予算額合計6億7282万4000円に対して、決算額は6億7727万6211円で、予算額に比べて445万2211円の増収となっております。その主な要因は、第3項の特別利益の増加によるものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用は予算額合計6億9065万5822円に対して、決算額は6億6326万2668円で、不用額が2739万3154円となっております。

不用が生じた主な要因は、第1項の営業費用における動力費等の決算額が当初の見込額を下回ったこ

とによるものであります。

44ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入は予算額合計7282万8800円に対して、決算額は7160万3879円で、予算額に比べて122万4921円の減収となっております。

これは、第1項の国庫補助金の減少によるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は予算額合計1億60万9958円に対して、決算額は9343万6414円で、不用額は717万3544円となっております。

不用額の主な内容は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残等によるものであります。

次に、45ページの損益計算書に基づき、経営成績について御説明申し上げます。

1の営業収益3億2897万4275円に対して、2の営業費用は6億1372万837円で、2億8474万6562円の営業損失が生じております。

3の営業外収益3億1175万2873円に対して、46ページの4の営業外費用が777万3643円で、右端上のほうになりますけれども、3億397万9230円の営業外利益が生じており、経常利益は1923万2668円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は1618万9991円となり、この当年度純利益が当年度未処分利益剰余金となっております。

次に、47ページの剰余金計算書について、御説明申し上げます。

右端の資本合計の欄でございますが、資本合計の前年度末残高15億3228万3333円に対し、当年度変動額が1618万9991円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は15億4847万3324円となっております。

次に48ページを御覧ください。

剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高1618万9991円の全額を、今後の建設改良費の財源に充てるため、議会の議決を経て、建設改良積立金に積み立てることとしております。

次に、49ページの貸借対照表に基づきまして、財政状態について御説明申し上げます。

まず、資産の部については、50ページの中頃になりますけれども、資産合計57億6939万7955円となっております。

負債の部については、51ページになりますけれども

も、負債合計42億2092万4631円となっております。

資本の部については、52ページ下から2行目になりますけれども、資本合計15億4847万3324円となっております。

なお、53ページから55ページは決算に関する注記、また57ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上が、認定第3号令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の概要でございます。

決算の概要説明に続きまして、議決議案として提出しております未処分利益剰余金の処分について、その概要を御説明申し上げます。

ただいま表示しました議案書の30ページを御覧ください。

乙第14議案令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金740万1223円の全額を、将来の企業債償還に充てるため、減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

続きまして、31ページを御覧ください。

乙第15議案令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明いたします。

本議案は、決算における未処分利益剰余金1618万9991円の全額を、今後の建設改良費の財源に充てるため、建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とすることから提出したものであります。

以上で、乙第14号議案及び乙第15号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○國仲昌二委員長 企業局長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から令和5年第3回議会認定第2号及び同認定第3号に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和4年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和4年度の沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業

水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和5年8月7日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、水道事業及び工業用水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和4年度の経営成績及び令和5年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

水道事業会計の経営成績及び財政状態について、また、4ページから記載しております工業用水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、ただいま企業局長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

6ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

企業局では、令和4年11月に改定した沖縄県企業局中長期計画において、現状と課題を整理し、事業環境の変化に的確に対応すべく、施策目標として安全で安心な水の供給、安定した水の供給、健全な経営の持続、県民に信頼され満足度の高い水道を掲げ、その実現に向けた施策、取組を進めることにしております。

老朽化施設の更新や耐震化、水道広域化の推進等に伴い資金需要の増加が見込まれる中、令和4年度決算においては、電気料金の高騰による動力費増の影響が大きく、利益が大幅に減少するとともに、給水原価が供給単価を上回るようになっております。

企業局においては、9次にわたる経営計画等の下、経営の健全化・効率化に取り組み、水道事業については、復帰以降急速に整備した施設の更新等に伴う費用が増加する一方、給水収益は伸び悩み、近年の大幅な電気料金の上昇により、厳しい経営状況が続くものと見込まれております。

今後とも、中長期計画で掲げる施策目標の実現に

向けて、県民福祉の増進のため、経営改善・合理化の取組をより一層徹底するとともに、常に経営状況等に関する幅広い情報について積極的な広報を行い、県民の理解を求めながら、安定給水の確保とさらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望しております。

まず、水道事業会計については、純利益が740万1223円となり、前年度に比較して5億5785万8163円、98.7%減少しております。

これは、主に動力費等の増により営業費用が増加したほか、営業外収益が減少したことなどによるものであります。

給水原価は、ダムなどの水源と消費地が離れていることや水源の零細性等に起因して小規模施設が多くなることなどから、動力費や施設管理等に係る人件費の割合が全国平均を上回っているほか、電気料金の高騰による動力費増の影響が大きく、前年度から2.81円上昇の102.41円となり、供給単価102.24円を0.17円上回っております。

7ページを御覧ください。

中長期計画においては、将来的な人口減に伴い水需要が減少する一方で、施設の耐震化や老朽化に伴う更新等による資金需要の増加に加え、電気料金の高騰や円安の進行が経営に大きな影響を及ぼすことが見込まれており、経営状況は厳しくなることが予想されます。

今後の事業運営に当たっては、施策目標の達成に向けて、各種施策、取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただくよう要望しております。

また、沖縄本島周辺離島8村への水道用水供給事業の広域化については、引き続き着実に推進していただくよう要望しております。

次に、工業用水道事業会計については、純利益が1618万9991円となり、前年度に比較して5955万6917円、78.6%減少しております。

これは、主に営業外収益の減少と、修繕費及び動力費等の増による営業費用の増加によるものであります。

給水原価は、水源の零細性により小規模なダムに依存していることから、ダムの維持管理に要する負担金や動力費などの割合が大きくなり、全国平均を大きく上回っているほか、電気料金の高騰等による動力費増により、給水原価が前年度から2.94円上昇し51.59円となり、供給単価50.35円を1.24円上回っております。

また、施設利用率は59.67%で、施設規模に見合った需要が確保されておらず、経営環境は依然として厳しい状況であります。

今後の事業運営に当たっては、水道用水供給事業と連動して経営の効率化に努めるとともに、工業用水道の既設管路沿線地域に立地する企業の需要開拓を推進し、経営の健全化を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、8ページ以降に、令和4年度沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県水道事業会計及び沖縄県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。
○國仲昌二委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

次に、土木建築部長から令和5年第3回議会認定第4号の決算について概要説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計の決算について、その概要を御説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款流域下水道事業収益は、予算額の欄の右端の合計117億6986万8000円に対して、決算額は115億6177万3094円で、予算額に比べて2億809万4906円の減収となっております。

その主な要因は、第2項の営業外収益における長期前受金戻入の減少によるものであります。

次に、支出の第1款流域下水道事業費用は、予算額合計122億8139万8900円に対して、決算額は113億2490万1034円で、翌年度繰越額が3億2409万8530円、不用額が6億3239万9336円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の営業費用において、世界的な原材料不足等により取替用部品の製造に遅延が生じたことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の営業費用における委託料及び減価償却費の減少によるものであります。

2ページを御覧ください。

(2)資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入は、予算額合計82億9336万

5814円に対して、決算額は47億4336万1005円で、予算額に比べて35億5000万4809円の減収となっております。

その主な要因は、建設改良工事の繰越しに伴い、第2項の国庫補助金が減少したことによるものであります。

次に、支出の第1款資本的支出は、予算額合計98億4017万5401円に対して、決算額は58億5031万4455円で、翌年度への繰越額が38億306万7720円、不用額が1億8679万3226円となっております。

繰越しが生じた主な理由は、第1項の建設改良費において、世界的な電子部品の不足により納期の遅延が生じたことによるものであります。

また、不用額の主な理由は、第1項の建設改良費における県単独事業の執行残によるものであります。3ページを御覧ください。

損益計算書に基づきまして、経営成績について御説明いたします。

1の営業収益49億9922万4167円に対して、2の営業費用は105億9688万1398円で、55億9765万7231円の営業損失が生じております。

4ページを御覧ください。

3の営業外収益60億3031万4859円に対して、4の営業外費用は2億8736万4596円で、右端上から1行目になりますが57億4295万263円の営業外利益が生じており、経常利益は1億4529万3032円となっております。

5の特別利益、6の特別損失を加味した当年度の純利益は1億4725万7889円となり、この当年度純利益が、当年度未処分利益剰余金となっております。

5ページを御覧ください。

剰余金計算書について、御説明いたします。

右端の資本合計の欄でございますが資本合計の前年度期末残高198億5433万512円に対し、当年度変動額が2億3426万864円増加したことにより、資本合計の当年度末残高は200億8859万1376円となっております。

6ページを御覧ください。

剰余金処分計算書について、御説明いたします。

右端にあります未処分利益剰余金については、当年度末残高1億4725万7889円の全額を、今後の企業債償還に充てるため、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例第4条第1号の規定に基づき、減債積立金に積み立てることにしております。

7ページを御覧ください。

貸借対照表に基づきまして、財政状態について御

説明いたします。

まず、資産の部については、最下段になりますが資産合計1435億3385万4021円となっております。

9ページを御覧ください。

負債の部については、右端上から2行目になりますが負債合計1234億4526万2645円となっております。

資本の部については、右端下から2行目になりますが資本合計200億8859万1376円となっております。

負債資本合計については、最下段になりますが1435億3385万4021円となっております。

なお、10ページ及び11ページは決算に関する注記、また13ページ以降につきましては、決算に関する附属書類となっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で、令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○國仲昌二委員長 土木建築長の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について御説明いたします。

まず1、審査の対象であります。

令和4年度の沖縄県流域下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項の規定により、知事から令和5年8月7日付で審査に付されました。

監査委員は、同決算書及び決算附属書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、9月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

次に2、審査の方法であります。

審査に当たっては、流域下水道事業が常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについて、決算書及び決算附属書類と関係書類等との照合などを行い実施しました。

2ページを御覧ください。

第2、審査の結果及び意見について、御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

審査に付された決算諸表は、法令に適合し、かつ、正確であり、令和4年度の経営成績及び令和5年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

流域下水道事業会計の経営成績及び財政状態につきましては、土木建築部長から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

4ページを御覧ください。

次に2、審査意見であります。

流域下水道事業は、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む観点等から、令和2年度に公営企業会計に移行した趣旨を踏まえ、損益計算書、貸借対照表等に基づく経営状況の分析、経年比較、他団体との比較により、経営課題を十分把握し、それを踏まえて、経営の効率化・合理化をより計画的に推進していただくよう要望しております。

令和4年度の経営成績は、純利益が1億4725万7889円となり、前年度に比較して4億5092万6304円、75.4%減少しております。

これは、主に委託料及び動力費の増により、営業費用が増加したことなどによるものであります。

このため、汚水処理原価は前年度から4.8円上昇の50.5円となり、負担金単価50.0円を0.5円上回っております。

有収水量の大幅な増加が期待できない中、今後、施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担は増大することが見込まれ、厳しい経営環境下においても持続可能な下水道サービスを提供するため、沖縄県流域下水道事業経営戦略で定めた効率化・経営健全化のための取組方針を踏まえ、具体的な取組を着実に推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていただくよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、5ページ以降に、令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○國仲昌二委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和5年第3回議会乙第14号議案及び乙第15号議案並びに令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

前川智宏土木建築部長、松田了企業局長及び本竹

秀光病院事業局長、御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長退席)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

これより代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から、決算審査意見の状況などについて審査することにしております。

なお、決算議案に係る部局ごとの詳細な審査については、本委員会において、明日調査することにしております。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の確認)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

島尻忠明委員、新垣新委員、仲村家治委員から、それぞれの質疑時間の全てを又吉清義委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は在席する必要がありますので、御承知おき願います。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

下地康教委員。

○下地康教委員 まず病院事業局の会計決算の審査意見書ですね。3ページですけれども、国の交付金の過大申請が約27億円というふうになっておりますけれども、令和5年度に返還予定というふうにありますけれども、これは歳入から返還までに時間がありますね。これ実際国の補助金が令和4年度に入っていると、それで5年度に返還ということになりますけれども、これの利息というのはあるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 利息が発生するというようなお話はこちらでは聞いておりません。

○下地康教委員 これは数字上の話という理解でいいですかね。例えば実際お金が入っていないと。ただ数字上に……。

これ交付されているはずですよ。

○安慶名均代表監査委員 この交付金について、今回返還する27億円というのは令和2年度、令和3年度に交付された分の交付金の中に過大申請があったということで、令和4年度にそれを点検をしましてその分を令和5年度に支払うということになっています。

○下地康教委員 私が申し上げているのは、1度交付されたお金というのは準備されているはずですので、それを返還するというはその交付金が県のほうに入っていると。交付するまでは戻すということですからね。返還するというは、それまでの利息というのは発生するのかどうかを確認したかったですけれども。

○安慶名均代表監査委員 この交付金に関して支払利息が発生してそれを加算して返還するというようなことについては、こちらのほうではそういうお話は聞いておりません。

○下地康教委員 はい、了解しました。

監査委員のほうではその判断はできないという理解でよろしいですかね。

○安慶名均代表監査委員 これは交付した国側と当該部局等との間で調整がなされているものと思っております。

○下地康教委員 次に、17ページですね。

17ページの資料が差し替えられております。その中でその差し替えた後の資料ですけれども、一番下の欄の繰入金の合計というのが以前の資料と違いませんね。これおおよそ100億円ですかね。その以前の資料と変更した資料の一番上の文言ですね。ウ、一般会計からの繰入金というこの数字が変わってないんですけれども、これ何ですか。

○安慶名均代表監査委員 大変申し訳ないことに17ページの表については、提出後誤りが判明しましたので訂正させていただいたところでもありますけれども、この訂正があった部分というのは繰入基準額の欄に訂正がありましたので、その繰入額そのものの決算額についての変更はございませんでしたので、この本文のところの繰入れの金額については特に変更の必要はなかったということでもあります。

○下地康教委員 変更前の資料では、一番上の文言の数字、つまり一般会計からの繰入金は合計で176億円余りというふうになっていて、表の一番下の繰入

金合計が同額となっているんですね。改正後の表、改正後の資料ですね。それはその一般会計からの繰入金額の合計176億円余りが表の一番下の繰入金合計の金額と違っています。それはどういう理由ですかね。

○安慶名均代表監査委員 今回修正がありましたのは、令和4年度の繰入基準額の欄の修正がありまして、この表の中ほど負担金交付金の12番にあります。県立八重山病院暫定ヘリポート夜間運用に係る経費が繰入基準上はゼロでありますけれども、繰入れが308万4247円あったということでもあります。繰入基準にはないけれども繰入れが発生したというところがありますけれども、誤ってその決算額、繰入額と同額を繰入基準額ということで書いていたものですから、この修正をしてそこはゼロにしたというところと。さらにその下のほうの他会計補助金、中ほどにありますけれども新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業についても繰入額が約100億円ありますけれども、これも繰入基準に基づくものではなかったのがありますけれども、その繰入額と同額を繰入基準額に記載をしていたものですから、これもそこは削除してゼロにしたということで、繰入基準額の欄だけが修正をされたということで、実際の繰入れた決算額については全く変更、修正はないということでもあります。

ですから一番下の繰入金合計額のところでありますが、繰入基準額の合計としては75億円ほどになりますけれども、実際の一般会計からの繰入金金は176億円あったということになってございます。

○下地康教委員 次は水道事業の6ページですが、審査意見書の中段ですね。評価の中で老朽化施設の更新や耐震化云々というものがあって、利益が大幅に減少するとともに、給水原価が供給単価を上回るようになったというふうにあるんですけれども、これは監査委員として改善策というものを求めていますでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 今回企業局の水道会計については、ダムが北部にあることと消費地が中南部にあるということで距離があるものですから、いろんな管路延長が長かったり、あるいは水源が乏しいものですから、河川水であったり、ダム水であったり、いろんな零細な水源を求めているというところで施設が多くなっている。その施設の維持管理のための人件費がかかっているという部分と、さらにそのために動力費が多くかかっているというところがあります。そういうところが今回の動力費の増に伴っ

て、大きく給水原価を押し上げたということが理由ということでもありますので、そこら辺のいろんな省エネの施設の取組であるとか、様々な経費の削減であるとか、いろんな企業局の中長期計画に掲げている様々な取組をしっかりと着実に推進していただきたいというようなことを申し上げているところがあります。

○下地康教委員 次に7ページ、工業用水道事業会計のほうです。一番下のほうで、需要の開拓を推進して、経営の健全化を図っていただきたいというふうにしていますけれども、それに関する健全化の対策はどのようなものを企業局のほうから説明をされていたのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 工業用水につきましては、水道用水と共同施設ということで運営されておりますので、ここの意見書にも書いてありますとおり、その水道用水供給事業の様々な取組と連動する形で工業用水道事業会計についても、そういう計画に定められた各種の取組をしっかりと推進してもらいたいということと、また工業用水道事業会計独自の取組としては、ここにありますとおりその施設の利用率がまだ6割に満たないというところがありますので、そういう既設の管路沿線の地域に立地する企業についての需要開拓に取り組んでもらいたいというところを要望してございます。

○下地康教委員 次は下水道事業ですね。4ページの一番下のほうですけれども、経営戦略で定めた効率化・経営健全化のための取組方針を踏まえて、具体的な取組を着実に推進し、経営の基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていただけるよう要望するということですが、これ具体的な取組を着実に推進するようとしていますけれども、その事業者からどのような取組をしているというような意見などありましたでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 流域下水道事業会計におきましては、令和2年公営企業化をした際に、沖縄県流域下水道事業の経営戦略が策定をされてございます。その中でこれまで以上に経費削減努力を重ねる必要性があって、さらに常にコスト意識を持ち創意工夫を重ね、着実に汚水処理を行っていくという観点から、効率化・経営健全化のための取組として経営資源の転換効率の向上、あるいは環境変化への対応力の向上、柔軟な組織運営と人材育成ということの取組方針が定められております。それに基づいていろんな取組を行っているという説明を受けております。

○**下地康教委員** この汚水処理の原価は、前年度から上昇していると。50.5円ですかね、負担金単価を0.5円上回っていると。要するに処理する単価と頂く料金の単価がちょっと逆転をしているという理解をしているんですけれども、それに対する改善策というのは事業者のほうからどのように示されていたのか。それと改善策を聞き出しているのかどうかですね。その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○**安慶名均代表監査委員** 流域下水道事業会計におきましても、単価と原価が逆転をしたというところでありまして、これ4年度決算においては委託料であるとか、動力費の増が営業費用を増やしたことが主な原因ということをお聞きしております。そういう中で有収水量というのは、なかなか大幅に増加をすることが期待できない中で、設備の老朽化であるとか、腐食に伴っての更新はこれからもどんどん出てくるという厳しい経営状況があると聞いております。先ほど申し上げた様々な経費削減の取組をするというところをお聞きしておりますけれども、今原価と単価が逆転をしておりますけれども、令和2年度に公営企業になったときに単価の改定等もしているところでもありますので、今はそういった経費削減であるとか、あるいは収益の増の取組をする中でしっかり対応していきたいということでもあります。今水道事業会計において料金単価の検討もされているようなんですけれども、下水道のほうでは単価を改定をしまだ間もないところでもありますので、現状の中で経営改善の努力をしていきたいという、現時点ではそういうふうな話を聞いております。

○**下地康教委員** 以上で私の質疑を終わります。

○**國仲昌二委員長** 下地康教委員の質疑は終了いたしました。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** よろしくお願ひします。40分とたくさん頂きましたが、大丈夫ですから安心してください。細かい数字はお聞きしないし、監査という立場だけで意見ということで今日はお伺ひしたいということで、ぜひ皆さんには頑張っただけでいいというエールと叱咤激励の意味で質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。それはなぜかといいますと、今回御存じのとおり我が沖縄県、あまりにも不祥事が多すぎます。この不祥事が続いて1年半となっております。一向に直る傾向がございません。であるならば、それは先にキャッチするのは監査だと見ております。監査の皆様がしっかりとさらにどうするかということで体制を変えていか

ないと、我が沖縄はこれでいいのかなということでもエールを送りながら質問をさせていただきたいと思ひます。

まず確認事項から進めていきたいと思ひます。初めに令和4年でしたかね。乙第13号議案というのがあります。都市モノレール建設事業資金貸付金に係る債権の一部、合計1億3989万9135円を放棄するという議案が出てきました。それはそれでよしとしましよ。非常に私がそこで気になっていたのが何かといいますと、これは委員長の説明ですから間違いありません。令和3年度沖縄県歳入歳出決算書においては、0.08%の利率で算定された貸付金元利収入の額が記載されているが、これ自体は契約書に基づいて沖縄都市モノレール株式会社から実際に徴収した利息額が決算書に掲載されていると。契約書と実際の決算書の契約書が中身が違うということだと私は思っております。契約に基づく利息額とそごはないとの答弁がありました。そういうふうな時間の流れで契約書と実際とのずれがある中で我々は決算を進めてきましたと。そういう現象がありましたということに関しては、私はやはり非常にこれでいいのかなと。この辺は監査のほうでしっかりとこれは是正するべきところは是正をする。また喚起をするところは喚起をする。そういうのを体質をしっかりとやっけていかないと——そのとき監査の意見は一切ございませんでした。しかしそういうふうな決算が進められてきました。これは好ましい状態ではないと思ひますが、やはりその辺は監査として、まず当局からも伺ひがあったのかなかったのか。まずそれについてお伺ひします。

○**安慶名均代表監査委員** ただいま又吉委員からの御質問は、議決漏れがあつて事後の議決をした案件だと思ひますけれども、それはその時点では決算の審査の対象にはなつていなかったと思ひますので、審査意見書等で直接その部分についての細かい記載はなかったかと思ひますけれども、私どもとしてはこの案件に限らず、ほかにも議決漏れの案件がコロナの検査キットの件であるとか、ございました。それで7月から8月にかけては監査委員では本庁監査ということで各部局課長以上、部長から課長まで全てを一堂に集めて本庁監査を監査委員4名でやっております。その際には、これは当該部局だけでなく全部局長、全課長に対して、こういう議決漏れという重大な不適正な事案が立て続けに起こつていくということで、議会でいろいろな議論があつたことは皆さん承知のことだと思ひますが、いま一度このこと

についての重大性を認識をして、二度とそういうことがないように対策を各部局しっかり取ってもらいたいということは、各部局の本庁監査で部長はじめ各課長に私から直接申し上げたところでもあります。

○又吉清義委員 ぜひですね、やはりそういった始まりから、今回御存じのとおりいろんな問題が発生しております。ですからこの監査の皆さんが指摘をしている中でもこれがやっぱり生じているということは本当にこれは残念なことであります。またこういった意味で監査のほうの努力を感謝申し上げますけど、しかしまだまだ起きている部分についてこれでいいのかなというのがある中で、次の質疑に入らせていただきます。

令和4年度の監査をする中で、これまでの過去の監査と令和2年、3年頃から監査のほうで新しい指摘項目が出てきたんですよ。これは具体的に令和3年度にどのような項目が一筆出てきましたか。

○安慶名均代表監査委員 今委員がおっしゃっているのは、国庫補助金の請求漏れに係るような事案のことかなというふうに理解しております。

○又吉清義委員 そうなんですよ。これまで皆さんの監査、過去15か年分を遡って調べてみました。意見書で残念なことに国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったものという文言が出てきたのは、令和3年からなんですよ。見てください。令和3年からこの文言が出てきました。そしてこれは財政課であり、土木総務課であり、道路街路課であり、そういった3課にこれがありますよというのが、出始めてきて4年度も出てきてしまいました。私は監査の皆様ぜひお願いしたいのは、今までなかった国庫補助金の請求に係る事務自体が適正でなかったということは、御存じのとおり補助金が頂けなかったという現象が出たということなんですよ。この重要性の認識がない。沖縄県も。そしてこのようなミスが出てきたということは最初に皆さんはお気づきになった。だからこういった絶対やっちゃいけないものがじゃんじゃん出てきてしまっているのが、残念な結果でないかなと思います。こういった重要事項が出てきたものに関しての取組というのは、皆さん確かに監査報告書をペーパーで出します。その程度ではこれは収まってなかったというのが今日の現状かと思えますよ。いかがですか。

○安慶名均代表監査委員 令和3年度の審査意見書でこの件については述べさせていただいておりますけれども、その際のことを御紹介しますと、私どもとしては、今般複数の部局で国庫補助金の繰越しや

実績報告等の手続において、誤った金額を報告したため本来国から交付される補助金の受入れができず、一般財源や翌年度の国庫補助金を充当する事案が発生をしたという事実をまず指摘をして、国庫補助金に関する事務は全庁共通の事務であり、それに誤りが生じた場合、県の財政に大きく影響し県行政の信頼を損ねることになる。当該事案の発生要因を分析し、所要額を適時確実に受け入れることができるよう進捗管理の徹底、関係部署及び担当職員間の連携体制や事務処理のチェック体制の見直しなど再発防止策を講じていただきたい、ということを含め令和3年度の審査意見書にはしっかりと記述をさせていただいております。また先ほども申し上げましたけれども、その年の本庁監査の委員監査の際にも各部局に対して、今お話しした意見書に書いているものと同様なことを部長、各課長に対して監査委員からは強く申入れをしたところでもあります。その後も起きたということがありますので、非常に残念ではありますけれども、今年度の8月の本庁委員監査においても、昨年度に引き続きということでこの国庫補助金のことについては同様なことを今年度も各部局に対して申し上げたところでもあります。

○又吉清義委員 このような努力は私も別に否定はいたしません。しかし現実的に、この国庫補助金の申請漏れというのは——例えば財務に関する総務部のほうです。国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったということで、沖縄振興特別推進交付金、ソフト交付金が適正に行われていなかったと。まず総務部もそれがあったということですね。そして次は、同じく今年もたくさん出てきた土木建築部です。財務に関する事項で国庫補助金の請求に係る事務が適正でなかったと。これ皆さんはしっかりと指摘をしているわけですよ。指摘をする中にこういうふうにして書いてありました。沖縄振興公共投資交付金事業、市町村事業に係る令和2年度から令和3年度への繰越手続において、繰越額を過小に算出し国に報告したため同交付金1億2731万787円の受入れができず、一般財源から支出をしたと。もうその時点からこれが起きてしまっているわけですよ。ですから監査の皆様方の指摘を県がしっかりと心で受け止めて、全庁体制でこれがしっかりとこなせるようであれば、もう大体この年で終わっています。しかしこれ以上に今は起きているというのが私は事実だと思います。その後監査の立場としてどのような国庫補助金の申請であり、農林水産部であり、どのくらい起きたか御存じでしょうか。お分かりでしたら少し御説明し

ていただきませんか。

○**國仲昌二委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から又吉委員に対して質疑内容については令和4年度企業会計決算に関する観点から整理するよう説明があった。)

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

又吉清義委員。

○**又吉清義委員** その後御存じのとおり、沖縄県ではいろんな不祥事がじゃんじゃん出ているのは事実なんです。なぜ止めることができないかというのがどこに原因があるかということなんです。

例えば皆さんの沖縄県病院事業局会計決算審査意見書の中で7ページのほうですね。財務に関する事務について是正・改善を要する事項についてということで意見があるわけですよ。これは何かといいますと、令和4年度の定期監査において会計や契約等に係る基本的な財務に関する事務の不適正な処理が確認され、依然として指摘件数が多い状況であると。これまさしくそのとおりであります。その下で、何が行われたかということ病院事業局においては、企画機能の強化や県立病院事務部門の体制強化を図るため、令和4年4月に本庁組織の再編や県立病院の事務部各課に係を設置するとともに、事務職員を増員している。この強化の内容というのは県立病院であり、いろんなところ、具体的にどこに何名配置しているかは御存じですか。

○**安慶名均代表監査委員** 令和4年の事務の増員は、記憶では27名だったかと思っています。そのうち4名が本庁での増員で23名は各県立病院での増員というふうに記憶をしております。

○**又吉清義委員** その中でこういうふうな配置をすることは非常にありがたいことなんです。そしてまたこういう意見があります。専門性の高い体制を構築するとともに、財務事務の適正な執行に努めていただきたい。この27名の方というのは、専門性の高い方であるのか、ないのか、皆さんはそこまで把握をしておられるか、おられないかです。

○**安慶名均代表監査委員** 事務の採用については、基本的に県の採用試験ということで採用しているかと思っておりますので、その方々が専門性のある職員を採用したということにはならないかと思っておりますけども、なかなか忙しい中で研修の企画をしてもまた、研修に参加する機会もなかなか厳しいというようなこともありますから、職員を増員して体制を整えることでまたいろんな研修にも参加しやすくなるという

ころもありますので、そういった面で専門性の高い体制の構築というのは、一朝一夕にはできないと思っておりますけれども、少し年数もかけながらしっかり取り組んでもらいたいというふうに思います。

○**又吉清義委員** ぜひですね、せっかく監査のほうでしっかり指摘をしているんですよ。指摘をした結果、この1年どのように何が改善されたか皆さん御存じですか。

○**安慶名均代表監査委員** この財務に関する事務の是正に関する項目というのは、毎年度指摘がありますので、審査意見の中には入っておりますけれども、数年前からやはり病院の事務体制をもっと強化すべきという監査委員としての考えを持ちましたので、ここ数年の審査意見書には事務体制の強化ということを書かせていただいています。病院事業局とのいろんなやり取りの中では、そういう監査からの事務体制の強化という指摘も踏まえて、事務局体制の強化を図っているというふうにも聞いておりますし、その成果として昨年度の事務の増員であるとか、あるいは係制の導入というのは係制にして小さい単位で係長が職員の業務内容をしっかり把握をして、そのチェック体制も強化をするとか、あるいはまたその係長がそういう係長業務を通して、マネジメントをつけて今後課長であったり、あるいはもっと上の事務部長であったりという病院の事務局体制の強化につながるというような観点から、係制も導入したというふうに聞いています。

これは去年できて、今すぐ成果というのはなかなか厳しいところではありますけれども、しっかりそれが着実に事務局体制の強化につながるというものだというふうに期待をしております。

○**又吉清義委員** 確かに令和4年度から取り組まれております。今代表監査委員がおっしゃるとおり、人員も増やして強化されております。そうあってもらいたいんですよ。そうあってもらいたいんですけど、御存じのとおり例えば3ページを読みますと、皆さんの指摘では、全国的に過大申請が発生している新型コロナウイルス感染症の病床確保事業に係る国交付金の県立病院に係る令和2年度分及び令和3年度分の請求内容を令和4年度に点検したところ、約27億円の過大申請が判明し、令和5年度において返還する予定となっている。まだ予定なんです。残念なことにまだまだこれが進んでいない。そしてしっかりと数字が皆さん把握できていない。そうかと思えば昨日なんかまたとんでもないのが出てきました。各病院の事務を強化したにもかかわらず、

問題はまたたくさん出てきてしまった。ですからそれでよろしいですかと。監査の責任を追究しているわけではないですよ。現実こうなっていますよと。現実には相反していますよと。ですから皆さんとしてあと一歩踏み込んで監査としてもっと県執行部に私は言うべきだと思いますが、いかがですか。そして監査であと一歩踏み込んでやっていただきたいことがある。是正するために。

○安慶名均代表監査委員 まず今回のコロナの返還金については、その他起きているいろんな土木環境委員会の赤字決算の話とか、あるいは今回の国庫の受入れが適正でなかったというようなものとは、少し意味合いが違っているのだろうとは思っています。この発端は会計検査院の検査で他都道府県において、そういった事案が見つかったために全国的に厚労省からその点検の指示もあって、点検をした結果、様々な県でやはり新しい仕組みの中で、しかもコロナの緊急体制の中で対応したために、今全国でも起こっているというところですので、それはしっかりそういうことがないようにやるべきではありますけれども、やむを得ない事案でもあると思っていますので、コロナの返還金に関しては他の不適正事案とは少し性格が異なるものだというふうに思っています。

いろいろと意見を述べさせていただいてはおりますけれども、なかなか改善ができないというところでありまして、我々監査委員としては毎年度しっかり定期監査、決算審査をする中で出てきた課題については、仮に同様な内容であってもこれは繰り返し強く指摘をして改善を求め続けるという姿勢で対応したいと思っていますし、自らやはり指摘を受けて執行部がしっかり議論して、具体的な改善策は執行部がしっかり講じるべきものというふうに考えています。

○又吉清義委員 確かに代表監査委員がおっしゃることが、当然かと思えます。当然かと思うんだけど、実際現実にはそうではないと。もしそれがそのとおり行われているのであれば、このような不祥事は私は起こらないと思えます。ミスも起こらないと思えます。しかし起きてしまっている。起きてしまっている中で、一番そういった予測ができる。あれ、これまた違ったことが出てきたぞと。こういうのは一番よく知っている皆さんの立ち位置がもっと大きくあってもいいんじゃないかなと言いたいですよ。例えば強化するために専門性の高い体制を構築すべきだと言ったからには、皆さんで県のほうにちゃんとしなさいと指摘をする。これ当たっています。

しかし指摘をしているけれど、本当に行われてなければ今回のようなことが起きてしまっているのが現状ではないのかなと。そういった今後の監査の在り方というのを少しワンランク上の在り方も可能性はないのかなと。従来どおりの監査でいいのかなと。権限であり、このやり方をまた少し改革してもいいのではないのかなと私は思うんですよ。例えば人数にしろですね。そこに税理士であり、プロフェッショナルを入れるとか、そういった体制も強化をして県の事務運営がしっかりといくように、どうあるべきかというのを、私は一番皆さんがよく知っているかと思えます。これ指摘事項どおり、事が起きてしまっているんですから。しかし県のほうはなかなか是正が見られない。そういった意味で監査としてどんなですか。やはり県政を立て直す意味でも皆さんがしっかりと提言の在り方をもう少し2ランク上、1ランク上のレベルの改革もすることによって、一番県民が助かるかと思うんですが、それぐらいの思い切った行動力はありますかというのを私は聞きたいんですよ。監査としていかがですか。

○安慶名均代表監査委員 監査としては、いろんな決算審査、定期監査の中で事務処理のミスを見したり、あるいは課題と思われるようなことが見つかった場合には、それはしっかりと審査意見なり、あるいは定期監査の報告書に記載をして、直接県のほうに手交してしっかり対応するように今は述べているところでありまして、私どもとしてもなかなか改善されない点があるということについては、非常に残念に思っていますけれども、ただそれはしっかり我々としては諦めずにちゃんと強く指摘をして、是正を求めるところであります。やはりそこはまた執行部と監査の立場も違いますので、執行部にしっかりと対応していただきたいということを強く求めたいと思っています。

○又吉清義委員 本当におっしゃるとおり、しっかり対応してもらいたい。これは私も百も承知です。願っております。ただしかし、しっかりと対応できていないのが今日の現状じゃないですかと。この監査の皆様が一番よく知っている指摘事項に関して、この指摘だけじゃなくて、監査のほうでちゃんとこれ改善できたかと、本当に全庁体制でそういった話合いもしかりとしたかと、どこをどうしたかと。逆に今後、報告書も求めるぐらいのものでもないのかなと。そしてそればかりではありません。皆さんが定期監査をやっておりますが、それも数を増やすことによって、チェック機能をもう少し

是正する意味で数も増やす、人も増やす。そういった強化体制に私は持っていないとこれは県の職員のほうも正直言って、私から言わせるとかなり困惑をしていると思います。それをみんなでどう解決するかを考えていかないと、指摘するのは簡単です。いかに解決するかということで次監査の皆さんもそこまで業務というのを改善できないかなど。直すためにそこを言いたいんですよ。だって一向に直らないんだから。皆さんが令和2年度に指摘してから悪くなる一方ですから。補助金申請だけで約20億円近くも我々は受けることができないんですよ。莫大な金額ですよ。この2年間で、残念なことに。ですからそれを考えた場合には、やはり監査の皆さんが一番これを先にキャッチをしている。それをもっと生かすために、今後の在り方を少し改善をしてさらに頑張ってもらえませんか。私はそれを言いたいんですけど、どんなですか。

○安慶名均代表監査委員 監査の指摘しっ放しということではありませんで、今の国庫補助金関係とか非常に大きな問題ではありますけれども、その他のたくさんの指摘事項についてはですね。指摘をしましたら、その指摘についての改善策、実際にどう措置を取ったかというのはしっかり各部局とやり取りをしています。我々が認めないとそれは措置をしたということにはならないと。未措置ですよということまでしっかりやっております。それと翌年度の定期監査においては、昨年度指摘のあった課においては同じような内容のことがまた起こっていないかどうかはしっかりフォローして監査をしております。ただ監査をして非常にいつも指摘をさせていただいているのは、そういう指摘があったところについて指摘をして、改善を求めて、翌年度も内容をチェックして改善がされているのだけれども、同じような指摘内容が今度はまた別の部署で起きてしまうというところ。これが非常に問題だと思っています。ですから指摘された課だけの問題、課題ではなくて、どの課が指摘されても、そのことは全部局、部内全部、あるいは全庁で受け止めるべき課題というところで、いろんな指摘の内容が全庁で共有されることが大事というようなことはその都度、申し上げているところであります。

○又吉清義委員 ですから問題が起きていることは共有されることが大事なんです。先ほどからもう一步掘り下げてというのは、もう一つお願いしたいんですが、なぜそれが起きたのか。残念なことになぜそれが起きたかは一切議会でも聞いたことはない

し、担当部署から聞いたこともないし、監査の皆様からもこういうのは全く見たこともありません。なぜ起きたかが分かればかなり改善になるかと思えます。そういったのも今後、なぜこれが起きたのか。ただミスがありましただけではなく、なぜミスが起きたのか。そこまで監査のほうでさらに一步踏み込んで、例えば指摘をする。そうでなければ皆さんが先ほど言うように、当局から報告があればそこでも報告を求めると。そうすると私は必ず直ると信じていますよ。ぜひそういった踏み込み、そしてあと一步そういったのをやっていただきたいなど。今まで監査をして従来どおりの監査の在り方では、県はもう直るのかなど。私はかなり厳しいと見ていますよ。それをお互い解決するためにぜひそういった在り方を皆さんとして頑張っていただきたいということをぜひお願いしたいんですが、代表監査委員いかがですか。

○安慶名均代表監査委員 私どもとしては、その監査委員、あるいは監査委員事務局に与えられた権限の中で、しっかり対応してきたつもりではありますけれども、もちろんその権限の範囲の中でよりよい監査ができるように、常にその向上を図るということは今又吉委員がおっしゃったとおりだと思います。ただ我々のその権限の範囲の中で、しっかり常に監査の質の向上には取り組んでいきたいと思っています。監査委員事務局は課長以下、今15名の職員で全庁の監査をしているというところも御承知おきください。

○又吉清義委員 人数どうのこうのは言いません。私は足りないようでしたら、また予算を計上して増やすと。そして専門職が必要だったら外部も入れると。改善するまではそのぐらいの体制でもやるべきだと思います。できるまでは。そのほうがいいと思います。先ほどなぜこのようなことが起きる原因は、大体こっちなりに調べて把握はできております。でもこれは今日は言いませんけど、明日またたつぷり時間がある中でこれを議論してみたいと思うんですが。やはりそういうのをやらないと沖縄県本当に大変だなど。せつかく監査の皆さんがこの指摘をしたんだけど、なかなか改善されないこの体質ですね。皆さんも手を替え品を替えあらゆる角度から取り組んでいかないと、私はそう簡単には直るものではないと思いますよ。職員の皆さんも困っていると思いますよ。ぜひそういった姿勢で思い切って、人数は増やすべき、外部から応援を頼むべきだったらいちいち予算も要求して、もっと強化して頑張ってい

ただきたいということをお願いして終わります。

以上です。ありがとうございます。

○**國仲昌二委員長** 又吉清義委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時30分再開

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

末松文信委員。

○**末松文信委員** まず初めに、病院事業会計の決算審査意見書の5ページ、中段9行目ぐらいからですけど、令和4年度決算は、病院事業収益692億4000万円に対し、病院事業費用は651億円、同年度純利益は41億2000万円となっております。当該年度の純利益から前年度繰越欠損金2億円を引くと、当年度未処分利益剰余金は38億9000万円となっているということです。その後、しかしながらというのがありまして、本来業務に係る医業損失は120億1000万円となっていると。前年度に比べると2億9000万円、2.5%増加しているということで、これは4年度はたまたまコロナ関係でこれだけの利益計上したのかなと思いますけれども、普通ですと2億9000万円赤字だという表現と理解しておりますけれども、そのとおり理解してよろしいでしょうか。

○**安慶名均代表監査委員** お答えします。

令和4年度決算につきましては、今委員のおっしゃるとおりの数値でございまして、当年度純利益が41億円余りということで、前年度の繰越しできた欠損金が2億3000万円ほどありますので、これにまず充てた上で次年度に繰り越す未処分利益剰余金が38億9639万円ということでございます。これは全体としては、2年度、3年度、4年度のこの3年度の決算は、医業外収益のほうにコロナ関係の補助金が100億円近い単位で3年間歳入が上がっていますので、その影響もあって純利益が出たというところでありまして、やはり病院事業の本体であります、本来業務とも言いますが、医業損失については120億円の損失ということでさらに昨年度よりも3億円近い損失が増えたというところで、病院事業の本体業務としては厳しい経営状況にあるというふうに理解をしております。

○**末松文信委員** 次に22ページのほうで、表16の比較損益計算書の中の医業費用の中の給与費というところがあります。この55.8%という数字ですけども、これは他の病院とか、あるいは全国的な見方か

らするとどんな位置にあるんでしょうか。

○**安慶名均代表監査委員** まず沖縄県立病院の数値は今回、55.8%ということですけども、直近5年間を見てもおおむね56%前後で大きく変わらない比率で推移はしてございます。ただ病院の担う役割であるとか、医療圏の状況で病院の特性も違いますので、必ずしもこの率で妥当な数字かどうかというのは、一概には言えないところがございます。全国との比較ですと、これは令和3年度の数値で申し上げますと、地方公営企業年鑑では沖縄県が54.4%、全国の平均が47.8%ということで、本県が6.6ポイント高くなっているという状況にあります。

○**末松文信委員** やはり民間でもそうですけど、給与の比率がこんなに高いとなかなか経営が難しいと言われております。今全国に比べても6ポイントぐらい高いという話ですけども、この原因というのはどういうことなんでしょうか。

○**安慶名均代表監査委員** 今委員の御指摘のところは、費用に占める給与費の割合、構成比のところがありますけれども、経営指標の一つには医業収益に占める職員給与費の割合というのがございます。これで申し上げますと、沖縄県は令和4年度は72.2%、これの同じく3年度の地方公営企業年鑑の比較で申し上げますと、沖縄県は72.7%で全国平均が62.5%になっています。これを比較すると10.2ポイント沖縄県が高くなっているという状況がございます。個別の病院ごとで見ても病床規模の類似病院と比較すると、やはり県内の県立病院は総じて高くなっているという状況があります。その理由として考えられるのが、今医師に限って言えば平均給与月額が沖縄県は今全国1位という数値がございます。それに加えて100床当たりの職員数が、これも令和3年度の比較ですと全国が165.6人に対して、沖縄県は197.7人ということで、100床当たり32名ほど多いということ。さらに離島の2つの病院を抱えておりますので、離島の増嵩経費ということで離島の手当等ですね、そういうことが本県の県立病院にありますので、この辺りが人件費の割合を押し上げている要因だろうというふうに理解をしております。

○**末松文信委員** 先ほど質問いたしました毎年度2億円から3億円の赤字を計上しているということでもありますけれども、この今の損益計算書の中でもこれだけの人件費がかかっているということについて、改善策というのはないんでしょうか。

○**安慶名均代表監査委員** 本県の先ほど申し上げた理由がございましてけれども、離島の2つの大きな総

合病院を抱えていて、どうしても他県のまとまった県に比べると病院数が多かったりということもありますので、職員数が多いということはなかなか必要に応じた人数が配置されているのだろうというふうに思いますし、離島の増嵩経費というのもこれもまた必要な経費だと思っています。給与月額のほうが医師については、1位というところですけども、実を言うと本給で比べると28位ぐらいになります。時間外手当が1位ということになっておりまして、これは数年前に労基署からの勧告もあって宿・日直のときの時間外の支給の在り方を指摘をされて、ぐんと時間外の支給が増えた経緯もあろうかと思えます。この辺りについては、正しい法律の中で上限960時間の適用であるとか、あるいはいろんな働き方改革の中で時間外を必要としないような勤務形態への変更であるとか、そういったところに今県立病院のほうは取り組んでいると思えますので、その辺りの成果によっては改善の方向性もあるのかなというふうに考えています。

○末松文信委員 現場を見ていると、コロナのときもそうだし先生方も寝る暇もないような働き方を私はよく見ておりますけれども。それにしても100床当たりの職員の数が全然違うというこういう状況というのは少し見直すべきではないかというふうに思いますけれども、監査委員としてはどんなふうに考えますか。

○安慶名均代表監査委員 そこは私のほうで細かい分析はなかなかちょっと難しいのですが、先ほど申し上げたとおり沖縄県の地理的特性から総合病院を2つ離島に抱えているというところなど、その辺の事情が職員数には大きく影響しているのかなと思えますので、そういう条件の中でどれだけ効率のいい職員配置で適正な病院の運営ができるのか、医療サービスが提供できるのか、この辺りはやはりまた病院の中でもしっかり考えていただく必要があると思えますけど、なかなか私のほうで多い少ないという議論はちょっと難しいところがあります。

○末松文信委員 ありがとうございます。

この辺については、また事業局に聞いてみたいと思いますけれども、もう一つですね。この医業外収益の他会計からの補助金ということで110億円ぐらいあります。それから国庫補助が2億5000万円ぐらいですけども、この他会計からの110億円というのは、どういう中身になっているんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 この他会計補助金が令和4年度の構成比が16%ということになっております

けれども、これについてはコロナの影響のなかった元年までは4%程度の構成比でありました。令和2年度からこのコロナ関係の補助金が入っておりますので、4%前後の数値が令和2年度15.1%、3年度18.3%、4年度16.0%ということで、特に新型コロナウイルス感染症入院病床確保支援事業の補助金がほとんどでありますけれども、この影響でこの3か年間は15%から16%ぐらいの構成比となっているところがございます。もう一件、国庫補助金のほうですけども、これが2億5300万円で0.4%ですが、実はこれについては元年度までは0.4%前後でございました。2年度と3年度はこの中に新型コロナウイルス感染症の患者等入院受入医療機関の緊急支援事業、こういう補助金が入ってまして、2年度、3年度は0.4%が2%台に上がっていましたが、このコロナの補助金が4年度はなくなりましたので、元の水準の0.4%の数値が出ているというような経緯がございます。

○末松文信委員 ありがとうございます。

ちなみに他会計の中身、県からの補助金というのはどのくらいになっているんでしょうかね。一般会計繰入れとして。

○安慶名均代表監査委員 他会計補助金が110億円ほどありますけれども、このうち100億程度がコロナ関連の補助金ということになっていきますので、その他の補助金は10億円程度ということになるかと思いません。

○末松文信委員 ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで末松文信委員の質疑は終了いたしました。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは水道事業会計決算審査意見からお尋ねします。6ページの水道事業会計の上の段のところを中心にごちゃごちゃと聞かせていただきます。

まず地方公営企業の料金は、公正妥当なもので、と書いてあるんですが、まずこの公正妥当なものであるというその意味を教えてくださいませんか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見中の地方公営企業の料金は、公正妥当なもので、という今御質問でしたけれども、これはちょっと続きがありまして、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全経営を確保できるものであることが必要であるということがございますが、これは地方公営企業法第21条第2項の条文から引用してございます。

水道事業につきましても、老朽化した施設の更新等に伴う費用が増加する中で、給水収益の伸び悩みがございまして、近年の大幅な電気料金の上昇で動力費が増加したということで厳しい経営状況にあります。その中で給水原価が供給単価を上回るということも令和4年度の決算では生じておまして、現在企業局においてその供給単価の改定に関する検討がなされているということも聞いておりますので、そういう単価の検討に当たっては、経営環境の変化や県民生活への影響を見極めるということも重要ですし、また県民の生活に欠くことのできない水を安定的に供給していくということも非常に重要な要件でありますので、それで条文からこの原則とすべき考え方を引用して意見書に示したところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。一般論として書かれていますということで理解しましたけれども、そうすると先ほども説明はありましたけれども、その水道料金の改定等含めて考えた場合、ここで続けて適正な原価を基礎とするということではありますが、今の説明からするとこの今の状況では適正な原価に値しているかどうかというのは監査としては、どういうふうに見てらっしゃいますでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 1立米当たりの給水原価が102.41円ということでもありますけれども、各水道事業を設置している県においては、その地理的、いろんな社会的な状況も異なるということですので、一概にどの原価が適正というのはなかなか難しいところはありますけれども、本県の状況からいいますと水源の零細性、あるいは水源と消費地の遠隔性という条件から多くの施設が必要になりまして、その人件費であるとか動力費等の負担が非常に大きくなっています。その中でも動力費については、ここ最近の高騰でかなりこれが給水原価を高くしている要因となっています。そういう分析をしておりますので、その辺のところは現在のいろんな状況、それから今後のいろんな投資需要等を含めてですね、適正な原価というのを検討すべき時期に来ているのかなというふうに考えております。

○当山勝利委員 そうすると令和4年度の決算、あとその以前の決算等を含めて見ておられると思うんですけれども、今の企業局、特に水道事業においては健全経営が確保できているかと——ここでは確保しなければいけないということではありますけれども、現状としてはどのように見てらっしゃいますか。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度の決算では純利益が740万円ということで、また給水原価と供給単価も逆転をしているという結果が出ております。これも前年度から純利益も大きく減少しているところであります。さらに幾つかの指標で見ますと、経営状況の健全性を示す指標であります総収益対総費用比率が102.0%ということで全国平均の111.5%より9.5ポイント低くなっているという状況があります。ただ一方で自己資本構成比率は83.5%で全国平均の79.4%よりは4.1ポイント高くなっているということもあります。もう一つ短期債務に対する支払能力を示す流動比率が173.2%で近年大幅に減少しております。純利益が減っているという状況と連動しているかと思えますけれども、沖縄県が173.2%で全国が384.4%、211ポイントほど低くなっているという状況がございまして。これは比較の意味で令和3年度の数値ですけれども、令和4年度の沖縄県の決算では173.2%がさらに低くなって154.9%ということとなっています。その辺のところを見ると非常に厳しい経営状況であろうということは考えておりますけれども、長年供給単価を変えない中でしっかりと水の供給をしてきたという意味ではしっかりと頑張って経営しているんだろうというふうには理解しております。

○当山勝利委員 分かりました。そのこともあっていろいろ企業局のほうでは検討されているとは思いますが、そうして企業局さんの話だといろいろ経営的な改善はしていますというような御説明も受けてはいるんですけれども、ただ監査意見の中には情報通信技術——ICTの活用による業務改善とか挙げていらっしゃいますけれども、それだけではないとは思いますが、企業局側のこの業務改善というものを求めてらっしゃいますけど、そこら辺の理由をお聞かせください。

○安慶名均代表監査委員 料金改定の検討については、またこれは別ものとして検討しておりますけれども、それとはまた別にそういう前提があろうとなかろうと、やはりより健全な経営というか、効率のよい経営を目指すということでは大事なことであります。令和4年11月に改定した企業局の中長期計画の中では、情報化推進による業務の効率化ということも挙げられておまして、その中で具体的にはICTによる事務の効率化、あるいはシステムによる施設管理の効率化ということが計画されておりますので、私どももこの中長期計画に掲げている情報化推進という部分について、しっかりと前に進めてい

ただきたいという意味で記述をさせていただいております。

○当山勝利委員 保有資産の有効活用というのが、ちょっとよく分からなくて、そこをちょっと御説明いただけないでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 保有資産の有効活用という部分、これについても企業局の中長期計画の中で海水淡水化施設や石川浄水場の高度処理施設などの運用の効率化ということが記述をされておりますし、またこのほか省エネルギーの推進に向けたE S C O事業の導入であるとか、浄水場とか比較的広い敷地を持っているというところで、沖縄電力と協働した太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用についても検討をしているという状況がございますので、その辺のところを記述をさせていただいております。

○当山勝利委員 これは企業局側さんのほうでいろいろ検討をされているという情報を皆様方のほうには提供されているということでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 中長期計画の中で、記述されておりますので、私どもも監査、決算審査の中でその辺りの資料も入手をして、それも読み込みながら内容を確認しながら、それに取り組んでいるということですので、私たちからもはっきり前に進めてもらいたいという趣旨で意見書に記述をしたということでございます。

○当山勝利委員 分かりました。経営改善・合理化の取組というのは先ほども説明いただきましたので、中身は理解しましたが、最後に経営基盤の強化ということをもとめていらっしゃる。これは総合してのことになると思うんですが、監査のほうとしてはどういうことをイメージされていて、そういう経営基盤の強化に努めていただきたいということで締めくくってらっしゃるのか、ちょっと御説明ください。

○安慶名均代表監査委員 先ほど来申し上げているとおり、企業局の決算状況は年々厳しくなっている状況がございまして、4年度は大きく純利益も減少させて740万円しか出ていないというところがあります。また供給単価と給水原価も逆転現象が起きたというところで、その施設の管理の上で人件費の割合が高いとか、あるいは動力費が多くかかるという特殊な要因もありますので、その辺りもしっかり経営合理化の取組も必要だと思いますけれども、なかなか将来的にも人口減というところも目に見えてきた中で、水の需要が大きく増えて給水収益が増えるというのもなかなか見込めない状況でありますけど、

一方でこの施設の耐震化、老朽化に対する資金需要というのは当然これからたくさん見込まれるというところで、マイナス要因が大きい中で経営状況はさらに厳しくなるのではないのかなというふうな認識を持っております。これまでも経営の改善に努めてきたところではありますけど、引き続き様々な取組を通して経営基盤の強化、この中には現在検討されている料金改定の議論も含まれてくるかと思えますけれども、その辺も含めて今後も安定的に水を供給できる盤石の体制をつくっていただきたいなという思いを込めて記述をしております。

○当山勝利委員 分かりました。終わります。

○國仲昌二委員長 これでは当山勝利委員の質疑は終了いたしました。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 監査委員にお聞きします。まず病院事業会計決算について、全体を通しての評価、前年度の監査意見書でも指摘した事項がこの間努力をしたというのが反映されているのかという視点も含めて伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 前年度、病院事業の経営改善の取組について、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく残る中で本来業務である医業収益の確保やその医業利益を確保するための方策として、収益の確保と医業費用の縮減ということを求めたところでもありますけども、令和4年度決算においては、この医業損失が120億円余りということで前年度より3億円近く増えていると、悪化をしているという状況が出ておまして、コロナ関係の補助金の関係でトータルとしては純利益を計上はしておりますけれども、やはり感染症の関係で本来の入院、あるいは外来の部分というのはまだ深刻な影響が続いているというふうに理解をしておりますので、今回も医業利益の確保という部分を強く求めたところでもあります。このほか昨年度指摘をしました医師等の医療スタッフの確保につきましても、令和4年度においても医師の欠員等に伴う一部診療科の休診、あるいは診療制限ということが行われております。ただそういう中で全体としては109人の職員が増員をされているというところで、良質で安定した医療サービスの提供体制を着実に取り組んでいるというふうには考えてはおりますけど、今回もまだまださらに充実させていただきたいというふうな意見を述べたところがございます。それから財務に関する事務については、昨年度いろんな事務体制の強化ということにも取り組んでおりますけれども、その結果として、

成果としてはまだまだ現れていない部分もございますので、引き続き財務に関する事務についてもしっかり取り組んでいただきたいというふうに今回も意見を述べたところであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 経営改善の取組に関しての記述の中に、事業規模に見合った手元流動性を持続することが引き続きできるように対策を求めると。この意図する意見について、あるいはそれがかなわなかったらどういう事態になるんだと、あるいはそういった事態が想定されたということなのか伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 本来業務である医業損益については、今回4年度決算で120億円余りの損失を計上しておりますけれども、コロナの影響のない元年度は医業損失は58億円余りであります。コロナを経て令和4年度の決算においては、医業損益は約2倍になっているというような深刻な状況が今あると思っています。こういう中でも県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供するというところでは、やはり病院運営に必要な資金が確保されているということが大変重要だと思っております。令和5年3月に病院事業局が策定した沖縄県立病院の経営強化計画の中でも2つの大きな基本目標を掲げておりますけれども、その一つとして単年度資金収支の黒字化の達成ということが掲げられております。そういうところで私どもからもそういう手元流動性の確保が大事であるというところを記述をしたということでございます。

○瀬長美佐雄委員 6ページのほうには経営改善の取組で医業収支の改善の記述があります。新型コロナウイルス感染症に係る国の支援策の段階的な縮小や廃止による医業外収益の減少が見込まれるということで、お聞きしたいのは、この国支援策の会計事業に占める割合や減少に伴う影響がどう出るというのが予見できるのか、監査の意見を伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度のコロナ関係の補助金の主な大きなものを合計しますと約100億円ということになります。これが収益として計上されておりますけれども、段階的に縮小されてきておりますし、これはいつの日か廃止になる事業だろうというふうに思いますので、これだけの総収益に占める割合が約14.4%でございます。この部分の収益がなくなるというところでありますので、今4年度の決算では120億円の医業損失をコロナ関係の補助金の収益である意味賄って、トータルとして純利益が40億

円ほど出ているという状況がありますので、これが丸々なくなることを想定すると、またトータルとしての欠損が出る可能性もあるのかなと思っておりますので、この医業損益の収支の改善に早急に取り組むべき必要があるというところを記述をしてございます。

○瀬長美佐雄委員 7ページに移ります。医師等の医療スタッフの確保に関する記述の中に、医師の欠員等による診療科の休診や診療の制限が行われているということで、上記についての実態、影響はどうなっているのかなど。要するに医師がそもそも不在なのか、病休とか退職で補充ができなかったのかという観点と、あと医業収益との関係で医師あるいは看護師がということで、やっぱり収入にも係る課題として監査としてはどういう意見を持っているのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 県立病院のこの医師の状況というのは、刻一刻と変わっているところもありまして、現状既に変わっている部分もあるかもしれませんが、私どもが決算審査の過程で確認したのは令和5年7月1日時点の部分でありますけど、その際には医師の欠員によって外来診療を休止している診療科で北部病院の泌尿器科、中部病院、八重山病院の眼科ということを把握しております。また医師は配置されて医療は行っているものの医師の数が足りないというところで紹介患者及び救急患者の受入れの制限をかけている診療科というのが、北部病院の脳神経外科、中部病院の泌尿器科というところを令和5年7月1日時点では把握をしてございました。監査委員でこの特定の医師が欠員によってどれだけの影響という金額的なところの把握はしてはございませんけれども、やはり一般的に本来ならば得られるであろう医業収益がその分については確保できないという事態だろうというふうに理解をしておりますし、また県民に与える影響として、その医療圏によっては身近な地域で医療を受けることができなくなったり、あるいは患者に経済的、精神的な負担を与えるというようなところで、医療の質の確保という面でも医師の欠員は影響があるのだろうというふうな理解をしております。

○瀬長美佐雄委員 同じ流れで課題として掲げていますが、令和6年4月からはこの医師の時間外労働等の上限制限を入れる、働き方改革に取り組まないといけないという点で、上限制限の導入による影響がおのずと出ると思います。監査から見える今の状況でこれの導入に伴う影響としてはどう見ているの

か。どのような対応が求められるか。所見を伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 医師については、特殊な職業ということで猶予されていたわけですがけれども、令和6年4月からは適用されるということになっています。時間外労働の上限規制によってやはり労務管理が徹底をされて労働時間が短縮されるということは、医師にとっては健康が確保されるというところで働き方改革としては非常に期待できるものだというふうには思っております。ただ時間外労働の上限規制ということであると、結局は医師の稼働時間が短縮されるということになりますので、そこはやはり県民への医療提供、サービスには影響の出ないような取組がやはりまた一方で重要なことというふうにも考えておまして、そういう意味も含めて良質で安全な医療を持続可能な形で患者に提供できるように、医療スタッフの安定的な確保と定着を図る取組を進めていただきたいということを審査意見で述べたところであります。

○瀬長美佐雄委員 同じページの(3)財務に関する事務については是正・改善を求めています。依然として会計や契約等に係る指摘件数が多いと。お聞きしたいのは、指摘件数が多いというのはどの程度の件数なのか。前年度に比べても多いということなのか。その内容について伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度定期監査の結果については、現在各部局とその指摘内容の確認、あるいは指摘に対する措置状況であるとか、いろんな財務規則とかそういった法令に照らして、適正な意味指摘であるのかどうかとか。そういった調整を進めているところです。令和4年度分については、令和6年1月に結果報告として知事に示す予定としておりますので、この令和4年度分については、ちょっと指摘件数については現在のところは確定していないというところであります。昨年度の例で申し上げますと、指摘の内容としては県立病院については、医業未収金の徴収に努力を要するものであるということと、それから昨年度予定価格に係る事務が適切でなかったもの、契約事務が適正でなかったもの、給与、報酬等の過不足払いがあったというような指摘がありまして、令和4年度についても同様な指摘がやはり繰り返されているというところで、まだまだ改善が不十分というような認識を持ってございます。

○瀬長美佐雄委員 4ページのほうに経営成績や財政状態に関する指標がありまして、財政状況の中の

下段のほうにありますけれども流動比率や自己資本構成比率の数字が示されています。これに対する評価はどう見たらいいのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 自己資本構成比率は35.9%になっておりますけれども、昨年度32.2%ですので、3.7%高くなっているという状況がございます。自己資本構成比率は高いほうがよりよいということだと思いますので、若干改善をされていると。令和3年度ベースで全国と比較をしますと全国が25.7%であります。沖縄県が令和3年度は32.2%ということですので、7ポイント前後沖縄県のほうが構成比率は高いという状況がございます。流動比率については、本県は304.7%ですがけれどもこれは前年度が269.3%ということで、35.4ポイント高くなっているというところで、流動比率についても高いほうが指標としては良好ですので、昨年度よりも改善をされているというところであります。また全国と比較ですと令和3年度ベースで沖縄県の269.3%に対して、全国が168.1%というところですので100ポイントほど沖縄県のほうが高いという状況がございます。

○瀬長美佐雄委員 最後にしますが、経営成績の中に支払利息等々が計上されているかと思えます。これについては、低利の資金の借換えとか様々な努力が見られているのかどうか監査の意見を伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 支払利息の削減に向けた取組については病院事業局においてはこれまで企業債の一部繰上償還であるとか、あるいは低利の部分への企業債の借換え等の努力を行ってきたものというふうに理解をしております。令和4年度の支払利息は前年度より2840万1000円減少しておりますけれども、ここ数年の推移を見ますと毎年3000万円程度ずつ低減されてきているというところがありますので、そのような起債の発行額そのものの減もあろうかと思えますけれども、そういった支払利息軽減の努力の成果が現れているものというふうに認識をしてございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで瀬長美佐雄委員の質疑は終了いたしました。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 水道事業会計と工業用水の審査意見に対する質疑を行います。6ページの中段あたり。供給単価が改定を行っていないがというくだりのその下のほうですね。地方公営企業の料金は公正妥当

なもので、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、というところですがこの適正な原価ということ、基礎としていうところのコメントをお願いします。

○安慶名均代表監査委員 地方公営企業の料金は公正妥当なものであるというところの表現ですけれども、これは地方公営企業の料金は公正妥当なもので、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全経営を確保できるものであることが必要であるというところは、最近の水道事業の厳しい経営状況を踏まえて、企業局においては現在、料金単価の改定に向けての検討が進められているということをご承知しておりますので、供給単価の検討に当たっては、経営環境の変化や県民生活への影響を見極めることはもちろんでありますけれども、また県民の生活に欠くことのできない水を安定的に供給していくために業務の継続に支障が生じることがないように慎重に検討を進める必要があるという認識がありますので、その原則とすべき考え方をこれは地方公営企業法の条文から引用させていただいたものでございます。

○玉城武光委員 これは適正な原価というのは、給水原価と供給単価がちょっとアンバランスがあるということで、バランスが取れていないということで適正な原価を基礎として健全経営を確保できるようなものであることが必要ということですか。

○安慶名均代表監査委員 適正な原価そのものが幾らというのは、私からは申し上げられないのですが、沖縄県の企業局の特性から人件費の割合、北部に水源があって中南部にそれを送るところで、導送水管の延長が長かったり、また水源が足りないということで零細な水源を多く求めるということで取水ポンプ場が多くあったりということで施設も多いですので、それに係る維持管理のための人が多くて人件費の割合が高い、それからそういうことを運用するための動力費の割合も原価の中で非常に高くあります。これがまた最近の電気料金の上昇で動力費が大きくかかっている、原価がどんどん大きくなってきているところで、供給単価は令和5年以降変化がないというところその差がどんどん縮まってきているというところがあって、現在のこの状況、それから今後の将来の資金需要等含めたときの適正な原価というのはどうあるべきかというのは、やはり今真剣に議論すべき時期に来ているのだらうという思いがありますので、そういう記述をしてございます。

○玉城武光委員 次ですね。水道事業会計のところに純利益が前年度に比較して5億5785万8163円、98.7%減少しているということで、これの要因が長期前受金戻入の減により営業外収益が減少したということが記述されているんですが、詳しい説明をお願いします。

○安慶名均代表監査委員 今委員の御指摘のあった箇所は、令和4年度の水道事業会計の決算状況を記述した部分でありますけれども、令和4年度は水道事業収益は280億円余りということで、これは営業収益が減ったことによって1億6000万円ほど、0.6%減少しておりますけれども、一方で費用については電気料金の高騰等で先ほど申し上げたとおり、沖縄県の水道事業は全国に比較しても多くの施設を抱えているというところで、かかる動力費の割合がとて高くあります。それが電力の値上げの影響で動力費の割合が非常に増えておまして、これが営業費用を増やしているというところで営業費用の増加は3億9000万円、約4億円ということで、1億6000万円収益が減って、費用が4億円ほど増えたというところで、トータルすると5億円余り利益が減ったというところでございます。

以上です。

○玉城武光委員 そのほかに営業費用の増加したほかというのがある。長期前受金戻入の減と営業外収益が減少とある。営業外収益というのは何ですか。

○安慶名均代表監査委員 営業外収益の中に長期前受金戻入というのがございます。これは国庫補助金に係る部分でありますけれども、これが2億6500万円ほど減少しているというところで、営業収益は1億1700万円ほど給水収益のほうで増加はしておりますけれども、営業外収益のほうでこの長期前受金戻入が減少幅が大きくて、収益全体としてもマイナスになっているという状況でございます。

○玉城武光委員 次は7ページをお願いします。この中長期計画において、施設の耐震化、老朽化に伴う更新等による資金需要の増加に加え、電気料金の高騰や円安の進行が経営に大きな影響を及ぼすということで、この老朽化施設、それから耐震化しなければいけない施設というのは御存じでしたら教えてください。

○安慶名均代表監査委員 個別具体的にどの施設が老朽化、耐震化というところまでは把握はしてございませんが、企業局においては本土復帰以降急速に水道施設を整備した中で、50年を超える導送水管、あるいは浄水場、あるいは取水ポンプ場等、多くの施

設が50年を経過しているところで老朽化が進んでいるということ。それからそういったときに、建設された施設については耐震化の面で現状からすれば不十分であるというような施設が多く残っています。これは順次改修をしてきているとは思いますが、これから本格的に取り組まないといけないということで、給水収益が大幅に今後、増えるというのはなかなか見込めない中で、この費用のほうは非常に増えていくことが見込まれているというところを記述をさせてもらっていただいて、ちょっと具体的にどの施設がというか、全体としてそういう状況にあるというような理解をしてございます。

○玉城武光委員 分かりました。その下の段、今後の事業運営に当たってはという部分、経営の健全化、効率化を図っていただきたいと。効率化というのはどういうことなのか教えてほしい。

○安慶名均代表監査委員 中長期計画の中で各種施策の取組を着実に推進というところがありますけれども、先ほど来申し上げたとおり、今の企業局の厳しい現状、それから将来の投資需要の増大、そういったことを見たときに企業局の中長期計画では、健全な経営を持続するために具体的に書かれているのはこの動力費や薬品費の管理強化、施設配置の適正化等による投資コストの縮減、あるいはAIなどの情報化の推進による業務の効率化、効率的な組織の整備と人材の育成等々がこの中長期計画の中に盛り込まれておりますので、そのような計画をしっかりと着実に取り組んで進めていただきたいという趣旨で記述をしてございます。

○國仲昌二委員長 これで玉城武光委員の質疑は終了いたしました。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 代表監査委員に伺います。最初は病院事業局から。病院事業局の審査に当たっての考え方を伺います。

○安慶名均代表監査委員 病院事業の審査に当たっては、審査意見書の冒頭でも記載しているように、まずは沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行っております。その審査に当たっての着眼点として病院事業が常に経済性を発揮するとともにその本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを主眼として、決算書や決算附属書類、関係書類との照合を行いながら、決算諸表が事業の経営成績、あるいは財政状態を適正に表示しているかというような観点から審査を行ったところであります。

以上です。

○西銘純恵委員 新型コロナが令和4年度は3年目になっていたと思うんですけども、病院事業の経営と病院業務、そして職員の皆さんにもたらした影響について伺います。

○安慶名均代表監査委員 コロナで3年間大きな補助金が病院事業には投入されておりますけれども、本来業務である医業損失がコロナの影響でいろんな診療制限、入院制限等で収益が低下する中で、医業損失はコロナ前の58億円余りから120億円と、2倍程度に増えているという状況の中で、コロナ関連の補助金が医業外収益として計上されていまして、それがこの医業損失を埋めて、トータルで今経営上は病院事業の純利益につながっているという状況がございまして。

職員にもたらした影響というところは、ちょっと観念的な話になりますけれども、コロナという重篤な患者であるとか、そういう皆さんを診療したり看護をするというところで、非常に職員にとっても厳しいコロナ禍の医療体制だったというふうに思います。また職員の中にもやはりコロナに罹患する方もおりますので、その穴を埋めるために残った職員の方々の業務も非常に厳しい状況があったのだろうというふうに理解をしてございます。

○西銘純恵委員 3ページですが、コロナの病床確保事業で過大申請の27億円ですよね。これが判明して返還を求められていますけれども、これは全国的にそうだということを指摘しています。返還しない方法があるんじゃないかと思うんですが、それは考えられないのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 コロナの返還金については、通常の今起きているいろんな不適正事案とはいわゆる性格の異なるものだと思いますけれども、経緯としてはやはり国の検査院の他県の検査の中でそういった過大申請が判明して指摘をされる中で、厚労省からその点検の必要性が求められて点検をした結果、27億円の過大申請があったということは病院が自ら算定したところです。これは当初予算では14億円ほど計上されていたと思いますけど、足りない分については9月補正で議決されたところかと理解をしておりますので、病院のほうで国との調整の上で、この約27億円については支払う必要があるということで補正予算等も確保しているという状況です。そこは適正に執行されるものというふうに考えております。

○西銘純恵委員 そもそも支給要件というのが、明

確にされていたということで病院側もそう言っているのでしょうか。全国で同じような状況が出ているというのは、それぞれに裁量で判断する部分でやられたんじゃないかという推測がされるんですね。だからそういう意味ではそもそもの支給をされる厚労省の側が明確な基準を示していなかったということであれば、会計検査院からは指摘を受けたにしても、厚労省はどうなのというところになるのかなと思うんですが、それと併せて会計処理上、令和2年度のを後年度に返還するということがどうなのかと思うんですが、いかがですか。

○安慶名均代表監査委員 過大申請に至った理由というのを聞いたところによりますと、本来本補助金の病床確保料の対象とならない——退院日は対象とならないところですけども、それを空床と判断して申請をしたというところと、それから重点・特定、重点・一般、その他というような3つの医療機関があって、さらにその中でICU、HCUとか、その他ということで病床にも区分があるというところで、それぞれ単価が定められています。その単価について、誤ってより高い区分の単価を充てて積算をしていたというところが今回の過大申請の理由というふうに聞いておりますので、基本的な基準に合わなかった部分、解釈の誤り、あるいは理解の不十分さもあったかと思えますし、その辺各病院でいろいろと出ているところですので、なかなかコロナの緊急体制の中でそういう十分な作業ができなかったという事情もあったのかなというふうに理解はしますけれども、やはり補助の要件に沿って適正に算定をし直した結果、27億円の過大申請という数値が出ておりますので、そこは返還に至るというような理解をしてございます。

○西銘純恵委員 県立病院の側からすれば、それぞれ返還金もみんな違うようなんですけども、今の国からの返還については納得をして返還しなければならないということでやっているのでしょうか。または納得できないとか、全国的にもどうなっているかというところはつかめてはいるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 私が直接病院からこれに納得しているという、あるいはしていないというようなことは聞いてはおりませんが、病院事業局でそれを取りまとめて県議会に補正予算をお願いをして、議決をいただいているところだと思いますので、それは当然に納得した上で予算を確保して支払いの準備をしているものだというふうな認識でございます。

○西銘純恵委員 コロナ5類になって、それからまた補助金がいろいろなくなっていくかと思うんですけども、今後の県立病院の経営に及ぼす影響というのはどのように考えられますか。

○安慶名均代表監査委員 このコロナ関連の支援策が廃止されたときの影響だというふうな質疑だったかと思いますが、このコロナ禍の3年間の決算状況を見ますと、本来業務である医業損益は損失を計上しているというところと、コロナ前に比べるとそれが58億円あたりが120億円——2倍になっているという状況があります。ただそういう中でこの医業外収益で入ってきたコロナ関連の補助金でトータルとしては利益を計上しているという状況がありますので、それからしますとこのコロナ関係の補助金が段階的に縮小、あるいは廃止をされていくと、やはり医業損失の存在が大きくなってきますので、病院全体の純利益の計上も厳しい状況も場合によっては出てくるのかなというふうに思っております。

○西銘純恵委員 18ページの一般会計からの繰入れについて伺います。1床当たりの繰入金ですが、全国との比較でどうですか。

○安慶名均代表監査委員 全国との比較は令和3年度の数値の比較になりますけれども、コロナ感染症関連の補助金を除いた収益的収入及び資本金収入の合計で見ますと、沖縄県の1床当たりの繰入額は361万3000円となっております。全国平均が506万7000円ということですので、比較しますと145万4000円少ないという状況になります。

○西銘純恵委員 1床当たりの繰入れがこのように全国と比べて少ないということについて、何か病院のほうから質問で答えてもらったことがありますか。何で少ないんでしょうかと。

○安慶名均代表監査委員 一般会計からの繰入金が1床当たりに換算したときに、全国に比較して少なくなっているという理由でありますけれども、この算定の病床数というのは——繰入れは政策医療が対象として繰入れをされておりますので、ところがその母数になる病床数は一般病床も含めた全体の病床数で割ることになっております。そういう意味で沖縄県はこれまでの歴史的な経緯というか、県立病院が医療を賄っている、市町村立の病院が少なくてもいいというような状況の中で、県立病院が一般の病気を診ているというところで一般病床の割合が他県に比べて多くなっていると思います。それも含めて算出をしますと、どうしても全国に比べると1床当たりの繰入額は少なく出る傾向があるのだらうと

いうふうには認識をしてございます。

○西銘純恵委員 先ほど361万余りと言ったんですが、令和3年で両方比較されたんですよね。ちょっとこちら令和4年で見えたものですから。そうしたら150万円ほど差が出ていますよね。おっしゃるようにこれだけの差が出るということは、先ほどコロナが平常になったときには病院経営も厳しくなるだろうという指摘をされたものですから、やっぱり沖縄県立病院というのは一般会計の繰入れというのが重要じゃないかなと思うんですけれども、少なくとも私は病院事業局には全国並みの繰入れをやったら108億円ぐらいになるよということで、明日はまた言いたいと思うんですけど、これまでも提案したことがあるんですけれども、全国並みの少なくとも満額ということではないけれども、繰入れについてはもっと増やさないと県立病院の今後についてなかなか厳しくなるんじゃないかということを思っておりまして、これに対して繰入れの問題で代表監査委員の意見というものはありますでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 一般会計から病院事業会計への繰入れというのは、病院事業の独立採算性の原則はやはり踏まえつつも、地方公営企業法や総務省の繰出基準に基づいて、不採算医療であっても必要不可欠な医療サービスを確保するというような観点から、一般会計が繰出基準に基づいて繰り出しをしているという基本的な考え方があります。

病院経営が大事ということは当然のことですけれども、そういった地方公営企業法の趣旨等を踏まえると、単純に足りない分は一般会計から繰り出すというふうにはなかなか適当ではないのかなというふうには思っています。

今病床当たりの繰入金で議論をしておりますけれども、県の標準財政規模に対しての繰入れの状況でいいますと、沖縄県の標準財政規模に対しての繰入額は全国平均と比べると2倍近くになっているという現状もありますので、病院経営が非常に重要ということは当然のことではありますけれども、必ずしもそれが全て一般会計繰出金で賄わないといけないというところ、これは政策的な判断もあると思いますので、私からはどの額が適当というのが言えませんが、私どもの考えとしてはやはり繰出基準に基づいて、政策医療として一般会計が担うべき部分はしっかりと担っていただきたいということでございます。

○西銘純恵委員 7ページの来年4月からの医師の時間外労働の件で、上限規制の内容はどんなもので

しょうか。そして上限規制をして医師がそれなりに健康で働けるという環境をつくるというときに、あとどれだけ増員をしなければならないというのは、病院のほうは言っていましたでしょうか。それは聞いていませんか。

○安慶名均代表監査委員 医師の上限規制は年間の労働時間の上限を原則960時間というところでありまして、どうしても960時間を超える時間外労働が必要な医師がいる医療機関については、医師の労働時間短縮計画案を作成して医療機関勤務環境評価センターという第三者評価機関の審査を受けて、県の特例水準医療機関としての指定を受けて、必要な分については上限規制の枠外で対応するという仕組みもあるようです。その辺のところも県立病院では取組をしているかと思っておりますけれども、今質疑にありました全てが960時間の上限を適用するために医師が何名足りない、あと何名必要という部分については承知をしてございません。

○西銘純恵委員 企業局について伺います。6ページの令和4年度決算の特徴について代表監査委員に伺います。

○安慶名均代表監査委員 水道事業会計の決算の特徴を申し上げますと、水道事業収益は280億円余りありますけれども、これは営業外収益等の減によって前年度と比較して1億6000万円ほど、0.6%減少しております。一方で水道事業費用については280億1500万円程度であります。これは動力費等の増によって、営業費用が増えたことによって前年度より3億9700万円ほど増加をしたというところです。この結果当年度純利益が740万1000円ということで、これは昨年度比5億5785万円減ですので、98%程度の減少ということになっています。この純利益が大きく減少した理由は燃料費調整単価の上昇による動力費の増等によって営業費用が増えた。営業収益もマイナス0.6%の中で費用がさらに1.4%増えたということが純利益が大きく減少した理由でございます。

以上です。

○西銘純恵委員 給水原価が供給単価を上回っているという指摘をされているんですけれども、これは初めてのケースになるのでしょうか。そして今後の見通しについては、どうなるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 現在の給水原価102.2円になったのが平成10年度でありますけれども、それ以降逆転現象が起きたのは随分前のことですが、平成14年度マイナス2.3円、16年度マイナス0.9円。この2か年間は供給単価が給水原価を下回ったとい

うのが過去に2回ほどあります。それは平成14年、16年という時点のことになっております。

○西銘純恵委員 今回動力費が高くなったということで、これが大きいのかと思うんですけど、先ほど今後の見通しとは私は聞いたんですけども、平成14年、16年というのはその後が逆に正常になったといいますかね、そういうことであれば今後の見通しというのはどうでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 沖縄県の企業局の給水原価の特徴としては、先ほど来申し上げていますが、北部に水源があるということで長距離の導送水管が必要になるというところと、あと小規模の水源に頼っているというところで、たくさんの水源を抱えているから、その維持管理のための職員数が全国に比較して多くなっているというところがあります。それからそういう施設が多いので動力費の割合が高いと。この高い割合の動力費が今回の電気料金の高騰等でまたかなり大きな割合を占めたというところが、給水原価が上昇した理由になっていると思います。

動力の部分については、今後の電気料金の推移にもよるところもあるかと思いますが、やはりその施設の形状からして人件費が高いとか、あるいは電気料金の水準は別として、動力費が占める割合が高いというのは本県の大きな特徴ですので、そういう意味では給水収益がなかなか大きく増えていくという見込みが立たない中では、やはり費用の増というか、その辺りが予想されますので、今後はなかなか厳しい経営状況になるのかなというふうな認識を持ってございます。

○西銘純恵委員 同じ6ページで動力費の問題が大きく影響すると思うんですけども、省エネルギーについて記述していますね。省エネ、再エネということでこの技術の導入を企業局も行っているということで、またSDGsに関してもとても推進する上でも重要だと思うんですけども、これは先ほど中長期計画の中でも少し触れていましたけれども、取組については計画というのは聞かれたんでしょうか。動力費をじかにやれる。今のような海外の化石燃料に頼っていたら、円安でとてもじゃないけれども、そして輸入品が入らないというそういうもので相当影響を受けたのが今回の決算だと思っているんですよ。じかでやっていくというところの取組というのも監査でも書いていらっしゃるの、それについてのお答えをください。

○安慶名均代表監査委員 企業局の中長期計画では

いろんな取組が記述をされておりますけれども、やはりその中に企業局の動力費が割合が高いということは大きな特徴でもありますので、やはり省エネルギーの推進に向けた取組ということも中長期計画の中で記述をされております。

この省エネルギーの推進に向けたESCO事業の導入であるとか、先ほども申し上げました浄水場とか広いスペースもありますので、そういったものを活用した太陽光発電などですね、そういう再生可能エネルギーの導入に向けても着実に検討したいというところでもありますけど、大きな動力費をそこで賄えるかどうかというのはなかなか難しい部分もあるのかなと思います。そこはちょっとよく分からないところですけども、ただできることは取り組むということで今頑張っているというふう聞いております。

○西銘純恵委員 監査ですから、やり取りの中で記述された内容を企業局とどういうやり取りをしたのかというのを私は聞いておりますので、いずれにしても経営を健全化していく、経費を落とす、収益を上げるというのが企業経営だと思っておりますので、監査委員に質問させていただきましたけども、ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで西銘純恵委員の質疑は終了いたしました。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 水道事業会計への審査意見について伺いたいと思いますが、前年度の審査意見との大きな違いがあるところがあれば教えていただきたい。

○安慶名均代表監査委員 損益のほうで申し上げますと、今年度は当年度純利益を740万円計上しておりますけれども、740万ということになってございます。昨年度は5億6500万円の純利益を計上しておりましたので、これがさらに前の年は11億円というところでしたので、5億円単位で純利益が減少してきているというところが非常に決算上の大きな特徴でありまして、そういう趣旨で今の料金の改定の話とか、そういうことも出てきていると思っておりますので、そういった部分の記述というのが昨年度にはなかった部分、特徴かなというふうに思っています。

○平良昭一委員 2年前から5億円単位での純利益が減少しているというのは非常に大きいですよ。その原因というのが皆さんの今回の審査意見から読み取るとですね、やっぱり電気料金の高騰という

のが一番、今年になって決算の中で変わってきているような状況があるんじゃないかなと思ひまして、この給水原価が供給単価を上回っていることもありますけど、適正な原価を基礎とし、健全経営を確保することを指摘していますので、監査の皆様方もそういうことからすると水道料金の改定は必要、やむなしという考え方に立っているのですか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員の立場としては、その御質問にはお答えはちょっと難しいのですが、そこまで知見を持っているわけではありませんので、断定的に申し上げるのは厳しいです。ただ推移としまして、非常に動力費はこの一、二年大きく増えたところではありますけれども、やはり企業局の原価の構成というのが、全国と比べたときに何度も申し上げていますが、施設の特性から人件費の割合が他県に比べて高い。これはなかなか改善できるわけではありませんし、電力料金も今回大幅に増えてはいますが、そもそも施設が多いためにほかの県よりも動力費の占める割合が高いというところは変わらない特徴だと思いますので、そういう中ですべて供給単価については固定をされてきたというところで、原価が上がってくると、その余裕分というか、それがどんどん小さくなっていくという状況は出てきておりますので、今後の需要の見込みを含めてやはり今上げるのが適正かどうかという私の判断はできませんけれども、議論をすべき時期には来ているのかなというふうな認識は持っています。

○平良昭一委員 大変厳しい聞き方だと思いますけれども、監査委員の立場からそういうのを答えることは難しいと思いますけれど、私が見るにはこの6ページの、経営状況等に関する幅広い常識について積極的な広報を行い、県民の理解を求めながら、安定給水の確保とさらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望するという、この文章はですね、もう上げなさいと。県民の理解を得なさいと、僕はそう読み取れるわけですよ。今我々県議会に対してもこの企業局の水道料金の改定というのがもう目の前に来ています。多分11月の議会ではそれが審議されるでしょう。そういう面ではこれまでの年間5億円のいわゆる純利益の減少というのは大きいわけですよ。そういうことを踏まえながら長いこと料金を上げていない。そして今般の電気料金の値上げ、それがいわゆる水道料金、あるいは下水道料金の値上げにつながっているんだということを県民自体が知らない、そういうことが理解できないわけですよ。そういう面ではこの皆さんの審査意見という

のは非常に重要なんです。そこまで踏み込んで言葉では出せませんが、私はそういうふうに理解をしている状況の審査意見だと取ります。そういう面では大変答えづらいような聞き方をしたかもしれませんが、申し訳なかったと思います。

それで7ページの、中長期計画の経営状況は厳しくなることが予想されるということは、この中長期計画の改善も必要だという認識なんでしょうか。改定あるいは改善。

○安慶名均代表監査委員 この中長期計画は昨年11月に改定されたばかりでございます。その計画についてはおおむね4年ごと、または必要に応じて見直すということも計画の中には盛り込まれておりますので、仮にそういった単価の改定とかあるとしたら、当然その前提となる収支も変わってくると思いますので、その際にはここにある4年ごとを待たずとも必要に応じ見直すという可能性はあるかと思ひます。

○平良昭一委員 昨年11月ということであれば、電気料金の値上げということは視野に入っているということと理解していいのですか。この改定版というのは。

○安慶名均代表監査委員 この中長期計画の中にある収支計画の中には、まだ電気料金の部分は反映されていないというところで、今年というかこれは多分料金改定の議論の中で、どうしても必要な部分だと思いますのでそこは見直しができるだろうというふうに考えています。

○平良昭一委員 これはまた明日企業局に聞きたいと思ひますので、ありがとうございます。

そして下水道の件ですけど、4ページの下段のほうにありますけど今後、施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担が増大することが見込まれる。具体的な取組を着実に推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていくことを要望するという意見を言っておりますけど、具体的にどのようなことを言いたいのか見えてこないんですけど、これもまた下水道事業の方しか答えられないということ。皆さんのほうではある程度提言できるようなことはないのですか。

○安慶名均代表監査委員 流域下水道事業の経営戦略の中にいろいろな取組があるわけですけど、効率化・経営健全化のための取組として挙げられているのが、経営資源の転換効率の向上、効果的・効率的な汚水処理、あるいは環境変化への対応力の向上、柔軟な組織運営と人材育成に取り組むというところ

が効率化・経営健全化のための取組として記載をされておりますので、流域下水道事業が自ら策定した経営戦略に基づいて着実にそれを実行していただきたいという趣旨で記載をしているところではありません。

また経営基盤の強化と財政マネジメントの向上というのは、令和2年度に公営企業会計に移行をしたときの趣旨でありますので、改めてそういう取組を推進しながら経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っていただきたいということで要望を記載しました。そういうことでございます。

○平良昭一委員 最後にちょっと聞きたいのですが、50年近く敷設されているものがあるというふうな話も先ほど聞きましたけど、いわゆる老朽化や腐食に伴う配管ですね、そういうものは当然この時期に来ていろいろ噴出しているわけですよ。沖縄県流域下水道事業だけではなくて、各市町村単位の中でやっている下水道のところもかなり老朽化が進んでいて、この取替えに莫大な費用がかかって負担が生じている状況であります。特に私が住む本部町なんていうのは海洋博の当時、今から50年前に4万人の構想で今帰仁村と本部町の中で施設を造ってきている。しかし山間部が多いために全く隣家ができなくてつなげている状況がない。その中で配管だけが腐食していくということが大体同じ状況だと思うんですよ。今後古い配管がウエートを占めてきますので、その辺は監査委員の意見の中としての認識としても当然それの中に入っているような状況がありますよね。僕は明日これを聞きたいから皆さんが持っているのであれば持っているで、明日の企業局や下水道の関係部の中ではどういう計画を持っているのかというのを聞きたいんですよ。その辺は指摘しているんですか。

○安慶名均代表監査委員 これについては、下水道の経営戦略の中でも長年たった施設が多いということで、老朽化、あるいは腐食に対しての更新がこれからどんどん出てくるということで資金需要が多くなるという中でなかなか下水道の収益、負担金になりますけども、負担金のほうが大きく増える要素もそう見込めないということを今後の経営状況も含めて聞き取りをしておりますので、そういう意味でしっかり取り組んでもらいたいということを記述をしておりますけども、私どもで今具体的に配管とかいろんな施設の更新計画を今持っているというところはございませんので、ここはもう所管部局をお願いしたいと思います。

○平良昭一委員 大変厳しいことを聞いてすみませんでした。終わります。

○國仲昌二委員長 これで平良昭一委員の質疑は終了いたしました。

金城勉委員。

○金城勉委員 長時間にわたっての対応お疲れさまです。1点だけお聞きをいたします。水道事業会計についてですけれども、各委員の質問によって給水原価が経費の増大によって、大幅に上がってきていると。そういうことで企業局としてはこの供給単価を引き上げるという話が出てきておりますけれども、ただいきなり30という数字も出てきたりしてですね、これは消費者からすると大変な数字でありますので、これまで長年、もう20年近くなんでしょう、企業局は据え置いてきて、いきなりそういう急激な引上げというふうになると非常に大きな影響が出てくるんですけれども、そのやり方についてこの代表監査としてはどういう見解をお持ちですか。

○安慶名均代表監査委員 今委員がおっしゃることは当然のことかと思えます。私どもの審査意見書の中で値上げすべし、あるいは値上げは適さないといことは述べているわけではございませんけども、この経営状況、あるいは今後の見込みからすると、非常にしっかり議論すべき時期にきているということは申し上げているつもりであります。そういう意見の中で私どもが言っている情報化の業務改善、あるいは保有資産の有効活用、省エネルギー技術の導入による経費節減などの経営改善・合理化の取組をより一層徹底をするということも申し上げています。そういう中で県民の理解を求めながらというところは、やはり仮に値上げということであっても、企業局の経費節減、経営改善の努力は当然強く求められるところでございますし、そういう県民の理解を求めながらというところで、仮に値上げするのであれば適正な値上げ幅が幾らなものかということも含めて、これはしっかり積極的な情報の広報を行って県民の理解を求めべきというところで、今委員のおっしゃっている趣旨も私は持っているつもりでございます。

○金城勉委員 これまで中長期計画というのは当然あるわけだよね。そういう中で20年近くも据え置いてきたことがどうなのかと。段階的にやっぱり中長期計画の中でいろんな施設の改善や、あるいはまた新規への入替えとか様々な経費というものは想定されていたはずなんですけれども、ここに来てそういう動力費の大幅アップ等々の非常に急激な変化に

よって、もう戸惑っているというふうな印象を持つんですけれども、そういうこの計画的な運営の仕方という視点から見て、今の状況というものはどのように捉えていらっしゃいますか。

○安慶名均代表監査委員 一つ申し上げたいのは、料金が据え置きされたのが今委員から20年程度というお話がございましたけれども、私どもの把握しているところでは30年ぐらい料金は据え置かれているというふうに聞いております。確かにおっしゃるようになり3割アップというのは衝撃的な話かと思えます。そういう意味では30年という期間がありますので、その中で適正な時期に適正な議論がされていてもよかったのかなというふうには思いますけれども、現時点でとなると今の状況の中で県民への影響、社会経済の影響、それも含めて適正な議論をしていただきたいと、監査委員としてはそう申し上げるのみでございます。

○金城勉委員 ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで金城勉委員の質疑は終了いたしました。

以上で、代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

安慶名均代表監査委員、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、代表監査委員退席)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

今回は、明10月25日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 國 仲 昌 二

決算特別委員会記録（第2号）

開会の日時、場所

年月日 令和5年10月25日（水曜日）
開会 午前10時0分
散会 午後5時23分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第3回議会乙第14号議案 令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 令和5年第3回議会乙第15号議案 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 令和5年第3回議会認定第1号 令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第2号 令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第3号 令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について
- 令和5年第3回議会認定第4号 令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

出席委員

委員長	國 仲 昌 二		
副委員長	大 城 憲 幸		
委員	島 尻 忠 明	新 垣 新	
	下 地 康 教	仲 村 家 治	
	又 吉 清 義	末 松 文 信	
	玉 城 健 一 郎	山 里 将 雄	
	当 山 勝 利	瀬 長 美 佐 雄	
	玉 城 武 光	西 銘 純 恵	
	次 呂 久 成 崇	平 良 昭 一	
	金 城 勉		

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部下水道課長	上 原 正 司
企業局長	松 田 了
企業技監	石 新 実
総務企画課長	志 喜 屋 順 治
経理課長	又 吉 直 人
配水管管理課長	米 須 修 身
配水管理課危機管理室長	國 吉 真 也
建設課長	石 原 祥 之
病院事業局長	本 竹 秀 光
病院事業統括監	諸 見 里 真
病院事業総務課長	宮 城 和 一 郎
病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長	當 銘 哲 也
病院事業総務課病院総務事務センター室長	平 田 い ず み
病院事業経営課長	宮 平 直 哉
病院事業経営課主幹	青 木 研 二
病院事業経営課班長	北 川 征 一 郎
病院事業企画課長	照 屋 陽 一
病院事業企画課医療企画監	中 矢 代 真 美
病院事業企画課看護企画監	徳 嶺 恵 美
北部病院長	久 貝 忠 男
中部病院長	玉 城 和 光
南部医療センター・こども医療センター院長	福 里 吉 充
宮古病院長	岸 本 信 三
八重山病院長	和 氣 亨
精和病院長	屋 良 一 夫

○國仲昌二委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

令和5年第3回議会乙第14号議案及び同乙第15号議案の議決議案2件並びに令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算4件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長、企業局長、病院事業局長及び各県立病院長の出席を求めています。

ただいま議題となっております令和5年第3回議会乙第14号議案及び同乙第15号議案の議決議案2件並びに令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算4件については既に説明は終わっておりますので、これより土木建築部長、企業局長、病院事業局長及び各県立病院長に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思しますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をよろしくをお願いいたします。

なお、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の確認)

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

玉城武光委員から質疑時間の5分を西銘純恵委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

また、島尻忠明委員、仲村家治委員から、それぞれの質疑時間の全てを又吉清義委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、御承知お祈りいたします。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

玉城健一郎委員。

○**玉城健一郎委員** すみません。タブレットの調子が悪いので口頭でしますのでお願いします。沖縄県病院事業局会計決算審査意見書の5ページからお願いいたします。審査意見の中で経営改善の取組について、また医業収支の改善など様々な御指摘がされていますが、今回経常収支の黒字だったりとか、投

資資金の確保、手元流動性の確保ということでこれまで県立病院が課題としていたところが達成されたと思いますけれども、この要因というのは何でしょうか。

○**宮平直哉病院事業経営課長** お答えします。

コロナ感染症の感染拡大に伴いまして県立病院では重点医療機関としての役割を果たすために、空床を確保するとか積極的にコロナの患者さんを受け入れるとか、そういったことを行うことで空床確保料、それからコロナ関連の補助金の交付を受けたというところがあります。その結果、最終利益が黒字となって病院事業局始まって以来の利益剰余金を計上することになっております。

○**玉城健一郎委員** コロナの前、2019年に1度経常収支黒字化していますよね。あのときというのはどういった——これまでずっと赤字だったものが黒字になったこの要因というのはコロナとは関係なかったですよね。その辺り御説明できますか。2019年。

○**本竹秀光病院事業局長** 令和元年は僕が院長の最後の年で、実は黒字だったんです。それで威張るわけではないですけども、いわゆるそのときは患者さんがかなり多かったです。僕は中部病院だったんですけども、常に100%状態でそれで収益が上がったこと。それから医師の時間外手当等々の縮減に関して別の病院でいろいろ取り組んだことが、医業本体で当時58億円ぐらいの赤字であったんですけど、繰入金で3億幾らかぐらいプラスになったんですよね。両方の面が、収益の面や縮減の面ができたというのが多分令和元年度の黒字になった要因です。

○**玉城健一郎委員** 分かりました。

まだまだコロナが収束しているとは言い切れないんですけども、少し落ち着いてきた状況というか、国の予算の在り方とかも変わってきている状況で、今後経常の黒字化だったりとかそういったものに対してどのように取り組んでいく予定でしょうか。

○**宮平直哉病院事業経営課長** 今御質問にもありましたように、コロナの状況が一段落しているのかなというところは確かにありまして、今後は例えば地域のクリニックのドクター等と連携をしながら県立病院に患者さんを受け入れてもらうとかですね。そういった地域の連携だとか。あとは経費の改善として例えば時間外勤務の縮減であるとか、それから未収金対策であるとか、そういった従前から必要となっている取組ではありますけれども、こういったものも地道に確実に取組を進めていく。こういった形になるかと思えます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。今少し説明もされていましたが、県立病院の中で医師とか看護師の確保だったりとか、働き方改革というのはどのように取り組んでいるのか御説明をお願いします。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

まず医師の確保についてなんですけれども、これは従来からやっているとおり県内外の大学病院等への医師派遣要請。それと地域枠医師の配置。それと就業希望医師への視察ツアーというものもやっています。それと併せて医師紹介会社の活用も行っております。それとともにですね県立病院の専門研修による育成を通じて1年間離島・僻地に配置するというような取組も行っております。また定着に関する取組としまして、国内外への医師の留学事業とか、それと学会参加への旅費費用の負担、そういったキャリア形成を支援することで医師の定着を図っているというところでございます。

続きまして、看護師の確保ですね。看護師の確保はこれまでホームページやハローワークへの求人募集。県内外への看護師募集に関わる合同説明会に参加して説明するといったこともやっておりますけれども、令和5年度からはですね。初めてになりますけれども看護師採用試験を今まで1回のところを2回実施してございます。これも最近なんですけれども県内だけではなくて県外の看護学校へ訪問して人材確保をするという取組も強化しているところでございます。

以上でございます。

○宮城和一郎病院事業総務課長 医師の働き方改革の取組についてお答えします。

医師の働き方改革は、医師の長時間労働の構造的な問題の解決に向けて令和6年4月1日から時間外・休日労働時間に原則年960時間を上限とする規制が課されることとなっております。ただし、引き続き地域医療を確保し、また研修医等の集中的な技能向上を行う必要がある場合は、規制の特例として年1860時間の上限が時限的に設けられます。

現在県立病院では、規制の特例水準の指定に向けて医師労働時間短縮計画を作成し、審査機関に提出したところであり、令和5年度中に知事の指定を受けることとしております。医師の時間外労働の縮減のため医師確保に加え、医師の業務をできるだけタスクシフト。またはタスクシェアすることを検討しております。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。ここで医師と看護師のもので聞きたいんですけど、医師が結局時間外労働の上限が撤廃されることによって今計画をつくられていますけれども、今いるドクターにあとどれくらい的人数が必要になってくるんでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

今委員御指摘のところで、医師の人数をどれだけ増やせばいいかということなんですけれども、それだけではなかなか進まないということで、もちろん医師の確保もそうなんですけども医師の業務をできるだけタスクシフト、タスクシェアすることも併せて必要であろうと考えてございます。

○玉城健一郎委員 具体的な人数とかは今把握はされていないですか。何人必要とかというのは。

○照屋陽一病院事業企画課長 具体的には令和6年度の各病院からの組織定数要望調査を行っております。その辺も含めて今査定といえますか、調査を行っているところでございます。

○玉城健一郎委員 分かりました。

もう一つなんですけど、特に看護師の不足の部分についてはどれくらい不足していると把握していますか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

令和5年9月1日時点での県立病院の看護師配置数につきましては、定数1933名に対しまして現員数は1893名と。その差の欠員となりますところが40名となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。看護師だったりとかドクターにしても働き方を改革しないと、やっぱり定着してもらったりとか、働く能率も悪くなったりすると思うんですよ。

そういう中で今看護師においてですけども、日勤と夜勤でユニホームの色を変えてドクターからの指示を受けやすくなったりとか、日勤の方が夜の仕事をしなくてもいいような働き方改革をしている病院というのが見受けられるようになっていますんですけども、そういったものは県立病院での取組というのはいかがでしょうか。

○徳嶺恵美病院事業企画課看護企画監 看護職員の働き方改革の一環として日勤と夜勤で2色を使い分けるといったユニホームの2パターンの変更に関しては、宮古と八重山病院のほうではもう開始しております。ほかの県立病院に関しましても、ユニホームの更新の時期にまたそこを検討することになっております。

○玉城健一郎委員 実際、宮古、八重山とかでそれをやることで、例えば看護師さんからの声だったりとか指示をするドクターのほうからどういった声があるとか、把握されていますか。

○徳嶺恵美病院事業企画課看護企画監 まだその現状を確認するには至っていないんですけれども、看護師がそもそも使命感であったりとかで、どうしても話しかけられたりするとやっぱりユニホームの色にかかわらず対応してしまうというのが今でも実際続いているので、今後また評価しながら進めていきたいと思っております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。僕も結構いろいろ調べている中でドクターのほうも日勤・夜勤の中で指示をどうやってするのかというの、やりやすいというところだったりとか、あとこれが患者さんとかにすごく定着すると、患者さん自体も今は日勤の人、夜勤の人ということで頼む人も変わってくるみたいなんです。そういった周知も併せながらぜひこの働き方だったりとか、待遇改善に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

最後になりますけれども、審査意見の中で財務に関する事務についての是正改善を要する事項でいわゆる補助金に関して、なかなか厳しい指摘がございましたけれども、それについてどのように改善していくという考えでしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

今委員からお話がありましたように令和4年度の定期監査、これは今年の6月頃から8月頃までに受検をしたものなんですけれども、その定期監査の中で前年度と比べて指摘件数が増えているということで代表監査委員、それから委員の皆様から非常に厳しい御指摘を受けました。

今後の取組なんですけれども、今年度から病院事業局の中に公認会計士、それから弁護士を含めて財務だとかに詳しい方を委託契約にはなるんですけれども、常駐していただくような形を取っております。病院で起きているそういった財務に関する課題であるとか、問題であるとか、その解決策に向けた手がかりであるとか、そういったものについて、プロの方の知恵を交えながら解決するすべを模索していこうと、具体化していこうという取組を行っております。これがまず1点。

それから従前の取組なんですけれども、病院事業局では職員が各病院に赴いて、事務担当者から意見を聞きながらヒアリングをしながら直接改善の指導、助言、アドバイスを行うという取組を今後行って

まいります。

それからもう一つ。これは令和4年度末、今年の2月頃からの取組なんですけれども、病院事業局の事務職員を中心にプロジェクトチームというものを設置しまして、これは例えば財務会計であるとか、施設整備であるとか、5つの分野に今分かれていますけれども、それぞれの分野ごとに先ほどの公認会計士であるとかそういったプロの専門家の方も交えながら、病院で起きている実際の細々とした課題だとかについて各病院で課題を持ち寄って、集まったメンバーでその内容をたたいて改善策につなげていくといったような取組も行っております。

病院事業局としては今申し上げたような取組を通す中で定期監査で受けた非常に厳しい内容になりましたけれども、その改善に向けて一つ一つ取り組んでまいりたいと考えております。

○玉城健一郎委員 この3年間で非常に新型コロナというような状況で、県庁全体もそうなんですけれども、特に病院事業局、病院に関しては特に現場として非常に厳しかったというのがあると思えますけれども、ただそういう逆境だからこそ、今こうやって改善点が出て、新たな病院に対してしっかりとした財務ができるような状況をぜひつくっていただきたいですし、また病院事業局長も黒字化をしたと自信も持っていましたので、ぜひ今後も黒字化に向けて頑張ってくださいなと思えます。

続きまして企業局のほうにお願いいたします。

沖縄県水道事業会計決算審査意見書なんですけれども、こちら審査意見のほうで給水原価が供給原価を上回るようになったということだったりとか、安定給水の確保とさらなる経営基盤の強化に努めていただくよう要望ということでお話がございましたけれども、こういった審査意見に対して企業局として今後どのように取り組んでいく予定でしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 御質問にお答えいたします。

企業局では地方公営企業の経営の基本原則である企業性の発揮と公共福祉の増進を図るため、平成30年度からの20年間で計画期間とする沖縄県企業局中長期計画を現在推進しているところでございます。その中長期計画の中では安定した水の供給、それから健全な経営の持続などの施策目標を掲げて取り組んでいるところでございます。その中で健全な経営の持続の一環としまして動力費、それから薬品費の管理強化などの取組を実施することや、それから新技術の導入等による事務の効率化、高度化のさらなる

推進に取り組むということで実施することとしております。引き続きこれらの取組を着実に実施することで安定給水の確保と経営基盤の強化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○玉城健一郎委員 企業局、今新聞とかで値上げの議論もありましたけれども、ここ30年間この企業局の中での努力の中で値上げをしてこなかったというところもあって、なかなかそこは非常に評価するところだと思っています。今後この値上げをするということにやはり県民の声とかを考えるとなかなか難しいところはあると思うんですけども、企業局は30年間この値上げをしてこなかった。こういったものに対してほかの都道府県だったりとか、水道事業をやっているところというのは値上げの状況はどういった感じなんでしょうか。もし分かればお願いします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

企業局が都道府県への用水供給事業体を対象に行った料金改定の検討状況の調査によりますと、19事業体のうち17事業体でおおむね3年から5年ごとの定期的な水道料金の見直しを行っているという回答がございました。

○玉城健一郎委員 今後この外部的な要因でかなり燃料費が上がっているという状況もある中で少し見直しというのでも検討されていると思いますけれども、ぜひ少し県民の負担とかそういったものも考えていただきたいと思います。今回この決算の中でいわゆるPFASに対する対策というのは予算としてどれくらいかかっていますか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

PFAS等対策としまして、令和4年度に要した額は総額としまして8億6000万円となっております。

○玉城健一郎委員 この8億は活性炭の切替えの事業の予算でしょうか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 活性炭の取替事業のほかに長田川取水堰の工事でありまして、海水淡水化施設の増量運転と調査業務なども含まれております。

○玉城健一郎委員 この対策も今後続いていくと思いますので、そこに関してやはり国に対してこのPFAS対策に対する予算の要望というのはやっていくべきだと思いますけどいかがでしょうか。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 これまで平成28年度から実施しました県単事業等につきましては、同年に防衛局に補償を要請したほか、令和元年6月、

令和3年2月、令和4年7月に関係部局と連携いたしまして知事から各関係大臣宛て、費用の補償を含むPFAS等の対策の実施について要請を行ってまいりました。引き続き今後も省庁等に強く求めてまいりたいと考えております。

以上です。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。最後にですけども、流域下水道のところなんですけれども、事業に関して執行率の低さが非常に目立ちますけれども、これの理由の御説明をお願いいたします。

○上原正司下水道課長 お答えします。

主要施策について令和4年度最終予算額70億449万3000円に対し、決算額37億469万3000円で執行率は53.49%となっております。御指摘の執行率が低い理由については、建設工事に伴う世界的な電子部品の不足による納期の遅延等により翌年度へ予算32億5162万3000円を繰り越したことによるものであります。

○玉城健一郎委員 この事業自体は今もう滞りなく行われているんですか。この繰り越した事業自体は令和5年度はきれいに行われているんですか。

○上原正司下水道課長 繰り越しまして工事のほうは続けているものもありますし、また完了しているものもあります。

○玉城健一郎委員 コロナで工場が止まっていたところで世界的な半導体不足になっていて、今は大分改善されている中……。工事自体は滞りなく工事は進んでいるということでしたね。すみません、失礼しました。

下水道の中で、いわゆる宜野湾の浄水場のところでPFAS汚泥に対して検査を行っていると思うんですけども、この検査費用とPFASの検出状況をお願いいたします。

○上原正司下水道課長 お答えします。

令和3年8月に普天間飛行場からPFAS等を除去することとする汚水を下水道に放出したことを受けて、宜野湾浄化センターでは流入水、放流水、下水汚泥中に含まれるPFOS等について年2回測定しております。測定業務に係る令和4年度の契約額は163万9000円であります。また令和5年1月の測定結果では、下水汚泥の乾燥重量1キログラム当たりPFASは16マイクログラム、PFOAは2マイクログラム未満が含まれていることを確認しております。

○玉城健一郎委員 分かりました。

今この土壌だったりとか汚泥に対してこのPFAS

Sの規制がどういうふうにも、通知もない中でなかなか難しいと思うんですけど、今処分の仕方について外部委託をすることで処分をしていてその外部委託業者がコンポスト化によって、肥料堆肥化をしているというお話を伺いました。今のところまだPFASについてちょっとどういった状況なのかこれがどれだけ影響するのかというのもまだ分からない状況の中で、今大きく問題になっているので、ぜひこのコンポスト化自体は事業者に対して処分業者に対して、ちょっと考えてみるようにしたほうがいいのかと思うんですけど、その辺りいかがでしょうか。

○上原正司下水道課長 下水道汚泥については、下水道法第21条の第2項において発生汚泥等が燃料、または肥料として再生利用されるよう努めなければならぬとされており、現在流域下水道では廃棄物処理業者にコンポスト処理を指定して下水汚泥の処分を委託しております。一方、下水汚泥の有効利用についてはブロック、れんが等の建設資材や固形燃料などの様々の利用方法があることから、さらなる有効活用を目指し多角的な検討を進めていく必要があるものと認識しております。

○玉城健一郎委員 ぜひその辺りは考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○國仲昌二委員長 玉城健一郎委員の質疑は終了しました。

山里将雄委員。

○山里将雄委員 それではお願いします。たくさんではありませんのすぐ終わると思いますのでよろしくをお願いします。

沖縄県病院事業会計決算審査意見書の中からまずは少し確認をさせていただきたいと思います。3ページのほうのこれは昨日から代表監査委員への質疑の中でも何人かの委員が取り上げていたんですけども、この27億円の過大申請の件ですね。これは今回の決算には当然ながらその分は収入として歳入として入っているわけですね。そうすると今年度の令和5年度の予算からそれを返さないといけないということになるんですけども、これはもう補正予算も組まれていたと思うんですけどね。この審査意見書の中の5ページのほうでも非常に予算的に極めて厳しい状況にあるというふうに指摘もされていますので、この5年度に対する影響というのは——これだけの予算規模、決算規模でいうとそんなに大きくはないのかもしれませんが、今年度の決算に

対する影響等々についてはどうでしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

今御質問がありましたとおりですね。令和5年度の当初予算に加えて補正予算を編成してこの返還分を計上するという形になりますけれども、そのため令和5年度の補正後になりますけれども、純損失については当然増加をすることになりまして今のところ64億6000万円余りを見込んでおります。ただ令和5年度の当初予算では当然ながら各病院の施設整備であるとか、資産購入等々の所要額を当然計上しておりますし、また病院事業経営に必要な運転資金についても十分確保しております。したがって今回の補助金返還が経営に影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

○山里将雄委員 分かりました。

一応その確認でした。続きまして、審査意見の中から7ページのほうですね。2のほうの医師等の医療スタッフの確保についてということなんですけど、これは14ページの職員数とも関連づけながら聞いていきたいと思っております。令和4年度末の条例定数が3175人であるということになっています。令和4年度末の現員合計が3165人と。前年度と比較して109人増えているんですけども、3175人に対して3165人というふうにも、要するに定数をほとんど満たしている状態なんですよ。先ほど健一郎委員からも職員数について質問はあったんですけども、今のようないきなり状況の中でこの定数というのがどうなのかと思うんですね。この定数を改定するとか、そういう予定とかお考えはないんでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

定数に関しましては毎年各県立病院からの要望のある組織定数について、この県立病院の役割とか地域の医療提供体制とか経営の影響等々を総合的に勘案して見直しをしているところなんですけれども、現在令和6年度の組織定数に関しまして各病院からの要望に対してヒアリング等を行っておりまして、今後この必要と認められる定数がその条例定数を超える場合には当然——所管が知事部の総務部になるものですから、総務部と条例改正について協議するという事としてございます。

以上です。

○山里将雄委員 この7ページのほうで、県立病院の一部においては医師の欠員等により診療科の休診や診療の制限が行われているというふうにも指摘されているわけですね。これは今もそのような状況が続いているんですか。この医師が不足している病

院というのはどこがありますか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

令和5年9月1日現在で県立病院において医師が不足で診療休止を行っているのは、北部病院の泌尿器科、中部病院の眼科、八重山病院も同じく眼科の3診療科となっております。また一部診療制限を行っているのは、北部病院の脳神経外科、中部病院の泌尿器科、中部病院の小児科の3診療科となっております。

以上です。

○山里将雄委員 北部病院のことが含まれているという答弁があったんですけども、これを聞いたのは、今準備が進んでいる北部医療センターですね、新たな病院のこの定数について、どうなのか非常に心配しているものですから。今転籍希望とかを取って北部医療センターの2028年度の開院に向けて、職員数の確保について努力なさっているということは分かっているんですけども、現にこうやって足りないような状態があるという中で、本当に北部医療センターの医療スタッフの確保が可能なのか、できるのかというのが心配なんです。その辺についてはどのようにお考えですか。

○諸見里真病院事業統括監 お答えいたします。

県立北部病院と医師会病院を統合して新しい病院をつくる。これは令和10年度開院を今予定しております。当然これ組合をつくって一義的にはそちらのほうでしっかり医師、看護師等の人員を確保していくと、鋭意努力していると思います。ただ開院までに、特にこれ看護師なんですけれどもそれを十分に確保できるかはこれからだと思います。ただ10年度にフルでそろえるのが厳しければですね、協定書の中でしっかり当面3年間は県等からの派遣を考えている形で打ち込んでいますので、その分についてはぎりぎりになると思います。直前辺りまで調整をして、足りない分は県のほうから派遣を考えていくという形になっています。ただそのときに当然県立北部病院を廃止しますので転籍と派遣で協力しているカウントをしながら、新採用を抑制していきながらという難しいハンドリングはしていかないといけないんですけど、当然ながらこれは北部医療の提供体制を整えるわけですから、最大限県立病院としては支援していくという形で考えております。

以上です。

○山里将雄委員 今御説明いただいて少し安心したんですけども、北部医療組合が一義的には考えるものだというのは少し無責任な印象もあつたんです

けど。やっぱりそこは病院事業局としてもしっかりと取り組んでもらいたいなというふうに思っていますのでよろしくお願いします。

最後にですね。水道事業会計についてなんですけれども決算審査意見書の2ページのほうですね。昨日からこれも何名かの委員からの指摘もあつたんですけども、いわゆる料金改定の件ですね。1点だけ確認をさせてください。昨日は代表監査委員への質疑もあつたんですけども、純利益が740万円ぐらいまで減ってきていると。これまでも2か年間5億ずつぐらい減っているということで、しかも30年ですか、長い間料金改定もしていなかったということですので、この料金改定はやむを得ないのかなという思いはあるんですけども。ただですね、今これだけいろんなものを値上げしている、値上がりが続いている燃料費とか、電気料とか各家庭への影響も相当大きく出ている中で、やっぱりその水道料金まで上がるとなると県民生活にかなりの影響があるものですから、当然そうなる皆さんのほうで上げるとそれぞれの水道事業者もその検討に入っていくと思いますのでね。皆さんから頂いた資料を見ると燃料費調整単価が下落基調にあることから、その推移を見極める必要があるというふうになっているんですけども、料金改定を行わないという道筋、可能性これもまだあるというふうに考えていいんでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

今現在財政見通しを精査しているところではあるんですけども、その中ではやはりかなりの内部留保資金が減少するという見通しになっておりますので、現状の考え方では料金改定をせざるを得ないのかなということで考えているところでございます。これについては外部の経営評価委員会の御意見でも料金改定の必要性については必要だということで御意見をいただいているところでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

まあ言ったとおりですね、できるだけ県民生活に影響が出ないように考慮しながら、今後も検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○國仲昌二委員長 山里将雄委員の質疑は終了しました。

当山勝利委員。

○当山勝利委員 水道事業会計審査意見書を基に質疑をさせていただきます。その3ページですけども決算ですのでその決算の数値のほうを確認させていただきながらと思っています。まず水道事業収益な

んですけれども、こちらのほうが前年度と比べて1億6017万円余り減少しております。その理由についてまず伺います。

○又吉直人経理課長 お答えいたします。

今委員のほうから決算審査意見書のほうでの確認がありました。企業局のほうで御用意しました決算書も使って説明させていただきます。タブレットのほうに表示いたします。企業局決算書の22ページになります。企業局の事業収入に関する事項としまして表で表示しておりますけれども、この表の中の営業外収益の中の長期前受金戻入のほうが対前年度比で約2億6500万円減少したことが主な要因となっております。

○当山勝利委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、この長期前受金戻入というものはどういう性質のものか御答弁いただけますか。

○又吉直人経理課長 お答えいたします。

企業局のほうでは管路とか浄水場とか水道施設を有しております。その施設を整備する際に国庫補助金を使って整備することが多いです。こういった施設は償却資産といたしまして毎年減価償却という処理を行っております。ですが減価償却を行う際に資産の価値をどんどん落としていくんですけれども、補助金を取得して整備した施設についてはこの補助金というのを一旦前受金という形で受け入れまして、これを毎年減価償却に併せて補助金見合い分を減価償却とともに補助金をもらった金額も毎年減額して、これを収益化するという処理を行っております。今回この長期前受金が減少した理由としましては、先ほど決算書のほうで22ページを表示しましたが、その次の23ページのほうに事業費に関する事項というのがございまして、こちらの中に減価償却費という費用があります。こちらも対前年度比で3億7000万円減っておりますが、これは令和4年度のタイミングで過去に整備したポンプ場であったりといった施設が減価償却を終えたということで対前年度比で費用も減っておりますが、その見合いで前もっていた補助金分の収益分、長期前受金戻入も減ったという形になっております。

○当山勝利委員 この減った減価償却分ですよ。これもまた計画的に見える数字なので、先ほどもありますけど、結局企業局の営業の中でこの減価償却分の減が今回の長期前受金戻入の減少に至っている。それも今後も続くだろうということで理解していいですか。つまりどんどん減っていくと。その長期前受金戻入というものがどんどん減っていくんだとい

うことでいいですか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

減価償却費につきましては、今後老朽化施設の更新、それから耐震化の推進ということで施設整備を実施していかないといけないというところがありますので、それらの施設整備を実施することで減価償却がまた再び上昇傾向になるということになります。そういうこともありまして、それに伴った先ほど説明がありましたとおり減価償却費に伴う長期前受金戻入についてもそこに比例して上昇していくような推移が今後の見通しとして考えられるところです。

以上です。

○当山勝利委員 次に移ります。水道事業費用が3億9768万円ほど増加していますがその理由について伺います。

○又吉直人経理課長 お答えいたします。

審査意見書で表示されております3ページの中の水道事業費用の増加の要因ですけれども、こちらの営業費用が3億4900万円余り増えて増加したということになっております。この営業費用の中身なんですけれども、こちらのほうにつきましては、すみません、先ほど表示しました決算書のほうでまた御説明いたします。決算書の24ページのほうに費用の性質別の内訳がございまして、この中の動力費のほうが対前年度比で約6億9500万円増加したことによるものとなっております。

○当山勝利委員 すみません。この動力費というものは何か説明していただけますか。

○又吉直人経理課長 企業局の場合は、水源地から水を取水しまして浄水場まで水を送って処理した水を水道としてサービスを提供しているんですけれども、その際に取水するためのポンプであったりとか、あと浄水場で水を処理するための電気機械設備のほうで電力を多く消費しますので、この電力のかかった料金を動力費というふうに呼んでおります。

○当山勝利委員 次に移ります。特別損失という項目がありますがこの特別損失が1億円増加しております。そもそもこの特別損失というものの性質と増加した理由について伺います。

○又吉直人経理課長 お答えいたします。

まず特別損失とは通常の経営活動に伴うものではなく、特別な要因により発生した臨時的な損失のことを指します。今回特別損失が増加した主な要因としまして北部のほうにあります国ダムの維持管理負担金のほうで国のほうで過年度分の負担金算出方法に誤りがあったということで過去5年分の追加の納

付の請求があったものですから、こちらのほうで特別損失で処理して支払いのほうを行ったものであります。

○当山勝利委員 ということはあくまでも今回の増えた理由としては、先ほど言われた計算の誤りがあったということで次年度はまた前年度、要するに令和3年度と同じくらいの特別損失額になるということでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和5年度の予算値でございますけれども1億2700万円程度の予算として特別損失を見込んでおりますが、すみません、手元にその根拠となる資料がございませんので、この場では特別損失については令和4年度と比べますと、令和4年度が212万3000円で差額としましては前年度に比べると1億2500万円程度増額で予算化しているところでございます。

以上です。

○当山勝利委員 そうすると特別損失と言われる額は、令和4年度が1億3000万円の負担金がほぼそのまま令和5年度も引き続き負担金として納めなければいけないという理解でよろしいんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

特別損失につきましてはその年その年で発生する損失について計上するものでございますので、今回の令和4年度で計上させていただいているものについては、継続して発生するものではございません。

以上です。

○当山勝利委員 そうするとこの特別損失自体もその年によって変わってくるということの御答弁だったと思うんですね。まず過去の特別損失はその令和3年度と同等の860万円ぐらいだったのか。1000万円前後だったのか。今後は先ほど1億円台のものが引き続き、特別損失として出てくるのか。そこら辺は計上の見立てとして必要だと思います。そこは御答弁できると思います。どうでしょうか。

○志喜屋順治総務企画課長 特別損失につきましては、先ほども述べさせていただきましたとおり、その年その年で発生する損失になりますので、額はございますけれども同じものが次の年も発生するというものではなくて、その年その年で発生することからすると、将来それが発生するかどうかというのは見通しとしては見込めないというところがありますので、特別損失については将来計画としては見込めないというふうなことで考えているところでございます。

実績で述べさせていただきます。特別損失ですけ

れども令和3年度が862万円程度、令和2年度が1768万円程度、令和元年度が2996万円程度で、平成30年度が1億104万円程度というような推移となっております。

○当山勝利委員 分かりました。

かなり開きがあるので、そこら辺は今後予測はつくのか、全く予測がつかないのか。損失なので出ていく額がそれだけ上がったたり下がったりすると、計上のすごい幅を持たさないといけない、余裕を持たさないといけないということになっちゃうので、そこら辺はこれまでそうやって来られたのか、またこれからどうやっていかれるんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 現在見込んでいる見通しにつきましては、料金算定の手引等を参考にさせていただいております。そこについては通常で見込めるものについては、経常的な費用として見込むということになっておりますけれども、それが見込めないものについてはその手引等に基づくと計上しない、算定しないというふうなことでやっておりますので、こちらの考え方としてはそういった見込めないものについては現在見込めないというふうなことで考えているところです。

○当山勝利委員 分かりました。

いずれにしてもそれだけ幅があるということはある程度経営的な余財というのかな、余剰がないところら辺吸収していけないということで理解してよろしいでしょうか。

○石新実企業技監 特別損失のお話がずっと続いておりますけど、一方で特別利益というのものもあるんですけども、前年度なり前々年度なりでお話が来ていて計上できるものは当然予算化いたしますけれども、中にはできないものもありまして、そういった場合は流用なりそういった形で対応していくことになろうかと思えます。

○当山勝利委員 先ほど来議論させていただいておりますけれども、そこは見込めないものは見込めないもので、でも出てくるものは出てくるわけですから、それなりの余裕がないと駄目ですねという話をしているつもりなんですけどね。まあ分かりました。

次に移ります。その下ですね。ここで純損益と書かれています。2ページは純利益と書いてあったんですが、去年から比べると、令和4年度740万円、その前令和3年度が5億6500万円。その前の令和2年度はどれだけ純損益があったんでしょうか。

○又吉直人経理課長 令和2年度の純損益でございますが、金額で11億3892万3349円となっております。

○当山勝利委員 令和2年度で11億円。それより前は大体でいいんですが同じぐらいあったと理解していいですか。

○又吉直人経理課長 その前の令和元年度につきましては約9億1000万円。平成30年度が3億9000万円となっております。

○当山勝利委員 分かりました。

増減はあるにしろ令和4年度の純損益はかなり減ってきている。下手すると赤字になったかもしれないというようなかつかつの状況だということが分かりました。こういう中であって先ほどもありますけども、値上げのこと、動力費が7億円も増えたということでもかなり厳しい状況だということ。それから特別損失も年によって出たり出なかったりはあるけども、その分をしっかりと拠出するためにはある程度余財がないのかなという理解をいたしました。そういう中であってですね、昨日監査のほうで聞きましたけれども、経営基盤の強化に努めていただくように要望するということでしたけども、最後この部分ですね企業局として今後、経営基盤の強化をどういうふうに強めていかれようとしているのか御答弁いただけたらと思います。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました、企業局としましては経営基盤の強化に向けて沖縄県企業局中長期計画を現在推進しているところでございます。その中で経営基盤の強化に向けた様々な施策目標を掲げておりますので、そこを着実に推進するというので、引き続き経営基盤の強化に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○当山勝利委員 その計画に基づいてやられるということは分かるんですが、大体具体的にどうされていくのか答弁できませんか。

○志喜屋順治総務企画課長 経営基盤の強化に向けての取組としまして、例えばですが動力費ですとか、薬品費等については毎月月次レポートというのを提出させていただきましてそのときそのときの費用が対前年度比どうだったのかというところを分析することで、そういった費用の今後の高まりですとかその削減の可能性とかというのを検討するですとか。あと経営コストの縮減に向けて施設整備費も高騰するところがございますので、そういったところにつきましては企業局の設備の仕様そのものを見直して、例えばスペックダウンするですとか、あと施設の統廃合を引き続き検討しまして、そういったトータルのコストを削減するですとか、そういったところの

部分での取組を着実に推進して経営基盤の強化に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○國仲昌二委員長 これで当山勝利委員の質疑は終了しました。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 病院事業局会計に関する質問を行います。まず決算ですがコロナに関わる業務という点では文字どおり県立病院の果たした役割は本当に重要だったと思いますし、県民の生命・健康を守ると。生活の安心を支える重要な役割を担ってこられた皆さんに敬意と感謝を申し上げたいと思います。

質問ですが一つコロナ病床確保事業との関わりで意見書で言うと3ページに記述されていまして、経緯や原因については分かってはいます。ただ過大申請に関しては各病院の額が違ふと。適切な処理あるいは要項を読みこなして対応した病院もあればそうでもないという差が出たのかなと思って、この件に関してはなぜそういう状況なのかを伺います。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

今回の補助金の過大申請については、主に2つの理由があります。1つ目は病床確保料の対象とならない退院日の病床数を誤って空床とするなど空床病床数を過大に計上しておりました。2つ目としましては一般病床の単価を適用すべきところを誤ってHCU病床の単価を適用するなど単価がより高額な病床確保料の病床単価を適用しておりました。その1つ目の空床病床数を過大に計上していたという事案については、全ての県立病院で判明しておりますが、2つ目の病床単価を誤って適用していたという事案というのは県立6病院中、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院の3病院で判明しています。この病床確保料の病床単価は、例えば一般病床とHCU病床では約3倍の差があります。そのため適用する単価を誤った先ほどの3病院については返還予定額が比較的大きい結果となっております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 今回令和2年度、3年度分だという点では、4年度分はどうなっているのか、気になるのでその点を明らかにしてください。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

令和4年度分の病床確保料については対象病床数の計上誤りや病床単価の適用誤りが一部判明してお

ります。現在全体的な精査を行っているところであり、令和4年度分の病床確保料はまだ全額は交付されておりませんので、交付元であります保健医療部と調整をしまして、過大申請分は基本的には今後令和4年度分として病院事業局が交付を受ける予定の病床確保料と相殺して処理することとしております。ただ、相殺処理によってもなお過大申請となる場合については、返還時期について保健医療部と調整をしまして、令和5年度補正予算の編成または令和6年度当初予算への計上により対応していきたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 今年度返還するということとの関わりで言うと、今年度の経営に関する影響が懸念されます。どういった影響の程度になるのか伺います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

令和5年度の当初予算には先ほども申し上げましたけれども、既に施設整備であるとか資産購入、修繕費等の所要額は計上しております。それからこれに加えまして日々病院事業の経営に必要な運転資金も十分に確保しておりますので、今回の補助金返還が病院経営に影響を及ぼすものはないというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 コロナ感染症対応に伴う国からの交付金事業やその金額内容で予算執行状況等について伺います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えします。

コロナ対策では主に3つの補助金を活用しておりまして、1つがコロナの患者さんを受け入れる入院病床を確保した医療機関に確保料を支給する補助金。新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業補助金という名称で4年度の決算額で約92億5000万円となっております。それから2つ目としてコロナの患者さんを受け入れた医療機関に協力金という形で支給をする新型コロナウイルス感染症医療機関の協力金交付事業というものでこちらが6億9500万円、令和4年度の決算でそういった実績となっております。3つ目はコロナ患者を受け入れるための医療機器等の整備に要する補助として新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金ということでおよそ5100万円を令和4年度受け入れております。したがってこの3つの補助金合計でおよそ99億9600万円を受け入れております。

○瀬長美佐雄委員 経営計画の推進ということで基

本目標は全て目標値を上回ったと書いてありまして、その意味するもの、あるいはそれによって期待される効果という点ではどういう評価でしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えします。

前の沖縄県立病院経営計画では、今委員からお話がありましたように、経常収支の黒字確保であるとか、それから投資資金の確保、手元流動性の確保の3つの基本目標を定めておりました。この3つの目標については令和4年度でいずれも達成をしております。

その影響なんですけれども先ほど来申し上げておりますように今後コロナに関連する支援金であるとか補助金というのは低減していくであろうということは予想しておりますので、今後は病院経営に当たって地域の医療機関との連携に伴って、入院の患者さん、通院の患者さんと呼び戻すような取組であるとか、それから職員の時間外勤務の縮減であるとか、経費の見直しによる縮減であるとか、そういった日々の取組を行うことで病院経営の改善に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 6ページに未収金対策が記述されています。メディカルソーシャルワーカー等による納付相談や福祉部門との連携をすると。これはとても大事な業務なのでそこら辺の取組をしっかりと対応されているということなのか状況を伺います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

県立病院には今年の9月1日現在で31名のメディカルソーシャルワーカーが配置されております。このメディカルソーシャルワーカーの皆様というのは、経済的理由で支払いが困難となった患者さんが受診する際、未収金の担当者と連携をしてその患者さんの個々の状況に応じた対応——例えば生活保護の受給申請の案内であるとか、分割納付の案内であるとか、また支払い方法についてコンビニ払いができるとかそういった納付方法の案内等を行っております。そういった取組を行うことで未収金の縮減に努めております。

○瀬長美佐雄委員 7ページに移りますが、財務に関する是正について厳しい指摘を受けています。事務の不適正な処理が依然として多いということの状況。その指摘を受けてしっかりと取組がなされてなくて国庫の返還やら不適正な現状も続いているのかなと懸念されている。それに対してどういうふうな対策をされているのか。この記述の中で言うと今年度については総務事務センターを設置して集約化に着手していると。実際それを設置した効果、改善さ

れているのかどうかの状況を伺います。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 これまで病院現場における給与関係を中心とする事務執行上の課題としては主に3点ございました。1点目は病院における給与関係の事務手続が紙媒体により行われており非効率な部分があること。2点目は病院ごとに配置された少数の給与担当職員が事務を担っており、さらに手計算や手入力が生じるなど事務処理に時間を要すること。3点目は病院ごとの事務の取扱いに相違があり事務処理誤りの指摘、過不足払いが生じていたことです。

病院事業局ではこのような課題を解決するため、病院で行っている職員給与事務等を集約化し、事務処理の効率化、適正化及び担当職員の負担軽減等を目的に令和5年4月に病院事業総務課内に病院総務事務センターを設置し、一部の事務を開始したところです。令和5年度は効率化の要となる病院総務システムを稼働させるとともに、先行的に北部病院及び宮古病院において通勤手当及び時間外勤務手当などの事務移管を完了させる予定です。そのほかの4病院の事務移管についても段階的に進め、令和7年度には全て完了する見込みです。病院総務事務センターの設置により課題改善が図られるものと考えておりますが、設置の効果については来年度以降検証していきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

コロナ前との比較がどうなっているのか。外来、入院患者数の推移。実際戻ってきているという状況なのか伺います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

コロナ禍前の令和元年度との比較になりますけれども、入院患者数は約65万人。令和4年度は54万人ということで入院患者数はおよそ10万人減少しております。それから次に外来患者数ですけれども令和元年度が約78万人で令和4年度が71万人ということで、こちらも7万人減少しているということです。合計すると、入院、外来の患者さんで合計17万人減少しております。

○瀬長美佐雄委員 現在、コロナに関して言えば5類になったという点では、今年度は去年と比べて一転増加傾向ということなのか、どんな対応でしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

患者さんの数ですけれども、依然として現状としてはコロナ前の状況には回復はしておりませんが、対前年度比で見ていると徐々にではありますけれども回復傾向にはあります。今後としてはこの

患者さんの受診動向の変化を当然注視しますけれども、この患者さんの獲得に向けて先ほど来申し上げているように、例えば地域の病院との役割分担を進めるとか、クリニックの先生方との情報交換を得ながら、県立病院に患者さんを戻すような取組を地道に進めるとか、そういった取組を強化してまいりたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 コロナ感染治療に係る県立病院が果たした役割は本当に大きいと思いますが、それ全体として占める県立の割合、あるいはコロナ対応に対してはどういう評価をしているのか伺います。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

県立病院では県の病床計画に基づきまして県全体の確保病床の約3割を占めるコロナ病床を確保し、コロナとコロナ以外の両方の患者を受け入れております。

コロナ患者の受入れについては主に人工呼吸、ECMOなどの重症・中等症患者の受入れや離島におけるコロナ患者の対応。妊婦や新生児、精神疾患を有する患者の受入れなど、県立病院以外の医療機関では対応が困難なコロナ患者を受け入れておまして、今年9月11日までの集計になりますがこれまで8774人のコロナ患者を受け入れました。またコロナ感染症の位置づけが5類に移行する前までは高齢者介護施設等へ感染症専門医や感染症認定看護師等を派遣し施設内の感染防止の指導等を行ったほか、軽症者用の宿泊施設や入院待機ステーション、それからワクチン集団接種への職員派遣など、県コロナ対策本部からの要請に対応してまいりました。

県立病院は今後もコロナとコロナ以外の医療の両立を図り県立病院としての役割を果たしてまいります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 県民の命を守るといってとりでとして本当に頑張ってくれた皆さんに敬意を表したいと思います。ただ、意見書の8ページに記述されているのが、引き続き医療スタッフの心身両面へのケアに努めていただきたい。いわゆるメンタルサポートの体制を充実させてほしいという意見が付されています。これに対してやっぱり大事な観点として現状はどうなっているのか、指摘を受けて拡充しているということなのか伺います。

○宮城和一郎病院事業総務課長 お答えします。

病院事業局におきましては、医療従事者だけではなくて事務職員も含めてメンタルケアには留意して

いるところですが。労働安全衛生に基づいた会議ですとか、医師と看護師の委員会を設けまして休職に入っている職員の復帰に向けた対応等を行っています。今後ともメンタルサポートの体制に向けては充実を図って、知事部と同様な対応にはなりませんけども、労働安全衛生委員会等を適宜開催しながらケアに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 コロナが今5類になったといってもまた再度の流行もあり得るという点では、この間の経験の蓄積、何を教訓とすべきかという点では今こそしっかりとした対応に備えるというふうなのが求められていると思うんですね。そういう観点からですが、一つは保健医療部との関わりで今統括する本部への派遣対応、あるいは入院待機ステーションといったものへの対応、大きかったと思うのは福祉部門との連携で言うと、老健施設、クラスター発生した施設に対する対応でも頑張られたというのも先ほど対応がありましたけれども、そことの関連で病院事業局として今回のコロナにどう対応できたのかという点ではきっちりと教訓化する必要があるかと思うんですね。一つは医師、看護師の体制、今の対応ができたのかということであったり、院内のクラスターも発生して、罹患してしまって医療が対応できなかつたりと。もう本当に現場は苦勞されたと思うんですが、それについての課題としてどういうふうに位置づけているのかというのをまず伺いたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

まず教訓というか蓄積の話ですね。2009年の新型インフルエンザのときに、これは国もそうですけども沖縄県はかなり先行的でいい診療をやっていたとNHKの報道とかがいっぱいありました。そのときは僕は中部病院だったんですけども、一番大きかったのは中部保健所、中部病院、医師会等々が非常に連携を組んでいたということがあります。そのあと特に中部病院で感染症の委員会が活発に動くようになっていたんですけども、いかんせん今回のコロナで一番大きな問題になったのは保健所の職員がずっと減らされてきたのは皆さん御存じだとは思いますが。今回それが大きな反省になっていると思うんですけども、やっぱりその見直しが必要ですし、だから平時からそういう保健所と病院、あるいはそのほかにも全部含めてですけども、連携あるいは提携をしていくということをこれから蓄積して残しておかないと、次の感染症に多分恐らく対応

できないと思うんですね。それはみんなすぐに忘れてしまいますので、それはどういうふうにして蓄積するかというのはみんなで協議する必要があると思います。だから県立病院の現場においてはかなりそれぞれの病院で苦勞していましたし、もちろん職員も感染するリスクは当然あるわけだから、そういう意味では各院長含め苦勞されていることは聞いておりましたし、病床を一時縮小して職員を休ませたりとか、そういうふうに乗切ってもらったことには病院事業局長としては非常に感謝してはいます。そういう日頃の対応を平時のときから今回の教訓として、そういう感染が起こったときには患者を守るのが一番ではあるんですけども、職員を守らないと患者も守れませんので、そういうところに取り組んでいくことが重要なとは思っています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 保健医療部と福祉の連携も大事ですし、皆さんの病院事業局との関わりはやっぱり重要です。これについては本来国がコロナ対応をやってきて、検証的に各地の取組をデータとしても集約してそれをどう生かすかという点で本来すべきと。その関わりなんですけど、コロナ感染に関わった状況を国としてデータの提供、どんな状況、教訓というのを集約というか報告というのを求められている状況なのか、国、厚労省からはそういった要請というのがあるのかないのかちょっと確認させてください。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 そういった振り返りといいますか、そういう検証を行うような指示というのは国からも保健医療部のほうからも今のところはないです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 現場としてやっぱり教訓化するという努力とそれを継承するという努力はぜひやるべきだと思ってまして、それに対しては病院事業局として、各病院での対応でよかった、あるいは課題だったというのを集約して、やっぱりまとめてそれを報告書的にやった上でそれを国に提供もするという対応もすることが国全体の対応を善処させるという点にもつながろうかと思えます。国がどうのというよりも自らの中で各病院も苦勞された、対応にどんなことが課題だったということを明らかにする上で大事なと思うんですが、そういった対応、準備はどうでしょうか。

○本竹秀光病院事業局長 大事な指摘ありがとうございます。実はまた2009年に戻りますけれども、国は総括を1年後に実施して、ネットで調べられたら

分かると思いますけれども出しているんですよ。立派なことがいっぱい書かれているんですけども、やっぱり生かされていないなど個人的には思っていたんですけどね。今回も国とか何とかという話ではなくて、今御指摘のとおり、県立病院は県立病院で総括しないとイケませんので、恐らくある程度収束した段階でこれはやっていかないといけないと思っています。ありがとうございます。

○瀬長美佐雄委員 今回保健医療部の頑張りもありますが、PCRの定期検査を医療現場で2週間に1回とかという頻度でされたかと思えます。このPCR検査も現場としては早期キャッチにつながり、対応につながったということなのか。これ一つとってもきちっと評価、分析すべきと思うのですが、中には2週間ではなくて毎週すべきだという意見もありました。そこら辺では現場の感触としてどういう評価なのか明らかにできるのであれば伺いたいと思います。

ワクチン接種もしかりでした。なかなか全国に比べてワクチン接種が進まない。果ては医療現場におけるワクチン接種もどうなのかという声もいただきました。

最後にします。各病院におけるこの間の努力が本当に反映された決算であればと思うのですが、コロナ対策に絞って現場の努力、現場ではどういう教訓が明らかになっているのかと。あるいはまた課題も明らかになったかと思えますので、設備機器がこの国からの事業でしっかりと対応でき、今後にも備えることは完備できたのかどうか、まだ不足なのか等々もありますし、現場の責任者としてこのコロナ対応、今後にも備えるという点から言えば、事業局への要望ということも含めて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○久貝忠男北部病院長 教訓というのはよいことも悪いこともそれを糧にしていくことだと思っています。北部病院に関しては、先ほど事業局長が答弁しましたけれども、誇れるシステムとして3者連携ということで保健所、県立北部病院と医師会病院、もう一つは医師会と。医療資源が乏しいのでそれをしっかりやっていこうということで、保健所は疫学調査――本来は感染管理というのは保健所の役割なんですけど、医者が1人しかいないんですね。保健所はできない。それで高齢者施設でクラスターが発生したら北部病院の医師にお願いして、その感染管理に当たると。北部病院の場合、陽性者外来というのをやって、とにかく早くリスクを見つけて重症化し

ないようにやりました。これも新聞で報道されてよかったなと思います。医師会は何をやったかという、ワクチンとか、軽度の発熱外来を診たりとか、PCRを積極的にやるとか、あとは中等症の患者を病院に入れると。こういう3者連携が非常にうまくいったと思っています。これは医療資源が少ないということがなせる技であるんですけど、これはもし、新興ないしは再興感染症が出た場合にはこれは深めていきたいと思っています。

悪いこととしては、課題としてこれは残っていくんですけど、人がいないんですね。北部病院にすると感染症の専門家がいません。ICUのドクターもいません。総合診療科が当たるんですけど、その辺がやっぱり手いっぱい、総合力を持つドクターの育成というのが、そういうふうな人的な厚い人材育成という、簡単に言えばそういうふうになるんですけど、それが課題かなと思いました。

以上です。

○玉城和光中部病院長 いい点に関しては、久貝先生や局長のほうからも幾つか2009年の経験を踏まえているということの話をされていますけども、私のほうからは少し教訓というか課題となったところに関して話したいと思います。標準予防策とかいわゆる感染対策をしっかりとすることを職員に徹底して行う指示を僕たちが出すんですけども、やはり御存じのとおり職員も感染で休んだり、当院が一番多いときで産休、育休が大体70人余りまして、さらに感染で休んだという人たちが多いときで100人余りいて、180人余りの職員の人員欠損が出たというときがあったわけですね。そういう職員が少ないとき、いわゆる当然のことながら多忙な状況となってくると、この感染対策がどうしても十分できなくなってしまうと。ハッパをかけてやるようにと言ってもやっぱり現場が多忙になればなるほど、感染対策は破綻というか実施できなくなるという状況が生じておりました。ですので十分産休、育休含めて、こういうパンデミックが起こったときには休む人たちの想定した上での人員を、特に看護師は十分必要な状況があったと。明らかにやっぱり足りてはいないだろうというふうに思っております。

そしてまた新型インフルエンザが出るかもしれませんし、ほかの新興感染症も出るでしょう。今回のコロナの新興感染としての発症初期の混乱が結構いろいろ教訓として出ています。

職員も職員で大変で子供さんとかの登園拒否とか実際ありましたし、いろんな偏見とか出て。患者さ

んもいわゆる間違っただけの情報を得ている方々もいらして、もう極度に厳しい感染対策を求めてくるということもあつたりして大変な状況にあつたと思います。こういう中で職場に送り出す家族も大変だったんじゃないかと思つています。そんな中で我々がやつたことは何かといつたら、一番現場で自分が感染するかもしれないという恐怖と戦いながらやつていく不安の中で直接患者を診る職員たちの不安をどうやつて取り除くか、家族の不安をどうやつて取り除くかというところは相当苦労して、これは今後には生かせるかなと思つています。

あともう一つ、亡くなられた方もやつぱり残念ながら多くいまして、葬儀会社を探すのも一苦労して、今は葬儀会社も対応してくれるようになりましたけれども、そこも相当苦労したというのありました。

あとは施設での患者の生活環境を出向いて見ていくと、やつぱりそこは感染の元で、特に集団で生活しているところの生活の場を知らないといふでこんなに繰り返してくるのかということも分からなくて、それで外向いて感染対策をするということをやつたということはあるけれども、いかにせんやつぱり現場の仕事でいっばいということになかなかそこに手が回つてなかつたということがござつています。今回の中で感染管理認定看護師——ICNが当院は定数は1となつていて、1だけではもう全然足りません。ですので院内でいわゆる4人の認定看護師がいたので、2人を専従にして2人は兼務していた人も充てて最盛期、いわゆる一番燃え盛つている感染の極期は4人を充てて対応していたということもあります。けどこの4人をもつても全然足りない状況でござつています。指導、教育だけでも相当な手間がかかるので感染対策をやる看護師は、特に認定看護師はやつぱり多く必要であらうと思つています。

また課題として中部病院のところでもいつも出てきますけれども、設備上の問題がやつぱり多かつたということがござつています。特に動線ですね、エレベーター、廊下、ここはやつぱり分けられないといふところがあるわけですね。一般の人たちが通るところ、検査や手術へ行く通り、あと亡くなつた方の通りも全部一緒に交じるというところもあるので、やつぱりどうしても感染のリスクが高いといふところがあるので、ここは構造を改革していくといふところはあります。あとはもう感染対策の徹底で乗り切るといふ形でしかできないので、職員にはそういう形でやつたけども、人が少なくて忙しい中で感染対策が徹底できないといふことでかなり現場はジレンマを

持つていたといふ状況でござつています。大体僕も言いたいことは今の言つたところで、課題は挙げれば挙げるほど、これでも絞つてきたぐらいですので、すみませんでした。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター 院長 それでは感染症対策の努力について、最初に申し上げます。5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類相当へ変更されました。変更前後での大きな違いは変更されたことによりそれまで行われた国、県による公的な補助、指示が途絶えたといふこと。それからコロナの入院先を調節していた県コロナ本部の機能も失われたといふことでありました。コロナウイルスが消滅したわけではありませぬので、コロナ感染症も5月から7月にかけて流行拡大となりました。当院でもコロナ患者の入院が増え、幾つかの病棟でクラスター状態となり職員の休職も増えました。一時最大で33人のコロナ患者が入院し、6つの病棟でクラスターが発生しました。看護師の休職も50名近くになりました。その対策としてすぐにコロナ対応とベッドコントロールを合わせたような会議を毎日関係部署で行いました。新しいコロナ患者は病棟を選定してそこに入院させる。それからクラスターを起こした病棟は閉鎖という封じ込めを取つたわけですね。それで看護師の労働喪失。それからクラスターの極期には通常の稼働ベッドは429床ですがそれを370から380床に病床運用を余儀なくされました。この間は入院を制限、もちろん手術の制限、予定検査の制限、延期を行いました。これを約1か月間行いました。これで何とか乗り切るわけですが、アフターコロナの患者さんも問題でした。入院したコロナ患者さんは5日ほどで隔離は解除となりますが、大半の患者はもともと基礎疾患を有しており、入院生活によりその状態が悪化しADLが悪くなり、すぐ退院できない状態で長期入院となる傾向がありました。こういう患者さんは転院先もなかなか決まらずにベッド逼迫の一因となります。

続いて教訓と課題です。教訓と課題といふのは5類移行となる前から各医療施設の連携の体制を築いていくべきだつたといふことに尽きます。今保健医療部を主導として医療提供体制を整えているところなんです。急性期病院A、急性期病院B、それから回復期、慢性期といふふうには医療機関を分けてそこで分担して診ようかといふことになっていますけど、まだ完全に機能してありません。早めにこの医療提供体制の連携を具体的に進めていく必要があると思つています。

それから最後に施設整備、機器の整備状態について申し上げます。新型コロナウイルスに係る施設整備においては、令和元年度、それから令和2年度に発熱外来等の設置、それから救命救急センターの改修等を行っております。医療機器に関しては令和2年度及び令和3年度に体外式膜型人工肺——ECMO、あるいは人工呼吸器、リアルタイムのPCR装置、それからCT装置を整備しております。それから令和4年度は医療機器の購入はありませんでしたが、今年度から妊産婦のコロナ患者も受け入れることとなります。それで保育器、分娩監視装置等の購入も予定しております。

以上です。

○岸本信三宮古病院長 宮古地区5万5000人の市民を預かる宮古病院ですけれども、やはりいろいろ全院長先生方がおっしゃったように苦労が非常にありましたけれども、やはり皆さん覚えていらっしゃるかもしれませんが、コロナが始まった頃にこの感染症がどれだけ怖いのか、どれだけ広がるのか、どういうふうにして診ていいかというのが分からなかった。薬もなかったですよ。その中で医療資源の少ない宮古地区では、最初に宮古病院が診るべきということで元気な若者も全部宮古病院のほうに入院して隔離しました。保健所が一緒になって就業制限も入っておりますね。宮古保健所、宮古病院の連携でスタートしたのですが、やはりどんどん患者が増えてくると逼迫しました。県内の公的あるいは民間それから大学の医療機関のドクター、ナースの応援をいただきましたけれども、やはり逼迫してしまって、最終的には自衛隊の医療専門官の災害派遣、厚生労働省の医師、看護師等の派遣によって、ようやく乗り切ったということですね。ここで、我々だけで抱えてはいけないということが分かりました。それで中等症以上の患者さんは宮古病院が診る。そうでない方は保健所が用意したホテルであったり在宅であったり、あるいは施設のほうで診ていただくと。もちろんその援助は宮古病院と保健所が一緒になってサポートしていくという体制をつくったということが大きかったと思います。そしてその中で医師会、あるいは保健医療部等々の役割の分担と連携が非常に重要であったということです。

特に申し上げたいのは宮古市のほうの援助が非常に大きかったですね。感染が始まった当初はPCR検査を本島に送って判明するのに2日、あるいはもっと時間がかかったんですけど、そのときに市がキャンピングカーを病院の隣の公園に設置して、疑

似症の、ちょっと違うかもしれないけどという人をそこに入れてもらったんですね。病院のベッドを利用しないでという形で。それからPCR機器が当院にもありましたけども、試薬が少ないのでたくさんの患者さんは診れなかったんですが、市のほうで96人が1回にできるような高額な機器を医師会と一緒に買って購入して宮古病院にレンタルしてくれました。それで我々のところでは一気に、1回、2回と回すと百何十名になるんですけども、そういう形でドライブスルーという形で病院の外で百何十名も市民のPCR検査ができたというようなことが大きかったです。この市役所の役割。

そしてもう一つ最後に言いますけれども、市の休日・夜間救急診療所が病院の中にあるんですが、この市の施設を病院に貸していただいて我々がそこで患者さんの隔離等をするということで、最終的には今年その施設を譲り受けまして、新しく救急センターを改築する予定で、今進行中です。

以上です。

○和氣亨八重山病院長 報告させていただきます。

各病院の院長先生方から詳細な苦労話がありましたのでそこは省略させていただきますが、八重山病院でも昨年7月の第7波のときに一番多くの患者さんが入院しました。1日に最大41人入院しておりましたのでこれは1つの病棟だけでは収まり切れませんから、病棟を閉鎖したりあるいは予定されていた手術や検査を延期するなど、ほかの病院でもやられたことですが、そういった対応をしてなんとかコロナの患者さんを診ると。同時に私たちはコロナ以外の一般の患者さんを診る病院でもありますし、八重山に1つしかない、救急医療ができて、しかも子供や妊婦や精神科の患者さんが入院できる病院は八重山病院しかありませんので、一般のこれまでやってきた診療も継続すると。両方をうまく回すことに苦労してまいりました。こういった経験から今後の課題といいますか教訓として考えているのは、こういうことは今後も起こり得るので、中部病院の玉城院長がおっしゃられたように平時から余裕を持った職員数を確保しておくということ。特に離島の場合、人が欲しくてもすぐに来ることができないので、平時からの確保、あるいは災害時に即応して速やかに職員を増員できるような仕組みが必要かと考えます。また北部病院長が挙げられたように地区医師会との連携がすごく大事だと思っています。あともう一つ申し上げたいのは、住民の方々の救急室の利用の仕方についても今後、啓蒙啓発活動というの

をしていかなければならないと思っています。ちょっとした病気で簡単に病院受診できるのはすごくいいことではあるんですけども、こういう災害に近いような状況でもそういった利用をされるとあつという間に八重山病院のような小さな病院はパンクしてしまいますので、救急室の正しい利用、本来の利用の仕方について住民の方々への啓蒙も必要かと思っています。

それから機器整備についてですけれども、八重山病院はまだ今月で新しくなって6年目になるきれいな病院です。病院を新設するとき多くの医療機器を新設しましたので大分充実しています。これに加えて今回コロナの補助金をいただくことで不足していた部分をそろえることができました。具体的な金額だとかどんなものをそろえたかについては、時間の関係もありますから省かせていただきますけれども、今後コロナの補助金が漸次終了してなくなっていくこの先ですね。今まではコロナの補助金で感染防護服だとかそういったものを十分備えることができましたけれども、今後は自前でそろえる必要がありますし、あと今回購入した新たな医療機器は六、七年後には耐用年数が来てしまって、また新たなものに買い換えなければいけないけど、このときにはもう補助金はありませので、新たな財源の確保、こういったものが今後の課題になるかと考えています。

私からは以上です。

○屋良一夫精和病院長 今までこの一般科の総合病院の院長先生のお話があったので、精和病院は単科の精神病院というところでちょっと苦労したところをお話ししたいんですけども、もともとうちの病院は結核の病床はあるんですけども、新興感染症を扱うというような経験がなくて、それで感染対策ができない患者さんたちの対応をする看護師さんとかメディカル、また院内のスタッフの方というのが非常に感染対策強化をするのに、時間とエネルギーがかかったという事情がありました。もともと感染症に対応する病院ではないので、コロナウイルス感染症を受け入れるために、1つの病棟を閉鎖して入院している患者さん54名を民間病院とかに速やかに転院させてもらって、急遽コロナ専用病棟を開棟したという事情があります。もともと単科の精神病院というのは物品とか設備とかはないのでいろいろ急いでそろえていただいたんですけども、やはり先ほど出ましたPCRの検査とか総合病院では当たり前のようにできることが、その検査科の人員だった

りとか機器とか自院でできないという事情があつて、それで南部医療センターのほうにお願いしたりとか検査センターにお願いしたりとか。この辺は一般の病院とは違う事情があつた中でコロナに対応したんですけども、デルタ株のときにピーク時には一般救急の病院も逼迫していて、もともとは軽症、無症状という方を受け入れるということだったんですけども、中等症以上の方も受け入れて、結果的には単科の精神病院でも看取りを行うような場面があつたという事情がありました。こういう経験を踏まえて単科の病院で今後あり得る新興感染症に対応するのは、なかなか厳しいところがあるという事情があつて、今南部医療センターとの統合という話が挙がっていて、少しずつは進んではいるんですけども、やはり県立病院としては単科の精神病院のよさというのものあるんですけども、やっぱりこういう感染症を含めて心体合併症をちゃんと対応できるような病院になっていかなきゃいけないなというところで、総合病院への統合というのが迅速に進んでいくようにできればいいかなというふうに思っています。総合病院に統合させていただいたら一般科の先生はもちろんいらっしゃいますし、今うちの病院にはないんですけども感染症を扱うような個室の病棟とかそういうところを確保していただければ、速やかに今後起こりうる新興感染症にも対応できるのかなというふうに思っています。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 最後に局長。今のそれぞれの共通する課題や教訓、あるいは個別にというふうな院長の話がありました。それに応えて今後やっぱり教訓化するという点で大事な役割を担うべきと思いますが、その観点で決意も含めて伺いたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長 ありがとうございます。

4月から病院事業局長を拝命したんですけども、いわゆる病院現場と病院事業局とのコミュニケーション不足というのがずっと言われていて、4月に来てどうしてそういうふうになったのかなと、半年になるとだんだん見えてきています。今回6病院長がいろんな悩みあるいは課題とかおっしゃいました。それを病院事業局と密に話し合うということを増やしていかない限りは、いわゆるコミュニケーション等々ですね、早く払拭して、それをやっていきたいと思います。これからの病院経営もそうなんですけれども、どんな感染症が来てもどうしてもやはり県立病院がこれからも、これまでもそうなんですけれども、沖縄県の医療を引っ張っていくのは間違い

ないので、現場と協力しながらやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

○**國仲昌二委員長** これでは瀬長美佐雄委員の質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時25分再開

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

玉城武光委員。

○**玉城武光委員** 簡潔に質問いたします。企業局に対して質疑を行います。

11ページ。決算報告書の決算諸表の概要について。翌年度繰越しと不用額が出た理由を伺います。

○**志喜屋順治総務企画課長** 収益的支出における翌年度繰越し内容についてですが、収益的支出における翌年度繰越額につきましては9141万3000円で、全額修繕費となっております。繰越しの主な理由なんですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な原材料不足、それから半導体の供給不足、それから感染症対策の影響による工場作業員の出勤停止ですとか、そういったものの人員不足によって、機器等の納品に通常よりも時間が要したことによるものとなっております。

それから不用額につきましてですが、不用額につきましては、収益的支出の予算額としましては301億4952万4000円で、決算額が292億7657万9000円で、不用額としましては、7億8153万1000円となっております。不用額が生じた主な理由なんですけれども、予算額に比べて、電力使用量が当初の見込みよりも少なくなったこと、それから固定資産除却費なんですけれども、本来であれば建設工事を供用開始することに伴って除却すべき除却費が、工事の遅れに伴いまして供用開始が遅れたことに伴って、支出ができなかったというのが主な不用の要因となっております。

以上でございます。

○**玉城武光委員** その不用額が出た理由の中に、動力費が減ったということですか。動力費というのは電力関係とかでしょ。値上がりしたんでしょ。それでも動力費は減ったということですか。

○**志喜屋順治総務企画課長** 予算で組んでいました浄水場の電力使用量、それが予算よりも実際、年間通して使用した電力量が少なかったということで、動力費そのものの減額につながったことになっております。

予算額につきましては、動力費等につきましては

水運用に支障がないように、あらかじめ安全側のほうで水量を計上したりしてありますので、それに見合った水量で計上した動力に比べて、安全側で見込んでいたということもありますので、実際にはそこまでの使用がなかったということで、減額になっております。

○**玉城武光委員** 分かりました。

次に、12ページの中に、不用額は県単独の事業が執行残になったという記述があるんですが、いわゆるこの執行残というのは執行しなかったということですか。

○**志喜屋順治総務企画課長** 令和4年度の資本的支出の不用額については、4億3410万8000円となっております。単独事業の不用額については主に実施する予定でありました工事そのものを計画の見直しで実際執行することがなかったということによるものの執行残、見送ったことによる残となっております。

○**玉城武光委員** 執行をしなかったということの説明なんですけど、この水道事業に支障はなかったんですか。

○**志喜屋順治総務企画課長** 計画の見直しに伴ったものですので、水道事業そのものの運営には全く支障がなかったということになっております。

○**玉城武光委員** 次です。ね。下水道事業。6ページ。

その中に負荷率とか、施設利用率、有収率とかいろいろ書かれているんですが、そのちょっと説明をお願いしたいんですよ。例えばこの施設利用率が、令和2年度は90%。令和4年度は88.2%という施設利用率が記述されているんですが、ちょっと説明をお願いします。

○**上原正司下水道課長** お答えします。

施設利用率についてですが、晴天時現在1日処理能力に対する晴天1日平均処理水量の割合により示されておりまして、下水処理場施設の利用状況や適正な規模を判断する指標となっております。現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設の遊休状態でないか、また過大な仕様となっていないか等の分析に用いられるものとなっております。

○**玉城武光委員** この施設利用率が落ちたのは何ですか。施設利用率が低下しているでしょ。90%から令和4年度は88.2%に低下している。

○**上原正司下水道課長** 令和3年度の晴天時現在1日処理能力が32万2600立米の能力がありましたが、令和4年度には、施設能力が33万3500立米ということでちょっと処理場の能力が上がりましたので、その分施設利用率が下がっているということになって

います。表4の右から4番目の晴天時現在1日処理能力は今現在の下水処理場の能力を示しております。これが令和3年度では32万2600立米の能力があるということで、4年度につきましてはこれが33万3500立米ということで、施設の規模がちょっと大きくなりまして、能力が大きくなったということで入ってくる水が一番左側なんですけど、年間で3年度で1億500万5808立米に対して1億732万1718立米としまして、入ってくる水も少し増えたんですけど、処理能力のほうがまだ上回ってたものですから数値としては下がったような状態になっています。

○玉城武光委員 次9ページ。この執行率の低下があるんですね。前年に比べて、ここの理由をちょっとお伺いします。

○上原正司下水道課長 令和4年度の資本的支出は、予算額98億4017万5401円に対して、決算額が58億5031万4455円で執行率は59.5%となっております。

御指摘の執行率が前年度の75.8%より低い理由については、建設工事に伴う世界的な電子部品の不足による納期の遅延等により、翌年度に予算を38億306万7720円を繰越したることによるものであります。

○玉城武光委員 執行できなかったということは一つ反省してもらいたいと思うんですが、それから14ページの負担金単価ですね。そこをちょっと説明をお願いします。

○上原正司下水道課長 維持管理負担金の単価についてですが、汚水処理原価とは有収水量1立方メートル当たりの汚水処理に係る費用のことで、前年度の45.7円と比較し、4.8円増加し、50.5円となっております。維持管理負担金の50円を0.5円上回っているような状態であります。前年度と比較して有収水量の増加に伴い、維持管理負担金が約2241万円増加したものの、汚水処理に係る動力費や委託料の日々の維持管理に係る経費が約5億5266万円増加したことにより、汚水処理原価を押し上げた要因となっております。なお令和4年度は汚水処理に係る費用が維持管理負担金で賄えないものの、その他の収入の増加により1億4726万円の純利益を計上しております。

○國仲昌二委員長 玉城武光委員の質疑は終了いたしました。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 病院長の方は遠路から本当に今日はお疲れさまです。

最初に病院事業局へお尋ねします。新型コロナ3年目になっていました。本当に当初から県立病院が中

核を担って医療行為を行っているということで、医療従事者の皆さんありがとうという言葉をかかけたというのが遠い話のようになってはいますけれども、当時本当に厳しい状況の中で県立病院の職員の皆さんも頑張ってきたらと思うています。コロナの関連で病院事業の経営と病院業務について、そして職員にもたらした影響について、局長のほうに最初にお尋ねしたいと思います。

○本竹秀光病院事業局長 まず経営のほうですけども、実はもう皆さん御承知のようによいですね。補助金でかなり——今のところ現金がかなりありますけれども、後で出てくるとは思いますけども実は医業本体は令和元年度と比べて2倍ぐらいの120億の赤字になっているので、その今ある預金で内部留保金をどういうふうに生かしていくかというのがこれからの課題です。個人的には今まで設備投資がなかなかできなかった、私の時代はできなかったんですね。それから、今まで問題になった事務職員の教育をずっとやりたいと思ってたんです。なかなかこれもできなかったんですけども、今これをようやくできる体制の準備をしているところです。そういうことで、そのコロナで過去に類を見ないぐらいの内部留保金をいかに効果的に使っていくかと。以前みたいに自転車操業にならないように頑張っていきたいというのが一つです。

それから職員は先ほども6県立病院の院長がおっしゃったように、かなり疲弊しながら頑張ってきたという経緯がありましたけれども、やはり産業医も含めてメンタルのところをきちんとカバーしていかないと、これからもまだまだ影響は残っていますので、それをきちんと対応していくというのも病院事業局も一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 令和2年度と3年度のコロナ病床確保金27億円。これ返還理由について午前中に質疑がありましたので、それ以外のことでお尋ねします。

6つのうちの3つの病院の金額が大きかった2つの理由があると言われましたけども、病院ごとの返還金の内訳をお尋ねします。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

令和2年度分と令和3年度分の合計の数字でお答えします。北部病院が3440万8000円。中部病院が1789万5000円。南部医療センター・子ども医療センターが13億2418万2000円。宮古病院が11億1792万

5000円。八重山病院が2億955万6000円。精和病院が1063万1000円となっております。

○西銘純恵委員 返還できるということですが、病院ごとに13億、11億、とりわけ宮古病院は11億を超える返還ということは、それぞれの病院が返還金を工面していくということになるのでしょうか。事業局の予算全体で返還ということになるのでしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えします。

病院ごとの返還については、基本的に病院ごとの対応にはなりませんけれども。ただ、どちらにしましてもトータルとして見た場合に、この補助金返還に伴って病院経営に影響を及ぼすというようなことはないというふうに考えております。

○西銘純恵委員 今事業局が答えたんですが、南部医療センターと宮古病院はそれではよろしいのでしょうか。病院長にお尋ねしてよろしいですか。13億、11億とあるので。

○福里吉充南部医療センター・こども医療センター院長 うちがなぜ返還金が多いかということからまずお話ししますが、フェーズに合わせて即応病床数を確保するわけです。うちはかなりの病床確保を行いました。それから単価の高い病床を用意したということで返還金も多くなっております。それから返還額による経営の影響はどうかということですが、現時点においては運転資金としては何とか費用支出の1か月分の運転資金は年度末までは確保できるんじゃないかと思っています。

以上です。

○岸本信三宮古病院長 お答えします。

今福里院長が申し上げたので、同様なんですけれども、宮古病院は11億の返還が生じたとしても、病院経営においては4億7000万円の経常黒字でありますので、経営については特に問題ないと思っておりますが、この過大な空床確保の請求ということについては職員一同しっかりと反省して今後こういうことがないように取組をしているところであります。

以上です。

○西銘純恵委員 次に一般会計からの繰入れについてお尋ねします。

会計監査の審査意見書の18ページ、表15-3、お願いします。1床当たりの繰入金は全国との比較でどうなっていますか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えします。

1床当たりの繰入額の全国平均との差額で言いますと、およそ145万4000円の差がございます。

○西銘純恵委員 全国の比較で145万4000円の差で、

全国は平均で幾らですか。

○青木研二病院事業経営課主幹 お答えいたします。

令和3年度の全国平均の1床当たりの繰入額につきましては、506万7000円でございます。

○西銘純恵委員 全国より145万4000円少ない沖縄県平均で361万3000円ということなんですけども、単純にこれ全国並みに繰入れをすると、病床数が2149床ですよね。ですから、単純計算で108億余る。これが私がかつて言っていた1床当たりの繰入れが少ないという問題を沖縄県が抱えているんじゃないかと、ずっと言ってきました。

17ページお願いします。救急医療について、総務省の繰入れ基準についてお尋ねします。

○宮平直哉病院事業経営課長 救急医療に関する経費につきましては、令和4年度の決算は総務省が定めた地方財政計画に基づく単価に基づいて積算されておまして、令和4年度の実績としては、9億134万1000円となっております。

○西銘純恵委員 今のページですけども、繰入れ基準。法の17条の2第1項第1号、それと第2号ということで分けられていて、この救急医療に要する費用というのは、かかった経費そのものを繰入れをするというのが総務省の基準だったと思うんですが、変更があるということなんでしょうか。

○青木研二病院事業経営課主幹 お答えいたします。

この救急医療に関する繰出金につきましては、地方財政計画における病院事業繰出金の算出基礎となっている単価を用いて算定をしております。

以上です。

○西銘純恵委員 県はそういう算定をしている。次の法第17条の2第1項第2号と第3号があるんですけども、この第1号についてはかかった費用ということで、残りはかかった費用と収益との差で繰入れをするということが基準だったと思っているんですけども、今の答弁があった地方財政計画に基づいて算定をするというのは、今言ったほかの第2号、第3号も第1号と同じようにやっているということではよろしいんですか。

○宮平直哉病院事業経営課長 はい、そのとおりです。

○西銘純恵委員 数年前に総務省と繰入れのやり取りしたときに、第1号については確かにかかった経費だよと。それでずっとあの頃も8億円ぐらいしか皆さん救急医療を出してなかったと思うんですよ。かかった経費が幾らかといたら23億ぐらいだったんですよ。だったら、経費ということでやるべき

じゃないかというやり取りもしたことあるんですけども、もう一度ですね、今の地方財政計画に基づくというのが総務省から出されて全国も同じように、公立病院でこれで使ってやっているということであれば、ごめんなさい、根拠になるものを後日で結構なんですけど、頂きたいと思います。

質疑を続けます。第2号の繰入れに対して、例えば僻地医療に要する経費が令和3年度4367万円、4年度は2800万円とかありますけれども、これも積算の根拠といいますか、僻地医療、それと他会計補助金の17条の3のところの離島支援措置も令和3年度は2億6669万円、4年度はゼロですよ。だからそこら辺の積算について、私は離島の増嵩費というのはとても大きくなっていると思います。だから積算について、もう一度ちゃんとチェックをされてほしいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○諸見里真病院事業統括監 少し今、収支差とか地方財政計画のお話がありましたので、ちょっと整理させていただきますと、沖縄県はこの繰入金金の算定方式を従来の収支差、これ2年前の決算に基づいてその差額をやると。当然現在ではないわけですね。その問題は総務部と従来から調整をずっと続けてきました。令和2年度から国が示す地方財政計画の単価を採用してきております。今大体平均で80億前後が今後も含めてですけどあります。これを導入した経緯というのは、従来は、まず2年前の決算値で遅れてくるというのが一つ。あと、経営がよくても悪くてもモラルハザード、要は埋めてくれるわけですから、政策医療の分だけです。ただ、今言った単価方式にすると、頑張れば減るのではなくてその分は内部にたまっていくわけですね。ですからこれは従来からぜひやりたいということで、他県も調べましたが他県でも割れております。ただ、非常に効果が高い、職員の士気も上がるということで、2年前から地財計画の単価を取っております。それに基づいてしっかり救急医療単価を取っていますが、たまたま昨年度は国の単価が少し救急が落ちたので、若干落ちていますがけれども、そういう形での今算定方式になっているところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 病院事業とは何か利益を得る、もうけるというものじゃない限り、やっぱり診療報酬に頼って診療報酬が下がって行って、じゃ、どこからプラスするかというそんな問題を抱えているわけですよ。だから繰入れというのが、公費をどうふうに入れるかというのがとてもネックになると思

うんですよ。県立病院に対するニーズは、今度のコロナでもやっぱり中核的に担っているし、どうしてもこの病院を継続させるという問題がありますから。地方財政計画による単価と今おっしゃったので、これは国が決める単価ということになるわけですよ。沖縄県独自にこの単価というのはプラスアルファを——離島を抱えているし、今動力費が上がっているということは、離島の医療は、単なる物価高騰だけじゃなくて輸送も、そして病院の中でもっと増嵩費はかかっているんじゃないか、そこら辺に迅速に対応できるという体制も取っていただきたいと思

次ですね、7ページ。

医師の欠員による診療科の休診、診療制限の具体的な状況はお尋ねしましたけれども、この収益経営への影響についてお尋ねします。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

医師の欠員による収入面での影響ですけども、医師1人当たりで平均で年間およそ7900万円の診療収入の減少を見込んでおります。減少を見込んでいますけれども、その診療の制限をしている診療科については、ほかの県立病院からの応援であったり、地域の医療機関との連携、役割分担を行うなどして、県民の皆様に影響が出ないよう、最小限に抑えるよう努力しているところでございます。

○西銘純恵委員 医療行為を分担しているというのはいいんですけども、医師が休診したりすると、経営的にも大きいマイナスになるということであれば、この医師確保というのはとても重要な問題になると思うんですが、そういう取組は先ほども答えていただけたので、ぜひ定数を確保して休診がないようにやっていただきたいと要望して次に移ります。

職員定数、先ほど出てましたけれども、正規、非正規というのはどうなっているんでしょうか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 お答えします。

令和5年9月1日現在、病院事業局の職員4558人中、正規職員は3147人で割合で申しますと69%。非正規職員は1411人で31%となっております。

○西銘純恵委員 7割弱が正規ということであれば、この非正規を雇用するというのもなかなか厳しい状況にあるかと思うんですよ。正規職員定数はどれだけでしたか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 定数は3200人となっております。

○西銘純恵委員 そうしますと3200名の定数のうち、53名が不足と。正規がいないと非正規1400名でその

分賄っているということでもよろしいのでしょうか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 定数に正規職員が今53人達していないというのは、そのとおりでありますけども、その足りない分を非正規でやっているという認識よりは、正規と非正規の役割分担がございまして、そのような考え方に基づいて正規職員と非正規職員を配置しているところでございます。

○西銘純恵委員 産休、病休、育休代替とか考えたら、やっぱり今の3200人という定数そのものが従前の人数としてどうなのかというのを見直す、現場の状況を聞いて定数を増やしていくということも課題になっているかと私は思うんですけども、それはいかがでしょうか。

○諸見里真病院事業統括監 担当課長がこれから詳細を話すかと思いますが、少し概略を御説明しますと、これ病院現場とも今話を始めているんですが、よく誤解があつて、定数と欠員配置ができていない、これが言葉的には非常に混同されます。定数はおっしゃるように査定をして本当に業務が新しく増えてニーズがあれば、定数条例の枠内で配置していきます。必要であれば条例改正してもいいと思います。ただ、現状非常に問題なのは欠員。そこを埋め切れないということが大きな問題です。これ医師も看護師も、特に最近顕著に出ているのは看護師です。定数も当然大切ですけども、その確保する、欠員を埋めるというのがなかなかできないという部分が大きな問題となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 今の欠員をどう埋めるかという話は、午前中にいろいろ努力されている項目の答弁を受けていますので、そこにもある意味では沖縄県が単独の医療圏にあるということでは、それなりに経費のかかる仕事をやっているのではないかなというところも、私はほかの陸続きの都道府県と違うところがあると、沖縄の特殊事情だと思っていますので、これについてはやっぱり何らかの公費が必要だろうということを指摘しておきます。

次、未収金について、40ページお願いします。

過年度の未収金の件数と、それと4年度の件数と額。この間の推移もお尋ねします。

○宮平直哉病院事業経営課長 まず未収金の額についてですけれども、過年度の額については、15億9921万1000円となっております。次に令和4年度についてですけれども、これが16億6963万4000円となっております。それから次に件数ですけれども、過年度分の件数については、3万9502件となっております。

す。一方令和4年度に発生した未収金の件数については、1万1624件となっております。

○西銘純恵委員 これまでの推移もお尋ねしましたが、質疑を続けます。4年度だけで1万1000件、3分の1近く出たということですけど、さっきメディカルソーシャルワーカーを入れて頑張っていると人数もありましたけども、私はやっぱり国保手帳や健康保険手帳を持っていない皆さんがいると思うんですよ。だから当初からそこら辺の手当てというのはとても大事だと思うので、1万1000件も1年間で未収金が出たということは、高額ではないんじゃないかというイメージはあるんですが、丁寧に当たれるようにもっと職種の体制を強化すべきだと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

ソーシャルワーカーの増員については、実は今2病院で要望があります。先ほど来お話ししているように、ヒアリング等を行いまして定数の調査を行っているところでございまして、それを精査の上対応したいと考えてございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員 払えるのに払っていないというのはあまりないと私は思っております。沖縄県民の状況からしてね。だから丁寧に福祉につなげる。

もう一つ無料低額診療を県立で私は導入すべきだと思っているんですけど、これは福祉の部門になってくるので、ぜひ検討してほしいと思うんですよ。法人、医療生協がやっていますけども、税金の優遇があるんですよ。県立病院は優遇措置してないと思うんですけども、福祉にやっぱり入れて、この問題を解決する道にもなるんじゃないかと思うので、検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○諸見里真病院事業統括監 未収金対策は非常に重要なことから、実は抜本的に取り組んでいこうと今考えております。具体的には、発生してからではなくて、やっぱり予防が大切ですので、その対応として今2病院からも要望があるように人員を整えるということは非常に重要だと考えています。あと福祉との連携につきましても当然ながら適宜調整をして、前向きに取り組んでいければいいかと思っております。

以上です。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

無料低額診療については社会福祉法に基づく事業ということになっておりまして、申し訳ないですけど県庁の中では、子ども生活福祉部が所管にはなる

んですけれども、病院事業局としては、導入の有無とかについて、意見交換なり情報収集をしていきたいと思っております。

○西銘純恵委員 次、水道事業に行きます。監査意見書6ページですけども、老朽化施設の更新や耐震化の計画で、沖縄振興ハード交付金が減額されて計画が遅れたということもありますけれども、予定の工事が遅れているというのではないのでしょうか。この工事の遅れについてお尋ねします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の減少により、石川ー上間送水管というのがございますが、既に更新完了が8年遅れなどの水道施設の更新・耐震化事業に遅れが生じている状況でございます。

以上です。

○西銘純恵委員 今1件だけ聞いたんですけど、遅れているのをみんなお答えください。

○志喜屋順治総務企画課長 先ほど申しあげました石川ー上間送水管以外の主な遅れの部分につきましては、新垣増圧ポンプ場につきましては完了年度が6年遅れ、それから北谷浄水場の事業につきましても完了までに9年の遅れ、それから久志石川導水管というものがございまして、30年度に着手する予定だったものがいまだ着手できていないという状況でございます。

以上でございます。

○西銘純恵委員 新垣増圧ポンプ場、これ6年遅れということですが、台風6号で相当な被害が出たと思うんですけど説明をお願いできますか。

○米須修身配水管理課長 お答えします。

今回の台風6号による影響としましては、更新完了が6年遅れている中城村内の新垣増圧ポンプ場において、8月の台風6号来襲時に、停電と自家発電設備の故障によりまして水道用水を送水できなくなりまして、宜野湾市及び中城村で断水が発生いたしました。これにつきましては先ほど総務企画課長からもありましたとおり、令和6年度から新垣増圧ポンプ場の更新工事に着手する予定となっております。

以上となります。

○西銘純恵委員 大きな被害をもたらしたということになっていきますが、企業局がハード交付金を要望した額と実際の予算額、令和2年からの推移をお願いします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和2年度からの要望額と予算額ですけども、令

和2年度につきましては、166億4100万円要望したのに対しまして、91億3500万円の措置。令和3年度が169億8100万円の要望額に対して83億4900万円の措置。令和4年度が172億1300万に対して、64億2400万円の措置。今年度ですが、132億900万円の要望に対しまして、42億1200万円の措置という状況となっております。

○西銘純恵委員 要望額に対する措置額は、令和2年度が55%弱から令和5年度が31.9%ということで、これだけ5年から9年とか、今主たるものを出しただけでも、工事の遅れが相当な県民の生活に影響を与えているという状況があるんですね。これ問題だと思いますので、ぜひハード交付金は企業局のほうとしても要求額が取れるように頑張っていただきたいと思います。

次、嘉手納基地を原因とする発がんの有害物質PFASの件について、PFASの除去費用ということで聞こうかと思ったんですけども、令和4年度のPFAS対策として使われた額をもう一度確認をしたいと思います。そしてこれまでのその総額についても、どれだけ負担をされたのかお尋ねします。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 お答えします。

令和4年度のPFOS対策等にかかる費用については、総額が8億6724万円、それから、そのうちの県の負担額が4億8477万3000円となっております。平成28年度から令和4年度までの総額になりますと、事業費の総額が25億5300万円、そのうちの県の負担額が11億9000万円となっております。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から今の答弁は全ての対策費についてのものかとの確認があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

國吉真也配水管理課危機管理室長。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 すみません、先ほど令和4年度の金額についてちょっと間違えていましたので改めて答弁いたします。令和4年度にかかった対策費の総額は、8億6073万4000円となっております。おわびして訂正します。

○西銘純恵委員 総対策費ということでよろしいんですね。活性炭だけではなくて、国ダムのものも入れて、海水淡水化事業も入れた経費でよろしいですね。

○國吉真也配水管理課危機管理室長 そのとおりです。

○西銘純恵委員 PFASの元になっているこの米

軍に対する経費負担というか補償。我々が何で被害を受けながら、お金出さないといけないのかというのは、水道料金値上げをするというときにも、県民からは本当に批判が出るところだと思いますので、ぜひこれを全額日米の政府で出せという立場でやって、そして料金改定というところで動いてほしいなと思います。

最後に、下水道事業をお尋ねします。監査意見の4ページですけれども、今後施設・設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担は増大するけれども、持続可能な下水道サービスを提供するためにと書いていますけれども、ハード交付金、こちらも相当減額されているのではないのでしょうか。状況を伺います。

○上原正司下水道課長 お答えします。

流域下水道の令和4年度予算要望額、配分額についてですが、事業費ベースで沖縄振興公共投資交付金の要望額は42億4220万円に対して配分額が5億6561万9000円となっております。

○西銘純恵委員 要望額に対する割合をお願いします。

○上原正司下水道課長 沖縄振興公共投資交付金の要望額に対する配分額の割合については13.3%となっております。

○西銘純恵委員 企業局でも聞きましたけど、全てのハード交付金の問題も相当減らされているということで、今下水道だけでこんな状況ですから、老朽管渠の更新事業が本当に滞ったら、下水管が何か破壊されたときにどんな被害をもたらすのかということを1点お尋ねして終わりたいと思います。

○上原正司下水道課長 下水道施設の事故が発生すると、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼすことから、緊急性の高いものについては早期に実施する必要があるかと思っております。

○國仲昌二委員長 これで西銘純恵委員の質疑は終了いたします。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 病院決算審査意見書の2ページのほうになりますけれど、この医業外収益減少の詳細についてちょっとお聞きしたいんですが、こちらのほうにありますがこの新型コロナウイルス感染症関連の補助金等の減によりということなんですけれども、ちょっと詳細についてお伺いしたいと思います。それ以外にもあるのでしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

減少した大きな理由としては補助金の減少というのが主なもので、それ以外には特に大きな理由とい

うのはございません。

○次呂久成崇委員 この同じページに本来業務に係る医業損失が120億余りということであるんですけれども、これも新型コロナウイルスの影響で本来の業務、医療業務の方ができなかったということなんですけれども、もうちょっと具体的にお聞きしたいなと思います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

まず医業収益ですけれども、実は医業収益というのは、令和3年度と令和4年度を比べるとおよそ19億円増加しております。一方で医業費用は令和3年度と令和4年度を比較するとおよそ22億円増加しております。令和3年度は営業損失が117億円だったものが、令和4年度は120億円に悪化しております。ということで、主な要因としては費用の伸びが収益の伸びを上回ったということが理由だろうというふうに考えております。

○次呂久成崇委員 この意見書のほうで、たしか11ページに入院患者数と外来患者数の実績がいつも予定量を下回っているということで、監査委員のほうから指摘がちょっとあったんですけれども。入院患者数そして外来患者数というのは、たしか昨年度の意見書のほうでも、下回っていたと思うんですけれども、これはいつも下回っているなというイメージがあるものですから。これは予定を立てるときに、予算確保するとき、ある程度のこの入院患者数、外来患者数というのを多めにやっておかないと予算確保、予算計上も含めてやっぱり難しいというところがあるんですか。収益との兼ね合いも含めてどういう算出をやっているのかをちょっとお聞きしたいなと思います。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

予算を編成する際に、見積もる予定量というのは、各病院のスタッフが例えば人数が充足される前提で今いる医療スタッフ、医療資源を用いたときに、過去からの入退院の患者さんの動向であるとか、こういったものをいろいろ加味して算出したものを予定量という形で計算をしているということでございます。

○次呂久成崇委員 分かりました。

最後にこの未収金増加の要因とまた今後の債権管理の対策についてお聞きしたいと思います。まず要因ですね、ちょっとお聞かせいただけますか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

未収金が増加した原因として考えられるのが、例えばコロナ感染症の患者数の増加に伴いまして公費

申請中の件数というのが当然増えています。その関係でその申請に対する決定が出ていない段階ということで、形上は未収金が増えているというのが1点あります。

それから、ほかの理由としてPCR検査等に伴う納付書の後払い件数が増加していることもございますし、またコロナ関連になりますけれども、感染防止の観点から、職員が自宅訪問を控えていたという事情がありますので、そういった訪問回収の件数の減少というものが減少の大きな理由であろうというふうに考えております。

○次呂久成崇委員 今この未収金というのは職員のほうで全て行っているんでしょうか。こちらの意見書のほうには弁護士も活用するというふうにあるんですけども。この医業未収金となっているのは債権になりますよね。これは債権の種類で言えばどうなるんですか。例えばこの強制徴収公債権とか、非強制徴収とかありますよね。そういう分類で言ったら何になるんでしょうか。

○宮平直哉病院事業経営課長 県立病院の診療に伴う債権ですけれども、こちらは病院と患者さんとの関係という形になるものですから、大きくくりで言うと私債権、私の債権となります。税金とは別になります。

○次呂久成崇委員 私債権の場合、この未収金対策として最終的に差押えとかまでは至らないかもしれないんですけども、その場合民事訴訟のほうになりますよね。裁判所のほうに訴えてですね。そこまで実際にやられているのかというのは分からないんですけども、例えばよく税金などでは、債権回収会社のほうに委託をしたりとかというのものもあるんですけども、実際そのような手法というか、回収の手法としてはどのようなことまで考えていらっしゃるんですか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

まず現在は対応としては正職員であったり、会計年度任用職員であったり、または委託先の業者さんの社員であったり、そういった方々とタッグを組んで督促であったり、訪問をするといったような対応をしております。また、これと併せて外部の弁護士さんと委託契約を結んで、回収業務をこの弁護士事務所に委託をして回収をしていただくというやり方も行っております。

今委員からこれ恐らくサービサーのことかなと思うんですけども。先ほど来統括監からもお話がありましたけれども、未収金については、病院事業局

としては今後取組を強化していくというふうに考えております。その一つの中に例えばこの未収金となっている金額であったり、内容であったりにもよりまずけれども、今委員から出たサービサーの活用というものも選択肢の中の一つではないかというふうに考えております。

○次呂久成崇委員 もう一つですね、この未収金の回収についてです。先ほど西銘委員のほうからもちよっとあったんですけども、やっぱり福祉事務所等の連携というのも大切かなと。実際に私が以前福祉事務所にいたときも地域医療連携室のほうと福祉事務所が連携をして生活保護につなげるというようなやり方をしていたんですね。それでどうしてもこの病気の方とかというのは、やっぱり医療費が払えないのでそれを公費でということで生活保護につなげるというような連携の方法というのを結構取っていたんですね。そうするとやはり未収金が減っていくということがあったんですけども、そういう連携というのはどうなっているんでしょうか。私はこれをやったり各病院でしっかりと取り組んでいったほうが、未収金というのは減っていくのかなというふうに思っているんですけどもいかがですか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

確かに未収金対策の一つとして——生活に非常に苦しい状況に置かれている方というのが大勢いらっしゃるのかなというふうに考えます。そういった方々に対して、例えば今あった生活保護や高額療養費の話について——場合によってはこういった低所得者の方々や、生活に余裕がない方には、そういった公的な制度の情報がない可能性は考えられるものですから、今お話のあった病院の地域連携室と福祉事務所であったり、市町村等々の関係機関と連携をして、最終的には患者さん本人、この生活困窮者の方々のためにもなりますし、病院の経営にも資するというふうに考えますので、そこはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○次呂久成崇委員 私の経験としてはやはりこの地域連携室のほうで保護のしおりとかというのも実際に置いてあって、それできちんと紹介をしたりということにつながっていたので、病院の経営というのを考えたときにそれをやることによって未収金は減少してくるのかなと思いますので、ぜひそういうお互い行政同士の連携というのもこれからしっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで次呂久成崇委員の質疑は

終了いたしました。

平良昭一委員。

○平良昭一委員 水道事業、工業用水道事業会計のものですけど、昨日の代表監査委員からのいろいろ聞き取りの中で、純利益が2年前から年5億の減が続いているということを言っておりましたが、その一番の原因は何ですか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和3年度から電力料金の高騰が始まっておりまして、その電力費用が令和3年度から段階的に増額になってきている影響で純利益が減少しているというふうに考えております。

以上です。

○平良昭一委員 昨日の審査意見の中でもこの電気料金の高騰で動力費の増の影響というのは大きいということも言っておりましたよね。その中で皆さんのこの沖縄県企業局中長期計画の中で、その電力の高騰というものの対応はしてきたんですか。

○米須修身配水管理課長 省エネルギーへの推進取組としまして、省エネルギー推進計画に基づきまして、施設の効率的な運用や施設の新設及び更新時におけるエネルギーの効率化など、省エネルギー対策を推進することとしております。また、省エネルギーに対する調査研究を行い、実践することとしております。加えまして、国の政策、制度等の動向を踏まえながら、ESCO事業等における小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を検討することとしております。

以上です。

○平良昭一委員 昨日料金の改定の件で、代表監査委員に聞いて答えはなかったんですけど、これまでの審査意見の中での文章を見てみるとですね、私はもうこれ、料金改定はやむなしというような受け止め方をするような文章がだーっと並んできているわけよね。電気料金の高騰が一番の原因だと思いますけど。そうすることによって改定、皆さんもう多分考えてはいると思いますけど、そういう面では県民に対する周知徹底等もちゃんと公示しなければいけないと思うし、料金が上がったとしてもこの中長期計画の中でどう位置づけをしてやっていくのかというのはやっぱり県民に示さないといけないと思うんですよ。その辺これから料金を上げてということの中での中長期計画の考え方としては、どのような考え方をしているのか。4年に一度改定するという話ではあるんですけど。

○志喜屋順治総務企画課長 昨年度改定しました暫

定版ですけども、中長期計画の中では——ちょっと読み上げさせていただきますけども、昨今の燃料価格の急激な高騰や円安が進行し、今後の企業局の事業運営に大きな影響を及ぼすことが見込まれております、としております。企業局においてはこれまで投資財政計画の改定に向け取り組んできたところですが、運営に係る動力費の割合が高いことから、燃料価格の動向等を見極めつつ、投資財政計画を改めて策定公表するとしておりますので、その中でこの燃料高騰分についての計画を改めて検討・策定することとしております。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

次ですね。沖縄本島周辺離島8村への広域化。これは行われておりますけど、残り4地区の状況はどういう状況になっているのですか。

○石原祥之建設課長 委員の質問にお答えします。

水道広域化の残り4村の事業の供用開始の見込みなんですけれども、令和5年度に伊平屋村、渡嘉敷村を予定しております。あと令和7年度には座間味村座間味地区、渡名喜村を予定をしております。

以上です。

○平良昭一委員 この本島周辺離島の広域化は非常にいいことだと思いますけど。この沖縄本島の市町村に帰属している離島がありますよね。これは各市町村が責任を持って、この事情に対処しないといけないものであるんですけど、本島の市町村に帰属している離島というのは幾つあるのですか。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から海を隔てて橋でつながっていない離島でよいかとの確認があり、平良委員が了承した。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

米須修身配水管理課長。

○米須修身配水管理課長 企業局が沖縄本島のほうから送水している離島に関しては、伊江村1つになります。

○志喜屋順治総務企画課長 申し上げます。沖縄本島から海底送水管で結ばれている離島につきましては、うるま市の津堅島、それから浜比嘉島、それから今帰仁村の古宇利島、南城市の久高島、本部町の水納島、瀬底島が海底送水管で接続されていることとなっております。

○平良昭一委員 これは、別に企業局がやっているものではないわけですけど、特にこの財政の苦しい市町村が海底送水管が腐食したときに、漏水したと

きに非常に莫大なお金がかかって負担がかかるわけよね。そういう面では管の取替えもかなり難しいような状況があって非常に困っているようなことを話を聞いております。これは市町村がやることではあるかもしれませんが、同じ周辺離島8村はそういう企業局の力でやれるというような状況がありながら、同じ離島としての扱いをしていただける配慮も今後考えていかないといけないんじゃないかなと私は思いますけど、これ政治的な判断になるかもしれませんが、どんなでしょうか。

○石新実企業技監 市町村の水道事業につきましては、保健医療部の衛生業務課のほうが指導監督していくような形になっておりまして、補助金の手当てですとかそういったことについて、保健医療部のほうと相談されているかと思えます。ただ企業局としましてもそういった零細な簡易水道事業ですとか、離島の水道事業体に対しては技術的なアドバイスを行っていくということで体制を整えて実際に相談に乗っているところです。

以上です。

○平良昭一委員 海底送水管というのはかなり莫大なものであると思えますから、この辺皆さんの中では政治的な判断はできないはずですから、これまた考えていきたいと思っています。

流域下水道の件ですけど、先ほどもちょっと西銘委員からもありましたけど、設備の老朽化や腐食に伴う更新投資の負担が増大することが見込まれると指摘をしているわけですよね。先ほどの対応もいろいろ聞いたんですけど、長期的な対応、長期的な計画とかそういうものもありますか。特にこの老朽化の腐食に伴う管の問題ですよ。

○上原正司下水道課長 沖縄県では、下水道施設の点検調査の方針及び点検調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容等を定めた沖縄県下水道ストックマネジメント計画を令和2年度に策定しております。

○平良昭一委員 これ水道事業も同じだと思うけど水道もそういう長期計画を立ててやっていますか。

○志喜屋順治総務企画課長 企業局におきましても長寿命化に資する長期修繕計画というのを立てまして、修繕点検等を実施しているところでございます。すみません、更新事業につきましても、アセットマネジメント計画に基づき策定しておりまして、それに基づいて更新事業も実施しているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

病院事業局の病院事業についてちょっとお聞きします。午前中もありましたけど県立病院の一部において医師の欠員等により診療科の休診や診療の制限が行われているような状況があって、北部病院、中部病院、八重山病院あたりがそういう状況になっているということもありましたけど。最近ですね、北部の透析患者の受入れの体制が逼迫している状況だということをお聞きしたけど、実際どういう状況になっているんですか。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 お答えします。

現在県立北部病院で腎臓内科を担当している医師は2名おります。逼迫している状況についてですが、2次医療圏としての北部医療圏において逼迫しているという状況はお聞きしています。現在は北部病院において診察させていただいているのは重症患者であったり、急変時対応ということになっておりまして、そこに関しての2名の体制を維持しているところではあります。

○平良昭一委員 聞いた話によると、北部病院でできない、一般の病院でもやっているような状況がありますけど、足りなくて中部まで透析を受けに行かないといけないような状況があって中部から押し出される状況もあると聞いているんですよ。その辺でいわゆる透析難民というような形の方々が出てくるんじゃないかということで耳にしているんですよ。そういう状況の中で、北部病院の2名体制の中でやるだけでは到底足りないから、一般の病院もやるわけですよね。それでも足りないという状況の中でどう考えるのですか。中部まで行くということに関して。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 お答えいたします。

透析患者に関して全ての透析患者を県立病院だけで見るとということには該当しないと今考えておりまして、やはり地域も含めて全体で考えてその中でも、重症患者や急変をしたところの対応はしっかりと県立は守るというような役割になるのではないかと思います。今後保健医療部や地域などと調整していかないといけない案件ではないかと考えております。

○平良昭一委員 いわゆる北部12市町村の首長さんあたりにもそういう現状を訴えていきたいという話があってですね。その話の中でも、やっぱり現在の北部地域の医療体制を考えると、北部病院のいわゆる肝臓内科医師、透析看護師の定員を増やして対応

していくことが現実的であるというようなことも言われているんですけど、そこは全く違うのですか。どんなですか。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 お答えします。

そのところの考え方の整理も今後地域の方及び保健医療部とともに整理していきたいと思っていますので、よろしく願います。

○平良昭一委員 分かりました。

その対応は早めにやっていただきたいと思います。

そして令和5年4月に総務事務センターを設置してやってきていると言っていますが。設置した効果というのは今の段階でわかりますか。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 お答えいたします。

午前中もお答えさせていただいたんですけども、全部で6病院ございまして、北部病院と宮古病院の事務を今一部移管したところとございまして。こちらは令和6年度に中部病院と精和病院、そして令和7年度に八重山病院と南部医療センター・こども医療センターと移管していく予定とございまして。この病院総務事務センターの設置により、課題改善を図られるものと考えておりますが、設置の効果については、来年度以降検証していきたいと考えております。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

最後に、16か所の附属診療所の運営等も昨日いろいろあったんですけど、その現状と課題を最後にちょっと伺いたいと思います。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 お答えします。

離島診療所の抱えている課題に関して、今現在、ほぼ2か月に1回、全ての県立16離島診療所と定期的にウェブ面談を開いてまして、皆さんの声を拾い上げながら課題を抽出して解決策を一緒に見出し、そして年に1回全県立病院の医師や保健医療部や、そのほか関係者を集めた会議で、またそれを振り返って課題解決に向けておるところとございまして。

○平良昭一委員 いわゆるスムーズに連携が取れているということですね。

○中矢代真美病院事業企画課医療企画監 そのとおりでございます。

○平良昭一委員 終わります。

○上原正司下水道課長 先ほど平良昭一委員の御質問に対する答弁で沖縄県下水道ストックマネジメントの策定を令和2年度と答弁いたしましたが、正し

くは令和2年3月の間違いです。おわびして訂正いたします。

○國仲昌二委員長 これで平良昭一委員の質疑は終了しました。

金城勉委員。

○金城勉委員 私は水道事業会計についてお尋ねをいたします。昨日から議論が行われているんですが、収益事業がこの令和2年、令和3年、令和4年と、5億円単位で減少しているということなんですけれども、これほど一気に収益が悪化するというのは、単に物価高騰等のそういう動力の問題だけなんでしょうか。ほかにも要因がありますか。

○志喜屋順治総務企画課長 こちらが考える要因としましては、電力費用の高騰と、あと物価そのものの高騰も影響しているものと考えております。

○金城勉委員 そういう収益悪化に伴い、この料金値上げの話が今出ているわけですけども、その値上げの幅があまりにも大き過ぎて消費者の皆さん方からは大変な驚きの声が多く出ているんですけども、それについての皆さんの反響といいますか。それをどのように捉えておりますか。

○志喜屋順治総務企画課長 料金改定につきましては、受水事業体向けに説明させていただいております。改定額、それから改定幅を説明させていただいている中では、受水事業体からの意見としましては、改定幅については大き過ぎると、改定期期については早すぎる、もっと遅くしていただきたいというふうな御意見、御要望はいただいているところとございまして。それから外部の経営評価委員会の意見については、逆の意見でして、速やかに改定すべきという意見ですとか、改定額、改定幅についても、こちらが試算した内容が適切であるというふうな意見もいただいておりますので、そういった意見も含めて、現在精査に努めているところとございまして。

以上でございます。

○金城勉委員 30年間も据え置いてきたということで改定やむなしというような流れができつつあるんですけども、ただ皆さんのほうにもやっぱり水道事業についての中長期的な計画というのがあるはずですから、その都度その事業の進捗に伴う経費の問題とか、そういうことは当然検討されてきたと思うんですけども、なぜ30年も据え置いて、その結果いきなり30%という数字につながるような、極めてショッキングな事態に至っているのか、その辺のところはどうですか。

○志喜屋順治総務企画課長 企業局におきましては、

平成5年の改定以降、経営健全化計画を策定させていただきまして、この間経費縮減ですとか、組織定数の適正化ですとか、そういったものに取り組んできたところがございます。そういった成果もございまして、30年間改定してこなかったという話もあるんですけども、企業局としましては、その都度の環境の変化に応じて、この間財政投資計画を含めた見直しを図ってきたところがございますが、今回の物価高騰と、あとウクライナ情勢に基づく燃料費の高騰というのが、こちらが想定するよりもかなり早く経営の悪化を招いたというところで、それが前回の見直しの際にも、将来的には施設の更新ですとかそういった更新事業で料金改定はせざるを得ないというところは、把握はできていたんですけども、それが昨今の状況が悪化を早めさせたと理解しているところではあります。

○金城勉委員 そういう事情はあるにせよですね、やっぱり計画的な見直しというものも随時行って、適時的確に検討する必要があるかと思っております。それでですね、今答弁の中にありましたように、市町村からもやっぱりいろんな声が寄せられていると思うんですけども、皆さんのほうにも届いていると思うんですけども、その値上げ幅の問題、そしてもう一つは値上げ時期の問題。市町村にとっては、県のこの料金値上げによって、その準備に入る期間が必要だということもあって、一定の準備期間というものが必要だという声も聞いているんですけども、そこはどうですか。

○志喜屋順治総務企画課長 委員おっしゃるとおり、事業体の御意見も大変重要な御意見だと考えておりますので、その意見も含めて先ほど申し上げさせていただいたとおり、改定もやむなしという話のところの経営評価委員会の御意見も含めて、総合的にちょっと今検討させていただいているところがございますので、引き続きそれについては精査の上最終的な判断をさせていただきたいと考えているところではあります。

○金城勉委員 その辺のところをよくよくいろんな声をしっかりと踏まえながら、丁寧にやっていただきたいと思っております。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで金城勉委員の質疑は終了いたしました。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 私は企業局だけですね、お願いをします。趣旨は少し今あった金城委員の部分と重な

るところがありますけれども、二、三点確認しながらお願いしたいと思います。

資料としては、監査の意見書の6ページ。

審査意見の中から少し具体的に数字を確認しながら進めたいと思っております。私のものがちょっと落書きが多いので事務局で発表者になって出してもらえますか。このページからも、昨日からたくさん議論がありましたので重複しないようにしますけれども、これだけ急激に悪化した要因というのはもう管路老朽化に、これから資金がたくさんかかりますよと。水道広域化が必要ですよと。あるいは電気料金の高騰ですよと。この3つがこの中に入っているわけですから、まずこの老朽化施設の更新や耐震化の部分について、中長期計画の中で、例えば設備については沖縄の設備はもう5割が老朽化していますと。管路については4割が老朽化していますと。今後それが進んでいきますというようなことが中長期計画でも書かれています。また、県の特殊事情として、復帰後の整備についてはアメリカの基準でやられているからそういう対応も必要になってきていると書かれています。これは全国とほかの都道府県と比較をすると、この老朽化率とかこういうアメリカ基準でやってきたものというのは、今後の他県よりも老朽化が激しくなる。今後投資額が大きくなるという見直しになるんですか。その辺の全国との違い、あるいは今後の見直しについてまずお願いします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

老朽化につきましては法定耐用年数というのがございましてその超過割合というのがございます。それが全国平均の超過割合につきましては、法定耐用年数の超過でいきますと最新の情報では令和2年度20.6%が全国的な数値となっております。それに対して、沖縄県の現在の企業局が所有する管路の法定耐用年数を超える管路につきましては、少し時期がずれますけれども令和4年度末で割合としましては36.8%の超過となっておりますので、全国に比べると超過の割合は大きい状況があります。さらに沖縄県の企業局の場合につきましては、復帰後急速にアメリカ規格の管路を更新したというところがありますので、法定耐用年数というのが40年というふうな管路の部分にありますので、そこは今後全国と比べると、本土復帰したところから考えると、その老朽化率が上昇するのは、比較的違う動きをするんじゃないかなというふうに考えているところではあります。

○大城憲幸委員 そういう意味では先ほども指摘あったように30年間我慢したのに、ここに来て一気

に3割かという議論はどうしても出てくるわけですよ。ただ一方で、やはり今日も議論があったように、この費用に占める減価償却の割合というのは全国の半分ぐらいしかやっていないということは、逆にこれまで投資に回さないで、値上げしないように頑張ってきたという見方もできるし、逆に老朽化率は全国より10ポイントも高いのに、ほかの県に比べて投資をしてこなかったという見方もできるんですよ。その辺については、今後の見通しとしてはどう考えているんですか。これまでの反省をどう生かして今後、投資もしていくのか、しっかりと皆さんが言う安定供給をしていくのかというのはどう考えているんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 減価償却費が全国で低いという話がございますけれども、この比較している減価償却費というのが、ちょっと話が複雑になるかもしれませんが、長期前受金戻入という言葉を使いますけれども、国庫補助金相当額を差し引いた部分については、全国よりも低くなっております。ただし、それを差し引かない純然たる設備の規模を表す減価償却費という概念でいきますと、全国よりも高い割合となっておりますので、全国に比べますと施設を多く持っている。

その原因が、本島北部のほうの水源に水道の原水を求めているところがありまして、その需要地が中南部の都市圏に送水するということから、管路の総延長も全国に比べるとかなり長いというところがありますので、基本的にはこれまではどちらかというところ、需要を賄うための施設整備、安定給水を確保するための施設整備というところに重きを置いて実施してきたところなんです。その実施してきたものが老朽化が併せて進行してきたということで、今どちらかというところと新しく施設整備するというよりもその老朽管のほうを更新するほうに移行してきているというところがありますので、それを怠ってきたわけではなくて、施設整備したものがどんどん老朽化に伴って、逆に今度は更新のほうに重きを置き始めているところがございます。そういったところでの施設整備に切り替わってきているところからすると、その整備費用というのは、引き続き確保していかないといけないというところがありますので、その財源の確保については引き続きあらゆる施策を投じて確保に努めていきたいと考えているところです。

○大城憲幸委員 よく分かりました。

ただ現実として老朽化率というのは全国平均よりも10ポイント高いわけですから、そこにはしっかり

やっぱり投資もしていかなければ安定供給もできない。加えて言えばこれは沖縄だけじゃなくて全国的な問題ですけど、やっぱり管の老朽化というのはこれから社会問題化していくのは間違いない。そういう中で、県の施設だけではなくて、市町村が抱えているものももっと深刻な市町村も当然出てくるわけですから。やっぱり末端の県民の水道料金という意味では今後非常に不安もあるわけですよ。それを踏まえてちょっと次の電気料、動力費の部分に行きますけれども、これも皆さんが前に議員に配った資料からすると、この30年で電気料金が1.5倍になったと。約キロワット20円になったと。ただこれは令和4年なんですよ。そのあとまた令和5年が一気に上がっているんですけども、その辺というのはどれぐらい上がっているんですか。お願いします。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

令和4年度の動力費の決算額ですが、34.8億円の動力費を今回実績として計上させていただいています。それに対しまして、令和5年度の動力費につきましては、現在の燃料調整単価というのがございますけれどもそれが電気料金の高騰の割合になるんですけども、その11月の最新の燃料費調整単価が今後3月まで続くと仮定した場合の今年度の動力費の見込みとしましては41.4億円です。令和4年度の実績の34.8億円に比べますと、7億円程度の増額になりますのでさらに高騰しているということになります。

○大城憲幸委員 これはさらに、国、県の補助がなくなるとさらに上がるという認識でいいんですよ。

○志喜屋順治総務企画課長 現在、国、県の電気料金の高騰に関する補助金をいただいているところの話でございますので、それがなくなるとさらに高騰する可能性は高いと考えております。

○大城憲幸委員 そういう意味では、この直近数年で1.5倍ぐらいになって年間の支払いがもう35億と。それが国、県の補助を踏まえても、もう約42億と。そしてそれがさらにもう50億ぐらいどんどん上がるわけですよ。そういう中でどう対応していくのかということで、これも昨日からありますけれども、この審査意見の下のほうにある中長期計画で掲げる施策を頑張ることと。そして保有施設の有効活用とエネルギーの技術等の導入ということがありますけれども、これは昨日もありました。現状ある施設——海水淡水化施設とか、空いている敷地なんかで太陽光発電をやるとかという話がありましたけれども。これでは全く今言うこれまでの常識の範囲内での省エネ対策ぐらいにしか聞こえないんですよ。ただも

うこの数年で本当に1.5倍、2倍、そして今後も下がる要素がないわけですから、その辺の取組というのは今の状況では駄目だと思うんですけども、ちょっと現状の認識とこの危機的状況を見ての今後の方針というのは現時点でどう考えているんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 今委員おっしゃるとおり、省エネルギーの対策につきましては、引き続き取り組んでまいります。動力費が下がらないというところでいくと、そういった施策を講じても十分じゃないという話もございますので、そのほかの経費、事業運営に係る費用として、設備投資費そのものを下げる努力もさせていただきたいと考えている中では、午前中も説明しましたが、設備仕様の見直しを図ってこの今のスペックをスペックダウンさせていただくとか、あと規模についてもダウンサイジングを図って、施設整備費を削減するとか、それから発注方式の見直しでこちらが設計して発注するという方法を設計と施工一括の発注方式、いわゆるDB方式といいますけども、そういった発注方式ですとか、その他の費用で節減できるところを、あらゆる方策を講じながら取り組んでいくというふうなことになるかと考えております。

○大城憲幸委員 専門の常任委員会でもありませんから、少し指摘して、できれば局長のコメントを欲しいんですけどもね。今言う中長期的で書いているようなことはもう当然今までもやってきたし、今後頑張るといえるのは分かります。ただ今議論したように、もう30億が40億になり、今後50億になり、どこまで上がる分からないという中で、それがもうほかの県に比べても動力費が2.5倍ぐらい占めるわけですよ、経費の中で。そういう意味でどこの県よりもこの電気料というのが大きく県民生活に影響することを考えていくと、やはり電気と一緒に総括原価方式でどこまで努力しているのかが我々なかなか見えにくいところがある。ただやはり、それは徹底した努力をするという前提で総括原価方式なわけですから、今は電力さんと組んで、PPPでソーラーパネルを入れたり、そういうことはしているみたいですけども。私やっぱり根本的に、例えば琉大の先生なんかそういう専門もいるわけですから、ここにあるような保有資産を本当に徹底的に活用をして、自分たちで発電所を造るとしたら本当にどれぐらいになるのか。もう50億60億も電気代を払うわけですから、やっぱりほかの企業なり民間とは違うようなこともできると思うんですよ。そういう本当に根本から考え方を考えるぐらいの挑戦をしないと、

やはり皆さんが言う安定供給という前提がありますから、なかなかリスクは冒かせないというの分かりますけれども。ただもう県民生活を守るためにはそう言ってもいられないなと思うんですよ。その辺ちょっと今の議論を聞いて局長の所見を伺えますか。

○松田了企業局長 御指摘ありがとうございます。企業局としましては、あらゆる手法に取り組みましてですね。今後やはり安心・安全な水を安定的に供給するのと併せて、それにかかるコストをどのように下げていくかということについて、今委員が御指摘のようにこれまでの考え方の手法から少し一歩踏み出して、より専門家の意見を聞いてシミュレーションをしてみるとか、そういう取組もぜひ今後取り入れて一体我々がどのようにして電源を確保していくのかについて検討してまいりたいと思います。

○大城憲幸委員 よろしくお願ひします。もう一点だけ工業用水お願ひします。これも審査意見の29ページからお願ひします。この表の施設の利用率が59.67%。これが施設規模に合った需要が確保されていないから頑張らなさいというような監査からの意見があります。それに対して皆さんの中長期計画では、商工労働部と連携してPRしていきますよみたいな話なんですけれども、前々から南部地域はもう工業用水が足りない。ただ地域によっては、なかなか工業用水が使い切れない。トータルとして約6割ということなんですけれども、逆に最近また契約水量が下がってきているというような資料もこの中にありましたけれども、ちょっと現状と今後の方針はどう考えているんですか。お願ひします。

○米須修身配水管理課長 ただいま委員のほうからありましたように、施設利用率については6割となっておりますが、供給義務を負います契約水量に基づく契約率につきましては現時点で約85%となっております。また合計6地区の供給地区があるんですが、その供給地区のうち、中南部に位置する中城湾地区と糸満工業団地の2地区におきましては契約率が現在100%に達しておりますが、その他の4地区においては契約率が56%から93%の範囲にありまして、そちらにつきましては、受水事業者を募集しているところでございます。

以上です。

○大城憲幸委員 契約に対して85%だよという話がありましたけれども、令和7年の契約目標が皆さんに2万7000トン掲げていますけれども、この数字は現状はどうなっているんですか。

○米須修身配水管理課長 令和7年度の契約水量の

目標値、2万7000トンとなっております。申し訳ございません。令和5年10月時点での契約給水量の合計水量が約2万5000トンとなっております。

○大城憲幸委員 もう締めますけれども、これも前々からの課題だと思うんですよね。今あったように糸満なんかはもう100%でなかなか新たな産業を工場を造りたいと言っても水がないというようなものがずっと前から課題としてあるはずですよ。沖縄県としてはどうしても製造業が弱い。そこは強化していかないといけないけれども、全体で押しなべて調べたら6割ぐらいだから、あるいは契約の85%供給できているからいいというものでもないし、中長期の計画を見ても、ちょっと今後の方向性というのがなかなか私には読み取れないところがありますので、今回は工業用水の部分は値上げはしないように頑張りますということではあるんですけども、しっかりまた中身の充実に努めていただきたいと思いますので終わります。

以上です。

○國仲昌二委員長 これで大城憲幸委員の質疑は終了しました。

下地康教委員。

○下地康教委員 私は水道事業ですね。監査の意見書の7ページの上段のほうに広域化の話が出ています。その意見書の中では沖縄本島周辺離島8村の水道用水供給事業の広域化、引き続き着実に推進していただきたいというふうになっているんですけども。今現在で、粟国、北大東、座間味と伊是名、南大東で給水が供給されていると言っておりますけども、水というのはどういうふうにして飲料水になっているんですか。どういうふうに生産されて供給されていますか。要するに水をどういうふうにして造っているんですかという話ですね。

○石原祥之建設課長 質問にお答えします。

各離島のほうですね、水源のほうを海水に頼っているところもあれば、ダム、河川、地下水に頼っているところもありまして、その水源を浄水場のほうで処理をしまして水道水に処理をしております。

○下地康教委員 海水の淡水化はその8村の中でどこがやっているのか。またこれからもどこがやる予定なのか、それをお聞きしたいです。

○石原祥之建設課長 現在、企業局で供用開始している島のほうの海水淡水化施設につきましては、粟国村、北大東村、座間味村阿嘉・慶留間地区、あと伊是名村、南大東村となっております。今後の予定としましては、座間味村座間味地区、あと渡名喜村

を予定しております。

○下地康教委員 離島8村の中で、淡水化で賄おうとしているところだけ教えてください。

○石原祥之建設課長 海水淡水化施設のみという島のほうにつきましては粟国村、北大東村、座間味村の阿嘉・慶留間地区、南大東村となっております。これから供用開始の予定では渡名喜村となっております。

○下地康教委員 この海水の淡水化とそれとダムですかね。この離島8村の中でですよ。この精製単価というんですかね。それはどちらが高いんですか。

○石原祥之建設課長 海水淡水化施設と、あとの陸水系の水処理の浄水場でいきますと海水淡水化施設のほうがコストが高くなります。

○下地康教委員 離島の場合は、やはりダムとか造るのがなかなか難しいと。天水に頼ると。結局水不足という話になるんですけども。それを淡水化によって補っていくというのが流れだと思んですけども、ただこの淡水化はかなり——要するに単価が高くなるという傾向にあって、非常にその自治体の負担が大きいですよね。それでどうしても広域化したがる、また広域化に向かっていくというふうになるんですけども。それともう一つはやはり小さいその市町村だと、その技術者がなかなか育ちにくいというのがあって、その施設を維持管理するのに、大変四苦八苦をしているという状況があるので、やはり離島においては、水道の広域化を非常に進めたいという離島が多いという形になるんですけども。今現在沖縄本島周辺の8村が計画の中に取り組みされて実施されていると思んですけども、宮古地区においても多良間村が広域化のお願いをしているんですけども、その辺りはどうなんですかね。その計画としてはどうなっているかどうかお聞きしたいと思います。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

多良間村につきましては、周辺離島8村に含まれていないので、現在の計画では多良間村までの計画はございません。多良間村につきましては、現在水道行政のほうの保健医療部衛生薬務課のほうで、水道広域化に係る検討会というのを市町村も含めて実施しているところです。その市町村も含めた議論の中で、8村以降のその今後の広域化の進め方について現在検討を進めているところというふう聞いております。

○下地康教委員 県は平成24年度に沖縄県の水道整備基本構想というのをつくっています。それでその

中においても水道の広域化の推進というふうになっているんですけれども、この辺りですね、県の水道計画と皆様方の企業局の考え方、それとの連携、取組、それを具体的に聞かせてもらえますか。

○志喜屋順治総務企画課長 水道整備基本構想に基づきまして、まず圏域ごとに広域化を図ろうというふうな計画になっているというふうに理解しております。ですので本島圏域の広域化、それから宮古圏域、八重山圏域、それぞれの圏域ごとの広域化をまず進めていきたいと思いますというふうな計画が、その水道整備基本構想でうたわれている構想だと理解しております。沖縄本島側の広域化のところの部分でまず広域化を実施しているというふうなところがあります。そこについては県のほうが策定した水道整備基本構想に基づいて、企業局もその用水供給の拡大という形での広域化を推進させていただいております。

一方、宮古圏域、八重山圏域については、まず圏域ごとの広域化を図りましょうというふうなものが計画となっておりますので、そちらのほうでまず圏域ごとの広域化を推進していただくというのが、水道整備基本構想の中での推進の仕方かなと思うんですけれども、その関わりとしましては、こちらとして技術的な助言ですとか、そういった施設の更新に当たっての効率的な更新、先ほどおっしゃってありました管理のしやすい施設の構築等については、企業局から必要な助言をさせていただいているところがありますので、そういったところにつきましては行政のほうと連携しながら進めさせていただいているところでございます。

○下地康教委員 これ宮古地区においても多良間地区の広域化、要するに宮古地区において広域化をするというような流れは一時ありました。それがなかなかできないということで、現在多良間村は県の広域化を何とかしてくれよというような要望を上げております。そういうことですので、例えば今沖縄県水道事業広域連携検討会というのがあると思うんですけれども、これは皆様方との連携というのはどうなっていますか。

○志喜屋順治総務企画課長 衛生薬務課が設置しておりますこの検討会につきましては、企業局も入って、市町村も入っておりますけれども、その中の議論のメンバーとしては参加させていただいております。

○下地康教委員 そういう意味で基本的にはそれぞれの地域の広域の中で検討するという話もあるんで

すけれども、沖縄県全体で物事を捉えるという考え方はあるんですか。

○志喜屋順治総務企画課長 水道整備基本構想の中では県全体としての捉え方として、将来的には県内で統一した水道という方向性を掲げながら進めているというふうに理解しておりますので、そういったところでの県の統一的な考え方というのがあると思っております。

○下地康教委員 例えば宮古地区でなかなか多良間村の広域化が進まないというのは、やはりその水道行政を宮古島市が抱えるというのが非常に厳しい部分があるということで、それがなされていないというのがあると思うんです。それでそういった問題をやはり沖縄全体で捉えて、拾っていく必要があるのかなというふうに思いますので、この辺りもしっかりと皆さん方検討していただきたいというふうに思っています、私の質疑を終わります。

○國仲昌二委員長 これで下地康教委員の質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

午後3時32分休憩

午後3時48分再開

○國仲昌二委員長 再開いたします。

先ほど西銘純恵委員の質疑に対する答弁で、病院事業経営課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

宮平直哉病院事業経営課長。

○宮平直哉病院事業経営課長 西銘純恵委員の御質問の中で未収金についてのくだりがございまして、その中で過年度の未収金の件数、それから4年度の件数と額、その間の推移についての御質問がございました。訂正前ですけれども過年度未収金の額について、15億9921万1000円と申し上げましたけれども、訂正後は過年度未収金の額として12億7292万2000円が正しい額となります。訂正しておわび申し上げます。

○國仲昌二委員長 引き続き質疑を行います。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 皆さんお疲れさまでございます。時間は見ないでください。あと2人ですから皆さん。スピーディーにいきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

初めは病院事業会計決算審査意見書の中からはなんですけど、再度確認させていただきます。3ページにありました病院事業局の感染症病床確保事業の件についてなんですけど、再度確認させていただきます。令和

2年度、令和3年度分のものが返還金としてこれから生じてくるということなのですが、ちょっと理解に苦しんでいるのが令和2年度、令和3年度のを令和4年度に返すんじゃなくて令和5年度の予算から返すと。これがなぜそういうふうになるのかそういう手法も可能なのか。本来ならば単年度ごとにそれを区切りをつけてやるべきだったのかなと思うんですが、そうではなくて2か年分をまとめて精算をしてやるという、この2点についてまず伺います。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 お答えします。

今回過大申請が判明した経緯のほうなんですけども、令和4年11月に国の会計検査院が全国の医療機関の病床確保料の検査をしましたところ、先ほど2つの理由があると申しあげましたけど、そういった過大申請が判明しまして厚生労働省のほうに指摘しております。厚生労働省のほうはこれを受けて各都道府県を通して医療機関に病床確保料の令和2年度、3年度分の自主点検を行うよう指示しております。あわせて、各都道府県が医療機関の現地調査に入って、その2年度、3年度分の病床確保料のやり直しといいますか、改めて申請額を精査するよう指示しております。それで県立病院も含めて各医療機関のほうで精査しましたところ、今年の3月に過大申請のおおむねの額が判明したということで、そこから県保健医療部を通して厚労省のほうからその差額分について、返還を求められたということです。県立病院については、令和5年度当初予算に計上し、さらに去る9月議会でも補正予算を確保しまして今年度の予算で返還するということになっております。

○又吉清義委員 そういうことですか。非常に不思議だったものですから、本来ならば単年度ごとの決算でこれが行われればお互い2か年続けてのミスを生じなかったのに、どうしたのかなと、非常にこれが疑問でなりません。ということは遡って県立病院もそういうふうに再度チェックをするということであれば、民間病院のそこにちゃんと補助金を拠出した10病院でしたか、そこも令和2年度、令和3年度再チェックをするというふうに理解していいんですか。これとは別ですか。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長 補助金の交付元であります保健医療部のほうでは、今回の県内の医療機関については県立6病院を含めて31医療機関で過大申請が判明しているということを聞いております。先ほど申し上げた

ように令和2年度と3年度分の自主点検を行うよう厚生労働省から指示されていますので、県立病院含めて県内の医療機関、全国の医療機関ですね、自主点検を行った結果が今回の過大申請の判明ということになっております。

○又吉清義委員 県立病院と同じ解釈で行っているのであれば多分皆様方もそういう解釈の下に交付をしているならばこれもまた大変なことだろうなということがちょっと予測されるものですから、非常に危惧しております。

次、同じく7ページのほうにありますようにそういったことが起こらないようにということで、皆さんのほうで財務に関する事務については是正改善を要する事項についてということで、この令和4年度取り組んでいるわけですよ。その中で令和4年4月に本庁組織の再編や県立病院の事務部各課に係を設置するとともに事務職員を増員しているということなのですが、しかしその係については26名でしたかね、この県の監査のほうではそこには専門性の高い体制を構築するとともに財務事務の適正な執行に努めていただきたいというふうに指摘をされておりますが、この係の方々というのはこのような資格を持っている方なのか、簿記とか病院医療事務の資格を持っている方なのか、単なる事務としてそういった方々が派遣されているのか。人数とその資格等についてちょっと御答弁をお願いします。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

ただいまの質問に関しましては令和4年度から県立病院の事務部各課の業務グループごとに係長を配置してまいりまして、33の係を設置しております。その職員というのは有資格者ではなくて一般事務となっております。

以上でございます。

○又吉清義委員 こういうふうに令和4年度の指摘かもしれませんけど、ぜひそういうことをしないと御存じのとおり今回もミスが生じております。やはりそこは大切な部分であり、私は何割かはぜひ資格者を置くことによってこれを防げるものになるだろうと。今事務ミスが多いのが現状でございます。県の皆さんですね。やはりそこにはプロフェッショナルを配置をする、そういう体制に変えていかないと、私はまだまだ生じてくるんじゃないかと思うんですよ。そうすると当初からそういった人員を増やすことだけでやって、やはり強化をするという部分ではそこまでは皆さんは計画していなかったと理解していいですか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

この係制の導入の目的としましては、今まで課長がチェックをするという体制でその負担軽減を図るといことで、係長を置きましてダブルチェックすることによって適正な事務処理を行うというような目的で考えて導入してございます。

○又吉清義委員 また後で出てくるんですが、ダブルチェックをして負担を軽くするという事なんですが、どうもその辺が本当に機能しているのかなと。後で出てきますけど、非常にこれでいいのかなという考えがあるものですか。

次に、素人的に考えたら非常に疑問でならないんですが、11ページにあります当初業務予定量と実績というものです。これは入院であり外来についてです。非常に私は悩んでおります。これはなぜかといいますと例えばこういうふうに指摘をされております。皆さんはどのように解釈をするかです。これは上から5行目ですね。入院患者数は全体で実績が予定量を5万6066人下回っていると。全ての病院で実績が予定量を下回っているという指摘でございます。下回っているのは事実であります。そうすると一体全体この病院事業、人の命を守るのも当たっています。経営も成り立たさないといけません。これも当たっています。非常に苦しい状況です。この外来、入院が減るといことは皆さんはこの書き方からすると、だから経営が成り立たないんだということにしか私は捉えてないんですが、減っているといことは皆さんどのように御理解しているかということです。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

予定量というのは、病院ごとに記載がありますけれども、それぞれの病院のスタッフの数であるとかフルに活動するという前提で、なおかつこれまでの各病院の入院、外来の患者さんの動向であるとか、そういったものを踏まえた上で、1年間に北部病院ですと7万9949人の入院の予定量があるであろうといことで計算をしたわけですがけれども、実際には例えば病棟の閉鎖だとか職員の休職であるとか、そういったことで実績としては予定量を下回ったといことで認識をしております。

○又吉清義委員 ですから予定量を下回ったといことは皆さんはどのように解釈をしていますかということです。それを聞いているわけです。この予定量を下回ったといことは御存じのとおり、例えば令和2年度の入院は54万7749名、令和3年度は53万1457名、令和4年度は54万2341名と。外来のほうの

実績も令和2年度は65万4810名、令和3年度は70万1650名、令和4年度は71万3197名と。実績は徐々に増える傾向があります。その中で皆さんはやはり病院経営としてこの予定量と実績の関係。人数が減る増えるといのはどのように捉えていますかと、私はそこは大きなポイントがあるかと思えます。

○本竹秀光病院事業局長 今回の委員のお話は非常に重要な話ですよ。恐らく毎年予測の患者数を今までやってきたわけですよ。今回も例えば恐らく令和元年、いわゆるコロナ前と比べて予測は多分少なく見積もらざるを得ないはずなんです。コロナの非常事態ですので、まだ。だからそれに近づける努力をしようとしているんですけど、今回それでも5万何ぼか少なかったといのはやっぱりいわゆるその医療の受療行動も今大変変わっていますので、医療を受ける側ですね。ちょっと予測がつかないところもあります。ちょっとイレギュラーなことが起こっていますので、恐らく次年度以降ですよ。なるべく立てた目標に近づけるように、これはこちらのほうでいろんな努力をしていかないとはいけません。今委員が疑問に思われているようにこちらが立てた人数と乖離があるといのは、やはり読めないところが今のところあるんだろうと思えますね。患者さんの受療の行動が変わっているといことがまだ続いていますのでしばらくとい今年度、次年度あたりまではまだあるかもしれないですね。ほとんど恐らくコロナ前まではその前年度の、あるいは二、三年前の患者数を基に患者さんを増やして収入も増やそうという計画ではやってはきてはいたわけですが、今回の非常事態ではそれが予測がなかなかできなかったといのが現実だろうと思えます。

以上です。

○又吉清義委員 ちょっと聞き方の角度を変えましょうね。私が予定量と実績との関係で聞きたいといのは、例えば予定量をやって実績が3%ずれていた、7%ずれていたとした場合に、皆さん予定量とずれの大きさといのはどのようにお考えですかということ。さらにですね、3%ずれたほうがいいのか7%ずれたほうがいいのか、皆さんとしては目標を立ててこうなるでしょうと予定量を立てておりますが、それが実績は大きくずれる、小さくずれるといのは皆さんどのように解釈をしていますかということです。

○諸見里真病院事業統括監 お答えいたします。

今御指摘の件は予算と決算のこの乖離の話かなと

いうふうを受け止めております。予算については先ほど課長が言ったように、今いる現員数含めてフルに稼働して提供できる積算を数値で計上しています。ただ実際現場は休職者がいたり、先ほど出ていた休床、今回宮古もありましたけども、そういうケースが通常発生します。それを加味せずにフルでという形を当初予算で組んでいます。指摘があるのは実働に近い形で皆さん予算を組むべきじゃないですかというのが、監査委員からの従来からの指摘でございます。これにつきましては実は、なるべくそれに近い実態で当初予算を組む努力はしていますが、まだこの乖離がどのくらいがいいかというのは基本的にはないところですので、なるべく実働に近い形で予算は組む努力はしていきたいと思っております。

○又吉清義委員 統括監と私のお話がだいぶ乖離しております。なぜかと言うと私が言いたいのはこういう問題ではないです。病院というのは人の命も救わないといけない。これも正解です。しかし実績よりも常に皆さん予定量が多いということは、増えるということは県民にたくさん病気になって、いらっしゃいと言っているんじゃないのかと、私これがはっきり言って心配です。そうではないだろうと言いたいんです。実績が例えば5万人であれば、せいぜい来年は4万9000人ぐらいしか来ないよと。県を挙げて県民の健康に貢献するんだよという心がけが欲しいです。なぜかと言うと、健康おきなわ21を、県の30年分の計画を見ました。何一つ実現されておられません。それでもへとも思ってもおられません。これでいいのかと。これはいけないことだと思いますよ。ですから病院は事業を経営するのも大事です。当たっています。でも一番大事なものは算術ではなくて仁術です。人の命を救う、病気を減らすと。そういった目標でもって事業計画も立てただけませんか。今の事業計画は私はこれは全て病院事業計画に基づいた取組になっていないかなと。これじゃ私は赤字は収まらないと思います。だって医者は少ない、残業は増える、いろんな負担が増えてくる。多少給料下がってももう少し医者も人間らしく生活したいと思えますよ。私の友人が実は医者をしていましたが、本当にかわいそうでした。全く休む時間ないです。病院を出るときもいつでも呼出しの担当としてこれを持たされる、大変だねということで。確かにそういう事情で残念だけど早くして亡くなりましたけどね。びっくりしましたよ。こんなにハードなのと。だから我々県民一人一人が健康になることによって医者の負担もなくなりますよと。私は赤字も

減るものだと思いますよ。ですからそういった事業計画も保健医療部と一緒にやってつくっていただけないかなと。保健医療部のマニュアルはすごいんですが、何一つ実行されておられませんよ。残念だけどこれが事実であります。ですからそういうのはぜひ予測にしろ今後の病院事業計画、少し発想を変えてこういうのも大事だろうと思いたいがいかですか。経営も大事ですが。

○本竹秀光病院事業局長 病人はいないほうがいいです。誰でも一緒ですね、ものの考え方は。だけど病人がいるんですよ。それを診るのが私たちの仕事なんですよ。

ところが予防医学がなかなかできていないというのが一番大きな問題で、今度第8次沖縄県医療計画をつくっていますので、その中に予防医学をということで私も提案をしています。それが一番重要なんですけれども、いかんせんまだなかなか沖縄県早世率が高いじゃないですか。病気するんですよ、その人たちを診ないといけないんですよ。だから別にお金を儲けるために仕事をしているわけではなくて——僕は心臓血管外科医として24時間365日縛られて仕事をしてきました。それはやっぱり命を守るためなんですよ。でも今委員がおっしゃるように予防にどう持っていくかということがこれから重要な話になりますので、本当に第8次医療計画はそれが実になるようにみんなでやっていかないといけないかなというふうに考えています。患者さんがいないようにですね。

○又吉清義委員 ぜひやはりその辺は現場を預かっている皆さんからも強く言わないと、私は直らないと思いますよ。先ほども極端な言い方をいたしましたのが沖縄県の計画を見て何一つ達成されておられません。私からするといつも疑問に思っているのが病院も増えました、医者も増えました、薬も増えました、病気も増えました、赤字も増えました。一体何がよくなったのと。何もよくなっておりません。だからどうすればいいんですかと、これ皆さんだけの責任ではないんです。我々政治家も、そして執行する側も、もう一度今原点に立ち返ってどうやるべきかと取り組んでいかないと、今までのパターンでこれでもいいのかというのは私はぜひ現場を預かっている皆さんが一番御存じかと思う。大変さも。もっと声を上げて県にはどうするか強く言うべきだと思います。ぜひそういった意味でまずやっていただきたいということをまず強く要望いたします。

そして次、14ページのほうに行きます。病床100床

当たり職員数というのがあります。これは令和4年度、3年度の表示をされておりますけど、この全国平均とあまりにもかけ離れ過ぎている。先ほど事務の強化と負担が大きいという御説明がございました。だから増やしたと。しかし事務職員及びその他職員を見てください。全国平均と比べていかに多いかです。全国平均は100床当たり34.3人に対して令和3年度は45.5人です。11名多いです。令和4年度は49.5人で15名多いです。そういう中でなぜ負担が多いのか。ただ負担が多いから職員を増やす、これでは解決できないと思います。人数自体は全国よりも3分の1以上多いです。そういう中でこれでいいのかと。その原因はどこにあるんですか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 委員今この表から御発言がありましたとおり、全国平均に比べて本県は職員数が上回っている状況にあります。医療部門、事務部門含めてです。本県が全国平均を上回っておりますのは、県内各地域に設置された6つの県立病院でございます。これは本県の地理的特性から各地域に県立病院を適切に配置する必要があると考えておりますが、この県立病院は本県の基幹病院として、また地域の中核病院としての役割を果たすために医療部門、そして事務部門についてもですね。必要人数の配置が必要となっていることが要因として挙げられると考えております。さらに16の離島診療所に医師、看護師及び事務担当者を配置していることも影響しているものと考えております。

以上です。

○又吉清義委員 医師、看護師は私は今聞いてはおりませんよ。事務職員及びその他職員のところを聞いているのですが。そうすると49.5人というのは医師、看護師を足した数字というふうに理解していいんですか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 今委員がおっしゃるとおり、49.5人は事務及びその他の職員であります。この説明なんですけれども、全国の34.3人を上回っているということですね。例えば、本土の都市部でありますと都市部に大きな県立病院を設置するとそこに事務部門についても集約化、いわゆるスケールメリットが働いてくると考えております。ただ本県の場合は地理的特性から各地域に県立病院を配置してその県立病院ごとに事務部門についても一定の機能を持たせるために職員の配置が必要となってまいります。ただそういったことをやはり改善する、人件費を適正な額に持つていくために、今年度からは総務事務センターというものを本庁に設置しまし

て、類似する定形業務については集約化を図りスケールメリットを働かせて、各病院の事務部門を減らす方向でいくというような取組を行っているところであります。

以上です。

○又吉清義委員 一生懸命説明しているんですが、理解できません。離島並びに県立病院の人員を派遣するところなんですけど、宮古、石垣、精和病院、そして中部病院、北部病院、この増やした人数から何名派遣しましたか。増えた人数を何名派遣しましたか。令和4年度に増えた人数は。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、病院事業総務課長から県立病院ごとに事務部門の定数があるが、欠員が生じているところであり、病院ごとの配置数は今手元にないとの説明があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 先ほどの説明をすると、離島だけがたくさん人数を増やしたように悪者になっていまして、県立病院全体にある程度均等に増やしたんじゃないですか。もちろん離島は多くしていいですよ。これよく分かりますよ。しかしその増やした人数がある程度各県立病院に均等で皆さんやったんだから。だからその中で全国比率を見た場合に御存じのとおり、合計欄を見ると全国平均は165.6人に対して沖縄県は令和4年度208.7人ですよ。さらにアップしていくわけですよ。ですからやはりもう一度なぜそうなるのか、私は検証なり精査をしてもらいたいということが言いたい。現場を見て。そうしないと、なぜ全国平均とあまりにもかけ離れすぎているとしか私は思っておりません。これが本当に正常な数字かなど。頑張っていることはよく分かりますよ。しかし人数を増やしました。御存じのとおり増やしてまたミスも生じました。これも事実なんです。人数も増やして負担も軽くなるんだったら、ミスなんか出ないのが当たり前ですよ。ちゃんとしっかり出ているじゃないですか。ですから何なのと聞きたいんですよ。ぜひこの点はしっかりと精査をして、お互いこの病院事業は大切でありますから、しっかりといろんな角度から検証してください。

そういった中でお尋ねいたしますけど、39ページの病院別経営指標というのがありますよね。その中でも今から触れていきますけど、ぜひいろんな角度から頑張ってもらわないといけないよというのを私はそういう意味でお願いしたいのが、例えばこの中

の下から4行目の医業収益に対する職員給与費です。これ病院事業局会計では令和4年度が72.2%、令和3年度が73.3%となっています。そしたらこれも一番右端の令和3年度都道府県平均を見てみましたら、全体で62.5%と60.7%。赤字病院は67.7%となっています。この赤字病院の67.7%と皆さんの病院事業局会計72.2%、73.7%。これどのように解釈したらよろしいですか。そして全国平均は黒字病院は60.7%だと。この関係はどのように理解したらよろしいですか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 委員今御指摘のとおり、本県の医業収益における給与費の構成比は全国平均に比べて高い状況でございます。この背景ですけれども、病院事業局職員の給与については、全職員の1人当たりの給与月額を全国と比較しますと、基本給については全国で28位なんですけれども、時間外勤務手当が1位となっております。職員給与費を押し上げる原因となっております。またこの給与費が全国を上回っていることについては、先ほどの職員数が多いということとも当然リンクするわけでありまして、これにつきましては、やはり離島県であるという増嵩も原因になっていると考えております。そういったこの時間外手当の縮減については、来年の4月から始まります医師の働き方改革等で医師の時間外、休日勤務を抑制するというようなこれから取組を行っていくという予定でございます。

○又吉清義委員 すっきりしない回答なんですけど、要するに赤字病院というのは医業収益に対する67.7%以上を超過すると赤字になりますよという、これはそういう意味ではないんですか。どういう意味ですか。

○北川征一郎病院事業経営課班長 お答えいたします。

こちらの全国平均の数値につきましては赤字病院の平均値ということになっております。

以上です。

○又吉清義委員 そうですよ。赤字病院の医業収益に対する職員給与が平均67.7%がほとんど赤字ですよ。ですから沖縄県で67.7%以下は正直言って医療センターが努力してやっております。一番大変なのがすみませんね、精和病院なんか見てください。151.6%ですよ。ですからみんなどのように努力をするかなんですよ。先ほど病院事業局長がおっしゃってありました予防医学がいかに大事なんですよ。予防医学をしないと病院経営は成り立ちませんよ。どうしてもそういうものになってしまう。ですから

そういうのを皆さん数字として出ているんだから。

そしてもっと締めのお話をいたしましょうか。人件費と病院事業に関して。まず、仲井眞県政のときの給与費。平成22、23年度から25年度まで仲井眞県政でしたが、給与費どのくらいだったか御存じですか。持っていなかったら持ってなくて別にいいですよ。仲井眞県政であり翁長県政であり玉城県政になって人件費がどのように変化してきたか皆さん御存じですか。

○宮城和一郎病院事業総務課長 恐縮ですが、数字を持ち合わせてございません。

○又吉清義委員 持ち合わせていなければですね、これも素人の私が計算したものですから100%当たっているとは言いませんけど、皆さんはプロですから皆さんでやってください。例えばどういったものかと言うと、仲井眞県政の平成22年度は257億円台でした。そして平成24年までも273億円台。翁長県政に入った場合は約300億円台に入っております。そして翁長県政が終わる頃は330億円台に入っております。玉城県政に入った場合はどのくらいに転じるかという人件費は350億円台に入りました。令和5年度の予算書なんか390億円台でございます。なんでねって。すごい額ですよ皆さん。そう思いませんか。当然ですか。それくらい人件費は仲井眞県政から今の玉城県政になって1万人ぐらい人間を増やしたのですか。何名増えましたか。さほど増えたとは思いませんよ。これが現状なんです。仲井眞県政のとき約294億でした。今の令和5年度の玉城県政の人件費は390億です。100億も違うんですよ。100億も、この違いはどこにあるかですよ皆さん。その辺考えたことはありますか。要求するからそれでいいというふうにやっているのか、どんなですか。

○宮平直哉病院事業経営課長 今の又吉委員からの御質問、御指摘に対する答えになりますけれども、例えば平成18年度について病院事業の全体の収益になりますけれども、こちらが391億円ほどありました。これがずっと推移しまして平成30年度が病院事業収益、これは医業収益、医業外収益全部含めたものが559億円余りとなっております。現在で言いますと病院事業収益は692億となっております。

一方でその18年から現在までの間です。ね正確な数字は持ち合わせてないんですけども、職員数は当然ながら増えているかと認識はしております。要はですね、職員数の増加と医業収益の増加が正比例していなくて、それぞれの伸びについてそごがどうしてそのそごがその原因になっているのでは

ないかというふうに考えております。

○又吉清義委員 なかなか理解しづらいんですが、別の角度から質疑しましょうね。皆さん2010年度から2023年度まで累積赤字は幾らに膨れ上がりましたか。累積赤字。減っているんですか、増えているんですか、どうなりましたか。今の説明からすると減らないといけないですよ。累積赤字は減りましたか、増えましたか、どちらですか。

○宮平直哉病院事業経営課長 お答えいたします。

2010年度の病院事業に係る累積欠損金ですけれども266億円余りとなっております。令和4年度ですけれども累積赤字が解消されまして、経常利益で38億円ほど計上されているという状況になっております。累積赤字は令和4年度をもって解消されて、令和4年度は逆に38億円ほどの黒字を達成したということでございます。

○又吉清義委員 累積赤字はないというふうに理解してよろしいですね。大丈夫ですね。ちょっと私の調べ方が間違っていたかもしれないけど、皆さんの足してみた場合、すごい額だよなと。ちょっと信じ難いものですから非常にそれが気になっております。

次のこういった資料を見たときに、タブレットに載っていないから大変ごめんなさい、説明しながらにしましょうね。もう一つ我が沖縄県の病院事業会計が全国と非常にかけ離れているのが、例えば入院患者です。1人当たりの収益というのがございます。皆さんが計算する経営方針ですね、経営分析指数で。これは全国平均と比べてみるとかなりの差額なんですよ、正直言って、皆さんから頂いた資料ですから全国平均が令和3年度でこの入院患者のほうは5万9287円です。沖縄県立病院は6万4563円です。5000円以上の差があります。これは何を意味するかということです。なぜそういった現象が起きるのか。

○北川征一郎病院事業経営課班長 お答えします。

いわゆる入院単価というふうに言っておりますが、入院料の7対1看護であったりとか10対1看護というその看護体制で入院基本料というのが決まってくる。そのほか各人員の配置体制であったりとかそういったことで病院ごとに診療報酬の額が変わってきます。その差異が出ているものと考えております。

○又吉清義委員 そういう中で何が起きるかという入院単価はこういうふうに高いんですけど、次は1人当たりの収益じゃなくてもう一つありましたよね。これは全国よりも低いわけですよ皆さん。相反しているものですから。その単価は高いんだけど、

1人当たりの収益は低いということに関してはどういったことでこれが生じるかということですよ……。

資料で私が混乱しておりますので次回に飛ばしましょうね。病院事業に関してはこれで一旦締めて。

次はですね、下水道と工業用水についてちょっとお尋ねしたいと思います。

下水道についてこの監査意見書による中で……。すみません、水道事業会計決算審査意見書ですね。これは皆さん改善が必要じゃないのかなということでも私もこれ病院事業にしろあらゆるものに大事なところかと思えます。7ページのほうにこう書かれております。中長期計画においては将来的な人口減に伴い水需要が減少すると。これから水需要が減少するんですよ。だからその中で各種施策とか取組を着実に推進し、経営の健全化、効率化を図っていただきたいということで監査から指摘をされています。それはごもつともだと思います。

しかし次、9ページを開けてみてください。事業の概要についてです。その中でちょっとずれていると思うのが、給水対象及び送水量のほうでまず表5の送水量の状況です。1日平均送水量は42万1500立米でございます。これは令和4年ですね。そこから中長期計画において人口が減ると。減るということであれば送水量は増えるのか減るのかどちらのほうで検討なさっているかです。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

人口が増えることに伴って当然1人当たり使用する水量が増えますので、その人口が増えた分使用する水量は増えると考えております。

すみません、先ほど42万1500トン1日平均送水量と、令和4年とおっしゃってましたけど令和2年の数字をおっしゃっており、42万3200トンが令和4年度ですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

いずれにしても給水人口が増える場合には、その1人当たりの使用する水量は増えるというふうに考えております。

○又吉清義委員 確かに人口が増えればこの1日平均送水量も増えるのはこれ当然かと思えます。ですから今現時点で令和2年、令和3年、令和4年度の送水量を見た場合に、約42万3000立米台でございます。ただしかしその下の(3)の拡張事業等です。そこにどのように皆さんは計画を立てるかということ水道用水供給事業については、第11回事業変更認可で目標年度である平成37年——令和7年度の1日の最大給水量を58万9000立米と計算されております。これは人口は減るけど水を増やすと。これは私は計

画は修正するべきじゃないかなと思います。今令和5年度です。なぜこれから令和7年、2年後は1日の最大給水量は58万9000立米に持っていかなければいけないのか。これはちょっと計画変更のずれじゃないかなと思いますがいかがですか。

○志喜屋順治総務企画課長 お答えいたします。

第11回変更認可で許可いただいた58万9000トンにつきましては、令和7年度の数値でございますけれども、先ほどおっしゃってました人口が減少する一方という話がございますけれども、人口につきましては国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研の数字でいきますと、令和12年までは人口が伸びるというふうな推計がされております。ですので令和7年度はまだその途中段階ですので、まだ人口が伸びている段階の数字でありますし、またこの58万9000トンにつきましては一般家庭に配る水だけの推移を表しているわけではなくて、業務営業用ですとか工場用その他の用途にも使われる水量を全部積み上げておりますので、そういった産業の振興が図られていくということがあればそういったところでの水量も増えていくと。そのほかでも業務営業用の中には観光用水量というのもございます、観光客が多く入客することによってそういったホテルでの使用水量とかも増えると、そういったもろもろを含めた数字として58万9000立方メートルというのを第11回変更認可で取得はしておりますけれども、委員おっしゃるとおり人口が減少傾向になるという話もございますし、当時策定させていただいた平成28年3月の段階よりも現在さらに状況が変化しておりますので、こちらとしてはその状況の変化に応じて最大給水量も見直していくというふうなことで考えておりますので、今般もそういった見直しも図っているところでございます。

○又吉清義委員 ぜひですね再度検討していただきたいということです。なぜかというと確かに今言うように当時の計画では人口が増えるだろうと。県の人口は2050年度から減るといことが出されておりました。しかし既に3年前で人口が減るといのは出ております。人口が減ると。2030年度にはほとんどない人口になる。例えば県の人口の自然減ということで既に新聞にも出ております。そしてなおかつ人口増が今後見込めませんよと。増えることはありませんよと。ちゃんと明確に出ております。私の情報として3年前でもうキャッチをしておりました。増えることはありませんよと。ですから我々は今後あらゆる計画を立てる場合にそういうのも勘案して

やらないと、事業で余計な予算をつくる設備を造る。こういうのが一つ一つ事業の重荷になるだろうと。本当にこれで黒字になるのかなと。そういったのも再度持っている計画をぜひ再精査をするべきだろうということであえて聞いております。ですからそういった意味でぜひこれも検討してください。いかがですか。

○松田了企業局長 大変重要な御提言と承りました。我々も県民の皆様に安心・安全な水を安定的に供給するというその責務を今後いかに果たしていくか。委員おっしゃるように、もう既に人口が減少傾向にあることをそのまま進むのではないかというふうなお話もいろいろとあるようですので、そういう人口動態、それから産業構造、それから今後の観光客の入客の予想。そういったものも含めまして、今後どのような形で供給体制を維持していくかということについて、日々研究してまいりたいと思います。

○又吉清義委員 あと1点だけですね、沖縄県流域下水道事業会計決算審査意見書について、7ページにあります建設工事等という(4)がございます。その中で社会資本整備総合交付金事業というのがございます。私が宜野湾市民だからあえて言わせていただきますけれども、宜野湾浄化センターというのが工事がおかげさまで始まっております。しかしなかなか時間がかかり過ぎる。理由を聞いたところでは緊急の事態が生じてまたそこにも予算を出さないといけなと。そういうふうな二股かけてするためになかなか進まない。当初の計画よりもものすごく遅れております。しかし社会資本整備としてこういった2か所でもこれも大事です。しかし事業をちょくちょくするよりは、私は1か所ずつ丁寧に早めに終わらせたほうがかえっていいのではないかなと。全くこの浄化センターが機能しません。昔の施設もある、新しい施設もあるということで。そればかりではないです。雨が降ったら夏にはガジャンが非常に多いです。水たまりに卵を産みますから。そういう管理もしないといけな。そうした場合に事業計画の在り方もちょびちょびするよりは一つ一つ終わらす事業計画に持っていったほうが県民のためにも社会資本整備にもよろしいのかなと思いますけど、その辺も再度また検討していただだけませんかということです。いかがですか。

○上原正司下水道課長 お答えします。

宜野湾浄化センターについては、3市2町2村から集めた汚水を処理する下水処理場となっております。現施設の老朽化に対応するため、平成17年度から新

たな水処理施設として4施設の整備を進めており、令和4年度に3施設目の供用を開始しております。令和5年度は引き続き4施設目の整備を進め、全施設の供用開始に向けて取り組んでいるところでございます。

○又吉清義委員 取り組んでいることはよく分かりますので、取り組む中でやっぱり工事によっては集中的にやるべき必要性もぜひ御配慮願いたいということと。またやっぱり工事をする中で水たまりもできて蚊も多いです。これもぜひ定期的にアフターしていただけないか。年に1回では足りません。いかがですか。

○上原正司下水道課長 宜野湾浄化センターにおいて、ユスリカという蚊のほうが発生しているのも確認しております。その対策としましてユスリカが通過できないような編み目の細かい防虫網を設置することや、またほかのところではコンクリートの不具合の隙間をシーリングする等の対策を実施して発生源を押さえるように努力しております。

○又吉清義委員 ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 これであ又吉清義委員の質疑は終了いたしました。

末松文信委員。

○末松文信委員 それでは病院事業会計のほうからお願いします。

23ページのイのところでは病院別の経営状況についてでありますけれども、たくさん聞きたいのがあるのですがまとめてですね。医師、看護師不足による診療の休止とかいろいろ話がありますけれども、今現在医師、看護師の確保状況について各病院まとめて答弁いただければと思います。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

令和5年9月1日時点の県立病院の医師の全体数をまず申し上げます。全体でいきますと定数476名に対し正職員は428名、欠員は全体で48名。ただ常勤派遣医師を22名配置しているので実質的には欠員は26名となっております。病院別で申し上げます。まず北部病院は定数50名に対して正職員41名で欠員数は9名です。中部病院は定数132名に対して欠員数は13名。南部医療センター・こども医療センターは定数172名に対し欠員数は15名。精和病院は定数10名に対して欠員数1名。宮古病院は定数53名に対して欠員数は6名。八重山病院は定数58名に対して欠員数4名。これを足し合わせると48ということになってございます。

看護師について、まず北部病院ですが、定数看護師272名に対しまして欠員数3名。中部病院597名に対して欠員22名。南部医療センター・こども医療センター定数550名に対して欠員が14名。精和病院定数93名に対して欠員ゼロです。宮古病院定数215名に対して欠員2名。八重山病院定数206名に対して欠員2名となっております。

以上でございます。

○末松文信委員 八重山病院でしたか、なんか職員が不足してという新聞報道もありましたけれども、今現在はそういうことがなくてほぼ定数どおりに配置されているという理解でよろしいでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 昨年もともと定数が足りていないということではなくて、その地域の医療機関において看護師が辞めてしまったということから、これは県立病院でフォローしないといけないということから過員といえますか、看護師を3名、臨床工学技士を1名配置して対応しているということでございます。

○末松文信委員 分かりました。ありがとうございます。

次に7ページの(3)の財務に関するところなんですけれども、先ほども平良昭一委員からもありましたけれども例の総務事務センターが設置されたということでありまして、その後の進捗状況というかそれについてちょっと説明をお願いします。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 お答えいたします。

午前中も少し御説明いたしましたけれども令和5年度は宮古病院及び北部病院の事務を一部移行しております。その後令和6年度に精和病院及び中部病院の給与の認定事務等を移行する予定としております。令和7年度に八重山病院と南部医療センター・こども医療センターの事務を移管させる予定としております。

○末松文信委員 ここで言っている病院総務システムということについて、ちょっと説明をお願いしたいんですけれども。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 まず病院総務事務センターの設置について御説明いたします。目的といたしましては給与事務を中心とする総務事務を集約化することで、現在紙で管理されている給与事務の効率化・適正化及び担当職員の負担軽減を図ることを目的として設置いたしました。経緯といたしましては知事部局ですと平成27年1月に総務事務センターを立ち上げるとともに

平成31年4月から総務事務システムを稼働し総務事務を集約化しております。その先行事例を参考にいたしまして、病院事業局では令和4年11月に策定した総務事務の集約化に関する基本方針を踏まえ、各病院の給与事務を段階的に集約するとともに職員の勤務管理、通勤手当などの給与関係の届出等が行える病院総務システムを導入することを決定いたしました。病院総務システムの開発に当たりまして、このシステムは知事部局の総務事務システムを病院事業局独自の勤務形態及び手当に対応できるよう改修・構築することとしております。病院事業局は職員の勤務形態、手当など知事部局とは異なる面があるものの、基本的な勤務管理、給与の仕組みは同様であり共通部分が大きいことや開発事業者の実績として知事部局の総務事務システムは民間業者が一から開発し、その後手当等の機能を追加して現在に至っております。

また全国の状態を令和4年6月に調査したところ、病院事業を独法化した団体等を除く23団体中、知事部局と給与システム等を共通で利用している団体が16団体、7割ありました。病院独自のシステム利用としては7団体、3割ございました。それで沖縄県病院事業局におきましても、また県庁の給与システムとのデータ連携もあるということで県庁全体で共通利用している給与システムとの情報データの連携が確保されていること、この知事部局との共通システムの利用は調達費用の低減に加えまして、連携して知事部局の給与システムなどを活用しますので、病院事業局におけるシステムを構築・改修・保守管理等を行わず事務負担軽減につながるということでこちらを活用した導入といたしております。

以上です。

○末松文信委員 今北部病院と宮古病院で試行中というか、始められているようですけども、この現場での今の運用状況というのはどんなふうになっているか、分かればお願いします。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 現在9月からテスト版を公開したところでありまして、北部病院、宮古病院の職員を対象に検証をしているところであります。病院現場からの意見を踏まえまして、今回検証期間を約1か月延長することとしております。令和6年4月から施行される改正労基法、医療法などの法令に定められた事項についての機能の追加について所定の期限までに対応できるよう、定められたスケジュールの制約の下で優先順位を定めた上で病院現場の理解を得られるよ

う、丁寧に対応していきたいと思っております。

以上です。

○末松文信委員 今病院現場からどんな意見が寄せられているか、ちょっと教えてください。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 今病院現場から50を超える質問があるんですけども、すみません、ちょっと今持ち合わせてございません。

○末松文信委員 私のところに現場からの意見が寄せられていて、今伺っているんですけども、寄せられている意見が4項目ありますけど、今申し述べますので、これについて現場の意見をもう一度確認して対応していただきたいというふうに思います。まず1つ目に開発スケジュールを見直して本稼働を延期すること。2番目に病院の勤務形態、実態に合わせたシステムになるように設計を見直すこと。それから医師の働き方改革に対応できるよう機能を整備すること。4番目に対応できない場合は、現行のシステム——タイムネットというんですかね、この稼働を続けることなどの声が寄せられておりますので、このことについて対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○平田いずみ病院事業総務課病院総務事務センター室長 こちらは病院からも既に受け取っている意見でございまして、対応を検討中でございます。

以上です。

○末松文信委員 それではよろしく願いいたします。

もう一点伺いたいののが、ロボットの導入について、中部病院でしたか、今導入中というかそういう状況にあるようですけど、これロボットの金額というか、これはどのくらいするものですか。

○本竹秀光病院事業局長 今一般的に売られているのがダビンチという機械ですね。これもバージョンが段々変わってきていて、最初で大体3億ぐらい。それでも非常に一番いいシステムというか、研修と一緒にできるダビンチはやっぱりそれぐらいはすると思います。僕はきちんとした価格は分からないんですけども、日本製が今度出てきております。h i n o t o r iという、これは多分1億円切るんだろうと思うんですけども、ただシステム的にはまだまだダビンチには及ばないというところがあって。今恐らく中部病院で予定しているのはダビンチだと思うんですけども、6年度に導入予定だとは聞いていますし、僕外科医なんですけども、かなりメリットが高いということと、これから出てくる若い外科

医は恐らくほとんどロボットで研修をしますので、どうしてもやはり必要なものになるかなと思っております。本当は遅いぐらいですね。お金がなかったというのがあったと思うんですけども、ようやく投資ができる時点にあるかなと思います。

○末松文信委員 なぜそれを聞くかと言うと先日、局長からこの話を聞いて、私は委員長立場だったので質問できなかったんですよ。この際お聞きしてみようと思ってですが、やっぱり若い研修医たちがそれを望んでいるということがあれば、積極的に導入して、また手術そのものも医者の方々に聞いたらこれがあると助かると言っておられますので、順次配置できるように頑張ってください。病院事業局はこれで終わります。

次に、水道事業会計と工業用水道、まず水道事業会計についてでありますけれどもこれは7ページですかね。水道水の広域化の中で離島を含めてありますけれども、せんだって一般質問でも申し上げましたが、伊是名のほうが停電のために断水したということがあって、停電時でも給水ができるようにやってほしいというお話があって、その質問をさせていただきましたが、その後の改善策についてどうなっているかちょっと教えてください。

○米須修身配水管理課長 お答えします。

台風6号により伊是名の断水の今後の対応としまして、伊是名村には3日分の給水量を貯留できる調整池を建設するというので、断水の発生防止を図ってまいることとしております。伊是名の対応状況としては以上となります。

○末松文信委員 これは自家発電設備を設置することは考えていないですか。

○米須修身配水管理課長 離島の供給体制につきましては、過去の実績に基づきまして3日分の貯留槽で対応できるというふうに考えておりましたが、同様に今回台風6号で同じ期間停電がありました、阿嘉浄水場につきましてはその3日分の貯留槽が既に完成していたことから、断水には至っておりません。伊是名についても、今後調整池が完成すれば、同様な供給体制の確保ができると考えておりますが、また必要に応じてそういった自家発電の設備というのでも検討してまいりたいと思います。

○末松文信委員 台風6号で申し上げますと、1週間前後船が出ないというような状況もあって水を運ぼうにも運べないという状況が発生しますので、可能であればぜひ自家発電も設置して、どういうときでも対応できるようなことにしてほしいわけですね

どもいかがですか。3日ではもちませんよ。

○米須修身配水管理課長 3日分の容量ということですけども、実際の台風時には水の使用量が落ちることになりまして、それで実際阿嘉浄水場のほうも3日容量ということで調整池を建設しておりましたが、その3日容量の半分以上を残して断水には至らなかったという状況になっておりますので、実際にはその水の使用量の低下に合わせてもっともつことが期待できるものと考えております。

○末松文信委員 いずれにしても村民生活に影響がないようによろしくお願いいたします。

次に、工業用水道の件で29ページですけども、工業用水についてはいろいろこれまでも議論してまいりましたけれども、今資料を見るとそれぞれ確保されているようでありますので、たくさんは申し上げません。いわゆる北部地域における工業水の供給というのはどんな状況になっているのか。

○米須修身配水管理課長 令和5年10月1日現在、北部地域の契約供給量は1日当たり4043立方メートル。うち名護西海岸地区が計画給水量4100立方メートル、契約給水量2313立方メートルで、契約率は56.4%となっております。

○末松文信委員 それで以前にもお尋ねしたんですけども、その給水先の水圧が低くて給水に困っていると、受水に困っているというある企業があって、その点についてその先端の水圧を上げる方策はないかということでお話ししたんですが、その後どうなりましたでしょうか。

○米須修身配水管理課長 当該施設に対しましては、令和5年6月末に受水槽の設置工事が施工されております。工事内容は既設の100立方メートルの受水槽に対しまして、新設で200立方メートルの受水槽を1基追加して、合計300立方メートルの受水槽容量を確保しております。工事の完成後、これまでに受水不足の報告は受けておりません。

○末松文信委員 どうもありがとうございました。そこで企業局長にお尋ねしますけれども、御案内のように飲料水、工業用水含めてみんなヤンバルから送水されている状況について、局長の所見を伺いたいと思います。

○松田了企業局長 令和4年度の実績で見ますと、総取水量、企業局が県内で河川、あるいはそのダム等から取水した割合の81.2%をいわゆるヤンバルの地域から取水していて、それを利用しているという状況でございます。このように工業用水や水道用水を安定的に供給する上で大変重要な水源という認識

をしております。ヤンバル地域の方々の日頃からの企業局への御理解、御協力に対しまして感謝をしております。また将来にわたり水の安定供給を図るためにヤンバルの水は今後も大変重要な水源であることから、引き続き御理解と御協力を賜りたいというふうに考えております。

○末松文信委員 ありがとうございます。御案内のようにそういう状況でありますので、ヤンバルの皆さんからすると我々は水だけ送って、あるいは人材を送って何の見返りがあるのかというようなことがよく言われる話でありますので、今局長がおっしゃったような理解の下に今後の行政に当たってほしいなというふうに思います。

どうもありがとうございました。以上で終わります。

○國仲昌二委員長 これでも末松文信委員の質疑は終了いたしました。

以上で、土木建築部長、企業局長及び病院事業局長等に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。また、採決の順序及び方法について協議)

○國仲昌二委員長 再開します。

これより、令和5年第3回議会乙第14号議案令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について及び同乙第15号議案令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての

議決議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、令和5年第3回議会乙第14号議案及び同乙第15号議案の議案2件は可決されました。

次に、令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの決算4件は、認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって令和5年第3回議会認定第1号から同認定第4号までの決算4件は認定されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

これをもって、委員会を散会いたします。

決算特別委員会議案処理一覧表

議案番号	議案名	議決の結果
令和5年第4回議会乙第14号議案	令和4年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	全会一致決
令和5年第4回議会乙第15号議案	令和4年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃

決算特別委員会決算処理一覧表

認定番号	決 算 名	議決の結果
令和5年 第3回議会 認定第1号	令和4年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	全会一致 認 定
令和5年 第3回議会 認定第2号	令和4年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	〃
令和5年 第3回議会 認定第3号	令和4年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	〃
令和5年 第3回議会 認定第4号	令和4年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	〃

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 國 仲 昌 二

開会の日時、場所

年月日 令和5年12月12日（火曜日）
開 会 午後6時41分
散 会 午後6時51分
場 所 第7委員会室

産業集積地域那覇地区特別会計
決算の認定について

14 認定第14号 令和4年度沖縄県産業振興基金
特別会計決算の認定について

15 認定第15号 令和4年度沖縄県中城湾港（新
港地区）整備事業特別会計決算
の認定について

本委員会に付託された事件

1 認定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算
の認定について

2 認定第2号 令和4年度沖縄県農業改良資金
特別会計決算の認定について

3 認定第3号 令和4年度沖縄県小規模企業者
等設備導入資金特別会計決算の
認定について

4 認定第4号 令和4年度沖縄県中小企業振興
資金特別会計決算の認定につい
て

5 認定第5号 令和4年度沖縄県下地島空港特
別会計決算の認定について

6 認定第6号 令和4年度沖縄県母子父子寡婦
福祉資金特別会計決算の認定に
ついて

7 認定第7号 令和4年度沖縄県所有者不明土
地管理特別会計決算の認定につ
いて

8 認定第8号 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善
資金特別会計決算の認定につい
て

9 認定第9号 令和4年度沖縄県中央卸売市場
事業特別会計決算の認定につい
て

10 認定第10号 令和4年度沖縄県林業・木材産
業改善資金特別会計決算の認定
について

11 認定第11号 令和4年度沖縄県中城湾港（新
港地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について

12 認定第12号 令和4年度沖縄県宜野湾港整備
事業特別会計決算の認定につい
て

13 認定第13号 令和4年度沖縄県国際物流拠点

16 認定第16号

令和4年度沖縄県中城湾港マリ
ン・タウン特別会計決算の認定
について

17 認定第17号

令和4年度沖縄県駐車場事業特
別会計決算の認定について

18 認定第18号

令和4年度沖縄県中城湾港（泡
瀬地区）臨海部土地造成事業特
別会計決算の認定について

19 認定第19号

令和4年度沖縄県公債管理特別
会計決算の認定について

20 認定第20号

令和4年度沖縄県国民健康保険
事業特別会計決算の認定につい
て

本日の委員会に付した事件

1 認定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算
の認定について

2 認定第2号 令和4年度沖縄県農業改良資金
特別会計決算の認定について

3 認定第3号 令和4年度沖縄県小規模企業者
等設備導入資金特別会計決算の
認定について

4 認定第4号 令和4年度沖縄県中小企業振興
資金特別会計決算の認定につい
て

5 認定第5号 令和4年度沖縄県下地島空港特
別会計決算の認定について

6 認定第6号 令和4年度沖縄県母子父子寡婦
福祉資金特別会計決算の認定に
ついて

7 認定第7号 令和4年度沖縄県所有者不明土
地管理特別会計決算の認定につ
いて

8 認定第8号 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善

- 資金特別会計決算の認定について
- 9 認定第9号 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について
- 10 認定第10号 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について
- 11 認定第11号 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 12 認定第12号 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 13 認定第13号 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 14 認定第14号 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について
- 15 認定第15号 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 16 認定第16号 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 17 認定第17号 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 18 認定第18号 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 19 認定第19号 令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について
- 20 認定第20号 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 21 閉会中継続審査について
- 22 決算特別委員会運営要領について

出席委員

委員長 國 仲 昌 二
 副委員長 大 城 憲 幸
 委 員 島 尻 忠 明 新 垣 新
 下 地 康 教 仲 村 家 治
 又 吉 清 義 末 松 文 信
 玉 城 健一郎 山 里 将 雄
 当 山 勝 利 次 呂 久 成 崇

平 良 昭 一 瀬 長 美佐雄
 玉 城 武 光 西 銘 純 恵
 金 城 勉

欠席委員

なし

○國仲昌二委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

去る、11月28日の本会議において、令和5年第3回議事に設置されました本委員会を継続すること、及び今定例会に提出された決算20件を本委員会において審査を行うことがそれぞれ決定されましたので御報告いたします。

また、会派の異動等に伴い、委員席につきましては、ただいま御着席のとおりといたしますので、御了承をお願いします。

初めに、認定第1号から認定第20号までの決算20件を一括して議題といたします。

ただいま議題となりました決算20件については、閉会中に審査することとし、議長に対して、閉会中継続審査の申出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○國仲昌二委員長 次に、決算特別委員会運営要領について、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、事務局から決算特別委員会運営要領案の概要説明後に協議を行い、案のとおり決することで意見の一致を見た。）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

決算特別委員会運営要領については、休憩中に御協議いたしましたとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定されました決算特別委員会運営要領に基づく、各常任委員会への閉会中調査の依頼につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○國仲昌二委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、令和6年1月10日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

決算特別委員会運営要領

この要領は、「決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)」(令和4年10月7日議会運営委員会決定)に定めるもののほか、決算特別委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることにより、委員会の円滑な運営に資するものとする。

1 決算特別委員会の開催場所

第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置

別紙1のとおりとする。

3 審査日程

別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、委員会に諮り変更することができる。

4 各常任委員会に対する調査依頼

- (1) 決算特別委員長(以下「委員長」という。)は、様式1により各常任委員長に閉会中調査を依頼するものとする。
- (2) 各常任委員長は、上記の閉会中調査終了後に様式2により決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)を委員長に提出するものとする。
- (3) 決算議案の審査等に関する基本的事項(常任委員会に対する調査依頼について)4(4)に係る決算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

5 説明員

決算の概要説明は、会計管理者が行い、決算審査意見の概要説明は代表監査委員が行うものとする。

6 決算及び決算審査意見の概要説明に対する質疑

- (1) 質疑の時間は、委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑をする間は着席しなければならないものとする。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間の終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。

- (5) 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
- (6) 質疑の順序は多数会派順とする。

7 総括質疑

- (1) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。
- (2) 総括質疑の通告締切日時は、決算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の正午とし、様式3により政務調査課に提出するものとする。

8 理事会

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事3人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の円滑な運営について委員長及び副委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等のほか、委員会運営の円滑化及び効率化のために必要な事項等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員長が委員会に諮って定める。

別紙 1

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

議 会 事 務 局				
-----------	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
國 仲 昌 二 委 員 長

	説 明 員 席	
--	---------	--

	山里将雄委員	玉城健一郎委員
--	--------	---------

下地康教委員	新垣 新委員	島尻忠明委員
--------	--------	--------

平良昭一委員	次呂久成崇委員	当山勝利委員
--------	---------	--------

末松文信委員	又吉清義委員	仲村家治委員
--------	--------	--------

西銘純恵委員	玉城武光委員	瀬長美佐雄委員
--------	--------	---------

	金城 勉委員	大城憲幸委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

決算特別委員会審査日程

年 月 日	曜 日	時 間	事 項	関係室部局等
令和5年 12月12日	火	本会議 及び各 委員会 終了後	決算特別委員会 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
令和6年 1月10日	水	午前10時	決算特別委員会 ○概要説明 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算に対する審査意見 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 代表監査委員
1月11日	木	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
1月12日	金	午前10時	各常任委員会 ○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
			○決算調査報告書記載内容等についての協議	
1月15日	月		決算調査報告書整理日	
1月16日	火		決算特別委員への決算調査報告書の配付 (正午)	
1月17日	水	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑の方法等についての協議	
1月18日	木		総括質疑通告締め切り (正午)	
1月19日	金	午前10時	決算特別委員会 ○総括質疑	知事等 関係室部局
			○採決 ・令和4年度一般会計及び特別会計決算	

様式1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

決算特別委員長
〇 〇 〇 〇

決算議案の調査依頼について

本委員会に付託された決算議案のうち、下記について審議会において閉会中審査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに所定の様式により御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

認定第〇号 令和〇年度沖縄県一般会計決算の認定について
(〇〇〇〇委員会所管分)

認定第〇号 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計決算の認定について

様式2

令和 年 月 日

決算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

決算調査報告書

月 日に依頼のあった決算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における審査概要

別紙議事録(速報版)のとおり

2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(総括質疑)

別紙1のとおり

3 その他委員から特に申出のあった事項

別紙2のとおり

※(特になし)

様式3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質
疑
の
要
因

上記により質疑したいので、決算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日
決算特別委員 印
決算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください。

決算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

決算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において決算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る決算事項を調査する方式としたところである。こうした決算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、決算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 審査日程について

決算議案の審査日程はおおむね別紙2のとおりとし、具体的な決算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

2 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る決算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

3 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡する委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 監査委員である議員は調査には加わらないものとする。
- (7) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

4 決算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 決算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、決算特別委員会にお

いて知事等に対して改めて質疑が必要とされる事項（以下「総括質疑」という。）及びその他委員から特に申出のあった事項とする。

(3) 総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、決算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、決算特別委員会において総括質疑の方法等を協議する日の正午までに決算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

5 総括質疑について

(1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、本県における1会計年度の締めくくりとなる決算について、大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

(2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

(3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめぐりて終了するものとする。

(4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

6 質疑の時間及び方法等について

決算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は当該委員会において決定するものとする。

7 理事会について

決算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

(別紙2)

決算議案の審査日程

年月日	委員会	時間	事項	関係室部局等
9月定例会期中 (1日目)	決算特別委員会	本会議及び各委員会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○閉会中継続審査の件 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件	
以降 閉会中 (2日目)	決算特別委員会	10時	○□□□年度一般会計及び特別会計決算の概要説明 ○□□□年度企業会計決算の概要説明 ○決算審査意見概要説明 ○会計管理者及び代表監査委員に対する質疑	会計管理者 関係室部局 代表監査委員
(3日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査	関係室部局
(4日目)	各常任委員会	10時	○所管事務に係る決算事項の調査 ○決算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(5日目)			○決算調査報告書整理日	
(6日目)			○決算調査報告書整理日	
(7日目)	決算特別委員会	午後	○決算特別委員への決算調査報告書の配付 ○総括質疑の方法等についての協議	報告書配付 (正午)
(8日目)			○総括質疑通告書の提出	質疑通告締切 (正午)
(9日目)	決算特別委員会	10時	○総括質疑 ○採決	関係室部局等

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 國 仲 昌 二

決算特別委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月10日（水曜日）
開会 午前10時3分
散会 午後4時29分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- | | | | |
|--------------------|--|--------------------|--|
| 1 令和5年第4回議会認定第1号 | 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について | 12 令和5年第4回議会認定第12号 | 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について |
| 2 令和5年第4回議会認定第2号 | 令和4年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について | 13 令和5年第4回議会認定第13号 | 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について |
| 3 令和5年第4回議会認定第3号 | 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について | 14 令和5年第4回議会認定第14号 | 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について |
| 4 令和5年第4回議会認定第4号 | 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について | 15 令和5年第4回議会認定第15号 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について |
| 5 令和5年第4回議会認定第5号 | 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について | 16 令和5年第4回議会認定第16号 | 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について |
| 6 令和5年第4回議会認定第6号 | 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について | 17 令和5年第4回議会認定第17号 | 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について |
| 7 令和5年第4回議会認定第7号 | 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について | 18 令和5年第4回議会認定第18号 | 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について |
| 8 令和5年第4回議会認定第8号 | 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について | 19 令和5年第4回議会認定第19号 | 令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について |
| 9 令和5年第4回議会認定第9号 | 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について | 20 令和5年第4回議会認定第20号 | 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について |
| 10 令和5年第4回議会認定第10号 | 令和4年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について | | |
| 11 令和5年第4回議会認定第11号 | 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について | | |

出席委員

委員長	國 仲 昌 二				
副委員長	大 城 憲 幸				
委員	島 尻 忠 明	新 垣	新		
	下 地 康 教	仲 村	家 治		
	又 吉 清 義	末 松	文 信		
	玉 城 健一郎	山 里	将 雄		
	当 山 勝 利	次 呂 久	成 崇		
	平 良 昭 一	瀬 長	美 佐 雄		
	玉 城 武 光	西 銘	純 恵		
	金 城 勉				

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

会計管理者 名渡山 晶子
代表監査委員 安慶名 均

○**國仲昌二委員長** ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

本日の説明員として、会計管理者及び代表監査委員の出席を求めています。

令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件を一括して議題といたします。

それでは、審査日程に従い、会計管理者から決算の概要説明並びに代表監査委員から決算審査意見の概要説明を聴取した後、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

まず初めに、会計管理者から令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの決算20件について概要説明を求めます。

名渡山晶子会計管理者。

○**名渡山晶子会計管理者** おはようございます。

ただいま議題となっております認定第1号から第20号までの令和4年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算について、その概要を御説明いたします。

令和4年度沖縄県歳入歳出決算書につきましては、ページ数が多いことから、説明資料として決算書の抜粋を作成しておりますので、そちらを用いまして説明させていただきます。

また、参考資料として令和4年度歳入歳出決算の概要も掲載しておりますので、適宜、御参照ください。

それでは、ただいまスマートディスカッションで表示しました令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）を御覧ください。

資料のページは右端に付しております。

初めに、2ページを御覧ください。

2ページは、一般会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の総括表となっております。

表側は、款別に1の県税から16の市町村たばこ税県交付金まで、表頭は左から右に、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額となっております。

それでは、一番下の行の歳入合計欄で御説明いたします。

予算現額の計欄は1兆633億8641万912円に対し、

その2つ右、収入済額は9590億4877万8340円となっております。予算現額に対する収入済額の割合は90.2%となっております。

不納欠損額は2億4025万8954円となっております。その主なものを款別に申し上げますと、1の県税が1億720万1739円、14の諸収入が8881万1858円となっております。

収入未済額は34億7467万9490円となっており、その主なものは、1の県税が21億9431万6638円、14の諸収入が7億3739万2968円となっております。

3ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書、歳出の総括表であります。

表側は、款別に1の議会費から14の予備費まで、表頭は左から右に、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額となっております。

それでは、一番下の行の歳出合計欄で御説明いたします。

予算現額の計欄は1兆633億8641万912円に対し、支出済額は9414億171万4999円となっております。予算現額に対する支出済額の割合は、88.5%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が829億178万9274円、事故繰越が23億5365万8038円となっております。

繰越明許費の主なものは、8の土木費が297億9269万7529円、6の農林水産業費が177億362万1679円となっており、事故繰越の主なものは、8の土木費が10億350万4888円、6の農林水産業費が9億6699万7060円となっております。

不用額は367億2924万8601円となっております。その主なものは、4の衛生費が134億6773万7007円、7の商工費が58億9183万8014円となっております。

次に、実質収支について御説明いたします。4ページを御覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書で、単位は千円で表示しております。

歳入総額9590億4877万8000円に対し、歳出総額9414億171万5000円となっております。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額は176億4706万3000円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源120億2955万7000円を差し引いた実質収支額は、56億1750万7000円となります。

次に、農業改良資金特別会計などの19の特別会計について、御説明いたします。

それでは、6ページを御覧ください。

19の特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入

の総括表となっております。

表側は、会計別に1の農業改良資金特別会計から19の国民健康保険事業特別会計までとなっております。

特別会計の歳入については、歳入合計欄で御説明いたします。7ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2491億5960万1000円に対し、収入済額は2543億8113万9672円となっております、予算現額に対する収入済額の割合は102.1%となっております。

不納欠損額は2億7085万2357円となっております、収入未済額は28億469万6128円となっております。

8ページを御覧ください。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳出の総括表となっております。

歳出合計欄で御説明いたします。9ページを御覧ください。

予算現額の計欄は2491億5960万1000円に対し、支出済額は2479億3732万6894円となっております、予算現額に対する支出済額の割合は99.5%となっております。

翌年度繰越額は、繰越明許費が4億6123万5100円となっております、不用額は7億6103万9006円となっております。

以上で、令和5年第4回沖縄県議会認定第1号から第20号まで、令和4年度沖縄県一般会計決算及び特別会計決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○國仲昌二委員長 会計管理者の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から同決算に対する審査意見の概要説明を求めます。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 皆さんおはようございます。

それでは、審査意見書の概要を御説明いたします。

ただいま表示しました令和4年度沖縄県歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要について、御説明いたします。

令和4年度の沖縄県歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、知事から、令和5年10月5日付で審査に付されました。

監査委員は同決算書及び関係書類について、沖縄県監査委員監査基準に準拠して審査を行い、11月21日に知事へ審査意見書を提出いたしました。

審査の対象となった会計は、一般会計及び19の特

別会計であります。審査に当たっては、決算の計数は正確であるか。予算の執行は法令に適合して行われているか。財政運営は合理的かつ健全に行われているか。財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか等の諸点に主眼をおき、決算書と関係諸帳簿及び証拠書類等との照合などを行い、審査を実施しました。

次に、第2審査の結果及び意見について、御説明いたします。

まず1、審査結果であります。

令和4年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数を、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合し審査した限りにおいて、いずれも正確であると認められました。

一方、収入、支出及び契約に関する事務並びに財産の取得、管理及び処分等については、一部に是正又は改善を要する事項がありました。

また、2つの特別会計において歳入が歳出に不足する事態が生じ、出納整理期間経過後に繰上充用を行う不適正な財政運営がありました。これらを除いては、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に2、審査意見であります。

歳入歳出決算の状況につきましては、会計管理者から説明がありましたので、私からの説明は省略いたします。

2ページの中段を御覧ください。

令和4年度の一般会計及び特別会計は、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていきました。しかし、一部に不適正な財政運営及び財務事務において是正又は改善を要する事項がありました。今後の行財政運営等に当たっては、次の5点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望しております。

1点目は、行財政運営についてであります。

令和4年度決算の状況を普通会計ベースで見ますと、歳入決算の財源別構成比では、自主財源が諸収入、地方税、繰入金等の増により、前年度に比べ262億4800万円、8.6%増加したほか、依存財源が国庫支出金、地方債等の減により、前年度に比べ1429億9000万円、19.2%の大幅な減少となったため、歳入全体に占める自主財源の割合は、前年度を6.5ポイント上回る35.6%となっております。

3ページの5行目を御覧ください。

財政調整基金など主要3基金の令和4年度末残高

は約1103億円となり、前年度と比較して約356億円、47.7%増加しております。

しかしながら、財政基盤の強さを示す財政力指数や自主財源の割合は、九州平均や全国平均を下回っており、依然として、地方交付税や国庫支出金等に大きく依存した脆弱な財政構造となっております。

今後とも、高齢化の進行等に伴い社会保障関係費等の義務的経費や、県有施設の老朽化及び防災・減災対策等の投資的経費の増加が見込まれることから、引き続き経費節減や効率的・効果的な事業執行に努めるとともに、産業振興による安定的な税源の涵養等、歳入確保に向けた不断の取組が必要であると考えております。

このような中、新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日に5類感染症に移行されたことに伴い、関連する国の交付金や支援策が段階的に縮小、廃止されることが見込まれますが、継続的な感染防止対策や同感染症の影響に応じた支援策など、今後もコロナ関連の取組が求められます。また、コロナ禍で明らかになった課題への対応や新たに導入した取組の定着を図ることなど、ウイズコロナ・ポストコロナの行政課題への対応も求められており、これらに必要な財源の確保が新たな課題となります。

今後とも、多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、県民福祉を増進するため、行政運営のより一層の質の向上を図ることができるよう、令和5年3月に策定した新沖縄県行政運営プログラムの取組を着実に推進し、行財政運営の健全化・効率化を図っていただくよう要望しております。

2点目は、収入未済額の縮減及び不納欠損処理についてであります。

令和4年度の収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で62億7937万5618円となっており、前年度に比べ1億4987万6722円、2.4%増加しております。

そのうち、県税の収入未済額は、新型コロナウイルス関連の協力金により課税対象者が増加したことで、調定額、収入未済額ともに増加したことによる個人県民税の増、ウクライナ情勢、円安に伴う仕入れコストの上昇、物価上昇の影響などでの業績不振等による法人事業税の増等により、前年度に比べ4億3747万270円、24.9%増加しております。

収入未済額については、縮減に向けた対策が進められておりますが、依然として多額であるため、住民負担の公平性と歳入確保の観点から、その縮減を図ることは重要な課題であります。

今後とも、新たな収入未済の発生防止と効率的で

実効性のある徴収を図るため、契約などの債権発生時に滞納に備えた方策を取ることや、滞納初期の状況把握等による納付・償還指導、福祉制度の活用など、関係機関と連携し、債権の特性と債務者の実情に即した様々な取組を一層効果的に進めるよう要望しております。

4ページを御覧ください。

次に、令和4年度の不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で5億1111万1311円となっており、前年度に比べ2億7722万3912円、118.5%増加しております。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え及び債務の承認等関係法令に基づく措置を的確に講ずるなど適切に対処する必要があります。やむなく不納欠損として整理するものについては、標準マニュアル等に基づき事務手続を進め、適切な債権管理に努めるよう要望しております。

3点目は、事業執行についてであります。

一般会計の予算の執行率は88.5%で、前年度と同率となっております。

また、特別会計の予算の執行率は99.5%で、前年度に比べ0.1ポイント上昇しております。

翌年度繰越額は、一般会計と特別会計の合計で857億1668万2412円となっており、前年度に比べ134億3407万3500円、13.5%減少しております。

不用額は、一般会計と特別会計の合計で374億9028万7607円となっており、前年度に比べ22億8212万5520円、5.7%減少しております。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染動向により、事業の執行に影響を受けたものや、同感染症の回復局面において、世界的な資材の調達難や価格高騰等により事業の執行に影響を受けたものがありました。今後も、同感染症の感染動向や、資材調達の動向等に留意しつつ、事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発現されるよう工事等の早期発注、執行管理の徹底、関係機関との十分な調整などにより執行率を向上させ、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう要望しております。

4点目は、財務に関する事務についてであります。

財務に関する事務については、定期監査において、主に、収入、支出及び契約、財産や備品の管理等の基本的な事務処理などで、財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られました。

4ページの最後の行から5ページを御覧ください。

特に、令和4年度においては、議会の議決を必要とする物品購入及び債権放棄について議会の議決を経ずに行っていた事案、2つの特別会計で歳入が歳出に不足していた事案、建設工事等の設計積算において積算額を過大に算出していた事案、県の施設を長期間無許可で使用していた者に対し使用料相当額の損害賠償金の請求を怠っていた事案など、県行政への県民の信頼を損ね、県の財政運営に影響を与えかねない事案が発生しております。

これらの事案については、発生要因の検証を行い、その結果を全庁で共有するとともに、進捗管理の徹底、事務処理のチェック体制の見直し、財務に関する研修の強化など、実効性のある再発防止策を講ずるとともに、不適切な事務処理が発生した場合は、速やかに是正に努めるよう意見しております。

今後とも、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本原則にのっとり、様々な取組を通して、より一層確かな事業管理及び適切な事務処理に努めるよう要望しております。

5点目は、特別会計の決算についてであります。

令和4年度決算において、宜野湾港整備事業特別会計が54万4096円、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計が64万4574円、それぞれ歳入が歳出に不足する事態、いわゆる赤字となっております。

下段を御覧ください。

本件において、収支実績の確認が不十分であったため歳入が歳出に不足する事態が生じたこと、地方自治法の要求する期間内に繰上充用を行わなかったこと、善後措置の検討に時間を要したことは、不適正な財政運営と強く指摘されるものであり、重く受け止めるよう意見しております。

今後、特別会計の収支の管理に当たっては、年度中は、歳入・歳出の実績を踏まえ収支を見通し、年度末は、精度の高い決算見込みに基づき必要な収支の調整を行い、歳入が歳出に不足することがないように適正に管理を行うとともに、出納整理期間中においては、年度を通じた収支実績の確認作業を十分に行い、早い段階で歳入歳出を確定するなど適切に対応するよう要望しております。

また、再発防止策として、決算作業のチェックシートの作成・運用、一連の作業のダブルチェック及び管理監督者の進捗管理と最終確認を行うこととしておりますが、これらの対策を形骸化させることなく、継続的に実施するよう要望しております。

以上が、審査意見であります。

なお、6ページ以降は、令和4年度沖縄県歳入歳

出決算書等に基づいた決算の概要を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、沖縄県歳入歳出決算審査意見書の概要説明を終わります。

○國仲昌二委員長 代表監査委員の説明は終わりました。

以上で、令和5年第4回議会認定第1号から同認定第20号までの決算の概要説明及び同審査意見の概要説明は終わりました。

これより会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を行います。

なお、本日の質疑につきましては、決算特別委員会運営要領に従って行うことにいたします。

本日の委員会は、決算議案の概要及び決算審査意見書の概要を聴取し、大局的な観点から、決算の全体的な状況などについて審査することにしております。

なお、決算議案に係る各部局ごとの詳細な審査については、本特別委員会の依頼により所管の常任委員会において調査することになっております。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認）

○國仲昌二委員長 再開いたします。

島尻忠明委員から質疑時間の全てを又吉清義委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

新垣新委員から質疑時間の5分を又吉清義委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

下地康教委員から質疑時間の5分を又吉清義委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

玉城武光委員から質疑時間の5分を西銘純恵委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告いたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡を受けた委員の質疑中は着席する必要がありますので、

御承知おきます。

それでは、これより直ちに各決算に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○**新垣新委員** それでは質疑を行います。この説明資料の令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書（抜粋）から質疑をさせていただきます。

4ページ。

収入総額、歳出総額が約9500億円になったということで、そこで伺います。一番大事なポイントなんですけれども、この令和4年度の県民1人当たりの借金はどのくらい背負っているのか伺います。

○**名渡山晶子会計管理者** 御質問の件は県民1人当たりの県債、公債費ということでお答えいたしますと、令和4年度は4万6000円ということで、令和3年度と比較すると約2000円増加をしているというところでございます。

○**新垣新委員** まず伺います。沖縄県の借金、公債費、全体で幾らですか。

○**名渡山晶子会計管理者** 普通会計における県債残高ということでお答えいたしますと、令和4年度5646億8627万円ということで、令和3年度と比較して、336億3000万円の減ということになっております。

○**新垣新委員** 単純に県民の人口で割って、生まれた子供まで割って、どのくらいの額になりますか。

○**名渡山晶子会計管理者** 県民1人当たりの県債残高は38万5000円というところで、昨年度より2万3000円の減ということになっております。

○**新垣新委員** 全国の都道府県と比べて、沖縄県の1人当たりの背負っているこの借金というのはどのくらいの位置にいますか。

○**名渡山晶子会計管理者** 申し訳ございません、ちょっと順位を把握していないのですけれども、金額で申し上げますと全国平均が、令和3年度ですけれども86万4000円ということで、本県はかなり低い水準にあるというところでございます。

○**新垣新委員** 分かりました。

続きまして基金のほうを伺いたいと思います。安慶名均代表監査委員、先ほどの御説明ありがとうございました。

主要3基金、令和3年度は幾らだったのか。そして令和4年現在は何のくらいなのか、対比をお聞かせください。

○**安慶名均代表監査委員** 財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金、これを主要3基金と呼んでおりますけれども、令和3年度末が747億円、令和4年度末

残高が1103億円。356億円の増ということになっております。

○**國仲昌二委員長** 休憩いたします。

（休憩中に、新垣委員から各基金について答弁するよう指摘があった。）

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○**安慶名均代表監査委員** 財政調整基金からお答えいたします。財政調整基金は、令和3年度が211億円、令和4年度が466億円。減債基金は、令和3年度が291億円、令和4年度が406億円。県有施設整備基金が令和3年度244億円、令和4年度231億円。これを合計しますと、令和3年度が747億円、令和4年度が1103億円でございます。

○**新垣新委員** 約360億円近く上がっているという形で、理解をいたしました。ため込むだけで使わなかったという形で結果になったと確認しますが、それでよろしいですか。

○**安慶名均代表監査委員** 財政調整基金と減債基金の2つの基金の合計の数字でありますけれども、合計しますと残高が872億円になります。全国平均が816億円ということですので、全国平均と同水準の残高ということになります。本県と同様に、全国的にも、令和3年度より令和4年度は、残高が増えているという状況でございます。

○**國仲昌二委員長** 休憩いたします。

（休憩中に、新垣委員から事業をしなかったということかとの確認があった。）

○**國仲昌二委員長** 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○**安慶名均代表監査委員** 監査委員からこれが事業をやらなかった結果だということはお答えはできないところでありますけれども、その残高の内容を見ますと、例えば財政調整基金ですと、5月末の出納整理後の数字、若干移動がありますけれども、424億円あります。この内容を見ますと、令和3年度の普通交付税の税収の上振れ分ということで、令和5年、6年に精算が必要な分で74億円。それから、令和4年度普通交付税の税収上振れ分で、令和5年から7年の3か年分の精算分が21億円。これが積み上がっている内容に入っております。それから、当初予算編成時の収支不足の対応分として、取崩し見込みが75億円入っているということと、例年の補正財源としての備えとして、おおよそ197億円というようなところで、残高は大きくはなっておりますけれども、その中には将来の精算分等も多く含まれて

いるという状況でございます。

○新垣新委員 次の質問に移ります。

不適切な事務処理。令和3年は幾らだったのか、令和4年はどのくらいあったのか金額も含めて、全て出していただけませんか。

○安慶名均代表監査委員 定期監査結果の指摘件数でありますけれども、令和3年度は61件ございました。令和4年度分については現在調整中でございます。今月下旬には、知事等へ定期監査の結果報告をするというところで作業の調整中ですので、ちょっと最終の件数は申し上げることはちょっと今の段階で難しいのですが、昨年度の61件よりは多くなるというふうに見込んでおります。

○新垣新委員 伺います。せめて今現時点で知っている限り、令和3年が61件。金額もう一度お聞きしたい。そして令和4年知っている限り金額もお知らせいただきたいんですよ。なぜかというとしょっちゅう議会に上がってきてですね。本当にこれしっかりしてほしいんですよ。これ県民に対しても示しがつかないですよ。損失金という問題もあるんですから。今知っていることをちゃんと話してほしいんですよ。ぜひお願いしますよ。今回、元は去年で終わっているものが、こうやって不適正な会計処理があるから今年にまたがっているんですから。県民に対してはこのぐらい言わないと困りますよ。

○安慶名均代表監査委員 定期監査の指摘内容については、いろんな支出負担行為の遅れであるとか、備品管理の不適正な台帳の記載漏れであるとか、そういったことも含めて、昨年度は61件あったということですので、これの総額としての金額というのは、今ここで数字としてはちょっと申し上げられないところであります。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から金額を答弁するよう要望があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 令和3年度の定期監査の結果、指摘件数は61件ございますけれども、これは財務事務ということでもありますけれども。予算の執行手続の処理ミスであるとか、事務手続のミスであるとか、あるいは契約書関係で不備があるとか、あるいは備品管理で台帳に登載漏れがあるので、それを指摘をするとか、そういったもろもろ含めて61件ということですので、この61件の結果、金額が幾らというものは、ちょっと出せないという状況で

ございます。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員から金額の出せる指摘について答弁するよう要望があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 定期監査の結果は今も申し上げたとおり、様々な事務処理のミスであるとか、台帳への記載漏れであるとかそういうことも含めての件数ですので、金額としての総額は、これは我々としても今出していないところでありますので、お答えは難しいところであります。

過去に重大な不備というところで、議会等でも問題になった事案の中で、国庫請求に係るもので、補助金の4件については合計で7億5000万円ほどというところが、国庫支出金から一般財源に振り替わったということは、お答えはできるところでございます。

○新垣新委員 分かりました。

令和4年、問題は大体見通しは10億円超える見通しなのか。今知っている限り安慶名代表監査委員が大体分かっていると思うんですよ。10億円超えるんですか、伺います。

○安慶名均代表監査委員 定期監査の指摘件数については、最終的な数字は今作業途中でありますので確定件数としては申し上げられませんが、昨年度よりも大幅に増えておまして、おおむね80件台になるだろうということでございます。また金額については、先ほど申し上げたとおり、この80件程度になる指摘事項についても様々な内容が含まれていまして、これについて金額の合計額というのは出せないところでございます。

○新垣新委員 もうこれ以上言っても平行線になるので、本当に残念な形ですね。本来だったら去年の10月で終わって、イレギュラーな形で今回になって、これも数字も言えない金額も言えない。誰だってミスはありますよ。どう改善していくとか、そういった説明も実はあってもうれしいし、今日特別職三役もないというのも、私本当にこれ残念だなと思っているんですよ。本来ならば特別職副知事ぐらいでもいいなと実は私は思っていたんですね。こういったミスが令和5年もあるということも伺っています。令和6年はないように。内部ではどういう指示、取組があるのか、言える範囲でお聞かせ願いたいと思いますけどいかがですか。

○安慶名均代表監査委員 この決算審査意見書につ

いては、去る11月21日に総務部長、土木建築部長、あるいは保健医療部長が同席の上で、知事に対して、監査委員から手交をいたしました。その際私からの審査意見書の概要の説明を知事に対して行いましたが、その際に知事からは、この財務に関する事務については、複数の不適正な事務処理等の事案が発生していることを重く受け止め、県庁全体で総点検を実施し、リスク発現に至る根本的な要因等をまず明らかにするように指示をしたということと、いま一度リスク管理の徹底と再発防止に向けた取組及び体制の強化を図り、全庁全職員を挙げて、公務の遂行に対する信頼回復に努めるというような御発言がございました。

以上であります。

○新垣新委員 安慶名代表監査委員から指導・助言をお願いしたいんですけど、企業で言えば、朝、朝礼をします。ミーティングをします。会社に対する連絡、報告、相談、報連相を組織でやります。今の企業は頑張ろう三唱もします。ミスはあるもの。しかしミスをなくそうという形で会社の利益が私たちの家族にも降りかかるよという形で、民間は危機的な考えがあります。この民間の経営的な発想と、民間のこの報連相という体制、朝のミーティング。そこから始まると思うんですけど、県において毎日そういったミーティングをやっているのでしょうか。民間の経営、発想を取り入れているのか、入っていないのか、お聞きしたいと思いますので、言える範囲でお願いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 県においては、たくさんの所属がありますので、そこには一番小さい単位としては課がございます。所属長、課長の下で、様々な課の運営マネジメントをしていると思いますので、今委員がおっしゃるような内容のことを、どのような形で具体的に、それぞれがやっているかということまではちょっと把握はしてございませんけれども、通常どの所属においても、週の初め等はその課の幹部クラスが会議を持って、1週間の日程の確認をしたり、あるいは昨週末までのいろんな起きた事柄についての反省点というか、そういったものの課題を出し合って議論をして、今週また気を引き締めて頑張っていこうというようなことは、もう当然にどの課でもやっているものというふうに認識してございます。

○新垣新委員 最後に提言ですが、先ほど言った報告、連絡、相談、朝の朝礼、ミーティング等の徹底をぜひやっていけば、ミスは減っていくだろうと、

危機感を持ってぜひ頑張っていただければなど。県民はこの税金等のしわ寄せ、県民の本当に今怒りがあるということを強く危機感を持っていただきたいということを伝えて、私の質疑を終わります。頑張ってください。

以上です。

○國仲昌二委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 私のほうは、決算意見書の5ページですかね。特別会計の決算についてというところであります。今日の委員会は、決算審査意見についてと、それと会計管理者に関する質疑という形になっていますので、大まかなものを質疑をして、それで次は各部署、私の場合は土木環境委員会ですけども、それにおいて詳しく質疑をしていくという形になると思います。今日はその大まかなもので審査結果に対する質疑をしたいというふうに思っています。

まずこの宜野湾港整備事業特別会計、それと中城湾港（新港地区）整備事業特別会計ですね。これが前回の議会でも非常に問題になりました。それでなぜそういうふうになったのかというのをもう一度御説明願えますか。

○名渡山晶子会計管理者 今般の2つの特別会計における赤字ですけども、こちらについては歳入の過大計上であったり、チェックの漏れがあったというところで赤字状態になっているというところです。

出納事務局といたしましては、このことにつきましては、出納閉鎖後、令和5年6月2日でございますけれども、指定金融機関からの報告により赤字状態にあるということが分かったところです。

その後直ちに担当部局に対しまして情報提供を行うとともに、対策を講じることを継続して働きかけてきたというところで、要因といたしましては、やはり歳入の計上の計算ミス、チェック体制の漏れであったり、あと重要なことは、財務会計システムにおける数字、実収入額との照合が出納整理期間においてなされていなかったというところが大きな原因であったというふうに考えているところでございます。

○下地康教委員 赤字決算において重要な問題というのは、まず出納整理期間経過後に知事による専決処分を行って、予算措置が行われたというところなんですけども、これは全国的に見てどういうふうになっていますか。つまりこういう事態というのは、全国的に見てあるんですか。

○名渡山晶子会計管理者 国の行政実例というのがあって、こういった同じようなケースの質問に対す

る国の見解というのが示されているような事例集があるのですけれども、その中において、大分以前に、ある県においてそのような状況があって、質問がなされたということが示されているほか、県内においては、ある市町村のうちの1件が、そのような状態で、出納整理期間経過後に繰上充用がなされた例があるということで、把握している限りはこの2件でございます。

○下地康教委員 そういったことがあったというのはいつ頃のことですか。

○名渡山晶子会計管理者 その事例は昭和28年でございます。市町村における例は平成30年でございます。

○下地康教委員 県において、そういうことがあったというのが昭和28年ということですか。確認します。

○名渡山晶子会計管理者 起きたのは昭和26年の事例に対して、国の見解が事例として示されているのが、先ほど申し上げた年というところでございます。

○下地康教委員 国における事例があったということですが、これは市町村なんですか、それとも県ですか。

○名渡山晶子会計管理者 県で起きたことに対して、国に対して対処策を照会しまして、国から回答があったという例でございます。

○下地康教委員 私が聞きたいのは、そういった会計、出納整理期間以後不適切な処理があったということは、県においてのことなのか、市町村においてのことなのか。これが一番非常にポイントなんですね。というのは、やはり県というのは市町村に行政指導をしています。なので、県においてのこういった例が全国で起きているのかというようなことを僕は確認したいと。

○名渡山晶子会計管理者 今申し上げましたのは、どのように対処するかというようなこと、国への問合せ結果があるということでございまして、こういう赤字決算に至ってどうということは、申し訳ないです。把握していません。

○安慶名均代表監査委員 先ほどから会計管理者が申しあげている行政事例ですが、これは岩手県の昭和26年度一般会計決算において起きた事案でございます。

○下地康教委員 要は、県において出納整理期間経過後のそういった措置が行われたというのは岩手県の昭和26年度決算。これ昭和26年というのはかなり前ですよ。要するにそういうその前の事例があっ

た。それでそこにおいてやはり全国的にいろいろなシステムが改善されてきていると思うんですよ。そういう時代の流れの中で、ここ沖縄県に至って、こういう事例が発生したというのは、これ非常にゆゆしきことだというふうに思っているんですね。これがなぜそういうふうに起きたのかというのは説明を受けているんですけれども。実態として、そういうチェック体制というのが非常に不備であったというふうに考えるところです。

地方自治法では、出納整理期間経過後のこの予算措置というのは、これは適正、適法という理解でよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 この行政事例にも書かれているのでありますけれども、今回この赤字決算を処理するために行った繰上充用というのは、会計年度独立の原則の例外として、その赤字を処理するために認められた例外規定だと思います。これについては、出納閉鎖の前までに、出納整理期間中に行うべきものであって、この岩手の事例においては、12月に議会の議決を経て処理をしたという事案でございますので、時期を失して違法であるというような事例となっております。

○下地康教委員 要はですね、今回のケースは繰上充用を行ったと、これは地方自治法上適切だというふうに理解していいんですか。

○安慶名均代表監査委員 これについては行政事例においても、出納閉鎖後に、予算措置をして繰上充用を行うことは、時期を失して違法という事例が出てございますので、本県の、出納整理期間経過後に繰上充用を行った、この行政手続は地方自治法に照らして違法な手続というふうに思っております。

○下地康教委員 これ違法なんですよ。これ治癒したということになってはいますけれどもこれ違法です。だからその辺りを十分考えて、その会計処理をやっつけていかなければならないと。これ違法なことをやっているということは、県民に対しては、つまびらかに説明をして謝罪をするべきですよ。そういう意味では、しっかりとやはり行政当局が身をもって県民に対して真摯に向き合って、その謝罪をしていただきたいということと、その再発防止の面をしっかりと県民に示していただきたいというふうに思っています。

私の質疑は以上です。

○國仲昌二委員長 仲村家治委員。

○仲村家治委員 私は質問通告していませんので質問をしませんけれども、今下地委員がおっしゃって

いたように、これはもう異常事態で、違法な状態が続いて、決算特別委員会も年を越してですね。今この辺のことをやっていること自体がもう本当に大変な事態であると。また先ほど下地委員もありましたように、県民にこの事態をもうちょっと丁寧に説明をすべきだと考えておりますので、この辺の処置は監査委員の役目ではないかもしれないんですけども、あえて議事録に残しておきたいと思っておりますので、私のこの発言を重く受け止めてほしいなと思っております。

終わります。

○國仲昌二委員長 又吉清義委員。

○又吉清義委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

それで、皆さんから頂いた資料の沖縄県歳入歳出決算審査意見書というのがございます。これに基づいて行きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それではまた早めにはできるだけ、終わるように努力したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目にですね。この意見書の2ページの中でどういったことがあるかといいますと。

令和4年度の一般会計及び特別会計は、予算に計上された各般の事務事業についてはおおむね適正に執行されていた。しかし、一部に不適正な財政運営及び財務事務において、是正または改善を要する事項があった。今後の行財政運営等に当たっては、次の点に留意し、適切な措置を講じていただきたい、ということであります。その適切な措置を講じていただきたいというのは、これ皆さん、その指摘事項というのは、口頭でやるのか文書でやるのか、やらないのか、今までの経緯はどうなっているのかちょっとお伺いします。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書につきましては、これは地方自治法に基づきまして、まず知事は決算を監査委員の審査に付して、その監査委員の意見をつけて議会の認定に付すという一連の手続の中で、我々は審査意見書を作成しております。この審査意見書については、令和5年10月5日に審査に付されまして、11月21日に監査委員から直接知事に対して手交をいたしました。その際、私からその審査意見書の概要についても、説明をしたところでございます。

○又吉清義委員 そうするとこの指摘事項というのは、これをまとめて知事に直接言っていると理解していいわけですね。知事だけに行くのか各部署にも

行くのか。そのような経緯と流れは今までどのようになっていたか。ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書につきましては、11月21日に知事に手交をして、当然財政を総括している総務部長も同席をしておりますので、これは全庁的に周知されるものというふうを考えております。この定期監査の指摘結果、去年は61件あったということでありまして、今年度80件程度に上るという見込みという御説明をいたしましたけれども、この個別の指摘事項については、今月下旬にこういう冊子のような形にして、知事に提出をするという予定でございます。

○又吉清義委員 ですから、知事にこの意見書そのものの資料が行くんですか。指摘事項のより細かい部分も行くのか、この冊子そのものが知事に提示されるのか、これはどのようになっておりますか。

○安慶名均代表監査委員 知事には、直接この審査意見書、これを提出をしております。そのあと、定期監査の具体的な結果としての指摘内容、これについては、今月下旬に知事に手交をするということと予定をしております。

○又吉清義委員 あと1点確認させてください。要するに11月にその意見書をまとめて、知事に提出するのは11月後半になるんですか。12月初めになるんですか。

○安慶名均代表監査委員 すみません。ちょっと時間が前後しておりましたけれども、この決算書を我々は昨年10月5日に監査委員の審査に付されたので、これを審査をしまして、11月21日に知事に手交をしたということとでございます。定期監査の個別の指摘事項については、今月下旬に知事に提出をするということになってございます。

○又吉清義委員 だから、今回のこの監査を見てみるとですね、本当に皆さんも大変だなと。もう精一杯背伸びして、これ以上書けないというぐらいね、指摘がある分野をやっているのを書いてあるのは、本当にこれ知事部局はどのように受け止めているのかなと、非常に疑問で、ちょっとそれ確認する意味で聞いております。

それでは次。3ページに新沖縄行政プログラムが設定されているが、どのように指導しているのかということでお尋ねしたいんですが、これの3ページの新沖縄行政プログラムというのは上から13行目ぐらいからありますね。

県では、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に盛り

込まれた施策及び取組を着実に展開し、限りある行政資源の下で、持続可能な行政運営を構築するため、令和5年度から令和8年度まで実施期間とする、新沖縄県行政運営プログラムを、令和5年3月に策定しているということで、そのように行政運用しているかと思いますが、それについて監査との関係は、これに、のっとなってやっているのか。そういうのもまずやっていくのか。その辺は皆さんどのような把握をしているのか、お伺いします。

○安慶名均代表監査委員 監査委員は執行された県の事務、あるいは事業について、正否というか関係法令に基づいて適正になされているのかどうか、これを監査をして調べる。その結果、不適正な部分があれば、そこを具体的に指摘をして改善を求めるといったことが役割というふうに認識をしてございます。

この県が作成するこの新沖縄県行政運営プログラムをはじめ、この県の計画そのものについて、計画の段階で監査委員から直接言及するということは現在のところはそういうことをやってございません。

ただ、その結果に基づいて、事業が今後運営されていくと思いますので、その事業の結果については、この行政運営プログラムなども我々は参考にしながら、適正に事業がなされているのかどうか、あるいはこの予定した効果がしっかりと発現されているのかどうか、その辺りはまた監査の中で、確認をしていきたいと思いますが、そのプログラムの作成自体には直接関与はしてございません。

○又吉清義委員 なぜそういうことをお尋ねしたかという、これは去年の2月議会でもありましたように、当初のこの新沖縄行政運営プログラムを見たとき、御存じのとおり、議会でも取り上げました。びっくりしたのは何かといいますと、この沖縄県内部統制評価というのがありますね。重大な不備、そして、特に県及び県民に社会的、経済的不利益を生じさせることが懸念される不備というのがあります。これは当初の県のプログラムによると、令和5年度は3件、6年度も3件、7年度も2件、8年度も2件を行いますよと。そういう資料を作るものですから、それでいいんですかと。不備はゼロにするべきじゃないんですかと。

ですから、監査もこういうのを認めているのかなと、非常に疑問でならないものですから。指摘をされて、9月議会の資料でようやくこれがゼロで出てきたわけですよ。指摘をしなければ、沖縄県はこのような重大な不備をやっていきますよと。こんなの監査が認めていいのかなと。皆さん定期監査もある

中で、そういった関連もどのようになっているのかなと。内部的な不備というのが、御存じのとおり、今沖縄県で起きている事務整理の実態かと思えます。それについては、監査としては3月から9月まではどのような打合せがあったのか、なかったのか。それについて関連は何かございませんか。監査と行政との関係ですね。

○安慶名均代表監査委員 今委員が申し上げていることについては、私も議場で委員の質疑を確認をしたところでございます。当初は過去に3件、4件という不備があったということで、最高であった4件を捉えて、それを減少させるという意味で目標を3件にしたというような説明があったかと思うんですけども、やはり公務の遂行に当たって、これは特に重大な不備ということでありますので、その重大な不備については発生をゼロにするということが、当然の目標だというふうに思います。そういう質疑も受けて、その趣旨を踏まえて、最終の行政運営プログラムにおいては、目標値をゼロ件ということに見直したというふうな認識をしてございます。

以上です。

○又吉清義委員 これは監査に責任を迫及しておりませんから、気になさらないでください。せっかく監査がこんなにいい指摘をしているのに、県とのやり取りは本当にどういうふうになっているかなと。

そしてもう一点。やはり改正をしていくという県が意思表示をしたから、この改正をしていくという部分を我々議会で見ただことないんですよ。これ監査にも、具体的に知事からこういったところを監査して改善していきますとか、そういった文書ややり取りはあるんでしょうか、ないんでしょうか。皆さんから指摘事項を出して、是正してもらいたいと出して、その一方通行で終わりなのか。各部局でこういうふうにしてやりますと、そういった回答みたいなものがあるかどうか。

○安慶名均代表監査委員 定期監査で具体的に指摘をした事項については、指摘の後、各担当課から措置状況を提出をさせております。その措置状況には、今回その指摘に至った事案が発生した原因、理由と、そしてそれに対するその所属の意見と、その是正改善に向けての具体的な取組を提出をさせております。これについては、その内容についても、監査のほうと協議をして、ちゃんと公表できるような内容になっているのかしっかりと調整をした上で、我々はそれも措置状況として、後日、公表をしてございます。

この結果に基づいては、また翌年度の定期監査の際に、昨年度の指摘事項について、こういったような措置をすると、是正をする、改善の取組をするというような報告を受けておりますけれども、実際その処置が具体的に なされているのかどうか。翌年度の定期監査で確実にチェックをするという仕組みにしてございます。

以上です。

○又吉清義委員 できるだけやはり鉄は熱いうちに打てという言葉があるとおりですね、この監査の皆様、定期監査、法的なこの定期的なものがあるかと思えます。しかし今、県のこの事務処理に関しては、私はかなり緊急事態じゃないのかなと。その場合に、やはり監査の皆さんであり、職員であり、一致してどのようにこれが改善できるかですね。私は定期監査にこだわる必要があるかなと。さらによりチェックを厳しくすると。そして何が原因かと。これを是正するにはどうあるべきかということ、私は早急に立ち上げるべきことだと思うし、やはりそれが指摘できるのは監査の皆さんじゃないかなと思うんですよ。各部局は部局で、やっているかもしれませんが、しっかりそれは監視をする、監査をする、助言をするというのは、私は皆さんの立場じゃないかなと思うのですが、やはりそういった立場で、この今の緊急事態ですね、早めに是正するからには、監査の皆さんがもっとそのぐらい強く出てもいいのかなと思えますが、そこまではちょっと出づらいですか。どんなですか。

○安慶名均代表監査委員 監査としては定期監査ということで、これは地方自治法上年1回以上やらないといけないということになっています。ただ実質的にはどの県においても、年1回定期監査を実施するというのが現状でありますけれども、今の指摘事項についても、翌年度の定期監査でチェックするというふうに答弁しましたけれども、その間においてもですね、所属が作成した措置状況がちゃんとした措置になっているのかどうか、県民に対してしっかり説明ができるような改善策を考えられているのかどうかというのは、その監査と監査の間で、しっかりずっと継続して調整をしながら、定期監査の際に、具体的に同じような事案を起こしていないかどうかとか、そういうことを確認をしているということで、通年的にそういった作業は行っているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 本当に皆さんやっていることは私

も理解しております。ただし、今のこの進め方で、本来一日も早く改善してもらいたいのが本当にできるのかなと。なぜかという、こういった事例が発生したのは何も令和4年じゃなくて、令和3年度から発生しております。大きな指摘事項がされている中でも、皆さんが10月に監査を締めても、なおかつ、やはり期間中でも重要な指摘をしているのにもかかわらず、やはり9月、10月、11月とやっばり出てきてしまったと。出てきたものに関して、今回の意見書には全く反映されておりません。そうなった場合に、本当にこれでいいのかなと。この監査の皆さんがもっと強く出ても、私はよろしいかなと思うことで、そうしないと今の体質が直っていかないのかなと。職員も大変だと思いますよ、正直言って。どこに原因があるのかを、明確に我々も聞いたことがないし、皆さんもどこに原因があるのか、これはまだ明確でないかと思いますが、やはりそのような、事務に不備が生じること自体、どこに原因があるのか、具体的に県執行部から、こことここを改善することによってこう直るんだといった回答というものもありますか。

○安慶名均代表監査委員 この続発している重大な不備を含めて、多くの指摘が定期監査でも上がっているというところで、私たちとしても、非常に重要な問題だというふうな認識を持っております。そのために、今回の審査意見書でもですね、特にこの特別会計の決算については、意見書の中で項を特別に立ててですね。特別会計の決算について、しっかりと意見を述べさせていただいているところで、その中でも不適正な財政運営と強く指摘されるものであるということも言及をさせていただいております。

今の具体的な取組というところでございますけれども、審査意見書を手交した際に、知事からは財務に関する事務については、この全体で総点検を実施をして、リスク発現に至る根本的な要因をまず明らかにするという作業を行いますというところと、いま一度リスク管理の徹底と再発防止に向けた取組及び体制の強化を図り、全庁全職員を挙げて公務の遂行に対する信頼回復に努めるという発言がございまして、その中で具体的な取組として、内部統制の強化が求められているという状況を踏まえ、この会計事務に精通した人材の育成確保を図るという観点から、会計分野のエキスパート職員の指定を進めていくという新しい取組、それから、各部の主管課にこの内部統制を強力に推進する体制をつくるということで、担当の職員を増員をして配置をするというよ

うな執行体制の強化については、具体的な方針の説明を受けたところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 今の説明別に否定はしません。それでよろしいかと思えます。ただ私個人からすると、これ行政用語なんです。行政用語。

要するに具体的に会計、そして内部強化をしていく。具体的に何名を増員して、会計事務処理を月に何回、皆さんミーティングを開くのか。こういう具体性がどこを見ても全くないんです。だから行政用語と言っております。そうじゃなくて、今説明がありましたことは、県は具体的にどのように何回実行しておりますか。そういう説明とかありますか。それでやっている事例はありますか。

○安慶名均代表監査委員 ただいま説明をした具体的な今後の取組としての会計分野のエキスパート職員を指定をして、養成をしていくということと、各部主管課に内部統制の体制を補佐する職員を、これは現行の職員にその職務を新たに課すということではなくて、しっかり増員配置をして体制を強化するということは、しっかり新年度の定員配置をして取り組む内容でございますので、今後これが具体的に進められていくものと考えておりますし、私たちとしても、それがしっかりと所期の目的を果たすような具体的な取組になっていくのかどうか、ここは注視をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○又吉清義委員 これをしっかりと監視ができる、指摘ができるのは私は監査以外はないと思えます。ですから監査の皆さんそこまでしっかり中身まで突っ込んで頑張っていたらいいなと、ぜひお願いしたいんですよ。今みたいに強化していきます、いきまですで終わって、具体的に強化というのは年に1回やっても強化です。10回やっても強化です。やはり監査の皆さんが、しっかりとそれを監視をするというのが大事じゃないかなと。そのために監査もあるのかなと思えますので。やはりこの意見書においても具体的にこういうふうに行っていると。そこまでやればさらにまたお互いどうあるべきかも、非常に指摘しやすいのかなと思うところと、改善ができるかなということで、あえて監査に頑張っていたらいいなということ、そこまで突っ込んで頑張ってくださいということ、ぜひエールを送ります。

そして次です。4ページの下から14行目にあるんですが、(3)の事業執行についてですけど、新型コロナウイルス感染症の感染動向や資材調達動向等

に留意しつつ、事業の執行に当たっては、事業効果が早期に発現されるよう工事等の早期発注、執行管理の徹底、関係機関との十分な調整などにより、執行率を向上させ、繰越額、不用額の圧縮に努めていただきたいとある中で、やはりちょっと気になるのが、県立病院でもコロナの病床関係の返還金が出ました。これは御存じだと思います。そしてそこで終わるかと思ったら、またあと1か所出てしまった。そしてまた、民間病院でもこれが出てしまったと。それについては、国から頂いたこの臨時交付金なり、創生交付金なり、それが今出ている状態だと私は確信しております。しかし残念なことに、まだ具体的に幾ら返金されるのか、まだトータルは議会に示されていないものと私は思っておりますが、それについて皆さん代表監査としてどのように把握をしておられるかというのをちょっとお伺いします。

○安慶名均代表監査委員 今、委員の御指摘の交付金の県立病院における返還の件については、私も病院ごとに見たときに、額に大きな違いがあったり、当初の自主的なチェックから再度のチェックをしたときに大きく変動した病院があったり、変動しない病院があったりというところで、各県立病院によっても、ちょっと状況が違っているというところが非常に気になったものですから、本庁の委員監査の際に、病院事業局長を含めてですね、幹部の皆様にもその辺のところの確認をいたしました。各病院間、あるいは各病院と本庁との間のいろんな連携体制とか、その調整の体制、同じ交付金に対して、各病院での結果が異なっているということについても、統一した処理がなされていないのではないかなというように考えたものですから、本庁監査でもこの件については、しっかりと質疑をしたところでございます。

最終的な返還についての確定的なところは、ちょっと今承知をしておりますけれども、補正予算でその返還金については、予算が計上されて、議決をされたということは記憶をしております。ちょっとその後の執行については、私のほうではまだ承知をしております。

以上です。

○又吉清義委員 何も監査の責任ではありません。非常に私理解できないのが、監査の立場から、ちょっとどのような判断するか分からないものですから。令和2年度、令和3年度で病床費に対しての返還金が出てしまった。そしてそれだけでしっかりと終わればよかったんですが、令和4年度もあったという

ことがあったと思います。令和4年度もあるということ、今我々は令和4年度の決算を審議しているわけです。それがまだ明確でない段階で、これは答えを出すのはいかなるものかなど。この辺が非常に分からないし、まだいまだに議会に、民間病院であり、県立病院の返還金が幾らかは、精査中であり、明確な答えはなかったと思いますが、これは皆さんはここには明確な答えがあったということでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 この返還金については、令和2年度分と令和3年度分の内容について、令和4年度に点検をしたところ、過大申請が判明したところで、これについては、令和5年度に返還するよという国の方針が示されたところで、令和5年度の当初予算に計上されているというところのようでございますが、今現時点でどのように執行したかというのは、ちょっと今、私のほうでは確認はしてございません。

○又吉清義委員 ぜひですね、令和4年度もあったということで報告を受けた記憶があるものですから、実際うるま市の県立病院も、あと一つの県立病院も返還金が出てしまったと。これはまだまだ十分精査していなかったと思います。民間病院も3か所か5か所ぐらいあって、これもまだ十分精査されていないと。やはり国庫補助で頂く、臨時創生交付金で頂く、その頂いたお金で民間に回した予算だったかと思えます。ですから、この令和4年度の決算との関連をどのように理解したらいいのかなということ、あえて聞いているわけでございますが、今令和4年度のものに関して返還金があったかどうか、監査としてはまだ把握をしていないというふうに理解してよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 令和2年度、3年度分についても、これは全国的にそういった事案があるということで、全国的に調査を進めて、確定した数値について、令和5年度に返還をするというような手続になっているようでございます。令和4年度の交付金の受け入れた分について、仮にそういうことがあったとしても、令和4年度の決算としては、それは交付金は受け入れたということでございますので、決算の数字が変わることはありませんので、令和4年度の内容について、今私はちょっと承知をしておりますけれども、仮に令和4年度執行分についても返還があれば、金額の確定をして、国との調整の上で、令和5年度、あるいは令和6年度に返還ということになるかと思えます。決算としては、もうそ

こは歳入の受入れということで確定ということでございますので、決算に影響することはないと思えますけれども、今後どのような形で返還があるのかどうか、あるいはどのような形で返還をするのかどうか、これについては監査としても注視をしていきたいと思えます。

以上です。

○又吉清義委員 別の角度からちょっとお聞きいたしますけれども、令和2年度、令和3年度に返還金があったのは事実であると。しかし、令和2年度、令和3年度の決算はオーケー、よろしかったと、我々議会としても認めております。これは、返還金があったという事実があるということが今事実でございます。これ決算の考え方としてこれはどうなるんですか。これは正しかったのか、正しくなかったのか。いやいや決算というのは、縮めて出てきたら、毎年修正できるものだというように仮定しているのか。監査の立場としてどのように理解しておられますか。

○安慶名均代表監査委員 これに限らずその時点の手続として、適正に手続に沿って執行して、それについて国もそれで受け入れて、執行としては一応完了はしておりますので、その年度の決算としては、適正とまではちょっと言いにくいのですが、決算としては成り立っているものと思えます。その後、こういった事案について、そういう、あるいは病床のいろんな単価の取り違いとか、適用の誤りだったかと思えますけれども、そういった適正でないような処理が、全国的にこの制度の中であったということで、事後にそういった再点検をして、それに適用する部分については、後日返還を求めるとい、それは一連の適正な事務処理として行われたものというふうに理解をしております。

○又吉清義委員 うまくなかなか理解しづらいんですが、ですからそれに実際こういうのがある自体を監査の立場でどういうふうに判断すればいいのかなというのが、いまいち我々も議会として、この監査は正しかったと認めるべきなのか、いやこれは間違いですと認めるべきなのか。その辺が非常に認定をするべきであるのか、ないのかですね。非常にちょっと微妙なところですので、それで今監査の立場をお聞きしておりますが、いま一度明確じゃないんですが、いいです。また次に、移させてもらいます。

次、5ページ2行目のほうですね。財務に関する事務についてなのですが、これ具体的にもう一度説明願いたいんですが、建設工事等の設計積算において、積算額を過大に算出していた事案、これは分か

ります。県の施設を長期間無許可で使用していた者に対し使用料相当額の損害賠償金の請求を怠っていた事案などがありますが、これどのようなことなんですかと思ってですね。どこで、長期というのはどのぐらいなのか、金額にして幾らなのか、具体的に説明していただけますか。

○安慶名均代表監査委員 この審査意見書に記載をしている事案でございますけれども、これは平成29年11月から約4年間、金武湾港の金武湾地区、金武地区において、県から許可を受けることなく、港湾施設用地を使用していたものでございます。令和3年10月に北部土木事務所が無許可で使用されていることを確認をして、翌年令和4年11月に無許可使用期間に係る使用料相当額の損害賠償金を請求して、納付された事案でございます。請求額が約480万円でございます。この期間というのは、県がこの無許可使用を確認するまでに約4年。無許可使用を確認してから損害賠償を請求するまでに約1年を要していたということで、我々としては、財産の管理、あるいは財務事務の執行面で非常に問題があった事案という認識でございますので、審査意見書に特記をしたところでございます。

○又吉清義委員 このような行政ミスが令和4年度に発生していたということですね。もう令和6年になっていますが、令和5年度にはそれに気づかなかったものですから、それがあって、これを令和4年度に修正したというふうに理解してよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 事案の発端は、平成29年11月からでありますけれども、無許可使用を確認して、使用料に相当する損害賠償金を請求したのが、請求して納付されたのが令和4年11月ということで、令和4年決算の中で、歳入があったということで、この令和4年度の審査意見書に記載をしたところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 本当に監査の皆さんには感謝申し上げます。だから、県のこの不適正事案で、これも載っていないものですから、これ県は分かっているといったのをまだ議会には報告していないということになるのかなと思ってですね。数字の中に入ってしまう分からないものですから、近年発生した重大な不適正事業等というのがありますけれど、県の報告書にこういうものがないものですから、再度確認します。令和4年度10月でこれは解消済みとして、このように納付がされていたということで理解してよろしいわけですね。

○安慶名均代表監査委員 この事案について実は令和4年11月に住民監査請求がございました。住民監査請求がありましたので、地方自治法の第242条第3項の規定に基づきまして、監査委員から議会に対し、その請求の要旨を通知をしております。

住民監査請求があった場合には、その請求の要旨を議長宛てに通知をするという法律の決まりがありますので、これに基づいて通知をして、令和4年11月議会の開会日に、これは議長から諸般の報告として、議員の皆様にも報告をされているという事案でございます。使用料相当額の損害賠償請求をして、所要額が納付をされてございますので、事案としては解決をしたということでございます。

以上です。

○又吉清義委員 次に進めさせてもらいます。4ページにあります、財務に関する事務についてなんですが、リスクの発現を未然に防止できる体制を構築していただきたいということなんですが、これは具体的に誰に指示、どのような返事が来たかというのは、全部こういったのも指示するということは、全部知事にしか指示はしないのか、やはり関係部局にはそういったことはやるのか、やらないのか。これは知事に言ったって、財務のことは私は分かりっこないかと思えます。担当部局とじかに話をしたほうが非常に早いかと思えますが、こういった財務、事務については、そういった部局とかとお話しとか、どういうふうになっていますか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書につきましては、知事に公開の場でその概要を説明して、提出をしております。当然その場には、総務部長もおりますので、知事から発言のあった、いろんな取組については、総務部長の下で、全庁挙げて取り込まれるものというふうに考えておりますし、また審査意見書については、各部局へも知事へ提出した後ですね。監査委員事務局から発送をしております。

以上でございます。

○又吉清義委員 審査意見書に関しては、もう別にどうのこうの言いません。知事に出した後は、知事が意識するのかもしれないのか、これも本人次第ですので、そこに危機意識を持たなければ、はい、ありがとうございましたと受け取ってそれで終わりかと思えます。これが今の現状じゃないのかなと。令和3年度からこのように61件あったのが、85件も逆に右上がりになってしまった。減っていくのだったら、それは反省の色もあるかと思うのですが、私からすると知事、本当に反省があるのかなと。

しかし一番大事なのは、事務方の皆さんがしっかりすることによって、県民に負担をかけない、迷惑をかけないと。これが一番大事じゃないかなと思うんですよ。やはり知事にもそれを出す前に、この事務方とも、私は大いに詰めるべきだと思うのですが、そのほうが改善策は早いかなと思うんですが、具体的には事務方と指摘事項を詰めるというのは、皆さんが監査の機会に、これまで何回ぐらいありましたか。

○安慶名均代表監査委員 各部局につきましては、審査意見書ができる前ではございますけれども、本庁の委員監査がございます。各部局ごとに部長から各所属長、課長まで、一堂に会して監査委員が4名で対応しておりますけれども、その際にですね、まだ確定したものではありませんけれども、定期監査で我々が確認した事案については、その中で指摘事項については、部長、各所属長に対して、重大なものについては質疑をしております。また、内部統制の結果のリスクを識別した内容であるとか、あるいはその発現したリスクであるとか、そういった内容についても、各部局単位に、状況は直接部長に質疑をしながら、それについての教育に取り組んでいただきたいと、あるいはその原因をしっかりと検証して、改善策を具体的に策定して取り組んでいただきたいということは、直接この部長、そしてまた各所属長である課長に、監査委員からしっかりとそれはお伝えをしているところでございます。

○又吉清義委員 本当に監査がどんなに指摘しても、執行部の皆さん方が変えない限り、これは直らない体質になったのかなというのはちょっと残念ですが、そうであってほしくないためにも、改善するためにも、やはり監査の皆様の立ち位置が大変重要かなと思うんですよ。ですから5ページの下から10行目にあります。不適正な財政運営と強く指摘されるものであり、重く受け止めていただきたいと。もう監査の皆様が、こういう重く受け止めていただきたいということでは、普通ではないかなと思うんですよ。これ代表監査として重く受け止めていただきたいという本音は、やはりずばりどのようなことでしょうかということ。もう重く受け止めていただきたいというのは普通じゃないですよ。本音でいいかと思えます。我々も議会として、やはり知事には重くしっかりと物を申さないといけないし、体質改善をするためには、大変重要なことだと思います。

○安慶名均代表監査委員 意見書の5ページの今委員が読み上げていただいた部分については、特別会計の決算について記述をしたところでございます。

やはり今回の特別会計の赤字決算についてはですね、収支実績の確認が不十分であったこと、それから地方自治法の要求する期間内に繰上充用を行わなかったこと、さらには発覚後、その前後措置の検討に、やはり10月の繰上充用というところでは、時間を要したというふうに我々認識をしております、行政実例の中でも、この期間を超えた後の繰上充用は時期を失し、違法であるというところですけども、その善後措置としては、繰上充用を法の要求する期間内に行わなかった責任を問うことができるのみであるというような事例にもございますので、これも踏まえて、今回の特別会計の赤字決算、その後の繰上充用に至る手続には、特に我々としては不適正な財政運営と強く指摘をせざるを得ないというところで、この事態を重く受け止めて二度とこのようなことがないように、取組を強化していただきたいという思いを込めて記述をしたところでございます。

以上です

○又吉清義委員 監査の気持ちは、事の重大さはよく理解できます。先ほど下地委員からもありました。この繰上充用が最初にあったのが、先ほどの説明では、昭和26年であって、そして次沖縄県であったと。いかに大変なことであるか。違法であるか。しかし残念だけど、これ謝罪なんかないですよ。本当に重く受け止めているのかなと。そういった監査の皆さん、私はもっと強く出るべきだと思いますが、事の重大性を本当に理解しているのかなと。全国で2例目ですよ。こんな不名誉なものを、あっちゃならないことがある。しかし皆さんもそれを十分指摘するのに関しても、この知事の姿勢、これでいいのかなと、強く指摘しますので、やはり今後監査ですね、もっと私は強く出るべきだと思います。そうしないと、今の体質本当に直るのかなと危惧をしておりますので、そういうのを強く指摘しておきます。

あと少しだけ。まずですね、基金についてなんですけど、65ページに基金のほうを書いてあるのですが、この基金のほうで、少し残念なのが本来ならば財源であり、こういったものは、他府県であり、九州各県であり、そして日本全国とか、平均とか、財政運営に関して比較検討とかがよく掲載されます。しかし、今回全くこれがされておられません。もちろん貯蓄があることは、財政調整基金であり、減債基金であり、たくさんあることは非常にいいことなんですけど、しかし、お互い今は何をするべきかということで、全国との比較検討、九州との比較検討も出すと、やはり財源はどうあるべきか、経済に向けどうある

べきか、非常に分かりやすいかと思えます。この我が沖縄県のこの減債基金と財政調整基金は九州8県ではどのようになっておりますか。細かいのはいりませんから分かる範囲でよろしいですよ。

○安慶名均代表監査委員 全国、九州平均との比較では、財政調整基金と減債基金の2つを合計した数字がちょっと今ございますけれども、この財調と減債基金の合計残高が本県が872億円でございます。全国平均が816億円、九州平均が528億円ということでございまして、安定的な財政運営を確保して、県民サービスを維持するとともに、緊急の事態、あるいは想定外への備えとしては、一定程度、対応が可能な額は保有しているものというふうに認識をしております。

この基金を今委員がおっしゃるように、どれだけのどのような事業に投入していくかということについてはですね、ここはもう執行部の政策判断、あるいは財政運営の判断によるものというふうに考えておりました、そういう意味で、この基金の金額については、法令上あるいは客観的なまたいろんな指標でどのぐらいが適切かどうかというようなことについての基準はございませんので、それぞれの団体の財政運営上の政策判断というふうな理解をしております。

以上です。

○又吉清義委員 別に今の答弁を否定はいたしませんよ。将来的に備えてたくさんあることはいいことです。ただしかし、2019年以降は沖縄県は九州で常に1位、2位の座でしたか。むしろ最下位だったんじゃないですか。どんなですか。お分かりでしたら。もし分からなかったらいいですよ。

○安慶名均代表監査委員 すみません、九州で何位かどうかの正確なことはちょっと今手元にはございませんけれども、先ほど申し上げたとおり、九州平均528億円は大きく上回る残高ということがございます。ただこの中には、先ほど申し上げた交付税の税収の上振れ分として多く入った部分についての今後の精算分とか、そういった対応分が含まれてございますので、なかなか九州での平均を見ながら、どの金額が妥当な金額かどうかということについては、監査の立場からはちょっとお答えは難しいところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 いいです、妥当云々じゃなくてですね、やはりそういうのを急に我が沖縄県、2年前から基金がうなぎ登りに非常によくたまってきたと。

これいいことではあるのですが、しかし他府県は減り始めてきた。その違いが何かをですね、そういった比較検討もすることによって、やはりコロナ禍により、県民の生活であり、経済であり、非常に苦しい状況からすると、他府県は事業に吐き出す手法に変わったのかなと私は思うものですから。だから沖縄県の財源の使い方もですね、やはりためることは否定はしません。しかし、いかに県民の生活、経済、これに向けて財源を吐き出すかということのも大事かと思えます。いきなり沖縄県が増えてきた、急に変わったものに関しては、ぜひ他府県との比較検討の意見もお願いしたいなということをあえて添えて、終わらせていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○國仲昌二委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

末松文信委員。

○末松文信委員 それでは、資料は決算審査意見書の中から、11ページですけれども、翌年度繰越しとそれから事故繰越しについて伺います。翌年度繰越額は、書いてあるように852億円。そして事故繰越額が前年度比で95.8%増ということで、23億円となっております。この事故繰越しについては、事業性質上最後の繰越しだというふうに認識しておりますけれども、この前年度の12億円の事故繰越事業費ですね、これは現在どういうふうになっているのか。事故繰越しですから、全て執行されたというふうに認識しますけれども、実際はどうなっているのかちょっと伺いたいと思えます。

○安慶名均代表監査委員 繰越額につきましては、今委員がおっしゃるとおり、事故繰越しは約23億5000万円で、これは前年度に比べて11億5000万円、95.8%増加をしております。まず内容についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、あるいは医療非常事態宣言の発令等の影響によって作業員の確保であるとか、資材調達、機器の納品が困難となったことなどで、今回繰越額が大きく増えた理由の一つかなと思ってございます。繰り越した事業の一つ一つの進捗状況につきましては、これは8月に本庁委員監査をした際に、繰越事業がしっかり進捗しているかどうかということは、私から事故繰越しを持っている各部長に確認をして、滞りなく進捗をしているという状況の確認は取ってご

ございますけれども、今現時点で、それぞれの事業が完了したかどうかというところまでは、現在把握をしてございません。

○末松文信委員 なぜこれを聞くかといいますと、事故繰越しとなるとそれ以上繰越しが利かないので、その事業執行がなされなかったものを不用額として出ているのか、その辺ちょっと確認したいわけですね。

○安慶名均代表監査委員 繰り越した事業につきましては、明許繰越しをして事故繰越しの理由が立つ場合には、事故繰越しをして、3年間の事業ということになるかと思っておりますけれども、繰り越した補助事業が完了できずに、不用ということになると、これはもう補助金を受け入れることができなくなるかと思っておりますので、そこはしっかり実施はされるものと思っておりますし、これまで私の知る限りではそういった事案は承知をしております。

以上です。

○末松文信委員 それでは、土木環境委員会のほうでちょっと聞いていただきたいんですけども、そういった関連の事業でですね。事故繰越しは本当は行政の中であっちゃいけないような中身なんですけれども、これがこんなにたくさんあるというのは、大変疑問に感じるものですから伺いました。

次に13ページの不用額についてでありますけれども、この不用額は367億円ということで、前年度より17億円減少したとはいえですね、依然として高い水準にあるというふうに思っております。その原因について伺いたいと思います。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の一般会計における不用額は委員がおっしゃいましたとおりの金額367億円余りになっておりますが、主な内容といたしましては、衛生費が134億6773万7007円、商工費が58億9183万8014円、民生費が39億8610万5987円となっております。主な内容ですけれども、衛生費のほうで言いますと、ワクチン・検査パッケージ等の活用促進事業が感染状況等を見た対応になったということでの不用、あるいは商工費で言いますと、G o T o おきなわキャンペーン事業の国の実施が計画変更になったというところでの不用、そしてうちなーんちゅ応援プロジェクトに関しましては、令和4年度は新たな協力要請がなかったというところでの不用などが生じたということで、実績が見込みよりも少なかったことが要因となっているというふうに聞いています。

○末松文信委員 商工労働費もそうですけれども、

このコロナ禍の中で大変厳しい経済状況の中にあつてですね、こういった類いのものが、不用に出ているということはちょっと考えられない事象だなど思っております。要請がなかったといえども、そういったものを喚起して、やっぱり執行するべきではなかったかなというふうに思いましてお尋ねしました。

次に、24ページの国庫支出金についてであります。

これ予算現額が3730億円に対して、調定額が2941億円となっております。その差額は789億円となっております。その原因についてもちょっと伺います。

○安慶名均代表監査委員 予算現額と調定額に差が生じているのは、恐らく繰越事業で翌年度に繰越した分が年度内に歳入していない分があるのと、また多くの不用も出ておりますので、それに伴ってその事業実績の減ということで、国庫の受入額が減少したものの等々があるかと思っております。

以上です。

○末松文信委員 この国庫支出金については、毎年度ですね、暮れになると沖縄振興予算を最大限に確保しようということでも要請活動をやっております。そういう中で、予算現額というか、そういうものを積み上げてきたはずなんだけれども、どうしてその執行率がこれだけ悪いのかと。調定額というのは執行した分だけ調定されているわけですから、その差がとにかく大きいということでもあります。これについても、ぜひ監査委員のほうからも、御指摘いただければというふうに思っております。

次に、県債についても一緒に、27ページですね。これも予算現額が4530億円に対して、調定額は3220億円となっております。その差額は1310億円と非常に大きいですね。この県債の、いわゆる執行率が悪いというふうにも取れるんですけども、その原因についてちょっと伺います。

○安慶名均代表監査委員 県債の収入済額自体も、今回は305億円、前年度に比べて減少しておりますけれども、これらの内容は、臨時財政対策債が283億円減少したということで、これについては令和3年度はコロナの関係で税収の減収見込みということで、臨時財政対策債が大きく発行されたことの反動に伴っての大きな受入れの減ということになっております。

今御質問の予算現額と調定額との差は、土木費等で県債の予算額と調定額の差が大きいように見受けられますが、これは国庫事業の執行に伴って、応分の県債が発行されたものというような理解をしてご

ざいます。

○末松文信委員 今お話が出たのでちょっとお尋ねしたいんですが、この臨時財政対策債というのはどのぐらいの予算が措置されていて、どのぐらい使ったのかそれをちょっと分かれば教えてほしいです。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度の臨時財政対策債につきましては、当初予算では112億円計上してございましたけれども、補正で50億円減をして、現予算額としては62億円。これについて全額収入済みということになってございます。

○末松文信委員 そこで御意見を申し上げて終わりたいと思いますが、この翌年度繰越額といいですね、事故繰越額、そして不用額、これは非常に大きいと思っております。それで国庫支出金や県債の予算現額の調定額についても大差があります。これは監査委員としてですね、ぜひ具体的な指摘を行ってほしいというふうに思っております。これはお願いであります。なぜなら毎年ですね、先ほど申し上げましたように沖縄振興予算を要求して、満額を確保しようということで、経済界も、国会議員も、我々も含めて国庫要請に当たっているわけでありませけれども、そのような苦勞をして確保した振興予算が執行できないで不用額とするということについては、もうあってはならないというふうに思っております。毎年度同じような金額が不用額として計上されているということは、これは誠に残念だなというふうに思っております。このことについても、ぜひ御指摘をいただきたいというふうに思っております。

それで先ほど又吉委員からもお話がありましたけれども、この財調やその減債基金等について必要以上に確保するというよりは、やっぱり所得が全国最下位と言われている我が沖縄県の中で、県債も含めて、ぜひ精一杯活用していただいて、県民所得の向上に努めてほしいというふうに思います。これは指摘して、私の質疑を終わりたいと思います。

以上です。

○國仲昌二委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 私も質問取りへの調整をしていなかったのですが、今の話を聞いて少しだけ気になったものだから1点だけ、答えられる分だけで結構ですので、お答えいただきたいと思います。

今末松文信委員からもあった事故繰越しの件ですが、金額的には23億円ではあるんですけど、やっぱり前年度に比べて、2倍ぐらいに増えているということで、末松委員からもあったように、事故繰越しというのは特別な理由がないと行ってはいけ

ないものだと思いますので、これが増えているということは少し気になったので、ちょっと聞こうと思いました。これはさっきの説明では、金額等々あったんですけども、件数についての報告がなかったと思うのですが、もし件数がお分かりであれば、教えていただきたいんですけども。もし資料がなければ結構です。分かればいいです。

○安慶名均代表監査委員 事故繰越しについては、金額等でしか把握をしてございませんので、申し訳ありません。

○山里将雄委員 分かりました。

件数もある程度増えているのかなというふうに、予想はするのですが、

この繰越しの理由なんですけれども、ここに挙げられているけれども、これも事故繰越しと一般明許繰越しの区別はないんですけども、先ほどいわゆるコロナ関連の影響といいますか、そういうものも繰越しの要因になっているというふうなお話があったと思うんですけども、この事故繰越しにおいて2倍ぐらいに増えているわけですから、コロナが関連して事故繰越しになってしまったというような案件はあったのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 事故繰越しの主な理由として挙げられておりますのが、この新型コロナウイルス感染症の感染拡大、あるいは医療非常事態宣言発令等の影響によりまして、作業員の確保、あるいは資材調達、機器の納品等が大幅に遅れた、困難となったというようなことが一つの大きな理由となっております。またそれ以外には、この支持地盤が想定よりも深いところにあるということが発覚をして、土工事に不測の日数を要したことであるとか、あるいは市町村の大型水槽車の整備について、予定していたベースとなる車両が出荷停止になったというようなことが、理由として挙げられておりまして、今回事故繰越しが昨年より増えている理由としては、従来にないコロナ関係を理由とする事故繰越しがあったということも一因というふうに考えております。

○山里将雄委員 分かりました。

先ほど言ったようにあんまり事故繰越しというのは、本当にやむを得ない理由じゃない限りは行ってはいけないものだというふうに思っていますので、今回そのコロナの関連だということは確認させていただきました。

以上です。

○國仲昌二委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 それでは監査意見のほうから、よろしくをお願いします。

まず2ページの行財政運営について書かれていますが、自主財源割合が前年度より6.5ポイント高くなっていますね。また経常収支比率においては、これは上昇しています。そこでお伺いしたいのが、沖縄県の財政の健全化についてどのようにお考えでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

沖縄県は、全国あるいは九州平均に比べまして、この実質公債費比率、あるいは将来負担比率、並びにその県債残高が低くなっております。また地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率についても、いずれも早期健全化基準を下回っているということと、財政調整基金等の残高などを考慮しますと、堅実な財政運営が行われている状況にあるというふうに考えております。

ただ、自主財源比率が昨年度より上昇、改善しておりますけれども、まだまだ自主財源比率も、財政力指数も、全国、九州平均に比べて低く、依然として地方交付税や国庫支出金など、国の地方財政制度、地方財政対策の動向が大きく影響する脆弱な財政構造ということも言えるかと思えます。

そういう意味で、今後の社会保障関係費等の義務的経費の伸びであるとか、あるいは県有施設の老朽化、防災減災対策に伴う投資的経費の増加が見込まれるということと、さらにコロナ関連についても今後もいろんな対策、あるいは支援等の取組、それから世界情勢を踏まえた動向にも注視する必要があると思っておりますので、今のところ堅実な財政運営が行われているというふうには考えますが、今後の財政運営はやはり慎重に行う必要があると考えております。

○当山勝利委員 ありがとうございます。

次の3ページのほうですね、財政調整基金など主要3基金についてですけれども、ここに書かれていますように前年度と比較して積み増しがされています。この令和4年度末の残高額について監査の意見をお伺いします。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度末の主要3基金の現在高は、意見書にも書いてございますが、約1103億円ということで、前年度に比べまして356億円増加をしてございます。財政調整基金については、経済事情の変動等による年度間の財源の不均衡を調整するとともに、不時の支出増に対応するため、また減債基金については、県債の償還に必要な財源を

確保するため、県有施設整備基金につきましては、県有施設の設定資金に充てるために積み立てているものということでございます。それぞれの設置目的を踏まえて、年度間の財源調整、あるいは将来の負担、県有施設の老朽化等による更新需要などを勘案して、所要の基金残高が確保されているというふうに考えてございます。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

必要である金額はある程度あるというふうな理解でよろしいんですか。

○安慶名均代表監査委員 この残高の中には、交付税等の増えた分の精算分であるとか、あるいは国から通知のあった将来負担に備えて減債基金に95億円を積み増すようにというような、全国的な通知に対応した分も含まれておりますので、それも含めて——どの額が適正とはちょっと言えませんが、ある程度必要な額は今確保しているのかなというふうに考えてございます。

○当山勝利委員 分かりました。

次伺います。財政基盤強化のために監査意見として経費節減や効率的・効果的な事業執行を努めるように提言されています。執行部の取組についてどのような説明を受けていますか。お伺いします。

○安慶名均代表監査委員 本県において、自主的、自立的な行財政運営を推進する観点からは、この自主財源の確保や効率的・効果的な事業執行に努めることは重要な課題だというふうに考えております。財政基盤の強化を図る取組として、県税収入の確保、あるいは収入未済額の縮減、使用料・手数料の見直し、未利用地の貸付けまたは売払いなど、県有財産の有効活用などを図る必要があるかと思えます。また予算計上時の所要経費の見積りの精度を高め、事業の進捗状況を的確に把握をして、必要に応じて減額補正もするなど、経費節減や、効率的な事業執行に努めていただきたいというふうに意見を申し上げたところでございます。

この決算審査意見書の手交の際に、知事からは執行面においては事業効果が早期に発現できるよう執行管理を徹底をし、繰越額、不用額の圧縮に努めたいという旨の発言がございました。

○当山勝利委員 先ほども指摘がありましたけれども、そういうことも一応指摘されているということですので、分かりました。

あとですね、その次の部分なんですけど、産業振興による安定的な税源の涵養を提言されていますが、

この安定的な税源の涵養について執行部からはどのように説明を受けていますか。

○安慶名均代表監査委員 自主財源の確保は重要な課題でありますけれども、やはりこのいろんな県税の徴収であるとか、あるいは収入未済等々、既存の取組の強化、これは様々な観点から財政基盤の強化を図るために必要かと思っておりますけれども、やはり中長期的には本県経済の活性化に結びつく、これまで一括交付金を活用した様々な産業振興施策が取り組まれていますけれども、それらの推進によって、やはり将来の安定的な税源の涵養、税収増につながるような環境整備を図っていくことが重要であるということから、審査意見書でその旨意見をしたところでございます。

直接この件に関しての発言は、特に受けておりませんけれども、県においては、この間一括交付金を活用して、リーディング産業である観光産業のほか、情報通信関連産業であるとか、臨空・臨港型産業などの産業振興施策について、集中的、戦略的に取り組むことによって、安定的な税収の確保に取り組んでいるものというふうな認識を持っております。

○当山勝利委員 分かりました。ありがとうございます。

あとその下のほうなんですけれども、コロナに関してコロナ禍で明らかになった課題への対応や新たに導入した取組の定着とあります。そこに書かれている課題とは何なのか、また新たに導入した取組とは何なのか、ちょっと教えていただきたい。それと同時に監査の皆さんは何をゴールにこのような提言をされているのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

県は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命、健康を守るため、医療、検査、予防、あるいは水際対策、相談、広報など、様々な感染拡大防止対策を実施するとともに、感染症の影響で打撃を受けた県民の生活、介護、保育、学校教育等の社会的な機能、あるいは経済活動を支えるため、様々な取組、支援策を実施をしてきたところであります。その中で明らかになった課題として、感染症に係る国の支援策が縮小、廃止されていく見込みの中で、やはり必要な医療を確保していくことがまず第一でありますけれども、それ以外にも課題として、感染拡大防止を図るためのゾーニングがなかなか困難であった病院の施設構造であるとか、あるいは衛生用資材の備蓄、感染症に関する専門人材の養成、感染に不安がある方への相談や検査体制、それから高齢者施設

への指導及びその施設への医療の確保、あるいは生活困窮者への支援、いまだコロナ禍の影響が残る事業者、あるいはこの景気回復に伴って、人手不足で困っている事業者等への支援、沖縄県人口の減少など、やはり今後、解決を図るべき課題、あるいは支援の継続を検討すべき課題があると考えておまして、その対応が求められているということについて、意見を述べさせていただいたところであります。

それから新たな取組として、このコロナ禍の中で新たに導入、あるいはまた加速をした取組として、リモート会議、あるいはテレワーク、時差通勤、オンライン学習、オンラインによる公的な申請手続、それから膨大なデータ入力を自動処理する技術の導入であるとか、入院調整を図ったオーキヤシステムであるとか、いろんな取組がございました。これらの取組の中で、平時において、あるいはまた類似の業務において活用が可能なものについては、やはりその普及、推進、定着を図り、行政サービスのデジタル化であるとか、あるいはそのデジタル技術の活用による業務の効率化、県民サービスの向上等々を進展、加速させる必要があるという監査委員の認識の下にそういう記述をさせていただいております。

ただ、この施策の成果目標、ゴールということまで定めて所見を述べたものではございません。

○当山勝利委員 分かりました。

そういう改善であったり、対応であったりが認められて、そういう記述になったということですね。了解いたしました。

あと、引き続きですねウイズコロナ・ポストコロナという記述のところがあられるのですけれども、行政課題への対応をするために財源確保の指摘があります。その行政課題とは何なんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 ここで申し上げているのは、先ほど御説明した内容を受けております。行政課題というのは、先ほど申し上げたコロナ禍で明らかとなった課題であるとか、新たに導入した取組の定着を図るためには、必要な財源の確保が重要であるということの認識からそういう所見を述べさせていただいたところでございます。

○当山勝利委員 これに関して財源を求めるということで、皆様方は御提言されたというふうに理解しますけれども、執行部側はそれを受け取ってどう対応されるのか。分からなければいいんですけど、引き続きまた皆様方としてはそういうことを求められていくのか、どうなんでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書は、11月に知

事に提出をしたところでありますので、これを受けての具体的な動きというまでは、今把握をしてごさいませんが、県においては、このコロナを経て後のですね、いろんな施策を実現するための課題で、新たな制度の導入であるとか、財源措置であるとか、国に求める必要があるもの、そういったことについては、今検討されているというふうに認識をしております。

○当山勝利委員 分かりました。

下の収入未済額のほうに移りませうけれども、この一般会計の収入未済額について伺います。個人県民税において、新型コロナ関連の協力金により課税対象者が増加したことで収入未済額が増加したとありますが、ちょっとこの件について説明を求めます。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

個人県民税の収入未済額は、約14億8000万円で、これ前年度より約1億8000万円、13.6%増加しております。その要因として、聞き取りをしてごさいませうけれども、新型コロナ関連の給付金等の受給により、個人県民税の課税対象者が増加をしたということで、調定額が前年度より約22億4000万円増加をしたところでありませうけれども、一時的な増収であったということで、調定額ほど翌年度の収入済額が伸びておらず、その増加は約20億6000万円にとどまったということで、結果としてその差額に相当する額が、収入未済ということになったというような説明を受けたところでごさいませう。

○当山勝利委員 結局、協力金を得ることによって収入が増えて、税が増えてそれが払えなくて、そのようになったという解釈でよろしいですか。

○安慶名均代表監査委員 納税者数として、令和4年度は令和3年度に比べて、4599人増えたということでごさいませう。今委員がおっしゃるように、収入としては入ったけれども、これが毎年入ってくる収入ではありませんので、それが税の支払いに結びつかなかったという部分があったということだと思っております。

○当山勝利委員 分かりました。

ちょっとこれ以上聞いてもあれなので、次移ります。

法人事業税について伺いますが、収入未済額の理由として、仕入れコストや物価上昇の影響で業績不振があったとあります。価格に転嫁できずに事業者の業績が上がらなかつたということなんでしょうか。執行部側からこれについて何か伺っていますか。

○安慶名均代表監査委員 法人事業税の収入済額は

約319億1000万円で、これは前年度より1億8000万円、0.6%の減少ということでごさいませうが、これに対して収入未済額は2億8000万円で、前年度より1億6000万円、121.7%増加をしたところでありませう。この要因について、税当局から確認をしたところ、ウクライナ情勢や円安に伴う仕入れコストの上昇、物価上昇の影響などによる企業収益の減少によって、法人などの業績不振が挙げられると。加えまして、人手不足とか、競合相手の増加も理由として考えられるという旨の説明を受けてごさいませうが、直接的に今委員のおっしゃる、価格に転嫁できず、事業者の業績が上がらないということでは、特別に説明を受けてはごさいませう。

○当山勝利委員 分かりました。

いろいろな理由で、とにかく事業者の業績が上がらなかつたという説明だったということですね。

ちょっと次は飛ばして、3番の事業執行についてということで、4ページです。翌年度繰越額について先ほども指摘がありました。令和4年度852億円余りの繰越しがあります。毎年監査のほうであったり、総務さんであったり、ここら辺のことは指摘をさせていただいているのですが、今年も多くの繰越しが発生しています。監査意見としても、圧縮を求めていらつしやいますよね。まず意見として、圧縮を求めていらつしやる理由について伺います。

○安慶名均代表監査委員 一般会計の翌年度繰越額については、852億6000万円ということで、前年度より約137億円減少はしておりますけれども、依然として多額であるというふうにごさいませう。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染動向により執行に影響を受けた事業、あるいは同感染症の回復局面における世界的な資材の調達難、半導体の不足であるとか、価格高騰などによって、執行に影響を受けたという事業が多く含まれております。それから国の補正関連で繰越しが150億円ほどありますけれども、これも前年度に比べて約64億円増加をしているという状況でごさいませう。

監査委員としては、様々な事情がありますけれども、やはりその事業を予算化した目的に沿った需要効果が早期に発現されることが、住民サービスの向上、あるいはいろんな社会資本の整備につながるということでありませうので、やはり工事の早期発注、あるいは執行管理の徹底、関係機関との十分な調整などによって、執行率を向上させ、繰越額のさらなる圧縮に努めていただきたいという思いで意見を述べさせていただきます。

○当山勝利委員 分かりました。

監査のほうも同じ考えだとは思いますが、結局巨額の繰越しをするということは、その分の仕事は翌年度に回るだけで、業務の圧迫にしかならないと私は思っているんですね。ですので、そこら辺はまた監査のほうからもしっかりと指摘していただけたらと思います。

次に移ります。(4)の財務に関する事務について伺いますが、不適正な手続は令和3年度で61件あったということですので、そこはいいんですけれども、その中から2行目に、リスクの発現を未然に防止できる体制の構築を求めていらっしゃると思います。また実効性のある再発防止策というものを求めていらっしゃると思いますが、防止体制等再発防止策について監査としてはどのように考えていらっしゃるのか、もしくはどのように説明を受けているのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度におきましては、定期監査の中で、やはりこの必要な事務手続の漏れ及び不適正な事務処理などによりまして、収入、支出及び契約、財産や備品の管理等、基本的な事務処理などにおいて、沖縄県の財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られたところがございます。

昨年度は61件ですが、今最終的な数字はまだ確定をしておりますが、令和4年度は先ほども答弁しましたけども80件程度になる見込みでございます。その主な要因としては、担当者の法令やその運用に関する知識や確認の不足、あるいは管理監督者のチェックや進捗管理の不徹底、組織内部の連携の不足などがあるかと思っております。あるいはそれらの複合的な要因で発生したものだということに認識をしております。それで各職員が財務関係法規等をしっかりと習得をして、それを遵守して職務を執行すると、それぞれの職責を適切に果たしていただきたいということと、また職員の個人の能力や経験にかかわらず、やはり事務を適正、効率的かつ効果的に遂行できるようにするためには、マニュアルであるとか、あるいはチェック体制の整備、これが大変重要だと思いますので、その辺の整備とか、そのための階層別の研修の充実など組織的な対応が必要であるということをお願いしているところでございます。

○当山勝利委員 分かりました。

毎年、法律が変わったり規則が変わったりするので、いろいろ職員の皆様方も対応は難しくなっているのかなと思っておりますけれども、監査のほうから

もししっかりとそこら辺を指摘していただいて、またその指摘を実際に執行部側もきちんとやっているかどうかともチェックしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから次のページの一番上の4行目ですね。県の財政運営に影響を与えかねない事案が発生したという記述があります。上段にはいろいろな不適正な処理というようなものが書かれていますが、どのような影響を与えると考えられてこのような記述になったのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 令和4年度の財務事務については、定期監査の結果、多くの指摘もありましたけれども、特に令和4年度においてこの議会の議決を必要とする物品購入、あるいは債権放棄について、議会の議決を経ずに行っていた事案、あるいは2つの特別会計において、歳入が歳出に不足していた事案、国庫補助事業について必要な手続を漏らしていたため補助金を受けることができなかった事案なども発生をしております。これらの不適正な事務処理によりまして、議会の議決を経ない違法な契約、あるいは地方自治法が予定していない違法な赤字状態が一定期間継続したということは、やはり県行政の信頼を損ねるものというふうに考えておりますし、また適切に国庫補助金が受けられず、一般財源で補填をするということについては、その部分においては直接的に県の財政にも影響を与えたものというふうに考えております。

○当山勝利委員 これらの件は、先ほどあったリスク回避ですよ。しっかりそれをやっていくということをもう一度確認させられるかなと思います。

最後になりますけれども、不適切な事務処理が発生した場合、速やかに是正を求められたいという記述があります。監査報告に示されている不適切な事務処理において、速やかな是正ができたかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

定期監査での多くの指摘事項につきましては、これは措置状況の報告を求めて、その是正改善の状況を確認しております。ですので、これについてはその措置状況の確認の中で、法令等に基づきおおむね適正に是正をされているところというふうな認識を持っております。またこれについては、翌年度の定期監査においても、しっかり継続されているかどうかのチェックをさせていただいておりますが、特にこの重大な不備として認識をした2つの特別会計で歳入が歳出に不足していた事案と、金武湾港で県

の施設を長期間無許可で使用したものに対し、使用料相当額の損害賠償金の請求を怠っていた事案、これについてはいずれもその是正に多くの日数を要したということで、事案が発生してから適切な是正措置を取るのが遅れたものというふうな認識がございまして、そのような記述をしたところでございます。

○当山勝利委員 監査のほうから意見を執行部のほうにされて、執行部側としてはそれに対して、どのように今後対応していくというふうなことがありましたでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書の手交の際には、財務事務等についても知事から重く受け止めているというところで、その総点検を指示をしたところであるということ、あるいは執行状況についても、しっかりと執行管理をしながら、繰越額、不用額の圧縮に努めたいというような御発言がございました。そういう中で具体的な取組として、内部統制を強化するために各部の主管課に人を増やして、担当者を置いてしっかりと取り組むというところと、財務事務のエキスパートを養成するという意味でエキスパート職員の指定をするというような具体的な取組を新年度からスタートするというようなことを聞いてございます。

○当山勝利委員 分かりました。

以上で終わります。

○國仲昌二委員長 次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 よろしくお願ひします。

決算審査意見書のほうの3ページ。収入未済額と不納欠損処理についてです。先ほど当山委員のほうからもあったのですが、この県税の収入未済額について、もう少し詳細、内訳等についてお聞きしたいのですけれども、例えば個人県民税がどれだけなのかとか、法人事業税がどれだけなのか、この内訳のほうまでお願いできますか。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の一般会計における不納欠損額の内容についてですけれども、まず県税のほうで主なものを申し上げますと、個人県民税が8586万8908円、個人事業税が862万249円、自動車税が478万1619円となっております。

諸収入における不納欠損額の主なものは、都市モノレール建設事業資金の貸付金等の元利収入、こちらは令和4年度の議会のほうで、債権放棄の議決をいただいておりますけれども、そちらのほうで4917万7128円。あと生活保護費返還金や児童扶養手当返還金等の雑入において3785万9530円。これらが主な内容となっております。

○次呂久成崇委員 意見書のこの3ページのほうでもあるんですけども、この収入未済額の増加等には、新型コロナ関連の協力金とか、物価上昇の影響などの業績不振ということが理由として挙げられているんですけども、このコロナの協力金に関しては一時的なものだったので、またそれに合わせて今年度もそうなんですけれども、かなりこの物価上昇の影響というのが引き続きあるんじゃないかなというふうに考えられます。この意見書のほうにあるのですけれども、適正な債権処理ということなんですけれども、今の状況からすると、やはり今年度また来年度というふうに考えてもこの収入未済額とか不納欠損額というのは、さらに増加せざるを得ないというか、なかなか債権処理が難しいのではないかなというふうに、私は個人的に思うのですけれども、ちょっとそこの御意見というのをお聞きしたいなというふうに思います。

○安慶名均代表監査委員 収入未済額、あるいは不納欠損について、これ債権管理ということでございますけれども、やはり債権の管理についてはですね。債権を放置したまま時効を迎えることがないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え、あるいは債務の承認等、関係法令に基づく措置を的確に講ずることが必要だというふうに思っております。やむなく不納欠損として整理をするものについても、債権管理マニュアル等に基づく事務手続をしっかりと進めて、これは県民に対して説明責任が果たせるよう、適法性や債務者間の公平性を確保した上で、適切な債権管理に努めていただきたいというふうに思います。

今おっしゃったようなこのコロナ後の事情については、今年度もやはりその影響は一部というか、残るのかなというふうには思いますが、そういう中でもしっかりと債務者の実情も踏まえながら、適切な債権管理を行っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○次呂久成崇委員 やはりこの過年度の調定額というのは、今後もちよっと増額していくのかなというふうに私は感じているのですけれども。監査のほうからですね、実際に債権管理に対して、体制というところにまで言及というのはできるのでしょうか。徴収体制とか、債権管理、回収体制とか、そういうところまで言及というのはできるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 債権管理の体制については、今のところこの審査意見書においては直接的に

言及しておりませんが、やはり様々な環境の中でもしっかりと債権管理に努めていただきたいということで、債権管理については、やはり住民間の負担の公平性であるとか、あるいは法令等に基づくその適法性の確保であるとか、非常にそれは大事なところだと思います。ただ債務者のそれぞれの実情等も踏まえて、適切な対応をしていただきたいということを言及している中では、当然にそういった体制の整備も含めている趣旨ではございますけれども、直接言葉で体制整備という部分で言及は今のところはしてございません。

○次呂久成崇委員 この収入未済額について、やはりこれはもう全庁的にどうやって縮減していくかというのは、しっかり取り組んでいかないといけないのかなというふうに思うのですけれども。この収入未済額をいかに減少させていくか、そしてどうしてもこの税に関しては、処理ができない場合は、どうしても事業者もそうなんですけれど、個人的にも破産をしたりとかして、先ほども説明がありましたけれど、諸収入のほうで——例えば破産をしたりとか廃業したりという方が生活保護とか社会保障のところへ流れていくのですけれども、結局はそちらのほうでも不納欠損という形で、生活保護費なんかも返還金も含めて不納欠損というふうになってくる。これ一連に全部つながっていると思いますので、やはりこの全庁的に取り組むということでの意見というのを、私はもう少し体制づくりというのも含めて、しっかり監査のほうから言及していいのではないかなというふうに思いますので、今後ぜひそのほうも検討していただけたらなというふうに思います。

以上です。

○國仲昌二委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 決算審査意見書から基本的なことをちょっとお聞きしますが、まず1ページの令和4年度の歳入及び歳出が前年度を下回った理由。恐らくコロナ対策による地方創生臨時交付金の減少が大きいと思う。それ以外にどういうものがあつたのかお聞かせ願います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

一般会計における歳入決算額は約9590億5000万円で、これ前年度に比しまして約1146億5000万円、10.7%減少しております。これは諸収入、繰入金、県税等が増加した一方で、国庫支出金においては、主に新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の減によりまして、約1206億4000万円、29.1%減少したということと、県債において、主に臨時財

政対策債の減によりまして、約305億9000万円、48.7%、それぞれ減少したことが主な理由でございます。

また歳出決算につきましては、約9414億円の決算で、前年度に比べ約1208億1000万円、11.4%減少しております。この内容ですが、衛生費や公債費等が増加した一方で、商工費において、主にうちな一んちゅ応援プロジェクト、感染拡大防止対策協力金の減に伴う約830億6000万円。それからこのコロナ関係以外には、諸支出金が主に財政調整基金の積立金、減債基金積立金の減に伴い、約294億2000万円。民生費において、主に生活福祉資金特例貸付の減に伴い、約134億1000万円。それぞれ減少したことが、歳入歳出の主な減の要因ということでございます。

以上です。

○平良昭一委員 やっぱり令和3年度、令和4年度というのは、コロナ対策のものがかなり多くなっているわけですよ。当然、令和5年度もその影響はあると思いますけど、今後この歳入歳出の様子というのは、令和5年度に関しては、同じように前年度よりも下回るという可能性もあるのですか。

○安慶名均代表監査委員 これについては、年度途中ですので、私から確定的には申し上げにくいのでありますけれど、この新型コロナウイルス感染症対策が実施される前の令和元年度の歳入決算額が約7343億円でございます。またコロナについても、令和5年5月8日の5類感染症に移行ということから、関連する国の交付金、あるいは支援策も恐らく段階的に縮小、廃止をされる見込みということを考えますと、令和5年度も決算額は減少するのではないかなというのが、これはもう私の私見でございますけれども、答弁させてください。

○平良昭一委員 大体同じような感じになるのではないかなと思いますけれど。

そこですすね、2ページのこの自主財源の割合も当然、コロナの影響等の関わりが出てきたと思うのですよ。一昔前までは3割自治と言われていたような状況の中で、35.6%を占めていた割合に対しては、皆さんの感想としてどういうことをお持ちですか。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

令和4年度のこれは普通会計決算になりますけれども、自主財源比率は35.6%、前年度に比べて6.5ポイント上昇ということで率としては改善しております。その主な要因としましては、諸収入で約90億円、地方税が約85億円、繰入金が約70億円、それぞれ増加をしたことによりまして、この自主財源その

ものが262億4800万円増加をしております。また国庫支出金が約1120億円、地方債が約311億円、地方交付税が約44億円、それぞれ減少したことによりまして、依存財源が1429億9000万円大幅に減少したということで、自主財源が262億円程度増となり、依存財源が1429億円ほど大幅減ということで、自主財源比率としては6.5ポイント上昇するという結果になったことであります。

○平良昭一委員 これもコロナの影響がありますから、令和元年度頃、通常であれば、自主財源というのは、これまでコロナ以前はどのような推移をきていますか。

○安慶名均代表監査委員 令和元年度は、沖縄県は34.7%でございます。

○平良昭一委員 令和元年前後もこのパーセンテージを大体維持してきているのですか。

○安慶名均代表監査委員 平成27年度までは25%から30%未満で推移をしておりますけれども、平成28年度に30%台に乗りまして、それ以降は少しずつ沖縄県の景気の好調さを背景に、少しずつ改善をしていたところがございますが、令和2年度から自主財源比率が若干減少に転じて、令和3年度は29.1%まで落ち込んだと。この令和2年度、3年度は、やはりコロナ関係の地方交付税であるとか、国庫支出金の増が大きく影響しているかと思えます。

○平良昭一委員 となれば、沖縄県の今の自主財源の力としては、令和元年、あるいは平成27年後ぐらいからの状況を維持できているというふうに踏んでいいのかな。3割超えるということは、かなり優秀だというふうに私は認識しますが、そういう面ではかなり努力をきてきているというようなことだと私は思いますが、監査の立場からどう思えますか。

○安慶名均代表監査委員 平成28年度以降は、県経済の好調さもあって、例年増えてきてはおりますけれども、やはりまだ全国平均、九州平均との差がございますので、今頑張っているところではありますが、まずはやはり九州平均に持っていくところを当面の目標に、まだまだ努力する必要があるかというふうに思います。

九州平均は、審査意見書に今載っているのは公表された数値で36.2%になっておりますけれども、令和4年度の速報というか、自前の調査結果でありますけれども、39.3%ということになっております。全国平均が45.3%、これは令和4年度分の速報値でございます。

○平良昭一委員 この数字聞いてびっくりですね。沖縄県の市町村は相当苦勞しているなということを感じますよね。そうなる恐らく2割も行かない自主財源の中で頑張っている町村もあると思います。

そうであれば、これだけ自主財源が九州の中でも一番下のほうでありますけれど、それでも3割を超えるということであれば、まだまだいろんな事業ができる要素も持っているなど、余力があるなど私は思いますけれど、その辺やっぱり九州を見てしまうのかなと思いますけれど、その辺どう感じますか。

○安慶名均代表監査委員 自主財源比率について、いろんな共通の指標として何%必要であるというふうなものはございませんけれども、やはりまだ九州で最も低くて、九州平均と比べても差があるというところからすると、やはり沖縄県の規模としては、まだまだ厳しい状況だというふうな認識でございます。

○平良昭一委員 実質公債費比率も7.3%。これも九州では低いほうですよ。これについてはどういう判断を皆さん持っていますか。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

令和4年度の沖縄県の実質公債費比率は7.3%ということで、公表されている直近のデータとしては、令和3年度の全国平均が10.7%、九州平均が9.6%です。これはかなり良好な実績ということになってございます。その理由としましては、これまでの行財政改革プランに基づきまして、大規模な県単箱物整備の抑制、あるいは国の経済対策等に伴う県債を除く通常債について発行抑制の取組のほか、沖縄振興特別措置法に基づく高率補助によりまして、事業費に対する県の負担が小さく、他県に比べて起債の発行額が抑えられているということが大きな要因というふうに考えております。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

午前中ですね、この3ページの新沖縄県行政運営プログラムを令和5年3月に策定したが、監査委員の意見として着実に推進すべきと思うという意見がありますよね。しかし午前中監査をする立場としての意見を聞かれていて、非常に苦しんでいるような状況の答弁がありましたけれど、行政側の手段としてこれは的確だと思いますか。そういう聞き方だったら答えられるのではないですか。

○安慶名均代表監査委員 新沖縄県行政運営プログラムは、令和5年3月に策定をされておりますけれども、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に推

進する行政運営をするために策定されたものというふう理解をさせていただきます。この基本理念は、多様な県民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の質の向上を図るということで、目標の1つ目として、スマート県庁の構築と、目標の2つ目として、持続可能な行政運営の構築ということで、県庁内の様々な課題等をしっかりと議論をした上で策定されたものというふうに認識をさせていただきますので、この策定されたプログラムについては、これはやはり着実に取り組んでいただきたいということの要望をさせていただいたということでございます。

○平良昭一委員 行政側がこの運営プログラムを推進していくことによって、今後の見通しというものに関しては、どういうふうに見ていますか。うまくちゃんと着実に進んでいけば、改善できるというふうに監査は踏んでいますか。

○安慶名均代表監査委員 それを期待しての行政運営プログラムだというふうに理解をさせていただきます。

○平良昭一委員 この辺も来年の監査のときに、どういうふうな結果になっているかというのは非常に気にはなりますけれど、来年監査する皆さん頑張ってください。

最後に3ページの下から6行目。

この県税やその他の収入未済額について、いろいろ指摘がありますけれど、住民負担の公平性と歳入確保の観点からというふうな、この3行の意味が僕はあんまり分からないのですよ。どういう意味で指摘しているのですか。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

収入未済額については、縮減に向け対策が進められておりますけれども、今回はコロナの影響もありまして、前年度に比べ約1億4988万円、2.4%増加しております。依然としてこれは多額であるというところで、歳入確保の面からも、収入未済額の縮減、回収は重要な課題であります。税、あるいはほかの使用料等々ですね、いろんなものがありますけれども、適切に支払っている者との負担の公平性を図るという観点もやはり重要だと思っております、極力、不納欠損処理に至らないように適切に徴収を行い、その徴収を行うことによって、しっかりと縮減を図るということも重要な課題であるという認識で、歳入の確保とともに住民負担の公平性というところを申し上げているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 ちょっと分からないな。

非常に気になる文言で、これ住民負担の公平性という意味が、私はどういうふうに捉えていいのかわからないものですから、今の答弁の中でどう判断したらいいのかなと迷っていますよ。もうちょっと分かりやすく、具体例を挙げてできないですか。

○安慶名均代表監査委員 先ほども述べたところですが、やはり適切に支払っている契約、あるいは法令等に基づいて様々なものについて、適切に支払っている者と、やはり負担の公平性ということも大事だというふうに思っております。

以上です。

○國仲昌二委員長 瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 よろしく願います。

決算審査意見書から伺います。まず沖縄県所有者不明土地管理特別会計。48ページに記載されております、所有者不明の土地の管理ということで、面積や筆数など。真の所有者に返還するのが目的なことなのですが、特会の実績について、あるいは過去の実績含めて、伺いたいと思います。

○名渡山晶子会計管理者 沖縄県土地所有者不明土地管理特別会計は、今委員がおっしゃいましたように、去る沖縄戦で、公図や公簿類が焼失し、戦後土地所有者の認定作業を実施したけれど、何らかの事情により申請がなかった土地などが所有者不明の土地となったことを受けて、その土地の適正管理をすることを目的とし、また真の所有者に返還するために設置をされた会計でございます。

県管理の所有者不明土地につきましては、令和5年3月31日時点において、89万6792.11平米、約90ヘクタール、1505筆を管理しております。

これまで真の所有者に返還した所有者不明土地は、県管理地で14万3836.27平米、約14ヘクタール、279筆となっており、平成27年度に訴訟判決により真の所有者に返還した約0.06ヘクタール、5筆の返還が最後の事例というふうに聞いているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 この所有者不明土地管理特別会計の設置目的に照らすと、今の裁判が最後という形で言うと、この特会の持つ意味というか、評価や課題について伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

この特別会計の概要については、ただいま会計管理者から御説明がございましたが、この特会で管理しているこれらの土地の全てが、やはり県民の貴重な財産として有効活用が図られるべきものというふうに考えております。この所有者不明土地問題の抜本

的解決に向け、県が策定しております新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、真の所有者等に返還するまでの間の適正管理、また国に対し、所有者探索調査が尽くされていない土地の調査の継続、抜本的解決に向けた法制上の措置、財政措置の取組の加速を強く求めるというふうになっておりまして、所有者不明の土地の解消に向け、さらに強力な取組が必要であるというふうに考えております。

また所有者不明土地の一部は、現在民間貸付を実施しておりますけれども、そこに収入未済額が生じているということも課題の一つと考えておりまして、過去3年の推移を見ますと、少しずつ減少しておりまして、令和4年度に約1223万円ということになっておりますが、今後も縮減の努力が必要というふうに考えております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、60ページ。

沖縄県公債管理特別会計について伺います。まず前年の令和3年度比で予算現額や調定額、収入済額が大幅に増えております。その理由について伺います。

○名渡山晶子会計管理者 公債管理特別会計の令和4年度歳入決算額は、前年度と比較して145億4155万7058円、21.9%の増加となっております。その理由といたしましては、償還期が到来した債権が多くあったためと聞いておりまして、その償還に充てる一般会計からの繰入金、約28億4155万円の増、借換えを行ったことによる県債の増が117億円増加したと。

以上が主な理由として聞いていただいております。

○瀬長美佐雄委員 高い金利から低い金利に変えるということで、財政健全化に寄与するという運用について、やっぱりどのような取組が図られ、成果があったと評価できるのか。支払利息等の削減の努力の状況や低利の資金の借換え等の努力を見ることができたということで評価ができるのか。監査の意見を伺いたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

令和4年度の一般会計における借換え対象額は、約299億4000万円でございます。そのうち実際に借換債を発行した額が132億円で、発行を抑制した額は約167億4000万円ということになっております。令和4年度において、借換債の発行を抑制したことによりまして、後年度に発生する利子額約6億6000万円の負担軽減が図られたということを知ってございます。

借換債の発行に当たりましては、この利子の将来負担の軽減と当年度の公債負担のバランスに配慮することが大変重要かと思っております。そこに適切に対応する必要がありますが、執行部においてそういう観点から、適切に判断をして対応されたものだというふうに認識をしております。

○瀬長美佐雄委員 一般会計に移ります。まずコロナ禍の中で物価高騰も合わせてというふうな行政対応だった2022年度の決算についてなんですが、総括的な評価、分析についてはどうなっているのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

令和4年度の一般会計の決算は、歳入歳出ともに前年度を下回っておりまして、その主な要因はいずれも新型コロナウイルス感染症対応調整臨時交付金が後期の受入れとまたそれを充当する事業の減ということでございます。令和4年度においては、この新型コロナウイルス感染症対策に加えまして、原材料価格や電気料金の高騰に対する経済対策の取組のため、国の地方創生臨時交付金や緊急包括支援交付金を活用するとともに、財政調整基金を取り崩して対応がなされたということが、特徴である決算であったというふうに考えております。

今後とも、多様な県民ニーズに迅速かつ的確に対応し、県民福祉を推進するため、行政運営のより一層の質の向上を図ることができるよう、新沖縄県行政運営プログラムの取組を着実に推進し、行財政運営のさらなる健全化・効率化を図っていただきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 監査委員の指摘が2ページから3ページにわたり、行財政運営、収入未済額の縮減及び不納欠損処理、事業執行、財務に関する事務等に関する改善を指摘されてきました。令和3年度決算時に指摘したことが改善されたのかどうか。改善が見られたと評価できる点、あるいは改善が不十分だというような点で、どのような評価をされるのか伺います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

決算審査意見書においては、例年決算審査を通して重要と思われる留意点について意見を述べているところであります。令和3年度の審査意見に関する取組、改善状況を申し上げますと、初めに行財政運営については、歳入と歳出のバランスが取れた持続可能な財政運営の確立に努めるよう要望したところ、令和5年3月、収支バランスが取れた持続可能な財政基盤の確立に向けた取組の推進などを内容とする

新沖縄県行政運営プログラムが策定されております。

また収入未済額の縮減及び不納欠損処理につきましては、新たな収入未済の発生防止と効率的で実効性のある徴収を図るため、債務者の実情に即した様々な方策を講ずるよう求めたところ、収入未済額の縮減に向けた対策は進められておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策及び県内企業を取り巻く経営環境の悪化の影響によりまして、県税の収入未済の増等により、収入未済額は前年度に比べて1億5000万円増加をする結果となりました。

また事業執行につきましては、繰越額、不用額の圧縮に努めるよう求めたところ、令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策関連事業の減等により、繰越額が134億3000万円、不用額が22億8000万円、それぞれ減少しております。

最後に財務に関する事務につきましては、定期監査において主に収入、支出及び契約、財産や備品の管理等の基本的な事務処理などで、沖縄県財務規則等に定められた手続によらない不適正なものが見られた旨の意見をしましたが、定期監査の指摘事項に対する措置状況の報告を求めたところ、法令等に基づきおおむね適正に是正をされております。

また国庫補助金に係る手続を誤っていた事案については、再発防止策を講じていただきたいと意見をしましたが、令和4年度においても、国庫補助金に係る手続を誤った事案が発生したことから、発生要因の検証を行い、その結果を全庁で共有するとともに、進捗管理の徹底、事務処理のチェック体制の見直し、財務に関する研修の強化など、実効性のある再発防止策を講じるよう、今回また意見をしたところでございます。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 ぜひ監査の意見に基づいて、きちんと執行するようにと。引き続き監査に努めていただきたいと思っております。

続きまして、20ページの県税について伺います。

個人県民税や個人事業税、地方消費税、あるいは不動産取得税が増加しているということで、その要因や分析について監査はどのような評価でしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 個人県民税の決算額が443億5306万1807円となっております。前年度より約4.9%増加しておりますが、その理由は、先ほども代表監査のほうからお話ございましたが、新型コロナウイルス感染症関連の協力金等の受給に伴う納税義務者数の伸びによるものと聞いております。

個人事業税の決算額は31億303万709円となってお

りまして、前年度比較で約52.7%増加をしておりますが、こちらにつきましても新型コロナウイルス感染症関連の協力金等の受給により、これまで課税対象ではなかった事業者が課税対象となったことによるものというふうに聞いております。

次に、地方消費（貨物割）の決算額でございますが、36億6098万8920円となっております。前年度比較で約69.0%の増となっておりますが、こちらにつきましても、原油高、円安の影響により、輸入取引額が増加したことによるものというふうに聞いております。

不動産取得税の決算額は54億2329万5683円、前年度比29.5%の増加となっておりますが、理由といたしましては、大型物件への課税が何件かあったことを反映してのものというふうに聞いているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

自主財源も強化されつつあるという状況を見ると、この県税の税収の推移について伺いたいと思います。10年前、5年前との比較がどのような状況なのか伺います。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の県税収入はトータルで1464億7718万9855円となっております。5年前の平成29年度と比較すると、197億1158万699円の増となっております。また10年前の平成24年度と比較いたしますと、519億8053万6303円の増加となっております。県税収入は、10年前からすると、コロナ特例による徴収猶予などがあった令和2年を除きまして、年々増加しているということになっております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

県の経済の力を図る上で、一つの指標としては県税と。あと国税についても、10年前、5年前との比較で経済の成長状況が分かるのかなと思ひまして、もし調べているのであれば伺います。

○名渡山晶子会計管理者 先ほど申し上げましたように、令和4年度の5年前の平成29年度と、10年前の平成24年度の比較をさせていただきますが、沖縄国税事務所のホームページでは、令和4年度分がまだ掲載されておりましたので、令和3年度とそれぞれ比較をさせて御説明させていただきます。

令和3年度の沖縄国税事務所管内における徴収決定済額は、4441億6027万7000円となっております。平成29年度は3831億440万5000円で、平成29年度と比較いたしますと610億5587万2000円の増加となっております。10年前の平成24年度は2772億3902万2000円

で、平成24年度と比較いたしますと1669億2125万5000円の増加となっております。国税の徴収決定済額は、5年前、10年前と比較して年々増加をしているというところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

着実に力がついているという答弁だったかと思えます。

同じページに収入率が98.5%と高い割合で、収入率を引き上げた努力が見られますが、この率というのは、どのように努力した結果なのか。あと九州との比較についても伺います。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の県税の収入率は98.5%となっており、前年度の98.7%と比較いたしますと、0.2ポイント減少しております。収入率が減少した主な理由といたしましては、先ほど来お話がありますように、コロナ関係の給付金の受給により調定額は増えたが、一時的な増収であったことから、調定額ほど収入が伸びなかったことによるものと聞いております。

九州各県と比較いたしますと、九州平均の収入率は99.1%となっており、沖縄県は0.6ポイント下回っているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

続きまして、21ページにそれぞれの税目別の県税収入の状況が記されております。その中で自動車税に係る部分について、何点か伺いますが、自動車税の税収に関する実績が増えているという状況について、まずその理由等について伺いたいと思います。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の自動車税につきまして、これは環境性能割でよろしいでしょうか。環境性能割は7億9623万9700円となっており、前年度と比較して3億2695万4500円、69.7%の増加となっております。増加した要因といたしましては、社会経済活動の正常化が進んだことにより、登録台数が増加したことによるものと聞いております。

○瀬長美佐雄委員 環境性能割というときに、その下にあるのは種別割ということで、確認ですが、この環境性能割というのは、エコカー減税とか、要するに環境に配慮した自動車の普及を意味するのかどうか。状況というよりも、この性質の説明を少し受けたいと思いますが、どうなんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 エコカー減税というのは、対象者を新車新規登録を行う際に、自動車の重量税を減免する制度となっております。ただいまの環境性能割につきましては、車両を取得した際に購入時に課税をするものですが、車両取得価格に対し、

燃費性能に応じた税率を課税する県税でございます。

○瀬長美佐雄委員 どうもありがとうございます。

この自動車税の関わりで言うと、日米地位協定の関係もあります。米軍関係自動車について、今年度について言えば、米軍関係の自動車税収という点ではどの程度の歳入になっているんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の定期賦課における米軍人、軍属等の課税額は、3億2282万円と聞いております。

○瀬長美佐雄委員 米軍関係車両と県民との意味で言うと、課税の率が違うのかと思いますが、それについて比較して軽減の状況を伺います。

○名渡山晶子会計管理者 米軍構成員等の私有自動車に係る自動車税の税率につきましては、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定第13条第3項及び第14条第6項の規定に基づき、日米合同委員会において合意された税率によって課税することになっており、地方税法に定める自動車税の標準税率とは異なっているところでございます。

税率につきましては、普通車と小型車、乗用車とトラック、排気量により異なりますけれども、例えば普通乗用車の場合、4.5リットル以下が1万9000円、4.5リットル以上が2万2000円。小型乗用車の場合7500円というふうにそれぞれ定められているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 県民と比較して軽減されているということだと思いますが、米軍関係の自動車税の歳入を国民並みに、県民並みにしっかりと課税した場合はどれぐらいの歳入見込みなんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 総務部によりますと、令和4年度の定期賦課における米軍構成員の自動車税の調定額は3億2282万円で、これを地方税法に定める標準税率で課税をした場合は9億9489万円になるというふうに聞いております。

○瀬長美佐雄委員 3倍の税収が見込まれたと。復帰後に適用されたわけで、復帰後の米軍関係自動車税の差額の総額はどれぐらいになるんでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 総務部によりますと、復帰後昭和47年から令和4年度までの51年間の差額の累計額は、約311億8391万9000円になるとのことでございます。

○瀬長美佐雄委員 最後になりますが、地位協定の絡みもありますけれども、国民、県民並みの課税で徴収すべきだと思います。取組の状況についてどうなっているのか、最後に伺います。

○名渡山晶子会計管理者 平成11年度に米軍構成員

等の私有車両に係る自動車税の税率が平均15.4%引き上げられましたが、一般の民間車両と比較して、依然低い税率になっているところです。

県においては、毎年8月頃に開催される渉外関係主要都道府県知事連絡協議会——渉外知事会を通して当該優遇制度を是正することを国に要望しているとのこと。また、県と基地所在市町村で構成される沖縄県軍用地転用促進基地問題協議会——いわゆる軍転協においても、日米地位協定の見直しについて、平成12年度以降、毎年国に要請しているとのことでございます。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○國仲昌二委員長 玉城武光委員。

○玉城武光委員 いろいろ質疑がありましたけれど、私は2点だけ質疑します。

53ページの沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の件です。ここにですね、収入未済額が1053万1368円で、その主なものは入札談合に係る違約金及び延納利息とあるのですが、この入札談合というのは、どんなことなのですか。説明をお願いします。

○名渡山晶子会計管理者 宜野湾港整備事業特別会計における、この入札談合に係る違約金及び延納利息について、1件、1063万6500円が計上されているところですが、こちらにつきましては平成24年に収入未済額として計上されておりまして、宜野湾港浮棧橋工事における該当案件だというふうに聞いているところでございます。

○玉城武光委員 平成24年に起こった談合に係る違約金及び延納利息金ですか。

○名渡山晶子会計管理者 収入未済として発生をしたのが平成24年というところで、すみません、その談合案件自体が何年かというのはちょっと、それより以前の可能性もございますが、はっきり把握してございません。収入未済額として計上されたのが平成24年というところでございます。

○玉城武光委員 これは毎年度、特別会計に入っているということですか。令和3年、令和4年度も、この額で。

○名渡山晶子会計管理者 県に収納されるべき金額として調定をされてから、収入未済の状態が継続をしているというところで、毎年度収入未済額として計上されているというところなんです。

○玉城武光委員 総額で幾らなんですか。

○名渡山晶子会計管理者 収入未済額の総額、この浮棧橋工事の事件に関しまして、1063万6500円。これがこの特会における談合違約金として、未済額と

して計上されている額でございます。

○玉城武光委員 次、54ページ。沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計。ここに収入未済額のことを書かれているんですが、撤退企業の不法占拠による使用料相当額の損害金及び代執行費用等の未納によるものとあるのですが、ちょっと御説明をお願いします。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の同特別会計における収入未済額の雑入は、188件、4998万7440円となっておりますが、このうち平成12年度から平成14年度までの不法占拠による使用料相当額の損害額が5件、3者、2809万2355円。平成14年10月31日から平成14年11月21日に行った施設の原状回復による代執行費用が1件、1者分、889万3500円と聞いているところでございます。

その他、平成3年度から平成13年度までの毎月の光熱水費等の実費徴収費の収入未済額について、182件、10者、1300万1585円が計上されているところでございます。

○玉城武光委員 以上で終わります。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時34分再開

○國仲昌二委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。よろしく申し上げます。

最初に決算審査意見書の2ページの1行目ですね。

実質収支額及び単年度収支額について、一般会計では黒字となっております。そのことについて、どのように評価されているかお尋ねします。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

実質収支額は、収入済額から支出済額を差し引いた形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたもので、地方公共団体の財政運営の良否、よしあしを判断する重要な指標の一つとなります。単年度収支額は、その実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いたものになりますが、令和4年度の一般会計においては、実質収支額が約56億1751万円の黒字となっております、前年度と比較して約13億3710万円増加しております。またこの同額の13億3710万円が単年度収支額となっております。

評価ですけれども、実質収支額が黒字となっていること、また単年度収支は当該年度のみ収支を捉えるもので、当該年度の収入だけで当該年度の支出

を賄えたということになりますので、その意味では、堅実な財政運営を行うことができたと考えております。

以上です。

○西銘純恵委員 単年度収支黒字ということが、健全とおっしゃいましたけれど、これは傾向としてこれまで単年度収支黒字というのは、どうなっているかは見ていらっしゃいますか。

○安慶名均代表監査委員 まず実質収支は、毎年度黒字を計上しておりますけれども、単年度収支については、令和4年度が黒字、令和3年度は赤字、令和2年度は黒字、令和元年度は赤字、平成30年度、平成29年度は黒字ということで、単年度収支については黒字と赤字があるという状況でございます。

以上です。

○西銘純恵委員 令和4年度は13億円、単年度黒字になったということで、これが今後続いていってほしいなというのを期待はしているのですけれども、今の報告を受けたら、なかなか単年度ごとというのは結構むらがあるのだなということを感じております。

次、2ページの行財政運営について、下から9行目、歳入全体に占める自主財源の割合は、前年度を6.5ポイント上回ったとありますけれども、ほかにも質疑された方がいますが、割合が伸びた要因について簡潔にいただいて、令和4年度が特別だったのかどうかですよね。そこもお尋ねしたいと思います。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

令和4年度、6.5ポイント上昇し、改善した理由ですけれども、主な要因としまして、自主財源である諸収入で約90億円、地方税が約85億円、繰入金が約70億円、それぞれ増加したことによりまして、自主財源そのものが262億4800万円増加をしたということ。また一方で、国庫支出金が約1120億円、地方債が311億円、地方交付税が約44億円、それぞれ減少したことなどによりまして、依存財源が1429億9000万円大幅に減少したというところで、6.5ポイントの上昇につながったものと考えております。

まず令和3年度はコロナの関係でこの税収減が見込まれるということで、地方交付税等が大幅に増えました。それから、地方創生臨時交付金などの国庫支出金も大幅に増えたということで、令和3年度の自主財源比率は29.1%まで減になったというところで、令和4年度はその反動減もありますけれども、交付税等が減少したこと、あるいはそのコロナ関連の国庫支出金が大きく減ったというところで、大き

く改善をされたと——この流れは全国、各都道府県、ほぼ同様な傾向だというふうに考えています。

○西銘純恵委員 次、2ページの下から3ページの上段ですが、県債発行抑制の取組ということを書いていますけれども、県債の発行については、結構割合的に低いんじゃないかなと思っていますが、私は県債というのは、例えば老朽校舎を改築するとか、必要な行政運営に借金をしてでもやらないといけないというのは、計画を持ってやるものだと思いますのでよ。施設を計画的に改築、建設することは、県債発行抑制というところを、言葉として出たときにどうなのかなと思っています。それで、適切な県債管理というのをお尋ねします。

○安慶名均代表監査委員 お答えします。

まず本県の令和4年度の実質公債費比率は7.3%ということで、これは沖縄振興特別措置法に基づく高率補助や今委員から御指摘のあったこれまでの県債発行の抑制の取組等により、九州平均や全国平均より低くなっております。自主財源比率や財政力指数が低い本県において、公債費は一般財源により対応しなければならぬ義務的な経費となることから、将来の負担や、あるいは経常収支比率が、令和4年度が90%台半ばまで悪化したというような現状を考慮すると、県債発行の抑制に努め、公債費負担を軽減するということは、財政運営上、重要なことであるというふうに考えています。

適切な県債管理ということですが、今後の需要増を見込みながら、持続可能な財政運営を行えるように、社会経済情勢の変化や国の地方財政措置の動向等を見据えながら、その県債の必要性、有効性、緊急性、将来負担などの観点から、事業の取捨選択を行いながら、その財源も選択をして、県債発行を適切に行うように意見したものでございます。適切な県債管理というのが、必ずしも県債を抑えるということではなくて、いろんな総合的な観点から、財政運営に資するように、管理をしていただきたいということで述べております。

○西銘純恵委員 九州平均と全国平均はどれだけですか。

○安慶名均代表監査委員 実質公債費比率、令和4年度につきましては、まずこちらで算出した数値でありますけれども、全国平均が10.9%、九州平均が10.0%、沖縄県が7.3%ということで、全国で5位に当たるといふふうに考えております。

○西銘純恵委員 自主財源比率が低いということが沖縄県の脆弱なところと話されていましたが、

県債の割合というのがどの程度まで——全国平均、九州平均が10%ぐらいと出されましたけれども、どの程度まであれば大丈夫かというのは、何らかのシミュレーションなりは、執行部でもやっているのでしょうか。基準があるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 実質公債費比率の関係につきましては、財政健全化法の早期健全化基準では25%であるとか、財政再生基準では35%というような指標がございます。ただこれは財政健全化法に基づいても、財政健全化、あるいは財政再建に取り組まなければならないというような、義務づけられるような状態の基準でありますので、適正な基準というのとは遠いものだと思っております。県債について、実質公債費比率について、適正な率という基準は現在のところはないものと考えています。

○西銘純恵委員 同じ3ページの7行ですが、財政力指数が全国平均を下回ったということについてです。上げないといけないということではあると思うのですが、県債発行をどこまで上げたらいいかというのは基準がないと先ほどおっしゃったのですが、逆に抑えることによる財政力指数というのは、県債との関連ではどうなるのか。関連性があるのでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 財政力指数というのは地方公共団体の財政力を示す指標でありますけれども、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3か年分の平均というのが財政力指数になります。基準財政需要額の中には公債費も含まれておりますので、需要額の中の公債費が小さくなるということは、理論上は財政力指数を上げる方向に行くと思っておりますけれども、非常に膨大な数値の計算式でありますので、公債費がどの程度——ほかの変動要因もありますので、出すことは非常に難しいのではないかなと思います。

以上です。

○西銘純恵委員 歳入確保に向けた不断の取組について、具体的にどのような取組ということでしょうか。

○安慶名均代表監査委員 お答えします。

歳入確保に向けた不断の取組、継続すべき取組として、受益者負担、あるいは負担の公平性の観点等から徴収強化や課税自主権の行使などによる県税収入の確保、それから県税を初めとする収入未済額の縮減、使用料・手数料の適正な見直し、未利用地の貸付けや売払いなど県有財産の有効活用など、これは従来から取り組んでいる取組ではありますけれど

も、不断の取組としてしっかり強化する必要があると思います。またこれに加えて、中長期的に、本県の産業振興施策の推進等によって、安定的な税源の涵養、将来の税収増につながるような環境整備もしっかり計画的、戦略的に取り組むべきというような考え方で記述をさせていただきます。

以上です。

○西銘純恵委員 4ページの事業執行について、一般会計の執行率。沖縄県のこの執行率の状況をどう評価されていますか。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の一般会計の執行率は88.5%となっております。九州各県と比較をいたしますと、九州平均が87.4%となっており、沖縄県は1.1ポイント上回っております。九州各県の執行率は、福岡県が91.9%、長崎県が90.0%、佐賀県が88.9%、それに次いで本県は第4位の執行率となっております。

○西銘純恵委員 九州で4番にあるということでは、頑張っているほうかなと思います。

次、一括交付金、ハード交付金、ソフト交付金、それぞれ執行率はどうなっていますか。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の市町村分を含む県全体の沖縄振興公共投資交付金——ハード交付金の執行率は72.2%となっており、前年度と比較して6.2ポイント改善しております。また令和4年度の市町村分を含む県全体の沖縄振興特別推進交付金——ソフト交付金の執行率は85.9%となっており、前年度と比較して3.6ポイント増加をしているところでございます。

○西銘純恵委員 この一括交付金を導入したときに、内閣府は減額をしていくという理由で、執行率、不用額が多いということを言われたのかな。それについては、改善をされてきているということでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 一括交付金につきましては、当初の際には執行率が低いということで、削減の理由になるということで、県全体として打合せ会議をしたり、あるいは早期に、9月議会等で減額補正をしたりしたような形にしまして、執行部のほうでその圧縮に努めていたところでございます。令和4年度と令和3年度を比較いたしますと、ソフト交付金、ハード交付金とも執行率は上がっているところでございます。

○西銘純恵委員 いずれにしても、県の要求額の前算上の話ですけど、この一括交付金が半分しか充てられていないということについては、やっぱりい

ろんな県の事業が相当弊害になっていると思っていますので、要求額を予算獲得するというのは、私たち議会も含めての大事な仕事になるのかなということを申し上げたいと思います。

次、大きく不用額を出したものというのはどのようなものでしょうか。

○名渡山晶子会計管理者 令和4年度の不用額は367億2924万8601円となっておりますが、その主なものといたしましては、衛生費が134億6773万7007円、商工費が58億9183万8014円、民生費が39億8610万5987円となっております。

○西銘純恵委員 理由については、今話さなかったのですが、衛生費について後でお尋ねしたいと思います。

事業効果が早期に発現されるように工事等の早期発注ということで、監査が言っていますけれども、これ何か課題があって指摘をされているということでよろしいのでしょうか。具体的に説明をお願いいたします。

○安慶名均代表監査委員 一般会計の翌年度繰越額が約852億6000万円ということで、前年度に比較しますと137億7000万円減少はしておりますけれども、依然として多額であるというふうに考えております。このような状況を踏まえまして、審査意見書においては、やはり予算の目的に沿って事業効果を早期に発現させるということが、社会資本の整備であるとか、県民福祉の向上につながるという観点から、早期に事業効果が発現されるように、工事等の早期発注であるとか、執行管理の徹底、あるいは関係機関との十分な調整など、これによって執行率を向上させ、繰越額を圧縮し、その結果としての事業効果を早めに発現させる、県民に提供させるべきという考え方の下に、意見を述べたところでございます。

○西銘純恵委員 この指摘については、各部局は次年度といいますか、指摘をした翌年度に改善できるというようなそういう立場を何か表明されていますか。

○安慶名均代表監査委員 これについては審査意見書を知事に提出をしたときに、その所見の概要も私から説明をいたしました。その際の知事から、事業効果の早期に発現に向けて繰越額、あるいは不用額の圧縮にしっかり努めたいというような発言がございました。これは当然ながら執行部全体、各部局で共有されているものというふうに考えております。

○西銘純恵委員 次、5ページの下3行ですが、特別会計の不適切事務処理について。

不適切事務については重大な事案があったということは、午前中からありましたので、この再発防止策が意見書に記載されていますけれども、その内容とそしてこの内容を監査が指摘されて、後で事後確認ということにはなされているのか、なされるのか、お尋ねします。

○安慶名均代表監査委員 お答えします。

この2つの特別会計における不適正な事務処理が発生したことを受けまして、所管部局からは再発防止策として、記載をしてございますけれども、決算作業のチェックシートの作成・運用、一連の作業のダブルチェック、管理監督者の進捗管理と最終確認を行うとの報告がありました。これについてはその具体的な実施要領も確認をしてございます。このためこの意見書では、これらの対策を形骸化させることなく、継続的に実施をしていただくよう意見をしております。監査としましては、再発防止の実際の取組が今後の特別会計の執行、あるいは決算の中の一連の作業として実施をされることになろうかと思っておりますので、令和6年度の定期監査の中では、その取組状況はしっかり確認をしていきたいというふうに考えております。

○西銘純恵委員 次、9ページの収入未済の件で、県税の収入未済の表がありますけれども、収入未済額が前年度より24.9%、相当増えているということになってはいますが、理由がいろいろありましたけれども、監査としてどのように受け止めていらっしゃいますか。

○安慶名均代表監査委員 お答えします。

県税の収入未済額は、これまでの県税当局の努力でかなり縮減をされてきたものというふうに認識をしておりますけれども、今回は新型コロナ関連の影響もあり、個人県民税で14億8000万円ということで、前年度より1億8000万円増加をしたというところと、法人事業税では、ウクライナ情勢、あるいは円安等の影響等による企業収益の減収によって、1億6000万円ほど収入未済が増えたというところで、合計で3億4000万円、この2税で増えておりますので、これが主な県税の収入未済額の増要因ということになります。

なかなか厳しい環境の中で、収入未済額が増えておりますけれども、様々な取組を税務当局はやっているといるところですので、引き続きしっかり収入未済額の縮減に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○西銘純恵委員 県民税ですけれど、コロナ協力金関係、飲食業とかね、結構助かったという皆さんいたんですよ。でもそれが令和4年度、翌年度に所得税として課税をされて、そして国保とかそういうのも課税が来て、結構100万円単位の支払いが——もうお金もないのに困っているとかいう声を直接聞いたんですよ。ですから協力金とか、コロナとか、そういう政府のやり方なんですけれど、そういうものについては非課税にするというのは当然だと私は思っていますので、これに対して今収入未済というのが増えるということも関係しているだろうと思って、今の件については、指摘をして伝えておきたいと思います。

県税の徴収方法ですけれども、自動車税がコンビニ納付とかで、支払いが可能な方、困難でない方は役所に行かなくてもできるということで、やっぱり徴収率が上がっているのかなと思うのですが、住民税についてはどうなっているのか。市町村民税と一緒に県税徴収だと思えるのですけれども、その件についてお尋ねします。

○名渡山晶子会計管理者 住民税の賦課徴収は市町村が行っており、令和5年8月に総務省が調査した集計によりますと、令和5年7月1日時点で県内41市町村のうち、コンビニ納付が可能な自治体は29市町村となっております。コンビニ納付の対応がない自治体は12村となっております。

○西銘純恵委員 やっぱりコンビニ納付の推進をするということで市町村と相談してもらおうということで、意見を上げるということもやったらいかかと思うのですが。

○名渡山晶子会計管理者 今申し上げました調査において、コンビニ納付の対応がない自治体12村中10村は、コンビニ自体がない離島の小さな自治体となっているようでございます。その辺りの取組については、また所管部局のほうでお尋ねいただきたいと思います。

○西銘純恵委員 できる納付ですよ。分かりました。

次、30ページの衛生費の歳出についてお尋ねします。

先ほど不用額が大きいところだとおっしゃったんですよ。でも、対前年比で支出そのものも増えていて、不用額の増ということがあるのですけれども、具体的にワクチンということを午前中答弁で聞いたのですけれども、衛生費についてお尋ねします。

○名渡山晶子会計管理者 衛生費の支出済額が

1032億7952万7300円となっております。歳出自体が昨年度に比較しまして11.7%増加をしております。主な増加理由といたしましては、コロナ感染症関係のワクチン・検査パッケージ等のたくさんの事業を行ったことが要因だというふうに考えておりますが、繰越額については83億9790万800円となっております。前年度比で12億2589万9307円減少しております。減少した要因といたしましては、コロナの受入病床確保事業が8億3133万9000円の増加をしたところですよけれども、令和3年度には海岸漂着物等地域対策推進事業費、いわゆる軽石対策に係る繰越しが14億円余り大きな額がございましたので、その分が皆減となったため、繰越額全体としては減少になったというところでございます。

衛生費の不用額でございますが、134億6773万7007円となっております。前年度と比較いたしますと37億7362万8021円増加しております。理由といたしましては、委員おっしゃいましたように、ワクチン・検査パッケージ等活用促進事業、それから新型コロナウイルス検査体制確保事業、宿泊療養施設運営事業などのコロナ対策関連の取組の事業が当初の見込みよりも実績が少なくなったための不用であるというふうに聞いているところでございます。

○西銘純恵委員 ということは、コロナが令和4年度は令和3年度に比べて、見込みより感染そのものが落ち着いてきたというのかな、そういうことで県民にとっては——本当に少し令和5年度5月からは5類に移行されたのですけれども、そういうことで県民としたら、安心に向かうところだったと。だからその不用額だということで受け止めてよろしいですか。

○名渡山晶子会計管理者 コロナ対策に関する事業費に関しましては、一たび感染が拡大いたしますと即時即応の対応が求められるということもありまして、予算をぎりぎりまで確保しておくというようなことで減額補正等もなかなか難しい状況があったため、不用額として残ったのかなというふうに考えているところではございますが、今後の状況につきましては、ちょっと出納部門からはお答えしづらいところではございますけれども、令和3年度の事業実績等を踏まえた的確な予算措置もされていくのかなというふうには考えているところでございます。

○西銘純恵委員 今答弁ありましたけれども、予算を的確に活用するというのであれば、事前に不用額を出さないようにやっていくということだけでも、この衛生費に関しては、予断を許さないという

ことで、そういう不用額になったということで理解します。

次、36ページ、37ページの特別会計の歳入について、お尋ねします。

農業改良資金特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、収入未済の理由、そして収入率が3割未満というのはとても低いのかなと思うのですが、説明をお願いします。

○名渡山晶子会計管理者 農業改良資金特別会計における収入未済の主な理由といたしましては、農業改良資金貸付金に係るものです。未収金のうち最も新しい債権でも、貸付けから20年以上を経過し長期化しているため、債務者の離農や高齢化、所在不明、相続発生など、回収困難なケースが多いと聞いております。また、債権回収に当たっては、債務者や連帯保証人に対する面談、督促を行うとともに、回収困難なケースについては民間債権回収会社、サービサーを活用して回収に努めているものと聞いております。

小規模企業者等設備導入資金特別会計の収入未済につきましては、貸付先の倒産や経営不振等でその辺りが原因となっているものというふうに聞いております。こちらについても、貸付けから長期間経過している債権が多く、債務者の倒産や、連帯保証人の高齢化、相続発生などで、回収が困難な状況にあると聞いており、未収先への訪問、面談を実施するとともに、サービサーを活用した回収に努めていると聞いております。

○西銘純恵委員 今の保証人、連帯保証人等も含めて、借り入れた目的からしても、経営不振という理由からしたらサービサーで回収というのは、ちょっと無理があることかな。収入未済ということではあるけれども、やっぱりそれは的確に債権整理ということで持っていく、そこら辺も福祉につなげていくとかそういうことも含めて、やるような部分があるのではないかと、私自身は思います。それは担当部に対する話になると思うのですが、こんなに長期に収入未済が続くということは、あまりよくないと私は思っています。

それで次、小規模企業者等設備導入資金特別会計と母子父子寡婦福祉資金特別会計、林業・木材産業改善資金特別会計。これも収入率が低いんですよね。監査の際に、その状況を確認しているのかどうかというのは、当該部に監査としては、部局から聞いていらっしゃるのであれば、説明をお願いします。

○安慶名均代表監査委員 お答えいたします。

今例示のありました3つの特別会計、小規模企業者等設備導入資金特別会計においては、収入未済の主な理由として、企業、組合等の業績不振、倒産等により貸付金の償還が困難となっていること。それから母子父子寡婦福祉資金特別会計においては、生活困窮、疾病等により貸付金の償還が延滞、困難となっているもの。林業・木材産業改善資金特別会計においては、経営不振により貸付金の償還が延滞となっているもの、というのが主な理由ということでございます。これ特別会計の収入未済の主な理由等については、本庁監査の際等に質疑をしているところ、あるいはまた提出いただいた資料で確認をしているところではありますけれども、さらに個別の事業者、あるいは個人となると、特に1案件で大きなもの等については確認をすることもありますが、全ての個人の事情、個別業者の事情については、詳細に把握しているということは今できていないところでございます。

○西銘純恵委員 46ページ、47ページの母子父子寡婦福祉資金特会の歳出についてお尋ねしますが、執行率が低いんですけども、理由は何でしょうか。

○安慶名均代表監査委員 母子父子寡婦福祉資金特別会計の執行率は74.2%で、前年度と比較して13.3ポイント大きく低下をしているところです。これは不用額が5280万円出ておりますが、その主な内容を確認したところ、母子父子寡婦福祉費の貸付金の5212万円でありまして、主に修学資金等の貸付実績が見込みを下回ったということ聞いてございます。

以上です。

○西銘純恵委員 修学資金が見込みを下回った、部に聞かないといけないかとは思ったのですが、就学ができない、困窮しているからそこまでは至らないのかとか、そこら辺をお尋ねしたいなと思ったのですが、少なくともこれですね、貸付条件について、何か監査のときに聞かれたことはありますか。貸付率が減っているということは、やっぱりまだ要件が厳しいとかあるのかなと思ったのですが、そこは部のほうから監査をするときに説明を受けたことはありますか。

○安慶名均代表監査委員 監査委員からは本庁で監査をしていろいろと質疑をしておりますけれども、全体的な大きなところで収入未済額、あるいは執行率が低下している要因等は確認をしておりますけれども、さらに今委員がおっしゃるような詳細の内容まで、私はちょっと今把握はしてございません。

○西銘純恵委員 ありがとうございます。

以上です。

○國仲昌二委員長 大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お疲れさまです。職員に一生懸命質問取りしてもらいましたけれども、さすがに15番目ですので通告とは違う形になってしまいますけれども、午前からの議論を踏まえて、私からは審査意見の2ページ、3ページのところから大きくは1点に絞って、少し二、三点数字を確認しながら議論させていただきたいと思っておりますので、お付き合いをお願いします。

2ページの最後のほうにある、議論は何度もありましたけれども、この実質公債費比率7.3%というのは、監査の視点からいうと、いわゆる効率的で健全な財政運営という意味ではすばらしい数字だと思うんですよね。ただ、この後の沖縄振興特別措置法に基づく高率補助やこれまでの県債発行抑制の取組等により、九州、全国よりも低く抑えられていますよというのは、私の中ではちょっと違和感があるわけですね。そこで、この起債の部分と、朝からずっとある基金の残高の部分というのを、ちょっと確認をしたいんですけれども。まず、起債の5600億円というのは、もうずっと私のイメージでは大体県の起債って6500億円ぐらいの時代が長かったのかなと思うんですけれども、何十年ぶりぐらいの水準ですか、5000億円台というのは。過去、何年前ぐらいがこれぐらいの水準ですか。

○安慶名均代表監査委員 審査意見書のほうにある主要財政指標の推移の表に記載をさせていただきますけれども、平成30年度まで遡っておりますけれど、平成30年度で県債残高は6237億円ほどということになっております。

そのような答弁でよろしいでしょうか。

○國仲昌二委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城委員から5000億円台の時期はいつ頃かとの確認があった。)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

安慶名均代表監査委員。

○安慶名均代表監査委員 以前の状況までちょっと今遡ってデータはございませんが、平成30年、あるいは令和元年までは6000億円台で低減しておりましたけれども、令和2年度から5000億円台に落ちまして、令和3年度については、臨時財政対策債の大幅な増がありまして、これまでの低減傾向から、僅かに増に転じたわけですがけれども、またさらに令和4年度は大きく減額をしたというような推移がございま

す。

○大城憲幸委員 話を交えて、平成24年からいわゆる一括交付金の制度が始まったわけですよ。それまではどちらかという右肩上がりが増えてきたような、私の中でのイメージなんです。そして平成24年度の一括交付金のこの制度が始まってから、毎年右肩下がりでのこの10年ぐらい大体1200億円減っていると思うんですけれども、その認識でいいですよ。

○安慶名均代表監査委員 ちょっと今手元のデータで、平成25年度で6702億円でございます、それ以降、ほぼ毎年のように低減しているという状況がありますが、この間行財政改革プランで、意見書にも記載しているように、大型箱物の抑制であるとか、あるいは経済対策債を除いた通常債を210億円以内を目標とするといったような行革プランの抑制方針に沿ってやった結果も含めて、低減されてきたものというふうに認識をさせていただきます。

○大城憲幸委員 もう一つは基金もため過ぎじゃないかという議論もありますけれども、私も1000億円超えたのを初めて見て、これも何十年ぶりの水準じゃないの。ずっと600億、700億円で推移していたイメージがあるんですけれども。なければいいですよ。

○安慶名均代表監査委員 今正確なデータは手元にはございませんけれども、1000億円を超えるというのは、私も初めてだと思います。

○大城憲幸委員 言いたいのは冒頭に言ったように、監査としては財政運営については効率的で健全な運営という視点で監査しているはずなんです。そういう意味では、実質公債費比率の割合についても、特にこの起債については将来に対する責任という意味では望ましいことではあるんです。基金についても当然、今後社会状況がますます厳しくなっていく中では、備えは少しでも多いほうがいいというのは間違いはないですよ。

ただこの冒頭言った沖縄振興策の高率補助によって起債が抑えられた、あるいは他の都道府県よりも抑えられたという意味は見方を変えると、別に他の都道府県だって、どうしても必要な事業を取捨選択して、今の状況にあるわけです。起債の状況でもね。だからそういう意味で、今のこの沖縄振興予算の目的からすると、この10年で本当は足腰の強い財政力をつくらないといけなかった。あるいは県民生活をもっとよくしなければいけなかった。そういう視点で見ると、本当に過去にないぐらいの起債を積んで、そしてこれまで着実に起債を減らしてというのは、本当にこの一括交付金という全国に例を見ない、

とにかくこれで沖縄を変えるんだという思いでやってきたものからすると、現状としてはどうなのかなというのを私としては思っているわけですよ。それを監査に求めるのはなんですけれども、ただ私は今後職員も含めて考え方を変えないといけないのかなと思うのは、もうやっぱり高率補助があるから事業をやる、これは高率補助を国が認めないからやらないというふうになってしまっているんじゃないかなというのが、今言う、一括交付金が出てから右肩下がりでは起債は減っているわけですから、そういうふうにも読めるものですからね。これはやっぱり沖縄の将来という意味では、あるいは持続可能な県政運営という意味では、皆さんも指摘しているように、産業振興をやって、やっぱり税源の涵養などには不断に努力しないといけないのはまさにそのとおりで、そのためにはやっぱり起債してもやらないといけない産業振興策もあるはずなんですよ。1700億円余りあった一括交付金が1000億円も本当に減っていく中で、県民、あるいは産業界からは、もっとできることがあるんじゃないか、もっとやってくれないかという要望がたくさんある中で、なかなか今さっき言ったような、国の高率補助があるからというような視点の事業のつけ方、行財政運営の仕方になっていないかというのを危惧するんですけれども、監査としては、基本的にはそういう視点では見ないですか。あるいは内部でそういう議論はしたことはないですか。

○安慶名均代表監査委員 私の所見になりますけれども、本県においては、離島の振興、あるいは公共交通の抜本的な改善、あるいは米軍基地関係の負担の軽減など沖縄固有の課題がまだ残されていると。さらに子供の貧困であるとか、雇用の質の向上とか、重要性を増した課題や、新たに生じた課題も明らかになってきているというところで、それらの取組を一層強化をする必要があると思っております。

この意味では、現行の沖縄振興特別措置法、その根幹をなす高率補助制度、これは本県の財政運営、あるいは県民サービスの向上に大きく寄与しているというふうを考えておりますので、今後もぜひ必要な施策だなどというふうには考えておりますけれども、ただその制度の終わりも視野に入れて、その政策展開を考える時期にも来ているのかなというふうにも思っております。その制度の変更があることも想定した準備も必要ではないのかなというふうにも思います。

○大城憲幸委員 言いたいことを言ってくれました

ので以上です。

○國仲昌二委員長 以上で、会計管理者及び代表監査委員に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○國仲昌二委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、1月17日水曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委 員 長 國 仲 昌 二

令和5年第4回
沖縄県議会（定例会）
閉会中継続審査

総務企画委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月11日（木曜日）
開会 午前10時5分
散会 午後5時13分
場所 第7委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会議定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（知事公室、総務部及び公安委員会所管分）
- 令和5年第4回議会議定第7号 令和4年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会議定第19号 令和4年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 又吉清義
副委員長 島尻忠明
委員 仲村家治 花城大輔
仲田弘毅 山里将雄
当山勝利 國仲昌二
平良昭一 西銘純恵
渡久地修 當間盛夫
上原快佐

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

知事公室秘書防災統括監 真鳥裕茂
知事公室基地対策課長 長嶺元裕
知事公室辺野古新基地建設問題対策課長 松堂徳明
知事公室防災危機管理課長 山里永悟
総務部長 宮城力
総務私学課長 山内昌満
行政管理課長 嘉数広樹
財政課長 又吉信

税務課長 前本博之
管財課長 池原秀典
警察本部長 鎌谷陽之
警務部長 壺岐恭秀
会計課長 井上毅
生活安全部長 宮城貴
地域部長 田場義浩
刑事部長 下地忠文
交通部 安里準
警備部長 市原悠樹

○又吉清義委員長 ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の説明員として、知事公室長、総務部長及び警察本部長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会議定第1号、同認定第7号及び同認定第19号の決算3件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、秘書防災統括監から知事公室関係決算事項の概要説明を求めます。

真鳥裕茂秘書防災統括監。

○真鳥裕茂秘書防災統括監 委員の皆様、おはようございます。

秘書防災統括監の真鳥でございます。

本来なら知事公室長の溜が、今回、出席して御説明差し上げるべきところなんですけれども、体調不良で欠席しておりますので、大変恐縮ですが、私のほうで説明させていただきたいと思っております。

それでは、令和4年度の知事公室所管の決算の概要について御説明いたします。

ただいま通知しましたのは、令和4年度歳入歳出決算説明資料知事公室でございます。

一般会計歳入決算状況について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

予算現額の計（A）の欄40億1623万6600円に対し、調定額（B）の欄、収入済額（C）の欄ともに36億8630万9046円で、調定額に対する収入済額の割合である収入比率は100%となっており、過誤納金、不納

欠損額、収入未済額はいずれもゼロ円でございます。

歳入の主な項目について、上から御説明申し上げます。

一番上の段、(款) 使用料及び手数料のうち(目) 証紙収入の収入済額1732万1600円は、危険物取扱者免状に係る手数料及び危険物取扱作業の保安に関する講習手数料等であります。

2番目の(款) 国庫支出金のうち(目) 総務費国庫負担金の収入済額6661万1220円は、沖縄復帰50周年記念式典に係る国からの負担金であります。(目) 総務費国庫補助金の収入済額31億7234万1000円について、その内訳は、不発弾等処理促進費が24億70万3000円、沖縄振興特別推進交付金が6億8520万円などであります。

次の2ページを御覧ください。

一番下の段、(款) 県債のうち(目) 総務債の収入済額4億2420万円について、その内訳は、防災システム運営事業に係る緊急防災・減災事業債が2億6160万円などあります。

次の3ページ目を御覧ください。

一般会計歳出決算状況について御説明申し上げます。

予算現額の計(A)の欄60億5417万7800円に対し、支出済額(B)の欄が54億9968万5051円、翌年度繰越額(C)の欄が1億9276万4000円、不用額が3億6172万8749円、予算現額に対する支出済額の割合である執行率は90.8%となっております。

翌年度繰越額1億9276万4000円の主な理由について御説明いたします。

(項) 防災費(目) 防災総務費の1億9276万4000円は、不発弾等処理事業費のうち住宅等開発磁気探査支援事業において、土地造成工事の区域内における産業廃棄物の撤去に不測の日数を要したことなどにより、繰越しとなったものであります。

次に、不用額の主な理由について御説明いたします。

(項) 総務管理費(目) 諸費の5832万3900円は、特定地域特別振興事業において、契約入札残が生じたことによる市町村への補助金の執行残などであり、(項) 防災費(目) 防災総務費の不用額2億1171万362円は、不発弾等処理事業において、市町村支援事業の計画変更等による補助金の執行残などあります。

以上が、知事公室所管一般会計の令和4年度歳入歳出決算状況でございます。

御審査のほど、よろしく御説明申し上げます。

○又吉清義委員長 秘書防災統括監の説明は終わりました。

次に、総務部長から総務部関係決算事項の概要説明を求めます。

宮城力総務部長。

○宮城力総務部長 令和4年度総務部所管の一般会計並びに所有者不明土地管理特別会計及び公債管理特別会計の2つの特別会計の歳入歳出決算について、令和4年度歳入歳出決算説明資料により御説明いたします。

説明の都合上、ページを前後いたしますが、御了承ください。

1ページをお願いいたします。

総務部所管の歳入総額について御説明いたします。

総務部、計の行で、予算現額(A)の欄6426億672万6754円、調定額(B)の欄6241億5923万4486円、収入済額(C)の欄6216億8932万5373円、うち過誤納金227万2696円、不納欠損額(D)の欄1億828万1939円、収入未済額(E)の欄23億6388万4070円となっております。調定額に対する収入済額の割合である収入比率は99.6%となっております。

2ページをお願いいたします。

総務部所管の歳出総額について御説明いたします。

総務部計の行で、予算現額(A)の欄2674億721万6000円に対し、支出済額(B)の欄2649億7363万4504円、翌年度繰越額(C)の欄7億9620万円、不用額16億3738万1496円となっております。予算現額に対する支出済額の割合である執行率は99.1%となっております。

次に、会計ごとの歳入歳出決算について御説明いたします。

3ページ、一般会計の歳入決算の概要について。

総務部所管の合計額は、予算現額(A)の欄5614億2926万7754円、調定額(B)の欄5429億7217万5683円、収入済額(C)の欄5405億1449万6598円、過誤納金227万2696円、不納欠損額(D)の欄1億828万1939円、収入未済額(E)の欄23億5165万4042円。収入比率は99.5%となっております。収入済額の主なものは、4行目の(款) 県税1464億7718万9855円、5ページの21行目(款) 地方交付税2356億7673万3000円であります。

3ページをお願いいたします。

収入済額のうち過誤納金の主なものは、4行目の県税212万1488円で、その主な理由としては、県税に係る減額更正等による過誤納で、出納整理期間中に還付処理できない分となります。不納欠損額の主な

ものは、同じく4行目の(款)県税1億720万1739円です。主なものは、5行目の(項)県民税8703万6596円、9行目の(項)事業税1324万2795円、5ページ5行目の(項)自動車税498万5319円となっております。不納欠損の主な理由として、滞納処分できる財産がない、あるいは滞納者の所在不明等の理由により、関係法令に基づき不納欠損の処理をしたものであります。

3ページに戻りまして、収入未済額の主なものは、4行目の(款)県税21億9431万6638円です。主なものは、5行目の(項)県民税15億1690万220円、9行目の(項)事業税3億7715万3912円、15行目の(項)不動産取得税1億6358万4387円となっております。収入未済額の主な要因としては、新型コロナウイルス関連の協力金により、個人県民税及び個人事業税の課税対象者が増加したことで、調定額が増えたこと、ウクライナ情勢、円安に伴う仕入価格の上昇による物価上昇の影響及び人手不足等による企業収益の減などによるものであります。

6ページをお願いします。

23行目の(款)財産収入の収入未済額4259万7560円は、25行目の(目)財産貸付収入で生じており、その主な要因は、県有地の借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものであります。

7ページの15行目の(款)諸収入の収入未済額1億1469万9762円の主なものは、16行目の(項)延滞金、加算金及び過料のうち(目)加算金6323万2235円で、その主な要因は、法人事業税に係る加算金で、徴収困難な高額滞納案件が発生したことによるものであります。

9ページをお願いします。

一般会計の歳出決算の概要について御説明いたします。

総務部所管分の合計額は、予算現額(A)の欄1862億2975万7000円に対し、支出済額(B)の欄1839億8600万5313円、翌年度繰越額(C)の欄7億9620万円、不用額14億4755万1687円、執行率は98.8%となっております。

繰越額につきましては、4行目の(款)総務費における2事業において明許繰越として計上しているものであります。

明許繰越を

した2つの事業の繰越しの理由としまして、公共施設マネジメント推進事業においては、主に施設利用の都合による工事の制限及び入札の不調により、発

注計画の見直しに日数を要したためであります。防災危機管理センター棟(仮称)整備事業においては、工法の検討に想定より時間を要したため、それぞれ年度内に完了することが困難になったことによるものであります。

次に、不用額について、主なものを款ごとに御説明いたします。

4行目の(款)総務費の不用額8億8861万9563円は、主に高等学校等就学支援金の支給実績が見込みを下回ったこと等により、不用が生じたものであります。

10ページをお願いいたします。

1行目の(款)公債費の不用額4043万2163円は、主に県債の償還利子の金利の低下による不用であります。

7行目の(款)諸支出金の不用額8323万961円は、主に、次の11ページ21行目の(項)法人事業税交付金において、その原資となる法人事業税の県の税収が見込みより少なく、市町村へ交付すべき金額が減少したことによる不用であります。

12ページをお願いいたします。

(款)予備費の不用額4億3526万9000円は、年度内の緊急支出に充用したものの残額であります。

以上が、令和4年度一般会計における総務部の決算概要でございます。

続いて、特別会計の決算概要について御説明いたします。

13ページ、所有者不明土地管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、沖縄戦で公図及び公簿類の喪失に起因する所有者不明土地を県が管理するための特別会計であります。

歳入決算の概要については、合計で、予算現額(A)の欄1億8277万5000円、調定額2億1407万8932円、収入済額2億184万8904円、収入未済額1223万28円となっております。収入未済額の主なものは、12行目の(款)諸収入659万7684円で、これも借地人の病気や事業不振による収入の減などの経済的理由によるものとなっております。

14ページ、歳出決算の概要について御説明いたします。

合計で、予算現額1億8277万5000円に対し、支出済額1464万9320円、不用額1億6812万5680円となっております。不用額の主なものは、県が管理する所有者不明土地において、災害等不測の事態が発生した場合の緊急対応等に用いる経費である予備費の支

出がなかったことによるものであります。

15ページ、公債管理特別会計について御説明いたします。

当会計は、県債の元金償還及び利子支払い、借換債の発行等公債費に関する収支を一般会計と区分して管理するための特別会計であります。

歳入決算の概要については、合計で、予算現額809億9468万4000円、調定額及び収入済額は同額で809億7297万9871円となっております。

16ページをお願いします。

歳出決算の概要について、合計で、予算現額809億9468万4000円に対し、支出済額809億7297万9871円、不用額2170万4129円となっております。不用額の主なものは（目）利子の1945万3912円で、県債の償還利子の金利の低下によるものとなっております。

以上が、総務部所管の一般会計及び特別会計の令和4年度歳入歳出決算の概要となります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 総務部長の説明は終わりました。

次に、警察本部長から公安委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

鎌谷陽之警察本部長。

○鎌谷陽之警察本部長 公安委員会所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要について、令和4年度歳入歳出決算説明資料に基づき御説明をいたします。

説明資料の1ページを御覧ください。

初めに、一般会計の歳入決算の概要について御説明をいたします。

公安委員会所管の歳入決算の総額は、予算現額29億491万4030円、調定額27億8321万6004円、収入済額27億7368万1891円、不納欠損額69万5000円、収入未済額889万3113円、調定額に対する収入比率99.7%となっております。

以下、各款ごとに順次御説明をいたします。

（款）使用料及び手数料は、予算現額4924万1000円、調定額、収入済額ともに5871万4536円となっております。

（款）国庫支出金は、予算現額25億8799万6030円、調定額、収入済額ともに24億3309万2000円となっております。

（款）財産収入は、予算現額1937万円、調定額、収入済額ともに2187万4896円となっております。

2ページを御覧ください。

（款）諸収入は、予算現額2億4830万7000円、調定額2億6953万4572円、収入済額2億6000万459円、

不納欠損額69万5000円、収入未済額889万3113円となっております。

不納欠損につきましては、平成28年度に調定した、放置駐車車両違反金であります。転居先不明等納付命令が送達できなかったものや、財産がなく、財産差押えが執行できず、時効が成立したものであります。

収入未済については、主に放置駐車車両違反金となっております。

以上が一般会計歳入決算の概要であります。

3ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出予算の概要について御説明をいたします。

歳出決算の総額は、予算現額365億2169万6030円、支出済額358億3838万8887円、翌年度繰越額1075万4000円、不用額6億7255万3143円、執行率98.1%となっております。

翌年度繰越額1075万4000円について御説明をいたします。

この繰越額は、（項）警察活動費（目）交通指導取締費で、国の総合経済対策に係る交通安全施設整備費の増額補正によるものですが、年度内に事業が終了できなかったことから、繰越しをしたものであります。

次に、不用額6億7255万3143円について、その主なものを御説明いたします。

（項）警察管理費（目）警察本部費の不用額4億2794万848円は、職員手当等の執行残が主なものであります。

（目）装備費の不用額5992万6014円は、価格高騰分として措置した車両燃料費の執行残が主なものであります。

（目）運転免許費の不用額5648万4217円は、運転免許更新者の減に伴う講習委託料等の執行残が主なものであります。

（項）警察活動費（目）刑事警察費の不用額5006万9872円は、関係機関に対する照会手数料の執行残が主なものであります。

以上が一般会計歳出決算の概要であります。

なお、特別会計の歳入歳出についてはありません。

以上で公安委員会所管の令和4年度歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 警察本部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきま

しては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことにいたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明1月12日本委員会の質疑終了後に、改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑、答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡等の確認)

○又吉清義委員長 再開いたします。

それでは、直ちに、知事公室、総務部及び公安委員会関係決算事項に対する質疑を行います。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 おはようございます。

私のほうから、主要施策の成果に関する報告書で、知事公室のほうにお伺いいたします。

皆さんが事業をしている1ページの牧港補給地区の返還状況というのを、まずはお聞きをしたいと思っております。

○長嶺元裕基地対策課長 牧港補給地区については、平成25年4月に公表された統合計画において、4つの区域に分けられ、それぞれ返還に向けた計画が立てられております。

このうち北側進入路区域及び第5ゲート付近の区域の2区域、計5ヘクタールはそれぞれ、平成25年及び平成31年に返還されております。

残る2つの区域のうち、倉庫地区の大半を含む区域129ヘクタールについては、沖縄で代替施設が提供され次第返還することとされており、現在、移設先において移設に向けた作業が進められるとともに、

国道58号拡幅のため、平成30年及び令和3年に計約3ヘクタールが前倒しで返還をされております。

残余の区域142ヘクタールについては、在沖海兵隊の国外移転の完了後に返還することとされております。

○島尻忠明委員 これは先般というか、以前に報告された内容も含んでおりますが、その後、協議は進んでいますか。

要するに、発表された後にいろんな国なのか、米国なのかはあれですけど、皆さんが返還に向けて24年から25年という話もあったんですけど、その辺についての話合いというのは持たれたことがありますか。

○長嶺元裕基地対策課長 牧港補給地区については、同施設が那覇市に隣接をし、西海岸沿いの都市軸の重要な位置にあり、隣接する海浜部での埋立て計画や港湾整備計画など様々な計画があることから、防衛大臣などに対して早期に返還をするよう、都度、要請を行っているところです。

○島尻忠明委員 もし今、手元にあるのであれば、いつ頃という期日が分かれば教えてもらいたい。もし分からなければ後でもよろしいです。行動した日付ですね。

○長嶺元裕基地対策課長 例えば、令和元年9月に河野防衛大臣に対して要請をしております。それから、令和2年10月に岸防衛大臣に同様の要請を行っております。直近では、令和4年9月に浜田防衛大臣に要請を行っているところでございます。

○島尻忠明委員 この要請した内容と対応をした、こういった対応方があったというのはどこかで出していますか。

県民に対して告知とか、そういうのをやっていないですか。

○長嶺元裕基地対策課長 この要請内容、やり取りについて広く周知をしているということは、今のところはございません。

○島尻忠明委員 これはこれからもそういう方向性ということで理解していいんですか。

何だか我々、要するに、新聞紙上ではよく要請したということを見て今、質疑をさせていただいているんですけど、その後がちょっと見えないものから、それでお聞きをしておりますが。その辺の取組はこれからいかが考えておりますか。

○長嶺元裕基地対策課長 先ほど申し上げた要請については県が単独で行った要請になりますが、例えば軍転協でも同様の要請をしているところでござい

ます。その際、軍転協の要請については、文書で国からの回答があるところがございますので、その回答内容については県のホームページといったところで、公表しているところがございます。

○島尻忠明委員 よく議会の答弁を皆さんしておりますが、やっぱり軍転協はそういう周知をしておりますので、そのほかは考えがないということでは理解していいですか。ちょっとなかなか我々も県議会に席を置いているのに、後の対応方がなかなか分からないものですから。今、軍転協でそういうふうな報告をしていますということであるんですけれど、これもちょっと分かりにくいものですから。

○長嶺元裕基地対策課長 県が単独で防衛大臣に要請をする事項については、牧港補給地区の返還以外にも事件・事故ですとか、多岐にわたる内容のものですから、それぞれ個別に回答があるというわけではございませんし、また文書で回答があるということでもございませんので、ちょっとその辺り、回答がもしあれば公表するように努めていきたいと考えております。

○島尻忠明委員 私は浦添の選出で、地域のことを今取り上げているんですけれど、確かに今おっしゃるように要請はしますけれど、今回あったこの部分はどういう話があると思いますけれど、私が言っているのは要請をした、いろんなもろもろ要請をすると思うんですよね、皆さんは。

その要請をした後に、牧港補給地区の回答がなくてもいいんですよ、別のものでもいいですよ。それをなかなかくくりにして、要請した後の結果ではないんですけれど、どういうことがあったというのが分かりにくいものですから、その辺の対応方を聞いておりますので、その辺を含めていかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長 県が要請した場合には、要請書もホームページなどで公表はしております。

先ほども申し上げましたが、国から回答がある場合と、ない場合がございますので、回答がありましたらその部分も含めて公表していきたいと考えております。

○島尻忠明委員 あと、今説明があった第5ゲート、一般質問でも取り上げたんですけれど浦添の国道58号、城間から臨港道路に向けて片側車線になっておりますよね。返還はされているんですけれど、なかなかその供用開始が遅れているものですから、その辺の理由というのはどういうことなのでしょう。

これ返還はされておりますので、これはまた道路事業とかいろんなのも絡んでくるのであれば、それ

はそれでいいんですけれど、この返還は決まってその部分も空いているんですけれど、なかなか供用開始が今のところ厳しいものですから、その辺もし答弁できるのであれば、お願いをしたいなと思います。

○長嶺元裕基地対策課長 返還後の事業の進捗等については、ちょっと知事公室のほうに情報は入ってきておりませんので、大変申し訳ありませんが、ちょっと答弁はこの場ではできません。

○島尻忠明委員 分かりました。

返還後もなかなか供用開始ができないというのは、やっぱり返還はお互い決まったんですけれど、まだその中にいろんな内容の詰めができないのもあるものですから、それで皆さんのところで供用開始が遅れているのかということでも今、質疑をさせていただきましたので、その辺は理解をいたしましたので、またこの事業をする部局に聞いてみたいと思っております。

次に3ページの辺野古新基地建設問題対策事業というのを皆さんやっておりますが、先般、最高裁の判決も出ました。これまでも皆さんいろんな訴訟等を受けてやっていましたが一つの区切りといえますか、それが出たものですから、それに対して、皆さんはこの訴訟の判決を受けて、今後の対応方針はどういうふうにしていくのかということをお聞きしたいです。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

代執行訴訟につきまして、県は昨年12月20日の福岡高等裁判所那覇支部の判決に不服があるとして、同月27日に上告受理申立てを行ったところがございます。今後、最高裁判所において高裁判決の問題点を明らかにし、また多くの県民の願いをしっかりと訴えてまいりたいと考えております。あわせて、政府においては、県との真摯な対話に応じていただくよう求めてまいりたいと考えております。

○島尻忠明委員 ずっと同じような答弁、これまでの訴訟で大変厳しい結果を受けてきております。それを受けてもまだそういう方向性というのは今お聞きしましたが、要するにいつもお聞きするんですけれど、これ裁判の結果がどうなるか分かりませんのでという答弁が多分あると思うんですけれど、やはりこれまでの経過を見ても厳しい結果が出ているわけですよ。その中でまた、やっぱり弁護士費用等いろんなもの、その部署にいる皆さん方も大変激務の中でいろんな資料を作ったりとか、大変御苦労しているのは分かるんですけれど、ただこれまでの結果

も受けて、やっぱりまたこういう方向性というのについて、皆さんもちろん結果はどうなるか分かりませんが、その辺についてどういう思いでですね——一つの区切りはついておりますので、いま一度そこに向かうことについて、これまでと変わったいろんな事柄があったのか、それともまたそのままの中で、今の方向性に行くのかということ、もし皆さんの部署でいろんな話合いがあって、これまでと違ったというか、今度またこういう方向性に行くということが協議されたのか、その結果を受けてそういう方向性になったのかということ、もし答弁できるのであればいただきたいと思っております。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

辺野古新基地建設問題につきましては、県はかねてから政府に対して対話による解決の必要性和重要性を繰り返し述べてきているところでございます。

沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げること、また問題点を指摘しながら必要に応じて連携して、取り組むことが重要であると考えております。

なお、これまでの裁判につきましては、国の関与が違法な状態にあることを放置することが、法律による行政の原理や地方自治の観点から重大な問題であり、県としてはこの問題を政府に対して申し上げるため、地方自治法その他の関係法令の定めるところにより、訴訟の方法を通じて問題を提起し、司法の判断を仰ぐ必要があると判断し、現在、訴訟を提訴しているところでございます。

○島尻忠明委員 答弁があったように、そういう国の関与とかいろいろなものがあって、これまでそれやってきたんですよ。そこで20日にはそういった結果が出て、またその中において、私がさっき質問をした中で、新しい方向性も何ら見当たらない中で、またおうむ返しの同じような話をして、対話をやりながらまた裁判をしたりとか、また新しいいろんなことが見えない中で、同じようなことになるのかなと危惧しているところもあるんですけど、部長この辺、事務方は厳しいと思うんですけど、部長のほうからやはりいろんな庁議もあって、いろんな三役の調整もあったと思うんですけど、今の答弁、私は納得しないですよ。

要するに同じようなことをして、同じように裁判をして、同じような結果になっていますよ。その辺もう一度聞きますけれど、どういう思いで今回、いま一度訴訟に向かうのかということ、答弁いただき

たいと思います。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

少し繰り返しになりますが、今回の高裁判決につきましては9月4日の最高裁判決で、まず公有水面埋立法違反が確定したと、具体的審理もせずに断定し、代執行以外に取り得る方法についても、国と県の対話を通じた抜本的解決を付言しながら、要件の判断に何ら反映していない判決となっております。

また公益侵害の要件については、辺野古新基地建設を進めようとする国側の公益に偏って容認しており、地方分権改革の趣旨や地方自治の本旨、多くの県民の民意という真の公益を顧みなかったことは、司法自ら辺野古が唯一との固定観念に陥ったものと言わざるを得ないと考えております。

県としましてはこの判決を受けて、やはり最高裁判所に対して、現判決の問題点を明らかにし、多くの県民の願いを訴えることで、同判決の破棄を求めてまいりたいと考えておりますので、今現在、訴訟を、上告受理申立てを行っているところでございます。

○島尻忠明委員 何か知事答弁みたいですが、じゃ最後に聞きます。

部長、日本は法治国家ですよ、法治国家との整合性はどうか、今答弁ありましたけれど、今までそれを訴えてきてその結果が出たんですよ。今の答弁は何ですか、これ。部長、最後に答弁してください、法治国家との整合性、同じ答弁ですよ。部長どうですか、トップですよ。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

行政として法令を遵守することは当然のことではありますが、今回のこの訴訟につきましては、まず経緯を少しお伝えしますと、昨年9月4日の最高裁判決が出た後に、判決においては県が主張した公有水面埋立法、これ法定受託事務に基づく承認要件の不充足性について何らの判断も示さず、県の訴えを退けたことから、沖縄県としてどのような対応が取れるか検討しているところでございました。

このような中、国は10月5日、代執行訴訟を提起したことから、県は応訴いたしました。福岡高等裁判所那覇支部は12月20日、県の主張を退け国の請求を認める判断を言い渡したところでございます。

しかしながら県としては、この高裁判決に不服があることから、同月27日に上告受理申立てを行ったところであり、今後、最高裁判所において高裁判決

の問題点を明らかにし、多くの県民の願いをしっかりと訴えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○島尻忠明委員 これ以上あれですから、総括質疑でこの法治国家との整合性を含めて、知事、三役、できれば筆頭部長を呼んでやりたいと思いますので、ぜひ知事を。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から島尻委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 玉城デニー知事にこの裁判の判決が出た結果のですね、やっぱり法治国家としてしっかりと、その辺との整合性をただしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○又吉清義委員長 ありがとうございます。

ただいまの提起内容については、1月12日の質疑終了後に協議いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今の3ページですけれども、この裁判で令和4年だけじゃないんですけれども、どのような裁判で費用が幾らかかって、弁護士料がどのくらいかかったかというのを、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

辺野古新基地建設問題に係る一連の訴訟につきましては、平成27年度から現在14件の訴訟等を行ってきているところでございます。辺野古新基地建設問題に係る訴訟対応のため、平成27年度から令和6年1月9日までに県が支出した総額は、2億4487万9325円となっております。

また、そのうち弁護士の委託料につきましては、これは訴訟費用全体、訴訟以外も含めまして1億9157万6344円となっております。

以上でございます。

○仲村家治委員 最高裁で判決が出たにもかかわらず、いろんな項目で再度裁判を起こしてこれまで2億4000万、そして弁護士費用が1億9000万という支出をしているんですけれども、要は辺野古代替基地を造らさないために、県は裁判を起こしているんですけれども、司法の判断が出た場合は政治的な判断というのは難しくなるというのは、皆さん承知して白

黒かけで司法で争っているんですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

少し先ほどと繰り返しになりますが今回、県としては最高裁判所、昨年9月4日の沖縄県が主張した公有水面埋立法の承認要件が、不充足性について何ら判断も示されていなかったということで、県の訴えが退けられていたことから、県としてどのような対応が取れるか検討していたところでございます。

その判決を踏まえて検討していたところの中で、国が10月5日に代執行訴訟を提起したことから、沖縄県としては応訴したというところでございます。

○仲村家治委員 代執行は国交大臣が決断して、今工事が進んでいるじゃないですか。最高裁、その結果が出るまで工事は止められないということで、昨日から工事を再開しているんだけど、皆さんはそういう止められない裁判をして、こういった過去2億5000万近くも裁判費用、また弁護士費用を出して、要は止められない裁判をやって血税をつぎ込んでいるという認識はあるんですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

まず、今回の裁判等につきましては公有水面埋立法や、漁業調整規則に基づく許認可等の法的な問題に関連する争いがございます。県としては違法な状態を放置できないという法律による行政の原理の観点から、訴えをこれまで提起したところです。

一方、県はかねてから政府に対して対話による解決の必要性と、重要性を繰り返し述べてきているところでございます。沖縄県の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し申し上げるべきことは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えているところではございます。

○仲村家治委員 僕が言っているのは、裁判で決まったことは政治的判断できなくなるということを皆さん認識してくださいよ。聞きますけれども県に職員採用されたときに宣誓しますよね、職員は。そのときに法を遵守するという宣言をしますけれども、それはやられましたか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 はい、やっております。

○仲村家治委員 だから基本的には知事が不当な裁判をして、最高裁の判決が出たにもかかわらず、工事を遅らすために裁判を繰り返していることに対して、職員の皆様は大変、公務員として本当にこの姿

でいいのかというのは、僕は思っていると思うんですよ。

ですから、本来の姿であれば、政治的な判断で解決するのであれば、裁判闘争すべきじゃないと思っ
てはいるんだけど、それを言ったって変えない
だろうから。ぜひ経費も含めて、私は血税を使っ
ていると、止められないのに血税を使っていると思
っていますので、これは職員に聞くことではないので、
先ほど島尻委員もありましたように、知事に総括質
疑に出席してもらって、この裁判の経緯等も含めて出
席を求めたいと思います。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲村委員に対し、誰
にどのような項目を確認するのか改めて説
明するように指示があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 玉城知事にこの裁判の経緯と、こ
れからの基地に対する姿勢を問いたいと思ってい
ますのでお願いいたします。

○又吉清義委員長 ただいまの提起内容については、
1月12日の質疑終了後に協議いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 今タブレットで示しました5ペー
ジ、ワシントンですね。我が会派は常にワシントン
事務所の費用対効果を問い続けてきているんですけ
れども、現地にいる職員、特に円安で、あと物価高
騰で、特にワシントンとかニューヨークは相当な物
価高になっていると聞いているんですけれども、現
地の職員の給与体系というのはどのようになっている
のですか。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在職員の給
与につきましては、沖縄県職員の給与に関する条例
に基づき支給しており、毎月の給料、期末・勤勉手
当、扶養手当のほか、特殊勤務手当として外国勤務
手当を円で支給して、ドルで送金をしているところ
でございます。

この外国勤務手当につきましては、在勤基本手
当など4つの種類の手当がありますが、これらの手当
については、国が政令で定めております外務省職員
が在外公館で勤務する場合に支給される在勤基本手
当を基準に算定をされているところでございます。

○仲村家治委員 十分に生活できるような手当に
なっているのですか。

○長嶺元裕基地対策課長 この国の政令につしまし
ては近年の為替の変動ですとか、アメリカでの物価

上昇の影響を反映させるために、令和4年度と令和
5年度にかけて4回、増額改定をされておりますの
で、その都度、駐在職員の外国勤務手当も増額して
支給してきているところでございます。

○仲村家治委員 今年はアメリカの大統領選挙があ
りますし、いろんな不安要素が世界的にあるんです
けれども、ワシントン事務所で情報を得て、誰々、
国会議員と会ったとか、大学教授に会ったとかとい
う話は報告として上がってはきているんですけれど
も、実際にこのワシントン事務所で得た情報で、沖
縄の基地問題が前進したという事例はあるんですか。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在につしま
しては、設置以降8年が経過をしておりますが、そ
の8年間で米国関係者への情報発信ですとか、情報
収集活動を段階的に拡大強化してきたところでござ
いりますが、沖縄の過重な基地負担の軽減ですとか、
辺野古への移設計画の断念など、アメリカの政策へ
の反映についてはいまだ道半ばの状況でございます。

これまでの成果を今後に生かすためにも、継続し
て取り組んでいきたいと考えております。

○仲村家治委員 平たく言えば、何の成果もまだな
いということでは理解していいのですか。

○長嶺元裕基地対策課長 これまでの駐在の働きか
けの結果としましては、例えば2020年6月、下院軍
事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に
関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び
不安定性に関する懸念など、辺野古移設建設工事に
係る4つの懸念事項と、辺野古基地建設予定地地下
の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書
の提出を国防総省に求めることが明記されていま
す。

このほか、2022年6月及び11月には、アメリカの
シンクタンクであるクインシー研究所と米戦略予算
評価センターの報告書に、普天間代替施設計画への
懸念等が示されているところでございます。

少しずつではございますが、沖縄の基地問題への
認識は広がってきているものと考えております。

○仲村家治委員 弱過ぎるというか、予算が少ない
からあまりできないんじゃないかというのも指摘が
あるので、こんなちっちゃな額じゃなくて、もっと
増額してやるべきだと思うんだけど、それを言っ
てしまうとちょっと語弊があるから言わないけれど。
この二、三日前に新聞報道でオリバーストーン監督
とかの著名人が、辺野古の基地の反対を声明すると
かという記事が載っていましたが、ワシントン
と何か関係があるんですか。なければならないでいい

ですよ。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在から、何かこれに関連する情報提供は受けておりません。

○仲村家治委員 アメリカの国籍を持った方が辺野古の基地問題を言う前に、普天間飛行場を返してくださいと言ったほうが、僕はいいと思うんだけども。

間違ったメッセージで彼らがそういうふうな認識を持っているのであれば、それこそワシントン事務所のスタッフが彼らと接触して、どういう認識でそういう声明をしているかというのは、情報を取るべきじゃないですか。

○長嶺元裕基地対策課長 必要な情報については情報も収集していただいているところがございますので、今の仲村委員の指摘も含めて、少しワシントンと情報は共有したいと思います。

○仲村家治委員 重要な事務所であるという認識で皆さんは答弁しているんだけど、その費用対効果とかいろんなことを考えた場合に、ワシントン事務所のポテンシャルの——どうやってこれからやっていくか。年間1億近くの予算を投じて、私たちから見たら何の前進もないということは、これはもう知事本人からこれまでのワシントン事務所の在り方、今後のワシントン事務所の出先としての方向性は職員の皆さんから聞くよりも、知事本人から聞き取りたいので、改めて委員長、総括質疑で知事と呼んでもらえますか。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から仲村委員に対し、誰にどのような項目を確認するのか改めて説明するように指示があった。)

○又吉清義委員長 再開いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 この件につきましては、これまでのワシントン事務所の在り方、それと今後のワシントン事務所の方向性、そして本年はアメリカ大統領選挙もありますので、共和党、民主党に対して、知事本人がどのような働きかけをするかを聞きたいと思っておりますので、知事の出席を求めます。

○又吉清義委員長 ただいまの提起内容については、1月12日の質疑終了後に協議いたします。

仲村家治委員。

○仲村家治委員 8ページの防災ヘリについてです。

防災ヘリの執行率は72%でありますし、まだ同意に向けて先行きが見えないんですけれども、今どういう状況なんでしょうか。

○山里永悟防災危機管理課長 お答えします。

消防防災ヘリコプター導入事業の進捗状況でございます。この防災ヘリの導入に当たりましては、県と41市町村で構成する沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会において協議を行いまして、令和4年11月には基地整備場所、機体の仕様、人員派遣・費用等、あと県への要望の4つの議案を可決して、現在この4つの議案を市町村長に承認をお願いしている状況でございます。

現在、41市町村長のうち、39市町村長には承認をいただいておりますが、2市長からは承認をいただけておりませんで、まだ詳細に確認をしたいという御意向でございますのでちょっと回数を重ねて、今説明を行っているという状況でございます。

○仲村家治委員 47都道府県の中でまだ沖縄県だけなので、特に離島県ということもありますのでこれはもう早急に——去る元旦の日に石川の能登の大地震、津波、また北陸甲信越で大変な地震が発生しています。本県は自衛隊に頼り切っている部分があるので、県としてもしっかりと形に対応してもらいたいなと思っておりますので、しっかりと関係機関と協力して前に進むように決意をお願いします。

○山里永悟防災危機管理課長 今、仲村委員からコメントもありましたように、能登半島地震におきましても、石川県の防災ヘリが活躍しておりますし、他府県からも応援の防災ヘリが多数参加して、人命救助等に当たっていることを確認しております。

沖縄県においてもいつこういう状況になるかわかりませんので、消防防災ヘリを一日も早く導入できるよう全力で取り組んでまいります。

○仲村家治委員 続きまして、総務部の12ページ、防災危機管理センター。

大分遅れているみたいなんですけれども、その要因は何でなんでしょうか。

○池原秀典管財課長 お答えいたします。

まず、繰越理由のほうから御説明いたしますけれども、繰越理由につきましては、防災危機管理センター棟から行政棟への電力ケーブルの敷設ルートを選定、あとケーブルが壁を貫通する箇所の構造への影響を確認する作業に時間を要したことが主な要因となっております。

現在の事業期間への影響なんですけれども、設計の遅れによる影響はありませんが、令和5年10月に実は、建設予定地である駐車場と駐輪場で試掘した結果、文化財調査の必要性が判明したため、スケ

ジュールを見直しているところでございます。

令和6年度は既設駐車場の撤去と文化財調査を実施する予定としております。また令和7年度から8年度にかけて本体工事を実施し、今のところ令和9年春頃の供用開始を見込んでいるところでございます。

○仲村家治委員 総務部長、文化財が出てきたとかいろいろ理由があるにしても、能登半島の大地震、津波を見ていると、やっぱりその指揮系統であるセンターの建設が遅れているというのは——災害というのは待ってられない部分があるので、その辺の事情は分かるんだけど、それに対して最善の策を講ずるべきだと思うんですけども、どのような対策をお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○宮城力総務部長 先ほど課長から答弁ありましたように、令和9年度の供用開始を予定しているというところでございます。

ただ能登の地震があったように、災害はいつやってくるか分からないというところで、その代替でどういうことができるのか、防災担当部局とも連携して様々な手法について、検討を進めていきたいと思っております。

○仲村家治委員 ぜひ司令塔のセンターですので、その辺の対策を万全に。あと能登地震の話を受けると、やっぱり市町村との連携も大変大切ですので、日頃からこの辺の連携の体制をつくっていただきたいなと思っております。

県警本部の454ページ、水難事故防止対策の強化、水難事故の件に関して私はずっと取り上げてきているんですけども、令和4年に限らず県警は、水上安全条例もお持ちだし、いろんな施策を講じてきていると思うんですけども、本部長、この辺の取組や現状、それと今後の対策についてどのようにお考えをお持ちなのか、お答えいただけますでしょうか。

○田場義浩地域部長 お答えします。

県警察では、これまで水難事故防止対策としまして、航空機等の公共機関において事故防止のアナウンスや空港でのリーフレット配布、レンタカー車内にライフジャケット着用を促すステッカーの掲示など、広報啓発活動を推進しましたほか、昨年6月に立入調査強化チームを結成しまして、水上安全条例に基づき海域レジャー提供者者への安全指導や、立入調査の強化を図ってまいりました。

また、昨年7月末から約2か月間、他県警察からの特別派遣を受けまして、本島中北部、また宮古島、八重山の離島において海浜警ら等の強化をし、県民、観光客への水難事故防止の呼びかけを行ったほか、

昨年はダイビング中の事故等が増加したことを踏まえまして、沖縄本島、宮古島、八重山地区それぞれにおいて、潜水業安全対策会議を開催しまして、各地区のダイビング協会、観光協会、海上保安部などの関係機関・団体と、安全対策や事故防止に向けた情報共有を図ったところでございます。

以上です。

○仲村家治委員 次年度は水難事故が、特に死亡者が減るように、ぜひ全力を挙げて取り組んでください。

以上です。

○又吉清義委員長 花城大輔委員。

○花城大輔委員 総務部の令和4年度歳入歳出決算説明書の3ページから、たばこ税についてなんですけれども、本年度の決算はどんな状況になっていましてでしょうか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

令和4年度の県たばこ税の税収につきましては、19億9544万5000円で、令和3年と比べまして1億2974万1000円、6.9%の増となっております。

○花城大輔委員 たばこ税について以前に質問したときに、答弁した職員の方は上がっているときは笑顔で、下がっているときは苦虫をかみ潰したような顔をしていたんですけど、今回1億円以上も増収したという部分については、どのような要因があったというふうに思っていますか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

国におきましては、禁煙の推進の取組強化等の影響によりまして、近年の調定本数はやや減少傾向にはありますけれども、たばこ税の税率が引上げられたことがございましたので、その要因で若干税収が伸びているものと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 たばこが売れる本数は減ったけれども、税金が上がったから増えているというふうになっているんだと理解しました。

その中でちょっと関連してなんですけれども、県が19億以上の収入と。あと市町村の収入の中で1位から5位くらいまで、多いところから紹介してほしいと思います。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

まず、第1位は那覇市でございまして約45億円ほどの税収となっております。2位が浦添市で25億円余りとなっております。3位が宜野湾市でございまして7億円余りとなっております。4位が沖縄市で約6億円となっております。5位が宮古島市で5億

円余りとなっております。

以上でございます。

○花城大輔委員 これ県の分と足して幾らになりますか。100億円くらいになるんでしょうか。県のたばこ税についての見解について確認させてほしいと思っているんですけども、このたばこ税100億円近く非常に貴重な税収だと思うんですけども、これは守っていく方向で考えている税収なのか、それともいづれなくなると思っているのか、そのような考え方、ちょっと聞かせてほしいと思います。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

県たばこ税、市町村も含めまして、税収は全て一般財源となっております、県が行う様々な事業に充当されている重要な財源の一つと認識しております。

望まない受動喫煙対策の推進や、今後の地方のたばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、屋外分煙施設等の整備が考えられますけれども、分煙施設の設置に当たりましては、施設管理者において望まない受動喫煙を防ぐための設置場所ですとか、設置場所の状況に応じた適切な措置を行う必要があるものと考えております。

以上です。

○花城大輔委員 今の後ろのほうの答弁は、この2つ後の質問に対する答弁になりますので、かみ合うようにお願いしたいと思います。

要はこの100億円近くの税金をこれからも重要というふうに捉えるのであれば、そのような方針をつくる必要があると思います。

私はこの税金はどんどん減っていくんだと思いますよ。今は一時的に上がっているのかもしれませんが、今喫煙できる場所も減りましたし、喫煙できる人がちょっと犯罪者に近いような目で見られるような場面もあります。そして今、500円から600円くらいになっているんでしょうか、そういった金額的なものもあって、この100億円近くの税収を守るためには、何らかの施策が私は必要だと思ってこの質問をしているんですけども。

そんな中で、総務省からたばこ税に関しての通知が出ているというふうに聞いていますけれども、ちょっと紹介してもらえますか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

先日閣議決定されました令和6年度の税制改正大綱を踏まえまして、総務省においては望まない受動喫煙対策の推進や、今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、屋外分煙施設等の整備

について地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すことと述べております。

以上です。

○花城大輔委員 先ほどの質問と関連するんですけども、この税収を守っていく方針を立てるのであれば、今お話しされたような分煙の施設を増やすべきだというふうに思います。もしこれがいづれなくなるんだというふうに思っていて、そうなるのが望ましいと思っているのであればやる必要はないわけですよ。

今、昼休みは向かいにあるデパートの喫煙ブースには何百人か人が集まるらしいですよ。雨にぬれながら吸っている人もいます。そして県庁のエレベーターには、たばこを吸った人は45分間は乗らないくださいとまで丁寧に書いてあるわけですよ。なので私は県がこの税金を守るためにやることがあるのか、それとも別にたばこを吸う人を減らしていくという方針なのか、ということは明らかにすべきだなというふうに思っています。

総務省はそういったところに、予算を使うべきではないでしょうかという通知なんですよ。そこら辺も踏まえて今後の県の考え方について、最後聞かせていただきたいと思います。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

分煙環境整備につきましては、大変恐縮ですが、保健医療部のほうで所管しておりますけれども、保健医療部のほうでは健康増進法の基準を満たす喫煙室の設置ですとか、たばこの煙が流出しないよう適切な措置が取られた屋外分煙施設の整備について、指導を行っていくこととしております。

以上です。

○花城大輔委員 来年のこの時期にまた確認をしたいというふうに思います。

それでは、主要施策の成果に関する報告書から、防災危機管理センター整備事業、12ページ、今の現在の進捗状況をお聞かせください。

○池原秀典管財課長 お答えいたします。

進捗状況につきましてですが、令和4年度から5年度にかけて実施設計を行い、工事発注に必要な図面等をこれまで作成してきました。令和5年10月に建設予定地である駐車場と駐輪場で試掘した結果、文化財調査の必要性が判明したため、スケジュールを見直したところでございます。

今後のスケジュールですが、令和6年度は既設駐車場の撤去工事と埋蔵文化財調査を実施します。令和7年度から8年度にかけて建設本体工事を実施し、令和9年春頃の供用開始を今のところ見込んでいるところでございます。

○花城大輔委員 工事の発注状況はどうなっていますか。

○池原秀典管財課長 今現在、発注はしていないんですけれども、文化財調査の影響で土留め作業等、一部工程等に変更がございますので、その分については現在、実施設計の修正を行っているところでございます。

○花城大輔委員 これ県内のどう言ったらいいんですか、ちょっと中堅クラスというんでしょうか、そういった企業のほうから、大手じゃないと受注できないような内容になっていますよというふうな声が二、三聞こえてきたんですけれども、その辺ちょうど今、発注がまだ終わっていないということであるので、少し改善できたら中堅ぐらいの企業が喜ぶのかなというふうに思うんですけれども、この内容についてちょっと説明してもらえますか。

○池原秀典管財課長 建設工事につきましては、建設業法の業種及び規模を基に複数に分割し、県内企業——これは沖縄県建設工事入札参加資格者名簿に登録された県内企業でございますけれども、その県内企業を対象に一般競争入札で発注する計画でございます。

○花城大輔委員 今の答弁ではちょっと分かりづらいんですけれども、そういった中堅の企業からの要望に対して改善される見込みがあるという理解でいいんですか。

○池原秀典管財課長 ちょっと中堅という部分があるんですけれども、基本的には繰り返しになるんですけれども、この資格者名簿に載ったところで、一般競争入札という形で実施していきたいと考えております。

○花城大輔委員 ぜひいろんな企業にチャンスが出るように何て言うんですかね、工事を細かくしたり、裾野を広げたり、ちょっと工夫してやっていただければなというふうに思います。

あと最後に知事公室のほうに移って、これも主要施策の成果に関する報告書の5ページ、ワシントンですね。先ほど答弁の中で8年間というふうに出ておりましたけれども、この8年間でかかった費用、合計で幾らになりますでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在は平成

27年4月27日に設置し、令和4年度末で設置期間、事業期間が約8年となります。ワシントン駐在員活動事業は、駐在事務所の家賃と運営経費及び活動支援経費に充てるための委託料などを計上しておりまして、8年間決算額の合計は、人件費を除いて約5億3133万円となっております。

また、人件費については人事委員会勧告に基づきまして、駐在員と同等の職にある職員の平均的な給料の月額を算出した場合、駐在2人分の人件費の年間の予算規模は約3000万円となっております。人件費年額は約3000万円と仮定すると8年間で人件費総額は約2億4000万円となり、先ほどの委託料等と合算しましたら約7億7133万円となります。

○花城大輔委員 これも毎年質問しているのでやりたくないんですけれども、だったらやらなければいいと思っているんでしょうけれども、毎回毎回、議論になるのはやっぱり費用対効果なんです。ワシントン事務所を置くことのメリットというのは当然あるんでしょう。

ただ8年間で7億円かかることに対して、これ本当に合っているのかということもいつも言うんですよ。いつも県のほうの答弁としては、誰々と会いました、こういうクラスの人と何回会いましたとかになるわけですよ。ただ先ほどの質問にもありましたけれども、じゃどのような成果が出ましたかということ、ないんですよ。これ改めて費用対効果についての見解をちょっと聞かせてください。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在は、これまでの8年間で累計4447人の米国政府や連邦議会関係者等との面談を行い、沖縄の基地問題の解決についての働きかけを精力的に行ってきております。

これまでの働きかけの結果として、2020年6月、下院軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に関する懸念など、辺野古での基地建設に係る4つの懸案事項と、建設予定地地下の強度の検証結果など5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されたものと理解しております。

さらに、2022年6月と11月にはアメリカのシンクタンクであるクインシー研究所と、米国戦略予算評価センターの報告書に、普天間代替施設建設への懸念等が示されております。これらのことは、米国において沖縄の基地問題が正確な理解へとつながることが期待できるものと考えております。

これらはワシントン駐在員のこれまでの活動の成

果であり、米国内においても沖縄の基地問題への認識が広がりつつあるものと考えております。

○花城大輔委員 やはりワシントンの駐在員は頑張っていますよとか、これだけの人とちゃんと面談していますよとか、そういったのは当然評価されるべきだと思いますけれども、私たちが求めている費用対効果というところは、今のような答弁では、やはり苦しいところがあるんだろうなというふうに思っています。

それで、これまで毎年、報告書の中で指摘されている部分または県独自でのまとめた中での課題等、こういうことがあって、そしてこのように改善していますよというふうに紹介できることがあれば説明していただきたいと思います。

○長嶺元裕基地対策課長 令和4年度についてはワシントン駐在の支援により、アメリカの各種メディアが来県をしまして、知事へのインタビューをはじめとした県内の直接取材へとつなげることができました。それによって、沖縄の基地問題の現状を広く米国にお伝えすることができたというふうに考えております。

また、令和4年12月には沖縄の米軍基地に起因するPFOS等の問題に対処するため、米国環境保護庁、EPA長官宛て、連携を希望する旨の知事名の書簡を送付し、今後の連携継続に期待するとの返信があったところでございます。

○花城大輔委員 今回の報告書の中での課題についても、最後のところに沖縄の最新情報の提供等の働きかけを行っていく必要があるとあります。ワシントン事務所は8年たって、これがまだできてないということを如実に語っているわけですよね。

私はやっぱり今後、業務を改善するのか、または閉所に向かうのか、またはある議員がおっしゃっていましたけれども、もっと予算を大きくしてもっといいシンクタンクと付き合うのか。これ方針を決めないと、多分ずっとこのまんまですよ。私たちの質問もこのまんま、そして県の答弁もこのまんま、お金だけがどんどん増えていく。これは私は真剣に考えていただきたいと思いますし、知事から総括質疑の中で、これについて言及されることが望ましいと思うので、これも併せて伝えていただきたいというふうに思います。

では、次の質問に移ります。

消防防災ヘリ、8ページ。何か最近、消防防災ヘリにオスプレイを使ったほうがいいんじゃないかと言って、めっちゃ炎上している人がいるみたいです。

質問の内容とは関係ないですけども、本当に炎上するのが大好きな方だなと思うんですけども。

質問に入ります。基本計画は今、どのような内容になっていますか、進捗です。

○山里永悟防災危機管理課長 基本計画に関する御質問ということで、基本計画ですが、沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会及びワーキンググループでの協議を踏まえて、消防防災航空センター、このヘリの基地の整備に向けて基本構想及び基本計画を策定しております。

基本構想では整備するヘリポートの種類、運用時間、格納庫等の各施設の延べ面積であるとか、管理棟内に整備する隊員事務所、無線設備等、部屋の種類など、またヘリ基地整備に向けた基本的な考え方を整理するとともに、平面図や参考図面を作成し施設配置の検証、概算費用の算出等を行っているところでございます。

○花城大輔委員 そもそも質問に入りますけれども、沖縄だけが防災ヘリを唯一導入されていない県ですとよ。

しかも、離島なんですよということを強調されまじうけれども、逆を返せばこれまでなくてもやっていけたわけですよ。今回、導入するに当たって何が変わるんですか。

○山里永悟防災危機管理課長 今いただきました質問の中には、沖縄県においては、例えば急患搬送等は自衛隊の皆さんが日常的に協力をしていただいたりとか、海上保安庁の皆さんが協力をしていただいたりとか、そういったこともちょっと含まれているかと思えます。

消防防災ヘリについては、災害時や火災、山岳遭難、水難事故等における救助であったり、消火活動であったり、捜索、情報収集を主体として担うということになっておりまして、先ほど申し上げた自衛隊や海上保安庁とも連携した救急現場出動、施設間搬送等を行うということになっておりまして、自衛隊や海上保安庁とも協議を今しておりまして、引き続き連携していくことで協力の確認は得ております。

先ほど申し上げたように、消防防災ヘリの得意分野というのは火災時の消火活動であったりとか、山岳遭難の救助であったりとか、災害時の対応が主になっておりまして、その辺の消防力が強化されるものと考えております。

○花城大輔委員 今の話だと、急患搬送は防災ヘリがやるから、自衛隊や海保に頼らない場面が増えるというふうな理解でいいのですか。

○山里永悟防災危機管理課長 この点については令和2年度から、自衛隊及び海上保安庁とも協議を重ねておりまして、引き続き自衛隊及び海上保安庁にも御協力をお願いするという旨の確認を取っております。

ドクターヘリが急患搬送を行う本島周辺の離島地域につきましては、ドクターヘリは今ちょっと1基しかない状態ですので、ドクターヘリが出ているときに、重複して急患が発生した場合には消防防災ヘリが出るとか、そういった機能で活躍していきたいというふうに考えているところです。

○花城大輔委員 もう40分過ぎてしまったのでもう終わりますけれど、時間もありませんけれど。やはり夜間とか、場面場面で防災ヘリが適切なのか、ドクターヘリが適切なのか、自衛隊を頼らざるを得ないのかという場面は、幾つもパターンが出てくると思います。

この辺、もう少し何と言うんですか、この防災ヘリを導入することによって、県民の暮らしがどう守られるかということをしっかり伝えるべきだと思っておりますので、今後また説明を求めたいと思います。

答弁はいいです。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午前11時41分休憩

午後1時29分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 質問を行います。

質問は県の主要施策に関する報告書の中から行いたいと思います。

まず1ページ、これは基地問題の解決と駐留軍用地の跡地利用という事業であります。これは午前に島尻委員からも質問がありましたけれども、なるべく重複しないように質問を行いたいと思います。

基地対策ということで、その中において自衛隊に関する諸問題について調整を図ると言われておりますけれども、具体的にはどのような調整がなされているか、お聞かせください。

○長嶺元裕基地対策課長 自衛隊に関する諸問題については、政府への要望等を実施しているところでございます。

県は令和4年度については9月28日に防衛大臣に対し、自衛隊の配備については地元の理解と協力が得られるよう、より一層丁寧に説明を行うとともに、

配備スケジュールありきで物事を進めることがないようにすることなどを要請をしております。

また、令和5年1月18日には、参議院、政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会に対し、今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の理解と協力が得られるよう丁寧に説明を行うことや、地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県及び関係市町村に情報を提供すること等を要請をしております。

また、同じ1月27日には軍転協としても同様の要請を行っております。

○仲田弘毅委員 この要請の事例としては米軍の事件・事故等について、政府等に抗議・要請を行ったとありますけれども、令和4年度は全体的に何回で、そして対応状況はどうでしたか。

○長嶺元裕基地対策課長 令和4年度につきましては、知事公室では米軍関係者による事件・事故が発生した際ですとか、軍転協及び渉外知事会の定期要請などは行っておりまして、合計9回、文書での要請活動を行っているところでございます。それから、その対応についてでございますが、例えば令和4年5月に米海軍第5航空団に所属するF A18が投棄した燃料タンクが、東村の海岸に漂着し引き揚げられる事案が発生しておりますが、この際抗議を受けたのは、外務省特命全権大使及び沖縄防衛局長が対応しております。政府のほうからは航空機の運用に当たっては、地元への影響が最小限になるよう米側に求めていく旨の発言があったところでございます。

また、令和4年9月に浜田防衛大臣が来沖し、玉城知事から過重な基地負担の軽減について要望書を手交した際には、米軍基地については普天間の危険性除去が重要な課題との認識の下、引き続きMV22オスプレイの訓練移転等を着実に進めることで沖縄の負担軽減を図る。南西地域の防衛体制の強化については地元の理解を得ることが重要であり、丁寧な説明を積み重ねる等の発言がありました。

○仲田弘毅委員 P F O S等の要請、要望はなかったのですか。

○長嶺元裕基地対策課長 P F O Sに関する要請としては、米軍基地内にある全てのP F O S等を含有する泡消火薬剤の保管状況を把握し、その管理及び処理計画を作成の上公表すること。基地内におけるP F O S含有水等の適正処理に加え、基地内の泡消火薬剤をP F O Sを含まない製品に速やかに切り替えることなどを要請しております。

また現在、立入調査も申請をしているところです

が、まだ実現していないところがございますので、その立入調査の実現についても要望しているところがございます。

○仲田弘毅委員 要請、要望を行ったということですが、基地内のP F O S等の現状を視察等の対応はできましたでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長 近年では新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、なかなか米軍基地への立入りというのは行っておりませんが、最近で言いますと軍転協として、令和5年初めに自衛隊基地の視察は行っているところがございます。

○仲田弘毅委員 なぜその質問したかと申しますと、神奈川県横須賀基地、市長さんは上地さんという宮古の御出身の系列の方ですが、一昨年、会派沖縄・自民党が視察訪問したときの話は、常日頃から米軍、自衛隊とコミュニケーションをしっかりと、基地内の視察を行ってきましたと。こういった体制が沖縄県に必要なだと思いますが、いかがですか。

○長嶺元裕基地対策課長 米軍との良好な関係を構築していくことが、様々な事件・事故が発生した場合もそうですし、こういった基地内への視察も含めて、立ち入る際に当たっては、それなりに配慮していただくこともあろうかと思っておりますので、沖縄県としてもそのような関係構築には努めていきたいと考えております。

○仲田弘毅委員 次に8ページ、花城、仲村、各委員からは話があるので消防防災ヘリについて質問を行います。

ドクターヘリと防災ヘリ、これは沖縄県は今、防災ヘリがまだ実際設置されておりません。できますればドクターヘリと防災ヘリは同時に運営、運航していただきたかったわけですが、国への要請に対して、ドクターヘリが先にできてしまって、防災ヘリが遅れたという可能性も指摘されておりますが、いかがでしょうか。

○山里永悟防災危機管理課長 お答えします。

ドクターヘリの導入の経緯につきましては保健医療部のほうで所管をしております、詳しい経緯について、今詳細に説明がちょっとできない状況で大変申し訳ございません。

一方、消防防災ヘリにつきましては、県と41市町村で協議会を立ち上げまして、そちらで連携して検討を進め4つの基本方針を定めて、今41市町村長に御承認をお願いしているといった経緯がございます、経緯の流れがちょっと異なるのかなと考えております。

○仲田弘毅委員 防災ヘリ、もう我々も何回も質問をさせていただいて、その進捗状況、大変気になっているところではありますが、県の予想としての進捗状況と我々の考え方と、若干乖離があると思うのですが、県の予想としてはいつ頃をめどに防災ヘリを立ち上げる予定になっておりますか。

○山里永悟防災危機管理課長 今後の導入スケジュールですが、全市町村長から承認が得られ次第、まずヘリ自体、機体の発注と、ヘリ基地となります沖縄県消防防災航空センター（仮称）の施設整備事業を進めることとしております。

令和6年度に機体及び装備品の製造、ヘリ基地の建設、令和7年度に機体の納品、ヘリ基地の完成、令和8年度に隊員の教育訓練を実施いたしまして、運用を開始する計画となっております。

○仲田弘毅委員 今、石川県のほうでは、能登半島地震において大変厳しい状況が展開されているわけですが、その防災ヘリ等を含めて防災の危機管理を考えた場合に、今能登半島の、特に珠洲、輪島市の道路決壊による援助物資の搬入ができないような状況においては、こういうふうな防災ヘリの活用をすること、あるいは活動が大きくクローズアップされるわけですが、そのことも含めて、早めに設置に向けて頑張っていただきたい、このように思います。

次、総務部の12ページ、防災危機管理センター棟の整備事業についてであります、迅速、的確に頑張ってもらうために、その管理センターが必要になるわけですが、現在はどうなっておりますか。

○池原秀典管財課長 今現在なんですけれども、最初の進捗状況のほうでちょっと説明したいんですけども、令和4年度から5年度にかけて実施設計を行い、9月末に本体工事発注に必要な図面等を作成し、令和5年10月に建設予定地である駐車場と駐輪場で試掘した結果、文化財調査の必要性が判明したため、スケジュールを見直しているところがございます。

今後のスケジュールでございますが、令和6年度は既設駐車場の撤去工事と埋蔵文化財調査を実施する予定です。令和7年度から8年度にかけて本体工事を実施し、令和9年春頃の供用開始を今のところ見込んでおります。

以上です。

○仲田弘毅委員 実は以前に一般質問の中で、その管理センターについて発電機が本庁内の地下にしかない。これが浸水した場合においては、その管理センターそのものの司令塔に、指令そのものに大き

く不備が生じるんだという指摘をして、6階程度の危機管理センターを造るといふ答弁をいただいたわけですが、これがまだ実際に完成していない。そのことを考えた場合に、いつ何どき南海トラフ地震等を含め、琉球海溝地震、それによる津波、これを防ぐことはできないというふうに考えているわけです。その意味で今現在、その発電機そのものがまだ県庁の地下にあるのかどうか、そここのところはいかがでしょうか。

○池原秀典管財課長 御指摘どおり県庁の地下にまだございます。

○仲田弘毅委員 それこそ大変厳しい状況になる可能性があるわけですね。そして私は去る11月の議会でも琉球海溝における地震、津波が発生した場合にどれくらいの時間でもって沖縄に襲来するかお聞きしました。

しかし、この去る能登半島地震における地震、津波は揺れを感じて1分以内で津波が襲来しているわけですよ。そのことを考えた場合は、やはりお互いもうちょっとしっかりと前向きに、備えあれば憂いなしではありませんが、しっかりと対応していく必要があると思うんですが、せめて今管理棟ができていなくても、それを移動して本庁の6階に対策本部ができれば、そこに指令ができる体制をつくっていく必要もあると思うのですが、いかがですか。

○池原秀典管財課長 御指摘のとおり、例えば県庁舎が災害に遭った場合は、当然、災害対策拠点として使用できない場合がございます。そういうときにつきましては、沖縄県の地域防災計画においては、沖縄本島内の合同庁舎を使用する計画となっております。

以上です。

○仲田弘毅委員 456ページの公安、交通環境の整備について質問させてください。

まず、平成30年から令和4年度、過去5年分の信号設置の状況をお聞かせください。

○安里準交通部長 お答えいたします。

平成30年度から令和4年度の過去5年間における信号機設置の実績についてお答えいたします。平成30年度5か所、令和元年度1か所、令和2年度4か所、令和3年度4か所、令和4年度6か所となっております。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 そのうちに、うるま市のほうから要請があったかと思いますが、設置実績についてお伺いしてよろしいでしょうか。

○安里準交通部長 お答えいたします。

平成30年度から令和4年度の過去5年間において、うるま市内で新たに設置した信号機はございません。以上でございます。

○仲田弘毅委員 大変残念ではありますが、ぜひうるま市からいろんな要望が出ておりますし、県議会の場でも、ぜひ対応していただきたいという要請もあります。そのことに対して今後、県警としてどういう対応をしていくのか、お聞かせください。

○安里準交通部長 うるま市内の信号機設置要望についてお答えいたします。

これまで交通量、交通事故の発生状況ですね、周辺における道路環境、施設の設置状況等を調査の上、警察署から警察本部へ上申されたものがございまして、その上申によって、信号機以外の安全対策による事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必要性を判断してまいります。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 同じく公安の458ページ、サイバーセキュリティについてお伺いします。

まず最初に、県内における直近5年以内のサイバー犯罪の状況はどうなっておりますでしょうか、お聞かせください。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

県内のサイバー犯罪の検挙件数につきましては、平成30年133件、令和元年109件、令和2年135件、令和3年170件、令和4年308件と増加傾向にあります。

令和4年につきましては、検挙件数が大幅に増加しているところでありますが、検挙した詐欺事件において余罪が多数あったことから、大幅に増加したものであります。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 最近、海外からのサイバー攻撃に対するいろんな問題が提起されておりますけれども、県警として、その対処方法をどういうふう考えているのか伺います。

○市原悠樹警備部長 お答えいたします。

サイバー攻撃への対処方法は、個別の事案に応じて様々ではありますが、一般的にサイバー攻撃に対しては、警察庁のサイバー警察局、サイバー特別捜査隊と緊密に連携し、迅速かつ的確に捜査を推進するとともに、サイバー攻撃に使用された不正プログラム等を解析するなどして、攻撃者やその手口に関する実態解明を行うこととしております。

また、県警察におきましては、サイバー攻撃が世界規模で発生している情勢等を踏まえまして、県警

察と重要インフラ事業者等で構成する沖縄県サイバーテロ対策協議会において、サイバー攻撃に関する最新の情勢や被害の未然防止、拡大防止のための情報提供を行うとともに、今年度、県警察内にサイバー事案対処室を設置し、サイバー事案への対処能力の強化を図っているところでございます。引き続き県警察におけるサイバー攻撃への対処能力の向上に努めてまいります。

○仲田弘毅委員 このサイバー犯罪が個人情報の流出等により、詐欺や強盗等の犯罪に巻き込まれる事例があるかと思っておりますけれども、そういった事例はあるのでしょうか。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

県内におきましては、サイバー犯罪により個人情報が流用した事例として、主に偽サイトに誘導しIDやパスワードを盗み取る、フィッシングメールなどによる被害事例を確認しております。

県警察におきましては、サイバー犯罪による被害防止について、公式SNSでの情報発信や防犯講演などを実施しており、引き続き県民に対する広報、啓発活動を推進してまいります。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 一昨年、22年の10月13日に、那覇市の市立図書館でサイバー犯罪があったという大きな報道もありました。その犯罪の証拠、犯人の捜査等について、県民からいろいろ問合せもあるのですが、いかがでしょうか。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

那覇市立図書館のサイバー攻撃事案につきましては、事案認知後、同図書館内のパソコン等のデータを確認しましたところ、暗号化したファイルを元に戻すことと引換えに金銭、いわゆる身代金を要求するランサムウェアに感染していることを確認しております。

県警察におきましては、現在、那覇市から被害申告を受け捜査中でありますことから、詳細な対応や内容につきましては答弁を差し控えさせていただきます。

県警察におきましては同事案を受けまして、企業向け防犯講演において注意喚起を図っておりますほか、令和5年2月にはサイバーセキュリティーに関する相互協力協定を沖縄県医師会と締結するなど、被害防止に努める諸対策を推進しております。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 那覇市立図書館の担当にお伺いいたしますと、大体3か月から4か月でその修復は終

わって、費用としては200万くらいかかったというお話ではありますけれども、ただ市民サービスという観点からいきますと、これはお金で換算できないような大きな被害になると思います。そういった意味合いにおいても各自治体との情報交換、あるいは情報管理体制をしっかりと県警として連携をしていく必要があるかと思っておりますが、今後の対応策について抱負も含めて、よろしくお祈りいたします。

○市原悠樹警備部長 お答えいたします。

今、委員から御指摘ございましたとおり、市民生活、市民サービスの確保という意味でも、サイバー攻撃対策を広域的に効果的に行っていく上では、県警察と知事部局、そして市町村との間での連携強化は大変重要だと考えております。

県警察におきましては、先ほど答弁申し上げました沖縄県サイバーテロ対策協議会に、今年度、沖縄県市長会と沖縄県町村会に御加入いただきまして、サイバー攻撃に対する連携体制の強化を図るとともに、この協議会以外の場におきましても、各自治体に個別訪問を行ったり、講演を行うなどして、サイバー攻撃についての最新の情勢、対処方法等について共有を行っているところでございます。

県警察におきましては、各自治体との連携をさらに強化し、サイバー攻撃への的確な対処に努めてまいります。

以上でございます。

○仲田弘毅委員 以上で終わります。

ありがとうございました。

○又吉清義委員長 山里将雄委員。

○山里将雄委員 お願いします。

私も主要施策の成果報告書から、各部局ごとに少し質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、公安委員会のほうから先にお伺いをします。非行少年を生まない社会づくりについてということで452ページですか、そちらからお伺いしますけれども。

まず今回の決算報告の内容から少し確認をしたいと思っております。予算額が1億5000万余り、そしてそのうち、いわゆる職員費の部分が1億3400万ぐらい占めているということで、まずその部分で少し聞きたいと思っておりますけれども、この中に少年補導員、補導職員を採用とあるんですけれども、この少年補導員というのはどういった方々、いわゆる人材なのか、それから毎年どれぐらいの採用をしているのか、まずお伺いします。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

少年補導職員に関しましては、県内の14警察署、それから警察本部の少年課の少年サポートセンターに配置をしまして、主に街頭補導、少年相談等の対応、それから、少年警察ボランティア等とともに活動いたしまして、立ち直り支援の活動とか、再補導対策とかということを経験しているところでございます。

少年補導職員は会計年度任用職員として採用されておりますが、令和4年度の少年補導職員の採用人員は33人となっております。今年度の採用にあっても33人と同様の採用をしている状況でございます。

以上でございます。

○山里将雄委員 それは令和4年度で採用した人も会計年度ですから1年で終わると。またさらに翌年度も新たに採用するというので、何年か経験を積んでいくのでしょうか。

○宮城貴生活安全部長 33人という、いわゆる定数がございまして、継続雇用される方もおりますし、年度締めで退職される方もおります。新規採用にあつてはいわゆる欠員分の補充を基本として採用しているところでありまして、努めて定数を満たすように運用して採用活動をしているところでございます。

○山里将雄委員 分かりました。

あともう一つ、スクールサポーターを中学校24校に派遣とありますけれども、派遣の人数は何人ですか。それと県内にはたくさんの学校があるわけですから、この24校というのはどういう基準で派遣を決めているのでしょうか。

○宮城貴生活安全部長 まず、スクールサポーターの任務のほうからちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

県警察では非行化の進んだ中学校、それからその校区内の小学校をスクールエリアとして指定しまして、深刻化する少年問題に対応するため、少年の健全育成と非行防止を図ることを目的に、平成16年からスクールサポーター制度を導入しているところであります。

任務としましては、教職員や少年警察ボランティアなどと連携しながら、問題行動のある少年の実態の把握、必要に応じて少年宅への家庭訪問などを行い、少年及び保護者に対する助言・指導を実施しております。

また、不登校や問題行動等により授業についていけない少年については、大学生少年サポーターと連

携した学習支援や社会とのつながりを持たせるための就労体験、農業体験等の健全育成活動を行っております。

県警察としましては、このような活動を通して学校と警察とのパイプ役として、スクールサポーターを効果的に運用しているところでございます。そのスクールサポーターの運用につきましては、長年警察官としての経験を有した警察官OBを中心とします15名を採用しているところであります。現在、スクールエリアに指定されている県内の23の中学校に派遣をしまして、少年の非行防止、健全育成活動に従事しているところであります。

運用につきましては、1名で1校から2校を担当して、それぞれ活動をしているというところでございます。

○山里将雄委員 すみません、もう一度。

何に指定されている学校というふうには、今おっしゃっていましたか。

○宮城貴生活安全部長 スクールエリア。これは県警におきまして、いわゆる補導の件数とか、それから非行少年、犯罪を犯した少年の数とか、そういった状況を勘案しまして、より警察が持っている補導とか立ち直り支援とかという活動を重点的に力を入れて行うべき校区、そこを指定しております。その校区にある中学校に対してスクールサポーターを派遣をしているというところであります。

○山里将雄委員 じゃ皆さんのほうで指定する。いわゆる学校側からうちに来てほしいとか、そういうことではないわけなんですね。

○宮城貴生活安全部長 これにつきましては県教育庁と情報交換をいたしまして、中学校側の要望を加味しながら、派遣する学校を選定しているというところでございます。

○山里将雄委員 分かりました、ありがとうございました。

それではこの件を少し質問しようと思ったときに、ネットで少し皆さんの情報を集めたので、その少年非行の概況というのがありますよね。これを見ると、私は令和3年と4年の分しか見られなかったんですけども、これを見ると不良行為による補導が、平成29年度の1万5425人から、令和4年には4479人と、3分の1以下に減少しているんですね。これは非常にいいことだと、いい状況だと思うんですけども、これだけ減っている要因は一体何なのかなど思っています。皆さんが今やっているこの事業の成果というふうには受け止めてよろしいですか、その辺

どうですか。

○宮城貴生活安全部長 お答えします。

不良行為少年の補導件数については、平成25年の5万9000人余りをピークに、令和4年は4400人余りということで、約90%減少となっているところでございます。

減少した要因につきましては、様々な要因や要素があると考えられますが、県警察ではスクールエリア対策、それから再補導対策、立ち直り支援や居場所づくり、集団的不良交友関係の解消に向けた取組を行っているところであります。また、学校と警察間における連絡協議会や、学校に配置したスクールサポーター、少年警察ボランティアなどと緊密に連携し、少年の居場所づくり活動等に取り組んでいるところであり、これらの取組が一定の成果を上げているものと考えております。

県警察としましては、引き続き関係機関と連携を密にし、各種対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○山里将雄委員 この事業の成果だというふうに理解しました。平成25年に5万9000人、これが90%の減少。本当にすごい成果だと思いますので、ぜひ今後も頑張っていたきたいと思っております。

ところで、この少年非行の概況のもう一つなんですけれども、これに比べて刑法犯の検挙数、これが平成29年では792人で、30年が799人と。そして令和4年には500人というので減ってはいます。減ってはいるんですけれども、不良行為の減少に比べるとあまり極端に減っているなという感じがしないんですね。若干増えている年もあったりするんですけれども、これはどうなんですか。

先ほどに比べて、この事業の効果があまり及んでいないのか、どんな対応をしているのかですね。

○宮城貴生活安全部長 少年の刑法犯検挙数の減少の要因等についてお答えいたします。

少年の刑法犯の検挙数は、過去10年の統計では平成25年の1315人が最多であり、令和4年には500人と62%減少しているところであります。令和2年から令和4年にかけての検挙・補導人員も約500人程度と下げ止まりの傾向にあります。このような下げ止まりの要因につきましては、様々な要因や要素が複雑に絡んでおり断定するのは困難であります。令和2年から令和4年にかけては、コロナ禍等で社会経済の停滞により、人の流れや少年たちの外出も制限されたことが一つの要因であるものと思われま

県警察としましては、教育庁等、関係機関との連

携を一層強化し、少年の規範意識を高めることを目的とした非行防止教室の開催や、少年警察ボランティアなどと連携した居場所づくり、再非行防止のための立ち直り支援などに取り組み、引き続き非行少年を生まない社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

○山里将雄委員 ありがとうございます。

最近薬物事案とか、それからいわゆる少年による犯罪が多発しておりますので、これも含めて非常にちょっと心配な面がありますので、今後とも頑張っていたきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

次の質問に行きます。これは460ページになるんですけども、暴力団総合対策について少しだけ聞かせてください。この中で暴力団ファイリングシステムのことが上げられているんですけども、まずこの暴力団ファイリングシステムですか、どんなシステムなのか少し教えてください。

○下地忠文刑事部長 暴力団情報ファイリングシステム整備事業のシステムについて、暴力団等の組織犯罪に関する情報をデータベースにより一元管理しているものでございまして、その蓄積されたデータは組織犯罪捜査に有効活用されているというものでございます。

以上でございます。

○山里将雄委員 461ページの効果のほうに、この法律第3条に基づく指定暴力団指定業務に大きな効果を発揮したというふうに、この決算の成果説明の中に書いてあるんですね。これは令和4年度においても実際に指定がされたということなんですか。

○下地忠文刑事部長 そのとおりでございます。

○山里将雄委員 指定されるとどんな効果があるんですか。

○下地忠文刑事部長 お答えいたします。

指定暴力団に指定されますと、用心棒料等の要求行為や不当債権取立行為等の暴力的な要素、要求行為の規制、それから対立抗争時に組事務所の使用制限のほか、各種法令の許認可等の欠格事由となりまして、暴力団の活動を制限しまして、社会経済から排除することができるというものでございます。

○山里将雄委員 指定もあつたということではあるんですが、今現在、県内の指定暴力団というのは何件指定されているのですか。

○下地忠文刑事部長 1件といいますか、1組織といいますか、現在指定されているのは旭琉会という組織のみでございます。

○山里将雄委員 先ほど令和4年にも指定したと

おっしゃっていましたが、これは旭琉会を令和4年に指定したということなんですか。

○下地忠文刑事部長 そのとおりでございます、令和4年6月26日に、第11回目の指定を行ったところでございます。

○山里将雄委員 第11回目って、同じところを今11回指定したと。11回目の指定。同じ旭琉会を11回目の指定をしたということですか。

○下地忠文刑事部長 ちょっと遡りますけれども、まず指定の状況ですけれども、平成4年6月26日に沖縄旭琉会及び三代目旭琉会に対しまして、第1回の指定を行っております。それから平成23年11月に両旭琉会が一本化したことを受けまして、平成24年3月29日に沖縄旭琉会から旭琉会への団体名称変更に伴い、指定を継続しているということで、こういう流れがございまして、現在では先ほど申し上げましたとおり、1組織、旭琉会のみということでございます。

○山里将雄委員 暴力団絡みの犯罪といいますか、ちょこちょこ新聞に載ったりはするんですけども、そんなに今、大きな動きというのは感じない部分はあるんですけど。実際、暴力団絡みの刑法犯の発生は今どんな状況ですか。

○下地忠文刑事部長 暴力団の刑法犯検挙人員につきましては、令和4年中につきましては120人を検挙しておりまして、それから令和5年10月末現在では59人を検挙しております。

以上でございます。

○山里将雄委員 かなりの数、やっぱり検挙があるということなんですか、幾つか事例として、どんな事案になるんですか。

○下地忠文刑事部長 粗暴犯といいますか、傷害とか暴行とか、そういうふうなものを多く検挙しております。

○山里将雄委員 県民の安全を守るために、ぜひしっかりと暴力団の対応については頑張っていただきたいと思っております。

最後に、公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議というのがあるようなんですけども、暴力団対策法による、暴力追放運動推進センターの役目をそこに委託しているとネットで見たら書いてあったんですけども、この県民会議について少し説明していただけませんか。

○下地忠文刑事部長 お答えいたします。

暴力団対策法では、暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため

の広報活動、暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること、暴力団員による不当な行為に関する相談に応じることなどの業務を行うなどしております。

それから各都道府県に暴力団追放運動推進センターを設置できるということが規定されておりまして、当県におきましては暴力団追放沖縄県民会議が、公安委員会から暴力団追放運動推進センターの指定を受けておりまして、不当要求防止責任者講習、暴力団団員離脱者の支援、暴力団による不当な要求等の相談業務等、暴力団排除の事業を推進しているものでございます。

○山里将雄委員 ありがとうございます。

464ページの警察基盤の整備について、ちょっとだけ確認をしたいと思っております。今、一般質問等々でも取り上げられてはいるんですけども、令和4年度を見ると効果のところ、令和4年度は豊見城豊崎交番の新設とか糸満米須駐在、それから八重山白保駐在の建て替えなどを行ったとなっておりますが、また名護警察署の移転・建て替え等々も予定されているようですし、本部署の建て替えも予定されたと聞いているんですけども。今後もこの警察施設の整備というのは随時、ずっと行っていかなければならないというふうに思っているんですけども、この警察施設の整備をするための整備計画書みたいなものは、皆さんのほうで策定されているんですか。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

県警察におきましては施設の長寿命化、それから財政的負担の平準化を踏まえつつ、施設の更新、改修を進めるために、県——知事部局のほうで策定いたします沖縄県公共施設等総合管理計画、これに基づきまして沖縄県警察個別施設計画というものを策定しているところでございます。

以上です。

○山里将雄委員 確認ですけれども、県の整備計画で、皆さんの警察施設の整備についてもその中で計画として上げられていると。独自のものではないということなんですか。

○井上毅会計課長 県のほうが策定しておりますのは、沖縄県公共施設等総合管理計画というものでございまして、施設整備に関する考え方等、基準等が書かれているもの、それに基づきまして県警察のほうで個別施設計画というものを策定しているというところでございます。

○山里将雄委員 その県警で策定しているという個別計画、これは公表されているんですよね。どうやっ

たら確認できるんですか。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

沖縄県の警察個別施設計画につきましては、県警察が所管する警察署等、庁舎の維持管理、更新等を推進するために作成しているものでございます。

したがいまして、計画を着実に推進するためには、関係機関との調整が必要であるほか、同計画につきましては、社会情勢の変化などによりまして見直しがあり得るところでございます。当然その計画時期とか、内容の変更などによって、地域住民の方々等に少なからず影響を生じさせるおそれがあるということからも公表していないところでございます。

○山里将雄委員 いろんな考え方があってはいいけれども、やっぱりきちっとした整備計画に基づいて計画的にやっていかないと、なかなか今後難しくなるのかなと思いますので、そこはぜひ検討していただきたいなと思います。

ありがとうございました。

次に知事公室の部分で聞きたいんですけども、7ページになります。不発弾等対策事業について少し伺います。

これ決算額では26億5700万余りと国の不発弾処理交付金を活用していると思うんですけども、この交付率というのはどれくらいになりますか。

○山里永悟防災危機管理課長 国交付金の補助率のことと受け止めておりますが、国の補助率が9割となっております。県が直接実施する事業については県負担が1割、市町村が実施する事業については県負担が0.5割、市町村負担が0.5割、また自治体負担に関しましては、特別交付税が補填されるということになっております。特別交付税の補填については自治体負担分のまた半分、約5割が補填されます。

○山里将雄委員 すみません、質問調整ではもうちょっと詳しく聞くということでしたが、時間がありませんのでちょっと飛ばして、今の沖縄県の不発弾処理というのは内閣府が所管しているようなんですけども、ほかのところでも当然やってらっしゃる、都道府県でもですね。これ全国のいわゆる処理件数、あるいは量ですか、それに占める沖縄の割合というのは皆さん把握していらっしゃいますか。

○山里永悟防災危機管理課長 令和4年度の例で申しますと、全国陸上自衛隊処理分が1372件、重量にして41.9トン、これが全国です。沖縄はそのうち467件、13.1トンですので、率にしますと約件数が34%、重量が31.3%となっております。

○山里将雄委員 かなりの数がやっぱり沖縄の割合が高いということのようですけれども。これは本来は、この不発弾処理は戦後処理ですので、国が担うべきだと思うんですよ。今それぞれの県の持ち出しもあるというふうに先ほどあったんですけども、この辺について国はどのようなスタンスなのか。やっぱり全部担うべきだということについて、国はどのようなスタンスなのか把握していらっしゃったらお願いします。

○山里永悟防災危機管理課長 県の考えで恐縮ですが、県としては、これは戦後処理の一環として国が行うべきだということを求めておりまして、当面の求めとして必要十分な予算が十分に措置されるべきだということで、機会あるごとに求めている状態でございます。

○山里将雄委員 総務部も聞こうと言っていたんですけどすみません、できませんでした、申し訳ないです。

終わります。

○又吉清義委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 それではただいま送りました監査意見のほうから伺います。

まず、財政調整基金の主要3基金が積み増しされて、令和4年度末残高額が約1103億円、前年度と比べ356億円の増となっておりますが、それについてまず見解を伺います。

○又吉信財政課長 お答えします。

まず初めに基金の取崩しの時期についてから説明させていただきます。会計年度については4月1日から3月31日で終わるんですけども、出納整理期間が2か月間ありますので、実際に基金を取り崩すのは5月の末になります。

ですので、今委員がおっしゃったこの1103億というのは、令和4年度決算をまだ反映しておらず、令和3年度決算を反映した基金残高となっております。この基金残高については、まず令和3年度、国のほうで地方財政計画という形で、地方のマクロ的に税収とかそういうのをやるんですけども、それがかなりコロナで小さくなるというような形で、国は緊縮財政という形で見込みを立てておりました。

ところが、国税、県税含めて、令和3年度のほうで県税のほう少し伸びてきているという形で追加交付等がありました。そういうのもあってそれを一時的に積み立てたというところで、この結果になったというふうに考えております。

○当山勝利委員 時期的なもので、それで積み上がっ

たということですがけれども、その後、この残高額というのは下がっていくだろうという見込みで、こうなったということで理解していいのでしょうか。

○又吉信財政課長 お答えします。

3月31日時点の基金残高なんですけれども、決算後の5月末時点においては、これから約24億円ほどで1078億という形になっております。

ただ、それについても今回補正予算、当初予算等でいろいろ崩していますので、適正な額に戻りつつあるのかなというふうに考えております。

○当山勝利委員 昨日も監査のほうから意見を聞いて、幾らが適当か分からないけれどもそれなりに貯蓄部分というんですか、県としての貯蓄分はないといけなと理解しているということでしたので、それはそれとして理解したいと思います。

次、移ります。

監査意見の中で、依然として地方交付税や国庫支出金等に大きく依存していると指摘されております。経費節減や効率的・効果的な事業執行が求められていますけれども、どのような取組がされていますでしょうか。

○又吉信財政課長 お答えします。

各部局自体の経費の支出に当たりましては、事業の目的ですとか、成果、あるいは必要性等を十分吟味した形で、細心の注意と創意工夫を施すことによって支出を必要最低限に抑えているというふうに考えております。

また、事業の執行に当たりましては、沖縄県のPDCAでありますとか、ソフト交付金事業の事後評価等がありますので、そういうふうなものを活用しながら、効果的な事業になるようにはブラッシュアップもしていると考えております。

○当山勝利委員 まだまだ経費節減、効率的な運用というのは必要だと思います。先ほどあったブラッシュアップということですがけれども、しっかり頑張っていたらいいと思います。

個人県民税、それから法人事業税の収入未済額の件は昨日聞きましたのでそれはいいんですが、ただ個人県民税の収入未済額のほうがコロナの協力金によって、課税対象者が増加したということで収入未済額も増えているということで、ちょっとそれが気になるんですよ。これに対する対応というのはどうされますでしょうか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、個人県民税のほうで、コロナ給付金の受給等によりまして一時的に所得が増え

たことで、税収も増えた一方で収入未済額も増えたところがございます。個人県民税につきましては例年そうですがけれども、県職員を市町村の税職員と併任発令いたしまして、市町村と連携して一緒に税収確保に努めているところがございます。これをまた引き続きやっていくこととしております。あとコロナで中止しておりました動産の合同公売とかも、今年度から再開しておりますので、そういったところできちっと滞納整理をやりまして、未収金の圧縮に努めていきたいと考えております。

以上です。

○当山勝利委員 協力金による課税対象者ということは、所得の低い人も結構いらっしゃるのかなと思います。そこら辺は適切に対応していただきたいと思います。

そこでちょっと飛びますけれども、特に不適切な事務処理について監査のほうから意見があります。特に不適切な事務処理に対して、監査のほうは厳しく指摘しています。それに対してどのようにお考えでしょうか、伺います。

○宮城力総務部長 近年、重大な不備事案が頻発しております。件数にしまして10件を超える。中には私を当事者とするPFOSの漏出事案等も含まれております。この件につきましては、私自身深く反省しておりますし、今後の再発防止に向けて、全庁挙げて取り組んでいくこととしていただいております。

○当山勝利委員 それでは監査ですね、実効性のある再発防止策というのを講じなさいということをお求めていますが取組について伺います。

○嘉数広樹行政管理課長 お答えいたします。

知事部局においては、内部統制上の重大事案が続けて発生していることを重く受け止めておまして、その要因等を分析し、実効性の高い再発防止策につなげるため、現在、緊急的な事務の総点検を実施しているところです。

総点検後には、その結果を踏まえ外部専門家による検証を行うこととしており、その検証結果により徹底した再発防止につなげてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

あともう一点、特に不適切な事務処理に対して、不適切な事務処理が発生した場合は速やかに是正に努められたいということも求めています。それに対してどのように対応されるのか、されたのか伺います。

○嘉数広樹行政管理課長 お答えいたします。

不適切な事務処理については、事案の所管部において現在、是正に努めているところでございます。それと併せて、現在実施しております事務の総点検、その結果を踏まえて、知事部局全体で実効性の高い再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 これはぜひ監査も、県行政への県民の信頼を損ね、県の財政運営に影響を与えかねない事案だということを本当に厳しく指摘されています。私もそうだと思いますので、しっかりと対応し是正も速やかに行っていただきたいと思っております。

次に移ります。それでは、県税について伺います。

先ほど収入未済額のほうを聞きましたが、県税の令和4年度収入済額が前年度よりも約62億円、4.4%増になっております。その要因について伺います。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、令和4年度は過去最高となる1464億円余りの税収となっております、その主な理由といたしまして社会経済活動が正常化したことと、先ほど申し上げましたとおり、コロナ給付金等で所得が上昇したこと等を理由といたしまして、個人県民税、地方消費税、自動車税に加えまして、不動産取得税、個人事業税等の主な税目のほうで増収となったことが要因となっております。

以上です。

○当山勝利委員 その中で一番の要因として大きいのは何ですか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

やはり社会経済活動が正常化したというところで、特に地方消費税になりますけれども税収もかなり伸びております。

それと地方消費税に関しましては、単なる消費活動だけではなくて、輸入品、円安の影響で取引額が大幅に伸びたものですから、それに対応して税額も増となったというところでございます。それから、これも一時的な理由にはなりますけれども、大型の不動産の案件がございまして、その増収が図られたというところが理由となっております。

以上です。

○当山勝利委員 分かりました。

景気が上向いてきているという一つの例もありましたが、ただ個人県民税、個人事業税は増えていますが、法人県民税と法人事業税が減っているんですね。その理由について伺います。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、特に観光関連産業のほうでは

大分回復しているところではございますけれども、一方で金融、保険業ですとか、電気、ガス供給、あと建設業の業種においてはちょっと収益が悪化しております、その分トータルとして減収となっているところでございます。

○当山勝利委員 防災危機管理センターのほうは午前も午後もありましたので、これはちょっと飛ばして、今通知しました私立学校振興事業、その中の地域連携プラットフォーム構築に向けた環境整備事業について伺います。

まずこの事業についての説明をお願いいたします。

○山内昌満総務私学課長 お答えします。

地域連携プラットフォームとは、大学を中心に、産学官が連携して地域の課題解決に取り組む枠組みをいまして、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画におきましても、県においてこの構築に向けて産学官相互が恒常的に対話し、連携を行うための環境づくりに取り組むということで位置づけられておりまして、そのための事業となっております。

○当山勝利委員 残念ながら決算額はゼロということになっていますが、その説明をお願いします。

○山内昌満総務私学課長 これにつきましては令和4年度に初めて予算計上して取り組むもので、その予算の内容につきましては、準備会合事務局を県が担って設置した場合の委員への報償費、それから旅費で総額6万7000円計上していたところです。予算措置した後、年度入って実際、琉球大学のほうで産学官連携の核となるというところで、琉球大学のほうと協議を行った結果、琉球大学が設置運営いたします人材育成円卓会議というのがありまして、その中でプラットフォームの構築に向けたワーキングチームを置いて、その中で今後のそういう取組の枠組みについて検討していこうということになりまして、琉大のほうで事務局を担っていただいて協議した関係で、県の予算上の執行はなかったという事情でございます。

○当山勝利委員 多分、令和5年度も同じような事業をされていると思うんですけども、そこら辺どういうふうに整理されていますか、予算も含めて。

○山内昌満総務私学課長 令和5年度も予算措置して、県が事務局を担った場合と同様な予算、旅費等計上しておりました。

令和5年度に入りまして、琉大さんが事務局を担っているワーキングチームのほうで、引き続き協議を行っております。これについては今年度に入りまして1回、また1月下旬に2回目の協議、その

中で提言等を取りまとめて、次年度から県のほうで事務局を担うという方向性で今、協議しているところです。

令和5年度につきましても、事務局のほうは琉大さんのほうで担っていただいている関係で、現在のところ執行額はゼロという状況であります。

○当山勝利委員 今通知させていただきました主要施策、知事公室の主要施策のほうから基地対策調査費について伺います。

まず日米地位協定について、韓国と日本の地位協定は一般質問のほうで聞かせていただきましたのでちょっとこれ飛ばして、最新の動向を把握できましたということがあるんですが、これで韓国を調べて完結したと思うんですね。これを今後どういうふうに活用していくのかということが重要だと思うんですが伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 県は昨年度の韓国における地位協定調査を含め、過去に実施をしました、他国地位協定調査を総括するシンポジウムを今年度中に開催をしたいというふうに考えておまして、その調整をしているところでございます。

また、他国地位協定調査を総括する報告書を作成し、公表したいというふうに考えております。これらを取り組みつつ取組を通じて、全国の皆様へ日米地位協定の見直しの必要性を説明し、共通の理解と協力を得られるよう発信をしていきたいと考えております。

○当山勝利委員 全国に発信されるということで、それも一つだと思いますが。

以前、全国知事会のほうにもこういう途中まとめたものを報告しに行ったと思うんですよ。そういう動きはされないですか。

○長嶺元裕基地対策課長 全国知事会との連携につきましても調査報告書をまとめた段階で、また検討していきたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

あと米軍基地問題に関するアンケート調査というのがありますが、そちらのほうについて調査した内容と概要について伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 令和4年度に実施したアンケート調査は、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において取り組むこととしております米軍基地問題に関する情報発信を推進する上で、効果的な手法を検討するために米軍基地問題に関する認知度や理解度、情報の入手経路などを調査したもので県外の6000人、県内の1960人から回答を得たところでござ

います。その結果、沖縄の米軍基地問題について、とてもよく知っており説明ができるとの回答と、何となくは知っており簡単な説明はできると回答した割合について、県外では35%、県内では65.7%となっております。

また、米軍専用施設面積の70.3%が沖縄県に集中していることの認知度について、知っている割合が県外では47%、県内では84.4%と大きな差があることが分かっております。

○当山勝利委員 このアンケート調査、いろいろ調査されたと思います。結構、数も捉えているのでそれなりの内容になっていると思うんですよ。ホームページのほうで、たしかオープンにされていたかと思えますけれども、あとそれ以外に、何かホームページだけではなく活用するところはないですか。

○長嶺元裕基地対策課長 このアンケート調査の結果に基づきまして、県外と県内における認知度の差、あるいは県内でも世代によって認知度に差がございますので、そういったことを分析をしながら、効果的な情報発信の方法、手段について検討するための材料として活用していきたいと考えております。

○当山勝利委員 すみません、ちょっとこれは登録していなかったので口頭で。

ワシントン駐在活动事業について伺いますが、まずこの事業の令和4年度の活動状況について伺います。

○長嶺元裕基地対策課長 令和4年度、ワシントン駐在では、米国連邦議会関係者をはじめとする米国の関係者1221名と面談を行い、より多くの関係者に知事の考えと沖縄の正確な状況を説明し、理解と協力を求めています。

その結果、昨年度、米国議会メディアや米国ウェブ系メディアなどが来県をし、沖縄の基地問題について県内を直接取材し、知事へのインタビューの取材が行われるなどしております。

また、復帰50周年に当たる令和4年度は、米国政府関係者等への新たな建議書の提供をはじめ、米国内で行われる各種ウェビナー等への知事メッセージの提供を行うなど、復帰50年の契機を捉えた沖縄の現状の情報発信を数多く実施したところでございます。このほか6月と11月においては、米国のシンクタンクであるクインシー研究所と米国戦略予算評価センターの報告書に、普天間代替施設計画への懸念等が示されているところでございます。

○当山勝利委員 アメリカの方々に対して、沖縄というところ及び沖縄の中に、それだけ米軍基地があ

るんだということの情報発信をまずされているというところで、頑張っているというところを理解していますので、だからこそ年々しっかりといろいろな方々と会い、情報をその方々にしっかりと伝えることができているというふうに理解しております。

V22オスプレイ機の生産停止情報というのを、たしかワシントン駐在のほうでつかんで、こちらのほうに情報を提供されたということを知っております。

それについてちょっと説明を求めます。

○長嶺元裕基地対策課長 昨年10月、ワシントン駐在からの報告によりますと、アメリカの複数のメディア情報や米国政府等の各種情報を確認したところ、国防総省はV22オスプレイの新規調達を2023年予算で終了し、2026年に最後の数機を納品後、生産ラインを閉鎖する計画であるとのことでした。

また、去る12月半ばには、米国連邦議会両院において、海軍用のCMV22オスプレイ1機の新規調達予算が計上された、2024会計年度国防権限法案が可決成立をしたとのことでございます。

○当山勝利委員 地元にあるからこそ生の情報が得られたり、またマスコミ情報だけじゃなくてそこにいらっしゃる方々、アメリカの方々の意見もしっかりと吸収できると思いますので、今後とも頑張りたいと思います。

次に移ります。アジア太平洋地域平和連携推進事業について伺います。

事業内容にあります国内外の機関等に対するヒアリングや意見交換をしたとありますが、それについて説明を求めます。

○長嶺元裕基地対策課長 アジア太平洋地域平和連携推進事業については、中国の台頭、米中対立など、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、沖縄が同地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的として実施するものです。

令和4年度は、中国、韓国、台湾、フィリピン、オーストラリアの5つの国、地域及び国内の大学や研究機関など30か所を対象に、沖縄との連携の可能性等に関するヒアリング調査を行っております。ヒアリングでは、沖縄県がアジア太平洋地域との積極的な交流や関係構築に取り組むに当たっての課題や留意点、効果的な連携手法等について意見を聴取しております。

また、沖縄とアジア太平洋地域との連携の可能性等を広く県内外に発信するため、令和5年3月に交流・対話で創るアジア太平洋地域の平和と未来を

テーマとしたシンポジウムを開催したところでございます。

○当山勝利委員 いろいろな地域の方と意見交換して、情報交換しているということですので、また今はその蓄積のときかなと思いますので、しっかりそういういろいろな情報を交互にお互い出し合ってもらって、またいろいろなアジア地域の平和に向けてやっていただけたらと思います。

最後に公安委員会のほうにお伺いします。先ほどありました少年非行について件数は聞きましたので、全刑法犯に占める少年の割合について伺います。

○宮城貴生活安全部長 全刑法犯に占める少年の割合についてお答えいたします。県内の成人を含めた全刑法犯検挙、補導に占める少年の割合は、平成25年以降、おおむね減少傾向にあります。過去3年の推移といたしまして、全国では令和2年が12%、令和3年が11.3%、令和4年が11.9%と、およそ11%から12%の割合で推移しております。

一方、県内では令和2年が17.1%で全国2位、令和3年が18%、令和4年が17.3%で、いずれも全国1位と高い割合で推移しております。また沖縄県の特徴として刑法犯、少年に占める中学生の割合が高く、再犯者率や共犯者率が全国平均と比較して高いなど、少年非行が県内の治安に与える影響は大きく、憂慮すべき情勢にあります。

以上です。

○当山勝利委員 再犯も多いということですので、そこら辺、またちゃんと中学生とか高校生も含めて、青少年のケアというのが大切なんだろうというのが分かりました。そして令和4年の少年刑法犯における犯罪名と割合について伺います。

○宮城貴生活安全部長 令和4年の刑法犯少年の罪種別の割合についてお答えいたします。令和4年中、県警察が検挙・補導した刑法犯少年は500人で、前年同期と比較して18人増加しております。罪種別では窃盗犯が331人、66.2%と最も多く、次いで粗暴犯82人、16.4%、凶悪犯が9人で1.8%となっております。

県警察としましては、令和4年に少年鑑別所と協定を締結し、問題行動の背景に心理的要因が疑われる少年に関する少年鑑別所法務技官による警察側への助言、警察においては、鑑別所で相談を受けた少年の居場所づくりや学習支援につなげるなど、双方向でより効果的な支援活動を推進しております。引き続き関係機関との連携を一層強化し、少年の規範意識を高めることを目的とした非行防止教室の開催

や、少年警察ボランティアなどと連携した居場所づくり、再非行防止のための立ち直り支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○当山勝利委員 分かりました。

先ほど全国でも割合が高いということで、これはやっぱり窃盗が多いというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○宮城貴生活安全部長 そのような認識で構いません。

○当山勝利委員 それで最近、薬物乱用というのが多く出てきています。これは最近増えたというよりも以前からあるわけなんですけど、沖縄県内の令和4年における未成年者による薬物使用の検挙数と人数。できれば全体の数と学齢別、また学生であるのか、高校生であるのか、中学生であるのか、有職少年であるのか、無職少年であるのかというのちょっと分けて伺いたいと思います。

○宮城貴生活安全部長 令和4年の少年の薬物検挙人員についてお答えいたします。令和4年中の少年による薬物検挙は28人で前年と比較して15人減少しております。学職別では高校生が8人、大学生が3人、有職少年が11人、無職少年が6人となっております。法令別では大麻取締法違反が25人、MDMAに係る麻薬及び向精神薬取締法違反が3人となっております。

以上でございます。

○当山勝利委員 分かりました。

高校生も8人、有職少年も8人ということで、ちょっと残念な数字だなと思いますが、薬物を使用していた未成年者のうち、不良行為をしていた者の割合は分かれますか。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

薬物を使用した少年のうち、不良行為をしていた者の割合については、統計的な資料がちょっとありませんが、不良行為をした少年が薬物に手を染める可能性もあることから、薬物乱用防止教室では、喫煙や飲酒の有害性についても併せて説明をしているところでございます。

○当山勝利委員 ちょっと飛ぶんですけども、SNSの発達によって薬物が簡単に入手できるというふうに聞いています。その実態と、そしてちょっと難しいと思うんですけども対策について伺います。

○宮城貴生活安全部長 少年が薬物を入手する方法と、その対策についてお答えいたします。

県内における薬物で検挙された少年のほとんどがSNSを使って、売手と連絡を取り合い、手渡しや

郵送により購入している状況であります。

県警察では、薬物事犯の取締りを徹底するとともに、SNSを活用した情報発信や広報啓発活動の推進、サイバーパトロールなどにより、違法情報、有害情報の把握に努めています。規制薬物であることが明らかな隠語については、サイト管理者に対して削除依頼を行う一方、関係先と連携した対策の推進、事案によっては初動の捜査を行っていきたいと考えております。

○当山勝利委員 あと最後なんですけれども、皆様方は薬物を使わないための啓発活動ということを一生涯やってらっしゃると思います。その実績について伺いたいと思います。

○宮城貴生活安全部長 お答えします。

少年が薬物を使わないための広報活動の実績についてであります。県警察では薬物事犯の取締り強化や薬物乱用防止教室の開催、有害性の情報発信、サイバーパトロールなどを推進しており、そのうち薬物乱用防止教室においては、令和4年中で小学校が141回、98校、中学校が76回、76校、高校が47回、45校、その他専門学校等が17回、16校となり、合計281回、235校、延べ6万人余りの児童生徒に対して実施しているところでございます。

○当山勝利委員 子供たちだけじゃなくて、親御さんたちもしっかりと正しい知識を身につけてもらうということも必要だと思うんですが、そこら辺はどういう取組をされていますか。分かれますか。

○宮城貴生活安全部長 当然、学校に対して薬物乱用防止教室等々で啓発しているところでありますが、併せて保護者に対しても実施をしているというところでございます。

○当山勝利委員 以上で終わります。

○又吉清義委員長 國仲昌二委員。

○國仲昌二委員 よろしく申し上げます。

決算審査意見書のほうで20ページ、県税のほうについてですけども、収入済額がかなり、62億増になっていて、コロナ給付金の影響もありますということですけども、コロナ給付金の影響額というのは分かれますか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

コロナ給付金だけという部分では正確な数字は把握はしておりませんが、例えば個人事業税ですと、令和3年度と比べまして10億7000万ほど増収となっております。

○國仲昌二委員 このコロナ給付金の影響というのは、次年度も影響額というのが出てくるということ

になりますか。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

コロナ給付金関係は、令和2年、3年で終了したと商工労働部のほうからは聞いておりますので、今年度の決算見込みとしては通常に戻る形になります。

つまり、令和4年度よりは減少する見込みとなっております。

○國仲昌二委員 コロナ給付金、一時的なものということで次年度以降ですか、影響がなくなるということで、先ほどの答弁では不動産取得税も一時的に大きな取得税があったということですが、それを除いた個人県民税であるとか、そういったものの今後の見込みについては、どういうふうに見込んでいるかというのを教えてください。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

令和5年度の見込みと申しますか、実績値で申し上げますと、令和5年の11月末時点になりますが、令和4年度の同じ時期と比べまして、大体3.9%ほど増となっているところでございまして、予断は許されませんがこのまま行くと、令和4年度よりも若干増えるのかなというふうに想定しているところでございます。

○國仲昌二委員 あと収入未済額ですが、これにコロナ給付金が大きく影響しているという話があります。そのコロナ給付金の影響というのは今度で終わると申すけれども、この収入未済額というのはこれが頭打ちということで考えていいんですかね。

○前本博之税務課長 お答えいたします。

実は、平成20年度になりますけれども、それが未収金額のピークで43億余りございまして、その後ずっと未収額は右肩下がりでずっと下がってまいりまして、現状、令和4年度の決算で約半分ほどに縮減しているところではございますが、今申し上げましたとおりコロナの影響によりまして、ここ2年ほどは増加している部分はございますので、今後、滞納者におかれてどの程度の滞納整理する——換価できるような財産があるのか、そういったところを十分調査いたしまして滞納整理に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○國仲昌二委員 分かりました。

次、25ページの財産収入が10億近く伸びていて、不動産売却収入が要因だというふうな説明がありますが、これについての説明をお願いします。

○池原秀典管財課長 お答えいたします。

沖縄県では、財政に寄与するため、利用していない県有地の売却を進めているところでございます。処分対象の土地の価格が様々であることから、毎年度決算額は変動してございますが、令和4年度につきましては、那覇市に対して那覇市民会館跡地を約9億1000万円で売却したことで一時的な増額が発生しており、これが大幅な増額となった主な要因であると考えております。

○國仲昌二委員 ありがとうございます。

次のページの諸収入のほうにお願いします。これも大幅な増になっていますけれども、貸付金の元利収入というようなものがありますが、過年度収入というのも84億という説明があります。この収入済額の伸びについての説明をお願いします。

○又吉信財政課長 お答えします。

まず、過年度収入と申すのは、県の歳出予算としては前年度に支出しているということで、それに係る国庫等を翌年度に歳入として受け入れるものとなっております。前年と比べてこの間の収入が約84億7000万の増となっております。その内訳なんですけれども、コロナの病床確保支援事業において、包括支援交付金のほうで約44億、前年度のものを令和4年に受け入れたということと、コロナの感染防止対策の協力金、これについても約40億ほど支出は前年度でやっているんですけども、歳入のほうを翌年度、令和4年に受け入れたということで、これが主な要因になっております。

○國仲昌二委員 あと、収入未済額の主なものということで、雑入という説明があります。これについての説明をお願いします。

○又吉信財政課長 お答えします。

この雑入についてはいろんな経費を各部のほうで入れていますので、いろんなちょっと要素があって、大きなものとしたしましては商工労働部のほうにおきまして、うるま市の賃貸工場の建物の明渡し訴訟に係る損害金というものの収入未済額が増えたと。これが約1億3000万の増となっております。

それ以外に商工労働部のほうの県単融資の利子補給等々で5200万、それ以外また同じくうるま市の賃貸工場で3800万とか、各部のちょっとそういうものが積み上がってきていますので、すみません。

以上です。

○國仲昌二委員 分かりました。

今度は、公安委員会の今通知した歳出決算状況のほうです。

まず、(款)警察費、(項)警察管理費の(目)の

警察本部費。これの不用額が4億2800万程度あります。かなり大きいんですけども、これの説明をお願いします。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

(目) 警察本部費の不用額のうち、主なものとしては(節) 職員手当等で2億1177万3885円でございます。職員手当等の不用額につきましては、令和3年の人事委員会の給与勧告等に基づいて給与条例が改正され、令和4年6月の期末勤労手当の支給割合が今引き下げられたことに伴う執行残が主な理由となっております。

○國仲昌二委員 じゃ、同じページの警察活動費の(目)で刑事警察費、これも不用額が5000万ありますけれども、この説明をお願いします。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

刑事警察費の不用額のうち、主なものにつきましては、(節) 役務費1756万3492円、(節) 報償費1095万976円となっております。(節) 役務費につきましては、関係機関への照会手数料の実績見込みの減、報償費につきましては捜査活動に要する経費の執行残が主な理由となっております。

○國仲昌二委員 役務費については予算額が5700万、不用額が1700万という、かなり不用額が大きいんじゃないかなと思うんですけども、その辺についてはどうですか。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

繰り返しになってしまいますけれども、照会手数料、関係機関への照会件数が予想よりも実績のほうが減になったというところでございます。

○國仲昌二委員 報償費のほうも不用額、先ほど僕が質問したんですけども、この報償費の中身はどういったものなんでしょうか。

○井上毅会計課長 お答えいたします。

この報償費につきましては、犯罪の捜査等に從事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費となっておりまして緊急を要し、または秘密を要するため、正規の支出手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費となっております。

○國仲昌二委員 知事公室の主要施策の7ページの不発弾等対策事業について質問します。

これは11月の一般質問でもやったんですけども、不発弾の全体予算については平成30年度から見ても、全体的には32億から27億、ちょっと減っている感じですけども、宮古地区における広域探査の事業が3分の1以下に減っているんです。これについては、

いろいろその事業に種類があるという話もあったんですけども、これについての説明をちょっとお願いします。

○山里永悟防災危機管理課長 御質問のありました広域探査事業でございますが、近年、民間補助の住宅等開発磁気探査支援事業のほうのニーズが沖縄全体的にちょっと増加傾向にありまして、そういったこともあって広域であるとか、市町村事業から流用を行いながら住宅のニーズにも応えるといった、ちょっとそういった苦肉の策的な手配も行っている状況でございます。

御指摘がありましたように広域探査については、沖縄本島においても平成30年度は45件、5億6000万ほど対応していたんですが、本島においても令和5年度は19件、1億9000万ほどに今はなっているという状況でございます。

本島は45件の、平成30年度は5億6000万から令和5年度は1億9000万程度になっておりまして、宮古地区におきましても平成30年度は48件、6億3700万だったんですが、現在は委員からも御指摘あったように15件の2億強という状況でございます。3分の1になっていると。ちょっと全体的に広域については縮小傾向が認められるという状況になっております。

○國仲昌二委員 今、説明があったこの住宅等開発磁気探査支援事業、これについては、宮古、石垣はかなり低い数字になっているんですね。当然、ニーズの話もあると思うんですが、この辺の周知というんですか。宮古、石垣へのその辺の取組というのはどういうふうになっていますか。

○山里永悟防災危機管理課長 今、御指摘があったとおり、住宅事業においては増加傾向にあって全体で262件、約17億7900万の執行となっている中、宮古地区においては3件、295万、八重山地区では3件、528万ということになっております。ニーズ自体はあると思いますが、受付窓口となっている市町村を対象とした説明会や広報用リーフレットの作成などで、関係団体への配付、新聞掲載等により周知を行っているところでございまして、今後とも、積極的に広報活動を行っていききたいというふうに考えております。

○國仲昌二委員 ぜひよろしくをお願いします。

今度、公安委員会のほうの主要施策の456ページ、交通環境の整備。事業の中でちょっと質問したいのが交通信号機。この信号機を設置する場合、まずその手続についてちょっと伺いたいんですけども、

例えば市町村が設置したいといった場合には、どう
いう手続で申請して設置までとなるのかというのを
教えていただきたいと思います。

○安里準交通部長 お答えします。

信号機の設置につきましては、交通量、交通事故
の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置状
況のほか、道路管理者によるカラー舗装、カーブミ
ラーの設置、道路改良等の信号機以外の安全対策に
よる事故抑止の可否なども考慮した上で、設置の必
要性を判断しております。

また、住民や道路管理者等から寄せられる信号機
設置の御要望につきましても、ただいま申し上げた
ような観点から検討してまいります。

○國仲昌二委員 宮古島市の事例になるんですけれ
ども、市役所が移転して、その近くの交差点で交通
量がかなり増えまして、信号機に右折の矢印が出な
いので、何百メートルという渋滞が続いているとい
うことで、これ市議会のほうでもちょっと質問した
らしいんですけれど、何か基準、警察庁の基準の話
とかいろいろ出ていたようで、今ちょうど私、その
手続の質問をしたんですけれども、信号機の矢印の
設置とかになると、またどういった手続があるのか
というのをちょっと教えてもらえますか。

○安里準交通部長 交通信号機の矢印の部分につ
きましては、現場の状況等を確認して交通量の流れ等
々含めまして、警察庁の示している指針に基づいて
可能かどうかを検討するという形になります。今の
ところ宮古島警察署からそういった上申等は上がっ
てきておりません。

○國仲昌二委員 上がってきてない。

私がちょっと説明を受けたところ、要するに対面
で右折専用の何ていうんですか、車線がないとでき
ないよということで、今宮古島市の状況というのは
片方は右折専用の車線があるんだけど、対面が
ないからというような話も聞いたんですけれど、そ
の辺についてはどういうふうになっているんですか。

○安里準交通部長 同交差点につきましては、現在、
拡幅工事等がございます。だとすれば右折矢印の設
置も検討できるということで、警察のほうでは把握
しているということでございます。

○國仲昌二委員 分かりました。ありがとうございます。

終わります。

○又吉清義委員長 平良昭一委員。

○平良昭一委員 総務部の主要施策の成果に関する
報告書から、所有者不明土地の管理費について伺い

ますけれど、この執行率の低さというのはどういう
理由ですか。

○池原秀典管財課長 お答えいたします。

所有者不明土地管理費の内容につきましては、主
に専任職員の人件費やパトロール、除草等の所有者
不明土地の管理に係る経費となっております。執行
率が51.5%の主な理由といたしましては、新型コロ
ナウイルス感染症対策により、専任職員が兼務発令
により異動したことによる人件費の減でございます。
以上でございます。

○平良昭一委員 いわゆる所有者不明土地というの
は、沖縄の戦後の特徴だというふうに僕は理解をし
ているわけですね。その中で国レベルの話をする
と、不動産登記法により所有者が直ちに判明しない
土地とか、所有者が判明してもその所在が不明な、
連絡がつかない土地だということになっているんで
すけれど、これがどれぐらいの面積があるかとい
うと、410万ヘクタール、いわゆる九州よりも大きい
というものになるわけ。そこで僕は危惧するのは、戦
後の沖縄での特質であるこの所有者不明土地と、本
土での所有者不明土地というのが全く意味が違うと
いうふうに僕は思っている。

しかしここに来て、相続登記等の申請が今年の4月
から法律で義務化されるわけですね。それと一緒に
されてしまうととんでもない話だなということで、
皆さんはいわゆる県民の財産として有効に活用した
いということであるわけですから、それは全く別物
だという考えでいいよね。

○池原秀典管財課長 委員御指摘のとおり、おっしや
るとおり別物でございます。

○平良昭一委員 国はそういう土地を有効に利用し
ようということで、このいわゆる不動産登記の制度
が変わってきたわけですよ。それとごちゃ混ぜにさ
れてしまうというのを非常に危惧する。そういう面
では言うべきことは言って、国から支援されるもの
は当然であるという形の中での議論をしていただか
ないと困ると思いますので、その辺は大丈夫だよな。

○池原秀典管財課長 委員御指摘のとおり、沖縄戦
に起因する所有者不明土地につきましては、沖縄県
独自の課題と考えております。例えば長崎とか広島
等に原爆が落ちたときには、公簿等については移転
していたという話も聞いております。

さきの大戦に起因して発生した所有者不明土地に
ついては、沖縄県と考えておまして、このため県
では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、
真の所有者に返還するまでの適正な管理、関連法の

適用による解決の実現、国に対し抜本的な解決に向けた法制上の措置、及び財源措置の取組を加速するよう強く求めるなどの取組を続けているところでございます。

以上です。

○平良昭一委員 いわゆる執行率の低さ、そういうものが国に指摘されるような状況が出てきたり、真の所有者の検索がさらに困難となってくるというような事実があるわけですから、そういう文言とかが出てくると、やっぱり国の考え方にそのまま押し込まれてしまうような感じがしてならない。

そういう面では、非常に頑張るべき時期に来ているなというふうに思いますので、これがそのような制度になっていきなり国に帰属するようだったら、県民のためにも何もならないわけですよね。

その辺は十分、今後、把握しながら対応していただきたいと思っておりますけれどもどんなですか。

○池原秀典管財課長 このことについては、しっかり対処していきたいと考えております。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

私立学校の振興事業ですけれども、この補助が得られている学校数というのはどれぐらいになっているのか。

○山内昌満総務私学課長 この事業の中の1番の私立学校等振興費の中で、学校の経常的経費を補助しておりますので、令和4年度のこの決算額に関しましての補助件数及び金額につきましては、7学校法人が運営する14校に対しまして22億987万6000円を補助したところで。

以上です。

○平良昭一委員 非常に危惧しているのは、我々総務企画委員会のところに陳情が出てきたSOLA学園や尚学学園、これ専修学校だと思いますけれども、それに対しても助成はしていますか。

○山内昌満総務私学課長 専修学校につきましては、法律のほうで学校教育法の第1条に規定する学校、これは小学校、中学校、高校等、その他9種類ございますが、そこについては経常的経費の補助がございまして、専修学校につきましては第1条に規定する学校ではありませんので経常的経費の補助はございません。それ以外に専修学校の高等課程につきましては、専門的な機関と連携して教育を行う場合の補助制度がありまして、それに取り組む専修学校については、一定程度の補助がございまして。

以上です。

○平良昭一委員 この陳情が出されたSOLA学園や尚学学園というのは教育環境というのはどうなっているの。皆さんのところでは分らんか、これは。非常に気になるけれど。

○山内昌満総務私学課長 まず、SOLA学園につきましては、委員おっしゃるとおり令和4年5月16日付で陳情が県議会に出されておりますが、その後、陳情の趣旨及び令和4年の11月17日に総務企画委員会による陳情者の参考人招致等もございましたので、その内容を踏まえて関係者からの聞き取り調査や資料収集、学校現場の視察等、任意の事実確認を行ってきました。

法令等に基づく専任教員数について、ちょっと法令基準を満たしていないですとか、あと寄附行為に基づいて行うこととされている評議員会が開催されていないことにつきましては、法令に基づき指導を行いまして、改善が図られております。

また、陳情の中で学生さんのほうから、入学時に納めた諸経費の説明を求めるといった内容につきましては、学校側のほうでも保護者に文書による送付、それから令和5年度に向けましても、新規の入学生及びその保護者に向けてのオープンキャンパスの段階から資料を配付しまして説明を行うとともに、また令和5年4月に開催されたオリエンテーションでも改めて学費について説明を行っていることを確認しております。

令和5年度中におきましては、その学校法人に対する生徒及び保護者から県に対して苦情とか相談を受けていないという状況であります。

あと、尚学学園につきましても、これまで4件の陳情が県議会に提出されております。これにつきましては文部科学省からの助言ですとか、法令に定める所轄庁としての権限を踏まえまして、関係者双方からの聞き取り、理事会へのオブザーバー参加、議事録の確認、陳情の事実関係等についての尚学学園からの報告など、任意での確認を行いました。その中で議事録の未作成ですとか、理事会の決議を経ない契約締結について指導し、是正していただいたり、関係機関の助言を踏まえて講師の出向契約を見直し、整理してもらうなど対応が進んでいるところで。

直近では尚学学園につきましては、運営する学校への経常経費の補助等もございまして、その補助検査につきましては、令和5年2月2日に学校訪問しましてヒアリング調査を行っております。その中で法人の運営につきましても、併せて適切かどうか確認しております。

なお、令和5年度中において、同学校法人に対する生徒及び保護者からの苦情、相談は受けておりません。

以上です。

○平良昭一委員 あと1点、この高等学校に対する支援なんですけれど、最近、以前とは違って、いろんなところに高校ができていて、びっくりするような状況もたくさんあります。通信制の高校もあるというふうに聞いていますけれど、それが全ての対象になるということではないですよ、支援の。

○山内昌満総務私学課長 通信制の高等学校につきましては、通学することなく授業が受けられるようにということで、生徒さんも全国各地に抱えていたり、通常の全日制の学校とは異なる部分があります。

これにつきまして、本校を置く都道府県のほうがその所轄となるというところで、沖縄県内でも本校がある通信制高校については沖縄県の所管、本校が別の県にあって分校として沖縄に所在があるものについては、本校がある他都道府県の所管ということで、所管が異なっているという状況にあります。

○平良昭一委員 いわゆる沖縄県で補助の対象となる規定があるわけよね。全てがその対象にならないということだよ、そういう聞き方がいいのかな。

○山内昌満総務私学課長 実際、沖縄県が所管しているものとしましては、八洲学園大学国際高等学校、本校が沖縄県にごさいます。それからヒューマンキャンパス高等学校、N高等学校、つくば開成国際高等学校、この4校につきましては通信制の沖縄県所管の高校となっております。

ちょっと参考までに、他県のものにつきまして、高校野球とかで耳にするかと思うんですけど、日本ウェルネス高等学校沖縄キャンパスさんのほうは学校法人、これにつきましては文部科学省が所管する学校法人が運営する広域通信制高校、日本ウェルネス高等学校の分校となっております。

こちらの学校につきましては、愛媛県に本校が所在しますので、日本ウェルネス高等学校沖縄キャンパスについては、愛媛県の所管というところになっておりまして、こういう形でそれぞれ所管が定められているということになります。

○平良昭一委員 高等学校で皆さんが支援しているのは沖縄県で何校あるの。

○山内昌満総務私学課長 全日制の高等学校につきましては私立学校の4校、通信制の高校につきましては4校、それから専修学校の中にも高等過程、中学校卒業後、その中学校の内容に応じてまた学業を

やるという部分はまた高等学校と同じ扱いになっていますので、そこに入ってくる部分があるという状況であります。

以上です。

○平良昭一委員 分かりました。

次に知事公室、2ページの先ほど当山委員からもありましたけれど、韓国以外の調査は行われてきたのも聞きましたけれど、それを他国の地位協定との違いを明確にどう伝えていくかということは非常に大事になるわけよね。

これまでドイツ、オーストラリア、たしかフィリピンもだったと思いますけれど、それ以外にもありましたか。

○長嶺元裕基地対策課長 これまで調査を行ったのはドイツ、ベルギー、イギリス、オーストラリア、フィリピン、韓国、イタリアとなっております。

○平良昭一委員 我々日本との、日米との違いをはっきりさせるということは非常に大事。そのために皆さん、調査に行ったわけですから。これは明確に、皆さんは違いがあるということは確認できますよね。

○長嶺元裕基地対策課長 これまでに行った他国地位協定調査の結果、NATOに加盟するドイツ、イタリア、ベルギー、イギリスや、米軍を訪問軍として受け入れるフィリピン、オーストラリアでは、航空法などの自国の法律や規則を米軍にも適用させ、米軍の活動をコントロールしていることが明らかになっております。

その点においては違いが明らかになっておりますが、一方で、韓国の地位協定については、日本とほぼ同じ条文であり、適用自体もほぼ同じ扱いとなっていることが分かっております。

○平良昭一委員 これはもう全国知事会でも共有して、全国の考え方を集約しないとイケないと思うし、いかに日本がそういう立場に立たされているかというのを認識させることは非常に大事。多分、沖縄県だけじゃないですか、こういう調査をしているのは。であれば、これは大いに活動を展開すべきであって、そこから基地の負担軽減になっていけるような状況をつくっていただきたいなと思っています。

次に7ページの不発弾対策事業ですけど、先ほど國仲委員からもありましたとおり、ばらつきあるわけよね。一般住宅の中でもやっているところとやっていないところがあるということで、以前からこの啓蒙活動は非常に大事だろうということは指摘してきました。ここに来て、たしか今年度、予算が足りなくなって補正を組むという形になったんですけど

れど、これはやっぱり今年度足りなくなっただけの理由ですか。

○山里永悟防災危機管理課長 御指摘がありましたように、令和5年度については住宅探査の支援事業は、予算のほぼ全額を使い切る状況となっております。

現在、広域事業であるとか、市町村事業からの流用で対応してはいましたが、それでも予算の不足が見込まれる状況となったため、内閣府と調整をして、予算の手配、措置を進めていただいているところでございます。

状況としましては、10月までは例年と同様の執行の状況でございますが、11月に入りまして大型の案件、マンションであるとか、ホテルの探査事業が急に複数件入りまして、例年の2.5倍となるような執行となったために、11月時点で予算のほぼ全額を使い切る状況となったところでございます。

○平良昭一委員 各市町村の中での啓蒙活動もかなり展開してきていて、そういう大型マンションも対象になってくるわけですから、今後、知事公室だけではなくて、例えば建築確認等の問題等も出てくるわけですから、設計士あたりにどういうふうにつなげていくか、そこも民間の方々にとっては非常に大事な部分になると思うんですよ。

その辺、当然、窓口は市町村の窓口になってくると思いますので、建築あたりですか、その辺との連携をしっかりと取っていけるような状況を今後、これからも続けていけるんだよね。

○山里永悟防災危機管理課長 今、御指摘あったように、事業者の団体とは定期的に、またはその要望がありましたら意見交換を重ねているところでございまして、事業者の御要望、民間の御要望に応える形で改善を図っていきたいというふうに考えております。

○平良昭一委員 そういう面では、予算が足りなくなるようなことがないように、今後はこの経済的な状況も見ながら予算組みをしていくようなことが必要になってくると思います。

あと公安委員会に最後にちょっとお聞きしますが、安全なまちづくりの推進で、以前から非常に気にはなっているんですけど、防犯ボランティアの高齢化で活動が低調となっている、人材確保に対する対策がかなり厳しいなということでもありますけれど、果たしてこれをどのように解決していくのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

○宮城貴生活安全部長 お答えいたします。

人材確保に関する取組についてですが、自主防犯活動の活性化や地域の防犯リーダーを育成することを目的としまして、毎年、防犯ボランティア研修会を開催しているところでございます。

この研修会では、犯罪心理学を専門とする大学教授を中心に、防犯ボランティア団体と学生との間で後継者の育成や防犯活動の活性化について意見集約を行うことで、学生や若者に対して防犯ボランティアに関する興味を持っていただき、今後の活動につなげるなど、人材確保に向けた取組を行っているところでございます。

また、自治体や自治会、それから企業等への働きかけによる新たな防犯ボランティアの結成、休止していた団体の再活動を促すなど、僅かながら活動再開や新結成も見られるところでございます。このほか防犯ボランティア団体の活動の支援として、防犯ベスト、腕章、マグネットシートの配付などを行っているところであります。

今後とも防犯ボランティアの人材確保、活動支援に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。

○平良昭一委員 大変言いづらい話なんですけれど、耳に入ってきましたので言いますけれど、この防犯ボランティア団体というのは、高齢の方々でずっと同じ人がやっている、若い人が入ろうと思っても入れない状況もあるそうです。実際そういうことがあるものですから、いわゆる新しいことを展開しようという意見を持っている若者が、入っていきように入ってこれないような状況があるというのも頭に入れてほしいんですよ。同じ方々がずっとやり続けるということも私はネックになっているんじゃないかなと思いますので、そういうのも耳に入ってきましたので、その辺の対処もよく考えていただきたい、要望して終わります。

○又吉清義委員長 休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時9分再開

○又吉清義委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お疲れさまです。

お尋ねします。最初に総務部のほうをお願いします。

沖縄振興予算についてOISTなどの国直轄事業、これを除いた令和4年度の予算額、決算額はどのようになっていますか。

○又吉信財政課長 お答えします。

沖縄振興予算に係る県関係事業というくくりでの決算額についてちょっとお答えすることは困難なんですけれども、当初予算のほうで申し上げますと、沖縄振興予算、令和4年度が2684億円、それに対して県や市町村が使える地方向け補助金が約1450億円ということで、地方向け補助金の割合は約54%というところでございます。

○西銘純恵委員 制度ができたときと比べて、県、市町村の、今話された54%というのは、どのような状況になっていますか。

○又吉信財政課長 お答えします。

制度ができたのは平成24年ですけれども、平成24年度のときは沖縄振興予算が2937億円、いわゆるまた地方向け補助金が2099億円という形で、24年度は71.5%が地方向け補助金ということでございます。

○西銘純恵委員 できた頃と比べて3000億円前後ということで見ても、この国直轄事業そのものが46%、今度の4年度の当初予算ですよ。平成24年の一括交付金があったときには、市町村71%あったということで、やっぱり総額は変わらないように見えても、いかに沖縄県と市町村が使える一括交付金が減らされているのかこの数字で分かるんですよ。

だからこれ、もっとほかの県民でもそうだし、ほかの都道府県からしても、沖縄は特別にもらっているんじゃないかというところがあって、一括交付金が本当に減らされているということをいかに知らしめていくかというのはとても重要だと思います。水道事業の値上げとかもこれに関連しているということがあるので、私はもうこれとても重要だと思って、沖縄県や市町村が使える一括交付金を基に、少なくとも7割あったというところまで持っていくというのが当たり前だと思っていますので、そこはぜひ頑張ってくださいと、一応要望しておきます。

次に、知事公室に伺います。

主要施策の3ページ、辺野古新基地建設問題対策事業の概要を伺います。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

辺野古新基地建設問題対策事業につきましては、その目的として辺野古新基地建設問題に関する総合企画及び調整、普天間飛行場の負担軽減等を行うものとなっております。

令和4年度におきましては、具体的には県の埋立変更不承認処分に係る国土交通大臣の裁決及び是正の指示に係る訴訟2件、同裁決に係る抗告訴訟1件に係る手続きを行っております。

また、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去に向け、同飛行場の運用停止に向けた具体的な作業スケジュールの作成、オスプレイ12機程度の県外拠点配備の実施などについて、令和5年2月に開催されました普天間飛行場負担軽減推進作業部会において、政府に訴えてきたところでございます。

また、知事のトークキャラバンにおいて、沖縄の基地問題解決に向けた国民的機運の醸成を図る取組を実施したところでございます。

以上です。

○西銘純恵委員 法廷闘争もやらざるを得ないと、そして知事のキャラバンというのはほかに広げる、沖縄の状況を知らせるということでもとても重要だと思います。

それで伺いますけれども、この間、政府が隠蔽や虚偽などを行ってきたことが情報公開で報道されているんですよ。2013年の当時の仲井眞知事に対する埋立承認申請をしたときの軟弱地盤について、どのような内容だったか説明を求めます。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

この件につきましては、公有水面埋立法を所管しています土木建築部が所管になりますが、土木建築部に確認したところ、県は沖縄防衛局から平成19年の調査報告書入手し確認作業を現在行っております。

同報告書及び平成25年の埋立承認願書には、一般的に軟弱と言われる沖積層が存在していること、その性状は砂礫等であることなどが記載されておりますが、長期間にわたって圧密沈下する軟弱な粘土性の層についての記載はございません。

また、平成19年の報告書には、追加でボーリング調査を行う必要があることが記載されておりますが、沖縄防衛局は埋立承認願書の承認後の平成27年にボーリング調査を行っており、平成27年のボーリング調査において軟弱な粘土性の層が確認され、令和2年に変更承認申請を行ったことを踏まえ、平成19年の調査後に追加のボーリング調査を行った上で、埋立承認願書を作成することができたものと考えられます。

県としては、引き続き沖縄防衛局に対して、正確な情報の提供を求めてまいりたいということにしております。

○西銘純恵委員 当初から願書申請をしたときにも問題があったということが指摘されているわけですよ。

9月4日に最高裁が判決を出しているんですけども、それに対する受け止めをお尋ねします。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

昨年9月4日に最高裁判所の判決が出ましたが、その中では県が主張した公有水面埋立法の承認要件の不充足性について、何らの判断も示されなかったところで、県の訴えが退けられております。

沖縄県としましては、どのような対応が取れるか検討していた中で、国は10月5日に代執行訴訟を提起したことから県は応訴いたしました。福岡高等裁判所那覇支部は、12月20日、県の主張を退け国の請求を認める判決を言い渡しました。このため県としましては、今回の高裁判決に不服があるとして同年同月27日に上告受理申立てを行ったところであり、今後最高裁判所において高裁判決の問題点を明らかにし、また多くの県民の願いをしっかりと訴えてまいりたいと考えているところでございます。

○西銘純恵委員 司法そのものも、辺野古が唯一だという固定観念に縛られていたのではないかとということで、午前中答弁があったと思うんですけども、その件に関しては、それでよろしいのでしょうか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

この代執行訴訟における高裁判決の中で、特に問題点といたしまして委員おっしゃるとおり、高裁自体が普天間飛行場の危険性の除去の方法について、辺野古が唯一との考え方に固執した判決をしたところでございます。

○西銘純恵委員 辺野古新基地建設の費用、工事期間は当初どうだったのでしょうか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

埋立てに関する工事に要する費用の額につきましては、これは防衛省と防衛局が公表していますが、当初願書では工事に要する費用の額は約2300億円、これが令和2年の変更申請におきましては約7200億円となっております。

また、令和元年12月に防衛省が公表した資料によりますと、総事業費につきましては、当初は約3500億円から、令和元年12月に公表されました資料では、その後約9300億円に変更がなされております。

また、工期につきましては、当初承認願書では埋立てに関する工事の施工に要する期間は5年とされていたところ、防衛省のホームページによりますと、変更後の計画に基づく工期は、変更後の計画に基づ

く工事に着手後9年3か月を要するとし、また提供、手続完了には約12年を要するとされております。

○西銘純恵委員 それで、現在までかかった経費と埋立ての割合はどうなっていますか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

こちらは所管部局である土木建築部のほうが沖縄防衛局に確認しましたところ、令和4年度末までの支出済額は約4312億円と回答がされております。

令和5年11月末現在の実績値でございますが、願書に対する埋立て区域として辺野古側につきましては、99.7%の埋立てが進捗されていると。願書におきましての工事全体における進捗割合につきましては、15.4%となっております。

○西銘純恵委員 本当に当初からどれだけ、今後も期間にしても最初5年間でできますよと、普天間を一日も早く危険性を除去するというのがうたい文句だったはずなんですよね。それが、既にもう予算は当初予算を超えていると、そして12年もかかっていると。私は思うんですけど、普天間基地の即時運用停止、返還ということをやったら、日本国民の税金はもう使われなと思うんですよね。だからそこに何で政府自身が、それをやらないのか、話合いにも応じないのかということ、とても問題があると指摘をしたいと思います。

これまでの裁判費用が午前中の仲村委員の質疑の中で2億4000万円余りかかったと、裁判費用が——今度のこの辺野古事業で今、既に9300億円、それ以上かかると言われるものこそ、税金の無駄遣いになるのではないかと、本当に新基地建設というのは、政府が9300億円と言うのももっと伸びるだろうと思うんですよ。だからそういう意味では、ぜひ県が頑張っていて、デニー知事がこんな理不尽な税金の無駄遣いに応じないということで頑張っていたいただきたいと思います。

次、ワシントン駐在事業費、5ページ、8年間の事業成果についてお尋ねします。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントン駐在につきましては、平成27年度から令和4年度までの8年間に4447人の米国政府や連邦議会関係者、あるいはシンクタンクの有識者等と面談を重ね、沖縄の米軍基地問題に関する情報発信、情報収集を行うとともに、沖縄の基地問題の解決について精力的に働きかけを行ってきたところでございます。

その結果としまして、2019年6月の連邦議会調査局の報告書において、沖縄は在日米軍施設区域の約

70%を抱えていると記載されたほか、同年10月には、普天間飛行場をめぐる状況について、県民投票で投票者の72%が反対したこと、また、基地沖合への滑走路建設が物理的に困難などの記載が追加されております。また、普天間飛行場代替施設の建設工事に関しては、2020年6月に下院の軍事委員会即応力小委員会の2021年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に関する懸念など、4つの懸念事項と、建設予定地地下の強度の検証結果など、5つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記されております。

さらに、2020年11月には、米国のシンクタンクであるCSISでも完成する可能性が低そうだと報告をされているところでございます。

2022年6月及び11月においては、米国のシンクタンク、クインシー研究所と米戦略予算評価センターの報告書に普天間代替施設計画への懸念等が示されております。それ以外、辺野古への移設に関すること以外にも、2022年には沖縄の米軍基地に起因するPFOS等の問題に対処するため、米国環境保護庁長官宛て、連携を希望する旨の知事名の書簡を送付し、今後の連携継続に期待するという返信があったところでございます。

また、これは令和5年度になりますが、昨年8月にはワシントン駐在の働きかけにより、米国の市民団体であるアジア太平洋系アメリカ人労働者連合APALAが総会において、辺野古への移設反対や米軍由来の環境問題に取り組む沖縄県民への支持と連帯を表明する決議を採択しております。

○西銘純恵委員 予算が相当かかったということが午前中あったんですけど、やっぱり今の一部だけ、私成果としても答えてもらったんですよ。沖縄の実情を知らせるということでは、アメリカ政界にも相当な影響を与えているということで、ぜひこのワシントン駐在の事業については、もっと活動を広める、高めるという立場で予算を増やすということも賛成できる場所もありそうですから、提案をしておきたいと思えます。

次、6ページのアジア太平洋地域平和連携推進事業の事業成果をお尋ねします。

○長嶺元裕基地対策課長 アジア太平洋地域平和連携推進事業は、中国の台頭、米中対立など、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しさを増している状況を踏まえ、沖縄が同地域の緊張緩和と信頼醸成に寄与することを目的として実施しております。

令和4年度は中国や韓国など、主に東アジアの国

地域を中心に、沖縄との連携の可能性等に関するヒアリング調査を行うとともに、当該調査等で得られた情報を基に、国内外の有識者によるアジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成の重要性を県内外に発信するシンポジウムを開催いたしました。

引き続きASEAN諸国等を含む、さらに幅広い国、地域との連携の可能性を探るとともに、アジア太平洋地域の緊張緩和と信頼醸成に向けた機運を高めるよう取り組んでいきたいと考えております。

○西銘純恵委員 実績として意見交換をされたというところの内容について、相手国の沖縄に対する理解の関係ですけれども、どのようなことを発言されたのか、意見交換の内容をお尋ねします。

○長嶺元裕基地対策課長 ヒアリングの中では、留意点として米軍基地の整理縮小に関して長期的な視野で取り組む必要があることや、諸外国と交流するに当たってお互いにメリットを感じないと長続きしないといった意見がありました。

また、フィリピン大学のアリエス教授からは、アジア太平洋地域は沖縄を含め大国に左右されやすい、連携することが重要であるという旨、それから立命館大学国際関係学部の君島教授からは、国境を越える人の行き来が平和の基礎で、沖縄県がそれを尽くしていくことが軍事の役割を抑え込むことになるといった意見がありました。

○西銘純恵委員 これは初めての意見交換だと思うのですが、継続するという事は大事なかなと思っております。

そして、課題の中で、ASEAN諸国等において情報収集する必要があるということなんですけれども、これはどんな計画をされているのかお尋ねをします。

○長嶺元裕基地対策課長 ASEAN諸国につきましては、令和5年度重点対象地域として調査を行っているところでございます。これまで東京にありますASEAN諸国の大使館の関係者、あるいは大使との意見交換などを行ってきたところであり、今後、現地、東南アジアにおける調査についても実施をしていく予定となっております。

○西銘純恵委員 有識者会議から出された意見というのはどんなものでしょうか。

○長嶺元裕基地対策課長 令和5年3月に出席された有識者会議の意見ということだと思いますが、令和5年3月に各国における沖縄のイメージ、沖縄からアジア太平洋地域に発するメッセージの重要性、それから沖縄とアジア太平洋地域との連携の重要性、

可能性の3つをテーマにオンラインによる有識者会議を開催しております。

まず、1つ目の沖縄のイメージでは、基地の島をどのように平和の観光資源に変えていけるかが重要との意見がありました。

2つ目、沖縄から発するメッセージの重要性では、戦争は国家の意思で行われる、いかに国家の意思に影響を与えることができるか、難しい課題ではあるが非常に重要との意見がありました。

それから、3つ目の沖縄とアジア太平洋地域との連携の重要性、可能性では、金門島、済州島といった自治体連携、平和教育連携などに関する意見があったところでございます。

○西銘純恵委員 有識者会議でどんなのが出たかということで聞いたので、出た内容については、今の答弁は重要だったと思うんですよ。基地の島を観光の島に変えていくとか、やっぱり事業に対する質疑をしておりますので、私、この有識者会議の最終意見というのはとても重要だと受け止めております。ぜひそれを力にして、この事業を進めていただきたいと思います。

次に移ります。13ページ、私立学校振興事業、通学費支援事業についてお尋ねします。

これ令和3年度と比べた利用者数の増減についてお尋ねします。

○山内昌満総務私学課長 令和3年度の利用者数は324人、令和4年度の利用者数は443人でありまして、前年度比119人の増加となっております。

以上です。

○西銘純恵委員 生徒数というか、私学の総数はそんなに変更ないと思うんですけども、この増えた要因というのはどのように認識されていますか。令和5年はまたどんな状況でしょうか。

○山内昌満総務私学課長 増加につきましては、対象者について利用がされるようにということで周知活動も行っておりますので、その効果もあって対象となる方の利用が増えたのかというふうに考えております。

令和5年度の利用者数につきましては、12月末時点で私立学校に通う生徒さん、524人でありまして、令和4年度比81人増、令和3年度比でいうと200人の増ということで利用者数が増えている状況にあります。

以上です。

○西銘純恵委員 県立高校も通学費支援が喜ばれていますけれども、私学でもこのように増えていると

いうことは、やっぱり必要な皆さんに周知されればきちんとそれを活用する、とても大事な施策ではないかなと思っています。ぜひ、さらに推進していただきたいと思います。

14ページに同じ高速バス通学費の支援ということであるんですけども、それについて説明をお願いします。

○山内昌満総務私学課長 5番の高速費、バスの通学支援という御質問なんですけれども、4番のほうにもあります私立学校通学負担費軽減事業（補助）というのと、これは事業内容は一緒になっておりまして、対象事業は一緒です。

この支援の方法がバス、モノレールの利用ということで、ICカードのほうを利用者さんには交付します。自宅から公共交通機関の最寄りのバス停ですとか、モノレールの駅から通学する学校の最寄りの駅、バス停までの区間の利用についてこのカードを利用しますと支払いがなく、利用額について、会社のほうから県のほうに請求が来てお支払いをするということで、交通費の負担をしているんですけど、高速バスを運営する会社のうち、一部の会社につきましてはOKICAが使えないものですから、県のほうで実際に資金前渡で、現金で回数券を購入して、それを学校を通じて届けて、バスを乗り降りする際にはその回数券で支払うということでやっている部分があります。これについてちょっと経理上の区分の関係で4番、5番ということで、事業区分して行っているという事情でございます。

以上です。

○西銘純恵委員 公安委員会、453ページをお願いします。

非行少年を生まない社会づくりのところで、453ページの効果で大学生少年サポーターによる学習支援活動を通じたというのがあるんですけども、その説明と生徒数、対象はもっといたのかどうかも含めて、答弁をお願いします。

○宮城貴生活安全部長 大学青少年サポーターの任命についてお答えいたします。

現在、県内5大学の大学生66名に大学生少年サポーターとして委嘱し、うち女性が42名となっております。大学生少年サポーターの活動は、主に派遣依頼のあった学校の空き教室などや近隣の公民館等の公共施設を利用するなどして各種支援に当たっているところであります。

具体的な活動内容につきましては、非行防止や健全育成活動として、非行防止キャンペーン等におけ

る各種広報活動、非行防止教室や街頭指導活動への参加を行っているほか、立ち直り支援活動として、授業についていけない少年に対する学習支援、スポーツイベントや三線教室、料理教室等の文化系のイベントを開催し少年の居場所づくり活動を行っています。

大学生少年サポーターは、少年との年齢が近く、親近感が増すことで効果的に健全育成活動が行えるなど、大学生少年サポーターの活動の貢献度は高いものとなっております。

○西銘純恵委員 大学生個別に皆さん採用するんですか、どのような活用、委託のような形ですか。

○宮城貴生活安全部長 大学生サポーターについては、任期を1年としまして警察本部長から委嘱をするということで運用しているところでございます。

○西銘純恵委員 高校合格29人というのは、4年度の実績でよろしいんですか。

○宮城貴生活安全部長 そのとおりでございます。

○西銘純恵委員 令和5年度はどうですか。

○宮城貴生活安全部長 令和5年度におきましては25人が受験いたしましたして、22人が合格しているという状況でございます。

○西銘純恵委員 本当に高校に進学をして社会に出るとというのが、とても今この事業で、少年の皆さんを社会に出していくということは重要なものだと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○又吉清義委員長 渡久地修委員。

○渡久地修委員 よろしく申し上げます。

まず公安委員会から。少年補導員の件で児童虐待に当たって、子供たちの相談に当たる人員は去年5人増やしましたが、その際少年補導員という名前は変えたほうがいいんじゃないかと。支援員、相談員にしたほうがいいんじゃないかと提案しましたが、本部長はぜひ検討したいと言っていましたけれど、どんなふうになりましたか。

○吉岐恭秀警務部長 お答えいたします。

先般の議会におきまして、警察職員の定員を5名増員する内容の条例の改正をいただいたところでございます。この改正を受けまして、令和6年度から増員をされます一般職員については、年々増加する児童虐待事案等に対して専門的な知識に基づいて対応を行う職員となります。

この増員される職員の職名でございますが委員御指摘されますように、補導職員という言葉が与える印象を踏まえつつ、新たな名称について今検討して

いるところでございます。

以上でございます。

○渡久地修委員 まだ決まってないのですか。

○吉岐恭秀警務部長 現在検討中でございます。

○渡久地修委員 ぜひ子供たちのことも配慮して決めていただきたいと思います。

次に、知事公室をお願いします。

知事公室の1ページ。基地問題の解決とありますけれど、騒音についてまずお聞きしますけれど、普天間基地に今配備されている航空機についての機種と機数をお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長 最新の情報では普天間飛行場の常駐機は計58機となっております。内訳につきましてはMV22オスプレイが24機、CH53Eスーパータリオンが12機、AH1Zヴァイパーが12機、UH1Yヴェノムが6機、UC35Dが3機、UC12Wが1機となっております。

○渡久地修委員 それで外来機も飛んでくるんだけど、今常駐機がこれだけあると。その中でオスプレイが今、飛行停止になっていきますけれど、オスプレイが飛行停止になって騒音はどれだけ軽減しているのか、実態についてお願いします。

○長嶺元裕基地対策課長 オスプレイにつきましては墜落事故を受けまして、12月7日から飛行停止となっております。

県環境部が市町村と連携して実施しております、普天間飛行場周辺の航空機騒音測定における速報値によりますと、普天間飛行場周辺測定局12局における騒音発生回数の合計は、飛行停止前の11月30日から12月6日までの1週間で2081回ありましたが、飛行停止後の12月7日から13日までの1週間で1378回となっております。703回、約34%減少しております。

○渡久地修委員 34%減少しているというものに対して、皆さんはどんなふうに捉えていますか。

○長嶺元裕基地対策課長 飛行実態等々、運用については正確に把握しているところではございませんが、やはりオスプレイの飛行停止の影響というのは大きいものであるというふうに考えております。

○渡久地修委員 オスプレイの飛行停止で騒音が34%減ったというのは、これはもう僕は物すごいびっくりしているんだけど、ここから見えてくるのが、政府は普天間飛行場の危険性除去は辺野古移設が唯一の方法だと言っているけれども、これがいかにまやかしかであるかというのを僕は証明していると思う。

本当に普天間飛行場の危険性を除去するのであれば、オスプレイを飛行停止したのと同じように、普

天間基地の運用を直ちに停止すると、まずは停止する。これが危険性除去の1番だと思っただけけれど、その辺はどうですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、今現在オスプレイの飛行が停止されております。この普天間基地につきましては、県はこれまで普天間飛行場の一日も早い危険性の除去の実現のために、普天間飛行場の負担軽減推進会議及び同作業部会において、同飛行場の運用停止に向けた具体的なスケジュールの作成や、オスプレイの県外拠点配備の実施などについて政府に訴えてきているところでございます。

そういったものを引き続き訴えて、早期の危険性の除去が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 県外移転とかどうのこののじゃなくて、もうアメリカが停止を決めた段階で——これ止まったわけよ。だから普天間基地の運用停止を日本政府が求めて日米で合意すれば、これすぐにもできる課題であるわけ、辺野古と切り離して。だからこれは、僕はもうこの辺野古移設賛成反対とか関係なく、保守革新も関係なく、沖縄県民みんなの願いで、特に宜野湾市民、委員長もいるけれどね、願いだと思うので、普天間基地の危険性除去のためには直ちに運用を停止せよとオスプレイでやっているんだから、これもできるはずだということで強く政府に迫っていただきたい。

どうですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、これは重要なことと考えております。このため、県はこれまでも知事が直接総理への要請とか、あるいは軍転協を通じた要請活動、また先ほども少し述べましたが、普天間飛行場の負担軽減推進会議及び同作業部会において、政府に対して、この普天間飛行場の早期返還、危険性の除去に向けた取組をお願いしたいということを要望しているところでございます。

○渡久地修委員 皆さん答えにくいところはあるかもしれないけれども、仲井眞知事でも5年以内の運用停止というのを掲げたわけよ。だから運用停止というのはみんなの願いなんだよ。だからいろんなことは言わなくていいから、とにかくオスプレイも止まっているんだよ、今。だから運用停止を求めている

く。統括監どうですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

県はこれまで政府に対して、例えば軍転協の要望の中で普天間飛行場の固定化は絶対に避け、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去、県外国外移設及び早期閉鎖返還に取り組むことということで、これまでも継続して強く要請を行っているところでございます。

○渡久地修委員 だから運用停止をもっと前面に出してやってください。これが今とても大事な課題だと思う。

次に7ページ、不発弾について。戦後79年、やがて80年になろうとしているという点で、僕は不発弾問題が風化されるんじゃないかと。不発弾処理も、沖縄戦も風化されるんじゃないか。ずっと、とても危惧しているんですよ。それでこれまでも不発弾対策条例とか、不発弾を考える日とかというのを提起してきたんだけど、この考える日についてはこの前検討すると言ったんだけど、検討状況はどうなって、いつからやるのか教えてください。

○真鳥裕茂秘書防災統括監 ありがとうございます。

以前、委員から提案いただいていた不発弾を考える日についてですけれども、県としましてはこの不発弾問題を考える機会を設けることは、とても県民の関心と理解を深める上で重要だと考えていまして、現在、週間がいいのか、それとも月間という形で設定したほうがいいのか、そういったことを検討しているような状況でございます。

ただ、こういった検討に当たっては、やはり関係機関の意見を聞いて、あと賛同を得て、今後、広報啓発していく必要があるというふうに考えているものですから、沖縄総合事務局、それから自衛隊、県警、市長会、町村会、それからその他民間団体で構成する沖縄不発弾等対策協議会というのがございます。ですので、その協議会を開いてその中で議論していきたいと考えているところです。

○渡久地修委員 ぜひやってください。

次に不発弾の耐爆チャンバー、これもずっと取り上げてきたんだけど、これ導入が近いという話もあるんだけど、今具体的にどうなっていますか。

○山里永悟防災危機管理課長 不発弾の耐爆チャンバー、耐爆容器ですけど、平成29年度から安全性や耐久性の検証が行われまして、小型化もなされております。

令和4年度には、協議会においてその点も確認を

されておりまして、令和5年度ですけれど、沖縄総合事務局において試行運用を実施して課題等の検証を行う計画となっております、1月には耐爆チャンパーを県内に搬入をしまして、自衛隊による操作や運用の訓練、2月には現地処理を要する、要は試行運用、可能であれば4月以降、本格運用に向けて取り組むという計画となっております。

○渡久地修委員 分かりました。

次に防災ヘリ、8ページ。午前中の質問で、合意が得られていない市が2市あるということだったんですが、その理由は何ですか。

○山里永悟防災危機管理課長 いまだ承認をいただけていない市町村長からは、主に航空隊の、実際にヘリに搭乗する消防の専門職員、こちらについては市町村消防の本部から消防職員を派遣いただくことをお願いしていますが、それについて再度、詳細の確認を求められております。

また、基地整備場所を中城村の消防学校で提案をしておりますが、これについて詳細な確認を求められているといった状況でございます。また、防災ヘリの具体的な需要であるとか、あと夜間運航についての考え方など、詳細な説明をもう少し確認させてほしいということで、いまだ承認がいただけていない状況でございます。

○渡久地修委員 これ長い間の課題でもあったので、ぜひ合意が得られるように全力を挙げてほしいんですけども、これ期限がありますよね、国の補助を受ける上では。この期限はいつまでですか。

○山里永悟防災危機管理課長 このプロジェクトの期限ということではないのですが、財源として一番有利な緊急防災・減災事業債を充てることを前提としております。この緊防債が、現在は期限付で令和7年までの期限となっておりますので、この財政措置が活用可能な形でスケジュールを組み直しているという状況でございます。

○渡久地修委員 令和7年度というと次年度で、もう遅くとも次年度のいつまでに合意を取らないといけないのかな。

○山里永悟防災危機管理課長 私どもの目標ベースでもあるのですが、令和6年4月上旬には、遅くとも承認を得ていきたいというふうに考えております。

○渡久地修委員 6年の4月上旬ということなんだけれど、ぜひ全力を挙げて、これはもう早めにやらないと間に合わないのでもよろしくお願いします。

次に総務部、9ページ、所有者不明土地についてお聞きします。

真の所有者を見つけるということではいろいろあったんだけど、この戦後処理のこの件で、那覇市の件もあって、結構みんないろんな関心があるんだけど、これまで沖縄県が管理している所有者不明土地で裁判になった件数、そして解決したのは何件か教えてください。

○池原秀典管財課長 お答えいたします。

現在、土地の所有権に係る継続中の訴訟案件はありませんが、復帰後の訴訟件数は119件あり、うち91件について所有権が認められたところでございます。

直近の判決は令和2年1月、最高裁の上告不受理、原告の所有であることは認めないものでした。直近で原告の所有であると認められた事例としては、平成27年3月、福岡高裁那覇支部、控訴審判決がございまして。平成27年3月以降、4件の判決がございまして、全て所有権は認められておりません。

以上でございます。

○渡久地修委員 確認しますけれど、現在争っているのはないということですか。

○池原秀典管財課長 さようでございます。

○渡久地修委員 見通しとして、これからこういう裁判とか司法に訴えられるということはどんなですか。もう戦後80年になろうとしているんだけど。

○池原秀典管財課長 委員御指摘のとおり、戦後77年余り経た現在、土地所有権を証明する物的、人的証拠の確保はますます困難となっており、所有者が特定される可能性が極めて低くなっているのが現状なのかなと思います。

そういう中において、なかなかそういった形で裁判に上げてくるというのは、やっぱり年々件数は減っていくのかなというのが予想されます。

○渡久地修委員 これは午前中、先ほども平良委員からもあったんだけど、これを解決していく上でどうするのかというのが今問われているわけですよ。国は今どういうふうにとやろうとしているんですか。

○池原秀典管財課長 国におきましては、平成24年度から平成30年度まで測量や探索調査を行うとともに、平成30年度から有識者による検討会を実施し、実務的検討を行うなど解決に向かって今取り組んでいるところでございます。

○渡久地修委員 いわゆる聞いた話では国かどこかがこれを売買したり、貸したりして、その代金については供託をして、10年後に国に入っていくという話なんだけれど、それ事実ですか。

○池原秀典管財課長 委員御指摘の件は、恐らく改

正民法の件かと承知しておりますけれども、これにつきましては裁判所により選任された管理人が、供託所として指定された法務局に供託することになっております。なお、供託された売買代金は10年を経過すると時効により消滅し国庫に帰属されることとなります。

以上です。

○渡久地修委員 これは沖縄の戦争に起因する所有者不明土地にも適用されるのですか。

○池原秀典管財課長 今現在、3件の申請が行われているところでございます。可能性としてはあり得るというところで、今注視しているところでございます。

○渡久地修委員 これ僕は注視ということでは駄目だと思ふ。やっぱり戦争に起因するものだから、先ほどの平良委員もあったので、これ沖縄戦でもうほとんど一家全滅したとか、そういう被害を受けた人たちのものなのよ。それをまた国が取り上げますというのは、これはおかしな話。だからそれについてどうするのかというのは県として明確な方針を出さないと、供託後の代金は、せめて僕はその当該市町村か、県に帰属するというんだったらまだ理解できるけれども、その辺ははっきりさせたほうがいいんじゃない。

これは沖縄振興計画にも関わりますからね、そこはしっかりやらないと駄目だと思います。いかがですか。

○池原秀典管財課長 現行制度では供託金は真の所有者が還付を受けるか、供託後10年経過による時効消滅により国庫に帰属することとなっており、県や市町村に帰属することはできないこととなっております。

ただ、沖縄戦を起因とした所有者不明土地の抜本的解決が図られるよう、法制上の措置及び財政措置などの取組を加速し、県民の貴重な財産として有効活用が図られるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと考えております。

○渡久地修委員 これぜひしっかりやってください。これはもう沖縄県にとっては大きな課題だから、これまた金額だけの問題じゃないのよ。

とにかく沖縄戦であれだけ痛めつけられて、さらにその土地まで国家に奪われていくというのは到底納得できない。ここは責任を持ってやってください。

次に、辺野古の問題。先ほど西銘委員がやりましたけれども、埋立てが現在、15%と言った。これを金額ベースで単純計算すると、あと埋立てだけで1兆

2200億円かかることになるわけよ。それでいいですか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

委員おっしゃるこの金額の部分なんですけれど、現在、防衛局等が出している事業総額は約9300億となっております。

ただ、近年の物価上昇等を含めると、それ以上になるということは県としても考えているところでございます。

○渡久地修委員 埋立ての割合とかやるとそうなるのよ。単純計算すると言っているけれどそうなる。それで、これは、私たちは軟弱地盤で完成の見込みがないんじゃないかと主張しているんだけど、その辺は皆さんどう見えていますか。

○松堂徳明辺野古新基地建設問題対策課長 お答えいたします。

政府が唯一の解決策とする辺野古移設については、軟弱地盤の存在が判明し、提供手続の完了までに約12年を要するとされ、さらに軟弱地盤が海面下90メートルの深さまで存在することが確認され、国内で前例のない大規模な地盤改良工事が必要であるため、さらなる工期の延伸も懸念されると考えております。

このため、県としましては、辺野古移設では普天間飛行場の一日も早い危険性の除去にはつながらないと考えているところでございます。

○渡久地修委員 工事船も90メートルできるのはないのよ。70メートルできるのが1隻とかだから僕は完成の見込みはないと思う。

次に5ページ、ワシントン事務所。全国の都道府県でワシントンに事務所を置いているところがあたら教えてください。

○長嶺元裕基地対策課長 ワシントンに駐在員を置いている都道府県は沖縄県のみであると承知しております。

○渡久地修委員 朝からずっとワシントン事務所の成果とか、いろいろあったけれども、ちょっとそもそも論で聞くけれど、なぜ沖縄県がそこに事務所を置いたのですか。

○長嶺元裕基地対策課長 県では、普天間飛行場の移設問題を初めとする米軍基地問題の解決を図るためには、日本政府のみならず、一方の当事者である米国政府に対しても、沖縄県自らが直接訴えることが重要であり、また効果的であるという考えの下、平成27年度にワシントン駐在を設置したところでございます。

○**渡久地修委員** この設置したとき翁長県政だったけれど、そのときの議会の議論なんかも皆さん振り返ってほしいと思うんだけど、あのとき日本政府は沖縄にアメリカの正確な情報を伝えていないと。オスプレイも配備予定はありませんとずっとそれ言い続けてきたわけ。全くありませんと、政府はよ。ところが一気にやられてきたわけよ。じゃ沖縄の県民の思いを外務省がアメリカに伝えているかといったら、僕は伝えていないというのをずっと言い続けてきたわけよ。正確に伝えてない。だからもう沖縄は自ら事務所を置いて、自分たちで沖縄県民の意思をアメリカに伝える、正確な情報を収集するというために、この事務所が必要じゃないかと主張してきたんだけど、その辺改めて振り返ってほしいんだけどいかがですか。

○**長嶺元裕基地対策課長** 設置の経緯、目的等々につきまして、しっかり確認していきたいと思います。

○**渡久地修委員** 頑張ってください。

○**又吉清義委員長** 先ほど、西銘委員の質疑に対する答弁で、宮城生活安全部長から答弁を訂正したいとの申出がありますので発言を許します。

○**宮城貴生活安全部長** 先ほど、西銘純恵委員の質問の際、学習支援による令和5年度の高校合格者数についてという質疑がありました。令和5年の合格者は22人とお答えしましたが、それは令和5年1月から3月までの合格者であり、令和5年度の合格者数についてはまだ把握をしておりませんと訂正したいと思います。

○**又吉清義委員長** 當間盛夫委員。

○**當間盛夫委員** 不適切な会計処理等々で決算がこの時期になっているということを遺憾に思って、県の皆さんには、部長を筆頭に、知事先頭にしっかりとこのようなことがないようにお願いをしたいというふうに思っています。

この間、職員の皆さんからいろいろと所有者不明土地の資料の一覧だとか、いろいろと頂きました。本当にありがとうございました。

これまで委員の皆さんが数多く質疑をしておりますので、私の質疑は取り下げたいと思います。

○**又吉清義委員長** 以上で、知事公室、総務部及び公安委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○**又吉清義委員長** 再開いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明1月12日金曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 又 吉 清 義

経済労働委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月11日（木曜日）
開会 午前10時6分
散会 午後2時30分
場所 第1委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会認定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（商工労働部及び労働委員会事務局所管分）
- 令和5年第4回議会認定第3号 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第4号 令和4年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第11号 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第13号 令和4年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第14号 令和4年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 大浜 一郎
副委員長 大城 憲 幸
委員 新垣 新 西 銘 啓史郎
島袋 大 中 川 京 貴
上里 善 清 次 呂 久 成 崇
仲村 未 央 玉 城 武 光
金城 勉

欠席委員

委員 山内 末子

※決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である山内末子委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

商工労働部長 松 永 享
産業政策課長 金城 睦也
アジア経済戦略課長 島袋 秀樹
マーケティング
戦略推進課長 外間 一樹
ものづくり振興課長 座喜味 肇
中小企業支援課長 小渡 悟
企業立地推進課長 高宮城 邦子
ITイノベーション推進課長 白井 勝也
雇用政策課長 上原 美也子
労働政策課長 前原 秀規
労働委員会事務局
参事監兼事務局長 下地 誠

○大浜一郎委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本日の説明員として商工労働部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会認定第1号、同認定第3号、同認定第4号、同認定第11号、同認定第13号及び同認定第14号の決算6件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、労働委員会事務局長から、労働委員会事務局関係決算事項の概要説明を求めます。

下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長 おはようございます。

それでは、労働委員会事務局所管の令和4年度一般会計歳入歳出決算の概要について、説明いたします。

タブレットの令和4年度歳入歳出決算説明資料の1ページを御覧ください。

歳入決算状況について説明します。

決算額は（款）諸収入の収入済額（C）欄のとおり4597円です。

会計年度任用職員1名分の雇用保険料本人負担となります。

次に、説明資料の2ページの歳出決算状況について説明します。

予算現額1億3477万円に対し、支出済額は1億2242万625円で、執行率は90.8%となります。

主な支出は、委員の報酬や費用弁償等の委員会の運営費、事務局職員の給与、旅費、消耗品等の需用費など事務局運営に要する経費です。

不用額は1234万9375円で、主なものは、職員手当などの人件費及びコロナ禍の影響による旅費の執行残となっています。

以上で労働委員会事務局所管の歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

○大浜一郎委員長 労働委員会事務局参事監兼事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑については決算事案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたしますので、十分御留意願ひます。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明1月12日、本委員会の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めるといたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか確認をします。簡潔に説明するようお願いをいたします。

なお委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことといたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いをいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いを申し上げます。

それでは、これより直ちに労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を行います。

金城勉委員。

○金城勉委員 1点だけ、労働委員会というのとはどういう仕事をなさっていますか。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長 労働委員会は、公平・公正な立場で労使間紛争の迅速かつ円満な解決への手助けを行う、労使関係の安定を図る専門的な行政機関となっております。

以上です。

○金城勉委員 具体的にそういう令和4年度で何か仕事のケースはありますか。

○下地誠労働委員会事務局参事監兼事務局長 細かい話しはちょっと守秘義務の関係でお話しできませんけれども、最近の傾向としてはパワハラ関係の案件が増えているという状況にあります。

以上です。

○大浜一郎委員長 以上で、労働委員会事務局関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入替え)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

次に、商工労働部長から商工労働部関係決算事項の概要説明を求めます。

松永享商工労働部長。

○松永享商工労働部長 委員の皆様、おはようございます。

それでは、商工労働部所管の令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要につきまして、御説明いたします。

まず初めに、令和4年度における商工労働部の取組につきまして御説明いたします。

令和4年度の本県経済は、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰等の影響により、幅広い産業において多大な影響を受けておりました。

このため、商工労働部では、事業の継続と雇用の維持に必要な対策を切れ目なく講じてまいりました。

主な事業としましては、県単融資事業による事業者の資金繰り支援や、雇用調整助成金の上乗せ助成、うちな一んちゅ応援プロジェクトによる事業者支援、原油価格・物価高対策緊急支援事業による事業者支援、中小企業原油価格・物価高騰対応支援事業によるBCP策定に関連した設備投資等費用に係る助成などを行ってきたところです。

また、コロナ禍からの経済活動の回復をより確かなものとするため、産業DXの推進等による生産性の向上や、域内自給率の向上に資する取組等を推進するとともに、クリーンエネルギー導入拡大とエネルギーの地産地消に取り組んできたというところが、令和4年度における商工労働部の主な取組となります。

それでは、お手元の資料、歳入歳出決算の概要につきまして、タブレットに掲載されております令和4年度歳入歳出決算説明資料により、御説明いたします。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳入決算状況の総括表となっております。詳細につきましては、3ページ以降で御説明いたします。

2ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、一般会計及び5つの特別会計の歳出決算状況の総括表となっております。こちらにも詳細につきましては3ページ以降で御説明いたします。

それでは3ページを御覧ください。

一般会計の歳入決算につきましては、まず、(A)欄の予算現額合計が909億6273万7000円、(B)欄の調定額が893億8982万3530円、(C)欄の収入済額が892億3775万3169円、(D)欄の不納欠損額が1273万3326円、(E)欄の収入未済額が1億3933万7035円で、調定額に対する収入済額の割合は99.8%となっております。

4ページのごとの明細につきましては、説明を割愛させていただきます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計の歳出決算につきましては、(A)欄の予算現額合計が988億4633万1000円、(B)欄の支出済額が903億9714万9342円、(C)欄の翌年度繰越額が54億1585万6628円、(A-B-C)欄の不用額が30億3332万5030円で、執行率は91.5%となっております。

翌年度への繰越しにつきましては、主に原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者等への支援金を支給する原油・物価高対策緊急支援事業を繰り越しております。

次に、不用額の主なものにつきまして、項別に御説明いたします。

(項) 労政費の不用額1億523万8084円の主なものは、職員費(労働費)におきまして、人事異動により給与及び共済費の実績が所要見込額を下回ったことによる執行残となっております。

(項) 職業訓練費の不用額1億4496万6649円の主なものは、離職者等再就職訓練事業の訓練コース閉講や、受講者定員割れ、中途退校者等による訓練実施経費の執行残となっております。

(項) 商業費の不用額3億1298万8572円の主なものは、国際航空物流機能強化推進事業におきまして、複数の台風襲来及び鳥インフルエンザ発生の影響で県産品の輸出貨物が減少したことによる委託料の執行残となっております。

(項) 工鉦業費の不用額24億7013万1725円の主なものは、うちなーんちゅ応援プロジェクトの協力金に係る報償費におきまして、協力金の支給実績が所

要見込額を下回ったことによる執行残となっております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要について、御説明を終わります。

次に、特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。

小規模企業者等設備導入資金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、(A)欄の予算現額合計が8048万5000円、(B)欄の調定額が35億9998万3428円、(C)欄の収入済額が10億7725万1366円、(D)欄の不納欠損額が2億6407万4403円、(E)欄の収入未済額が22億5865万7659円で、調定額に対する収入済額の割合は29.9%となっております。

不納欠損額は、高度化資金及び設備近代化資金におきまして、時効の援用により不納欠損金として整理したものでとなっております。

また、収入未済額は、貸付先企業・組合等の業績不振や倒産などにより、設備近代化資金及び高度化資金の貸付金償還が延滞していることによるものとなっております。

8ページを御覧いただきたいと思います。

歳出決算につきましては、(A)欄の予算現額合計が8048万5000円、(B)欄の支出済額が7262万9162円、(A-B-C)欄の不用額が785万5838円となっております。執行率は90.2%となっております。

不用額につきましては、裁判所へ申立て手続に時間を要したことによる委託料の執行残となっております。

9ページを御覧ください。

中小企業振興資金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、(A)欄の予算現額合計が4億13万5000円、(B)欄の調定額及び(C)欄の収入済額が7億7572万2631円となっております。

10ページをお願いします。

歳出決算につきましては、(A)欄の予算現額合計が4億13万5000円、(B)欄の支出済額が1億9620万4700円、(A-B-C)欄の不用額が2億393万300円で、執行率は49.0%となっております。

不用額につきましては、機械類貸与資金貸付金の執行残となっております。

11ページを御覧いただきたいと思います。

中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が4億1538万1000円、(B) 欄の調定額及び(C) 欄の収入済額が29億1633万901円となっております。

12ページをお願いします。

歳出決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が4億1538万1000円、(B) 欄の支出済額が4億460万8431円、(A-B-C) 欄の不用額が1077万2569円で、執行率は97.4%となっております。

不用額は、県債の借換えを行ったことによる、利子の執行残となっております。

13ページを御覧ください。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が5億1387万4000円、(B) 欄の調定額が9億6594万598円、(C) 欄の収入済額が9億1542万6256円、(D) 欄の不納欠損額が41万320円、(E) 欄の収入未済額が5010万4022円で、調定額に対する収入済額の割合は94.8%となっております。

不納欠損額は、過去に入居していた企業の建物使用料につきまして、消滅時効の完成により不納欠損金として整理したものとなっております。

また収入未済額は、主に経営不振により撤退した企業の光熱水費等の滞納によるものとなっております。

14ページをお願いします。

歳出決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が5億1387万4000円、(B) 欄の支出済額が4億8959万6028円、(A-B-C) 欄の不用額が2427万7972円で、執行率は95.3%となっております。

不用額は、主に修繕料の執行残となっております。

15ページを御覧いただきたいと思えます。

産業振興基金特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が1億1927万1000円、(B) 欄の調定額及び(C) 欄の収入済額が1億2828万3192円となっております。

16ページをお願いします。

歳出決算につきましては、(A) 欄の予算現額合計が1億1927万1000円、(B) 欄の支出済額が5472万6757円、(A-B-C) 欄の不用額が6454万4243円で、執行率は45.9%となっております。

不用額は、主に産業振興基金事業費におきまして、補助事業の事業実績減等による執行残となっております。

以上で、商工労働部所管の令和4年度一般会計及

び特別会計の歳入歳出決算の概要について、説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○大浜一郎委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑、答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように、簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

また、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うことにしたいと思っておりますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いを申し上げます。

それでは、これより直ちに商工労働部関係決算事項に対する質疑を行います。

新垣新委員。

○新垣新委員 それでは質疑を行います。

まず1ページなんですけれど、この不納欠損額と収入未済額、商工労働部の合計なんですけど、令和3年との対比はどうなっていますか、伺います。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

令和4年度歳入決算における商工労働部の不納欠損額が、一般会計と特別会計合わせて2億7721万8049円となっております、令和3年度が810万872円となりますので、それと比較しますと、2億6911万7170円の増となっております。

以上です。

○新垣新委員 改めて、この要因をお聞かせください。

○金城睦也産業政策課長 まず、この内容なんですけど、会計別で見ますと、一般会計の賃貸工場施設使用料におきまして1273万3326円、また、小規模企業者等設備導入資金特別会計で、貸付金元利収入及び雑入において2億6407万4403円、国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計で、建物使用料において41万320円となっております。

不納欠損の増の主な理由としましては、一番大きいものとして、小規模企業者等設備導入資金特別会計におきまして、時効援用による不納欠損処理を行ったことによるものでございます。

以上です。

○新垣新委員 分かりました。

5ページの款が商工費、項が工鉦業費、目が鉄砲・火薬・ガス取締費なんですけど、これが執行率

79.3%の要因をお聞かせください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

この目の鉄砲・火薬・ガス取締費につきましては、高圧ガスとか火薬、電気等の関係法令に基づく許認可業務や、産業保安体制の確立等に要する経費を計上しております。

これらの経費の主な内容としましては、電気工事士免状の交付審査業務や、高圧ガスに関する啓発事業の委託料、また各種実地検査、関係会議出席のための旅費、高圧事業に係る台帳システム及び各種検査用の車両のリースのための使用料となっております。

今回、本事業の執行率79.3%の主な要因は旅費の不用でありまして、その理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、出張を伴う会議等が減少したことによるものでございます。

以上です。

○新垣新委員 すみません、改めて伺いますけど、このガスの委託料、そして火薬の委託料、鉄砲の委託料、これはどこに委託しているのかお聞かせ願いたい。

○金城睦也産業政策課長 委託先ですが、まず、高圧ガスにつきましては、沖縄高圧ガス保安協会のほうに委託しております。電気につきましては、電気工事業工業組合のほうに委託しているところでございます。

以上です。

○新垣新委員 この火薬に関してですけど、どういう形で委託しているんですか、伺います。

○金城睦也産業政策課長 火薬に関しましては、委託事業というのはありません。許認可業務に係るものとなっております。

以上です。

○新垣新委員 じゃ、この火薬はどこに置いているんですか。

○金城睦也産業政策課長 火薬の保管場所については、火薬を取り扱う事業者によって、場所はそれぞれとなっております。

以上です。

○新垣新委員 理解いたしました。

次、目の資源エネルギー対策費。今回54.5%という執行率になって、翌年度繰越額が約5億1400万円になっているんですね。なぜ使い切れなかったのか、お伺いします。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

この目の資源エネルギー対策費につきましては、

6つの事業で構成されておりまして、その中には令和4年度の2月補正予算で計上しました特別高圧受電契約事業者支援事業、約4億8000万円が含まれております。同事業につきましては、制度の周知に時間を要することや、支援の対象期間が令和5年1月から3月の使用分のため、実績の確定が4月以降になることを踏まえて、この4億8000万円につきましては全額繰越ししましたことから、目全体の執行率が54.5%となったところであります。

なお、同事業を除いた執行率は89.2%となっております。

以上です。

○新垣新委員 最後にお聞きしますけど、この5ページの項の工鉦業費の不用額が24億7000万円。沖縄プロジェクトで、新型コロナの影響等で企業の方々に融資金を出してきていると私は理解していますけど、その実績等はどうなっていますか、伺います。何件応募してきたとか、何件出したかとか、そういうざっくりしたものいいので。

○小渡悟中小企業支援課長 先ほど不用額20億円余りのお話をしていたものについては、うちなーんちゅ応援プロジェクトの執行残になります。

うちなーんちゅ応援プロジェクトについては、年をまたいで実施してきたこともあって、令和2年度から令和4年度に、10期にわたって事業を実施してきました。申請は11万3000件ございました。そのうち10万6000件について、1592億円を実施してきたところですよ。

令和4年度については10期の残りを支給してきたところなんですけど、そこは不足が生じないように確保していたんですが、見込みより実績が低かったということで、20億円の報償費としての不用というふうになっております。

以上です。

○新垣新委員 今まで10期にわたって企業が借りてきたと。そこで伺いますけど、やはりこの景気状況がなかなか上向きにならないと。徐々に上向きになってきているんですけど、返済という問題がこれからかかってくるんですね。これ以上会社を倒産させちゃいけないですから、そこをどううまく考えていくか、行政も考えていくべきだと思うんですね。その辺の対処の仕方はどういうふうか、軟らかく、優しく、企業を育てていくのか、お聞かせ願いたい。

○小渡悟中小企業支援課長 今、うちなーんちゅ応援プロジェクトというのは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るために、沖縄県が休業の要請

を行って、そこに協力していただく飲食店等に協礼金として支給していたもので、今、委員がおっしゃるものについては、コロナの融資のお話、この事業とは別なもの。

おっしゃるように、新型コロナウイルスで、我々としてもコロナ関連融資として5つやってきたんですけれど、令和2年度から令和5年度9月末まででコロナ関連融資としては約1万6000件の人が借りていらっしやいます。金額としては大体2573億円。そのうち、今年から返済が本格化するというゼロゼロ融資については、9月末時点で約1万1400件、約1835億円の融資をしていて、令和5年度には80%ぐらいの人が融資の返済を迎えていて、そのピークが今年度ということで、いろいろ対策を取ってきているところでございます。

金融機関等と去年の11月に意見交換した際には、利用者の約8割については正常に返還されるであろうという見込みを立ててはいるんですけど、残りの2割についても、県単融資の中の借換え資金の対応であるとか、条件変更の対応であるとかという取組を行っているとのことでした。

ただ、県としては、まだ返済が始まったばかりで、正常に返済している状況だというふうに認識しています。今後、返済負担が継続することで、財務状況の悪化とか事業継続への影響というのも懸念しておりますので、県としての融資の支援に加えて、事業者の状況に応じて、例えば収益力の改善のフェーズの事業者には、よろず支援拠点と連携した支援を行うとか、中小企業活性化協議会と連携して事業再生の支援を行うとかという、事業者のフェーズごとに事業継続に向けた支援に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○新垣新委員 ありがとうございます。

ぜひ頑張ってください。期待しています。本当にまだ困っている方が多いと思うので、ぜひまた借りられる人は出してあげるといった柔軟な形で沖縄の経済を支えていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして目の企業立地対策費の執行率95.3%。非常に高い数字を上げていて、評価いたしますけど、令和4年度誘致した企業というのはどういう企業なのか伺いたしたいと思います。

○高宮城邦子企業立地推進課長 答えたいします。

令和4年度の立地については、製造でいうと、EVカーを製作する企業ですとか、ITにつきましても、県内のDXを加速していただけるような企業さんに立地をしていただいているところでございます。

以上です。

○新垣新委員 ありがとうございます。

もうこれから、DX、EVとか、カーボンニュートラルとか、いろんな形で時代が移っていくと思うんです。今回95.3%というのは評価いたしますけど、今後この予算、やはり多くつけていくべきじゃないかと。令和4年度の反省点も受けて、令和6年度に向かって、県としてはどういうふう考えているか、部長、ちょっと言える範囲でお聞かせ願いたいんですけど、お願いします。

○高宮城邦子企業立地推進課長 令和6年度の予算につきましても、関係部局と鋭意調整中ということでございます。

以上でございます。

○新垣新委員 続きまして特別会計に移ります。

ページ数8ページ。小規模企業者等設備導入資金特別会計の商工費の執行率が69.8%となっています。その説明をお聞かせ願いたいと思います。

○小渡悟中小企業支援課長 答えたいします。

小規模企業者等設備導入資金の特別会計における商工費になりますが、設備の資金貸付事業と、高度化資金貸付事業というふうな事業を行っておりまして、そこに関する未収金回収に係るサービサーへの委託など、債権管理に要する経費のほか、設備貸与事業における貸付けというものは、国と協調した融資になっておりますので、事業者から貸付金を回収した際に、国への償還金及び一般会計の繰出金が主なものとなっております。

執行状況についてですが、同特別会計の商工費の令和4年度の決算額については1406万1307円となっていて、執行率は69.8%となっています。執行率が69.8%となった主な理由としましては、未収債権に係る強制徴収手続において、裁判所への申立てに必要な債務者の相続人等の現況調査に時間を要したことで、年度内に裁判所への申立てが行えなかったことにより、委託料に不用品が生じたものとなっております。

同特別会計の未収金については、相続関係が複雑化しており、現況把握に時間を要する案件が多い状況となっておりますが、引き続き現況調査の把握に努めて、今後、債権管理マニュアル等に基づき適正な債権管理を行い、未収金の圧縮に努めていきたいと考えております。

○新垣新委員 未収金の金額、小規模企業者等設備導入の特別会計もちろん、他の特別会計も合わせて、一体全体どのくらいあるんですか、伺いたたいと

思います。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部における特別会計は5つありまして、これら5つの収入未済額の合計が23億876万1681円となっております。

以上です。

○新垣新委員 部長、ちょっと言える範囲でお願いしたいんですけど、やっぱり取るものは取らないといけない、回収はしないといけない。

そういった法的な手続等を県の職員がなさっていると思うんですけど、どういった努力をしているのか。もちろん、裁判の手続とか、いろいろあると思うんですけど、言える範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○小渡悟中小企業支援課長 未収金のその多くは、小規模企業者設備導入資金の特別会計による22億6000万円というものになっておりまして、この未収金については14者に貸付けを行っている事業でありまして、高度化資金貸付とあって、事業者が商店街を集団化したりとか、工場を集団化したりとか、その設備設置に必要な資金を貸し付けておりまして、ただ、この今、貸し付けている先が、高齢化であるとか、相続人が発生したりであるとかということで、現況調査をするのがちょっと難しい状況がございます。

ただ、我々としては、やっぱり債権管理の中でしっかりと回収していかないといけないということもございまして、サービサーとの連携でありますとか、返済に理解がいただけない場合には強制手続なども含めて今、取組を行っているところです。

以上です。

○新垣新委員 了解いたしました。

ぜひ、この問題において頑張っていたきたいと思います。

続いて最後になりますけど、商工労働部において令和4年度に不適切な事務処理はありましたか。もしあるんだったら、件数とか金額等もあれば。

昨日も実は決算特別委員会の中で、令和4年度は言えないという監査の方からの発言もあって、何のために今回、イレギュラーでやっているのということもあって、もう各部局全部聞きたいなと思って、言える範囲で、ぜひ件数と金額があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

商工労働部における内部統制におきまして、その中で重大な不備というのはございません。ただ、やはり財務関係で、支出負担行為の遅れとか、そういっ

たものはやはり依然として残っているという状況がございます。

○新垣新委員 最後に、ほっとしました。頑張ってください。

以上です。

○大浜一郎委員長 新垣新委員の質疑は終わりました。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 では、よろしくお願ひします。

まず商工労働部のC経費、D経費の予算額と決算額をお願いします。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部におけます令和4年度の歳出決算で、まずC経費の決算額が831億9777万3000円となっております。D1経費につきましては、決算額が34億8576万4000円となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 予算額も質問に入れていたんですけど、予算額も分かれば。

○金城睦也産業政策課長 C経費の予算額が910億111万1000円、D1経費が39億4197万4000円となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 主要施策の総事業数については52事業あったんですけども、商工労働部全体としての事業数が分かれば教えてください。

○金城睦也産業政策課長 令和4年度の商工労働部の歳出予算の事業数は187事業となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 では、主要施策に基づいて幾つか質問をしたいと思うんですけども、まず、新規事業の235ページ、産業間連携おきなわブランド戦略推進事業というのがありますけども、この中で消費者の調査を行ったとありますが、どのように行ったのか、概要説明をお願いします。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 お答えいたします。

沖縄のブランドの強みとなる部分を分析し、ターゲットとブランド価値を明確にした戦略を策定するため、沖縄来訪歴の有無に関係なく、国内、海外の消費者に対して、沖縄に対するブランドイメージに関する調査を令和4年度実施しております。

消費者調査では令和4年9月から令和5年3月にかけて、国内及び海外の消費者に対し、ウェブによるアンケート調査及びインタビュー調査を実施したところでございます。

以上です。

○西銘啓史郎委員 この事業は令和6年度までの事業になっていますけども、資料の中にはおきなわブランド戦略の素案というのを作成したとありましたけど、最終的な年度という令和6年度にこのブランドの戦略素案がちゃんと戦略としてまとまるという理解でよろしいですか。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 このブランド戦略そのものに関しましては、今年度中に策定、そして公表する予定でございます。

そして、それをもとに、令和6年度は、おきなわブランド戦略を推進する体制の構築、そして県民及び民間事業者等へのブランドコンセプトの理解促進、そして産業間連携、マッチング等に取り組み、今年度策定するおきなわブランド戦略の官民への浸透をまず強力に図っていきたいと思っております。

○西銘啓史郎委員 この課題にも書いていますが、そのブランド戦略自体が形骸化してしまわないように、ぜひ令和6年度以降、しっかり農林水産部、商工労働部、文化観光スポーツ部と連携した事業と聞いていますので、しっかり取り組んでほしいと思います。

あと、237ページのデータ活用プラットフォーム構築事業。この件については、まずオープンデータプラットフォームがホームページでなかなか見つけにくかったんですね。普通、通常の検索をすると出てくるんですけど、この辺の見せ方のセミナーも開いたと聞いていますけども、活用していただくための方法論はどのように考えていますか。

○白井勝也ITイノベーション推進課長 ホームページにつきましては、県のホームページから、昨日アクセスできるように改善しております。

それから、この事業では、データ利活用に関する普及啓発セミナー、それから事例発表会と併せて、ウェブサイト、マスコミ、それから各種メディアによる情報発信を行っております。

令和4年度の実績につきましては、セミナー、ワークショップを計2回開催し、参加者は延べ137名というふうになっております。このセミナーの内容につきましては、このオープンデータプラットフォーム上に動画として掲載することで、セミナーに参加できなかった方も含めて広く視聴できるようにしております。

○西銘啓史郎委員 こういったのもぜひ、活用されてなんぼのものだと思いますので、ぜひ県民または企業の方々がそういったデータを活用できるように、

またいろんなデータの更新も含めて、しっかりお願いしたいと思います。

続いて247ページ。予算額的には多くはないんですが、執行率が32.1%というところで、この奨学金返還支援事業の目的と、手法についてちょっとお伺いをします。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は、県内中小企業の奨学金返還支援制度の導入支援を通して、人材の確保及び定着を図ることを目的としております。この目的を達成するため、奨学金返還支援制度の導入によって発生する企業の費用負担の一部を補助して、制度の導入を促進しているところであります。

これまでに30社の企業が支援制度を導入し、補助金を活用しております。企業のほうからは、人材の確保や離職率改善に効果があったとの声もあり、人材の確保や定着に効果があるものと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 当初予算は600万円ですけども、この経費の一部を負担すると、負担率については何パーセントなのか、定率なのか教えてください。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業では、従業員の年間返済額の2分の1のうち、年間9万円を上限に、企業が負担する費用の2分の1を補助しております。

例えば、従業員の年間返済額が20万円の場合は、その2分の1になります10万円が補助対象となりまして、企業がこの従業員に対して10万円を支援すれば、県のほうから5万円を補助するという形になります。

以上です。

○西銘啓史郎委員 決算額を見ると192万円ぐらいですけども、人数が82名ということは1人当たり2万3000円ぐらいになると思うんですけど、当初予算の見積りというか算出は、単価幾らぐらいで何名というふうにされたのか、もし分かれば教えてください。

○金城睦也産業政策課長 この事業は令和4年度から新規でスタートしたんですが、令和4年度につきましては10社、50名への支援を目標としまして、1人当たり12万円の補助金申請額を想定しまして、50名掛ける12万円で600万円ということになります。

以上です。

○西銘啓史郎委員 続いて251ページ、外国人技能実習生の件についてお伺いします。

当初予算7800万円に対して決算額が450万円ということで、執行率40.2%なんですけれども、ここに646名

分の当初予算で組んでいましたけども、この対象企業と技能の職種についてまずお伺いしたいと思います。

○前原秀規労働政策課長 お答えいたします。

まず対象企業ですが、例えば県内で鉄筋工とか型枠工とかをベトナムなどから技能実習生として受け入れられている県内企業さんがいらっしゃいますが、そういった企業が対象となってきます。

○西銘啓史郎委員 先日、産経新聞に出ていたけれども、移民と日本人というところの中に、厚労省のデータによると、令和4年の外国人労働者は全国で182万人と、10年連続過去最多を更新ということが書かれてました。

それから、2024年度以降に、その制度の目的が変更になるというところで、最も大きいのは人材育成による国際貢献から、人材確保と人材育成に目的を変更することとか、あとは2号の方々は家族の帯同が認められるというふうになると思うんですけど、この沖縄県において外国人実務研修者というのは、今何名ぐらいということで県は把握されていますか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

令和4年10月末現在の数字になりますけれども、県内の外国人労働者は1万1729人おります。そのうち、技能実習生につきましては2319人となっております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 この事業も、令和4年度単年度で緊急支援事業となっておりますけども、恐らく企業によっては労働力の不足から、そういうニーズというのは大きいと思うんですよね。前もちょっと話ししましたが、特定技能ではなくて、語学の研修とかで来ている方々がコンビニなんかで働いていると思うんですけど、これはちょっと対象が違うとはいえ、やはり沖縄県のみならず、全国的に労働者の不足というのは非常に大きな問題になってくると思います。この新聞によってもやっぱり、もう移民と何が違うんだというぐらいまで産経新聞は書いていますけども、私の見方は、やはり必要な人材を確保するために、各企業は苦勞しているの、ぜひその辺については、県としてもしっかりフォローをしていただければと思います。

続いてページ264ページ、バイオ関連産業の件についてお伺いをします。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業ですけれども、本県における健康医療等のバイオ関連分野の産業化を促進するため、県内バイオ関連企業に対し、

製品化や事業化に向けた製品及び技術開発等へ支援をする事業となっております。

○西銘啓史郎委員 採択された8件の事業の概要をちょっと教えてもらっていいですか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業は健康医療分野ということで、令和4年度は、まずその中で先端医療分野を3事業、先端医療分野以外の事業として5事業を支援しております。

まず、先端医療分野につきましては、再生医療のための細胞製造に関する技術開発ですとか、IoT化した細胞培養機器の開発、医療への応用が期待される物質を大量に取り出す技術開発といった3事業。また、その他の分野ということで、殺菌剤などの活用が見込まれるウイルスの大量生産技術の開発ですとか、魚類のワクチン開発、シークワサーに含まれる成分の機能性の実証試験、DHA等を多く含む藻類の大量培養技術の開発、最後にバイオ3Dプリンターの実用化に向けた事業環境分析等ということで5事業、合わせて8事業となっております。

○西銘啓史郎委員 続いて265ページのバイオ関連企業経営支援事業なんですけども、これ、公募は何社あったんでしょうか。17社に実施したとありますけど。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業ですけれども、補助事業ではなくて、先ほどのような形でバイオ関連分野の産業化を促進するための資金調達ですとか販路開拓、そういったものの助言を行うといった形での側面的な支援に係る事業となっております。

公募については令和4年度、まず17社から申請がありましたということで、その中から11社が選定されております。これに加えて、先ほどのバイオ関連産業事業化促進事業により選定された補助事業者の中から6社を追加して、合計17社ということになっております。

○西銘啓史郎委員 この2つの事業、私、大変重要だというふうに考えているんですね。

特に最初の令和6年までの3年間の事業化促進事業ですけれども、3年間という期間で十分なのかどうか非常に気になります。

実は、琉大のそばにある、ロートの再生医療の現場も私も前、見に行きましたけれども、やはり民間があればものを建てて事業化するために一生懸命頑張っている。そこで、県としてそういったものがちゃんとしっかり実現するまで、事業化できるまできっちりやるべきじゃないかなという気はするんですが、結果的にこれ令和6年度で終わる事業とい

う理解をしているんですけど、この辺は今後、バイオ関連産業の現状と課題について、県はどのように把握されているか教えてください。

○座喜味肇ものづくり振興課長 委員御指摘のとおり、本県はバイオ関連企業の集積が進んできているんですが、研究開発から事業化までには長い時間を要するというところから、これに加えて資金面の課題があるということから、事業化につなげるための支援が必要ということで、事業化促進事業に合わせて資金調達等の経営支援事業も両輪で実施をしているというところなんです。

今後も検証等も加えながら、引き続き両輪で実施するような形で、バイオ関連企業の事業化を促進させて、付加価値の高いものづくり産業の創出を図ってまいりたいと考えております。

以上になります。

○西銘啓史郎委員 今、新規の話をしましたが、継続事業で1点だけ確認したいのが、272ページの県単融資事業ですけども、この効果と課題にいろいろ書いていますが、課題のところでは制度改正を行う必要があるということで、これ令和3年度の主要施策と全く文言も一緒なんですけど、どういった制度改正を行う必要があるという考えなのか教えてください。

○小渡悟中小企業支援課長 県単融資事業においては、県内中小企業の資金繰り支援を行うことで、経営の安定化と成長に資することを目的に実施しているものではありますけど、ただ、その県単融資を制度設計するに当たって、事業者のニーズに沿った制度設計をすることが重要であろうというふうにも考えております。

県単融資では、通常の運用に加え、コロナ禍のように社会情勢、経済状況が著しく変動した場合などには、事業者の資金ニーズというのも大きく変動することから、事業者の状況に応じて制度改正を行うことが肝要であり、継続的に運用改善を行う必要があるものと考えているところです。昨今の制度改正の例としましては、ゼロゼロ融資の返済が本格化し、返済負担を抱える事業者への対応として、既存債務の借換えを可能とする、いわゆる借換え等対応資金を創設するとともに、当該資金利用に係る信用保証料をゼロにするなど、事業者の返済負担を軽減し、事業継続を支援する取組を行っているところです。

県としましては、今後とも事業者の状況に応じた制度設計による資金繰り支援に努め、事業者の経営の安定、成長につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○西銘啓史郎委員 細かい質問は以上なんですけども、大きい話からすると、先ほど説明ありました一般会計で予算が988億円、執行が903億円、繰越額54億円、不用額が30億円とありました。不用額の率で見ると、予算に対しては3%ぐらいになると思うんですけども、先ほど聞きました187の総事業、主要施策で52事業、そのうち新規が14事業ありましたがけれども、ぜひ商工労働部としては、いろんな形で県の経済を支える重要な部署だと私は思いますので、予算の活用——不用額30億円についてはいろんな理由があったとは思いますが、可能な限り不用額をなくす努力もしていただきたいということと、それから、先ほどの県単融資が一番の大きい予算額になりますけども、県民、県内の企業に対しても、ぜひ、いろんな形での融資を行い、企業を育てると。もちろん、企業自ら努力をしていく必要もありますけども、県としてできる支援はしっかり行っていただきたいということを最後に申し添えて終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○大浜一郎委員長 西銘啓史郎委員の質疑は終わりました。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 それでは質疑を行います。

私の質疑は、令和4年度主要施策の成果に関する報告書から質疑を行いたいと思います。まず最初に、年度途中で補正予算を組んで、その後、減額補正をした事業数、規模、その理由について伺います。

○小渡悟中小企業支援課長 商工労働部の事業においては、令和4年度中に、同一科目内で増額補正を行った後に、減額補正を行った事業というのは該当がございません。

ただ一方で、同じ事業の中において、これは県単融資になるんですけど、令和4年11月議会で、貸付金の増額補正を行い、その規模というものは16億3740万1000円となっております。

また、令和5年2月議会で、コロナ関連融資の一つであります中小企業セーフティネット資金に係る信用保証料補填補助金の減額補正を行っており、その規模は2571万1000円となっております。

以上です。

○中川京貴委員 その補正をしたにもかかわらず、予算執行できなかった主な要因は何ですか。

○小渡悟中小企業支援課長 まず、県単融資事業の中で、11月議会で行った増額補正は貸付金になるん

ですが、こちらは100%執行しております。

ただ令和5年2月議会で減額補正したものについては、コロナの関連融資のセーフティネット資金の保証料を補填する事業であって、それは令和3年度に事業執行した後、4年度は基金に積み立てていたものを繰り入れて執行するという状況でございました。その中で、セーフティネット資金のコロナ関連融資に係る保証料補助になるんですけど、その活用をしていた事業者が、ゼロゼロ融資に借換えを行ったことで、セーフティネット資金から、要は保証料が減少したものですから、その分を減額補正したものとなっています。

以上です。

○中川京貴委員 次の質問は247ページなんですけど、西銘委員から質疑がありましたので、これは割愛したいと思います。

次、252ページ。稼ぐ県産品支援事業について、事業の成果がはっきり見えてこないが、どのような効果測定を行ったのか伺いたいと思います。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 お答えいたします。

稼ぐ県産品支援事業は、県内事業者の利益向上につながる適切なマーケティングに基づく商品開発や販路拡大を総合的に支援し、もって県民所得の向上を図ることを目的とした事業でございます。

事業の効果測定でございますが、令和4年度から少し装いを新たにいたしまして、県産品のブランド形成、もしくは高付加価値化に向けて、高付加価値商品等を取り扱う県外の生活提案型商業施設、セレクトショップなどと言われたりするんですけども、そこら辺におけるプロモーションなどを行ってまいりまして、数値的な効果測定ではないんですけど、その機会を設け、そこにおける飾り方であったり、ディスプレイの仕方であったり、商品等のデザイン等を専門家とやることによって、例えば県産コーヒーが県外の高級家具店の定番になるような効果がありました。そのような形での定性的なといいますか、そういった効果は現れております。

もう一つございまして、県外における沖縄フェア開催、あと、東京ビッグサイト等で行われる県外商談会の参加等に取り組む県内事業者を公募しまして、25件の補助金支援やセミナー等のマーケティング支援を行った結果、この件に関しましてそのときの売上げ目標などを聞き取りして、その結果等を報告してもらいまして、約1億3800万円の売上げ等の実績がこの事業によってもたらされました。補助事業の

決算額に対しまして、約5.1倍の費用対効果が行われるものと思っております。引き続きこの事業で県産品の高付加価値化や販路拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

○中川京貴委員 今答弁を聞いて、すばらしい事業であり、すばらしい効果が出ているので、引き続きこれをアピールして、そういったチャンスを、第2弾、第3弾につながるようにしていただくよう要望申し上げます。

次、261ページのものづくり生産性向上支援事業について、事業の成果である生産性向上の指標がはっきり見えてこないが、どのような効果測定を行ったのか伺います。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業ですけれども、県内製造事業者の生産性向上に資する生産技術開発等を補助によって支援するものとなっております。あわせて、県内製造業へ技術開発等の成果の普及を図るものとなっております。

事業の成果に関しましては、主要施策成果報告書の効果の欄にも書いていますけれども、補助事業の開発プロジェクトごとに、作業者の負担軽減、作業効率の向上、あるいは生産数増加といった生産性向上に資するそれぞれの個別の指標を設定しているところなんです。

具体的な効果測定の例としまして、鋼管杭の製造に係る開発プロジェクトの中ではこれまで自動溶接機への杭、パイルの取付けを手作業で行っていた工程があります。この事業によって、油圧の自動取付け装置を開発したことで、その工程にかかる作業時間が42秒から2秒に短縮したということで、作業効率が95%向上したということで、労働者の負荷も低減しております。当初の目標を42秒から10秒に下げるといような目標に対して、開発によって2秒に短縮したというような目標設定を達成したという状況であります。

もう一つ紹介しますと、金属盤のさびや塗装等の汚れを除去する工程の一部を手作業で行っている事業者がいました。本事業によって、その作業をリモート操作が可能なシステムを構築しています。あわせて、汚れの除去、砂の吹きつけによって汚れを除去しているんですけども、その砂を回収する必要があるんで、回収装置を開発したということで、その工程の作業時間が1日当たり延べ5時間短縮するということで、これは当初の目標で向上率16%を設けていますけれども、作業効率が22%向上したということで、それぞれプロジェクトごとに効果測定を、

指標を設定して評価しているという内容になっております。

以上です。

○中川京貴委員 今回の答弁を聞いても、その事業をつくって、その成果が出ているので、やはりこれをもっとアピールして、またいろんな方々にチャンスができるような仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 本事業に関しましては、プロジェクトごとに工業技術センターも共同研究という形で参加しています。

工業技術センターにおきましては、毎年度、事業成果報告会というものを開催していきまして、今回も1月17日に工業技術センターで開催するので、そういった場ですとか、あとはマスコミへの露出も含めて情報発信等をしていきたいと考えております。

以上です。

○中川京貴委員 283ページ、若年者総合雇用支援事業について、キャリアセンターとハローワークとの内訳はどのようになっているのか。また、連携が図られているのか伺います。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

沖縄県キャリアセンターにおいては、若年者の失業率の改善を図るために、職業観の育成から就職指導まで、総合的に支援を行っております。例えば個別相談ですとか、あと就職セミナーを開催しております。

一方、国が設置するハローワークでございますけれども、そこは求職者に対して求人情報の提供や紹介状を発行する職業紹介等を実施しています。

県の総合就労支援拠点のグッドジョブセンター沖縄は様々なニーズに応じた窓口を設置しておりますけれども、その施設において、キャリアセンターの窓口、あと、ハローワークの窓口も設置しており、求職者の状況に応じて、支援の引継ぎを行う連携体制が取られております。具体的には、若年求職者がキャリアセンターにおいて、社会人としての心構えですとか、ビジネスマナー等を身につけ、就職を希望する業界ですとか、職種をある程度絞った上で、同じフロアにあるハローワークにつなげて、企業の求人とのマッチングを行う流れというのが、ワンフロアでスムーズにできる体制が整っております。

以上です。

○中川京貴委員 キャリアセンターとハローワークとの連携は取れているということでよろしいですか。

○上原美也子雇用政策課長 連携は取れております。

○中川京貴委員 289ページ、原油・物価高対策緊急支援事業について、年度内執行率が著しく低いですが、支援に影響がないのか。繰越しの執行状況についても伺いたいと思います。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は、令和4年度から令和5年度まで、3期にわたって、コロナ禍において原油価格、物価高騰等の影響を受けた事業者の事業継続を支援してきたところでありまして、令和4年度につきましては、同年4月から6月までを対象期間とする第1期の一部を執行しまして、残りの予算につきましては令和5年度に全額繰越したところでありまして、

この執行率が低かった主な要因ですが、当該対象期間が、コロナ禍からの回復基調にあったため、売上げや営業利益が増加した事業者が多かったこと、また、補助対象経費の積算に時間を要することを理由に、企業活動を優先する事業者が多かったということがあります。

なお、令和5年度に繰越しました48億7370万6000円につきましては、商工会等関係団体からの意見やニーズを踏まえ、支給要件の見直し、また支援金の増額、書類の簡素化を図りまして、現在、第3期の申請書類の審査を行って、支給業務に取り組んでいるところでありまして、最終的には95%前後の執行を見込んでおります。

以上です。

○中川京貴委員 やはりこの事業は緊急対策で予算化をした事業でありますので、これが48億円も繰越すということは、その選定というのが厳しかったんですか、検査が。

○金城睦也産業政策課長 先ほども御説明しましたとおり、令和4年度につきましては第1期として、令和4年4月から6月までの3か月間を対象としております。その期間に申請受付をしたところですが、ただ、この対象期間はコロナ禍からの回復基調という時期にあったことと、あとはこの支援金をもらうよりも企業活動を優先している事業者が多かったということで、申請件数が伸び悩んだというところがあります。

○中川京貴委員 じゃ、審査が難しいのではなくて、申請が少なかったということで理解していいですか。

○金城睦也産業政策課長 第1期につきましては、事業者、また関係団体のほうから対象経費の積算に時間を要するという声もありまして、全ての事業者が申請できる期間を確保するため、申請受付期間を当初の令和5年1月13日までとしていたものを2月

28日まで、期間を2回延長したという経緯もございます。

○中川京貴委員 今、答弁では3か月間で受付をしたけども、申請者が少なかった。その結果、48億円繰り越したという答弁だったと思うんですけどね。この3か月間で申請者が少なかったのは審査が難しかったからかということを知ったら、そうじゃなくて、申請応募が少なかったという答弁だったと思うんですよ。その確認したいんですよ。

○金城睦也産業政策課長 繰り返しになりますけど、第1期の審査に当たりましては、この対象経費の積算というのが複雑ということで、それに時間を要したというのもございます。あと、支給要件の見直しというのございましたので、その辺の背景というのもございます。

○中川京貴委員 部長、せっかく、こういった緊急対策で予算化した事業でありますので、やっぱり3か月に絞ったというのでも、少しどうだったのかなと。半年とか余裕を持ってやれば、もっと申請者が多かったんじゃないかなと思いますし、あの時期ですから、皆さん大変苦労したと思いますので、ぜひこの執行率を上げるように、原油・物価高騰対策支援事業については、もう速やかに執行できる体制をつくっていただきたいと思います。

以上です。

○松永享商工労働部長 先ほど課長のほうからも答弁させていただきましたが、第1弾、第2弾というところが、あまり執行率がよくなかったという中で繰り越したという状況がございます。

そこで、第3弾に当たりましては、その要件を緩和したということと、あと支給額を増やしたということで、先ほど答弁申し上げましたように95%の執行が見込まれているということですので、できるだけその事業者の支援にかなうように、我々としても全額執行を目指して、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○大浜一郎委員長 上里善清委員。

○上里善清委員 よろしく申し上げます。

まず、決算の歳出状況から少し質問したいと思うんですがね。

先ほど、中川委員も聞いていたので、54億円が翌年度繰越して、これは事業支援のものが48億円ということで主ですよ。この48億円というのは、この6年度で即使い切るのか、この辺どんなですか。

○金城睦也産業政策課長 この54億円の主なものと

して、先ほど中川委員に答弁しました原油・物価高対策緊急支援事業の中で48億7370万6000円が繰越しとなっております。この繰越しの執行につきましては、先ほども答弁しましたとおり、現在、第3期の申請書類の審査を行って支給業務に取り組んでいるところでありますので、最終的には95%前後の執行となる見込みとなっております。

以上です。

○上里善清委員 ぜひ、完全執行するようにお願いします。

あと不用額なんですけどね、私たちはちょっと分からないんですが、役所の予算というのは、完全執行するのが多分基本だと思うんですよ。30億円も不用にするというのは、ちょっと理解できないんですよ。企業振興と、沖縄の企業を育てるという意味で、そういった不用額も多々あると思うんですよ。せっかく予算を組んだのに、予算を執行しないというのは、ちょっと私は理解できないんですけどね。この辺、完全執行できるように、この考え方をちょっと教えてくれますか。

○松永享商工労働部長 お答えいたします。

今回の決算審査に関しては、令和4年度会計の決算審査ということになります。この令和4年度の不用額約30億円が出ておりますけれども、その約7割に相当するものは、飲食店への時短要請に係る協力金の不用ということになってございます。ですので、この不用の要因としましては、どうしても協力金の不足が生じないようにということで、十分な予算計上をしたということで、不用が出ているという状況になってございます。

他の不用に関しましても、部内で事業の見直しをすとか、あるいは補正、流用をして、必要な事業への振替をするというようなことをやってございまして、事業の選択、あるいは集中ということを図りながら、事業の執行に取り組んできているところでございます。

ただ、委員の御指摘がありますように、やはり不用額というのが出てございますので、そこは効果的に使うという意味でも、これまでもやってきておりますが、やはり今後もその進捗管理をしっかり行いながら、適正かつ早期の執行というところに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○上里善清委員 不用が出ないようにしていただきたいなと思います。要望しておきたいと思います。

あと、主要施策の中から質問したいんですが、

237ページから245ページ近辺は多分、DXの推進に係る事業だと思うんですよ。執行率もみんないいんですけどね。沖縄の企業はこのDXを推進しないと競争に勝てないと私は思っておりますが、この事業を実際に活用している企業は全企業の何%ぐらいかちょっと教えてください。大まかでいいです。

○白井勝也 ITイノベーション推進課長 例えば、沖縄DX促進支援事業になりますけど、令和4年度の実績につきましては、企業からのDXに関する相談件数が70件、それから、計画策定支援が15件、それから上限額1000万円の導入補助が10件となっております。

委員がおっしゃいました、何パーセントかというのは今、資料を持ち合わせておりませんので言えませんが、予算の範囲内で可能な限り多くの企業に活用していただけるように、今取り組んでいるところです。

○上里善清委員 皆さんDXって盛んに言っているんだけど、今聞いた限りで余りにも応募する企業が少な過ぎるんじゃないですかね。これPR不足じゃないでしょうかね。どんなですか、このPRの仕方。

○白井勝也 ITイノベーション推進課長 今おっしゃいましたDX促進支援事業のほかに、DX人材養成事業を行っております。それからデータ活用プラットフォーム構築事業なども行っております。

DX人材養成事業におきましては、令和4年度の実績でありますけど、29回の講座を実施しまして、約190名の方に受講していただきました。それから、データ活用プラットフォーム構築事業では、データの取扱いに関する相談が10件、それからデータ利活用の実証支援5件というふうになっておりまして、沖縄DX促進支援事業、それから養成事業、それからプラットフォーム構築事業、様々な事業を通して、企業DXの促進に取り組んでいるところです。

以上です。

○上里善清委員 私は、この全体的に見て、DXと言っている割には、企業があまり関心を示していないのか、それを取り入れる資金がないからこんなのを受ける必要がないか思っているかもしれないです。あまりにもちょっと、取組が弱いんじゃないかと私は見ておりますので、やっぱりDX進めないともう競争に勝てないですよということをもっとPRすべきだと私は思っておりますので、そのように事業を全体に進めていただきたいなというふうに思います。

西銘委員からもあったんだけど、247ページの

奨学金返済支援事業ですけど、単純にこの事業の金額がちょっと丸が少な過ぎるんじゃないかと。当初予算額で600万円ですよ。対象者はかなりの数行くと思うんですよ。この予算の立て方はちょっとどうかと思います。どう思いますか。

○金城睦也産業政策課長 この奨学金返還支援事業につきましては、令和4年度から新規事業としてスタートしたところであります。

この執行額が伸び悩んだ主な理由としましては、本事業が年度途中の6月から募集開始したことに加えまして、そもそもこの奨学金返還支援制度を導入している企業が少なかったということによるものではないかと考えております。また、新たに奨学金返還支援制度を導入した企業においては、制度導入に時間を要したため、補助期間が短くなり、結果的に補助申請額が少額にとどまる傾向がありました。さらに、従業員の返済額が想定よりも少なく、当初補助額1人当たり12万円を想定していましたが、結果として1人当たり平均2万3000円の補助金申請となったことから、執行額が低くなったというところでございます。

以上です。

○上里善清委員 これもさっきと同じような話になるんですよ。周知徹底されてないんじゃないかという感じがするんですよ。企業数何十社って、応募した企業数をさっき何社か言っていましたよね。実績の企業数。

○金城睦也産業政策課長 令和4年度の実績としましては、16社、82名に支援をしております。

○上里善清委員 沖縄の企業、何万つてありますよね。1万何百社くらいあったはずですけどね。これもやっぱり、周知が足りないと思うんですよ。せっかくいい事業ですので、各企業にこういった事業もありますと、もっと促進するべき事業だと思います。あとこの丸が少な過ぎる。600万円ではできませんよ。みんなこれ分かればやるはずですよ。その辺の周知徹底もやっていただきたいと希望しまして、終わります。

あと、252ページの稼ぐ県産品支援事業ですが、これは、県外が主な事業なんじゃないかな。

○外間一樹マーケティング戦略推進課長 お答えいたします。

稼ぐ県産品支援事業は、県内事業者の利益向上につながる適切な県外でのマーケティングに基づく商品開発や、県外における販路拡大を総合的に支援し、県民所得の向上を図ることを目的とした事業でございます。

います。

○上里善清委員 今、円安ですよ。これ以外に、海外という事業ありますか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

基本的に海外への輸出の支援というのはアジア経済戦略課のほうで担当しております。この主要施策のほうにも掲載させていただいておりますけれども、256ページでございます。事業名、沖縄国際物流ハブ活用推進事業の中の実績の部分で、256ページの中段より下の部分ですけど、県内事業者が海外で行う販売促進に係る取組に対する支援でありますとか、海外の市場をターゲットにした商品の改良に取り組む支援ということはこの事業で実施しております。

○上里善清委員 分かりました。

むしろ円安ですので、海外のほうにチャンスがあるんじゃないかと私は見ておりますので、力を入れていただきたいと思えます。

それとあと、261ページのものづくり生産性向上支援事業ですが、うるま市のそういった仕事に携わっている人からお話を聞いたんですが、県の支援事業は2年ぐらいでみんな打ち切られて、長い目でもうちょっとやってくれないかという要請があるわけです。この前いつかはウチナーの柱になり得る産業の視察に行って感じたんですよ、EVの会社を視察したんですよ。ああいったところをもっと支援して、それも2年じゃなくて、長い目で、短くても5年ぐらいは支援してもらいたいという意見もあります。この辺どんなでしょうか。

○座喜味肇ものづくり振興課長 お答えします。

基本的に企業の支援を考えたときに、この支援事業の目的に沿っているかという視点で事業を打ち出していきます。例えば、本事業でいきますと、先ほど御説明したとおり、生産性向上に資する技術開発を支援しようというような形で取り組んでおり、補助という形で企業に補助金を供与しながら、併せて側面支援という形でコーディネーターを配置しながら、開発プロジェクトの技術管理とか、助言とかそういったところで伴走支援をしているというところにあります。

個別の課題に対しての解決を、5年も10年もかけてとかというところの政策目的にならない支援の在り方もあります。この事業に関しては、支援機関の考え方として、そういった形で最長は2年ということで支援しております。2年に関しても、先ほど説明したとおりに目標を設定して、1年目にまず技術開発に至る企画設計をしてくださいと。2年目

になったときに、ある程度施策ができれば、実証を試してみようというような形で、逆の意味を捉えると一定程度スピード感も持ちながら一つのプロジェクトを達成していきましようというような形で事業を実施しております。

もう一点、先ほどのEVの事例がありましたけれども、EVの事例に関しましては、おおむね平成23年度から、EV開発を一つの技術要素として人材育成ですとか、新たな産業として創出をするためにというところで——視察も行かれたと思うんですけども、素形材産業施設ということで、同時期に施設整備をしております。そういった施設のもとで、例えば機械の提供ですとか、そういった形の支援は継続的にできるような仕組みも設けております。技術支援に関していうと、その技術支援をするための人も必要ですので、そういったところは、工業技術センターの職員も、先ほどの生産性向上支援事業に関しても、共同研究という形で設けているところですので、支援後も工業技術センターのほうで継続支援可能な体制も取っております。

そういったことで、適切な支援体制で、本事業に関しては構築しながら実施をしているのかなというところで考えております。

以上です。

○上里善清委員 最後に、沖縄の産業の骨づくりと申しますか、今、観光がリーディング産業であるんだけど、それに次ぐような何か産業をつくらないといけないわけですよ。今、育ちつつあるものをしっかり支えて、大きな産業に育ててほしいという一つの願望を持っておりますが、部長、最後にその辺、考えがあれば、ちょっとお願いします。

○松永享商工労働部長 お答えします。

まず、これまでを振り返ったときに令和2年度から続いております、新型コロナウイルス感染症の長期化があったということと、あとさらには令和4年度からは原材料価格の高騰でありますとか、あるいは物価高騰でありますとか電気料金の高騰などということで、商工労働部としては思うような展開ができなかった年がずっと続いてまいりました。

その中におきまして、令和4年度、令和5年度となりまして、コロナ禍からの社会経済活動の回復として成長につなげていくものをつかまないとしたいということで、重点項目として、まずは産業DXを加速化していくという中で、県内企業の稼ぐ力を高めていこうということをやってきたというのと、あとクリーンエネルギーを導入拡大していくというこ

とも力を入れて取り組んできたというところがございます。

やはり、県内企業の成長に資する取組というのがこれから問われてまいりますので、我々としては、委員指摘の新たな産業も含めて、既存の製造業も全て含めて、やはりその県内企業全ての成長に資する取組を力を入れていくという中で、労働生産性の向上でありますとか、あるいは稼ぐ力の向上というところにつきまして、力を入れて強力に、この後推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○上里善清委員 ありがとうございます。

○大浜一郎委員長 上里善清委員の質疑は終わりました。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時20分再開

○大浜一郎委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

次呂久成崇委員。

○次呂久成崇委員 主要施策のほうの247ページです。

西銘委員、そして上里委員のほうからもありましたので、ちょっと重複しないように、確認だけしたいと思いますが、この奨学金返還支援事業なんですけれども、実際に導入している企業は県内で少ないことが課題となっているというふうにあるんですが、まず周知方法はどうだったのかということと、あと財源負担に関して国庫補助も入っているのか、財源の内訳等を聞きたいと思います。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

事業の周知につきましては、多くの企業に本制度を導入いただくよう、県が行う企業向けセミナーや各種広報媒体を活用しまして、県内経済団体の協力を得ながら事業周知に取り組んでいるところであります。また、県が実施します合同就職説明会及び企業団体への個別訪問により、事業の説明を行っており、制度の導入を促しているところであります。

財源につきましては、全て一般財源となっております。

以上です。

○次呂久成崇委員 これは国からの補助とかもあるんですか。県単ですか。

○金城睦也産業政策課長 県の単独事業になっております。

○次呂久成崇委員 実績は16社、そして82名という

ことだったんですけど、この事業実施の目標数というのはどういう設定があったんでしょうか。

○金城睦也産業政策課長 令和4年度は10社、50名を支援の目標として掲げておりました。

以上です。

○次呂久成崇委員 10社、50名で、実際、この令和4年度というのは16社で82名ということなんですけれども、この差というのはどのように捉えていますか。10社、50人でこの予算ですよ。600万円ですけど、実際に執行率とか、先ほどからずっとみんな質疑しているんですけども、実際には16社で82名ということに対して、県としては、この事業の効果も含めて、課題というのはどのように捉えているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○金城睦也産業政策課長 令和4年度につきましては、説明しましたとおり16社、82名の支援を行ったところであります。例えば1社で30名の支援を行ったところでありますが、ただ、申請を行ったのが年度末の1月で、その支援の期間が2月、3月になったものですから、それで執行率が低かったというところになります。

あとは、やはりこの事業の執行に当たっては、委員がおっしゃるように周知がやっぱり我々も課題と考えております。この制度の認知度を高める必要があると考えておまして、周知につきましては、先ほど説明した説明会の開催等もございますし、さらに、これまでの企業向けの事業周知に加えまして、本制度を広く浸透させる観点から、大学とか専門学校、専門高校等と連携して、学生や求職者へ制度をPRすることで、制度導入企業における効果的な人材獲得につなげていく予定としております。

以上です。

○次呂久成崇委員 この事業の実施期間というのが令和7年度までということになっていきますので、今年度は恐らく4月からきちんとできているのかなと思うんですけども、やっぱり今各業界で人手不足ということがとても大きな課題となっていますので、ぜひその活用も含めて、また丁寧にこの事業者のほうにも周知徹底を図りながら、しっかりと事業を行っていただきたいなというふうに思います。

次に289ページの原油・物価高対策緊急支援事業についてちょっとお聞きしたいと思います。

これもほかの委員からもあったんですけども、こちらで私ちょっと確認したいのは、この申請要件の見直しとか手続を簡素化したということだったんですけども、この緩和した内容について、具体的に

お聞きしたいなと思います。

○金城睦也産業政策課長 同支援金では、令和4年4月から6月までを対象期間とします第1期及び同年7月から12月までを対象とします第2期におきましては、事業者に対して一律の支援金を支給する一律支援型に加えて、影響に応じて支援金を支給する影響額審査型を設けて支給してきたところであります。

ただ、やはり、事業者団体等のいろいろな意見を聞いた中で、この支給要件等を見直しして、実際の影響に応じた支給をするという観点から、原価率というものをを用いて、支給要件を見直したというところにあります。

以上です。

○次呂久成崇委員 地元のほうから、多分、ほかの議員もそうなんだと思うんですけども、この事業の例えば継続とか周知方法とかというのを、もっと早く知りたかったというような声も寄せられているものですから、こちらのほうもしっかり事業のほうを実施していただきたいというふうに思います。

次にいきます。

次の290ページになりますけれども、この障害者等就業サポート事業についてなんですけれども、こちらのほうで、真ん中のほうに、県内の障害者就業・生活支援センターに、障害者雇用開拓・定着支援アドバイザーを配置するということなんですけども、実際に各センター1人で6人配置したとあるんですけども、具体的にどこのセンターかということをお教えいただきたいと思っております。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

県内6か所で北部、中部、宮古、八重山に各1か所、あと南部に2か所、支援員を配置をしております、合計6名配置をしております。

○次呂久成崇委員 それぞれ圏域ごとに配置しているようなんですけども、事業所等訪問延べ数1329件というのは全体の数ですよね。今おっしゃったこのセンターごと、圏域ごとではどういった実績になっているのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。あわせて、その効果というのもお聞きしたいと思っております。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

この事業所等訪問なんですけれども、内容が新規雇用の開拓ですとか、実際その事業者さんに就職している方たちの定着支援、特別支援学校や障害者職業センターなどの関係する機関への訪問も含めた数なんですけれども、北部が192件、中部が270件、

南部の1つ目が149件、2か所目が267件、宮古が137件、八重山が314件となっております。

事業効果としましては、それぞれの支援員、アドバイザーが企業を訪問しまして、雇用先となる企業の開拓や、障害者雇用をされている企業、あと就業中の障害者双方への相談対応を行うことで、障害者雇用の促進、あと働く障害者の職場定着が図られていると考えております。

○次呂久成崇委員 これは実際にその雇用につながったという事例というのは実績としてありますか。

○上原美也子雇用政策課長 令和4年度の実績になりますけれども、センターで39件となっております。

○次呂久成崇委員 執行率が約8割ということではあるんですけども、実際にそういうふうに39件もつながっているわけですから、やれば効果はあるというふうに思います。ですので、それぞれセンターにアドバイザーを配置されているようなんですけども、実際に訪問件数等についても、ばらつきというのはあるかと思うので、もっとそのアドバイザーを増員したほうがいいということであれば、しっかりまた配置をして、そうすればこの執行率も上がっていくし、また実績も出てくるかなと思っておりますので、ぜひそういう意味ではしっかりまた取り組んでいただきたいなと思っております。

以上です。

○大浜一郎委員長 次呂久成崇委員の質疑は終わりました。

玉城武光委員。

○玉城武光委員 240ページのICTビジネス高度化支援事業。それぞれの事業ステージに応じた支援というのがあるという説明で、補助、ハンズオン支援というのはどういう内容ですか。

○白井勝也ITイノベーション推進課長 当事業では、県内IT事業者の高度化を図るため、高付加価値なITビジネス、それからデジタル技術の開発、実証等に要する経費に対して、補助を行っております。

それから、補助と併せてハンズオン支援を行っております。具体的には、顧客ニーズの収集や分析手法、AIやセンシングなどの技術に関する活用方法、製品サービスの事業化に向けたターゲット価格の設定、首都圏等への営業や販路開拓のノウハウを持たない企業に対するパートナー企業の紹介、マッチングなどについて、各専門家等による助言を行っております。

以上になります。

○玉城武光委員 ここに効果として、技術開発力の強化や、高付加価値型ビジネスへの転換を促進したとありますが、何社ぐらいそういう転換をしたか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 令和4年度の実績につきましては、全体で22件の補助を行っております。企業の中には、県内だけではなく県外に I T ソリューションの導入を行っている企業もございます。

以上です。

○玉城武光委員 次、246ページの沖縄型総合就業支援拠点形成事業なんですけど、ここの事業内容として、4万5306人の利用者があって、2612人の就職につながったということがあるんですけど、これ延べ利用者が4万5000人ですよ。就職につながったのが2612人という説明なんですけど、これ数字的にちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

○上原美也子雇用政策課長 このグッジョブセンター沖縄は県の総合就業支援拠点施設でありまして、一般の求職者をはじめ、若年者ですとか女性、就職困難者、あと事業主など、様々なニーズに応じた相談窓口を設置しております。そのほかにも、那覇市の福祉機関、あとは県の子ども生活福祉部の福祉機関など、生活困窮者の窓口も含めた相談窓口を設置しておりますので、4万5306人の利用の数につきましては、それぞれの窓口の利用者になります。そこから2612人の就職につながったということになっております。

○玉城武光委員 これ、2612人の就職につながったと。46.9%と。この就職に関する相談というのが、この数字からすれば4000ちょっと、5000人ぐらいは就職関係でしたということに、数字的にはそう言える。そのほかは生活相談とか、いろいろワンストップ事業とか、そういうふうに考えていいですか。

○上原美也子雇用政策課長 利用者の数が延べ人数でありますので、1人につき例えば複数回の相談があった場合にはその数も含まれるということになります。

○玉城武光委員 これで理解できました。

次、273ページ。

商工会の支援体制強化というんですが、商工会の中に、要するに高齢者の就職支援とかありますよね。シルバー人材センターの支援もここに入っているんですか。

○小渡悟中小企業支援課長 委員がおっしゃっております商工会・商工会議所の支援体制の強化というふうな事業の中には、シルバー人材センターの支援

については入っておりません。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

292ページに、高齢者雇用対策事業がございまして、その中で県のシルバー人材センター連合への補助を行っております。

○玉城武光委員 このシルバー人材センターに対する補助というのは、人件費の補助なのか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

人件費も含めた運営費補助となっております。

○玉城武光委員 じゃ、戻ります。276ページ。

離職者等再就職訓練事業なんですけど、説明には83コース、受講者が1106名、修了者が981名となっておりますが、修了者の就職率はどうなっていますか。

○前原秀規労働政策課長 お答えいたします。

この離職者等再就職訓練事業は国から県のほうに委託を行って、県が受けている事業となっております。国のほうで実施要領が定められておりまして、この委託訓練期間終了後、3か月後の就職率を調べることになっております。訓練終了から3か月までの間に、この訓練修了者981名のうち、833名が就職しておりますので、就職率は84.9%となっております。

以上となります。

○玉城武光委員 かなりの就職率ですね、84%。頑張っておりますね。受講料は免除ですか。

○前原秀規労働政策課長 お答えいたします。

訓練の受講料は、県のほうから民間の専修学校や委託訓練を行うところへ委託をしておりますので、訓練生本人の負担はございません。ただし、テキスト代、検定試験といったものは訓練生本人の負担となっております。

以上となります。

○玉城武光委員 頑張ってください。

次、278ページ、パーソナル・サポート事業ですが、これは長期未就労とか、コミュニケーションが難しいなど困難を抱える人たちに対する相談が個別という形なんですけど、就労につながったのは何名ぐらいいますか。

○上原美也子雇用政策課長 お答えします。

この事業、先ほどおっしゃったように、長期に仕事に就けてない方たちとか、コミュニケーションが難しい、就職にいろいろな障害要因があって、本人の力だけではなかなか就職することが難しい求職者を支援するものなんですけれども、これにつきましては、延べ相談件数が2万395件ありまして、その中で就労につながった人数というのが554名となっております。

○玉城武光委員 就職率が46.7%。半分は達成したということなのですが、これ、いろいろ課題があると思うんですが、課題としてはどんなものがありますか。

○上原美也子雇用政策課長 この窓口にいらっしゃる相談者の方たちはいろいろな要因がありまして、最近、またコロナ禍の中でもいろいろ、精神的に不安定になる方も多くいらっしゃって、年々、相談にかかる件数も多くなっているということもございしますので、そういった相談者の増加と、それにつなげるための就労先の開拓というのも課題になっているかなと思っております。また北部、宮古、八重山においても、そういう企業実習ですとか出張セミナーとかのニーズもありますので、そういった対応も引き続き関係機関と連携を強化しながら支援をする必要があると考えております。

○玉城武光委員 いろいろ問題を抱えている人たちが増えているという話ですが、ぜひ相談に乗って、就職につなげるように頑張ってください。

以上です。

○大浜一郎委員長 玉城武光委員の質疑は終わりました。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お疲れさまです。

思ったよりも早く進んでるようですので、少しじっくりさせてください。

主要施策の242ページ、まずはスタートアップからですがけれどもね。私の印象ではなかなか、この事業も始めて10年超えますけれども、思うように進まなかったただけれども、この数年で一気に進んだ感があります。

そういう意味では、これまで、なぜ、なかなかこのスタートアップ企業という部分が育ってこなかったのか、何でここに来て動き出したのか、今後どのような見通しなのか、まずその辺について簡単に説明願います。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

これまでの取組ですが、スタートアップに関連して様々な取組を展開してきたところであります。例えば県内大学、高等専門学校等におきましては、アントレプレナー養成講座を行いました。また、平成26年度から個別企業支援プログラムを実施しまして、これまで参加者39名のうち、12名が起業をしております。さらに、平成26年度からの実績で、これまで研究開発のベンチャー企業41社に対して事業開発に係る補助及び伴走支援を行って、20社が事業化につ

ながって、その後、ベンチャーキャピタルから資金調達をする企業も現れております。最近の動きとしましては、令和4年12月に、企業、金融機関、大学、行政等の関係機関が参画する沖縄スタートアップエコシステムコンソーシアムを立ち上げたところであります。そういったところで今、どんどんこのスタートアップに向けての動きを加速化しているというところがございます。

以上です。

○大城憲幸委員 言いたいのはO I S Tとの関係なんですけれどもね。

我々のイメージは、前にもこれ議論したんですけども、O I S Tができれば、まさにこういうスタートアップ企業なんかでどんどんできていくだろうということだったけれども、この10年なかなか思うような成果が出なかったわけですよ。3者なんていう話は前ちらつとありましたけれどもね。ここに来て、このスタートアップエコシステム等の議論も活発になってきましたけれども、やっぱり急に何か活発になったイメージがあるんですよ。その辺は何かきっかけがあったのかなと思ったんですけど、その辺再度どうですか。

○金城睦也産業政策課長 お答えします。

令和4年12月にこのコンソーシアムを立ち上げたというところは先ほど説明したんですけど、その後の動きとしまして、昨年11月には、沖縄スタートアップエコシステムの発展戦略というのを策定したところであります。

加えまして、また遡るんですけど、昨年9月にはスタートアップの総合支援拠点を那覇市内に設置しておりまして、スタートアップの創業相談や投資家とのマッチング支援など、スタートアップの成長を加速する新たな取組も始まっているという状況でございます。

以上です。

○大城憲幸委員 報道で見たのかな、2028年に100億企業を10社つくるというような目標がどこかで私見たんですけども、これは県の目標ですか、それともどこか民間の目標ですか。確認をお願いします。

○金城睦也産業政策課長 今、委員がおっしゃる目標につきましては、コンソーシアムのほうで昨年11月に発展戦略を策定しまして、その中に掲げた目標となっております。コンソーシアムの目標となっております。

○大城憲幸委員 もともと、O I S Tを中心ってさっき言った部分があった。ただ、コンソーシアムも含

めて、O I S T、そして民間、金融機関、そして県庁、その連携というのはしっかり取れている、これからは強化してしっかり目標に向かって頑張っていくという認識でいいですか。

○金城睦也産業政策課長 このコンソーシアムのメンバーが、企業、金融機関、大学、行政等の関係機関から構成されておりまして、今現在、56団体で構成されておりまして、その中にO I S Tも構成員として関わっているところであります。

○大城憲幸委員 最後に期待を申し上げているけれども、もう100億企業を10社、この数年でつくるというのは、非常にすばらしい目標だし、このスタートアップというのは本当に地域の企業を変えるような起爆剤になるのは間違いありません。

ただ、課題のところ、革新的技術やアイデア何やかんやの人材が少ないとかというけど、まさにそういうようなものをつくるためにO I S Tなんかは、何千億もかけてあるわけですから、私に言わせれば、もう10年間何してたのかなと言いたいたいけれども、ここに来て、やっと私も大きな希望になっているなと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

部長、何かありますか。

○松永享商工労働部長 お答えします。

今、委員の質問の趣旨としましては、どういう課題があったのかということだと思いますが、まず、技術とか経営に強い人材の確保が課題であったというのが大きい課題として一つ。あと、事業規模の拡大に必要な資金をどのようにして調達していきけるかというのも課題の一つ。また、海外でありますとか、新市場に展開するとき、その事業をどのようにしてサポートできるかというような課題があったところで、進みにくかったということがございます。

そのような中、先ほど課長からもありましたように、令和4年12月に行政、金融機関など、先ほどのO I S Tも含めて56団体で構成される沖縄スタートアップエコシステムコンソーシアムが立ち上がったという大きなきっかけの一つございまして、その後昨年9月にはワンストップ相談窓口というようなものも立ち上がった。

さらには昨年11月に、先ほども課長からありました発展戦略をつくったということで、その段階を追いながら、スタートアップの成長を支援するような、行政だけではなくて、金融機関、あるいは各関係団体も含めたコンソーシアムが立ち上がって、全員協

働のもとで動きがあるという中で、先ほど委員のほうからもありました目標も立てているというところですので、そこは県のほうもその一構成員として、しっかりと一緒になって進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○大城憲幸委員 ぜひ連携してよろしくをお願いします。

次は247ページ、先ほどからある奨学金返還支援事業ですけれども、先ほど来あるとおりで。認知度不足という部分については、皆さんの計画からいったら、令和4年は10社、50名の目標に対して、16社、82名という支援をしているわけですから、初年度としては私はいいのかなと思っています。想定より単価のほうが低かったというのは議論がありましたので、それでいいと思います。

ただ、やっぱり議論を聞いて気になったのは、これ非常にすばらしい仕組みだと思いますし、しっかりこれから年々充実させていくべきだと思うんですよ。ただ、やっぱり令和7年までという話になると、やっぱりこういう仕組みがあるから沖縄のこの会社に行こうとか、あるいは会社としても、今人手不足だけれども、こういう県の支援を受けて沖縄の若い子たちを採用しようというきっかけにもなり得るような事業なのに、あと2年しか残っていないみたいな話になると、なかなか今後は長いスパンでの人材育成というのができないんじゃないかなと思うんですよ。

そういう意味では今、令和5年度、令和6年度に向かっているわけですがけれども、朝の議論では、利用している企業が30社という話もありましたけれども、令和4年度の実績を踏まえて令和5年度、令和6年度の状況というのは着実に伸びてきているんですか。仕組みとしてはもうそのままやっていく予定なのか。その2点お願いします。

○金城睦也産業政策課長 昨年度は10社、50名なので、今年度は倍の20社、100名を目標に掲げておりまして、12月末現在で、28社、144名で、補助申請額が約633万円の交付申請を受け付けております。なお、令和4年度につきましては、予算600万でしたが、令和5年度は倍の1200万円の予算を計上しているところであります。令和6年度につきましては、今、財政のほうと予算の調整をしているところであります。

以上です。

○大城憲幸委員 先ほど言ったように、非常にこれはみんなが期待する事業だから質問もありますので、

ぜひこれ充実させてほしいし、単費で頑張ってもらっているんだけど、令和7年度までと言わず、もっと延ばしたほうがいいと思うし、どこかで少し足踏みするようであれば、言うように半分の補助とか、上限が9万とかというものも見直してもいいんじゃないかなと。もっと魅力的な、本当に個人企業なんかでも、あるいは零細企業なんかでも、これがあるんだったら、あるいは3分の2補助があるんだたらみたいな部分になってもいいんじゃないかなと思うんですよ。その辺の仕組みの見直しというのはやっぱり、7年までやってからという発想なの。その辺、内部で議論ありますか、お願いします。

○金城睦也産業政策課長 要件の緩和等につきましては、本事業の活用件数とか、活用企業からの意見などを参考に、また、他県でも実施しているところもありますので、その辺を参考に検討していきたいと思います。

また、次年度以降につきましては、今やっている所得向上応援企業の認証企業への補助率引上げのインセンティブというのがあるんですけど、これを他の認証制度にも対象を拡大して、制度導入企業の裾野を広げていきたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 ぜひ、年々充実していくように、予算もどんどん確保できるように要望をします。

次、お願いします。254ページの国際航空物流と、その次の国際物流ハブ。

沖縄の製造業を育てながら、これを海外向けに売り出していこうというようなことで、これも平成24年頃から両事業を始めているんですけども、この両事業にこれまでどれぐらい事業費を費やしてきたか。通告したと思うけれども、それぞれのこれまでの事業費をお願いできますか。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えします。

まず、国際航空物流機能強化推進事業でございます。これは前身の事業であります全国特産品流通拠点化推進事業を含めて、平成25年度から実施しております。令和4年度までの決算額の合計で約23億3000万円でございます。

もう一つの沖縄国際物流ハブ活用推進事業は平成24年度から実施しております。令和4年度までの決算額の合計で約46億2000万円でございます。

以上です。

○大城憲幸委員 沖縄の製造業を育てるためには、やっぱり海外に目を向けてマーケットを大きくしてというのは、そのとおりでいいと思います。このためと言っていいのか、新たな課もつくって、この

事業を育ててきたわけですけども、このコロナで少し止まった、リセットしてしまった部分もあるんですけどもね。これから計画としてはまだ続くわけですけども、これの予算の使い方を見直す時期に来ているんじゃないかなと思うんですよ。アピールしたりするのはいいけれども、様々なコンテナの確保とか、いろんなものに補助を出す、それが非常に莫大なものですから、今もう合計すると70億円ぐらい入れているし、もっと言えば国も相当ハード事業にも何十億、100億単位で入れていると思うんですよ。その辺について、この事業の今後っていうのは今どう考えていますか。お願いします。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 お答えいたします。

まず、御指摘のとおり、国際物流拠点の形成に向けてということで、県内の輸出関連事業者の海外展開、販路開拓等への支援、これがハブ活用推進事業でございます。

そして、那覇空港、那覇港の物流機能の強化、これが国際航空物流機能強化推進事業。あと、海運に関する支援の事業等もでございます。ここは、これまでも県内事業者の商流面、あとは物流面からの海外展開の支援ということで実施してきました。その都度、市場環境の変化でありますとか、事業者のニーズも踏まえた形で、総務部との調整もありますけれども、その事業の内容であるとか、特にハブ事業の支援メニューの見直しということも実施して、効果的な事業の推進に努めているところでございます。コロナで国際線がストップしてしまったと。令和4年から徐々に復便しつつあると。県のほうも、国際物流ハブの新モデルということで発表させていただきました。徐々に復便してきて、沖縄から運べる路線というのも増えてきています。今後、その新モデルをしっかりとつくっていくと。

少し、最近の動きとして、ヤマトさんが貨物専用機を東京と沖縄、沖縄と北九州を結ぶ路線というのも4月からの予定で運行するという動きもございます。

国のほうでも、輸出に関わる事業者1万社を支援していくという取組もありますので、そこら辺、JETROでありますとか中小機構といったような関係機関とも連携しながら、県内事業者の海外展開の支援というのは強力に後押ししてまいりたいと考えております。

○大城憲幸委員 ちなみに確認ですけども、アジアハブの成果で、令和3年から5億円増えたところですけども、これ、分母というか、全体でどれぐらい

あるの。幾らが5億円増えて幾らになったの。

○島袋秀樹アジア経済戦略課長 沖縄からの食料品と飲料関係の輸出額の推移を少しお話しをさせていただきます。平成20年が6億5000万円であったものが、平成22年が約14億円、平成28年が21億円、平成30年が32億円、令和4年が43億円まで伸びてきております。令和3年が38億円でした。それが、1年間で5億円伸びているということでございます。それは、このハブ事業で、県内の事業者の活動に対して支援を行ったということが寄与しているものと考えております。

○大城憲幸委員 これだけ本当に輸出が増えているということは喜ばしいこと。

ただ一方で、じゃ、本当に沖縄の農林水産業、畜産業が元気になっているか、あるいは製造業が元気になっているかという、あんまりそう見えないわげさ。あるように、両方で70億のお金をかけて、国も入れると数百億のお金をかけてアジアハブを育てるということでやっているけれども、ちょっと私は見直す時期に来ているんじゃないかなというふうに思っています。今ちょっと答えは持ち合わせていないので、また内部で議論していただきたいということをご指摘しておきます。

ある意味、関連しますけれども、次ですけれどもね、261ページの、ものづくり生産性向上支援事業。これとか、その次の、製造業県内発注促進事業。私は、どちらかというと、こういうものをもう一回見直したほうがいいんじゃないかなと思っただけです。やっぱり一括交付金も含めて、国の流れも含めて、海外にとかという非常にそういう事業も取りやすいし、華やかだから、ああいうアジアハブみたいなものが目立つんですけれども、さっきも言ったように、1次産業、2次産業というのは今非常に厳しいというふうに感じています。

特にこの製造業なんかについては、もうこれから水も上がる、電気も上がる中で、どんどん輸送費も上がって、原材料がどんどん上がる。そんな中で県外、海外から、スケールメリットを生かしたような安いものがどんどん入ってくるという中ですから、まさに、さっきも指摘があったけれども、これはもう2年間の支援だけですよではなくて、こういう支援内容とか期間というのを、もう一回見直す時期に来ていると思うんですよ。その辺について現時点でどんな考えを持っていますか、お願いします。

○座喜味肇ものづくり振興課長 少し、ものづくり振興のこれまでの政策についてお話ししますけれど

も、まず、県内製造業の振興に当たって、前計画の下では、付加価値の高い製品開発ですとか、基盤技術の高度化といったもので、製造品出荷額は平成24年の3707億円から、令和2年には4636億円ということ で929億円、率にして25.1%増加をしております。これは全国のこの間の増加率4.6%に対して約5倍の増加率であるというところで、製品開発ですとか高度化といった部分での取組の方向性は、前計画の中でも実績はある程度あるのかなと思っています。

ただ、直近の話ということですので、沖縄公庫の景況調査、最近のものを見ましたけれども、県内景況が全体として拡大する傾向にあるという中で、製造業の業界判断もプラスに推移をしていると。そういった中ですけれども、経営上の問題点として、やはり原材料高の影響が大きいということが、厳しい状況として示されています。

一昨年、我々のほうでも、ものづくり産業の課題やニーズの確認を行うためのアンケート調査を実施しました。その中でも、やはり原材料コストの増加というところが、過去3年間で事業に与えた要因ということで——コロナ禍による経済停滞というところもありますけれども、やはり原材料コストの増加というところが大きいというふうな指摘があります。

こういった中、製造業の持続的成長を図るということに関しては、県内で生産可能なものはできる限り県内で生産、調達をしようと。県内で需要が高い分野は、そういった製品や安定的な供給体制を構築していくということが重要であるというところで認識しております。

そういった観点から製品開発力ですとか生産性向上支援事業といったところの取組の中でコスト競争力の強化を図りますとか、製造業県内発注促進事業もそうですけれども、企業間連携による受発注の促進といったところで域内循環、域内自給率を高めるという取組の支援策の強化を図っていきたいというふうに考えているところです。

今やっている事業の方向性は正しいと認識しながら、お互いの事業がうまく連携していないような部分があるので、そこをうまく有機的に連携するような仕組みへの見直し、あと、先ほどの調査でいくと、今回、生産性向上支援事業をやっていますけれども、10名以上の事業規模の事業者の中でも、技術開発職員を配置しているのは5割程度というようなアンケート調査結果があります。そういったところからいくと、こういった生産性向上の技術的開発をするにも、事業者内のマンパワー、知識とかノウハウも

含めて、そういったところも育てていかないといけないなというところがあって、そういう意味での人材育成も加味した形で、入り口のものづくりの支援策というものを少し考えていきたいなということで、今、関係機関と意見交換しながら、ちょっと対応をしているというところです。

以上です。

○大城憲幸委員 いろいろ議論したかったけど、いつの間にか時間がなくなりましたので、部長、最後にしますけれども、今、議論したとおりで、海外に大きなマーケットを求めるのは上等だし、そして、それはもうスタートアップも含めて、新たな産業もこれから生み出すという意味では、海外のルートを開拓するのも上等。

ただ、言ったように、やっぱりそれはしっかりと沖縄の第1次産業、第2次産業が元気になるということが前提じゃないといけないんですよ。そういう視点で予算を見ると、向こうの70億円、80億円に比べて、この県産品利用の部分というのは、数千万とか1億ぐらいの予算しかないわけですよ。

これはもう新年度予算の編成に向けては、もう一回そういう議論もしてほしいなと思いますので、その辺について、県内製造業、1次産業を育てるために部長の決意をお願いします。

○松永享商工労働部長 お答えします。

まず、冒頭お話のありました国際物流ハブのところと併せましてお話をさせていただきますと、まず、アジア諸国に隣接するということで、沖縄県の地理的優位性を生かすという意味では、やはりアジア諸国を中心とする海外の需要、特にアジアのマーケットですけれども、それを取り込んでいくという中で、域内に経済効果が波及するというところで、地域経済の好循環をつくるというところでは、やはり国際物流拠点形成する、あるいは沖縄のほうに臨空・臨港型産業を集積させるということは意義があるものだと思っております。その中で、やはり県内企業の海外展開を促進していく、そして県産品の輸出拡大を図っていくというところの取組は一つ重要なものかなと考えて、国際物流ハブに取り組んでいるところでございます。

一方で、委員の御指摘にありましたように、ものづくり産業、製造業をどうするのかというところでございますが、やはりその製造業というものは、ほかの産業に対する経済的な波及効果というのはとても大きいものというふうに考えてございますので、そこも重要な取組というふうに考えています。そこ

で、県内自給率を上げていくと、域内の経済循環を高めていくという中で、地域経済を牽引していくということの意味では、やはり製造業というものも重要な産業というふうに考えて、併せて取り組んでいく必要があるだろうと考えてございます。

そういう意味では、物流ハブということだけではなくて、県内の製造業に対しましては、付加価値の高い製品の開発をする支援でありますとか、あるいは生産性向上、あるいは稼ぐ力の強化に資するような取組を、県としては今後も強くやっていきたいということ。あと、既存の産業、県内の製造業の技術力でありますとか、商品開発力というのも増強しないといけないというふうに考えてございますので、その取組の中では、製造業の高度化を図っていくというような取組もやっていながら、それをまた海外のほうに展開していくというのを合わせながら、バランスのいい取組につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○大城憲幸委員 言いたいのは、予算つけてよという話。しっかり見えるように、予算で。

○大浜一郎委員長 大城憲幸委員の質疑は終わりました。

金城勉委員。

○金城勉委員 じゃ、しんがり、簡潔に質問をさせていただきます。

まず、240ページのICTビジネス高度化支援事業に絡めて、この中にも書いてあるように、情報通信産業の稼ぐ力の強化、あるいはまた高付加価値ビジネスの開発などをうたっております。

以前、県として、このIT企業の誘致にかなり力を入れてきましたけれども、当初のイメージとしては、県内においてそういうIT関連産業というのは、非常に低賃金で非正規雇用が多いという指摘があったんですけども、最近はどうですか。

○白井勝也ITイノベーション推進課長 委員おっしゃるとおり、当初の頃は、確かにどちらかというところと労働集約型のIT企業というところが多くありました。それで低賃金というお話がありましたが、最近、ソフトウェア開発とかいうところへ転換してきておりますので、その当時に比べると、大分よくなっているというふうに認識しております。

○金城勉委員 そういう意味では、高度化支援事業というのは、そのコンテンツの開発であるとか、そういう様々なシステム開発であるとか、そういう視点から見ると、その業界における待遇というのはアッ

プしているというふうに現状認識していいですか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 先ほどソフトウェアの開発というお話をしたんですけど、ソフトウェア開発の集積を目指したときには、受託開発型ということで、二次請けというところがメインになっていました。そうするとやっぱり、賃金を上げづらいといった課題がありましたので、一次請けとか、要は元請ですね。そういったところに転換を図っていければ、より高いところを目指していけるというふうに考えております。

○金城勉委員 当初の企業誘致の分野では、コールセンターあたりが非常に多く進出があって、そこはおっしゃるように、労働集約型で低賃金、非正規というふうな環境にあったんですけども、今はコールセンターなどのそういうところは変わっていますか、変わっていないんですか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 しっかり調査したわけではないんですけど、コールセンターでも、カスタマーセンターとか、そういった少し付加価値の高い分野も出てきていますので、少しは変わっているというふうに考えております。

○金城勉委員 ここはぜひ、いろいろ調査をしていただいて、現状を把握した上で対応をお願いしたいんですけども、今政府も総理を先頭にして賃上げの流れをつくっていきこうということで、全国的なそういう動きを強めているんだよね。

以前は、沖縄は平均的な賃金が低いから、都市地区から来ても、ここの賃金に合わせて、県外は高いけど沖縄は低く抑えることができると、コストダウンができるというふうな変なイメージがあって、そういうことがうわさされていて、実際にそういう声も聞いたんですけども、そうであってはいけないんだよね。

だからそういうときには、具体的な業界の状況というものを情報収集をした上で、場合によっては、県のほうからその賃金アップの要請をすると——今政府がやっているように、業界に対してのそういう待遇改善の要請をするというようなことも検討しているんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○白井勝也 I T イノベーション推進課長 しっかり調査した上で、必要があれば検討していきたいというふうに考えております。

○金城勉委員 よろしく申し上げます。

次に、247ページの奨学金返還支援事業。

これは多くの委員が取り上げているんですけども、まず一つは、事業期間が令和7年度までという

ふうに表示されているんですけど、これは当然継続する事業として受け止めていいんですね。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

基本的にこの事業は令和4年度からスタートしたんですが、予算要求に当たっては、4年間の事業期間というところで区切って、その後についてはこの事業の成果、ニーズに応じて、また展開していくということになります。

○金城勉委員 スタートさせた事業、これほど非常に人気のあるというか、喜ばれている事業ですから、こういうものが4年間で終わってしまうというようなことがあってはいけません。ぜひ、また新たなそういう財政の裏づけを取って、継続をしていただきたいと思います。

それで、この事業を採用するに当たっての対象企業というのは何か枠がありますか。

○金城睦也産業政策課長 対象企業としましては、県内の中小企業、全ての業種ということです。

○金城勉委員 ということは、例えば、医療業界であるとか、保育や介護等々の福祉分野も対象になるというふうに理解していいですか。

○金城睦也産業政策課長 先ほど、県内中小企業を対象とするという答弁をさせていただいたんですけど、中小企業法の中で、業種ごとに要件がございまして、全ての業種が対象となるということではないようです。

以上です。

○金城勉委員 ですから、今、私が具体的に申し上げた医療業界であるとか、保育、介護等の分野はどうですか。

○金城睦也産業政策課長 これらの業種が対象となるように、今保健医療部と子ども生活福祉部と調整しているという状況にございます。

○金城勉委員 この分野も人手不足、人材不足の大きな課題を抱えておりますので、ぜひそこも対象に入れて、そこに働く人たちも意欲的に働けるようなバックアップをするためにも、ぜひ、枠を広げていただきたいと、これは要望しておきます。

次に、270ページの県内企業の稼ぐ力ですけれども、その育成について、その事業内容の説明をお願いします。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

本事業は県内企業の稼ぐ力を強化するため、集合型研修により、企業の人材育成計画の策定を支援するとともに、人材育成計画に沿って実施される企業研修に要する経費を補助する内容となっております。

令和4年度は、企業の経営課題の解決に向けた研修や、人材育成計画策定のための集合型研修を11回実施しまして、延べ204人が受講したところであります。また、人材育成計画の実践支援に対する補助につきましては、5社の企業研修を支援し、研修の参加者は延べ237人となっております。今年度は、12月末までに集合型研修を6回実施しておりまして、延べ112人が参加して、研修費用の補助支援につきましては8社が活用して、自社の人材育成に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○金城勉委員 県内企業はほぼ99%が中小零細の小規模事業所というのが実態なんですけれども、そういう環境の中で、沖縄県内の企業の生産性というのは、なかなか厳しいという指摘がされているんですけれども、沖縄の県内企業の実態の低さというものの要因はどのように認識していますか。

○金城睦也産業政策課長 お答えいたします。

県内の生産性の低い理由としまして、まず本土から遠隔にある地理的不利性等により、製造業等の生産部門の割合が低く、企業活動における原材料等の調達を県外に頼らざるを得ないコスト構造となり、収益確保が容易でないというところと、あと本県におきましては、第3次産業のウエートが高く、小売、飲食サービスなど、労働集約型の産業構造となっており、生産性の向上が図りにくいというところがございます。

以上です。

○金城勉委員 そういう地理的な環境ということもあるんでしょうけれども、県民性という意味では、どういうふうに分析していますか。そういうことは生産性と関連づけては考えていませんか。

○金城睦也産業政策課長 商工労働部におきましては、この県民性と生産性向上の関係等はちょっと分析等をしておりません。

○金城勉委員 私の問題意識は、沖縄県の場合、なぜ中小、小規模事業所が多いかということ、一定のビジネスをやって経験を積むと独立する傾向が強いんですね。それが分散化して、小規模のものがもう幾つも同じような業種ができてきて、お互いに食い合っていく。こういうものが目につくんですよ。だから、そういうところは私は県民性なのかなというふうに捉えているんですけれども。だから、やっぱり生産性を上げるためには、集約していく、機能的にビジネスを展開していくということが必要なわけで、小規模で、核分裂みたいに関係業種でいろんな会

社ができてくると、その分、やっぱりエネルギーが割かれてしまうという捉え方をしているんですけれども、いかがですか。

○小渡悟中小企業支援課長 県内の中小企業においては、2016年の経済センサスの中の数字になるんですけど、全国と比較して、1事業所当たりの従業員数という調べがありまして、沖縄県が8.6人、全国では10.6人。やはり規模としても全国と比較して小さい状況がございます。また開業率自体も2021年の中小企業白書の中での数字になるんですけど、沖縄県としては7.1%、全国では4.4%。おっしゃるように、起業するという人たちも多いものですから、我々も基本計画の中で、全国の1事業者当たりの従業員数の規模まで近づけていく必要があるだろうということを取組を行っていて、この生産性を上げるためにも、デジタル化もそうなんですけど、一定程度の規模の企業を育てていくというのは重要だというふうに考えています。

以上です。

○金城勉委員 ですから、そういう意味では、やっぱりこのビジネス、この業界に携わる人たちの意識改革ということも、皆さんのほうでしかるべきところと連携しながら啓発していく必要があるというふうに、これは非常に大きな要素じゃないかなというふうに認識しております。

後は、もういいか。部長も疲れているみたい。

以上で終わります。

○大浜一郎委員長 それでは金城勉委員の質疑は終わりました。

以上で、商工労働部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦勞さまでございました。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○大浜一郎委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明1月12日金曜日、午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでございました。本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 大 浜 一 郎

文教厚生委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月11日（木曜日）
開会 午前10時4分
散会 午後4時29分
場所 第4委員会室

総務課教育企画室長 東 哲 宏
教育支援課長 大 城 勇 人
学校人事課長 池 原 勝 利
働き方改革推進課長 上江洲 寿
県立学校教育課長 崎 間 恒 哉
義務教育課長 宮 城 肇
保健体育課長 金 城 正 樹
生涯学習振興課長 米 須 薫 子
文化財課長 瑞慶覧 勝利

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会議決第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（子ども生活福祉部及び教育委員会所管分）
- 令和5年第4回議会議決第6号 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 末 松 文 信
副委員長 石 原 朝 子
委員 小 渡 良 太 郎 新 垣 淑 豊
照 屋 大 河 比 嘉 京 子
喜友名 智 子 仲宗根 悟
瀬 長 美 佐 雄 玉 城 ノブ子

欠席委員

委員 上 原 章

※決算議案の審査等に関する基本的事項
4（6）に基づき、監査委員である上
原章委員は調査に加わらない。

説明した者の職・氏名

子ども生活福祉部長 宮 平 道 子
福祉政策課長 大 石 優 子
保護・援護課長 金 村 禎 和
高齢者福祉介護課長 安 里 克 也
青少年・子ども家庭課長 井 上 満 男
子ども未来政策課長 寺 本 美 幸
子育て支援課長 下 地 努
障害福祉課長 普 天 間 み は る
女性力・平和推進課長 島 津 典 子
教 育 長 半 嶺 満
総 務 課 長 諸 見 友 重

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、子ども生活福祉部長及び教育長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会議決第1号及び同議決第6号の決算2件の調査を一括して議題といたします。

まず初めに、子ども生活福祉部長から子ども生活福祉部関係決算事項の概要説明を求めます。

○宮平道子子ども生活福祉部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

では、子ども生活福祉部の令和4年度一般会計及び特別会計の決算の概要について御説明いたします。

ただいま、御手元のタブレットに表示をしております子ども生活福祉部歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

それでは、画面に表示されております、1ページを御覧ください。

歳入決算について御説明いたします。

令和4年度の子ども生活福祉部の歳入決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）です。339億5817万760円に対し、調定額（B欄）は、319億395万7558円、そのうち収入済額（C欄）は314億9569万1275円、不納欠損額（D欄）は3884万6752円、収入未済額（E欄）は3億6941万5531円、収入比率は98.7%となっております。

失礼しました。

調定額のところを、数字の読み間違いがあったようです。再度説明をさせていただきます。

調定額（B欄）は319億395万3558円でございます。次に、歳出決算について御説明いたします。

2ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の歳出決算は、一般会計と特別会計を合わせますと、予算現額の計（A欄）です。1161億4690万7000円に対し、支出済額（B欄）は1096億5581万6610円、翌年度繰越額（C欄）は24億7068万円、不用額は40億2041万390円、執行率は94.4%となっております。

次に、一般会計の歳入決算について御説明いたします。

3ページをお開きください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入は款で申し上げますと、3ページの上から3行目の（款）分担金及び負担金から5ページの下から4行目（款）県債までの8つの款から成っております。

それでは3ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）です。337億5383万8760円に対し、調定額（B欄）は、315億8660万6324円、そのうち収入済額（C欄）は312億6479万6441円、不納欠損額（D欄）は3756万140円、収入未済額（E欄）は2億8424万9743円、収入比率が99.0%となっております。

収入未済額（E欄）のうち、主なものを御説明いたします。

同じく3ページ、上から3行目の（款）分担金及び負担金の収入未済額（E欄）5709万6847円は、主に児童福祉施設負担金に係るもので、施設入所児童及び扶養義務者等の生活困窮、または転居先不明などにより徴収困難なため、収入未済となっているものでございます。

5ページを御覧ください。

上から9行目の（款）諸収入の収入未済額（E欄）2億2602万4658円は、主に（項）雑入の生活保護費返還金に係るもので、債務者の生活困窮等により徴収困難なため、収入未済となっております。

次に、一般会計の歳出決算について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の一般会計の歳出は、款で申し上げますと、（款）総務費及び（款）民生費、7ページの（款）商工費が3つの款から成っております。

6ページを御覧ください。

一番上の子ども生活福祉部計ですが、予算現額の計（A欄）は1159億4257万5000円に対し、支出済額（B欄）は1095億428万108円、翌年度繰越額（C欄）

は24億7068万円、不用額は39億6761万4892円、執行率は94.4%となっております。

C欄の翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）や障害児者福祉施設等整備事業費など13事業に係る繰越額であります。

繰越した主な理由は、関係機関との調整の遅れや計画変更等によるものであります。

次に、一番右端の不用額について御説明いたします。

まず、上から3行目の（款）総務費の不用額5008万9001円は、男女共同参画センター維持修繕事業における修繕計画の見直し等による執行残等によるものであります。

次に、（款）民生費の不用額39億1331万5787円について、その主なものを御説明いたします。

（項）社会福祉費の不用額15億3644万7081円は、（目）老人福祉費及び（目）社会福祉施設費において、物価高騰対策に係る支援事業について、実績が見込みを大きく下回ったこと等によるものであります。

7ページを御覧ください。

（項）児童福祉費の不用額20億5436万5491円は、（目）児童福祉総務費において、地域子ども・子育て支援事業や保育対策総合支援事業等において、市町村実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

7ページの下から4行目、（款）商工費の不用額421万104円は、（目）計量検定費の職員費、計量検定所において、人事異動と人事異動に伴う給与及び職員手当の減等によるものであります。

次に、母子父子寡婦福祉資金特別会計について御説明いたします。

8ページを御覧ください。

子ども生活福祉部の特別会計の歳入決算は、予算現額の計（A欄）ですが、2億433万2000円に対し、調定額（B欄）は3億1734万7234円、そのうち収入済額（C欄）は2億3089万4834円、不納欠損額（D欄）は128万6612円、収入未済額（E欄）は8516万5788円、収入比率は72.8%となっております。

収入未済額の8516万5788円は、主に借受人が生活困窮等の経済的事情により償還計画どおりに元金及び利子の償還ができないことによるものであります。

9ページを御覧ください。

当該特別会計の歳出の不用額5279万5498円は、貸付け見込みよりも、貸付け実績が下回ったことによるものであります。

以上で、子ども生活福祉部の令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算概要の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○末松文信委員長 それでは、子ども生活福祉部長の説明は終わりました。

次に、教育長から教育委員会関係決算事項の概要説明を求めます。

○半嶺満教育長 それでは、教育委員会所管の令和4年度歳入歳出決算について、その概要を説明いたします。

ただいま、御手元のタブレットに表示しております令和4年度歳入歳出決算説明資料を御覧ください。

初めに、歳入決算状況について御説明いたします。

令和4年度の一般会計歳入決算は、予算現額の計492億1619万5400円に対し、調定額は444億2137万2672円、収入済額は443億9864万1069円、不納欠損額は12万6000円、収入未済額は2260万5603円となっております。

調定額に対する収入済額の割合である収入比率は、99.9%となっております。

以下、款別に、収入済額、収入未済額の主なものについて御説明いたします。

(款) 使用料及び手数料の収入済額は、47億4803万5303円で、その主なものは、全日制高等学校授業料であります。

2ページをお開きください。

(款) 国庫支出金の収入済額は、355億9570万5737円で、その主なものは、義務教育給与費、公立高等学校就学支援金、沖縄振興公共投資交付金及び沖縄振興特別推進交付金であります。

(款) 財産収入の収入済額は、3億443万2円で、その主なものは、土地貸付料、土地売払代、実習生産物売払代であります。

3ページをお開きください。

(款) 諸収入の収入済額は、5億947万27円で、その主なものは、文化財調査受託金、雑入(災害共済給付金)であります。

収入未済額は、2260万5603円で、その主なものは、発注工事の談合認定に係る違約金及び延納利息であります。

不納欠損額は、12万6000円で、沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還金に係る時効の援用によるものであります。

(款) 県債の収入済額は、32億4100万円で、その主なものは、県立学校の施設整備に係るものであります。

以上が歳入決算状況であります。

続きまして、歳出決算状況について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

教育委員会の合計は、(款)教育費と(款)災害復旧費の合計となります。

それでは(款)教育費から御説明いたします。

(款)教育費の決算は、予算現額の計1734億7966万3013円に対し、支出済額は1663億516万2533円、翌年度繰越額は45億2475万5328円、不用額は26億4974万5152円となっております。

予算現額に対する支出済額の割合である執行率は、95.9%であります。

次に、翌年度繰越額の主なものについて項別に御説明いたします。

(項)教育総務費の翌年度繰越額、6億8650万6000円の主なものは、(目)教育振興費の公立学校改築に係る市町村補助事業によるもので、市町村において工法・工期の見直し等の計画変更の内容について、関係者との調整に不測の日数を要したことなどから、やむを得ず繰り越したものであります。

5ページを御覧ください。

(項)高等学校費の翌年度繰越額、20億2161万7095円の主なものは、(目)学校建設費の宜野湾高校校舎改築工事において、埋蔵物確認に係る磁気探査が必要となったため、工期の見直しを行った結果、年度内の執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

(項)特別支援学校費の翌年度繰越額、3億3706万7400円の主なものは、(目)特別支援学校費の八重山特別支援学校空調更新工事が、年度内における履行が困難なことから、翌年度に繰り越したものであります。

(項)社会教育費の翌年度繰越額、14億4778万4833円の主なものは、(目)青少年教育施設費の玉城青少年の家改築事業において、支持基盤が想定より深部にあることが発覚し、工事に不測の日数を要したため、年度内での事業完了が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

6ページを御覧ください。

(項)保健体育費の翌年度繰越額、3178万円の主なものは、(目)保健体育総務費の学校安全体制整備事業において、市町村が行う送迎用バスの安全装置等の改修等について、年度内での執行が困難となったことにより、やむを得ず繰り越したものであります。

次に、不用額の主なものについて、項別に御説明いたします。

4ページにお戻りください。

(項) 教育総務費の不用額、5億2085万211円の主なものは、(目) 事務局費の職員給与費の執行残及び(目) 教育振興費の県立高等学校端末購入補助事業において端末購入者が当初見込みを下回ったものなどであります。

(項) 小学校費の不用額、5億5016万4035円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 中学校費の不用額、2億5772万6941円の主なものは、同じく、教職員給与費の執行残であります。

5ページを御覧ください。

(項) 高等学校費の不用額、7億1752万6291円の主なものは、(目) 高等学校総務費の教職員給与費の執行残及び高等学校施設改装・改修事業費において、県立高等学校施設のブロック塀改修工事における入札及び執行残によるものであります。

(項) 特別支援学校費の不用額、4億2127万370円の主なものは、教職員給与費の執行残であります。

(項) 社会教育費の不用額、6098万677円の主なものは、(目) 文化財保護費の受託事業費における会計年度任用職員に係る経費の執行残であります。

6ページを御覧ください。

(項) 保健体育費の不用額1億2122万6627円の主なものは、(目) 保健体育総務費の学校保健事業費において、学校管理下で、児童生徒が災害・事故等に遭った場合に支払う給付金について、給付実績が当初見込みを下回ったことなどによるものであります。

以上が(款) 教育費の決算状況でございます。

次に、(款) 災害復旧費について御説明いたします。

(款) 災害復旧費の決算は、予算現額の計6378万1000円に対し、支出済額は0円、不用額は6378万1000円となっております。

不用額は、幸いにも学校施設において災害と認定される事例がなかったことによるものであります。

以上が教育委員会所管の令和4年度歳入歳出決算の概要でございます。

御審査のほど、よろしく御願いたします。

○末松文信委員長 教育長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたしますので、十分御留意願います。

総括質疑を締結しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明1月12日、本委員会

の質疑終了後に改めてその理由の説明を求めることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような項目を聞きたいのか、確認しますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の調整を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔をお願いいたします。

また、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号及び事業名等をあらかじめ述べた上で、該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

それでは、これより直ちに子ども生活福祉部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を行います。

小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 おはようございます。

決算審査と併せて、今の沖縄県の現状の確認というところも含めて質疑をさせていただきます。

まず、子ども生活福祉部、主要施策のページに従ってやっていきたいと思うんですが、83ページの生活保護関連の事業についてですね。

県内の現況、あと、前年度比較ですね、ちょうどコロナの最終年度ということになっていると思うんですが、現況と前年度比較、あと、理由までですね、増減があると思いますので教えてください。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

令和4年度の状況を申し上げますと、被保護世帯数が3万1573世帯、それから、被保護人員数が3万9177人となっております。

対前年度比では、被保護世帯数が2%の増、それから、被保護人員数が1%の増となっております。

理由としましては、被保護世帯数が平成5年度以降、それから、被保護人員数が平成6年度以降、増加傾向で推移してきている状況にございますが、理由としては、高齢化の進行による高齢者世帯の増加が主な要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 83ページ、84ページに生活困窮者の自立支援という事業もあるんですけども、今

答弁いただいた高齢化により生活困難者が増えているという説明があったので、自立支援事業とは少し違う理由があるのかなというところも理解できましたので、次に行きます。

92ページから94ページにかかる部分で、待機児童について、以前沖縄県、待機児童ゼロ、令和3年度末までかな、ゼロにしますという形でやっていたんですけども、ちょっとかなわなかったということがありました。

令和4年度に持ち越しているんですけども、同じく現況と、解消までどれくらいを見積もっているのかという部分と、あと、待機児童対策の効果に関してですね、教えてください。

○下地努子育て支援課長 お答えいたします。

令和5年4月1日時点の待機児童数は411人で、前年の439人から28人の減となっており、減少は8年連続となっております。

待機児童の年齢別で見ますと、ゼロ歳児が18人、1歳児が246人、2歳児が90人、3歳児が45人、4歳児以上が12人となっております。

続きまして、待機児童の解消にどれくらいの期間が今後考えられるかにつきましては、待機児童の解消を図るためには保育士の確保が重要であると考えており、新規保育士を確保するため、この事業のほか、保育士の定着を図るため、現場のニーズを踏まえた保育補助者の配置など、業務負担の軽減や働きやすい環境を整備する事業の実施により、保育士の仕事や職場の魅力を高め、人材の確保につなげる環境づくりに取り組んでおります。

県としましては、こうした取組を一層推進するとともに、早期の待機児童の解消に努めてまいります。

続きまして、待機児童対策の効果につきましては、県では待機児童の解消の取組として、保育士の確保に重点を置いて進めているところです。

保育士の確保につきましては、国、県、市町村、それぞれに事業があることから、県の事業効果を指標として示すことは難しいところではありますが、保育従事者数は、実数として、令和3年度の1万2758人、令和4年度は1万3614人、令和5年度は1万4258人と着実に増加しており、一つの効果ではないかと考えております。

○小渡良太郎委員 92ページの保育提供体制強化事業に関して、執行率が70%とそんなに高くないんですが、理由がもし分かれば教えてください。

○下地努子育て支援課長 92ページの不用理由につきましては、保育所等において障害児保育支援員等

を確保できなかったことや雇用期間が短くなったことにより、補助所要額が減となったことによりです。

続きまして、94ページの保育対策総合支援事業につきましては、市町村からの要望により、対象施設は当初から増加したところでありまして、保育支援者や補助者、保育士、看護師等の配置期間が見込みを下回ったことにより、実績が減になったことにより、不用が生じております。

○小渡良太郎委員 今答弁いただいたんですけども、それに向けてどのように対策を講じればよかったか、事業総括ではないんですけども、課題点は見えてきていると思いますので、その対策というのは次年度以降どのように考えているのかを教えてください。

○下地努子育て支援課長 不用額の圧縮に向けた取組としましては、市町村への要望調査を次年度予算編成と併せて行い、年度末にかけて複数回行うことで確実な数字を押さえていきたいと考えております。

障害児保育等につきましては、市町村のニーズが高いところではありますが、なかなかその人員の確保が難しいということがありますので、その確保に向けた取組について市町村を支援してまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 成り手をしっかりつくっていくということも非常に重要なのでしっかり反映させてやっていただきたいのと、あと、総体的な部分でゼロ歳児から2歳児の待機児童の全体に占める割合が非常に高いというのは、これ最近の沖縄——全国的にもそうなんですけれども、傾向にあるかなと思っているんですが、今、主要施策に掲げている部分については、あまり目立ったのは書かれていないんですけども、待機児童を減らすためには、ゼロから2歳児の受皿を充実させていくということが肝要のかなと思っているんですが、それについてもコメントをいただければと思います。

○下地努子育て支援課長 やはりゼロ、1、2歳児の受入れということにつきましても、保育士の確保が重要であること、施設においてそういう受入れ枠を確保する必要があるということがありますので、市町村に対して丁寧な利用調整を行うよう助言してまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 これは新規じゃなくて、既存保育所の拡充という部分でもやっていく必要があると思います。

もちろんやっていると思うんですけども、ゼロから2歳児の受皿が足りないというのはもうずっと

続いて、非常に、ある意味喫緊の課題でもあるのかなというふうに捉えていますので、令和4年の決算を今後の施策にしっかり反映して、ゼロから2歳児の受皿の充実という部分をしっかりやっていただくよう要望して、次に行きます。

110ページ、111ページ、ヤングケアラーに関して、令和4年度に実態調査等を行われていたと記憶しているんですが、この調査の詳細、あと、見えてきた課題とか、課題の解決方法とかというところ、少し詳細に教えてください。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

県ではヤングケアラーの実態を把握するために、令和4年度に小学5年生から高校3年生までの児童生徒を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

その結果、ヤングケアラーと思われる子供が全体の5.5%、数でいきますと約7450人余りがヤングケアラーと思われる子供ということが分かりまして、その中でも、日常生活に何らかの支障が出て支援が急がれる子供が1.8%、約2450人いることが分かりました。

一方で、自身をヤングケアラーに当てはまるかというような、そういった質問に対する回答が950人余りということで、非常にかけ離れた結果が出ておりまして、このことは自分の状況が客観視できない場合がある、そういったことが想定されるという、そういう課題が現れております。

そのため、いかにこういった子供たちに気づいてあげられるか、そういった視点が重要ですので、これは福祉だけではなく、医療、介護、それから、教育、そういった関係機関のさらなる連携強化が今後ますます重要な課題となってくるというふうに考えております。

その対策としまして、令和4年度から学校や関係機関の皆さんを集めましてヤングケアラー発見の着眼点、それから、発見後のつなぎをどのようにしていくか、そういったところを理解促進していくための研修を、今年度もですが、継続して開催しているところです。

それから、令和4年度でいきますと、困難を抱える家庭を訪問し必要な支援につなぐための寄り添い支援、これは111ページですかね、次のページにありますが、そういったことも実施しているところでございます。

あと、令和5年度に関しては青少年・子ども家庭課内にヤングケアラー・コーディネーターを1名配

置しまして、学校や市町村からの相談に対応している。

そのほか、昨年10月からはSNSを活用した相談窓口を設置し、あと、当事者同士が悩みや経験を共有し合えるようなそういったサロンの場を提供する、そういったこともやっているところでございます。

今後こういった対策をきめ細かく展開していくことで適切な支援につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小渡良太郎委員 このヤングケアラーの問題は、以前から私も自民党でも取り上げているんですけども、児童については学校側の目線だと不登校というふうな形で出るわけですし、ケアが必要な状況の親がいる、親よりもっと年が上の方がいて、所得もなかなか稼げない状況にあると。貧困に陥っていく、また連鎖のようにつながっていくというところもあって、しっかりとした支援——できるだけ100%に近い数のまず発見、どういった状況にあるのか、どういう手だてが必要なのかという前にどれだけいるのか、この110ページの課題の部分にも書かれていますけど、回答協力を得られなかった児童生徒が約6割いるとありますが、必要だったら追加で調査もしながら、まず、実態をより現実に近い形で把握をしていくということも引き続き継続をしていただきたいと思います。

子ども生活福祉部、最後になるんですけど、102ページにちょっと戻って、放課後児童クラブについて、以前から委員会でもちょいちょい取り上げているんですが、最近待機学童という言葉がよく聞かれます。この放課後児童クラブ、なかなか入れずに待っているという児童が多いというのをよく聞くんですが、待機している児童の数を把握されているかどうか、把握していたらその数と、待機学童の解消に向けた取組とかというのもやられているんだとしたら、教えていただきたいなと思います。

○下地努子育て支援課長 放課後児童クラブの待機児童につきましては、令和5年5月1日時点における数としまして1076人となっております。

利用ニーズの高まりにより令和4年度の665人と比較して、411人の増加となっております。その解消に向けてなんですけど、令和5年5月1日時点の県内における放課後児童クラブ数は605か所となっております。第2期黄金っ子応援プランで掲げる5年度のクラブ整備目標値であります581か所を上回っているものの、利用ニーズの高まりにより受皿の確保が

追いついていない状況となっております。

県としましては、放課後児童クラブ支援強化事業での新設の整備促進や教育委員会と連携して、学校の空き教室を活用したクラブの拡充に取り組むなど、クラブの整備促進と併せて、県において放課後児童クラブ支援員認定資格研修を実施し、不足する放課後児童クラブ支援員の確保を図ることとしております。

○小渡良太郎委員 ありがとうございます。

保育所が必要な世帯は、子供が小学生に上がったから、やはり放課後児童クラブを必要とすると、スライドするのは容易に想定できるのかなと思うんですが、放課後児童クラブの答弁を聞いていると、以前の保育所の待機児童の解消のときに議論されたような内容の答弁が出てきているのかなという気がします。

保育所を増やして需要を満たしていくという形でやっているのと同じように児童クラブについても、必要なのは大体概算でも出てくると思いますから、そこをもう少し強化をして増やして行ってですね、登録できない、じゃ次に何すればいいかわからない、どこに行けばいいかわからないという児童が増えてくると、いろんな悪影響が想定されるというのもありますので、ぜひここもですね、執行率65%ですので、執行率を上げることも含めて強化をしていただきたいなど。令和6年以降も、待機学童が、せめて待機児童だとゼロから2歳という特徴が分かっているんですけども、学童の場合には、まだ1000名を超えているというところもありますので、しっかりと体制づくりをお願いしたいと、これを要望して、次、教育委員会に移ります。

委員会でもいろいろ議論された部分について先に質問したいと思うんですけども、不登校とかいじめ、パワハラの問題、いろいろと令和4年度も議論をされたと思います。それぞれにおいての実態、あと、近年の比較、あと、いろいろな事業をやったと思うんですけども、その事業の効果の3点を、不登校、いじめ、パワハラについて教えてください。

○宮城肇義務教育課長 それでは、今の質問に対してお答えいたします。

令和4年度問題行動等調査によると、国公立小・中・高等学校・特別支援学校のいじめの認知件数は1万4139件、小・中・高校の不登校児童生徒数は6853人となっております。令和3年度と比較して増加しており、喫緊の課題と認識しております。

教育委員会では、昨年度より学校内の空き教室を

利用して、不登校児童生徒等への学習支援を行う校内自立支援室事業を12市町村、36校で実施しており、409人の児童生徒を支援し、登校復帰につながるなどの効果が出ております。

課題としましては、モデル事業として実施しており、この支援員の関わり方について共有・理解が図られていなかったことも挙がっております。

不登校児童生徒が増加傾向にあることから、今後は本事業の実施市町村及び学校数の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

○小渡良太郎委員 不登校については6853人と、コロナの影響でも増えたという話もある中で、多い数字なのかなというふうに感じます。

不登校の問題に関しては、学習ニーズの多様化とか、いろんな形で、既存の学校の制度というのは時代遅れなものがあるんじゃないかみたいな話をする現場まで出ている状況ではあると思うんですけども、私はそう思いたくなくてですね、しっかりと学校教育の中で学んでいくというところが重要ですし、そこから、もしこぼれる、というのはちょっと適切な言葉じゃないかもしれないんですけども、ちゃんと手を差し伸べてやっていくということも重要になってくると思います。ですから、増加しないような、せめて不登校が毎年増えているんですけどいう形で聞くのではなく、もうちょっと頑張っていただきたいというのが正直なところですので、ぜひなくしていくというのが最終の目標であるとしても、不登校の理由が様々ありますから、一人一人に合ったというのは難しい部分があるとは重々承知はしているんですけども、ぜひ充実させることをお願いしたい。

いじめ、パワハラに関しては、部活動等のパワハラに関わる事件があって、それについてもいろいろ第三者委員会を立ち上げたりとかというのがあって、本委員会でも議論されたと思うんですが、そのことに関する令和4年度の取組というのはどのようなものがあつたのかということを改めて教えてください。

○金城正樹保健体育課長 お答えいたします。

県教育委員会では適切な部活動の在り方の推進や暴力・暴言・ハラスメントの根絶について、実効性のある取組を推進するため、部活動等の在り方に関する方針を策定しました。それを策定する上で、県と有識者等を含めた検討委員会を設置して、そこでの議論の中で、大人だけの考えではなく部活動の主人公である子供たちの声を聞き、大人がそれを受けてまた動くことも必要ではないかという意見等も

あって、それを具現化するため、高校生による部活生メッセージというものを策定いたしました。

昨年度、7校22名の高校生の検討委員が応募して、それで5回程度でいろいろ会議を重ねて、実際にそのメッセージを策定したところでございます。また、その周知を1年前に各学校等に行いまして、そして、今年度の5月下旬になります。県の高校総体の総合開会式で、実行委員の生徒等がこのメッセージを読み上げて発表したとか、そのような取組をしております。

以上です。

○小渡良太郎委員 今、答弁いただいた高校生を募集しての聞き取り調査という部分は、今現在日本全国あちこちで、部活動におけるパワハラとか、ちょっとした暴力って言うていいのか、そういったのが問題になって、今浮き彫りになってきている中で、先進的な取組として取り上げた記事をどこかで読んだ記憶があります。

当事者は子供たちですから、生の声を聞くというのは非常に重要なことだと考えていますし、こういった取組をいろんな部分でもっと波及させていけば、逆に我々大人がさんざん議論してもなかなか気づけない部分に、子供たちの率直な意見が加わることで、施策のいい展開につながっていくということもあるのかなというのを、この聞き取り調査のいろんな活動の中で感じるものですから、ぜひこのやり方をいま一度しっかり研究をしていただいて、ほかの部分の課題解決についても役立てていけるのがあるのであれば、ぜひ高校生の、実際の現場にいる子供たちから聞き取りをするという行動を広げていただきたいと、これも最後、要望して、時間ですので、私の質疑は終わります。

○末松文信委員長 それでは、小渡委員の質疑は終わりました。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 よろしく申し上げます。

生活福祉部のほうで69ページ。32軍司令部壕についてなんです。当初予算6000万円から1億4000万円と増額をされておまして、この理由と、今後のですね、事業方針についてお伺いします。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

令和4年度の9月補正予算において、第32軍司令部壕の第5坑口周辺土地を取得するための土地購入費や取得後の安全対策工事に要する経費等として、8156万1000円を増額しました。

それにより最終予算額は1億4306万8000円となっております。

現状と今後のスケジュール等でございますけれども、令和4年度末の有識者委員会からの提言を踏まえ、令和5年7月に県の基本方針を策定したところです。現在、未発掘区間を対象としたボーリング調査や首里地域住民などを対象とした壕周辺のフィールドワークの開催、また、周知啓発パンフレットの策定などに取り組んでいるところです。

今後は、基本方針に基づき、具体的な施策等を盛り込んだ基本計画を策定することとしておまして、計画策定に当たっては、有識者委員会を設置する予定としております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

今後いろいろ進めていくということですが、実際に保存公開というのは、どれくらい期間を要するのか分かれれば教えてください。

○島津典子女性力・平和推進課長 基本方針の中では、やはり第1坑口及び第5坑口の保存公開に向けた取組を優先的に進めながら、詳細調査の結果を踏まえ、安全性を確保しつつ、段階的な壕の保存公開に向けて取り組むとしております。

まずは、令和7年度において第5坑口、そして、令和8年において第1坑口の公開を目指して取組を進めることとしております。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひこういうのもうまく活用して、平和学習などに使っていただきたいなと思っておりますので、順調に進めていただければと思います。

それでは、82ページの障害福祉の関係ですけれども、こちらの予算額が当初8億円から5億4000万円程度に減額補正されていますけれども、この理由をお願いいたします。

○普天間みはる障害福祉課長 お答えします。

当初の見込みより障害福祉事業所からの補助金の申請数が少なかったことにより、令和5年2月議会にて2億2410万7000円を減額補正しております。

障害福祉事業所が、補助金を受けるためには国の定めた要件を満たす必要があることから、当初予定していた事業所の交付申請がなかったため、減額補正しております。

○新垣淑豊委員 今、国が定めたということがありましたけれども、実際に事業所が申請をしなかったということについて、何かしら理由があるのでしょうか。

○普天間みはる障害福祉課長 補助金を申請するに

は取得要件というのがございまして、従来の処遇改善加算、1から3番まであるんですけど、そういったものを取得している事業所だとか、あと、令和4年2月から実際に賃金を上げるという事業所、あとは補助額の3分の2以上を福祉・介護職員のベースアップに充てるという給与改定、就業規則改定等をしているというのが要件になります。

○新垣淑豊委員 その要件は分かったんですけども、その要件に届かなかった、たどり着かなかった、そういった事業所が多かったということでしょうか。

○普天間みはる障害福祉課長 そうですね。

大体6割程度の事業所さんにおいて、従来の加算を取得しているのが6割程度で、残り4割程度は従来の加算を取得しておりませんので、そういったことから事業所さんが申請をしないということになります。申請がなかったということです。

○新垣淑豊委員 ということは、事業所さんで働く職員の方々の賃金の上昇には、今回なかなかつなげられなかったという認識でよろしいですか。

○普天間みはる障害福祉課長 交付申請していただいている事業所さんは大半おります。執行率はこの補助金について92%を執行しておりますので、補助を申請した事業所さんについては、賃金のベースアップは行われていると思われませんが、やはりその要件というのはございます。国の補助金ですので、しっかりそういったものを申請できるように従来の加算とか、日頃からベースアップについて努力する、就業規則等を見直し、事業所でしっかり賃金アップ、ベースアップに向けて努力することは必要になってくるかと思えます。

以上です。

○新垣淑豊委員 ちなみに、今回申請できなかった事業所さんに対して、障害福祉課のほうから何かしらサポートというか、そういったものというのはなされているのでしょうか。

○普天間みはる障害福祉課長 個別個別というのはやっぱり不可能ですけど、当方のほうのホームページ等でそういった周知や、処遇改善、従来の加算の取得に向けた促しだとか、集団指導等で、そういった利点というものもあるのでしっかり取得するようにという周知啓発はっております。

○新垣淑豊委員 分かりました。ありがとうございます。

同じく120ページなんですけれども、これは高齢者のほうになるのでしょうかね。

こっちはもう当初の12億から7億円に減額補正されていますけれども、これも先ほどの障害福祉の理由と同様であるということでしょうかお伺いします。

○安里克也高齢者福祉介護課長 介護職員処遇改善事業補助金についてであります。当初の予算としては対象サービスごとに常勤換算した介護職員数を基に算出したところでありますが、実際の交付に当たりましては、月の総報酬にサービスごとの交付率を乗じて算出されることになりましたので、当初予算との乖離が出たというところで実績が下回ったものであります。

○新垣淑豊委員 じゃこの予算を立てるときの条件と、決算の条件というのが変わったということでしょうか。

○安里克也高齢者福祉介護課長 所要額を算出するときの積算方法と、実際に交付する際の算出方法が少し変わったというようなところであります。

○新垣淑豊委員 ごめんなさい、今のお話だと計画を立てたときの算出方法が決算とちょっと違っていたというんですけれども、これは要は国の方針による変更なのか、それとも何か別の理由があるのかというのを教えてください。

○安里克也高齢者福祉介護課長 先ほど申し上げましたとおり、当初、所要額の見積りに当たりましては、常勤換算ということで最大値の額を求めたという形になっております。

算定方法につきましては、委員から今確認がございましたが、国の算定方法を基に積算しております。

以上であります。

○新垣淑豊委員 分かりました。

適切に処理されているのであれば、特段問題ないかと思えます。

それでは、116ページをお願いします。

離島医療なんですけれども、最近、離島の首長さんたちと話したときに介護保険料、これが均一化されるというお話がありました。ただやっぱり介護サービスがなかなか離島地域では受けられないというような現実もあるのですが、先日、ちょっとお話しをした首長さんから、例えば小規模離島に対しての地域密着型の特養、これが飛び地で設置できるかどうかということについて、私何度かお尋ねしていますけれども、その後何か調査をされたのか、確認されたのかというのがもし分かれば教えていただきたいです。

○安里克也高齢者福祉介護課長 地域密着型特別養

護老人ホームについては、その指定権者が所在地の市町村長になっております。

介護保険法上、施設が区域外にある場合には、施設の所在する市町村の同意が必要となっております。これにつきましては、以前からお答えさせていただいているとおりであります。

現在、令和6年度から開始されます第9期介護保険事業計画の策定に取り組んでいるところでありますが、この施設整備の量を見込むに当たりまして、離島町村などで構成されます沖縄県介護保険広域連合とも意見交換を行っております。その中では、本島周辺離島の町村から今お話のありました特別養護老人ホームの整備に関する要望は上がっていないということであります。

以上であります。

○新垣淑豊委員 多分そういった想定がされていないので、正式に上がってくるわけじゃないんですけども、やはりニーズとしては絶対あるんですね。なので、ぜひ離島の首長さんたちとも直接ですね、意見のやり取りをしていただいたらいいのかなと思っています。

実際に厚労省の担当とかは、ほかの離島でもそうですけど、そこで人材を確保することができないので、大規模なところ、ある程度人が確保できる場所に持っていきたいというようなお話を聞いております。それが必要だということを、面白いんじゃないかということで意見のやり取りがあったということも聞いておりますので、ぜひそこは首長さんとやり取り、あとは実際の厚労省の担当者のほうですね、やり取りを少し始めていただけたらありがたいと思います。

続きまして、421ページですね。

複式学級なんですけれども、今、沖縄県の複式学級の現状というのはどのようになっているんでしょうか。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

令和4年度の県内小中学校における複式学級の状況でございますが、小学校が47校88学級、中学校が13校13学級となっております。

○新垣淑豊委員 最近、ちょっと意見交換した方がいて、イエナプラン教育というものがあるというお話を聞いております。

これ一人一人を尊重しながら自立と共生を学ぶオープンモデルの教育でありますということで、複式学級の子たちがそれぞれが教え合ったりとか、自分の学力によっていろいろな学び直しをしたりとか、

逆に進んだりとかですね、こういったことができるというようなお話も聞いているんですけども、こういった教育方法について、今沖縄県での何かしら研究とかというのはなされているのか、この取組についてどのように認識して評価しているのかというのが、もしあれば教えてください。

○宮城肇義務教育課長 委員の質問に対してお答えします。

現在イエナプラン教育、これについては深く研究はしていませんけど、すごく注視はしております。

国内でも、まだ3校ということで事例が少ないので、これからまた注視していかないといけない部分なのかなと思っています。

複式学級の話もありましたけど、今また、それを充実させております。沖縄県でもそれも加味しながら、ちょっと注視していけたらいいのかなと思っています。

今後、時代を踏まえながら、子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び、あるいは協働的な学びに加えて、このようなイエナプラン教育を含めた様々な教育方法の情報収集にこれからも取り組んでいきたいと考えております。

○新垣淑豊委員 もちろん、これがベストというわけではないかもしれませんが、おっしゃるように、今いろいろな教育スタイルがあるということでしたので、ぜひまたここも、いろいろと意見交換をさせていただければなと思っています。

では続きまして、422ページのキャリア教育ですけども、この就職に対しての効果で、令和4年の結果というものを、令和5年、現年ですね。それとまた、来年度に対してどのように反映させていくかということについてお聞かせください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 このキャリア・ビルドアップ事業についてですが、これは、これまでキャリア教育と、進学指導と、就職指導、これをそれぞれの事業で取り組んでいたものを、目的はいずれも進路決定率の向上ということで、一つにまとめて、統合して取り組む、令和4年度から新たに新規事業として取り組んだ事業になります。

その取組の成果としましては、数字の上では県立高校の進路決定率が89.7%と0.5ポイント向上した形になります。

令和元年度と比較しますと、88.2%から89.7%に向上したということになります。

それらの成果、課題から令和5年度は各細事業で一、二年生に重点を移した取組、これを充実させて

いきたいというふうに考えています。

課題としましては、進路決定率が徐々に向上してきていますけれども、どうしても高校生の取組がまだ鈍いという状況がありますので、早い段階から自分の進路について考えてもらいたいということで、一、二年生にシフトした事業をこのビルドアップのほうで行っていきたいと考えております。

令和6年度につきましても同様に、一、二年生にシフトした取組を検討していきたいと考えているところです。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

キャリア・ビルドアップは新規でということですが、これまでも、これまでも、例えば職業教育とか、そういったものを含めてなさっていると思うんですが、例えばキャリア教育というものを導入した際に、導入した後、例えば卒業生に対しての就職後、3年後の定着とか、こういったものの調査は教育委員会としてされているのかというのを教えてください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 定着率については、卒業後3年以内の離職率という形で統計が取られておりまして、平成29年度の卒業生は、離職率は50.6%、平成30年度卒の離職率が49.3%、令和元年度が48.5%というふうに下降傾向、改善している状況にあります。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

それでもやっぱり半分ぐらいは3年後に離職しちゃうんだなというふうに感じますけれども、今働き方というのが大きく変わってきていて、副業が当たり前になってきたりとか、ダブルワーク、あと、仕事以外のところですね、社会的活動とかをする方も増えてきているんですけれども、例えばこういった職業教育をする際には、教員の先生方にもこういう働き方の変化ということの学びというのが必要だと思うんですけれども、こういう点はどのような取組をされているのかということをお教えいただけませんか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 近年、産業構造の急激な変化があります。多様な働き方に関する理解を深める必要、教職員のほうには確かにあります。それにつきましては、就職指導担当者向けの研修、それから、キャリア教育推進事業における各校での校内研修、これに取り組んでいます。

校内研修につきましては、産業構造の変化と社会人に求められるスキルということで、講師を学校のほうに派遣して校内研修を実施するなどの取組をしているところです。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

実は私の娘、卒業して進学も就職もしない、フリーターをするということになったんですけれども、それもいいのかと思ってですね。本当にそういう生き方、いろんな生き方があるよというのもぜひ子供たちにお話ししていただけたらいいのかなと思っております。

429ページと431ページなんですけど、外国青年招致事業と国際性に富む人材育成事業なんですけど、例えばウェブとかを活用して、ネイティブとの英会話教育とかというのでも少し広がってきているんじゃないかと言われておりますけれども、今どういった状況になっているのかというのを教えてください。

○崎間恒哉県立学校教育課長 県立学校教育課のほうでは、ウェブを通しての留学等の事業というのは実施しておりませんが、昨年度、令和4年度からアジア高校生オンライン国際交流事業、これを実施しております。対象となる生徒は私立を含む県内全ての高校生、そして国立高専、沖縄工業高等専門学校3年生までで、希望する生徒に対して、アジアの高校生と協働的な学びに取り組むオンラインプログラム、これを提供しているところでもあります。

○新垣淑豊委員 県内でもいろいろウェブを使った英会話教育というのを提供している企業も出てきていますので、例えばそれをする事で、英会話というものについての危機感がなくなると、避けることがなくなるということなので、もし可能であれば、そういったものもうまく活用していただけたらなというふうに思っております。

あと、県内の市町村の一部では、海外や県内の留学ですね、例えば外国人家庭とか、こういったところに留学する際の支援をされているところがあるというふうに聞いていますけれども、これは今どういう状況になっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 それでは、お答えいたします。

市町村教育委員会では、独自で外国人との交流等を提供する企業のプログラムを採用して、授業の中で交流に取り組んだり、希望者を募って短期留学やまちなか留学を実施したりしている市町村教育委員会があるということをお承知しております。

○新垣淑豊委員 ここのことですね、やっぱり市町村によってちょっと差があるということも聞いておりますけれども、例えばこういったものについて県教委としてはどのような評価をして、今後どのような関わり方をしていくのかという方針があれば教えてください。

ださい。

○宮城肇義務教育課長 交流や留学などに限らず、市町村教育委員会の様々な創意工夫により、国際社会に対応する、対応できるコミュニケーションを図る資質・能力、この育成が図られていることというのは重々承知しております。

県教育委員会としましては、教員の資質向上のための研修等を通して、引き続き市町村教育委員会を支援していきたいというところです。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

ぜひ、海外というものはしっかりやっていただきたいなと思っていました。

今回、この447ページの「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業というところですけど、私もブラジル、アルゼンチンに行ったときに、ブラジルで実際にこの事業をやっている様子を見ました。とても盛況で、非常にいい事業だなと思ったので、この件について、内容と、令和5年、6年の事業に向けてどのように生かしていくのかということをお教えてください。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業では、主に県内外の移民関係資料の収集ですとか、移民ルーツ調査、あと郷土資料関連の講演会や企画展示などを行っております。

令和4年度につきましては、県内外関連の資料の収集を、ブラジル、カンボ・グランデ市などで実施し、琉球王国時代の家譜である新参密姓家譜など531点を収集いたしました。

移民ルーツ調査については、第7回世界のウチナーンチュ大会でのルーツ調査のブースを設置したり、あと、多言語での広報等を行ったことにより調査依頼件数は大きく増加し、513件の実績がありました。また、移民に関連する展示を3回、講演会を2回行いました。それも成果指標である目標を大きく上回り、盛況でございました。

令和5年度につきましては、メール、来館によるルーツ調査に加え、先ほど委員からもありましたとおり、ブラジル沖縄県人会や、カンボ・グランデ沖縄県人会と協働し、8月に現地の沖縄フェスティバル等でルーツ調査を行いました。

資料収集についても、ブラジル、サンパウロ市等において、沖縄県系のコミュニティー新聞、ウチナープレス等を収集し、現在、資料整理や保存登録作業を行っているところでございます。

また、講演会については、マウイ島のラハイナ復興支援オンライン講演会なども開催いたしました。

展示については、年度末に新収蔵資料展などを行う予定でございます。

令和6年度以降の取組についても、現在予算要求の段階でございますが、今後とも海外県人会等との連携を図り、効果的な資料収集、ルーツ調査等に関する協力体制の整備に取り組んでまいります。また、企画展示、講演会を継続的に行い、他言語等と組み合わせることにより、琉球・沖縄の文化・歴史の発信力を強化してまいりたいと思います。

○新垣淑豊委員 ちなみに、ルーツ調査はどれぐらいあったんでしょうか。

○米須薫子生涯学習振興課長 令和4年度は513件ありました。令和3年度が61件でしたので、大幅に増えています。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

以上です。

○末松文信委員長 新垣淑豊委員の質疑は終わりました。

次に、石原朝子委員。

○石原朝子委員 では、よろしくお願ひいたします。

子ども生活福祉部のほうからお願いいたします。

令和4年度沖縄振興特別推進交付金の活用事業の総数と総予算額、そして執行額、不用額、執行率、そしてまた、それを踏まえて令和5年度の総事業数と予算総額、執行状況と令和6年度の事業数、予算確保見込みを伺います。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

令和4年度沖縄振興特別推進交付金の事業数ですけども、現年度分で16事業、前年度からの繰越し分で1事業となっております。

予算額につきましては21億5443万7000円、執行額は17億7261万2000円となっております。

また、不用額につきましては、3億1702万5000円となっております。執行率は82.3%となっております。

続きまして、令和5年度の事業数につきましては、現年度分として16事業、また、前年度からの繰越し分として1事業を行っております。予算総額は23億5364万5000円となっております。

執行状況につきましては、令和5年11月末現在となりますけれども、18億1248万1000円となっております。執行率は77.0%となっております。

また、6年度の予算につきましては、現在関係部局と調整を今行っているところでございます。

以上でございます。

○石原朝子委員 なぜそういう質疑をしたかという

ますと、やはりこの推進交付金の予算確保が今難しい状況になっております。

県としましても、しっかりと事業計画を立てて予算執行に努めていただきたいと思います。この執行率が令和4年度62.3%というのは、主にどういった理由でその数字になったのでしょうか。

○大石優子福祉政策課長 令和4年度の執行率につきましては82.3%となっております、対前年度で1.8%の減となっております。

○石原朝子委員 82.3%、欲を言えば90%を超えていただきたいなと思っております。5年度はぜひとも、もっと高い執行率を上げていただきたいと思います。今の現状では77%のようですけれども、ぜひとも。

主要施策の中で交付金事業は16事業のうち4事業ほど、実績と効果と課題を掲げておりました。子育て総合支援事業、ひとり親家庭、離島地域における介護サービス、国際家庭相談ネットワーク構築事業などありますけれども、交付金の中でステップハウス運営事業というのがあったかと思えます。その事業の実績と効果と課題についてお聞かせいただきたいと思えます。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 ステップハウス運営事業ですが、DV被害者等が女性相談所の一時保護所を、保護を受けて退所する際に、地域で安定した自立した生活を送ることができるように、心のケアや自立に向けた準備等を行う中間施設、中間の機関というところで、民間アパートを活用いたしまして、そういった次の段階に行くという意味合いでステップハウスという形で設置してまして、自立に向けた支援を実施しているところです。

実績、効果としましては、計画では5世帯を支援していこうとしていたところだったんですけれども、2世帯に対して、社会に適応するまでの間、支援員が定期的に訪問をして継続的な心のケア、自立に向けた支援を実施したところです。

課題としましては、先ほど申し上げたとおり、計画に対して2世帯ということで不用も生じております。そのため、DV被害者の個々の状況に応じた利用をしっかりと検討するとともに、周知もしっかりと図っていかないといけないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○石原朝子委員 あとのこの件も入れて、主要施策の中に含まれている、あとの4件の事業、課題とか様々書かれておりましたけれども、令和5年度にお

いて課題の解決が図られて、うまくいっているのでしょうか。効果は上がっていますか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 今ステップハウス運営事業をお答えしましたので、当該事業におきまして、課題の周知をしっかりと図っていくとかというようなところを先ほど答弁させていただきました。

それを踏まえ、令和5年度におきましては、女性相談所のほうで一時保護を行っていくわけなんですけれども、一時保護を行う際の支援会議におきまして、しっかりとDV被害者などに対しましてステップハウスの利用もできるということを周知する、それから、個別の状況に応じて、しっかりと活用していただくというような形で取り組んでいるところでございます。今のところ令和5年度に関しましては、1世帯増えまして3世帯の支援を行っているというところでございます。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

では、新型コロナウイルス感染症対応の件で、生活福祉資金貸付事業があったと思えますけれども、その実績として、貸付け総額、そして償還額と効果、課題等をお聞かせ願いたいと思えます。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

令和2年3月25日から令和4年9月30日までを申請期間として開始した生活福祉資金特例貸付けの実績につきましては、貸付け件数として15万136件、貸付金額として約597億1761万円の貸付けを行っております。

その中で、令和4年度末時点の償還対象になりますけれども、償還対象件数としましては5万7011件で、償還対象額としては約10億7411万円のうちに、償還済額、償還された額としましては約4億7521万円、償還率は43.4%となっております。

この貸付金の効果ですけれども、コロナ特例貸付けの効果としましては、突然の減収や失業等によりまして、一時的に生活困窮に陥った世帯に対して、所得制限がなく、簡略化された申請で迅速な貸付けにつなげたということで、応急的な支援ではありませんけれども、多くの役割を果たしたのではないかなと考えておりますが、課題としましては、償還免除になった世帯もございます。また、免除要件に非該当でありますけれども、引き続き不安定な生活状況にあることで、生活が困窮している世帯に対する継続的な支援が必要であると考えております。そのため、社会福祉協議会や、自立相談支援機関等の関係機関と連携して、個々の状況に合わせて、今後もき

め細かい支援体制の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 償還に関しましては、しっかりと対象者に応じて、免除の方は免除していただいて、返していただける方には、計画的な償還計画を立てて返していただけるようにしていただきたいなと思っております。

ちなみに、もう一度、償還額が幾らで、償還の対象者数、対象、償還しなければならない人数と、免除された人数。

○大石優子福祉政策課長 令和4年度末時点の償還対象の金額ですけれども、約10億7411万円のうちに償還をされた金額は約4億7521万円、償還率としては43.4%となっております。

償還免除につきましては、住民税非課税世帯等を対象として免除制度がございますが、令和5年1月末時点の償還対象の10万2145件、約352億846万2000円のうち、償還免除が決定したのは、令和5年11月末時点でありまして、約5万8708件、金額にしまして220億2333万8000円、約45.8%が償還免除の対象となっております。

○石原朝子委員 続きまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業というのがあったかと思っておりますけれども、その実績と効果、課題等があればお知らせ願いたいと思います。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

当該支援金でございますが、緊急小口資金等の特例貸付けを終了した世帯等に対して、月最大10万円を3か月間、再支給の場合ですと6か月間、最長6か月間支給するものとなっております。

実績を申し上げますと、令和3年7月から支給を開始しまして、令和5年3月末時点で、県が所管する町村分でございますが、支給を受けた件数が1959件、支給済額が約4億2276万円となっております。当該支援金の支給により、生活困窮世帯の生活再建に一定程度つながったものと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 分かりました。ありがとうございます。

次に進みますね。

令和4年度の2月補正予算で、こどもの安心・安全対策支援事業というのがあったかと思っておりますけれども、他府県で送迎の際にお子さんが亡くなったことでの送迎バスの事業があったかと思っておりますけれども、その事業のほうは令和4年度の取組として、繰

越ししたのかどうか分かりませんが、その事業の実績があれば実績と現状報告をお願いしたいと思います。

○普天間みはる障害福祉課長 それでは、障害分野の事業から回答いたします。

こどもの安心・安全対策支援事業の実績と効果なんですけれども、こちらは県内の障害児通所支援事業所に対して、補助メニュー自体は3つございます。送迎車両の安全装置の整備、委員がおっしゃったものがそちらですね。2つ目に、ICTを活用した子供の見守りの導入。3つ目に、登降園管理システムの導入など、障害児の安全対策を強化する取組を支援するための補助事業になっております。こちらは全額繰越ししております。

令和5年の10月末時点の状況で、まず、代表的な送迎バスの安全装置の実績、設置状況なんですけれども、児童発達支援センターとか児童発達支援事業所、放課後デイサービス等を実施する事業所286施設におけるバス544台のうち、420台で整備を完了しており、そして令和6年3月までには全て完了する予定となっております。

以上です。

○下地努子育て支援課長 子育て支援課分についてお答えします。

送迎用車両の安全装置の整備、ICTを活用した見守りシステム及び登降園管理システムの導入など、子供の安全対策を強化する私立幼稚園及び認可外保育施設の取組を支援するため、令和4年度の2月補正予算に計上したところであります。

令和4年度中に送迎用バスの安全装置を設置する施設はなかったこと、適合する製品の品薄等の理由により、所要額を令和5年度に繰越ししております。

令和5年10月31日における安全装置の整備状況は、対象とする私立幼稚園20施設の41台の全てにおいて完了しているところです。認可外保育施設は16施設、32台中23台が完了しておりますが、令和6年3月までには全て完了する予定となっております。

続きまして、ICTを活用した見守りシステムは、設置を希望した12施設に交付決定済みとなっております。また、登降園管理システムにつきましては、希望しました15施設に対して全て交付決定済みとなっております。

○石原朝子委員 分かりました。

執行は100%の予定であるということですね。最後までよろしく願いいたします。

では次に、児童養護施設の退所者等自立支援金貸

付事業実績の効果と課題があれば。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

本事業は、児童養護施設等を退所した子供たちが安定した生活基盤を確保する、そういったものに資するために家賃ですとか、生活費、それから資格取得等の貸付けを行う事業となっております。

主に3つありまして、家賃貸付け、生活費の貸付け、それから資格取得の貸付けを行っているところでございます。

実績としましては、令和4年度は3つの貸付けで、トータルで45名が貸付けを受けておりまして、家賃が30名、生活費が30名、資格取得費が7名で重複貸付けも含んでおりますが、そういった実績となっております。

効果としまして、また、児童養護施設等の退所者の大学、それから専門学校等への進学率について、この事業が始まる前の平成27年度が約31%だったところ、直近令和4年度の進学率の実績でいきますと、約59%ということで、28ポイントぐらいアップしているところでございます。

課題ですが、やはり退所後に一部の子供たちにおいては経済面、それから精神面で悩みを抱えて退学ですとか、離職をする、そういったこともございますので、そのようなことがないようにしっかりと自立していけるように、また別事業ではあるんですけれども、アフターフォローというような形で支援員等によります生活相談、就労相談、それから退所した方々の交流の場の提供、そういったところを含めてやっているところでございます。

以上です。

○石原朝子委員 よろしくお祈いします。

最後になりますけれども、11月の補正で、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業で6事業の補正があったと思っておりますけれども、令和4年度の11月補正予算、この事業の実績、効果と課題をお聞かせ願います。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

子ども生活福祉部における重点支援地方交付金ですけれども、介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業ほか5事業を実施しておりまして、実績としましては5億8153万6000円となっております。

事業の効果といたしましては、この補助金を活用することによりまして、事業者の負担軽減や施設運営の維持に寄与することができたと考えております。

課題としましては、令和4年11月補正での計上でありましたので、申請期間が短期間となったところ

も、そこは課題として考えているところですが、令和5年度においては、令和4年度より申請期間を長くするなどの対応を取っているところでございます。以上です。

○石原朝子委員 5年度のほうでは、申請に当たって簡素化されているということでしょうか。

○大石優子福祉政策課長 令和4年度の申請期間が1か月程度ということで、申請期間が短かったということですので、令和5年度については申請期間を長めに取って対応しているところでございます。

○石原朝子委員 分かりました。

最後、教育委員会のほうになりますけれども、同じように令和4年度の沖縄振興特別推進交付金の活用事業、教育委員会としての事業総数と、総予算額、執行額、不用額、執行率、そしてまた令和5年度の事業数、予算総額、執行状況と、令和6年度に向けた事業数、予算確保の見込みをお伺いします。

○諸見友重総務課長 お答えいたします。

教育委員会における沖縄振興特別推進交付金を活用した事業については、令和4年度は16事業ございました。予算額は17億8763万8000円、執行額は12億1690万2000円、不用額は1億776万2000円で、執行率は68.1%となっております。

また、今年度も同じく教育委員会では16事業を実施しております。予算額は17億5366万9000円。執行額は11月末時点でありましてけれども、12億9264万9000円、執行率は73.7%となっております。

令和6年度につきましては、現在関係各所と調整中でございます。

教育委員会の施策の実施に当たり、必要な予算が確保できるように、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○石原朝子委員 ちなみに、令和4年度の執行率が68.1%になった理由をお聞かせ願えますか。

○諸見友重総務課長 令和3年度が84.2%の執行率でしたが、令和4年度は68.1%となっております。

この理由としましては、コロナに伴う医療非常事態宣言等がございました。これに伴って、工事の実施を延期したということで、年度内の執行が困難となってやむを得ず繰り越したのものなどによるものであります。

以上です。

○石原朝子委員 それに関連しまして、主要施策の中で5件ほど事業実績と効果、課題等が上げられて

おりますけれども、複式学級、キャリア・ビルドアップ事業、就学継続支援員配置事業、バス通学費等支援事業、校内自立支援室事業、これにつきましては、令和4年度の事業の課題を踏まえて、令和5年度、現在は改善されて取り組まれているのか伺います。

○池原勝利学校人事課長 主要施策のうち、まず、複式学級教育環境改善事業から御説明しますと、令和4年度の決算額は2157万9000円で、執行率は81.8%となっております。

当該事業の課題といたしましては、同事業のチームティーチング形式によって学習指導要領に沿った指導を行うこととしていることから、教員免許保持者を条件としてございます。そうしますと、離島等において、そういう有資格者がなかなか見つからないというところもございます。これにつきまして、引き続き市町村と連携しながら、まず、教員免許の資格者の確保を進めていくとともに、離島におけるそういう有資格者ではない方の活用等についても今後検討していきたいと考えてございます。

○崎間恒哉県立学校教育課長 キャリア・ビルドアップ事業につきましては、課題としましては先ほども述べましたけれども、進路決定率の向上、そのために早い段階での進路活動、キャリア教育の推進、これが必要だと考えております。それで令和5年度は、一、二年生を重点に置いた取組を実施したところです。

具体的には、進路未定者を減少させるために、生徒向けのキャリア講演会の実施、それから、1年生に対して進路未定者に対するキャリア形成に係る授業、個別のキャリアカウンセリング、そういったものを行ったところです。学校に対しましては、キャリアコーディネーター、キャリアコンサルタントなどを派遣して、専門的な御助言ができるように取り組んだところです。それから、就学継続支援員の配置につきましては、令和4年度は37校、44課程、それから支援センターへの配置を行ったところです。

その効果としましては、不登校が懸念される生徒へ面談等を行いまして、その結果81%の生徒が就学について改善し、学校における教育相談の充実が図られたというふうな報告をもらっております。このことから不登校傾向や中途退学が懸念される生徒の就学継続の支援につながったものというふうに捉えております。令和5年度も引き続き生徒支援に取り組んでいるところで、配置校が41校48課程に拡大したところでございます。

○大城勇人教育支援課長 続きまして、バス通学費

等支援事業の主要施策の事業効果等について御説明させていただきます。

本事業、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる教育環境の整備を図ることを目的に、低所得世帯の中高生を対象に自宅等から学校等までのバス、モノレール利用の無料化を行う事業となっております。

国公立においては、令和4年度は4657名を認定しており、決算額3億3947万8000円となっております。

本事業の効果として、保護者の送迎の負担軽減のほか、通学費等を支援することによって、従来の通学費相当分を学用品の購入や部活動の費用に充てるなど、経済的な負担軽減が図られたと考えております。

今年度は本事業の対象となっていない事業者等へ参画を打診したところ、2自治体から要望があり、令和5年9月には中城村の護佐丸バスが、令和6年2月からは南城市のNバスが利用できるようになりました。今後も家庭の経済環境にかかわらず、子供たちが安心して学業に励むことができるよう、教育環境の整備に取り組んでまいります。

○宮城肇義務教育課長 5番目の校内自立支援室事業についてお答えいたします。

校内自立支援室事業の実績額は、9253万3000円となっております。

令和4年度は12市町村36校で本事業を実施しており、登校復帰につながるなどの成果が出ております。

不登校児童生徒は、全国的にそうですけど、本県でも、増加傾向にあることから、本事業の実施市町村、学校数の拡充に、これからも取り組んでいきたいと思っております。

課題では、支援室を利用する児童生徒の決定方針、あるいは支援員の関わり方等がありました。令和4年度からスタートしたということで課題等ありましたが、学校訪問での支援と、それを充実させることによって、令和5年度は改善されております。

令和5年度は、12市町村44校のほうで実施、実際の配置は43名ですけど、1校がまだということで、なかなか難しいところがありましたけれど、確実に拡充しているところです。

○石原朝子委員 ありがとうございます。

最後になりますけれども、県立特別支援学校の送迎用車両の安全装置導入予算、令和4年度の2月補正でやられたと思っておりますけれども、それと公立幼・小・中学校の送迎用車両の安全装置改修支援、この事業につきましては、現在の進捗状況をお教えいただ

きたいと思います。

○大城勇人教育支援課長 まず、県立特別支援学校送迎用車両の安全装置の導入の件について御説明させていただきます。

学校保健安全法施行規則の一部改正により、令和5年4月1日から特別支援学校の送迎用バスに国のガイドラインに即した安全装置の装備が義務づけられたところです。

県教育委員会においては、国の令和4年度の2次補正予算を活用し、令和5年度に予算を繰り越し、スクールバスを保有する14校38台全てに、エンジン停止後、一定時間内にボタンを押さないとブザーが鳴る安全装置を取り付けたところです。

予算額846万に対し、執行済額588万8840円、執行率69.6%となっております。

不用額257万1160円の主な理由は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、当初計画47台に対し、感染症バスの運行を見直し、38台にしたことによるものです。

今回の安全装置の導入により、日々行っている安全管理の強化につながったと考えております。

○金城正樹保健体育課長 公立幼稚園、小学校、中学校に関する同じ事業、それについてお答えいたします。

これは昨年度の補正予算で、今年度に全て繰り越したのようになりますが、学校安全体制整備事業のうち、委員おっしゃる公立幼稚園、小学校、中学校の送迎用車両の安全装置改修支援予算は890万となっております。12月末現在で26台の設置を予定しております。

執行予定額は322万9000円となっております。

その内訳につきましては、公立幼稚園7園に対して、11台で190万9000円、小学校4校に対して、12台で105万6000円、中学校2校に対して、3台で26万4000円となっております。

なお、安全装置が義務づけられた公立幼稚園については、3月末までには全ての車両に設置される予定となっております。効果につきましては、先ほど特別支援学校と同じ事業になっておりますので、省略いたします。

以上です。

○末松文信委員長 休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時21分再開

○末松文信委員長 再開いたします。

それでは、午前中に引き続き質疑を行います。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 子ども生活福祉部、主要施策の成果に関する報告書から、81ページをお願いします。

パーキングパーミット制度普及推進事業です。制度の概要、展開の状況、次年度の計画等について伺います。

○普天間みはる障害福祉課長 パーキングパーミット制度普及推進事業についてお答えいたします。

当該制度は歩行が困難な障害者、移動の際に配慮が必要な高齢者、妊産婦等の方に対して、利用証を交付し、駐車区画の適正利用を図る制度です。令和5年6月末時点で、利用証交付数は4086枚、登録施設数は244施設、登録区画数が1108区画となっております。

本制度については、県民に広く浸透させ、必要な方に利用証を交付するとともに、登録施設数等を増やしていく必要があります。

県としましては、より一層の制度の普及等を図るため、今年度に引き続きまして、次年度においてもメディアを活用した広報等を実施し、周知を図ってまいります。

以上です。

○照屋大河委員 ありがとうございます。

県有施設等に路面のシートをプラスワンということで区画を整備していたと、先ほど実績の報告がありました。これは県としては、どれぐらいが必要だというふうに、その全体数の把握があつて進めているのか。あるいは事業を進めながら、段階を重ねて、必要な、可能なところに設置をしていくというものなのか伺います。

○普天間みはる障害福祉課長 当該制度については、令和4年7月に制度導入しておりまして、導入に当たって、県内において駐車スペースが不足している状態というのは聞こえてきていたところなんですけれども、どれぐらいの区画数があるとか、そういった調査は行っておりません。ただ、令和4年10月導入後、3か月程度経過した時点から、今現在は先ほど報告した数字で着実に毎月伸びております。どの数値までというものはございませんが、広く周知されて、障害者の方がとめやすくなるという状況を期待しております。

以上です。

○照屋大河委員 そういう状態であれば、課題として示されているような、今先ほどあつたように周知啓発をしていくと。しっかり現場の声を、実態を聞く体制はやはり必要かと思いますが、その点はいか

がでしょうか。

○普天間みはる障害福祉課長 先ほど、導入に当たって調査はしていないということで回答したんですけど、各民間の施設、法人等を導入時に回って啓発活動をしておりまして、そういったことで対応しております。

○照屋大河委員 徐々に事業の内容も広がっていくというふうに思いますが、しっかりここで、県のほうで、こういう場所で、そういう対応を取るんですよという点については明確にして、しっかりその事業が必要なところで拡大していくようにですね、充実させていけるようによろしく願いいたします。

83ページをお願いします。

生活困窮者の自立支援、これ先ほど少し質問、答弁されておりましたが、改めて教えてください。

事業については、生活困窮者の支援事業ということですけど、内容について3つぐらいに分かれているのかな、生活困窮者住居確保給付金、生活困窮者自立支援事業、生活困窮者自立支援事業（任意）というふうに、事業の効果、課題のところ、3つに区別して示されていますが、効果については、住居を失った、または失うおそれがある離職者等に対し住居の確保と併せて就労支援を行うことで、早期の生活再建と就労自立を図ることができた。

2番目については、効果について、複合的な課題を抱え制度のはざまに陥りがちな生活困窮者を早期に発見及び支援することにより、自立を促進することができた。

3番目に、(1)だけでは対応できない生活困窮者のニーズに応じた支援を提供することで、尊厳の確保と自立促進を図ることができたということで、非常に重要で大切な制度だというふうに受け止めます。

一方で、課題のほうについてなんですけど、これ3つ全部で、北部地域や離島について、少し支援が届きにくい状況がある、課題があるというふうに、課題が指摘されていますが、北部や離島地域の状況と課題について伺います。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

県におきましては、所管する町村の生活困窮者からの相談等に対応するため、相談支援窓口を北部に1か所、中部に1か所、それから南部に2か所、それから久米島町に1か所、計5か所を設置しております。

市部につきましては、各市がそれぞれ相談支援窓口を設置して今対応しているというところなんです。

離島等における相談支援の対応としましては、北

部地域の離島については、北部に設置されている相談支援機関で対応しているところがございます。その他の離島につきましては、南部に2か所設置をしている相談支援機関で対応しております。離島住民等からの相談に対しては、電話ですとか、それから携帯のLINEアプリ等により対応しているところがございますが、電話対応等が難しい場合につきましては、直接離島を訪問して支援を行っているというところがございます。また離島町村、それから社会福祉協議会と連携をして、パソコンでZoom等を活用したりリモートでの対応を行っているところがございます。

このような取組によりまして、相談者のアセスメント、プラン作成、各種支援の実施、または関係機関へのつなぎなどに取り組んでいるところがございます。

以上です。

○照屋大河委員 窓口等を設置してということですが、本島北部や離島の潜在的な支援対象者を早期に発見し、適切な支援につなぐ体制づくりが必要と、ここで令和4年度時点における課題として示した時点以降に、今の窓口等が設置されて、課題の解消に向けて取組が進められているという認識でいいんですか。

○金村禎和保護・援護課長 先ほど述べた設置機関は生活困窮者自立支援法という法律に基づいて設置をされておりまして、平成27年度から開始されている制度でございますので、その時点から設置をしているというところがございます。

ただ、そういった中で、制度を適正に実施していくためには早期発見というところと、包括的な支援というところが重要になってきます。そのときの地域の様々な関係機関と連携することが大事なんですけれども、例えばハローワークとか、あと学校とか、病院とか、保健所等、様々な課題を抱えた困窮者に対して、包括的な支援を行うためにはこういったところと連携しないといけないのですが、離島地域においては、こういった連携する機関、地域資源というふうにおっしゃっているんですけど、これが少ないとか、例えばないとか、そういった状況がございます。ですので、そういった中でその支援機関の支援員という方がいらっしゃいますけど、離島の町村役場、それから社会福祉協議会、ここと連携することがすごく大事でございますので、そこで職員に向けて制度説明を行ったり、連携を強化するというのをこれまで実施をしてきていると。そういったと

ころで、離島における生活困窮者の自立支援につな
げているというところでございます。

○照屋大河委員 午前中からあるようにコロナの影響で生活が困窮してしまう状況というのは非常に大きかったと思います。

コロナが5類に移行して、経済は回復基調だということですが、ここまで生活が厳しくなった人たちが、今年度からすぐに生活が上向き豊かになるというのかな、その立て直しにつながるというのなかなか厳しいのかなというふうに思っています。

ここで示した課題は、4年度に示される課題が、今年度で実感としてその課題をクリアして、厳しい環境にある人たちへの支援がしっかり届いているというような状況にあるのかどうかという点については、どんな状態でしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 委員御指摘のように、コロナ禍の中で離島に訪問することが難しかったというところがございます。

ただ、先ほどお話ししたように、関係機関と連携するところがすごく大事な事業ではあるんですが、そのためには関係機関の皆様にも制度を理解してもらおう、その理念とか、制度の仕組みを理解してもらおうということがすごく大事で、町村役場の職員も入れ替わったりします。定期的に説明会等は行っていたんですが、コロナ禍の中で訪問できなかつたりとか、そういったことができなかつたというところがございます。

今年度は多良間村などに訪問して、役場の職員に対しても制度を説明したり、また社会福祉協議会の職員等にも説明をして、理解していただいて、そこから本島内にある支援機関につないでいただくという取組をしているところです。こういったところをちょっと強化していきたいというふうに考えております。

○照屋大河委員 コロナという特別な状況、行ったり来たりというのか、それができなかつたという点について、そういう理由があつたんだなというふうに思います。

執行率が83.6%ということで少し気になりましたが、事業自体が離島等にあつて制限されたのかなというふうに受け止めます。これからまた、大変大切な事業だと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますが、この事業の効果、課題の(2)のところに、複合的な課題を抱え、制度のはざまに陥りがちな生活困窮者というふうに示されていますが、まさに複合的、様々な課題を一手に背負ってし

まうというような状況があるというふうに思うんですが、そういったところは細かく判断というのかな、その地域ごとにも違ってくるだろうし、東京や沖縄、地方とも違うだろうし、そういった点の課題の検証というのか、そういったところも生活困窮の理由ということで、皆さんはしっかり把握しながら進めていくことが重要じゃないのかなと思いますが、その点はいかがですか。

○金村禎和保護・援護課長 この制度を実施するに当たっては、法に基づいて多分主任相談支援員とか、あと相談支援員、あと就労支援員という専門的な支援員を配置することになっております。そういった方々の中でまず相談者のアセスメントを行う、それを踏まえてプランを作成する、そのプランに基づいて必要な支援を実施していく、または必要な専門の機関につないでいくということを行っております。そういった仕組みにもともと制度上なっているというところでございます。

○照屋大河委員 分かりました。

子ども生活福祉部については、以上で終わりたいと思います。

次に、教育委員会についてお願いします。

436ページの県外進学大学生支援事業について、お願いします。

事業の効果、課題に対する説明、ちょっと詳しい説明をお願いします。

○大城勇人教育支援課長 県外進学大学生支援事業でございます。

能力があるにもかかわらず、経済的な理由で県外難関大学等へ進学が困難な生徒を支援し、グローバル社会において活躍していく人材育成を目的として実施しております。

主な認定要件に所得要件があり、両親、本人、中学生の4人世帯の場合、世帯年収が597万円以内となっております。

令和4年度は奨学生90人に対し、月額奨学金7万円と、新規採用者25人に対し、入学支度金30万円以内を給付したところでございます。令和4年度の応募総数114名に対し、所得要件を満たさないことや、進路変更、国の修学支援新制度を利用するなどの理由で83名が選定から除かれ、最終的に31名の候補者から25名を採用しております。

今後の拡大等については、国制度において、令和6年度から多子世帯や私立大学の理工農系への中間所得層まで支援が拡大されること、また、令和7年度から扶養される子供が3人以上の世帯について、

授業料、入学料の無償化が計画されていることから、国の支援制度に係る具体的な内容や支援状況を注視しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○照屋大河委員 私も3人いるんだけど、実現できるのか。

給付人数は120人以内というふうに枠が決められているように、資料で見えるんですが。これはもう予算として、そういう方針で進められているということなんですか。

○大城勇人教育支援課長 1学年25名を対象に、4学年だけではなく、医師とかそういったところだと4学年で終わらないところもありますので、大体それを勘案して、120名ぐらいだったらいけるかなということで予算措置しております。

○照屋大河委員 改めて、事業に対する期待みたいなのを聞かせていただきたいんですが、ちょっとさっき聞き取りにくかったんですが、169人を支援することができたということですが、希望者というんですかね、実際、どういう形で、学校で取りまとめたりするんですか。

○大城勇人教育支援課長 事業開始が平成28年度から開始しております、25名ずつ採用しております。

4年制大学で卒業された方も含めると、これまでに169名を採用しております。先ほどお答えしておりますが、ちなみに令和4年度は応募総数が114名いらっしゃいました。このうち、所得要件を満たさないこと、それと大学合格ができなかったり、選考理由となっている大学に合格しなくて、別の大学に行かれたりとか、国の修学支援新制度を利用するなどの理由で83名が選定から除かれて、最終的に31名の候補者となっております。このうち、25名を採用しているというのが令和4年度の状況でございます。

○照屋大河委員 国の修学支援新制度とのすみ分けという点については、少し説明をいただけますか。

○大城勇人教育支援課長 国と県の奨学金の違いの件でございます。

国の修学支援新制度は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯全ての生徒を対象に、大学や専門学校への進学を支援しております。支給額は、家族構成や世帯年収に応じて3段階となっております。

県の奨学金は、能力を有するが経済的に困難な状況にある者の県外難関大学への進学を支援するもので、毎年25名を支援しております。ちなみに、国は人数制限はございません。

国の支援制度が開始されたことに伴い、令和2年

度から対象者を国の支援の対象とならない中間所得層、世帯年収597万円まで拡大したところでございます。これにより、住民税非課税世帯を含む2段階目までは国の支援が有利となっておりますが、3段階目から世帯年収597万円までの中間所得層については県の支援が有利となっております。

一方、国では令和6年度から県同様に中間所得層まで対象範囲を拡大し、その対象者を多子世帯や私立大学の理工農系の学生としております。詳細の内容は今後発表されることから、具体的な内容や支援状況を注視し、適切な支援ができるよう努めてまいりたいと思います。

○照屋大河委員 今頃はちょうどね、進学に向けた正念場の時期だと思いますが、ここに示されるように、能力があるにもかかわらずという、経済的な理由で諦めさせてはいけないというような大変重要な事業だと思いますので、ぜひここも力を尽くして頑張っていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○末松文信委員長 それでは、次に、比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 教育のほうから質問させていただきます。

ちょうど今、私も主要施策の成果のところ、大河委員と同じところを聞こうというふうに皆様に提出してあるので、その5番目のほうから質問をさせていただきます。

他の奨学金と併用というのは可能なのかどうかというのが一つですが、いかがでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 これは県の奨学金を利用する場合ということでございますと、国の奨学金との併用はできません。

○比嘉京子委員 国の奨学金というのはどういうものを指しているのでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 お答えいたします。

すみません、先ほど県の同じ奨学金ということで、お話しさせていただいたところなんですが、国の貸与型の奨学金については併用可能となっております。

○比嘉京子委員 もう一つは、小学校と言ってもいいのかしら、やっぱり子供達に周知をしていくということがまだまだ足りていないのかなど。高校に入って、3年になってというよりも、できたら小中のときに、家計が苦しくても夢はかなえられるんだよという、そういう制度があるんだよということを義務教育の先生方にも周知をして、子供たちに声かけができる、中学校でもですね。頑張っていけるよと、そういう道が開かれているよと。相談に来る子供た

ちを見ていたら、全く知らないんですよ、そういう制度があることが。しかも高校になってから分かるよりは、早くから分かっていたほうが準備ができるし、目標が持てる。そういうことが、なかなか周知されていないのかなというふうに思うんですが、義務教育の先生方との情報の共有と、それから、そういう意識づけというのはどんな形でなされているのでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 義務教育段階における大学進学への支援制度の周知というのは、教育支援課のほうでは今のところ行っておりませんが、我々の周知の内容としては、まず、学校の授業料に係る就学支援金、それと授業料以外に係る奨学のための給付金、それとバス通学に係るバス通学費無償化の事業の周知、それと大体今頃なんですけど、GIGAスクール端末に係る支援がありますよというのをお伝えしています。

なお、先ほどの事業、就学支援金、奨学のための給付金、バス通学費支援に関しましては、中学生の進路が決まる前、中学校3年の夏あたりに各市町村を通して周知をさせていただいているところです。

○比嘉京子委員 要望として、もちろん全員にではなくても、もっと先生方の意識の中にあること、そういう思いを持っている子供たちに、早い時期に伝わっていくことが大事かなと思っております。

それと、こういう奨学金制度は非常に重要だと思うんですけども、今後拡充するお考えはどうなんでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、今後の拡充につきましては、国のほうで、令和6年度から多子世帯や私立大学の理工農系の間所得層まで支援が拡大されること、また、令和7年度からは、扶養される子供が3人以上の世帯について授業料、入学料の無償化が計画されていること、国の支援制度に係る具体的な内容や支援状況を注視しながら、研究してまいりたいと思っています。

○比嘉京子委員 分かりました。

じゃ、本県における少人数学級の実績と決算、そして課題について伺います。

○池原勝利学校人事課長 お答えします。

県教育委員会におきましては、小学校一、二年生で30人学級、小学校3年生から中学校3年生まで35人学級を実施しているところでございます。

少人数学級の効果につきましては、学習技術の定着や児童生徒一人一人のきめ細かな指導の充実等を

図ることができること、また、一人一人に目が行き届くようになり、問題行動を未然に把握できる等の効果があるものと考えております。

一方、課題につきましては、教室の確保及び教員の確保が課題となっていると考えております。

以上です。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

文科省が令和3年度からですかね、令和7年度の5年間に向けて35人学級を実施するというふうに発表されていると思うんですが、令和7年を見越し、沖縄県は国の動きを見据えて、例えば35人と出したときに、30人以下にする考えがあるかどうか伺います。

○池原勝利学校人事課長 委員おっしゃるとおり、まず、国においては、小学校においてですが、令和3年度から令和7年度にかけて35人学級を実施し、令和4年度については、小学校3年までやっていると認識しております。それを踏まえまして、今後拡充ということでございますが、まず、先ほど申し上げました課題の中にありますが、教室の確保がまず重要になりますし、また、議員御承知のとおり、教員の未配置とか、教員の確保が非常に大きな課題と認識しております。それらの課題の解消もございまずので、まずは現在の少人数学級を実施していきながら、検討していく必要があるかと考えております。

○比嘉京子委員 これは教育の確保についても大きなステップになるだろうと思うんですね。ですから、どっちが先かという話になるようなところがあるかもしれませんが、今やっぱり教室の問題、ハードの問題、ソフトの問題があると思うんですけども、私はこれ保育問題も同じで、いわゆる働く現場が解消されていくことで人が集まってくるというふうに思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいなと思います。教育長、いかがでしょうか。

○半嶺満教育長 少人数学級の意義については、今人事課長からもありましたとおり、やはり一人一人の生徒たちに教員がしっかりときめ細かな指導をしていく、目の届く指導をしていくということでは、できるだけお一人の先生が見る子供たちが少ない状況のほうが非常に効果的であり、この少人数学級は大きな意義があるというふうに考えているところであります。今、やはり大きな課題は、教員不足がございまずので、委員の御指摘のとおり、どちらが先かという御指摘もございまずので、我々もその辺も総合的に勘案しながら、一つ一つ課題の改善をして、少人数学級ができる状況等も踏まえながら、しっか

り推進することを検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員 ちょっと質問が前後してしまいましたけど、決算、少人数学級に使っている沖縄県の予算についてお聞きしたつもりでしたが抜けておりました。お幾らでしたでしょうか。

○池原勝利学校人事課長 大変失礼しました。

少人数学級実施に係る令和4年度の額の推計でございますが、約26億4000万円と推計しております。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

ぜひ沖縄県、国が5人だけカットするというのも41年ぶりという、甚だ後進国ぶりを発揮しているわけなんですけれども、沖縄県が率先してやっていて、教員が集まってくるような環境づくりをぜひお願いしたいし、教室に関しては、私は真ん中にパーティションをつけてもいいんじゃないかと。新たに何かをつくるのではなくても、人数が少なければ、それぞれが成り立っていくんじゃないかとさえ思っております。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

では、2番目の中学卒業時の進路未決定者はどれぐらいになっているのかどうか、直近の数年の推移について伺います。

○宮城肇義務教育課長 お答えいたします。

本県の進路未決定者の人数は令和5年3月の卒業生で233名で、進路未決定率は1.5%となっております。令和4年3月卒業生は210名で1.3%、令和3年3月卒業生は211名で1.3%、令和2年3月卒業生は233名で1.4%、平成31年3月卒業生は273名で1.7%となっております。

直近5か年間を見ても、進路未決定率は全国と比較して、平成31年3月の卒業生はプラス1.1ポイントでしたが、令和5年3月卒業生はプラス0.7ポイントと、改善傾向にあります。全国との比較においてはまだ高い状況にあります。

以上です。

○比嘉京子委員 その方たちの手当てはどのようになっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 令和4年度で、子ども若者相談プラザs o r a eにつなぐような形で、生徒の保護者から同意を得て、その情報をs o r a eさんへ提供しているというのが、今県のやっていることです。

○比嘉京子委員 s o r a eの実績はどのようになっているのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 お答えします。

令和4年3月卒業生は24名で、令和5年3月卒業

生は19名となっております。

○比嘉京子委員 やはり未決定者の数からすると、様々なニーズがあるんだろうと思うんですけども、なかなか受皿づくりになっていないのかなというふうに思うんですが、何か所あるのでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

子ども若者みらい相談プラザs o r a eにつきましては、現在2か所ございまして、まず、那覇に1か所、それから、名護に令和3年4月から北部圏域を対象としたs o r a eなごという形で1か所追加で設置して、現在2か所で運営しているところでございます。

○比嘉京子委員 この現状と実績を見ていると、実感としてどうなのでしょう。もっとそれを増やすような必要性についてはどうお考えでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 s o r a eに限らず、市町村においてそういった困難を抱える子供、若者からの相談を受け付けるような窓口を増やすべきではないかという御趣旨だと思いますが、今現在でいきますと、そういった窓口、子供・若者からの相談内容は非常に多岐にわたっています。そういったものを全般に相談できる窓口というのが、市町村段階で設置できているのが石垣市と沖縄市の2市のみとなっております。委員おっしゃるとおり、我々もそういった、より近くでそういった相談できるというようなところは、利用者にとっても安心につながりますし、利便性の向上等にもつながりますので、そういった検討というのはしていけないかなというふうに思っています。s o r a eなはとか、なごでは、アウトリーチでの支援とかもちろんやっておりますし、宮古、八重山において出張相談会とか、そういった取組もやっているところなんですけれども、やはり遠隔地においては、地域で完結できるような相談体制、支援体制を構築することがより求められているかと思っておりますし、それが課題だというふうにも認識しております。

このため、県としましては、市町村段階で子供若者支援協議会、そういったものの設置を促していく、そういった取組を今後検討していきたいというふうに考えております。

○比嘉京子委員 ちょうど今日、教育と福祉がいらっしゃるので、先ほど進路未決定者が何名いるのかという質問をしたわけでした、そこから今のところにつながっていくわけです、受皿として、相談窓口が。そういうことと関連しているの、そういう質問をしているわけなんですけれども、やっぱり私はこれ

はずっと沖縄県の大きな課題だろうというふうに考えています。高校進学なのかどうなのか、しっかりと自立の道につなげていくということが沖縄県のような問題にストップをかけていく予防線だと思えます。そういうところで、もう少しそのほうに目を向けていくということが必要ではないかなというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、最後は幼児教育センターの現在の市町村の設置状況、幼児教育担当者の設置状況について伺います。

○宮城肇義務教育課長 お答えします。

令和2年度より県の幼児教育センターの役割を担う幼児教育班が設置されて、現在市町村幼児教育支援事業によって市町村への研修支援と、幼児教育施設への園の訪問等を支援しております。

研修支援においては令和5年度は園長、施設長を対象とした計画研修を全市町村で実施しました。要領指針に基づく保育についての理解が浸透し、幼児教育の質の向上に対する意識の高まりが見られています。また、園訪問支援には、市町村のアドバイザーや担当者が同行し、幼児教育の質の向上について同じ方向性を共有し、お互いのスキルアップを図っております。さらに市町村への支援として、市町村の教育委員会と保育主管部局及び市町村同士の連携強化のため市町村幼児教育担当者連絡協議会を年3回に増やしました。

幼児教育に関する好事例や国の研修内容の共有、市町村の体制整備についての班別協議等を通して、市町村担当者の資質向上を図っております。

令和6年度からは、幼児教育アドバイザースキルアップ研修会を実施し、市町村のさらなる自立を目指していきます。

市町村における幼児教育センターの設置状況については、現在6自治体ということになっております。

○比嘉京子委員 幼児教育の担当者が置かれているというのが6ということなんですか。

○宮城肇義務教育課長 センター設置は先ほどの6自治体ありますけど、幼児教育の専任指導主事が13市町村で、幼児教育アドバイザー等の配置も13市町村ということになっております。

○比嘉京子委員 今、多分にアドバイザーは3人いらしたかとは思いますが、その方たちがフルに活動しているという理解でよろしいのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 先ほど申しましたとおり、3名の県のアドバイザーが園の訪問、あるいは市町

村の研修等に参加して、いろいろ支援をしているというところでフルに活動しているという認識です。

○比嘉京子委員 すみません、もう時間がないので、次、子ども生活福祉部に行きたいと思えます。

1番目の質問は、一応、後で伺いたいと思えます。

2番目の保育士確保に関わる事業の総額、4年度の総額と決算は幾らでしょうか。

○下地努子育て支援課長 令和4年度における保育士確保に係る当初予算の総額は約11億3100万円、決算額は10億3400万円となっております。

○比嘉京子委員 確保の実績等はいかがでしょうか。

○下地努子育て支援課長 事業実績につきましては、保育士修学資金貸付け等の保育士の育成に関する事業で727人、県外保育士誘致支援等の保育士の確保に関する事業で627人、正規職員雇用支援等は保育士の定着や負担軽減を図る事業で1235人が支援されております。

○比嘉京子委員 保育現場でなかなか保育士確保が非常に困難だということが、今現状だと思いますけれども、有料の職業紹介事業に頼ることがかなり増えてきているように実感しておりますけれども、皆さんは実態把握をされているのでしょうか。

○下地努子育て支援課長 令和4年度に保育士に対して実施しましたアンケートについて、就職するに際して利用した情報源を尋ねたところ、回答数1348人のうち、知人からの紹介が38%で最も多く、施設で直接応募が19%、ハローワークが15%などとなっております。人材紹介会社は約2%、27人となっております。

○比嘉京子委員 いろいろ、保育士、我々がこれだけお金をかけているわけなんですけれども、なかなか保育士確保が困難になっているという現状があるということをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

それに引換え、定着率等も今後調べていく必要があるのではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○下地努子育て支援課長 保育士の定着率につきましては、厚生労働省が実施しています——本県における保育士につきましては、令和4年度賃金構造基本統計調査によりますと、平均勤続年数は6.2年となっているところでありますけれども、これはいわゆる標本調査でありまして、しっかりした調査がないものですから、ちょっと全体的な像はありませんが、現在6.2年という形で確認しております。確保と並行する形で定着を図ることが保育士不足の解決につながると思えますので、さらなる定着促進策を進めて

いきたいと思います。今後、実際の定着人数も調査できるかどうかについて検討してまいりたいと思います。

○比嘉京子委員 主要施策の成果に関する報告書の100ページ、多様な子育て支援というところですけども、中でも(4)、(6)、(7)、(8)、そこについて質疑をしたいんですが、特に(6)、(7)、(8)ですけども、非常に重要な施策だと考えています。

それにつきまして、まず、内容についての説明をお願いします。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

主要施策成果報告書の(6)、(7)、(8)の事業内容ということで、それぞれ概要について御説明いたします。

まず(6)の子育て短期支援事業につきましては、この3事業いずれも市町村が主体となる事業となっております。市町村事業となっております。その上で(6)子育て短期支援事業に関しましては、児童の養育が一時的に困難となった御家庭に対して、その児童を児童養護施設ですとか、母子生活支援施設、乳児院、あるいは里親等において、一定期間療育・保護を行う事業となっております。昼間、短期入所を援助するショートステイというような事業等と夜間の養護を支援するトワイライトステイというような、2つの事業を実施しているところでございます。

それから(7)の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、これも市町村事業なんですけれども、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師、あるいは助産師、看護師、母子保健推進員等が訪問をし、不安や悩みを聞いて、あるいは子育て支援に関する情報提供、支援がより必要な家庭に対しては、次の(8)の養育支援訪問事業につなげる、そういった取組をしている事業になっております。

そして、(8)の養育支援訪問事業に関しましては、より子育てに対して不安や孤立感を抱いている家庭、それから様々な原因で養育支援が必要となっているような家庭に対して、保健師、助産師、看護師等が養育に関する相談を行ったり、子育て経験者のヘルパーさんが育児、家事の援助、そういったものを行う事業となっております。

○比嘉京子委員 この中でも7番目の家庭訪問ですけども、これはどれぐらいの割合、実施されているのでしょうか。4か月児の。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 実施市町村数ですが、主要成果報告書には29市町村と書いており

ますが、こちらは国の子ども子育て支援交付金を活用して実施している市町村数となっております。それ以外にも市町村単独で事業を実施しているところがございます。全41市町村が現在実施しているところでございます。ちなみに訪問家庭数は、令和4年度で1万1538戸に対して訪問しており、訪問率としては89.9%を達成しているところでございます。

○比嘉京子委員 89%、これをできるだけ100に近づけるということ、漏れがないことが非常に必要なのかなというのが1つと、もう一つは、包括支援センターから声をかけられ、母子手帳をもらうときに、子育て出産の状況を調査されていると思うんですね。そのときに非常に問題を抱えているんじゃないかと思うようなところも、1回限りではなく、重点的にしっかりと回るようにしていただければと思います。いかがでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 訪問率が89.9%ということで、100%になっていない理由としては、例えば先ほどの(8)は養育支援訪問事業につないでいて、既にそちらのほうで支援を実施している家庭があったりとか、あとはどうしても、御家庭によっては同意が得られない、訪問してほしくない、拒絶されているというような場合もあると聞いております。それと、例えば本土出身の方とか離島出身の方で里帰り出産を行うとかで、4か月以上里帰りしているような場合は、ここの訪問の対象とはならないため、訪問率は100%にならないというようなことは確認できておりますが、やはり委員おっしゃるように、子育て世代包括支援センター等とも連携しながら、同じ市町村事業でございますので、そういったところに働きかけていき、漏れなく支援が行き届くような形で、我々県としても市町村と連携していきたいと思っております。

○比嘉京子委員 ありがとうございます。

子育て支援事業は非常に重要かと思っておりますので、今後とも充実をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○末松文信委員長 喜友名智子委員。

○喜友名智子委員 お疲れさまです。

私のほうは、子ども生活福祉部のほうからお尋ねいたします。

令和4年度もまだコロナ禍が続いている時期でしたけれども、前年度の令和3年度と比較して、子ども生活福祉部の予算の傾向の変化についてお尋ねいたします。

○大石優子福祉政策課長 お答えいたします。

令和4年度の子ども生活福祉部の決算につきましては、子供の貧困であるとか子供支援、高齢障害者福祉、生活困窮者等の支援等にも取り組みながら、前年度から引き続きコロナ対策関連事業を実施したほか、エネルギー価格上昇等に伴う物価高騰対策関連事業を新たに実施しております。

令和4年度の一般会計の決算額ですけれども、1095億428万108円で、令和3年度決算額1232億2472万3697円と比較しまして、137億2044万3589円、率にしまして11.1%の減となっております。

減となった主な事業につきましては、生活福祉資金貸付事業で、対前年度で約260億円の減となった一方、増額となった主な事業といたしまして、子どもの貧困対策推進基金積立事業で約58億円、安心子ども基金事業で約9億円の増となったところであります。

以上でございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

次は、個別事業について、主要施策の中からお尋ねいたします。

まず、65ページ、女性活躍推進事業、これ新規ですね。復帰50周年事業として行われたものと理解しておりますけれども、概要をまず教えてください。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

女性活躍推進事業ですが、第6次沖縄県男女共同参画計画のスタート及び復帰50周年を記念し、沖縄県における女性活躍及び男女共同参画のさらなる推進に係る普及啓発を行うためのシンポジウムを開催したところです。

○喜友名智子委員 私もこのシンポジウムに参加させていただきました。参加って、出るほうじゃなくて見るほうですね。

開催までの間に、当初、県外の女性よりも県内の女性の歩みをもっと振り返ることに主眼を置くべきではないかという御意見をいろいろなところから聞いておりました。いろいろと工夫をされて、主催はしたと思いますけれども、今後、このような大きなイベントをまたやるときには、そういった声もぜひ聞いていただきたいなと思います。イベントでは、来場者のアンケートなども取ったと思いますけれども、どのような反応、感想があったのでしょうか。

○島津典子女性力・平和推進課長 来場者等アンケートでは、多様なフィールド、分野で活躍されている登壇者の方々のそれぞれのお立場や経験などに

根差した多様な意見を聞くことができたという声や、ジェンダー平等を実現することは、男性にとっても、女性にとっても幸福なことだという言葉に勇気もらったなどと肯定的な御意見を多数頂戴しました。

改善を求めるものとしましては、やはり男性や、より多くの方々に聞いてもらえるよう広報をもっと頑張っただけという御意見をいただいているところです。

○喜友名智子委員 女性活躍は、従来の男女共同参画推進のまだ延長であると思っています。これに加えて、今の若い世代にはやはりジェンダー平等という言葉が浸透しているようにも日々会話をして感じるんですね。やっぱり男女共同参画の推進とジェンダー平等というのは同じ方向性であっても、やっぱりジェンダー平等を強調する方たちからは、どうしても女性ばかり優遇してというような少しラジカルにも思える議論が出てきています。

ただ、当分は2つの分野が並行してやはり進められて、収束していく段階が今だと思いますので、ぜひこの分野については、沖縄県が引き続き他府県のモデルになるような取組を期待いたします。

次が68ページ、戦没者遺骨収集等事業費ですね。

昭和47年度からの継続事業になっており、かなり長い年月で続けられている事業です。執行率が99.6%とほぼ予算どおりの執行となっています。過去の予算額について、幾らだったか確認させてください。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

遺骨収集の取組につきましては、平成23年度に沖縄県遺骨収集情報センターというのを設置したのですが、その前の年の予算から説明をいたしますと、平成22年度が325万円、センターが設置された平成23年度が1179万8000円、平成24年度が1600万円余り、平成25年度も1600万円余り、平成26年、27年度、28年度も1600万円余り、すみません、少し飛ばして、平成30年度に2000万円台になりまして、令和4年度が2768万9000円となっております。

○喜友名智子委員 この予算がどのように使われているのか、ボランティア団体への委託が大きいのかなと思っていますが、内容をお聞かせください。

○金村禎和保護・援護課長 予算の内訳としましては、遺骨収集情報センターの活動に係る委託料が、令和4年度で2532万1000円、ボランティア等への補助金が200万円、その他旅費、需用費、役務費等となっております。

○喜友名智子委員 これ全て国の予算で行われています。

当然、戦後処理の問題ですので国の責任で行うべきものであると思います。県の予算が今大体2600万円から2700万円規模であるのに対して、国全体での遺骨収集事業予算は幾らぐらいの規模になっているのでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 令和4年度で申し上げますと、国全体の予算額が26億3000万円余りとなっております。

○喜友名智子委員 令和5年度の数字ありますか、当初予算で。

○金村禎和保護・援護課長 令和5年度も、令和4年度と同程度になっております。

○喜友名智子委員 国の予算の中では、沖縄県の遺骨収集の事業の予算がまだまだ割合が少ないんじゃないかなというふうに思います。

この国の予算、大半が硫黄島の遺骨収容の予算に充てられていると思います。もっと沖縄で使うべきではないかと私は考えていますけれども、この県分の遺骨収集、収容の予算額がどのように決まっているのか、この年間2600万、2700万円ぐらいの予算が決まるまでのプロセスを教えてください。

○金村禎和保護・援護課長 国の予算の計上の仕方というのは、少し具体的に承知をしていないんですが、戦没者遺骨収集推進法がございまして、その下で基本的な計画が策定をされております。集中実施期間というのがございますので、その期間内で収集するというので進められているということで、それに基づいて予算措置がされているのかなと考えております。

○喜友名智子委員 沖縄では南部土砂の問題で県民の世論の関心が高いように、まだ戦没者遺骨の調査、収容が足りないと思うんですね。

県のほうからもっと国のほうに声を上げていくべきではないかと思います。県のほうでこれまで国に働きかけた実績等々があれば教えてください。

○金村禎和保護・援護課長 予算について直接要請をしたということは今把握している限りではないんですが、昨年1月に旧海軍司令部壕と、それから、伊江島の埋没壕について、もうこれは国で直接遺骨の収集と調査をやってほしいと要請は行ったところでございます。

県の予算につきましては、これまで国と連携をして取り組んできておりますので、これまでの県内における遺骨収集の状況ですとか、あと、未収骨の情報というのがありますので、その状況とかですね、あと、毎年意見交換等も行っておりますので、それ

を踏まえて沖縄県の予算が措置をされているのかなとは考えているところです。

○喜友名智子委員 県の、令和5年1月31日の厚生労働大臣への要請書を拝見しました。こういった要請のほかにも民間のボランティアで行っている遺骨収容の活動、まだ多いと思いますので、ぜひ情報は積極的に国のほうに共有をして、予算をもっと増やしてくれるように要望いたします。

次が105ページ、ひとり親家庭の生活支援事業です。

こちら執行率が89.2%となっております。残り10%で支援世帯数、もっと増やせるんじゃないのかなと思いますけれども、この執行率の現状についてお聞かせください。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

ひとり親家庭生活支援事業ですが、いわゆるゆいはあと事業と申しまして、ひとり親家庭が地域の中で自立して生活を営むことができるようにすることを目的に民間アパートを活用した生活支援、あるいは就労支援、子育て支援、附帯事業として子供への学習支援、そういった総合的な支援を行っている事業となっております。

県内において、今県の事業では北部・中部・南部と3拠点に支援を実施し、事業を展開しているところなんですけれども、令和4年度に関しましては計画をしていた世帯数が60世帯に対しまして、実績としては延べ66世帯を支援しているということで、計画については達成している状況です。

不用額が発生している要因としましては、1年間、通年を通じて支援が必要な御家庭が出たときにその支援を決定する、委員会を開いて決定をしていくというスキームで進めているんですけれども、その決定が年度途中、年度後半以降に支援決定が多かった。そういったところで、必然的にアパートの借り上げの予算が少しかつ済んだとか、そういったところで不用額が出ているというところでございます。

支援を希望される世帯に対してはこの委託先のほうでしっかりと調査、あるいは面談等を繰り返し、総合的な支援が必要というように判断された場合は全ての世帯に対して支援を実施したところがございますので、支援をお断りしたとか、そういったことではない状況でございます。

○喜友名智子委員 当初の支援予定世帯数よりも多くの世帯数を支援した実績であるという数字を確認できて安心しております。引き続き面談等々で丁寧な対応を行っている支援団体とぜひ協力して支援を続けていただけるようお願いいたします。令和13年

度という少し先の期間まで続けられる事業ですので、地域からも毎年このゆいはあととは継続をしてほしいという声は上がってきています。令和13年度までしっかり続けていただくようお願いをいたします。

次が107ページ、ひとり親家庭の自立支援継続事業ですけれども、このうちですね、ひとり親家庭、それから低所得子育て家庭日常生活支援事業についてお尋ねいたします。

こちららひとり親の家庭の皆さんとお話し会、意見交換会をすると、非常にニーズが高いヘルパー派遣事業なんですけど、執行率が65.7%と、やはり低い理由が気になります。

こちらの説明をお願いいたします。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 この事業は委員もおっしゃったとおり、例えば修学だったり、疾病など、そういった様々な理由で生活援助だったり、保育サービスが必要となった御家庭に家庭生活支援員、いわゆるヘルパーを派遣する、あるいはそのヘルパーさんの居宅で子供のお世話をする、そういった事業になっております。

派遣日数は年間通じて原則24日以内というようなことで、市町村が窓口になっていまして、そこにヘルパーが必要だということで登録した世帯に関しては、その後委託先に派遣の調整をし派遣をいただくという、そういう形でやっております。

そして、この対象となる世帯なんですけれども、まず最初にひとり親家庭を対象にした事業として、平成17年からスタートをし、そして、低所得世帯まで拡充するということが、令和4年度から低所得世帯まで拡充をしております。事業全体としては執行率が65.7%ということですので不用が生じているんですけれども、その理由としましては、ひとり親のほうは通年ですと事業を継続してきましたので執行率は97.2%ほどで、ほぼ満額近くは執行できているんですけれども、低所得子育て家庭のほうですね、令和4年度からの事業開始ということで、当初、本島全域を対象として公募をかけたわけなんですけれども少し応募していただけるような団体が見つからず、改めて再公募ということで北部圏域と中南部圏域に分けて、事業を実施したという経緯がございます。そのため、事業開始が8月以降になってしまい不用額が生じたというような形で、新しく4年度から開始した低所得の世帯を対象としたヘルパー派遣のほうで、少し不用額が生じたということがございます。

○喜友名智子委員 ひとり親家庭のほうは長年続け

ている事業ですので、面談を繰り返して、恐らく日頃から顔なじみの方たちで、家庭の様子もよく分かっているという運営をしていると思います。

低所得子育て家庭のほうは、まだ手探りで委託先が続いているのではないかなと思いますけれども、次年度以降はどういうふうにして、この委託先を決定していく予定ですか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 先ほどの答弁で、令和4年度は北部圏域と中南部圏域に分けて実施したと申し上げました。

この北部と中南部というような形で今年度、令和5年度もそのような形で実施はしているところです。

できれば、本島全域というようなことで当初スタートしたわけなんですけれども、それぞれの団体でそれぞれの地域の支援を必要とする御家庭というのは把握できてきていると思いますので、それぞれの団体とも意見交換をしながら、一番大事なのは、必要とする世帯にいつでもヘルパーを派遣できるような状態に持って行くということだと思いますので、本島全域に限らず、北部と中南部で滞りなく事業が実施できるようでしたら、引き続き年度当初から確実に事業を実施できるように努めてまいりたいと考えております。

○喜友名智子委員 やはりケア産業というか、これ普通は、多分家庭の中で無償労働で吸収されている部分なんですよ。それが厳しいところへの派遣ということで、やはりその対象外の世帯からはどうしても批判の声というのも出がちな事業です。しかし、やはり支援が必要だという事業だと思いますので、自信を持って続けていっていただきたい事業だと思っています。

子ども生活福祉部は以上ですね。

次は、教育委員会のほうに行きます。

こちらのほうの令和3年度と令和4年度の予算の使い方、予算の傾向、どういった変化があったのかという全体像からお尋ねをいたします。

○諸見友重総務課長 教育委員会の令和4年度の決算額は、約1663億516万円となっております。

これは前年度の決算額と比較いたしますと、額にして15億6307万円、率にして0.9%の減となっております。また、執行率は0.3ポイント増の95.8%となっております。

決算額が減少した理由としては、令和4年4月に開校した那覇みらい支援学校の設置に係る関連工事費の減によるものでありますが、決算額、執行率ともに前年度並みというふうと考えております。

ただ、個別の事業で申しますと、例えば海外研修等の事業におきまして、令和3年度はオンライン等を活用した代替研修となっておりますけれども、令和4年度においては全部ではございませんが、現地への派遣を行うことができたなどの変化を見ることができました。

以上であります。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

あとは、ちょっと個別の事業について3つほどお尋ねいたします。

最初は418ページ、琉球王国公文書等の編集刊行及びデジタル化事業のほうです。

目的の中に琉球史の教育への利活用とあります。効果として、県内外の学校、大学、図書館などに配付提供とあります。この県内外の学校というところ、どこに配付提供したのか、確認させてください。

○瑞慶覧勝利文化財課長 お答えします。

県内では、公立、私立の小学校229校、中学校が143校、高等学校が65校、特別支援学校が17校、ほかに公立図書館・資料館、大学附属図書館など県庁各機関を含むところへ配付いたしております。

また、県内では国立国会図書館ほか、主な公立図書館、大学附属図書館・資料館、国外の研究機関等へ配付したところです。

以上です。

○喜友名智子委員 今のお話ですと、小中学校にも配付をしているという理解でいいんですかね。

○瑞慶覧勝利文化財課長 そのとおりです。

○喜友名智子委員 歴代宝案はかなり専門的な内容なので、小中学校に配付して——どういう中身のかなというの個人的にすごく気になるところなんですけれども、まずは配付をするというところにも意義があるのだと理解をいたしました。

この事業の課題として、最後の3行目ですね、新たなコンテンツの開発とあります。

琉球時代の歴史、沖縄の歴史については、小中学生の教育向けコンテンツ、非常に重要だと思っております。文教厚生委員会の陳情でも、琉球沖縄史、もっと小中学校からきちんとした課程で取り上げるように、陳情も上がっております。ぜひこの事業の一つのコンテンツとして活用できるんじゃないかと思っておりますけれども、今後の取組についてお伺いいたします。

○瑞慶覧勝利文化財課長 お答えします。

歴代宝案は、琉球国の1424年から444年間の中国、朝鮮、東南アジア等の外交文書等の集まりとなって

いるところです。

委員おっしゃるとおり、やはりその中に専門的な用語があったりとか、それを取り巻く時代背景の中で切り取ったような外交資料というところで、なかなかそれ単体では理解が厳しいところとなっております。

そこで高校生以上を対象として、今後この時代背景等を加える形でより分かりやすく、歴代宝案概説というところで令和7年度刊行予定で今動いているところです。

あと、学校向けに微々たるものではあります、我々としてはまずコンテンツを提供していきたいというところで、令和4年度より歴代宝案を用いたデジタル教材を小学生対象2件、高校生対象1件、今後徐々に追加しながら、各種教員の研修会等において、こういった使い方ができればというところでちょっとアプローチはしていきたいと考えているところです。

以上です。

○喜友名智子委員 もう配付しているので、ぜひ活用するために外部の先生方も御活用を要望いたします。

次にですね、ちょっとページが進みますが435ページ、バスの通学費の支援事業です。

執行率が90.2%で、こちら10%ほど残があります。

これをですね、通学距離の遠い生徒さんから順番に支給するという運用の仕方はできないでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 当該事業は低所得世帯向けの事業として実施しております、当該所得要件に合致をすれば、遠距離等についても対応が可能となっております。

一方で、令和5年度から遠距離通学等で通学する生徒に対しても、中間所得層まで広げて1万5000円を超える場合には、その差額を補助するという利用も今年度から始めているところでございます。

○喜友名智子委員 ありがとうございます。

○末松文信委員長 それでは、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願います。

僕の質疑は1点なんですけれども、説明資料を踏まえながらということなんです、あえてこじつければ439ページかなと思っております。

聞きたいのは、子供たちをどう育てるかというのが僕のテーマなんですけれども、そこで学校、そして家庭、地域と連携しながら子供たちを育てていくんだというような行政、大きなテーマを持ってらっ

しゃると思うんですけれども、その中で、学校は学校、それから家庭はもちろん家庭で子供たちを育てていくんですけれども、そこに地域がどう関わってきて、取り組んできたのかなと。

この439ページは放課後の内容なのかなと思っているんですが、それと440ページの(3)で、家庭教育支援事業として6市町村において行ってきたと。(2)は、放課後子供教室を推進してきましたよというような内容でありますのでこの辺のところはよく分かります。

皆さんの課題の中にはいつも、この学校、家庭、地域と連携をしますが、地域とはやはり人間関係が希薄になっている現代において、非常に課題が大きいのというような締め方というのでしょうかね、まとめ方をされているものですから、その課題について、今年度どういったその事業を課題克服のために取り組んでこられたのか。一つ地域ぐるみで子供たちを育てるというようなテーマで、取り組んでこられたことを、ぜひお聞かせいただきたいと思うんですが。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

県教育委員会では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支える様々な活動を推進するために、学校・家庭・地域の連携協力推進事業を展開しております。

令和4年度は、24市町村が本事業を活用して、学校支援や登下校の見守り、また三線教室やしまくとうば教室など地域の協力を得ながら、子供たちの安全・安心な居場所づくり等に取り組んでまいりました。

また、県PTA連合会や県青少年育成県民会議等の社会教育関係団体と連携して、家庭及び地域の絆づくりとして、各地域において、大人と子供と一緒に清掃活動等を行う、クリーン・グリーン・グレイシャス運動を推進してまいりました。

県教育委員会としましては、引き続き学校、家庭、地域が連携協働し、一体となって子供を育てる体制づくりの構築に取り組むとともに、社会教育関係団体とも連携し、子供を中心とした世代間の交流と青少年の健全育成に取り組んでまいります。

○仲宗根悟委員 ありがとうございます。

よく理解できましたが、それで地域やそれから関係団体との連携というふうに、実質のお仕事っていいんでしょうか、皆さんは物事を考えて予算をつけて、こういった施策が的確なんじゃないかということ、市町村や、市町村自治会ですとか、あるいはそれを

取り巻く隣組の皆さんとかとやってきていると思うんですね。

そこから地域の皆さんを通して、いろんな課題が上がってきていると思うんですよね。そして県の皆さんがその課題の中から、今後どういうふうにつながっていくというのがあったのでしょうか。また、あったとしたらそういうふうな事例をぜひお聞かせいただけないでしょうか。

○米須薫子生涯学習振興課長 委員のおっしゃるとおりですね、沖縄県におきましても、やっぱり地域の交流や人間関係の希薄化など進んでいる地域もありますが、特にコロナ禍においてさらにこういったことが進んでいるところでもございましたので、今年度は県教育委員会といたしましても市町村が実施したりなどして、より地域の課題解決に向けて、聞き取りなどを行ったところでございます。

徐々に、子供たちと大人が一緒になって地域で行う行事なども、盛んに行われてきているということもありましたので、引き続き地域の子は地域で育てる機運を高めて、青少年の健全育成に資する全県的な運動として、展開していきたいというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 人間関係が希薄化しているという捉え方なんですけど、アパートでも隣にどういふ方が住んでいるのかよく分からないというようなことで、希薄と言っているのか。昔みたいに、教育隣組の機能がなくなって、それぞれが塾ですとか個人個人の活動が増えているから、希薄化というふうに皆さん捉えているのか、この希薄化というのはどういふ捉え方をされているのか、少し教えていただけないですか。

○半嶺満教育長 我々も田舎で育ったものでありますけれども、田舎に行くと今でもやはり地域の行事であったり、そういった様々な、あるいは公民館の団体等で、子供たちを地域で一緒に様々な行事を通して育てていくというふうな、まだまだそういう流れがあると思います。やはりそういった、地域でしっかりと子供を育てていくというふうな組織的なつながり——今言われているのはやっぱり核家族化とよく言われますけれども、それぞれ家族単位での様々な活動が中心になることによって、地域と地域が結びついて、子供たちをそういういろんな組織的な行事を通して、活動を通して育てていこうというふうな動きがやはり少なくなってきていると。やはり我々希薄化というのは、そういったことを一つの状況として捉えているところでございます。

○仲宗根悟委員 個人的などいいでしょうか、私が抱えている希薄化というのは本当にあるのかな、そんなに深刻な課題として挙げないといけないテーマなのかなというふうに思っているんですね。

先ほど課長の説明の中にありました、世代間の交流ですとか、あるいは清掃活動を通じていろんな団体が増えて連携を取りながら、子供たちからお年寄りの皆さんまで交流できる場というのが、幾つもあるんだというようなお話なんですよ。そこで、やっぱり私たちも先輩方からいろんなことを吸収して教えていただきました。それで、1つ事例を挙げますと私たちの地域の中でも、私は25歳の青年のときに、初めて自分たちの島の伝統芸能の一つである踊りを教えていただいたんです。それが四十何年ぶりに復活しましたというような話なんですよ、四十何年ぶりに復活する伝統芸能なものですから、一番長老といたらもう80歳、90歳近くのおじいさんが来る、中堅が来る、そして青年たち、それから婦人も見に来るといった形でどういった内容が始まるんだろうと、練習が約5か月ぐらいありましたから、祭りに向けてですね。そういった形で、世代間交流というのは、そういうものなのかなというのがあの頃に実感をしました。これを見ている中学生ですとか高校生たちが、イーカー、ワッターガシワドゥヤッサーというような形をこう抱くんだと思うんですよ。それが世代間交流で、やっぱりウリヤ希薄化ウレーアランとも思ったりもしたものですから、それでお尋ねしたんですが、地域としては清掃か——いろんな活動を通して、世代間交流が今盛んに行われているんじゃないのかなという気がするんですよ。捨てたものじゃないなというのが幾つも見受けられて、そういう事例をぜひ上げていただいて、課題としての希薄化って、本当に希薄化しているんだろうかなと、心寂しくなるようなテーマしかないものですからね。温まって、本当の勇気が出て僕らも参加しようというようなテーマに切り替えるぐらいの、こういうのがありましたというのを堂々と成果の報告の中にも示していったらいいのかなというふうに思うんですが、ぜひその辺も考えていただいて、頑張っていたきたいなというふうに思いました。

終わり。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 よろしくをお願いします。

最初に、子ども生活福祉部の主要施策の83ページですけれども、先ほども質問がございましたけれども、かぶらないように質疑をしたいと思います。

これ非常に重要な、支援事業だというふうに私も思っているんです。

コロナ禍のこともあって、本当に生活に困窮して支援を必要としている皆さん方が増えております。それで先ほどこの事業の中身は、お聞きいたしましたけれども、皆さん方が非常に困ったときにすぐ支援に行けるところ、相談に行けるところ、そこが非常に大事だと思うんですよ。先ほどのお話ですと相談窓口が北部、中部、南部に2か所、市には設置されているということなんでしょうか。また、全ての市町村に相談窓口の設置が必要なんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 お答えいたします。

生活困窮者自立支援事業につきましては、生活困窮者自立支援法に基づいて実施されることになっておりますが、その窓口となる相談支援機関については、福祉事務所を設置している自治体というふうになっておりまして、それは沖縄県と市となるというところがございます。それに基づいて先ほど説明した沖縄県で4か所と、11の市で設置をされているというところがございます。

そのほか、その支援とか住居確保給付金の受付業務等はできないんですが、相談のみを対応する窓口として、久米島町と北谷町と読谷村、それから恩納村に窓口が設置をされているという状況です。

○玉城ノブ子委員 分かりました。

市では、福祉部署が対応するというふうなことになるんですね。

ただ、やっぱり必要としている皆さん方にどう支援をつなげていくかということが、このような事業の場合は大変大事なんじゃないかというふうに思うんです。ですから、こういう支援事業がありますよということを県民に周知する、これ非常に大事だと思いますので、その取組もぜひやっていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

○金村禎和保護・援護課長 委員御指摘のような生活困窮者に必要な支援を届けるためにも、制度の周知強化というところが大変重要であるというふうには認識しております。

県としましては、関係機関と連携した周知ですとか、県のホームページ、あと広報誌、広報番組の活用、それから制度周知用チラシの町村各世帯、全ての世帯に届くようにしております。これらを実施して支援が適切な人に届くように、取り組んでいるところがございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、よろしくをお願いします。

とにかく、生活に困窮している所帯というのは増えております。昨日もその相談を受けたばかりですので、みんなにこういう事業があるんですよという周知をぜひよろしくお願いしたいと思っております。

沖縄県子ども・若者総合相談センターにおいて、ニートやひきこもり、不登校など社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供、若者からの様々な相談に応じるということとありますけれども、これについて、今ニートやひきこもり、不登校が増えているということは聞いておりますけれども、現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 この事業につきましては、子ども・若者みらい相談プラザ s o r a e を設置しまして、困難を有する子供、若者、その保護者などからの様々な相談に応じると、そしてその相談内容によって関係機関を紹介したり、その他必要な情報の提供、助言を行うという事業になっております。

s o r a e の現状の相談件数の中で、不登校、ニート、ひきこもりといった相談内容が今大きな3つということで挙げさせていただいているんですけども、ちなみに令和4年度の全体の相談者数が957名、これは那覇市と名護市の合計になっております。そして相談件数が延べになりますが、全体で4811件となっております。そのうち、不登校に係る相談というのが285名、これ相談者の全体の42.2%が不登校関係の相談となっております。同様にニートに係る相談が58名、8.6%。ひきこもりに関する相談が51名、7.6%とそのような状況になっております。

○玉城ノブ子委員 そういう支援の内容について、具体的にはどのような効果を上げているんでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

令和4年度内において、何らかの改善が図られたケースということで集計をしております。こちらが累計で319件ありました。

改善が図られた項目の内訳としましては、例えば就労関係で41件、これは単純に就職をしたのに限らず、就職の前の段階、就業訓練とか、そういったところに通い始めたとか、そういった就労に向けて前向きな動きがあったものについて幅広く捉えております。こちらが41件、そして就学関係、こちらで復学なり就学に向けて動き出したとか、幅広く捉えておまして44件、それからメンタルヘルス不調の解消等が40件、生活環境の改善等が110件、そういった内訳となっております。

○玉城ノブ子委員 そういう皆さん方への支援の拡充が必要なんじゃないかなと思います。

そういう効果をつくり上げているのであれば、すぐに相談できる体制が身近にあることが非常に重要じゃないかと思っておりますので、そういう意味では、支援体制をもっと拡充していくことが必要じゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 委員おっしゃるとおり、身近なところでそういった相談窓口があるというのは、困難を抱える若者にとっては非常に有効というか、必要な施策であるというふうに認識しております。

s o r a e に関しては、現在那覇市と名護市に2か所設置しているんですけども、それ以外に遠隔地ですね、離島等も含めてそういった支援をどのように拡充していくかというところが、やはり課題となっております。

宮古、八重山につきましては、出張相談等で対応はできているんですけども、やはり遠隔地の中で、その地域で完結できるような支援体制を構築していくということが、一つ求められているんじゃないかなというふうに考えております。

県としましては、地域の中で相談体制が完結、あるいはその地域の中で困っている若者をしっかりと市町村等が把握をし、支援につなげていくというそういう体制の構築が必要だと思っておりますので、まず、なかなか今設置が進んでないんですけども、子ども・若者支援地域協議会という市町村のほうで設置をし、その中で福祉に限らず、教育、医療、そういった関係者が集まるような場が設置できるようになっておりますので、その設置を市町村のほうにはしっかりと働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ私も身近でそういうひきこもりで悩んでらっしゃるお母さんの相談を受けたこともありますので、やっぱりそういうときに身近にすぐ相談できる場所が必要だなとそういうふうに思いましたので、各市町村とも連携を取って、全ての市町村で支援にすぐ応じることができるような、そういう体制づくりにぜひ取り組んでいただきたいということを要望して、次に移ります。

次、111ページの、ヤングケアラーの問題についての質問も少しありましたけれども、ヤングケアラー等寄り添い支援事業の目的とこれまでの取組、その効果について、お伺いしたいと思います。

○寺本美幸子ども未来政策課長 お答えいたします。

ヤングケアラー等寄り添い支援事業は、困難を抱える子供や家庭を訪問して支援を行うことと併せまして、子どもの居場所や貧困対策支援員など、既存の支援体制を補完する仕組みとして、どのような支援や体制が必要とされているかを把握するためのモデル事業として開始したものでございます。

支援対象者の中には、行政に対する拒否感を持っている方々もおりまして、支援対象者との関係構築やつなぎ直しなどが課題として見えてきたというところでございます。こういった環境構築の観点から、このモデル事業の中ではきっかけづくりとしての食支援、また、外部の委託事業者を活用した相談支援の有効性などが確認されたというところでございます。

ヤングケアラーを含む困難を抱える子供や家庭への支援については、本来、住民と身近に接している市町村において行われることが望ましいと考えておりまして、市町村において取組を展開できるよう、このモデル事業を通して得られた支援ノウハウや支援の在り方などを市町村と今後共有してまいりたいというふうに考えております。

○玉城ノブ子委員 ヤングケアラー全体の問題についてもちょっと質疑をしたいんですけども、ヤングケアラーについては、年度内に検討委員会を立ち上げたいというふうに聞いておりますけれども、この検討委員会の内容は、具体的にはどういうふうになっていくんでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 午前中にも答弁しましたが、令和4年度に調査を実施し、ヤングケアラーが相当数いるということを深く受け止めております。

そのため、支援に当たっては、やはり複数の関係機関が協働・連携して取り組む必要があるということで、そういった連携をもって支援を要するヤングケアラーを適切に支援につなげていくと、そういったことを目的にこのヤングケアラー支援に関する検討委員会というものを昨年の11月ですね、令和5年11月に立ち上げたところでございます。

この委員会では、メンバーとしまして計7名、委員に委嘱しておりまして、まず、ヤングケアラーだった当事者の方ですとか、大学教授、それから、スクールソーシャルワーカーの方とか、あと、教育庁との連携も必要なので教育委員会の統括監と、子ども生活福祉部の統括監も入った上で、7名で運営をしているところです。

今後の予定としましては、年度内にヤングケアラー

支援推進方針を取りまとめる予定としておりまして、そのためにこのような委員の方々から様々な支援、つなげる支援、それから発見する、周知を図っていく、そういったカテゴリズをしながら、それぞれについて様々な意見を伺って、年度内にこういった方針を立てていきたいというふうに今、作業を進めているところでございます。

○玉城ノブ子委員 支援方針はまだ取りまとまってはいないわけですね。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 委員会自体は12月に第1回を開催しまして、また1月末頃に第2回目を開催する予定でございます。

1回目のときに——すみません、訂正させていただきます。

第1回検討委員会を11月28日ですね、先ほど12月と申し上げたんですけども、11月28日に開催しまして、第2回を今月末に開催する予定でございます。

その中で、我々事務局として推進方針の案を提示しまして、様々な意見を今頂戴しているところでございますので、その意見に対する回答を、1月末に実施する第2回で委員の方々にお示しをし、さらなる意見等を頂戴した上で年度内に策定をしていきたいと、そんなスケジュールで取り組んでいるところでございます。

○玉城ノブ子委員 分かりました。

ヤングケアラーの問題については、国においても法整備が検討されているということを知っておりますけれども、これについて皆さん方、その内容を御存じでしょうか。

○井上満男青少年・子ども家庭課長 お答えします。

国で、ヤングケアラーにつきましては、今現在具体的に法律なりで定義が示されているかということかちっとした定義が示されていないという状況でございまして、そういったところから今回、国のほうで議論が進み、しっかりと法律にヤングケアラーの定義ですとか、支援を標準化するための取組ですとか、そういったものを打ち込んでいこうというような議論が進んでいるというふうに——我々もまだ細かい内容については伺ってはいないところなんですけれども、そういった議論が進んでいるというところで、今報道で出ているレベルと同じような感じで承知しているところです。

具体的には、子ども・若者育成支援推進法ですね、こちらは子供だけでなく若者に関しても支援の範囲になってくる法律になってくるんですけども、そちらの中でヤングケアラーは、子供から若者にか

けても、ケアラーの状態が引き続き継続するだろうという議論があったようで、この法律のほうで打ち込むことが検討されているように聞いております。それから、その支援の対象が若者にまで広げるといふことで、18歳以上まで広く含まれるといふようなことで、そういった法改正なりの議論が進んでいるといふふうに承知しているところでございます。

○玉城ノブ子委員 分かりました。

ヤングケアラー問題については具体的に取組も進めていますので、頑張ってくださいと思います。

これで子ども生活福祉部は終わって、教育委員会に移りたいと思います。

教育委員会の主要施策の426ページ。

不登校傾向や中途退学が懸念される生徒への就学継続支援を行うための就学継続支援員の配置についてですけれども、この事業の実施内容と成果についてお伺いしたいと思います。

○崎間恒哉県立学校教育課長 就学継続支援員配置事業につきましては、不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く在籍し、支援を必要とする県立高等学校へ就学継続支援員を派遣し、校内外における生徒の支援及び支援体制の構築を行う、これは委託事業といふようになっております。

成果としましては、不登校が懸念される生徒へ面談等を実施した結果、81%の生徒が就学について改善し、学校における教育相談の充実が図られたといふ報告がございまして。

○玉城ノブ子委員 この就学支援員は全ての学校に配置しているといふことなんでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 令和4年度の配置校につきましては、37校、44課程、それから高等学校生徒就学支援センターへ配置しております。

○玉城ノブ子委員 具体的にそういう支援に対する成果といふのが上がっておりますので、全ての学校に支援員を配置して、子供たちへの支援がぜひできるようにしていただきたいといふことを、そこは要望しておきたいと思っております。

次に、427ページのスクールカウンセラーですけれども、このスクールカウンセラーも、不登校やいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図るための配置といふことになっておりますけれども、スクールカウンセラーの現在の状況、事業内容と成果についてお伺いいたします。

○崎間恒哉県立学校教育課長 スクールカウンセラーの配置につきましては、現在全ての高校に配置しているところであります。

○玉城ノブ子委員 スクールカウンセラーは全部正規職員で配置をしているといふことになっておりますでしょうか。

○崎間恒哉県立学校教育課長 スクールカウンセラーは、会計年度任用職員としての配置となっております。

○玉城ノブ子委員 可能な限り、やっぱりそういう重要な相談を受けて対応する支援員ですので、正規の職員としてね、各学校にしっかりと配置をするといふことが必要だといふふうに要望をしておきたいと思っております。

あと、434ページの、これは不登校児童生徒の学習機会を確保するための事業になっておりますけれども、不登校児童生徒の現状といふのは、具体的には今どういう状況になっているんでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 公立小中学校の不登校児童生徒の現状をお話しします。

令和4年度は小学校2552人、中学校は3143人、計5695人となっております。

○玉城ノブ子委員 この校内自立支援室事業について支援内容と、今後の課題についてちょっとお聞かせください。

○宮城肇義務教育課長 校内自立支援室事業の内容、先ほどから申しておりますけど、本事業は学校内の空き教室を活用して不登校児童生徒への学習支援を市町村教育委員会と連携して取り組んでいる状態です。

令和4年度に関しましては12市町村、36校で本事業を実施しており、登校復帰につながるなどの成果が出ております。

課題としましては、全国と一緒ですけど、不登校児童生徒が増加傾向にあるといふところで、本事業を実施している市町村あるいは学校等の拡充につなげていって、ぜひとも対応していきたいと思っております。

○玉城ノブ子委員 不登校の児童が増加傾向にあるといふふうに私も聞いておりますけれども、その原因についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 不登校の理由については多様な原因、要因があるといふところで、特に全国で出ている傾向ですけど、小学校、中学校では、無気力、不安といふことがまず第1番目に挙げられていて、2番目には生活リズムの乱れとか、遊び・非行、そして、親子の関わり、これは小学校です。

中学校では、いじめを除いた友人関係、そこがトッ

プスリーといいますかね、3つ挙げられているという状況です。

○玉城ノブ子委員 不登校の児童生徒が増えているということについては、多くの皆さん方からも懸念の声が上がっているということがありますので、そういう子供たちにやっぱり寄り添う支援体制の拡充が必要になるんじゃないかなと思います。そういう意味では、ぜひ支援の中身の拡充についても、今後きちっと取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○宮城肇義務教育課長 ただいま申しましたとおり、校内自立支援室事業、この効果については、令和4年度からのスタートではありますけれど、かなり効果を上げています。支援を受けた子供たちの47%が復帰につながるという状況で、全国と比較しても2倍程度高い状況です。ですから、これを、先ほど申しましたけれど、各市町村含めて、学校ですね、拡張しながら、子供たちにしっかりと寄り添って支援していければいいかなと思っていますので、次年度も拡大した形で事業を展開していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひ積極的な推進をお願いいたします。

次、435ページのバス通学費等支援事業ですけれども、このバス支援事業については多くの皆さん方から非常に良かったということで、多くの高い評価を受けておりますけれども、その支援の対象者を拡大してほしいということが、多くの皆さん方からの要望として上がっております。

現状はどういうふうになっていますでしょうか。

○大城勇人教育支援課長 バス・モノレール通学費の無料化事業の現状ということでございます。

本事業は、家庭や経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる教育環境の整備を図ることを目的に、低所得世帯の中高校生等を対象に、自宅等から学校等までのバス・モノレール利用の無料化を行うもので、令和2年10月から高校生を対象に開始しました。

令和3年度に通学区域が全県域となっている中学校に通う生徒、令和4年度に、在籍校が指導要録上で出席扱いとする通所区域の定めがないフリースクールに通学する中高生まで対象を拡充しました。

今年度は本事業に参画していない事業所等へ参画を打診したところ、2自治体から要望があり、令和5年9月には中城村の護佐丸バスが、令和6年2月からは南城市のNバスが利用できることとなっております。

ります。

○玉城ノブ子委員 ぜひ、バス通学費等支援事業は支援を必要としている皆さん方がやっぱりたくさんいらっしゃると思いますので、その皆さん方の要望に応えることができるように、ぜひよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

○宮城肇義務教育課長 申し訳ありません。

先ほど玉城ノブ子委員への回答ですね、復帰率47%とお答えしましたけど、45%の間違いでしたので訂正いたします。

よろしく申し上げます。

○末松文信委員長 玉城ノブ子委員の質疑は終わりました。

それでは次に、瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 ユタサルグトゥ、ウニゲーサビーン。よろしく申し上げます。

まず、子ども生活福祉部からお願いします。

成果の報告書でいうと、ページ73、74にかけて、「平和への思い」発信・交流・継承事業についてですが、これについての事業内容や効果、課題等について、まず伺います。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

「平和への思い」発信・交流・継承事業は、アジアにおける戦争体験等を有する地域の若者と沖縄の若者が平和について共に学び、交流することを通して、アジア太平洋地域の安定と平和に関する理解を深めることを目的として、実施しております。

効果でございますけれども、令和4年度におきましては、カンボジア、韓国、台湾、ベトナムはオンライン参加で、広島、長崎、沖縄は沖縄の会場にて、対面にて7地域の学生35名が参加し、5日間の共同学習を実施しております。

共同学習を通して、沖縄戦や他国の歴史についての理解が深まり、国を超えて同年代の仲間たちが交流し、絆を深められたことが成果であるというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 とてもいい取組だと思います。

それで参加者の感想で、今回課題のところにも、若者に平和を求める動きが広がっていくような工夫や改善が必要だという認識のようですが、参加者のほうからの感想及び意見とかあれば紹介していただきたいと思います。

○島津典子女性力・平和推進課長 沖縄県の参加者の中には、この「平和への思い」事業に参加して、自分の中にあつた平和学習の考え方が大きく変わ

ました。ここで受けた刺激があつという間、1年という時がたつても、平和に関する活動を続けるための原動力となっていますという言葉や、また、韓国から参加した学生は、授業では異なる地域から参加した友人たちから意見を聞くことができ、平和や歴史について、新しい観点で、もう一度考えることができる時間でした。平和を広めるために、周りに興味を持ち、自分ができることを探すきっかけになりましたというような声が寄せられています。

過去の参加者が集まるような機会を設けて、参加から現在までの活動状況、課題となっている点などを報告、共有することで、今後この本事業のさらなる発展につながっていくのではないかとこのように考えております。

○瀬長美佐雄委員 参加国の拡大であるとか、あと、沖縄にはJICAがあるので、アジア諸国からの参加者がJICAに——活用の在り方は、もっと拡充できるのではないかと思うのですが、それについて伺います。

○島津典子女性力・平和推進課長 県では、これまでJICA沖縄さんと連携した事業を展開しているところです。

まず、県内高校生を対象とした国際平和ワークショップをJICAのほうと共催で開催をしましたり、去る11月にはJICA草の根技術協力事業を活用した、カンボジアでの平和博物館の人材育成などの事業がスタートしたところです。対象地域については、沖縄県と同様に、悲惨な戦争体験などを持ち、その記憶と平和構築に取り組むアジア地域としているところであります。

平和を希求する沖縄の心を発信していくために、引き続きこのようなJICAの知見でありますとか、どのような方策でとか、対象地域につきましても、研究してまいりたいというふうに考えています。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、90ページ、91ページにかけてですが、認可外保育施設への支援について。

幾つか項目がありますが、新すこやか保育事業と認可化移行支援事業についての、これも事業内容や効果、課題について伺います。

○下地努子育て支援課長 県では一括交付金を活用し、平成24年度から新すこやか保育事業において、認可外保育施設の入所児童に対する給食費や健康診断費、調理員の検便費、賠償責任保険料に対する支援を実施しております。

事業の成果としましては、平成24年度から令和4年

度までの間、県内の認可外保育施設の延べ3148施設が本事業を活用しており、入所児童の処遇の向上と保育の質の向上が図られたと考えております。

続きまして、認可化移行支援事業につきましても、認可外保育施設が認可保育所等へ移行することを促進するため、運営費の補助や施設改善に必要な費用の一部を補助する事業となっております。

認可外保育施設の認可化の実績につきましては、平成24年度から令和4年度までの11年間で92施設が認可保育所へと移行し、5585人の保育定員を確保したところです。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

この認可園と認可外という点で言うと、今、園児数の割合、何対何か伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○下地努子育て支援課長 令和5年4月1日現在におきまして、保育所等、いわゆる認可園につきましては、5万9638人、認可外保育施設においては、7502人が入所している状況となっております。

○瀬長美佐雄委員 引き続き認可外支援が必要だと思しますので、頑張ってくださいたいと。

続きまして、93ページ、保育所等の整備の状況についてなんですけど、先ほど待機児童数は411と明らかになりましたが、待機児童を解消した自治体単位でいうとどんな状況になっているのか伺います。

○下地努子育て支援課長 令和5年4月1日時点の待機児童数は、411人となっております。

待機児童のいる市町村は24市町村、ゼロの市町村が17市町村となっており、そのうち、新たに待機児童を解消したのは、2村となっております。

○瀬長美佐雄委員 それで、待機児童の解消の見通し、計画、今年度幾ら定数を増やして、今年度の4月、5月にはどうなるという見通しでしょうか。

○下地努子育て支援課長 施設の整備等につきましては、ほぼ完了している状況でございます。保育士の確保が、待機児童解消のネックとなっておりますので、保育士さんの定着を図るため、現場のニーズを踏まえた保育補助者の配置や業務負担の軽減など、働きやすい環境を整備して、保育士の仕事や職場の魅力を高め、人材の確保につながる環境づくりに取り組んでいるところです。こうした取組を一層推進することにより、早期の待機児童解消に努めてまいります。

○瀬長美佐雄委員 事業の効果、課題のところに、こども家庭庁に移行するという記述があるので、ここに対するもう少し具体的な説明をいただけますか。

○下地努子育て支援課長 93ページの下のほうの表現ですが、これまで県が予算計上しています認定こども園施設整備交付金と、市町村の直接補助事業である保育所等整備交付金という形の2つの補助金で整備を進めてきたところが課題となっております、それをこども家庭庁が発足したことにより、就学前教育・保育施設整備交付金という形で一本化されて、補助の仕組みが簡素化されたという状況になっております。

○瀬長美佐雄委員 ちょっと確認なんです、いわゆる認定こども園と従来の公立保育所という形だと思えますが、統合するというので、どこかに一本化するのか、それとも同じような形で事業としては進めるということなのか、そこら辺が分かるのであれば教えていただきたいと思えます。

○下地努子育て支援課長 従前文科省、厚労省だったところが、こども家庭庁のほうに一本化されるという形になります。一本化されて、補助執行が簡素化されるという効果が生まれることになっております。

○末松文信委員長 休憩いたします。
(休憩中に、瀬長委員が質問内容を再度説明した。)

○末松文信委員長 再開いたします。
下地努子育て支援課長。

○下地努子育て支援課長 従前より認定こども園、保育所はそれぞれ別の制度という形になっておまして、補助金制度は統合されるんですけど、従前のおり、こども園であったり、保育所であったりという形のほうでの運営になってまいります。

○瀬長美佐雄委員 次に移ります。
102ページ、放課後児童クラブの支援についてなのですが、先ほどの待機、入所できない、登録できないという児童数が増えているということになっているようで、施設整備の計画を拡大すべきなのかなと思うのですが、例えば今年度どれぐらい施設を増やす、入所者をどれぐらいまで持って行くという、今後の計画との関わりをお願いします。

○下地努子育て支援課長 令和5年5月1日時点における県内の放課後児童クラブ数は605か所となっております、第2期黄金っ子応援プランで掲げる令和5年度のクラブ整備計画目標値である581か所を上回っているものの、利用ニーズの高まりにより、受皿の確保が追いついてない状況となっております。

県としましては、放課後児童クラブ支援強化事業で新設の整備促進や、教育委員会と連携して学校の

空き教室を活用したクラブの拡充に取り組むこととしております。

○瀬長美佐雄委員 放課後児童クラブ支援ということで、賃借料への支援補助が始まったのかなと思えます。それについて県独自の支援事業の活用状況を併せて伺いたいと思えます。

○下地努子育て支援課長 賃借料につきましては、事業実施して、昨年度の83施設から、今年度は109施設、26施設増加しているところであります。

○瀬長美佐雄委員 その中で、県独自の家賃補助制度がつくられたかと思うんですが、それについてお願いします。

○下地努子育て支援課長 ただいま申し上げました109施設と申しますのが、県独自で実施している数となっております。

○瀬長美佐雄委員 そうなると、いわゆる国の制度による家賃補助もあろうかと思えます。それでは、どれぐらいの施設が利用している、今言う109というのは、どのぐらいの割合になるかということをお願いいたします。

○下地努子育て支援課長 従前、国のほうで実施しています家賃補助についてですね、クラブ数をカウントしたものはないんですけど、放課後健全育成事業という形のほうで家賃補助でありますとか、支援員に対する運営費の補助でありますとか、そういう補助を実施している施設としましては、令和4年度で584クラブとなっております。

○瀬長美佐雄委員 聞きたかったのは、学童クラブに対する支援、あれこれメニューがあることも分かります。沖縄県が独自につくったこの家賃補助制度というのは、従前から、国が始める前からやっている。学童に対する県独自で手当てした事業という点で、やっぱり差別化する必要があるのと、その意義についても、家賃補助を受けなければならないというのは民間、公設で民営としてやっているところもありますし、公的な施設で家賃代は要らないという学童の運営もあると。そこら辺と区別化する上では、きちっと把握してほしいなということで質問いたしました。もし、資料でそういったのがあれば後で頂きたい。

続きまして、121ページ、老人福祉施設の整備の状況について、当初予算と決算額に差があると。その理由について伺います。

○安里克也高齢者福祉介護課長 令和4年度における特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備につきましては、当初予算額9億9630万7000円、これに

対し決算額は5億3850万4000円で、差額、4億5780万3000円となっております。

この差額の主な内訳であります。令和5年度への繰越額が3億2975万2000円、減額補正によるものが1億303万4000円、不用額が2599万9000円となっております。

この令和5年度に繰越した主な理由であります。特別養護老人ホームの改築に当たりまして、開発許可申請に時間を要したことと、また、認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業所の整備に当たり、天候の影響により工期が遅れたことなどが挙げられます。

減額補正の主な理由であります。認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービス事業所の整備に当たり、事業者の応募がなかったこと、関係機関との調整に時間を要し、整備計画を見直したことなどがあります。

不用額の主な理由であります。入札により執行残額が生じたことなどによるものであります。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 入所待ちの状況がどうなっているのか。

整備計画としては今年度、次年度以降の施設整備についてはどのような計画なのか伺います。

○安里克也高齢者福祉介護課長 令和5年4月1日現在、特別養護老人ホームの入所の必要性が高い待機者は826名となっております。

県では、沖縄県高齢者保健福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度までに特別養護老人ホームなど1289床の定員増を計画しており、令和4年度末現在、331床の整備を行ったところであります。

令和5年度におきましては、360床の整備を見込んでおり、引き続き市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

令和6年度以降につきましては、第9期高齢者保健福祉計画を策定いたしまして、それに基づいて整備を進めていくこととしております。

以上であります。

○瀬長美佐雄委員 続きまして、移ります。

沖縄県差別のない社会づくり条例が制定され、その準備の取組があった年度だと思っております。制定までの取組、どういうふうに努めたのかをお願いします。

○島津典子女性力・平和推進課長 お答えいたします。

県では条例制定に向け、令和4年度は有識者等か

らの意見聴取であったり、県外自治体の条例の取組状況調査、県内市町村への実態調査、条例骨子案に対するパブリックコメントなどを行ってまいりました。

これらの取組により、様々な人権課題に応じた施策を講じ、社会全体で不当な差別の解消を推進するための包括的な条例として、令和5年3月に沖縄県差別のない社会づくり条例を制定したところです。

○瀬長美佐雄委員 県レベルでこの条例を、これに類するのは何件ぐらいあるのか、確認です。

○島津典子女性力・平和推進課長 今、手持ちが令和5年の5月29日時点ではございますけれども、人権全般を対象とする人権尊重に関する条例を制定しているのは、21都道府県となっております。

令和5年に施行されているのは佐賀県、山梨県、沖縄県において、人権に関する条例が制定されているという状況でございます。

○瀬長美佐雄委員 現在の取組、運用状況、審議会を設けるとか、相談員を設けるとか、実際それが稼働しているのかどんな状況なのか伺います。

○島津典子女性力・平和推進課長 条例の施行に伴いまして、令和5年7月に人権相談窓口を設置し、相談体制の整備を図っております。また、9月には、弁護士や学識経験者から構成される沖縄県差別のない社会づくり審議会を設置し、これまでに2回の審議会を開催したところです。また、人権尊重の理念と条例の趣旨について、広く県民などへ周知啓発を行っており、年度内にはリーフレットの作成、配布などを予定しております。

○瀬長美佐雄委員 ヘイトがネットの社会で、いまだに大きなバッシングが見られます。それについて、実際に問合せ、何とかしてくれというふうな具体的な県民からの情報があるのかどうか、その対応状況について確認いたします。

○島津典子女性力・平和推進課長 令和5年7月に設置しました人権相談窓口には、県民から様々な情報が寄せられておりますが、主なものとしましては、外国人の入居や入店制限に関することなどがありました。

次年度に県民意識・差別の実態調査の実施を予定しておりますので、この人権相談窓口の運用により、本県の差別の実態を把握し、差別の実情を踏まえた取組を行っていきたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 教育委員会に移ります。

まず、教職員の病休が多いという状況があり、ぜひ改善すべきだと。

教職員の負担軽減に関する取組がどのように行われてきたのか、効果も。現場の教職員、特に組合幹部の皆さんから沖縄県の今の取組は高く評価されているという声も伺っております。どのような年度だったのか、伺います。

○池原勝利学校人事課長 まず、教職員の病休の状況について御説明します。

令和4年度における教育職員の病気休職者は381人となっております。そのうち、精神性疾患による病気休職者の数は229名となっております。

参考までに、令和2年度と3年度の比較を申し上げますと、教育職員の病気休職者の数でございますが、389名、398名ということで、横ばい状況でございますが、その一方で、教育職員の精神性疾患の病気休職者の数はそれぞれ188名、199名となっております、精神性疾患による病気休職者の数が増加傾向にあるという状況でございます。

○上江洲寿働き方改革推進課長 今、学校人事課長からありました精神性疾患による病気休職者数についてですけれども、沖縄県は依然として全国より高い状況にあって、教職員のメンタルヘルス対策は喫緊の課題であると認識しております。

県教育委員会では今年度4月、働き方改革推進課を立ち上げ、県立学校の教職員に対し、保健スタッフの学校訪問による相談対応及び管理職支援の強化や、ICTを活用した教職員の相談窓口を設置するなど、予防・相談・療養・復職支援の取組の充実を今年度図ってきております。

また、市町村立学校につきましては、那覇市と連携した国の調査研究事業において、オンラインによる全教員向けのセルフケア研修や、相談体制の整備など、メンタルヘルス対策の事例の創出や、効果的な取組の研究を現在進めているところでございます。

今後、その成果課題等を踏まえて、教職員が心身の健康を維持し、教育活動に専念できる環境の整備に努めているところです。

そしてまた、先ほど委員から御質問のありました働き方改革の推進について、負担軽減の取組について、県教育委員会ではこの働き方改革推進課を立ち上げて、今年度より重点的な取組を進めているところです。

主な取組の一つとしまして、教職員の支援員の配置等も行っておりますが、県立学校と市町村立学校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員業務支援員、学習支援員、ICT支援員、部活動支援員等の配置を進めており、令和

4年度に総数ですけれども、391名の配置、そして令和5年度はそれより増員しまして483名の配置等を行ってきているところです。

現場の先生方の負担軽減というところでは、こういう支援員の配置等も進めておりますが、今委員の御指摘があった現場の声、そこをしっかりと拾っていきたいというふうに考えておまして、今年度は沖縄県内の全教職員を対象としてアンケートを実施し、また、年度途中で沖縄県公立学校働き方改革推進本部というのを立ち上げ、その中に外部連携部会というところを位置づけて、職員団体とも今年度早速意見交換を実施したところであります。

しかし、まだ沖縄県の状況としましては、月80時間を超える長時間勤務者もおりますので、働き方改革の推進については保護者、地域、また教職員を含めて理解醸成を図り、さらなる実効性のある取組を加速させる必要があると考えております。

以上です。

○池原勝利学校人事課長 続きまして、教員の増員の計画でございますが、県教育委員会におきましては、児童生徒数の推移、学級数の増減、定年引上げの影響も踏まえまして、今後の正規率改善に向けた小中学校正規率改善計画を令和5年9月に策定したところでございます。

同計画におきましては、特別選考による採用などを加味し、新規採用者数をこれまでの350名から80名増の430名とし、令和12年度前に、正規率を全国並みの90%へとするよう予定し、実施しているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 431ページから433ページにかけて、新規の事業として、国際性に富む人材育成事業とうたわれています。その中で、長期留学と短期、オンラインと、この3つについての事業の差別化とございますか、目的、内容、効果について伺います。

○崎間恒哉県立学校教育課長 お答えします。

まず、長期海外留学につきましては、世界の多様な地域へ長期海外留学をさせ、国際センターの人材を育成するものとなります。それから、交流先や目的について焦点化した短期海外研修、グローバルリーダー育成海外短期研修事業となっております。それとICTを活用した、海外生徒とオンライン交流を行うアジア高校生オンライン国際交流事業、これを展開しております。

以上、3つの事業になります。

○瀬長美佐雄委員 新規の事業というのは、オンラインの交流事業だけで、長期短期はそれぞれ継続な

のか、その確認をさせていただきます。

○崎間恒哉県立学校教育課長 ただいま委員がおっしゃったように、新規はアジア高校生オンライン国際交流事業というふうになります。残りは、これまでの事業の継続となります。

○瀬長美佐雄委員 英語圏ということで、米国、カナダとオーストラリアとか、英語圏はほかにもあるのかと思います。拡大するという方向性もあるのかないのか、確認です。

○崎間恒哉県立学校教育課長 令和5年度の派遣につきましては、令和元年度に派遣中止、そして途中帰国、そして令和2年、3年、4年と、派遣を中断していたことを踏まえて、令和5年度の派遣先を検討しました。

その際、派遣生の選考時点における新型コロナの影響や海外情勢等を考慮して、米国、カナダの2か国としたところであります。本来、派遣先につきましては、本事業のスケジュール、予算及び派遣生の希望等を踏まえて、委託事業先が有するネットワークの中で、実施可能な国を検討しておりますので、今後また、そういう状況になろうかと思っております。

○瀬長美佐雄委員 JICAとの連携については、これらの事業で関わりがあるのか、海外の県人会との連携もそうなんですけれども、実際どうなっているのかということで伺いたいんですが。

○崎間恒哉県立学校教育課長 この国際性に富む人材育成事業においては、JICAと連携した事業はございません。

○瀬長美佐雄委員 今、地域外交室の関わりで、海外との関わりを教育委員会、あるいは子ども生活福祉も、商工も含めてされていて、活用できる機関は活用したほうがいいと思っていて、JICAとの関わりをもっと有効に——人材育成の幅が広がるのではないかと思うものですから提案だったんですが、これについてはどう検討されるのか、確認ですがお願いします。

○東哲宏総務課教育企画室長 お答えいたします。

沖縄県教育委員会とJICA沖縄につきましては、相互の連携強化を図るため、連携協議会というのを設置しまして、年2回定例の協議会を開催しています。その中で児童生徒や教職員に係る国際理解教育の拡充等に向けた、連携事業に関する協議等を行って、様々な取組を実施しております。

令和4年度につきましては、例えばJICAが行っている青年海外協力隊の現職教員特別参加制度とい

うのがございまして、その中で2名の教員を海外に派遣しているほか、県内の児童生徒を対象とした出前講座や、JICA沖縄へ児童生徒が訪問しての学習、教員の初任者研修での講座や教師の海外研修など、いろいろな連携事業を実施しております。

以上です。

○瀬長美佐雄委員 最後に、447ページ、「琉球・沖縄の知と心」国際発信事業について。移民ルーツ調査の概要についてどのように行われたのか、世界のウチナーンチュ大会との関わりでどうだったのか、確認ですがお願いします。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

移民ルーツ調査の概要としましては、移民一世の氏名などから、渡航先、出身地、生年月日、渡航年月日などの情報を依頼者に提供しております。

移民ルーツの調査件数は令和3年度が61件だったのに対して、令和4年度が513件と拡大の傾向にあります。

これまでは、メールや来館での調査のみでしたが、令和4年度に世界中のどこからでも簡単にアクセスできる、多言語データベースを構築いたしました。

沖縄から初めて海外に渡った、1899年から1944年までの約6万件の渡航記録を基に、渡航先、氏名、年齢、本籍地など旅券発行日などが検索できるようになっております。

また、世界のウチナーンチュ大会との関わりについてですが、県立図書館では、2016年の第6回世界のウチナーンチュ大会において、移民ルーツ調査ブースを設置いたしました。

また、去年行われた第7回世界のウチナーンチュ大会では、大会会場のセルラーパーク那覇と県立図書館の2会場で、渡航記録データベースの紹介及び移民一世ルーツ調査を行い、124件の調査を受け付けたところでございます。

さらに県立図書館では、大会に合わせて、これまで収集した県系移民関連資料を展示し、県系移民の歴史や足跡などを紹介したところでございます。

○瀬長美佐雄委員 移民関係のデータベースについて、今後も集約されるという点ではどのぐらいの点数の集約を図ろうという、その計画について伺いたいのと、あと、県人会との関わりで、もっと連携を持てればと思うのですが、その取組についてお願いします。

○米須薫子生涯学習振興課長 お答えいたします。

2022年7月に公開した沖縄県系移民渡航記録デー

データベースには、先ほど申し上げましたとおり、1899年から1944年までに沖縄から海外に渡航した6万人のデータが集積されております。現在、データベースに約5000人の渡航記録の追加等の作業を行っているところであります。

今後の県人会との連携でございますが、移民資料の収集などを行っていききたいというふうに計画しておりますので、今後とも海外の県人会等との協力を得ながら、移民資料の収集整理などを行っていききたいというふうに考えております。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○下地努子育て支援課長 先ほど、放課後児童クラブの家賃補助件数につきまして答弁させていただいたところですが、訂正させていただきます。

県が独自に一括交付金を活用して家賃補助をしている施設につきましては、令和4年度83施設。

それとはまた別に、放課後児童健全育成事業という形で、国において実施する事業におきましては、232クラブとなっております。

以上、訂正いたします。

○末松文信委員長 以上で、子ども生活福祉部及び教育委員会関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明1月12日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信

土木環境委員会記録（第1号）

開会の日時、場所

年月日 令和6年1月11日（木曜日）
開会 午前10時2分
散会 午後2時58分
場所 第2委員会室

本日の委員会に付した事件

- 令和5年第4回議会認定第1号 令和4年度沖縄県一般会計決算の認定について（土木建築部所管分）
- 令和5年第4回議会認定第5号 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第12号 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第15号 令和4年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第16号 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第17号 令和4年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について
- 令和5年第4回議会認定第18号 令和4年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

出席委員

委員長 呉屋 宏
副委員長 下地 康教
委員 仲里 全孝 座波 一
玉城 健一郎 瑞慶覧 功
新垣 光栄 崎山 嗣幸
島袋 恵祐 比嘉 瑞己
赤嶺 昇 照屋 守之

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部長 前川 智宏
土木建築部参事 下地 良彦
土木総務課長 新垣 雅寛
道路街路課長 前武當 聡
道路管理課長 奥間 正博
海岸防災課長 川上 呂二
港湾課長 呉屋 健一
都市計画・モノレール課長 下地 英輝
下水道課長 上原 正司
建築指導課長 仲村 麗子
住宅課長 當山 真紀

○呉屋宏委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

本日の説明員として土木建築部長の出席を求めています。

「本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について」に係る令和5年第4回議会認定第1号、同認定第5号、同認定第12号及び同認定第15号から同認定第18号までの決算7件の調査を一括して議題いたします。

土木建築部長から土木建築部関係決算事項の概要説明を求めます。

前川智宏土木建築部長。

○前川智宏土木建築部長 委員の皆様、明けましておめでとうございます。

本年もよろしくお願い申し上げます。

加えましてこの時期の決算審査となっておりますことを改めてお詫び申し上げます。

令和4年度土木建築部の一般会計、下地島空港特別会計をはじめとする6特別会計における歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

ただいま表示同期しました歳入歳出決算説明資料（土木建築部）を御覧ください。

それでは説明資料1ページを御覧ください。

企業会計を除く土木建築部の歳入総額は、予算現額（A）990億7462万9766円に対し、調定額（B）701億9355万4468円、収入済額（C）695億2493万3746円、

収入未済額（E）5億8972万9301円であり、収入済額の調定額に対する割合、収入比率は99.0%となっております。

また、不納欠損額（D）は7889万1421円となっております。

2ページを御覧ください。

歳出総額は、予算現額（A）1143億2017万3201円に対し、支出済額（B）802億582万6620円で、支出済額の予算現額に対する割合、執行率は70.2%となっております。

翌年度繰越額（C）は314億2486万6317円で、繰越率は27.5%となっております。

不用額（D）は26億8948万264円で、不用率は2.3%となっております。

次に会計ごとの歳入歳出決算状況について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

土木建築部の一般会計の決算について御説明いたします。

歳入は予算現額（A）965億7681万766円に対し、調定額（B）680億4294万3753円で、収入済額（C）673億9665万330円、収入未済額（E）5億6740万2002円であり、収入比率は99.1%となっております。

また不納欠損額（D）は7889万1421円となっております。

収入未済及び不納欠損の主なものを款別に見ますと、(款)使用料及び手数料の収入未済額が4億4210万7157円となっており、収入未済の主な理由としては、県営住宅使用料の滞納によるものです。

また(款)使用料及び手数料の不納欠損額が3151万2031円となっており、不納欠損の主な理由としては、県営住宅使用料未収金の時効援用によるものです。

続きまして4ページを御覧ください。

(款)諸収入の収入未済額は1億2529万4845円で、収入未済の主な理由としては、談合問題に係る違約金の未収金によるものです。

また(款)諸収入の不納欠損額は4737万9390円で、主な理由としては、都市モノレール株式会社に対する都市モノレール建設事業資金貸付金に係る利息債権の一部放棄によるものです。

続きまして5ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）1118億2235万4201円に対し、支出済額（B）782億7126万8945円で、執行率は70.0%となっております。翌年度繰越額（C）は309億6363万1217円で、繰越率は27.7%となっております。不用額（D）は25億8745万4039円で、不用率は2.3%

となっております。

繰越しの主な理由としましては、計画変更や関係機関等との調整遅れ、令和4年12月に成立した国の補正予算関連事業の適正な工期を確保するためであります。

また主な不用の理由としましては、6ページ（項）空港費（目）空港建設費において、公共離島空港整備事業における補助事業の入札残等によるものであります。

続きまして、特別会計の決算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

下地島空港特別会計の決算については、歳入が予算現額（A）10億3344万4000円に対し、調定額（B）5億8708万1390円で、収入済額（C）は調定額と同額で、収入比率も100%となっております。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出は予算現額（A）10億3344万4000円に対し、支出済額（B）5億7341万4378円で、執行率は55.5%となっております。翌年度繰越額（C）は4億4894万5000円で、繰越率は43.4%となっております。不用額（D）は1108万4622円で、不用率は1.1%となっております。

繰越しの主な理由は、下地島空港17側進入灯・閃光灯改良工事等において、資材確保が困難となったことに伴う計画変更によるものです。

不用の主な理由は、人事異動等による職員費の執行残及び航空灯火の更新実施設計業務委託に係る入札残によるものです。

10ページを御覧ください。

次に、宜野湾港整備事業特別会計の決算については、歳入が予算現額（A）5億2389万7000円に対し、調定額（B）5億1412万3303円、収入済額（C）4億9909万1935円、収入未済額（E）1503万1368円であり、収入比率は97.1%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

続きまして、11ページを御覧ください。

歳出は、予算現額（A）5億2389万7000円に対し、支出済額（B）が4億9963万6031円で、執行率は95.3%となっております。不用額（D）は2426万969円で、不用率は4.7%となっております。

不用の主な理由は、宜野湾港マリーナ整備管理運営検討業務の入札不調によるものです。

なお10ページの収入済額（C）4億9909万1935円に対して、11ページの支出済額（B）が4億9963万

6031円で、支出済額が収入済額を54万4096円上回る赤字状態となっておりますが、令和5年度において補正予算を専決処分により繰上充用を実施し、赤字状態を治癒しております。

12ページを御覧ください。

続いて、中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の決算については、歳入が予算現額（A）2億5975万4000円に対し、調定額（B）2億4158万2289円、収入済額（C）は調定額と同額で、収入比率も100%となっております。

続きまして、13ページを御覧ください。

歳出は予算現額（A）2億5975万4000円に対し、支出済額（B）が2億4222万6863円で、執行率は93.2%となっております。不用額（D）は1752万7137円で、不用率は6.8%となっております。

不用の主な理由は、常駐警備に係る委託料等の執行残によるものです。

なお、12ページの収入済額（C）2億4158万2289円に対して、13ページの支出済額（B）が2億4222万6863円で、支出済額が収入済額を64万4574円上回る赤字状態となっておりますが、宜野湾港整備事業特別会計と同様に令和5年度において補正予算の専決処分により繰上充用を実施し、赤字状態を治癒しております。

14ページを御覧ください。

続いて、中城湾港マリン・タウン特別会計の決算については、予算現額（A）1億6242万5000円に対し、調定額（B）2億9042万2344円、収入済額（C）2億8312万6413円、収入未済額（E）729万5931円であり、収入比率は97.5%となっております。

収入未済の主な理由は、談合問題に係る賠償金の未収金であります。

15ページを御覧ください。

歳出は予算現額（A）1億6242万5000円に対し、支出済額（B）が1億5456万8116円で、執行率は95.1%となっております。繰越額（C）は605万円で、繰越率は3.7%となっております。不用額（D）は180万6884円で、不用率は1.2%となっております。

繰越しの主な理由は、住宅用地の緑道設計について合意形成に時間を要したことによるものであります。

不用の主な理由は、分筆測量業務等の見直しを行ったことによるものであります。

16ページを御覧ください。

続いて、駐車場事業特別会計の決算については、歳入が予算現額（A）2億5276万円に対し、調定額

（B）2億5922万947円で、収入済額（C）は調定額と同額であることから収入比率は100%となっております。

17ページを御覧ください。

歳出は予算現額（A）2億5276万円に対し、支出済額（B）が2億809万1915円で、執行率は82.3%となっております。不用額（D）は4466万8085円で、不用率は17.7%となっております。

不用の主な理由は、駐車場整備事業費において、予定した工事に追加等の必要が生じ、令和5年度予定としたことによるものであります。

18ページを御覧ください。

続きまして、中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の決算について御説明します。

歳入が予算現額（A）2億6553万9000円に対し、調定額（B）2億5818万442円で、収入済額（C）は調定額と同額であることから収入比率は100%となっております。

19ページを御覧ください。

歳出は予算現額（A）2億6553万9000円に対し、支出済額（B）が2億5662万372円、執行率は96.6%となっております。翌年度繰越額（C）は624万100円で、繰越率は2.3%となっております。不用額（D）は267万8528円で、不用率は1.1%となっております。

繰越しの理由は国と共同使用する工事事用道路の安全確保の調整に不測の期間を要し、年度内完了が困難となったことによるものであります。

以上で、土木建築部の概要説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑については、決算議案の審査等に関する基本的事項に従って行うことといたしますので、十分御留意を願います。

総括質疑を提起しようとする委員は、質疑の際にその旨を発言するものとし、明1月12日、本委員会の質疑終了後に改めて、その理由の説明を求めらることにいたします。

また、総括質疑の提起があった際、委員長が総括質疑を提起した委員に、誰にどのような事項を聞きたいのか確認いたしますので、簡潔に説明するようお願いいたします。

その後、決算特別委員会における総括質疑について意見交換や当該事項の整理を行った上で、決算特別委員会に報告することといたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、決算

特別委員会に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しましては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する決算資料の名称、ページ番号、事業名等をあらかじめ述べた上で、説明資料の当該ページを表示し、質疑を行うようお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、質疑時間の譲渡の確認)

○呉屋宏委員長 再開します。

島袋恵祐委員から、質疑時間の5分を比嘉瑞己委員に譲渡したいとの申出がありましたので御報告をいたします。

なお、質疑の持ち時間を譲渡した委員は、譲渡受けた委員の質疑中は着席をする必要がありますので御承知を願います。

それでは、これより直ちに土木建築部関係の決算事項に関する質疑を行います。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 皆さんおはようございます。

明けましておめでとうございます。

まず、375ページのハシゴ道路等ネットワークの構築について、事業の効果、課題について成果が出ております。

その(2)番の高規格ICアクセス道路整備事業について、交通渋滞緩和に寄与することができましたとありますけれども、どういうふうに緩和されたのかお伺いします。

○前武當聡道路街路課長 お答えします。

ハシゴ道路ネットワークの構築事業につきましては、南北軸となる3本の柱と東西の連絡を強化し、バランスの取れた道路利用を推進することにより、渋滞緩和を図ることを目的として実施しているところでございます。

幸地インター線につきましても、そのハシゴ道路ネットワークという位置づけで、今、整備を推進しているというところでございます。

○仲里全孝委員 確認したいのは、やはりインターチェンジを整備したからこのアクセスする道路が、今まで渋滞だったものをちょっと緩和されているのだと思うのですけれども、どういうふうに緩和されたのか教えてもらえないですか。

○前武當聡道路街路課長 幸地インター線につきましては、今、整備中でありまして、まだ供用してい

ない状況ですので、今後供用した後にそういった滞留などが確認されて、渋滞の緩和効果が発現されるのかなと考えております。

○仲里全孝委員 課長、金武インターチェンジの改築、整備が完了されているのは御存じでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 委員がおっしゃるところはキャンプ・ハンセンへの直接乗り入れするための米軍専用のゲートかなと認識しておりまして、そちらが整備されているということは認識しております。

○仲里全孝委員 その整備を完了してから国道329号、これまで渋滞で朝の交通、そして通学に支障があったものが、ほぼ100%緩和されているのですけれども、その情報は入っていますか。

○前武當聡道路街路課長 北部国道事務所のほうで調査しているということで確認を取っております。

その中で、国道329号の渋滞緩和効果が確認されているというふうなことは報告を受けております。

○仲里全孝委員 そこですすね、課長、このいわゆる交通緩和をするには、やはり最も大切なのはインターチェンジの出入りの整備を見直す必要があるのではないのかと思うんですよ。

そこで少し確認したいのですけれども、県の連携はどういうふうになっているのかどうか知らないのですけれども、今マスコミ等で南インターチェンジ、北インターチェンジ、これ桃原インターチェンジのことかなと思うのだけれども、この整備を進めるといふようなことを聞いているのですが、これは把握されていますか。

○前武當聡道路街路課長 池武当インターチェンジにつきましてもハシゴ道路ネットワークに位置づけられておりまして、こちらにつきましては沖縄南及び沖縄北インターチェンジ、その周辺の渋滞緩和等に資するものでございます。

県におきましては、令和4年9月に都市計画決定を行っておりまして、今年度、令和5年8月に国土交通大臣へ沖縄自動車道への連結許可申請を行いまして、9月に許可を得たところであります。

現在、沖縄市と連携し、事業化に向けて取り組んでいるところでございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

ここ、私もちょっと報道等を見て、これはいい考え方だと思うんですよ。

そこも、国道から出入りするところは、朝夕相当な渋滞があるのです。

そこで少し確認したいのですけれども、その両脇、南インターチェンジも朝夕物すごい混雑なんで

すよ。

今後インターチェンジというのは、計画的に整備していく予定なのでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 沖縄南インターチェンジの整備につきましては検討はしていない状況でございますが、今、渋滞ボトルネック対策としていろいろな主要渋滞箇所がございますので、昨年度に沖縄北インターチェンジの周辺の渋滞対策は取り組んだところでございます。

今、手元に資料がございませんので、南インターチェンジ、どういった対策を取ったかというのは、すみませんが、把握していない状況でございます。

○仲里全孝委員 ありがとうございます。

この計画、国と連携を取って前向きに取り組んでください。

そこで、あと1点ちょっと確認させてください。

金武町の104号線、これ県道になっていると思うんですけども、そこに以前からスマートインターチェンジへの要望というんですか、県のほうと調整しているというふうなことを伺っているのですけれども、その内容を教えてもらえないですか。

○前武當聡道路街路課長 金武町付近のスマートインターチェンジにつきましては、接続する路線は今おっしゃった県道104号線、それが想定されるというところで米軍施設の用地の使用等に関する協議を伴うだろうというところでは慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

そういったことも踏まえまして、県として今年度、金武町と2度ほど意見交換を行っておりまして、近々では11月末に意見交換を行っておりまして、今後どういった形で進めていくかというのは、今、意見交換をしている状況でございます。

○仲里全孝委員 ぜひ金武町と連携を取って進めていくよう、よろしくをお願いします。

次に、395ページ。海岸堤防等老朽化対策緊急事業について確認したいと思います。

そこで課題等を確認すると、本土復帰前後に築造された海岸保全施設が多く存在するとあるが、その内容を教えてもらえないですか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

こちらに記載してございます本土復帰前後に築造された海岸保全施設が多く存在すると申しますのは、琉球政府時代と復帰後に整備された護岸のほうに現在、数多くそのままの状態に残っているということが老朽化しているというような状況がありますので、その辺が課題だということになります。

以上です。

○仲里全孝委員 これ、計画的に老朽化対策緊急事業を実施するとありますけれども、既に調査はされていますか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えします。

県のほうで整備し管理している護岸につきましては長寿命化計画というのを策定しております、それに基づきまして順次整備を行っているというところでございます。

以上です。

○仲里全孝委員 課長、私が少し確認したいのは、やはり復帰以前、何年前なのか分からないのですが、護岸が設置されているのだと、あっちこっちにあるんですよ。

私も、実際少し確認しているのですけれどもね。

それも調査して、どこにどういった護岸が設置されているのか、もう調査されていますか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えします。

県が現在管理している護岸につきましては長寿命化計画を策定して調査をしているということと、まだ行っていない箇所があるのを今後調査していくというようなことも考えております。

○仲里全孝委員 課長、ぜひ早めに調査して、どういった対策ができるのか進めてください。

397ページの耐震化対策についてお伺いします。

まず、その中の民間建築物耐震化支援事業、執行率が47.6%になっているのですけれども、内容を教えてもらえないですか。

○仲村麗子建築指導課長 お答えします。

民間建築物耐震化支援事業の概要としましては、民間建築物で実施する耐震診断や耐震改修に対し市町村が補助を行う場合、当該補助額の2分の1を県が補助する事業となっております。

執行率につきましては、事業費のうち当初予算額の繰越額が1388万6000円となっておりますが、そのうち繰越額は1322万6000円執行しております、現年予算の分が次年度に繰越しということで執行率がこの数字となっております。

○仲里全孝委員 これは当初の予算を計上した、県の持分が2分の1、それでも執行率は50%にも届いていないということなんですけれども、その原因は何ですか。

○仲村麗子建築指導課長 執行率は前年、令和3年度から令和4年度に繰り越した額が令和4年度執行となっております、令和4年度の現年度予算分の工事が令和5年度に繰り越したことから、全体事業

費として約半分の執行率となっています。

○仲里全孝委員 令和3年の分の繰越しを令和4年度の予算と一緒に組み込んで、皆さんは実施したと。

実際、令和4年度の分の予算というのは、執行率ってこれ、どれぐらいあるんですか。

○仲村麗子建築指導課長 令和4年度の当年度分の予算としては、不用分5万9400円を除き、ほとんどの額を令和5年度に繰り越しております。

○仲里全孝委員 そこで少し確認させてください。

皆さんの成果表を確認すると、課題の部分に、(2)番に全ての市町村での補助制度の構築が必要であると。

その内容を教えてもらえないですか。

○仲村麗子建築指導課長 当該事業につきましてはさきに述べましたように、民間建築物に対して市町村が保全する場合に、その2分の1について県が負担するというような仕組みになってございます。

○仲里全孝委員 分かりました。

これは、事業主体はどこですか。事業そのものってというのはどこがやるのですか。市町村がやるのですか。

○仲村麗子建築指導課長 事業の実施自体は、民間の建築物の所有者となっております。

○仲里全孝委員 民間の所有者というのは分かるのですけれども、所有者が県に申請するのですか、所有者が市町村に申請するのですか。

事業主体はどこですかということなんですよ。

○仲村麗子建築指導課長 失礼しました。

民間が市町村に対して補助の申請をしまして、県としましては市町村に対し補助をしているというような仕組みです。

○仲里全孝委員 それは、事業主体は市町村ということですね。

それでよろしいですか。

○仲村麗子建築指導課長 そのとおりです。

○仲里全孝委員 あと1点確認させてください。

これ、簡易診断技術者派遣等事業、ポスター掲示や市町村広報への耐震に関する掲示を行うことで普及啓発を図ることができたところなんですけれども、それを県がやるわけですか。その普及作業は県ですか。

○仲村麗子建築指導課長 簡易診断技術者派遣等事業は、昭和56年以前に建築された住宅への技術者を派遣しまして、簡易的に耐震診断を行っております。

そのほか記載のとおり、相談窓口の設置ですとか市町村広報紙やポスターを活用した情報発信、技術

者を対象とした講習会の実施により建築物の耐震化について普及開発をする事業として、県が実施しております。

○仲里全孝委員 ポスターの掲示も県が、普及活動も県が。これ、県の事業ではないですか。

○仲村麗子建築指導課長 先ほどの事業主体の話と関係すると思います。

すみません、失礼いたしました。訂正させていただきます。

簡易診断技術者派遣等事業、御指摘のとおり県が直接実施している事業でございまして、民間建築物耐震化支援事業としましても、市町村に対する補助としては県が実施主体となっております。

失礼いたしました。

○仲里全孝委員 何かここにね、相談窓口は県となっているのですよ、相談する窓口。公共物であっても、これ民間であっても、窓口は県なんですよ。だから県が率先してやらないと、いつまでたっても耐震検査実施、民間というのはやはり木造とかいろいろもろもろ書いてあるんですけどね、なかなか厳しいものがあるんですよ。皆さんも御存じのとおり成果表に出ているんですけどね。

いずれにしても、今後、市町村と連携を取って取り組んでください。

以上です。

○呉屋宏委員長 次に下地康教委員。

○下地康教委員 私は、この監査委員から出ている資料なんですけれども、意見書の5ページ、特別会計の決算についてというような事項があります。

その中で、地方自治法第208条第2項の規定により、各会計年度の歳出にはその年度の歳入を充てなければならないと定めていて、これは繰上充用ができるという形ですけれども、これ出納期間内に行うべきものだとされているというふうになっていますね。

この件ですけれども、部長から歳入歳出決算書の説明がありました。それで、繰上充用により治癒したという話になっていますけれども、これ歳入済額の決算書の中でその繰上充用をしたというような記述はどこにありますか。

○呉屋健一港湾課長 お答えいたします。

令和4年度の沖縄県の歳入歳出決算書の中の34ページ、宜野湾港の特別会計になりますが、その下段の下のほうに歳入歳出差引歳入不足額54万4096円とありまして、その下に、このため翌年度歳入繰上充用金ということで同額が表示されております。

○**下地康教委員** これは令和4年度歳入歳出決算書の中で表示をされているということですよ。

先日、その監査委員、代表監査の方々との質疑がありました。その結果、出納期間経過後に、知事の専決処分によって予算措置が行われたと、繰上充用が行われたということですが、これは確実に違法だというふうに監査委員の方から指摘をされています。

つまり、治癒という表現を使っていますが、会計上はお金の出し入れで赤字が収まったということでもあります。これは違法性があると、違法だというふうに監査委員からの指摘がありました。

それに関する、やはり、執行部というのは違法を行ったということですよ、つまりその違法を行ったことによる治癒の作業、決裁も含めて。その資料を提出していただきたいというふうに思いますけれども。

○**呉屋健一港湾課長** 関係資料を提出いたします。

○**下地康教委員** 提出していただくというふうに理解してよろしいですか。

○**呉屋健一港湾課長** そのとおりでございます。

○**下地康教委員** 今回の決算の時期というのは、年を越してこのようになっているのですけれども、それに起因する大きな原因というのはこの繰上充用、違法性を持ったその案件ということでありました。これは、やはりゆゆしき事態だということでもありますので、要するに、その違法性をもって治癒をしたという手続は、やはり県民にはしっかりと明確に、つまびらかに示さなければならぬというふうに私は考えていますので、その辺りはしっかりと謝罪も含めて、その執行部がどのようにしてそういう処置をしたのか、それはやはりしっかりと公表する必要があります。

これは開示請求という話ではないと私は思っておりますので、これは県民に対する誠意、行政に対する信頼ということでもありますから、その辺りをしっかりとやっていただきたいと。また、答弁においても、その資料を提出するということでもありますから、それをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次は、令和4年度の主要施策のほうですけれども。まず公営事業に関してですけれども、386ページです。

その中で、執行率が67.1%と非常に低い執行率になっています。その理由はどうなっていますか。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

こちらの執行率につきましては、まず繰越しが、

住宅建設費におきまして31億2596万660円ございます。

繰越しの主な内訳としましては、南風原第2団地、高原団地などの建て替え事業、それから各団地の設計、解体、また改修工事、これらの計画変更などによる繰越しとなっております。

○**下地康教委員** 繰越しにおいては、例えば用地であったりとか、そういういろいろな、ほかの関係機関、行政機関との調整であったりとか、そういったのがあると思うんですけども、その計画変更による繰越しというのが、果たしてその当初の計画がしっかりとされていたのかどうかというような疑問もありますので、具体的にどのような計画の変更があったのか。

これだけ大きなその繰越率っていうのか、それがあつたので、主な計画変更というのはどういうものがあつたのでしょうか。

○**當山真紀住宅課長** 主な変更事項としましては、例えば、基礎工事の前に行う磁気探査などで異常点が多く見られたことによるその確認探査に時間を要したものでありますとか、それ以外では、同じくその基礎工事の際に埋蔵物、その地下の洞窟などが発見されたことによりまして関係機関との協議などに時間を要し、それにより工程が少し後ろにずれたといたしますか、長くかかりまして繰越しに至つたものとなっております。

○**下地康教委員** いろいろな理由があるとは思いますが、例えば公営住宅においては、やはり老朽化による再整備というのが大きな整備の理由であったり、また新たな要求、要望があつたときに整備をしていくということですから、やはり住宅の整備というのは、要するにスピード感を持って、やはり市民、県民の皆さん方から非常に大きな要望がありますので、それをじっくり、しっかりと計画も含めて、調査も含めてスピーディーな事業進行をお願いしたいというふうに思います。

次は410ページの離島港湾の整備です。これの執行率がおおよそ76%という形ですけれども、この主な離島の港湾の整備というものはこの地区で、おおむねどのぐらいの予算で整備をしているのか、また、それは継続があれば継続であるし、終了であれば終了というようなことをお聞かせいただけますか。

○**呉屋健一港湾課長** 離島港湾になりますが、港湾改修費でいきますと伊江港、水納港がございます。

社会資本整備総合交付金でいきますと前泊港、兼城港、南北大東島とか、あとは八重山のほうにいき

ますと、白浜港、祖納港などを行っております。

○下地康教委員 今、その離島の港湾の整備の箇所をお聞きしたんですけれども、その中で一番大きな事業費というのはどこの港でしょうか。

○呉屋健一港湾課長 令和4年度に執行したものでいきますと、前泊港で3億4000万余りとなっております。

○下地康教委員 前泊港というのは、これ、多良間村の話ですか。

○呉屋健一港湾課長 失礼しました。

北部のほうになります。同じ前泊がございますが、伊平屋村の前泊港ということになります。

○下地康教委員 これも、執行率も76%と、よくやったというようなその執行率ではないというふうに考えるんですけれども、これ、港の場合はどういったいろいろな要件があって、その執行率にとどまっていますか。

○呉屋健一港湾課長 委員がおっしゃるように各港によって特性が違いますので、それぞれの理由はあるんですけれども、例えば、ブロック等を造る場合には製作ヤードとしてほかの港を使わざるを得ないというところがありますので、その港の施設管理者との調整に時間を要したりとか、そういったものとか、あるいはしゅんせつ等であれば漁組の皆さんとの調整が必要であったり、マリンレジャー関係の方々の調整が必要ということで、様々な理由からこのような繰越しの理由となっております。

○下地康教委員 やはりその繰越しの理由というのは、なかなかほかの機関というんですかね、そういった調整が非常に難しいというのはあるんですけれども、それをまたあらかじめ計画をしっかりと説明をして、事前にその繰越しのないように努めていただきたいというふうに思います。

次に、離島における道路・街路整備事業ですけれども、415ページです。

マクラム通り、これ宮古地区ですね、マクラム通りほか1か所という話が記載されていますけれども、このマクラム通りのほうは、私もよく議会の一般質問において質問をするんですけれども、これはたしか令和5年度の補正で予算がついたということがあったのですが、もう令和4年度のその事業がなかなか進まないというのがありますが、このマクラム通りの令和4年度における進捗率というのはどういうふうになっていますか。

○前武當聡道路街路課長 今手元に令和5年3月末時点のを持っておりまして、それでいきますと、令

和5年3月末時点で、事業費ベースで約79%、用地取得率につきましては約82%となっております。

○下地康教委員 事業の全体の進捗率はよく説明を受けるんですけれども、令和4年度においてはこれ、どうなんですかね。

○前武當聡道路街路課長 マクラム道路整備につきましては、令和4年度の予算ベースでいきますと約7000万となっております、そのうち繰越しのほうが約1600万という状況でございます。

○下地康教委員 この7000万の事業ってというのは、これは工事ですか。それとも委託、それと用地買収、いろいろあるのですが。

○前武當聡道路街路課長 内容としましては工事、あとは補償もありまして、あと委託調査費もついでございます。

○下地康教委員 県道の工事が年間7000万と、非常にこれ低い予算というふうに私も見えていますけれども、いろいろ事情があるとは思いますがしっかりと予算を執行して、事業が早期完成するように努めていただきたいというふうに思います。

それと、このマクラム通りほか1か所というふうにありますけれども、ほか1か所というのはどこですかね。

○前武當聡道路街路課長 市場通り線の西仲宗根でございます。

○下地康教委員 今、路線名を答えていただけののですか。

○前武當聡道路街路課長 街路名として、市場通り線でございます……。

失礼しました。

都市計画道路というのを街路事業で今やっています、市場通り線というような認識でしか持ち合わせておりません。

○呉屋宏委員長 それでは次に移ります。

座波一委員。

○座波一委員 成果報告書から行きます。

まず、374ページのハシゴ道路ネットワークです。

これは、沖縄県土木建築部においては本当に主要な事業だと思っておりますけれども、進捗が停滞している理由には、補償内容の不満とか相続、要するに用地の取得が滞っているというような内容なんです。

それについては、全般的な事業に言えるけれど、毎年同じような報告が上がっているわけです。

そういう中で、県はどのような体制を取って、あるいは土地収用法も含めてどのような体制を持って

いるか、方針をお願いします。

○前武當聡道路街路課長 南部東道路の早期供用に向けて、優先区間を決めて整備に取り組んでいるところでございます。

○呉屋宏委員長 休憩します。

(休憩中に、座波委員から全般的な答弁をするよう指摘があった。)

○呉屋宏委員長 再開します。

前武當聡道路街路課長。

○前武當聡道路街路課長 道路整備事業に対して、まず用地取得につきましては関係市町村、あと必要に応じて土地開発公社等と連携して、任意交渉を続けて用地取得に取り組んでいるところでございます。

一定程度やはり難航していく案件につきましては、土地収用法を活用して収用裁決申請等を行っているところでございます。

○座波一委員 土地収用法を適用してやっているという事実は、今、実績が出ているのですか。

○前武當聡道路街路課長 石垣空港線ではそういった実績がございます。

○座波一委員 できるものはもうやるという方向で、そういう方針が持てないのかという質問の趣旨ですけれどね。

○前武當聡道路街路課長 現在、南部東道路につきましてもそういった手続を今進めているところで、近々では街路事業で真地久茂地線なんかも土地収用法で進めている案件がございます。

○座波一委員 手続も南部土木事務所のほうでやるのですか、土地収用事業の関係は。

○前武當聡道路街路課長 手続につきましては、所管する土木事務所のほうが県のほうに、我々のほうに出して、収用委員会のほうに提出するという流れでございます。

○座波一委員 では、土木事務所から上がってくるものの中で、それをやって土地収用に該当させていないものもあるのですか、どうですか。

100%上がったらやっているのか。

○前武當聡道路街路課長 土地収用法の手続に向けて上がってきますので、それは受理して申請しているところでございます。

○座波一委員 それにしては、そういうできない理由を毎年毎年このように上げること自体がおかしいと思いますよ。改善がされていないということを指摘したいと思います。

南部東道路の問題も全く同じで、遅れておりますが、例えば地域連携道路事業、あるいは高規格道路

整備事業、あるいは社会資本整備交付金、これはハード交付金とは違う予算なんですよ。

だから、そういう予算で確保しているにもかかわらず、これで土地収用も含めて用地買収ができないというのは非常にもったいない話なんですよ。

ハード交付金が厳しいから、こういったもの自体で事業できるものはどんどん進めないといけないというのがあるわけですけど、それだから言っているのですよ。

そこはどう思いますか。

○前武當聡道路街路課長 繰り返しになりますが、そういったやはり難航案件につきましては土地収用法も活用して動いているところでございます。ハード交付金でいきますと、街路事業になるのですが、先ほど申しあげました真地久茂地線で土地収用法を活用して取り組んでいる案件がございます。

○座波一委員 今言った3つの事業のハード交付金以外の予算は、予算要求というのはどのようにしているのですか。

○前武當聡道路街路課長 必要額を積み上げまして、それを国に要望しているところでございます。

○座波一委員 内閣府ではなくて直接国交省に。

○前武當聡道路街路課長 内閣府のほうに要望しているところでございます。

○座波一委員 ハード交付金ではないから、一括交付金ではないから、これ国土交通省にも交渉すべきことではないかなと思っていますけれども。

○前武當聡道路街路課長 県のほうから内閣府のほうに要望いたしまして、内閣府のほうから各省に要望しているところでございます。

○座波一委員 今後の交渉の在り方としては、ハード交付金以外のものは、省庁に対する直接要求というのは非常に僕は重要だと見ているので、そこをやるべきじゃないかという指摘ですよ。

それを答弁をお願いします。

○前武當聡道路街路課長 予算要求の手続上、先ほど申し上げたとおりですが、個別に本省に赴きまして要望活動をしているところがございます。

○座波一委員 県の体制として内閣府以外への省庁への直接交渉は、ぜひやるべきだということでおきます。

376ページ、ボトルネック対策。

今の事業とも関連してきますけれど、実は南部東道路の今の終点予定地にはコストコが来年夏開業します。

これはもうあくまでも、もう我々のこの一般市民

からももう大渋滞が予想されて非常に心配している声が多いんですよ。

だから、せめて交差点の改良工事をして、右折帯工事を整備しないと、これとんでもないことになるよということですけど、県の認識はどうですか。

○前武當聡道路街路課長 大型商業施設の開業に伴う周辺の交通状況が変化することにつきましては、まず、南城市のほうが関係法に基づく手続きを行っておりまして、開業後に事業者が取り組むべき内容が示されており、県としてもその内容は把握しているところでございます。

せんだっては南城市とも意見交換をさせていただいて、そういった共通認識を持っている中で、今後はどういった対応が可能かというのは意見交換を南城市としているところでございます。

○座波一委員 ボトルネック対策の趣旨をもう一度確認します。

○前武當聡道路街路課長 渋滞ボトルネック対策につきましては、慢性的な交通渋滞の緩和に向けまして、国や県等、関係機関で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会で特定された主要渋滞箇所につきまして、道路整備に合わせた交差点改良をするとともに、短期的に実施可能な渋滞対策というところでございます。

○座波一委員 道路改良といえば2車線を4車線に拡幅するとか、そういった改良工事ですけど、こういう大規模な事業ではなくても、もうこれ人口減少時代にある意味で入っているから、2車線のまま交差点をスムーズにすれば改良する必要もない、拡幅する必要がないという道路はたくさんあると思うのですよ。だから、僕は前から言っているとおり、各地域の主要と思われる交差点の改良工事を一まとめにした事業、これが僕はボトルネック対策だと考えているんですけどね。そういったものに集約して、交差点改良事業というものを予算をつけてやっていくという方法を取れないものかと考えているわけです。

そういうふうなことは考え方としてどうでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 ただいま委員がおっしゃった件につきましては、市町村がまずどういった認識であるかということも意見交換しながら、どういった対応ができるかというのは意見交換の中で議論できればと思っております。

○座波一委員 だから、市町村は拡幅を含めた工事でしか交差点改良できないと考えている節があるの

ですよ。そうではないと。拡幅しなくても、この交差点を改良してほしいというのがあれば、検討すべきだと思いますよ。

どうですか。

○前武當聡道路街路課長 繰り返しになりますが、市町村とはそういった形で意見交換を進めていって、地元の意向というのも聞きながら、どういった対策等ができるかというのは議論していきたいと思えます。

○座波一委員 とにかく大規模な拡幅工事だけが改良ではなくて、交差点改良というのを一つの事業として位置づけるという発想も必要だと思いますよ。

389ページの沖縄県居住支援協議会事業推進補助金事業です。

これ市町村は今どこがその対応をしているのでしょうか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

居住支援協議会ですけれども、県内では市町村の居住支援協議会の設立が現在ではない状況でございますが、1つの自治体において居住支援協議会の設立に向けて現在準備を進めているところでございます。

○座波一委員 結局、市町村協議会の設立がないという状況。

これは、この趣旨に非常に沿っていない展開になっているけれども、850万はこれは何に使ったのですか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

こちらの850万につきましては、市町村協議会ではなく沖縄県居住支援協議会が設立されておりまして、こちらの協議会の活動費用となっております。

○座波一委員 この事業の目的が住宅確保要配慮者に対する民間住宅の支援等々があるわけですけどもね。

これはもう非常に重要な社会福祉の事業ですが、これがこんな状態ではどうなんでしょうか。県営住宅と公営住宅としての趣旨に反するのではないかと考えていますけれど。

○當山真紀住宅課長 住宅においては、県営住宅をはじめとする公営住宅と、それから民間の住宅、持家であるとか、賃貸住宅であるとか、そういった住宅があると思えます。

当然ながら、県としましては県営住宅の整備、そういったものにも力を入れてまいりますし、また一方で、県営住宅のみでは住宅の供給というのが必ずしも十分でないという状況もございますので、民間の住宅、主に賃貸住宅のほうを活用しまして、こう

いった住宅確保要配慮者、いわゆる高齢者ですとか、障害者の方、こういった方たちの住宅を確保するべく、居住支援協議会を活用しまして、住宅確保要配慮者の住宅の確保に努めていきたいと考えております。

○座波一委員 民間企業はこれに応じることは可能ですか。

○當山真紀住宅課長 居住支援協議会での事業としまして、あんしん賃貸住宅支援事業というものがございます。

こちらが住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として登録する制度となっておりますが、こういったいわゆるアパートの登録であるとか、また、不動産業者につきましても、あんしん賃貸住宅の協力店としまして登録をするなど、こういった住宅確保要配慮者の住宅の確保について民間事業者の協力も不可欠なものと考えております。

○座波一委員 対応できていますかということです。不可欠だから、できていますかということ。

○當山真紀住宅課長 県の協議会のほうでは、こういった方々から相談を受ける業務も行っております。

昨年度、令和4年度の相談の実績としまして、こちらが116件ございました。

これについて、必ずしも全てが入居に至っているわけではありませんけれども、こういった相談を受けることと、また、県の協議会ではやはり全てをカバーすることは難しいと考えてございますので、先ほど委員のほうからもございました市町村の居住支援協議会、こちらのほうを立ち上げていただきまして、各地域での相談に対応していただきたいと考えているところでございます。

○座波一委員 全く対応が後手だと思いますよ。

民間企業もこういった難しいケースは簡単にはいかないのです。

市町村もゼロ、結局、沖縄県の住宅課ができるかといったらできないでしょう。

どうするのですかということです。これは社会福祉事業の最たるものです。考え方はどうですか。

○當山真紀住宅課長 現在、県内のほうでは市町村の協議会の設立はまだゼロという状況ではございますけれども、今年度、1つの自治体において設立ということで報告を受けているところでございます。

また、県の協議会では5市の会議もございまして、こちらの5市につきましては、当然ながら各市での協議会の設立ということをこれまでも促してきておりまして、勉強会なども実施しております。

また、その他の市町村におきましても同様に情報提供であるとか、意見交換などを行ってきております。

また、今年度は県民ですとか、自治体、関係団体向けに沖縄県居住支援シンポジウムというものを今月開催する予定としておりますので、広く県民、それから関係者、事業者などにも周知を図っていききたいと考えております。

○座波一委員 これ、国の補助金はないのですか。

○當山真紀住宅課長 今回の協議会の予算としましては、社会資本整備総合交付金を活用した事業となっております。

これ以外にも、国のほうから、こういった活動をする居住支援協議会などに対して、直接補助する仕組みもございます。

○座波一委員 国の補助金あるわけですか。

○當山真紀住宅課長 はい、国の補助金もございます。

○座波一委員 では積極的に活用して、これはやるべきだと思いますよ。

402ページの砂防事業です。

これ、土木建築部のほうで砂防事業をやったということでもありますけれども、これ実際、赤土対策にも非常に効果が出ているというような情報がありますが、その辺は確認していますか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

砂防事業につきましては、土石流等の土砂災害から人家、耕地、公共施設等を保全することを目的としておりまして、砂防事業で整備する砂防堰堤につきましては上流からの土石流を受け止め、下流部への土砂流出を防ぐものとなっております。

現在、環境部におきまして、砂防堰堤からの赤土流出等についての調査を行っているということを承知しておりますが、砂防堰堤自体が赤土等の流出防止の機能を有しているかということにつきましては、少し注視しているところであります。

○座波一委員 だから、そういう効果があるということは聞いているのかなと思って期待して聞いているのですけれど。これは何が言いたいかということ、環境部と連携して、ぜひとも砂防事業を展開したほうがいいと思います。

これは河川から流れてきて赤土は今、海に入っているということは分かっているんですよ。だから、河川に対する砂防事業が、やはり赤土流出に対する対応としては一番効果があるのではないかという気がします。

ですので、そこら辺も十分、環境部と連携して対応をお願いしたいと思っています。

○川上呂二海岸防災課長 お答えします。

先ほど申しましたように、砂防事業につきましては主に土石流を防ぐということのものでありますので、実際、砂防堰堤につきましてはスリット、切り欠きとか、水抜き穴などがありますので、そういったもので赤土流出防止に対して、どの程度効果があるというのはちょっとこちらのほうで把握してございませんので、今後環境部と情報を共有していきたいと思っています。

以上です。

○座波一委員 環境部は事業が取れていないわけよ。全くない、予算がない。土木建築部が動かないとできないのです。それでそういう話しているんだけど。その辺調整して、環境部に予算をあげたらどうですか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えします。

土木建築部で持っている砂防事業については、その砂防事業に特化した予算でございますので、環境部へ予算をあげるということは厳しいのかなというふうに考えております。

以上です。

○座波一委員 ぜひ連携を取って、赤土対策を土木建築部と連携してやるようにお願いしたいと思っています。

次に、407ページの下水道事業です。

広域の下水道で南城市大里が中城湾の南部広域に編入されているはずなんですけれど、それがなかなか実現しない。

これは何ですかね。

○上原正司下水道課長 お答えします。

南城市の下水道事業計画において、大里地区の汚水は、市の汚水幹線を経由し、県の中城湾南部流域の汚水幹線へ排除され、終末処理場である西原浄化センターにおいて処理される計画となっております。

近年のハード交付金の配分額不足により、下水道整備の進捗に影響が出ていることに加えて、南城市内における開発の進展等に伴い、事業計画区域の拡大を行っていることもあり、下水道の整備が遅れているものと考えております。

○座波一委員 ハード交付金の影響でもありますがけれど、この管路が与那原を通っていくものですから、与那原の町内での工事について、ちゃんと整理されていますか。

これは県事業でやるんですか。それとも、どこの

自治体がやるのですか、南城市ですか。

○上原正司下水道課長 大里地区の下水を排除するための幹線については、南城市において自ら整備することを前提に複数ルートを検討を行い、与那原町内を通過するルートを決定しております。

その後、市は令和元年度に都市計画決定及び下水道事業変更を行い、令和2年度から下水道整備に着手しております。

県としましても、市の下水道整備が円滑に進むよう、与那原町と調整しながら進めていきたいと思っております。

○座波一委員 これは当初から南城市負担でやるということになっていたのですか。

この南城市から与那原を通してあちらに行く場合は、県の事業でやるべきではないかという意見もあるのですが、どうですか。

○上原正司下水道課長 県の流域下水道は、市町村の2市町村以上における下水を排除するために行われる事業でございます。

今回も南城市の大里地区については南城市だけの排水排除となっておりますので、南城市のほうで幹線を整備し、流域下水道の幹線まで引っ張ってくるということになります。

○座波一委員 最後に410ページ、離島港湾の整備です。

これはもう非常に離島振興の要で重要な整備計画ですが、かねてから要望のあるところがたくさんあるのです。

その中で、今回の重要拠点整備事業というのが国から方針が打ち出されたということについて12か所整備すると言っていますが、これは政治的なもの抜きで、できる方向で、できるものはやるというぐらいの柔軟さも必要だと思うのです。

必ずしも、国もそういった軍事問題に直結するものではないと思われまますので。

防衛省のメニューとしても、民生安定化事業というのがあるんですよ。そういったものを使えば十分可能じゃないかと。長年の懸念に応えるべく、予算が取れる可能性があるということ。

そこは認識はないですか。

○下地良彦土木建築部参事 お答えいたします。

昨年11月に政府関係者から県に対して、総合的防衛力強化に関する政府の取組について説明がございました。

その内容は、特定重要拠点空港・港湾とは南西諸島の地域等、必要な空港・港湾について民間との共

用を前提に自衛隊が利用できるように整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。

県としては引き続き情報収集を行いながら、適切に対応していく考えとしております。

○座波一委員 情報が足りないとか、詳細が分からないとか言うけれど、これだから、こちらから積極的にやらないといけないのではないのか。

部長、どうですか。

○下地良彦土木建築部参事 国に対しては不明な点、あるいは詳細の部分について、分からないところについて質問等を投げかけて、そのやり取りをしているところでございます。

○座波一委員 そういう重要拠点というものをあまりにも防衛とか軍事面で捉え過ぎているのは沖縄県のほうではないかなと思うのがあるのです。この辺をもっと柔軟にうまく活用できないかというのが趣旨ですが、そこを部長、考えないといけないのではないか。そうじゃないと、これまで要望があった地域の整備というのはめどが立たないですよ、これ。

○前川智宏土木建築部長 特定重要拠点について、今、下地参事のほうから答弁させていただいたところでございますが、詳細がつまびらかになっていないというところもございしますが、その辺を詳細に確認をしながら、民間需要等も踏まえて、今後、対応については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

まず、今回、予算全体について質疑をしますけれども、予算現額ハード交付金というので、これまで減額されている中、全国一律のルールで、これまで土木建築部というのは、いろいろ様々な事業をしていますけれども、今回全国一律のルールの中で補助金を活用した事業はどれくらいあるのでしょうか。

○新垣雅寛土木総務課長 お答えいたします。

令和4年度決算において内閣府一括計上予算を除いた各省計上の国庫補助金等を活用した事業は24事業あり、補正予算額等を含めた国庫ベース、国庫支出金のみであります。合計では予算現額40億3567万5000円に対しまして、決算額は22億8425万円となっております。

以上です。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

予算としては40億で、決算ベースで22億ということで非常に頑張って予算を獲得には行っているのですが、この実際、活用できなかった、全部執行できなかった要因というのは何があるのでしょうか。

全体に言えることなので、お願いします。後で分かったら教えてください。

ここであるのが決算の22億ということで、継続的に次年度とかに繰越しとか手続がやはり必要だと思う。そういった手続はしっかり取られているという認識でよろしいでしょうか。

○新垣雅寛土木総務課長 そのとおりでございます。

○玉城健一郎委員 よろしく申し上げます。

続きまして、沖縄都市モノレール輸送力増強事業及び利便性の高い公共交通ネットワークの構築のところから少し質疑をさせていただきます。これ主要施策のところからです。

沖縄都市モノレールが3両化しているというところで、観光客がかなり戻ってきていて、私もいっぱい乗れないこともちょくちょく出てきているんですけども、現在のモノレールの台数と、3両化の稼働状況ってどうなっていますか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

沖縄都市モノレールは、令和5年8月に3両編成車両2編成の運行を開始しており、その時点で所有する車両は2編成車両が21編成、3両編成車両は2編成の計23編成となっております。

3両編成車両の2編成は那覇空港駅及びてだこ浦西駅の始発便となっております。乗客が混雑する朝夕の時間帯に運行し、混雑緩和に努めております。

○玉城健一郎委員 分かりました。ありがとうございます。

今後この3両化というのを増やしていくという考えでよろしいでしょうか。

というのは、2両化のときというのが、例えば県庁前とかで満杯で乗れないというのがちょくちょく私遭遇するんです。

それは朝だけではなくて、お昼どきでもいっぱいになったりとか、今、恐らく、一番はバスやタクシーの運転手が少ないという状況の中で、修学旅行だったりとか、ほかの団体の観光客さんもモノレールを使うようになっていて、その影響でほとんど乗れないということも結構あるので、今後モノレールの稼働をもう少し増やすのか、もしくは3両化をもう少し増やす状況というのが生まれてきているのかとい

うことがありますけれども、いかがでしょうか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

3両化についてでございますけれども、輸送力増強ということで、コロナ禍前に結構乗客は増えてですね、乗り残しがあったというところがございます。3両化で対応していこうというところがございます。現在予定している9編成のうち2編成が8月10日に運行が開始されたところがございます。

令和6年早期には2編成を追加し、合わせて4編成分の3両編成車両が運行する予定となっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。ぜひやってください。最近、私もモノレールよく乗りますので、よろしくをお願いします。

今年度の観光客もかなり増えている中で、モノレールの利用者の見込数というのをもし知っていたら教えてください。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

沖縄都市モノレール株式会社によると、令和5年度の1日当たり平均利用者数は、令和4年度実績4万6581人に対し、11.6%増の5万2000人を目標としており、令和5年度12月末時点での1日当たり平均利用者数は、目標を上回る5万3745人で推移しているとのことです。

なお、コロナ禍前の令和元年度の利用者数に対し、12月末時点の利用者数は96.4%となっております。

○玉城健一郎委員 やはりこのモノレールというのが、県民の足であったり、観光客の足としてかなり定着してきているのかなというのをこの数値から推測いたします。

空港駅の動く歩道は今ずっと止まっている状況ですけれども、あれは整備する予定ですか。それとも、もしくはもうあの距離なので、大胆にこれ、今後はもう整備をせずにとるという手もあるのかなと思いますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

空港駅の動く歩道については、ゴムベルトの老朽化に伴い、利用者の安全を考慮し、やむを得ず利用を停止しております。

歩道の修繕については、復旧に向けて取り組んでいるところでございます。

昨今の世界情勢の影響もあり、資材の調達に長期間を要することから、復旧は令和6年度以降となる

見込みとなっております。

○玉城健一郎委員 これは予算は問題ないけれども、資材がそもそも手に入らないから6年度以降という認識でよろしいのでしょうか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 予算につきましても、令和6年度の予算要求に向け取り組んでいるところがございます。資材についても1年以上やはりかかるということを聞いておりますので、令和6年度以降ということがございます。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

同じ修繕ですけれども、以前、モノレール駅でエレベーターが修理されていなくて稼働しないという状況があったのですけれども、現在、駅のエレベーターの点検だったりとか、修理というのをどのような体制で行っているか御説明をお願いいたします。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

モノレール駅エレベーターの維持管理については、沖縄都市モノレール株式会社へ管理業務を委託しております。

平成28年度までは、エレベーターの修繕が必要となった場合には、県が修繕工事を発注しておりましたが、現在、沖縄都市モノレール株式会社が一元管理を行っており、修繕の必要が生じた場合でも迅速に対応できるようになっております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

今後、この沖縄都市モノレール社の現状というのは、コロナのときはかなり厳しかったんですけども、今年度、これまでモノレール利用者も増えていきますけれども、現状はいかがでしょうか。経営状況というのは。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 モノレール株式会社の経営状況ということでございますけれども、旅行客は確実に回復しているところではございます。

しかし、依然としてまだコロナ禍前のように回復していないというところもあり、原油高騰による動力費の増とか、設備の経年劣化で修繕費が増加しているというところがございます。その対応が必要だということで令和8年度まで少し赤字が見込まれるため、先の議会で貸付けのリスケジュールについて認めていただいたというところがございます。

また、経営の状況につきましては、会社において、始発便の繰上げやコンビニの設置、ゆいレールマルシェ等による駅のにぎわいの創出など、利便性向上に取り組んでいると、利用者増に取り組んでいると

いうところでございます。

今後の見込みですけれども、令和6年度には、令和7年度からの中長期経営計画の策定を行う予定となっております。その中で、さらなる利用者増や収益改善に向けた取組について検討してまいりたいと考えております。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

ぜひ、このモノレールもしっかり県民の足になっていますので、しっかり土木建築部でも支えていたきたいと思います。

次に移りますけれども、下水道事業ですね。

こちら、主要施策のところなのですが、主要施策の一番最後のほうですかね。

現在の下水道人口普及率というのは県全体でどれぐらいありますか。

○上原正司下水道課長 お答えします。

下水道人口普及率とは、行政人口に対する下水道利用可能人口の割合であり、国が各年度末に数値を取りまとめておりまして、直近の令和4年度末時点においては沖縄県は72.1%となっております。

○玉城健一郎委員 72%ですね。

これ72%ということですが、都心部によっては90後半、98%とかそういった状況が生まれてきていると思うのですが、県全体において低い地域、そして高い地域、こういった傾向がございますか。

○上原正司下水道課長 沖縄県の下水道は流域下水道が3処理区ですね、中部流域、中城湾流域、中城湾南部流域ということで、流域関連は都市部のほうで行っておりますので、そこら辺の人口普及率は高めに出ておりますが、離島とか北部とか、そこら辺のほうで普及率が低い状態が続いております。

○玉城健一郎委員 下水道人口普及率向上に向けて、そういった都市部が高く、ほかの離島とか北部とかで低いという現状を踏まえた上で、下水道人口普及率向上に向けての取組って、どのようなことを行っていますか。

○上原正司下水道課長 下水道普及率の向上につきましては、近年ハード交付金の予算配分の不足が続いており、県内市町村の下水道整備に遅れが生じておる状態で、下水道整備を加速させることで下水道普及率の向上につながると考えております。

県では市町村に対して、ハード交付金に加えて、デジタル田園都市国家構想交付金等の活用を促しているところであります。

また、市町村と連携し、ハード交付金の予算確保

についても関係要路へ要請をするなど取り組んでまいります。

○玉城健一郎委員 分かりました。

ぜひまたよろしく申し上げます。

以上です。

○呉屋宏委員長 休憩します。

午前11時46分休憩

午後1時5分再開

○呉屋宏委員長 午前に引き続き質疑を再開します。新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 それでは令和4年度の主要施策のほうから質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず初めに、先ほどからありましたハシゴ道路ネットワークの構築についてお伺いいたします。

皆さんには、浦添西原線等で順調に工事は進んでいると思っておりますけれども、予算の都合で大分見えてきているところは進んでいるのだなということで住民からあるのですが、やはり予算執行の面では少し予算が足りないということで遅れていますし、また、この不用額にもあるように、この土地取得の件でうまく進んでいないのかなと思いますので、その辺の状況を少し説明していただけませんか。

○前武當聡道路街路課長 ハシゴ道路ネットワークにつきましては、国とも連携しながら整備強化に取り組んでいるところでございます。

先ほども申し上げましたが、事業を執行するに当たりまして、やはりまず用地の取得についてかなり補償内容の不満だとか、相続人が多数いるところで時間がかかっているところもございます。

一方で、土地の内諾を得たものの一部引渡し等に時間を要しているというところもございまして、やはり都心部、中心市街地といいますか、中南部都市圏の整備になりますのは、やはりそういった用地の取得というのがかなりネックになって、時間を要しているところがございます。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

ぜひその辺も含めて頑張っていただきたいと思っております。

次に、ボトルネック対策ですが、これ関連しますので、先ほどから質疑があったように、このはしご道路の形成と構築とボトルネック対策は一体だと思っております。

そういった中で前に策定されたはしご道路の形態が住環境によって大きく変化していると思っております。

ます。

今はもう東海岸地域は市街化調整区域、そして西海岸においてはロードサイド型の商業店舗が立ち並んで、住民が住める場所が中央に、沖縄の背骨のほうに集まっています、大分渋滞しているので、この背骨のほうの道路環境が悪化していると思いますので、その辺も含めて今回パーソントリップ調査をやっていますので、このはしご道路の中の計画はそのままでもいいと思うのですが、そういった渋滞対策なり、新しい道路の形成なりが必要ではないかなと思っておりまして、そういった面はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○前武當聡道路街路課長 県では、国、NEXCO西日本さんなどと構成されます沖縄ブロック幹線道路協議会というのがございます。

その中で新・沖縄21世紀ビジョン基本計画、沖縄県総合交通体系基本計画等の総合的なビジョンを参考に、目指すべき将来の姿を総合的に整理し取りまとめた沖縄ブロック新広域道路交通ビジョンを令和3年3月に策定しております。

現在、そのビジョンに基づきまして、将来像の実現に向けた広域的な道路交通の基本方針の1つにハシゴ道路ネットワークを踏まえて、広域的な道路交通ネットワークの強化を図ることとしておりまして、そのハシゴ道路ネットワークの構築強化に向けて取り組んでいるところでございます。

○新垣光栄委員 ぜひ、新しい計画、パーソントリップも含めて、このボトルネック対策、交通渋滞対策も含めた取組をハシゴ道路ネットワークでの構築で解決できるようにしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、道路景観等のほうに移っていきますのでよろしく願いいたします。

まず初めに、今、沖縄らしい風景づくりの支援事業ということで予算化された事業があるのですが、その中で課題として、景観アドバイスの会議や実務研修等、人材育成が必要だと、技術力の向上が必要だということが掲げられていますけれども、この辺をどのように、今、皆さんは対応していこうという考えなのかお伺いします。

○奥間正博道路管理課長 沖縄県におきましては沖縄県沿岸景観向上技術ガイドラインに基づき、性能規定などにより除草管理を導入しまして、雑草の背丈が低い状態を維持する取組など、新たな事業者の創意工夫を持った活動ができないかということで今、取り組んでおります。

○新垣光栄委員 具体的にこの事業で技術の向上等というのがあるのですけれども、コンサルの目指すべきということですので、どうでしょうか。

○奥間正博道路管理課長 具体的に持続可能な国際観光モデル事業というのがございますので、今後、実施するというので、重点管理路線等においてですね、地域と意見交換をしたり、また、どういう形で今後持続可能な施設になるかというのは検討していきたいと考えております。

○新垣光栄委員 私が言っているのは、この技術的な向上のために皆さん取り組まないといけないということで問題点を今——この新しい景観づくりの支援事業の中に課題として上がっているのですけれども、その技術的な向上のために、皆さんはどういう取組を推進していこうと思っているのかというのをお聞きしていますので。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 沖縄らしい風景づくり支援事業ということで、課題のほうに県内事業担当者、県内コンサルタントの技術向上が必要であるということがございますけれども、これらの課題については部内の周知や事業化の情報共有ということと、あと県及び市町村の職員、建設コンサルタント、建設業関係者等を対象に沖縄県建設技術センターと共催で沖縄県景観評価システムの実務研修会、あと公共事業における景観形成実務研修会をそれぞれ年1回ずつ開催して、そういった技術力向上に努めているところでございます。

○新垣光栄委員 県の職員の技術者もやはりいないといけないと思いますので、部長この辺技術者がいないとしっかりとした事業ができないと思っておりまして、この技術者を増やす、土木建築部、農林水産部もそうですけれども、そういった要請を私は行うべきではないかなと思ってます。今後、土木建築部に関しては特に技術者の育成が必要ではないかと思っていますけれども、どうでしょうか。

○前川智宏土木建築部長 委員御指摘のとおり、景観に限らず、土木建築部におきましては技術者、技術職員の技術力向上というのは非常に重要な課題であるというふうに考えておりまして、その点につきましては、部として様々な研修に取り組むなど、技術力向上に取り組んできたというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○新垣光栄委員 ぜひ技術力向上と職員の増もよろしく願いいたします。

それでは次ですね、沖縄フラワークリエイション

事業のほうに行きます。

先ほど課長から答弁がありましたので、答弁をいただいていますので、内容は分かりました。

そして今、皆さんがフラワークリエイション事業を精力的に取り組んでいただいて、もう雑草も大分なくなってきた、大変いい環境が整ってきたと思います。さらに、今目標である沖縄県が令和7年でしたか、雑草をゼロにするという計画の下に皆さん取り組んでいると思いますけれども、あと2年で計画どおりゼロにさせていただきたい。そのためにどのような取組が必要なのか、また、どういった施策でやっていくのかをお伺いいたします。

○奥間正博道路管理課長 県管理道路の除草対策については、沖縄県沿道景観向上技術ガイドラインに基づき、性能規定方式による除草管理を導入し、雑草の草丈が低い状態にする取組を実施しています。

令和5年度においては、北部、中部、南部及び宮古、八重山地域の県管理道路ボランティアの導入を行ったところであります。

引き続き導入拡大に向けて関係団体等の意見交換等、また予算の確保等に努めてまいりたいと考えております。

○新垣光栄委員 ぜひ目標どおりに、皆さんが新たな入札方法によって管理していくという新しいシステムをつくったわけですから、このシステムがあらゆる管理、これから公共施設の管理等にも生かされてくるのではないかと考えておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、無電柱化の推進事業に関してお伺いいたします。

この事業は今回の補正予算でも大分予算がついて、今強力に推進していこうということになっていくと思いますけれども、電力との関わりはどのようになっていますか。

費用負担とかそういう事業との関わりはどのようになっているかお伺いします。

○奥間正博道路管理課長 無電柱化の推進において沖縄ブロック無電柱化推進協議会の中で、道路管理者及び電線管理者等々と含めて合意形成を取りながら事業を進めているところでございます。

○新垣光栄委員 今は下水道は水道事業として、そしてまたガス事業はガス事業として、その事業所が大分責任を持って強力に推進していると思います。

水道は水、液体ですよ。そして、ガスは気体、電力はケーブルなんですよ。

これはやろうと思えば簡単なことだと思います、

本来ですね。

それを今、電柱で担っているわけですから、地中化は本来簡単なことだと思いますので、電力ともしっかり協力しながら、この沖縄の災害に対応するためにも、そして景観をしっかりと守っていくためにも、この無電柱化は進めないといけない事業だと思っていますので、しっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

続きまして、28ページの海岸防災の老朽化対策についてお伺いします。

この事業で復帰以前の海岸に対して、先ほども答弁がありましたとおりにぜひ調査をしていただきたいと思います。今後の工程を少しどういうふうに進めていくかという工程を聞かせていただきたいと思います。

よろしくお祈りします。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

海岸堤防老朽化対策緊急事業につきましては、復帰前、復帰後にかかわらず整備されて現在の老朽化しているという護岸に対して整備を行っていくというような事業でございますけれども、現在、宜野湾市の伊佐海岸、石垣市の川平海岸以外にも嘉手納町の兼久海岸であったり、中城湾港海岸の熱田地区、同豊原地区及び塩屋港海岸の白浜地区、船浮港海岸の船浮地区などにおいて現在、事業を実施しております。

現在、実施中の事業進捗を図っていくとともに、今後中城湾港海岸の新港地区の事業化に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○新垣光栄委員 今、こういう保全地域の海岸はそういうふうに事業ができるのですけれども、久場、熱田の台風で破壊された海岸も、皆さんの早急な対応で、本当にありがたく思っているのですが、抜本的な解決にはならないと思いますので、しっかり復帰以前の部分に関してはしっかり、もうこれは復帰以前の琉球政府時代にやった海岸だから分かりませんというような説明では、もう今後通らないと思いますので、しっかり調査をして、しっかりそういった事業、本格的な事業が導入できるように、事業採択ができるように取り組んでいただきたいと思います。

どうでしょうか。

○川上呂二海岸防災課長 お答えいたします。

琉球政府時代に整備された護岸につきましては、台帳で琉球政府というふうな形で整備主体が記載されているのですが、その後、琉球政府の中でも現在の土木建築部であるのか、もしくは農林水産部、

両部において護岸は整備しておりますので、その辺、どこが現在の所管なのかというの情報共有しながら、農林水産部と調整して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○新垣光栄委員 今、土木建築部なのか、農林水産部なのかと言っていたのですが、背後地が住宅だったら土木建築部でやっていただいて、農地だったらもう農林水産部がやるという、もう当たり前のことの基準があると思いますので、その辺はしっかり、もう基準はできていると思いますので、対応のほうよろしくお願いたします。

続きまして、モノレールの関連事業に係る長寿命化に関して、今は執行率がこれ0%になっていますけれども、どうしてでしょうか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

当該事業は、県管理のモノレールインフラ施設について、長寿命化修繕計画に基づき、点検補修を行うものであり、令和4年度当初予算はモノレール分岐器の修繕に係るものとなっております。

令和4年度に分岐器の分解、内部点検を行ったところ、修繕が必要な箇所が新たに確認されたため、資材の製作に期間を要したことが主な原因、繰越し理由となっております。

なお、令和5年9月には当該業務を完了しております。

○新垣光栄委員 総務省からも通達があつて、長寿命化に関して、財政負担の軽減とか、標準化をするようにということで今見直しが指示されていると思います。

そういった中でこの問題は事後の保全事業になっている。この予防保全型の事業に持っていけないといけないと思っています。

年間を通して維持管理をやっていく。先ほど言ったように、雑草対策も年間を通して雑草対策をするという新しいシステムをつくったわけですから、そういった保全の部分にもぜひ取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いたします。以上です。

○呉屋宏委員長 続けてまいります。

崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 よろしくお願いたします。

主要施策の369ページ、那覇港の整備についての項目ですが、いいですか。

この事業の中で、22年度国際海上物流ネットワー

クの事業を取り組んでおりますが、こういった事業で活用をしたのかを説明お願したいと思ひます。

○呉屋健一港湾課長 お答えいたします。

那覇港管理組合によると、国際海上物流ネットワーク形成促進支援事業により、航路網の拡充を図るため、新規に国際航路の開設を行う船社に対しまして、寄港費用などの一部の支援をしております。

令和2年2月から令和5年3月まで、那覇と釜山及び台中をつなぐ船社に対し、支援事業を行っており、新規航路開設を実現しているとのこととあります。

○崎山嗣幸委員 具体的には、この航路新設に当たってのこの交付金は何に使われているのですか。

○呉屋健一港湾課長 これは委員おっしゃるとおり沖縄振興特別推進交付金を活用しております、事業参加船社に対しまして、タグ・パイロット費、綱取り費、燃料費などの1寄港当たり最大で150万円の支援を行っております。

○崎山嗣幸委員 先ほど、台中、釜山と言っていたのだけれど、この航路から改めての航路の開発についても検討しているのですか。

○呉屋健一港湾課長 今、委員がおっしゃったことにつながるとは思ひますけれども、新たな船社への支援内容を検討しているということとありまして、他の航路も検討しているというふうに考えております。

○崎山嗣幸委員 新たな船社を検討するという事ですので、これが効果的にできるように、ぜひこの事業の展開を図ってもらいたいと思ひます。

それから、国際物流の実績を聞こうと思ひますが、外貿コンテナ線と内貿コンテナ線の総取扱量の実績と、それから目標数値、それから入港船舶隻数と乗降者数の推移、それから物流の輸入先と輸出先の主な相手国と品目、これまとめて国際物流の実績について説明できますか。

○呉屋健一港湾課長 お答えします。

まず、外貿コンテナ、内貿コンテナの総取扱量と実績の目標値ですね、それについては那覇港管理組合によりますと、令和4年のコンテナ貨物量は外貿約97万トン、内貿が約371万トンとなっており、令和5年3月に改定した港湾計画においては、2030年代半ばの目標値として、外貿が約240万トン、内貿が約500万トンと定めているとのこととあります。

続きまして、入港船舶の隻数、乗降者数の推移についてですが、那覇港管理組合によりますと、入港船舶の隻数は令和元年8729隻、令和2年が8386隻、令和3年が7912隻、令和4年が7857隻で推移してお

ります。

また、乗降員数は、令和元年が197万人、令和2年が41万人、令和3年が32万人、令和4年が47万人で推移しているとのことであります。

引き続きまして、物流の輸入先と輸出先の主な相手国と品目についてですが、那覇港管理組合によると、令和4年においては輸入はアメリカ、台湾、中国の順で多く、輸出は台湾、韓国、中国の順で多いとのことです。

また、品種別では、輸入は取り合わせ品、製造食品、野菜果物の順で多く輸入、輸出は取り合わせ品、その他輸送機械、金属くずの順で多いとのことであります。

以上となります。

○崎山嗣幸委員 コンテナ船の今言っている外貿と内貿の割合——内貿のほうはほとんど高いのですが、これコンテナ船の実績は伸びているのですか。推移としては。

7万7000と言うから3年ぐらい伸びてきているのかな。

○呉屋健一港湾課長 外貿に関しては若干減っております。内貿のほうは伸びております。

○崎山嗣幸委員 これは順位的に内貿の場合には、全国の重要港湾の中でどれぐらいの順位にいますか。先ほど言った取扱量は。

○呉屋健一港湾課長 手元に詳細な資料がありませんので、申し訳ありませんが、10番以内には入っていたかと記憶しております。

○崎山嗣幸委員 これは、今、外貿、内貿の話聞いていたのだけれども、この間ずっと言われている、片荷運送の空コンテナについては、今言っている実績の中で、その割合はどうなっていますか。

外貿も内貿も克服できているかどうかを聞きたいと思います。

○呉屋健一港湾課長 外貿の割合になりますけれども、片荷輸送については令和4年が59.6%ということと、内貿については86.6%ということで、ほぼ同じような推移が続いているという状況でございます。

○崎山嗣幸委員 この空コンテナの推移は、外貿、内貿も同じように86から90前後で来ていると思うのだけれど、まだ克服がされていないということだけれども、今後の対応としての空コンテナ対策について何か方策を持っていますか。

○呉屋健一港湾課長 具体的には那覇港の利用促進をさせる必要がありますので国内外の荷主や海外船社、ポートセールスや那覇港輸送効率化支援事業に

よる荷主支援などに取り組むとともに、国際流通港湾としての機能向上を図るために、取り組んでいるところでございます。

○崎山嗣幸委員 この国際物流の重要性だと思うんだけど、この年度の実績を答えてもらったのですが、どういうふうに県は今の実績を評価しているのか。

それから先ほど言った物流の相手国の拡大ですが、この拡大の克服も含めて、見通しというか、これを教えてください。実績の評価。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によりますと、やはり片荷輸送を解消するためには、いろいろなことを仕掛けないといけないということは当然認識があると思いますので、ポートセールスを中心に励んでいくということが考えられると思います。

○崎山嗣幸委員 管理組合は3母体がやっているんだけど、本当は県が——要するに所管課との関係もあるから、県が先導する形での意向も重要だと思うのですが、管理組合の意向だけではなくて、県としてそれをどう見るかについての見解はどうですか。あくまで3母体の答弁しかできないのか。

○呉屋健一港湾課長 なかなか答弁にしにくいところがございますけれども、港湾管理者としては那覇港管理組合は当然独立の機関でございますので、委員よく御存じだと思いますけれども。

ただ、那覇港という使い方を考えていく場合には創荷するという必要だと思いますので、中城湾港との連携とか、そういった形のものであれば、港湾管理者として——沖縄県としても積極的にもつと関与していくという道はあるかなと思います。

○崎山嗣幸委員 では、県との関連で聞きますが、那覇港のこの経済効果を聞きたいと思うのですが、御承知の那覇港は空港より貨物取扱量のほとんど99%を占めていると言われていて、また重要港湾、県内の中でも内貿が8割、外貿が9割ぐらいということで、ほとんど那覇港が占めているということは、県経済に与える影響が相当大きいということで、皆さんがずっと言っているのも、私はそれにこだわっているんだけど。それでこの間、コロナ禍があって、その影響を測るためということで、県は令和元年と令和2年にこの調査をしたということで発表されていますが、このコロナの影響も含めて、それから今言っている経済効果も含めて調査したということですが、内容を教えてください。

○呉屋健一港湾課長 今、委員がおっしゃったように、那覇港管理組合によりますと那覇港のこの港湾

運営の基礎資料とするとともに、那覇港に対する沖縄県民の理解を深め、港湾行政の円滑化を図ることを目的に経済効果を試算しているところとのことであります。

那覇港のコロナ禍前の令和元年における経済効果はクルーズ船、離島航路遊覧船、外貿コンテナ船、内貿船が那覇港に寄港することによる経済効果や港湾整備による経済効果と、那覇港に関連した製造業、卸小売業、対個人サービス業、公務関連による経済効果があり、2281億7600万円と試算しているとのことであります。

そのうち、県内総生産額に相当する額は1339億1600万円となりまして、これは沖縄県の県内総生産額4兆5056億円に対して3%に相当するとのことであります。

○**崎山嗣幸委員** 令和元年の2281億ですよ。

令和2年も両方比較したと思うので、令和2年も報告してくれませんか。

○**呉屋健一港湾課長** 令和2年が同様な形のものの経済効果がございまして、2008億4500万円と試算されております。

○**崎山嗣幸委員** 令和元年と令和2年を皆さん比較をして、コロナでどういう影響があったかということの調査だと私は聞いたんだけど、今言っているように、この2年度について評価しているけれども、クルーズ船が令和元年で158億の経済効果があって、令和2年でゼロ、それから離島航路も133億だったのが57億ということで半減しているということを含めて、この皆さんが調査をした比較がどこに影響したかと思うんだけど。この辺のことについて調査内容の目的は、それ以外も比べてというか、コロナ感染症でどういう影響あったかについての調べだと思うのですが、私が言ったクルーズ船はほとんどもう、比べて経済効果がゼロということになっていることを含めて、その辺の比較の特徴点はどうか、これは。

私が見た限りは、そういうふうになっているのだけれども。コロナ禍とコロナ禍前の比較をしたのではないですかと。どういう比較だったかということを知りたいわけ、そこは。

○**呉屋健一港湾課長** 委員がおっしゃるように、クルーズ船等の入城が減ったということがありますので、当然のことながら乗員も減ることから、当然経済効果も落ちてくるということになりまして、新型コロナウイルスの影響で令和2年3月から4年までクルーズ船の寄港がなかったことや、観光客の

減少により利用者が減ったことが主な理由ということになっております。

○**崎山嗣幸委員** コロナ禍が明けて、これからクルーズ船が活発化するだろうと言われていたので、今皆さんが言われた調査の中において、これは今、経済効果も含めて回復するだろうという目標になっていると思うのですが——この調査は、それを基にやったと思うのですが、これを分析して、これから皆さんはコロナ禍からの回復に向かっていこうと、この戦略の中での調査の資料だと思うのですが、これクルーズ船からするならば、それはそういうふうに克服されているという見方をしていますかということを知りたいわけよ、そこは。

○**呉屋健一港湾課長** 調査としてはコロナを挟んでいるということはございますけれども、長期的な展望に立って調査をしておりますので、当然のことながら今後伸びていくだろうというようなことで調査をして、基礎資料としているということでございます。

○**崎山嗣幸委員** とても貴重な資料だと思うのだけれど、この那覇港の経済効果がこれだけあるのだということを出しているわけだから、経済効果が出なかったという理由で——今、コロナ感染症による影響がクルーズ船も離島航路もその他もあるかもしれないが、物流はほとんど影響を受けていないような感じがするのだけれども、この辺は正しく分析をして、皆さんは次に生かすような展開をしてもらいたいというのが私の質問の趣旨なので、そういう方向でこの分析をぜひ活用してもらいたいということでここは指摘をしておきます。

それから港の特定事業拠点を聞きたいと思いますが、那覇港も自衛隊、海上保安庁が使用するというので、今、特定事業拠点の候補地に挙がっていますけれども、この民港の管理をする立場からね、支障がないのかと聞きたいと思いますが、いかがですか。

○**呉屋健一港湾課長** 昨年の11月に政府関係者から県に対し、総合的防衛力強化に関する政府の取組についての説明がありました。

その内容は特定重要拠点空港・港湾（仮称）とは、南西諸島の地域などに必要な空港・港湾等について民間との共用を前提に自衛隊などが利用できるような整備または既存事業の促進を図り、併せてインフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設ける施設とのことであります。

県としては、引き続き情報収集を行い、適切に対

応していくという考えであります。

○崎山嗣幸委員 ただでさえ狭いバースの中で民間船も含めて係留できないような状況の中で、ましてや軍事で使われる自衛隊や海上保安庁、あと米軍までもやはりそこに参画するのではないかと言われているので、ここは民港もね、軍事船も使うことについては、言われているように有事に際しては攻撃目標にされるのではないかについては、やはり危機感を持って、僕は民港を管理する責任を自覚すべきだろうというふうに思います。

これは指摘で終わります。

それから最後になりますが、2022年に港湾計画を作成されております。この内容の中で貨物量が増加した船舶の大型化に伴い、荷さばき用の確保とありますが、この事業計画、港湾計画を策定された中において、これはどういうふうに事業計画は策定していますか。

○呉屋健一港湾課長 お答えします。

那覇港管理組合によると、貨物取扱量については2030年代半ばを目標年次として、2280万トンと推計しているとのことであります。

施設の整備については需要の顕在化の状況や緊急性港湾利用者の意見などを踏まえ、費用対効果分析等を行い必要な対応を図るとのことです。

現在、岸壁の不足や港湾施設用地の狭隘化が課題となっている新港埠頭地区において、14号岸壁の整備に着手しているとのことであります。

以上です。

○崎山嗣幸委員 2280万トンということの目標を持つということですが、現在の今言われているトン数は幾らですか。

○呉屋健一港湾課長 トータルで1810万トンぐらいになります。

○崎山嗣幸委員 倍以上のそういった貨物量の増加を見込んでいるので、それによって港湾計画をつくって、バースを造っていこうということだと思っただけけれども、これが本当に可能性があるかどうかも含めて、検証してもらいたいというふうに思います。

それから、港辺りの道路の混雑状況だけれども、この解決策をどう考えていますか。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によると、道路計画については港湾計画に基づいて各埠頭間の円滑な交通の確保や、港湾と背後地を結ぶことを目的に整備が進められておまして、平成22年度には臨港道路空港線、平成29年度は臨港道路浦添線が開通し、現在、臨港道路若狭港町線の事業を促進してい

るとのことです。

以上です。

○崎山嗣幸委員 民港機能の配慮事項の中において、そこに港湾計画の中で軍港の位置が指定されたのだけれども、この運航するときの潜水艦とか、艦船とか、あるいは軍艦の旋回——回るときの旋回とかを含めて民間船への影響、衝突、その辺のことについての配慮事項はどうなっていますか。

○呉屋健一港湾課長 お答えします。

那覇港管理組合によりますと、那覇港湾施設代替施設の配置については、移設協議会の枠組みの中で国において導き出され、那覇港管理組合においては港湾計画改訂に当たり、民港の形状案との整合を確認し、民港に期待する機能を失わないことを確認したとのことであります。

そのため、代替施設は民港に支障がないよう運用されるものと考えているということでもあります。

以上です。

○崎山嗣幸委員 浦添埠頭地区の整備計画ですが、これどんな計画を持っていますか。

○呉屋健一港湾課長 那覇港管理組合によると、浦添埠頭地区交流・賑わい空間の整備スケジュール案ですが、令和5年度より環境アセスメントに着手し、評価書作成後に埋立申請を行い、埋立免許取得後工事に着手する予定となっているとのことであります。

以上です。

○崎山嗣幸委員 この設置されている軍港の完成時期とかについては、民港との関係で皆さんとの調整というのはあるのですか。

○呉屋健一港湾課長 我々とは関係がないといいますが、関与する港湾課としてはありません。

○崎山嗣幸委員 関係あると思うのだけど、実際、港湾計画の中で、こっち軍港でしようって決めて、民間船との関係も含めて関係あるわけだから、これが現行機能の移設となっているので、これ皆さん関心を持っていかないといけないと思うのだけれども、これはいかがですか。今後の展開は。

いつになるか分からないということにはならないでしょう。

○呉屋健一港湾課長 代替施設が民港に支障がないように運用されるように、我々も見たいかと思いません。

○呉屋宏委員長 引き続き質疑を行います。

島袋恵祐委員。

○島袋恵祐委員 よろしくお願ひします。

まず、沖縄県住宅ストック活用市町村助成、主要

施策の388ページです。

2022年度——令和4年度の事業実績を伺いたいと思います。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

まず、沖縄県住宅ストック活用市町村助成事業についてですけれども、こちらは住宅の質の向上及び住宅投資による県内経済の活性化を目的としまして、民間が実施する省エネ、バリアフリー化、工事などのリフォーム支援について、戸当たり10万円を補助限度額として、市町村に対して県が支援している事業となっております。

同事業の令和4年度の実績は、11市町村が実施しまして、県は216件、1145万円を支援しているところでございます。

○**島袋恵祐委員** この216件ということですが、枠としてはどのぐらいの枠があったのですか。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

こちらは予算額としては1200万を予算として確保しているところでございます。

○**島袋恵祐委員** 課題のほうにもこの増加に取り組む必要があるということを書いてあるのですけれども、今年度は何件を見込んで、目標と今何件ぐらいになっているのかというのも分かれば教えてください。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

事業実施市町村の数としては、令和4年度と同じ11の市町村が実施しているという状況でございます。

○**島袋恵祐委員** ぜひリフォームする事業としてはとてもいい事業だと私は思っているのですが、多くの市町村が実施できるようなそういった周知も必要かと思うのと同時に業者の皆さんがこの事業で仕事をもらって、潤うということも大事だと思うのですが、それに関わっている県内業者の皆さんの率とか、そういうのが分かれば教えてください。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

関わっている業者の数とか、そういったところはこちらではちょっと把握はしておりませんが、こちらの事業については、市町村が住民に対して行っている事業の市町村負担分の幾らか一定の率を県のほうが支援しているという事業となっております。

こちらの補助要綱は各市町村のほうで定めておまして、多くの市町村が同じ市町村内の事業者を活用するようにというような要件を課しているところではございます。

○**島袋恵祐委員** ぜひ県内業者の優先発注を進めていく必要からも、これをぜひ進めてほしいのですが、

この経済効果とかというのが分かれば教えてもらいたいのですけれども。

○**當山真紀住宅課長** お答えします。

令和4年度、県のほうが補助しました1145万円、こちらに対しまして、民間事業者が実際に実施した総工事費、こちらが約2億5000万円となっているところではございます。

倍率にしますと約21.8倍となっておりますので、経済効果があるものと考えているところでございます。

○**島袋恵祐委員** この事業ますますニーズもあると思いますので、ぜひこの拡充も含めてもっと進めていただけたらと思います。

次に行きます。

ハシゴ道路等ネットワークの構築、374ページです。ほかの委員からも幾つか質問がありました。

私は、沖縄市の県道20号線に絞って少し質問させていただきたいのですが、この2022年度——令和4年度の県道20号線の事業の実績を教えてください。

○**前武當聡道路街路課長** 県道20号線、胡屋泡瀬線につきまして、令和4年度につきましては胡屋交差点手前の約70メートルの道路改良工事を実施しております。

令和5年3月に胡屋交差点からコザ中学校前までの延長約680メートルの区間について、暫定4車線供用等に取り組んだところでございます。

○**島袋恵祐委員** 開通したということで報道もされておりました。

この事業は長年経過して、まだ完了には至っていないのですけれども、やはり課題等々たくさんあると思うのですが、主な課題を教えてください。

○**前武當聡道路街路課長** こちらの沖縄市内の道路として、やはり用地の取得についてはネックになっているところでございまして、そちらも任意交渉を継続して行っているところで、用地の取得というところがまず1点目。

あと、こちらの道路につきましては、高原交差点のほうの交差点改良も伴ってきますので、そちらの交差点改良、今後、優先的に整備をしようとして取り組んでいるところで、こちらにつきましては都市計画の変更等の手続きがございまして、

そういったところの手續等に時間を要しているという現状もございまして、

以上です。

○**島袋恵祐委員** 本当に地元の方からも、やはり早く完了してほしいというような、そういった声を多くいただいているところだと思います。

ちょうど昨年の7月か8月に説明会も沖縄市であったと思うのですが、そのとき、先ほども課長からあったように、この高原十字路のほうから優先的に拡張していくということですので、その理由を教えてください。

○前武當聡道路街路課長 高原交差点につきましては渋滞ボトルネック対策の主要渋滞箇所になってございますので、まずは渋滞対策が優先になりますのでそこを優先的に整備をしていこうと取り組んでいるところでございます。

○島袋恵祐委員 そうですよ、高原十字路周辺、もう地元自治会からも多分要望が出ていると思うのですが、渋滞も激しい。8年前にイオンライカムが開業してから、さらに渋滞が増えたというような声も出ています。

そこは渋滞解消というのがとても今、課題だなというふうに思うのですが、この渋滞解消に向けての計画、ボトルネックとかもやっているところですが、なかなか事業が目に見える形でやられていないのではないかなということもあるのですが、どういったことを考えていますか。

○前武當聡道路街路課長 やはりまずその交差点の改良はしっかり進めていきたいということで、都市計画変更に向けた、先ほどお話ししました7月にも住民説明会——これは任意ですが、進めております。

今後、都市計画法の手続ののっとり住民説明会等をまた開催して、早期整備に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○島袋恵祐委員 やはり信号の切替えだったりとか、そういったものでも改善できるのではないかなという意見もあったり、またバス停がすぐ交差点の10メートルも離れていないところに設けられていて、バス停を移動することによって——それでも渋滞があるのではないかなとか、そういった意見も出ているのでそういったところを加味した上で、渋滞対策というのがやはり優先的に——拡張はもちろんですけれども、やられる必要があるのではないかなと思うのですが、どうですか。

○前武當聡道路街路課長 渋滞対策につきましては最終的に交差点改良を含めた対策を考えているところですが、今、委員のおっしゃったように、現状の範囲内でまずは信号現示につきまして県警の意見が必要になってきます。

あと、その限られた道路区域の中で、バス停の位置だとかまず現場を確認して、そういったものがで

きないかというのを確認してみたいと思います。

○島袋恵祐委員 本当に長年渋滞がずっと続いているところで、いつも事故が発生するというところ、地元住民からも心配の声も上がっています。

やはり対策を早めにする必要があると思いますので、早急の対応方お願いをしたいと思います。

以上です。

○呉屋宏委員長 引き続き進めてまいります。比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしく申し上げます。

最初に県営住宅の家賃についてお聞きします。

決算書の71ページに県営住宅の使用料のほうがありますが、この家賃の未収金と、あと不納欠損の状況について教えてください。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

令和4年度における家賃収納状況ですが、まず調定額53億7824万6046円、収入済額が49億3664万8635円。

収納未済額、こちらがいわゆる家賃の滞納額になりますけれども、こちらが4億1034万2380円、それから不納欠損額が3125万5031円となっております。収納率は92.3%となっております。

○比嘉瑞己委員 収納率が92.3%と悪くはないと思うのですが、ただ額としてはやはり4億というお金が未収になっているということです。

この家賃の収納率の推移はどうなっているのか、改善されているのでしょうか。

○當山真紀住宅課長 収納率の状況ですけれども、過去5年の推移を申し上げますと、平成30年度から88.7%、令和元年度89.7%、令和2年度91.1%、令和3年度91.8%、令和4年度が92.3%となっております。着実に収納率は上がっている状況でございます。

○比嘉瑞己委員 この委員会でもかつて議題にもなって、裁判のこともありましたけれども、収納率が改善されていて貢献しているのが相談員の方々の役割があると思うのですが、この相談員を配置したことによる実績と今の状況を少し説明していただけますか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

家賃滞納者等、入居者への対応としまして、平成27年の9月から指定管理者に社会福祉士等有資格者の専門相談員による相談窓口を設置し、家賃減免制度の周知と活用、それから社会福祉制度への案内、そういった助言や相談を行っているところでございます。

相談員につきましては、平成27年度の2名から増員による体制強化を図りまして、現在7名体制で相談業務の充実強化に努めております。

また、相談件数に関しましては、年々増加している傾向でございまして、過去3年間の推移については令和3年度3510件、令和4年度4740件、今年度、令和5年度は11月までの実績になりますけれども、こちらが3669件となりまして、この数値で1年間の換算を通しますと約5500件といった状況になっております。

○比嘉瑞己委員 ますます今の状況を見ていると もっと相談が増えるかもしれませんので、しっかりとこの相談員、今7人配置ということですが、適宜目配りしていただいて、必要ならば増員もしていただきたいと思っております。

それでこの相談員のお仕事にも関わりがあると思うのですが、私たちのところによく入居承継の相談とかがたまにあるわけですが、県営住宅の入居承継の条件はどういうふうになっていますか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

県営住宅の入居承継につきましては、名義人が死亡、それから婚姻や離婚によりまして退去したなど、そういった入居承継を必要とする事由が生じ、また同居人である申請者がほかに転居すべき住居がなく、承継させることがやむを得ないと認められる場合に同一世帯に対し1回限りを原則としまして行うこととしております。

○比嘉瑞己委員 1回限りの承継というのが、基本的な原則だというふうに聞いていますが、家族、特に子供に障害がある場合については、どういふふうになりますか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

今、御家族でお子さんに障害がある場合というお話ですが、入居承継できるものとして、その条件の中で、同居者や配偶者であるとか、その他の中で障害者手帳1級か4級まで、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級、または療育手帳A1からB1の障害者がいる世帯、またその他ということで、いずれかに該当する者となっておりますので、その1回目の承継というんですかね、その際には、こういった条件を満たしている者でありましたら入居承継できるということとなっております。

○比嘉瑞己委員 障害者であっても承継ができるということですが、しかし原則のこの1回という縛りがあるんですね。

私のところに来た相談で、両親がいて、障害を持つお子さんがいらっしゃる、両親の一方が亡くなったときは、そのもう一人のパートナーのほうに承継が行くわけですね。

だけれど、じゃこの親が本当に2人とも亡くなった後は、この子どもするんだろうというふうに相談が来まして。

こういった場合は、もう承継はできないということになるのですか。

○當山真紀住宅課長 県営住宅の入居承継につきましては、沖縄県営住宅入居承継事務処理要領において、先ほどから御説明させていただいておりますとおり、同一世帯において原則1回限りとしているところです。

申請者宛ての承認通知におきましても、その旨を記載して通知しているところであります。

ただし、またその後、その入居世帯の事情によりまして再度の入居承継を希望する場合には、引き続きの居住を希望する世帯の状況ですとか、また、転居すべき住居がなく承継せざるを得ない、させることがやむを得ない理由、こういったものについて、個別の事情を確認の上、対応しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 1回聞いただけではなかなか分かりづらいのですが、個別にしっかりと柔軟に対応されていけるというふうに確認していいですか。

○當山真紀住宅課長 そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 先ほど言った、今、実績を上げている相談員の方々もいらっしゃるわけですし、その家族にとって一番何がいいかっていうところを御一緒に考えていただきたいと思っております。

では主要施策に移りたいと思っております。

最初、私のほうからもはしご道路、お願いします。

このはしご道路で、真地久茂地線、那覇高校からずっと行くんですけども、与儀十字路までのところも真地久茂地線ですけど、ずっと工事をしておりますが、その進捗状況をまず教えてください。

○前武當聡道路街路課長 真地久茂地線につきましては現在、与儀交差点から那覇高校前交差点までの延長約800メートル、幅員28メートルの4車線化に向けて事業を推進しているところでございます。

令和4年度末の進捗につきましては、事業費ベースで約71%、用地取得率は筆数ベースで約86%となっております。

○比嘉瑞己委員 もう地域から、いつこれは終わるのかって聞かれるのですが、当初の供用開始予定

ていうのはいつだったのか。いつから工事を始めて、いつ終わる予定だったのか教えてください。

○前武當聡道路街路課長 当該路線の供用開始といえますか、当初の事業認可期間としましては平成19年度から平成25年度というところでございました。

○比嘉瑞己委員 もう10年近く遅れている形になると思います。

遅れている要因は何ですか。

○前武當聡道路街路課長 真地久茂地線につきましては沖繩振興公共投資交付金で事業を推進しているところでございますが、やはり予算の配分に苦慮している状況が続いているところで、整備の遅れが生じているというところがございます。

一方、物件補償の交渉につきましても、大型マンション居住者の同意取付けと、あと相続人の遺産分割協議等で難航したというところがございます。

あとは、対象物件の事業所によりまして移転先の確保等に時間を要した状況もございまして、用地の取得に進展が今、図られない状況が続いているというところでございます。

○比嘉瑞己委員 当初、用地取得、確かに難航しているように見えたんですけども、かなりもう開けていて、数えるほどですよ。

今おっしゃったこのハード交付金、これの推移を聞きたいのですが、皆さんの要望額と配分額の推移、3年分がいいですので教えてください。

○前武當聡道路街路課長 過去3年といいますか、令和3年度から令和5年度までで申し上げますと、令和3年度が、要望額が約21億円に対しまして配分額が約6億円、令和4年度の要望額が約21億円に対しまして配分額が約2億円、令和5年度が、要望額約22億円に対して配分額が約10億円となっております。

○比嘉瑞己委員 課長、これ、この傾向ずっと続いていて、ここにも影響が出ているのが分かるわけですけども、ただ、今日ずっと聞いてきて、このはしご道路、執行率も実際低いですよ。

では本当に予算を配分できたら工事は進んだのかっていう声も聞こえてきそうですけれども、皆さんとしてはこの予算があればちゃんとできる事業だと言い切れますか。

○前武當聡道路街路課長 やはり、まず予算要求するに当たっては次年度分は幾ら必要だということを積み上げて、事業を確認しながら必要額を積み上げておりますので、要望額がつけばそれなりの事業は進展していくものと理解しております。

○比嘉瑞己委員 ぜひ予算もしっかりと確保していただいて、進めていただきたいと思います。

それで、地域の皆さんからの声で、今の那覇高校から与儀十字路までですけれども、それでもその全体の供用開始っていうのはまだまだ先かもしれないけれども、一部分でもできているところはどんどん供用してほしいという声があるのですが、こういったことは可能ですか。

○前武當聡道路街路課長 現在、与儀交差点から開南交差点につきましては早期の事業効果を見込み、4車線で暫定供用を目指しているところでございます。

しかしながら、その区間におきまして1件の物件補償、1件まだ物件が残っているところでございまして、なかなか完全に4車線化で暫定供用というのが今難しい状況がございますので、部分的に供用するにしても、やはりその物件を契約して改良してからになるのかなと考えております。

○比嘉瑞己委員 渋滞緩和という意味では、まさにあそこの通りが早く開通すれば相当道は変わると思っていますので、頑張ってくださいと思います。

一方で、お話を聞くと、与儀交差点と開南交差点はさらに大きな整備が必要だということだと聞いたのですけれども、2つのこの交差点の計画はどういうふうになりますか。

○前武當聡道路街路課長 まず、開南交差点につきましては現在、暫定で供用している一部2車線がございまして、その交差点につきましては完成形の計画高さが現在の道路の高さから約2メートル低くなる計画となっておりますので、現在の交通を切り替えながら段階的に今後は切り下げていく計画となっております。

一方で、与儀交差点につきましては令和6年度に歩道橋の撤去工事を実施する予定でございまして。

撤去工事に当たりましては、交通量が多く渋滞が慢性化している交差点というところがありますので、工事の進捗及び渋滞緩和を図るため、早期の着手が必要と考えてございまして、先の11月議会で債務負担行為の補正を行ったところであります。

以上です。

○比嘉瑞己委員 大きく変わるとは思いますが、しっかりと頑張してほしいです。

この問題の最後に、開南交差点の1つの交差点のところ、今おっしゃったようになりかねないですよ。

その影響で、これまで通ってた裏道ではないので

すが、そこに入ってくる道が、もう止められて、擁壁みたいになるのかな、歩行者だけが通れるようになると、階段が造られるというふうに聞いているのですけれども。

それで地域の方たちから、この急な階段でとても高齢者は下りられない、保育園もあって、このベビーカーを利用しているお母さんたちが下りられないのでスロープをつけるなり何なり、こういった配慮が必要じゃないかという、那覇市にもこれは陳情が来ているみたいです。

このことに対して皆さん把握しているのか、対応はどうなるのか、教えてください。

○前武當聡道路街路課長 そういった要望があるということを知っておりまして、やはり道路が切り下がりますので、なかなか縦断が取れないというところで、スロープの検討もしてみたのですが、なかなか設置が厳しい状況ということで、現在の階段の整備というところで落ち着いているところでございます。

○比嘉瑞己委員 厳しいと結論づけないで、住民の方はもっと下がるっていうことを知らないのですよ。

だから、まだ少し時間ありますので、みんなで知恵を出してどうにか、スロープも一気のスロープではなくて、2段階に分けるとかいろいろあるのではないかという声もありますので、この件は引き続き検討していただきたいと思います。

次に、389ページですが、沖縄県居住支援協議会事業推進補助金。

座波委員からもお話がありましたけれども、最初にもう少し事業概要と実績も教えてください。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

沖縄県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるため、事業者の紹介や相談窓口の設置など、あんしん賃貸支援事業を実施しております。

このあんしん賃貸支援事業における高齢者等に対する民間賃貸住宅への入居支援の相談実績は、令和4年度に116件の受付がありまして、その内訳としましては、高齢者世帯で88件、障害者世帯20件、子育て世帯4件、低所得者世帯4件となっております。

○比嘉瑞己委員 この住宅要配慮者の人数ってというのは分かりますかね、対象となる人数。

○當山真紀住宅課長 まず、この住宅確保要配慮者ですけれども、こちらは高齢者、障害者、低額所得者、子育て世帯など、その対象者が幅広くございます。

その複数の条件に該当する方が多くいらっしゃるから、人数について把握することが今難しいと考えているところであります。

参考としまして、県営住宅の応募状況などが考えられると思いますが、令和5年度、今年度における県営住宅の応募状況につきましては414戸の募集に対しまして3746世帯の応募があり、応募倍率が9倍という状況でございました。

○比嘉瑞己委員 そのことから、かなり必要とされている方がいるというのは容易に分かると思うのですけれども、午前中、市町村でのこの協議会の設置状況はゼロ、ただ県の協議会はあるわけですよね。

この県の協議会ですけれども、この構成団体はどういった形ですか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

まず構成団体としましては、県のほうでも、我々住宅課のような土木建築部の住宅部局、それから福祉部局の課も団体となっております。

また、市町村につきましては5市ですね、那覇市をはじめとする5市、それから民間のほうでは不動産関係団体、そして沖縄県社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体、そういったところが構成員となっております。

○比嘉瑞己委員 それで、今その準備をしている市町村が1自治体あるっていうふうにあったのですが、この構成団体に5市入っているわけですよね。

この5市がまずは手を挙げるべきだろうと思うのですけれども、なぜ自治体は手を挙げづらい状況なのか。

課題は何ですか。

○當山真紀住宅課長 お答えします。

委員がおっしゃるように、その5市につきましては、県の協議会の発足時から会員として活動を共にしてきているところでございます。

当初よりその市町村、いわゆる地域での協議会の設置等の重要性というのが、これまで会議の場などでも共通認識を図ってきているところでございます。

この協議会に関しましては、その住宅部局と、そしてまた福祉部局、それらの連携でありますとか、また民間の不動産関係団体、福祉団体、こういったところの連携というのが今重要になってございます。

そういったところも市町村とも情報共有しながら、それぞれの地域でその課題を解決すべく、市町村単位での立ち上げというものを県としてはこれまでずっと推進してきているところでございます。

○比嘉瑞己委員 だけど、手を挙げ切れないのはな

ぜですか。

○當山真紀住宅課長 それぞれ、各市町村で状況は異なるところもあるかと思いますが、例えば、住宅部局とそれぞれ福祉部局等で行っているところですが、窓口をどちらの部局で担うのかであるとか、あとどうしても、先ほども少しお話し申し上げましたけれども、民間賃貸住宅へのその入居ということに関しては、現実問題、少しハードルも高いというところもございまして、そういった対策といましようか、そういったところがなかなか難しいというところが、その協議会の設立に向けて少しハードルになっているようなところもあるということは聞いております。

○比嘉瑞己委員 あると思うんですね。

入りたい人の気持ちも分かるけれども、不動産とか大家さんの立場に立つとやはり不安がありますよね。

そういった提供する——あんしん賃貸として登録する方たちへの支援があれば、もっと協力してくれる不動産も増えるだろうし、自治体としてもやりやすくなると思うんですね。

私たちのところにも保証人になってくれませんかとか、敷金、礼金のない物件紹介してください、生活保護を受けているけれども、それも3万2000円の家賃の物件ありませんよっていう相談が来るんですよ。

そこに何かしらの支援があれば、もっともったこの制度は充実すると思うのですけれども、その観点でいかがですか。

○當山真紀住宅課長 先ほども協議会の事業として少し御説明しました中で、あんしん賃貸支援住宅ということで御説明しました。

またこれとは別に、あんしん賃貸支援団体ということで、その団体の登録も行っているところですよ。

こちらは高齢者や障害者世帯などの入居希望者及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、住宅確保要配慮者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援する団体として登録しているところでございます。

現在、支援団体としては18団体登録をしておりますが、支援の内容としましては団体によって様々ではございますが、例えばこの住宅確保要配慮者からの入居相談に応じたりですとか、あと民間賃貸住宅の空き部屋に対する大家さん、不動産会社とのそのマッチングであるとか、また家賃債務保証など、そういった事業を行っている団体が登録しております。

○比嘉瑞己委員 部長、最後に、こうやって支援する輪が広がればかなりいい制度になると思います。

県営住宅はもう9倍という形で、なかなか新設も難しい時代になってきている中で、この制度が今後もっと重要になってくると思うので、そこで部長としてもちゃんと目配りして新年度に取り組んでいただきたいのですが、部長の見解をお聞かせください。

○前川智宏土木建築部長 高齢者ですとか障害者、低額所得者など、住宅を確保するに当たって配慮が必要な方々への対策としまして、公営住宅の整備というのは非常に重要な施策であると認識をしております。

ただ、ハード整備だけでは限界があるといいたまうか、追いつかない部分もございまして、今、委員御指摘のあるような居住支援協議会の設置などを市町村に働きかけまして、ハード、ソフト両面からそういった支援が必要であるというふうに認識をしております。

○比嘉瑞己委員 次、沖縄らしい風景づくり支援事業、377ページですが、先ほど新垣光栄委員からもありましたけれども、この支援事業の概要と成果指標みたいなのがあるのか教えてください。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 お答えいたします。

まず事業概要でございますが、県では新・沖縄21世紀ビジョン基本計画において悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成を基本施策とし、沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくりを推進しております。

施策の展開として、沖縄らしい風景づくり支援事業は4つの事業を実施しております。

1つ目が、風景づくりに関する県民意識の向上や知識の普及を図るためのシンポジウムの開催。

2つ目が、沖縄らしい景観風景を次世代に守り継ぎ、個性豊かな風景づくりに貢献する人材育成。

3つ目が、公共事業における景観評価により、景観に配慮された良質な空間を創出することを目的とした景観アセスメント、いわゆる景観評価システムの実施。

4つ目が、沖縄の景観の価値を再認識し、官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むことを目的とした景観向上行動計画の取りまとめとなっております。

次に、成果指標でございますけれども、新・沖縄21世紀ビジョン実施計画における成果指標は景観の

アセスメント数となっております、令和4年度までの計画値72件に対し、実績値76件となっております。

以上です。

○比嘉瑞己委員 この沖縄らしい風景を守っていくっていうのはすごく大事なテーマですけれども、ただちょっと何かぼんやりしているような印象があるんですね。

シンポジウムとかもいいのですが、もう強いて指標らしきものといったらこのアセスメント数であるんですけれども、もっとこの大きな景観の計画みたいなものというのは皆さんとしては持っていないのですか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 答えいたします。

先ほど、4つ目に官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むことを目的とした景観向上行動計画の取りまとめというところにおきましては、昨年3月に、住んでよし、訪れてよし、美ら島沖縄を理念に景観向上行動計画を改定し、住民、地域団体、教育研究機関、関係事業者、行政など、官民一体となって沖縄の風景づくりに取り組むため、美ら島沖縄風景づくり協議会を設立しました。

県としましては、魅力的な景観形成に関係機関と連携して取り組んでまいります。

○比嘉瑞己委員 シンポジウムだったり、審議会とか、議論は活発でみんな沖縄の風景はいいねというのは、もうみんなが認識しているところなんですよ。

では、これをどうやってどこまで進めるんだというのが、やはり計画が必要じゃないかと思いました。

2007年にガイドラインができていますよね。すごく立派なガイドラインで、理念的なのは分かったのですが、ではこれに基づいて、それが行動計画になるのか分からないのですけど、この計画で何をしていくのか。

例えば、その景観地区を何か所に増やしますとかっていうのがあれば分かりやすいと思うのですけど、そういうのはないのですか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 美ら島沖縄風景づくり行動計画においては、重点施策としてモデル的地区の設定を行っております。

その中において、景観地区等のルールの確立がされていること、あと協議会等の設立、活動体制の確立がされていること、あと景観計画の策定、取組が確立されている、3つの条件を満たしますと先導地区ということで認定しまして、今年度、その先導地

区として首里城周辺地区、あともう一つが浦添城周辺地区ということで2地区を先導地区として認定しまして、その取組を先導都市、先導地区として進めていき、順次、今そういった地区を増やしていこうということで取り組んでいるところでございます。

○比嘉瑞己委員 これ内閣府も一緒にやっている事業ですか。

この景観法ができて、ガイドラインができてっていう流れで来ていると思うのですが、国のホームページを見ても、その景観地区の指定だったり、景観計画を策定するときのこの調査事業には国も応援しますよってあるんですよ。

先ほど言った行動計画っていうのは、この景観計画に当たるものなのですか。

○下地英輝都市計画・モノレール課長 上位計画としては、平成23年度に沖縄県景観形成基本計画というものと、あと新・沖縄21世紀ビジョン基本計画がありまして、その取組を支援するというので、ソフト交付金を活用して、先ほどの4つの事業を実施しているところでございます。

○比嘉瑞己委員 ちょっとごちゃごちゃしているので、もう少し勉強してまた質問したいと思います。終わります。

○呉屋宏委員長 次に進みます。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 令和4年度分の土木建築工事について、当初計画と執行状況、この未執行の事業とか予算額、その辺も含めてお願いできますか。

○新垣雅寛土木総務課長 土木建築部が所管する公共事業における工事請負費の令和4年度の当初予算と執行状況についてお答えいたします。

土木建築部では、令和4年度の当初予算において、工事請負費約467億円を計上し、社会資本整備を推進してきております。

令和4年度末における執行状況につきましては、補正予算の計上等により増額となった工事請負費約534億円に対し、契約ベースで約478億円、率にして89.6%となっております。

以上です。

○照屋守之委員 これの11.4%はどういう理由ですか。未執行の分は。

○新垣雅寛土木総務課長 後でお調べしまして、報告をさせていただきたいと思います。

○照屋守之委員 部長、これね、今ちまたの建設業者も、それぞれの市町村も含めて見ても、県の件数が非常に少ないわけよ。うるま市に至ってはほ

ばないのではないですかね。うるま市のほうも分からない。

今、県の沖縄市のほうも、その県道20号線——役所の前の通り、高原までも全然一向に進まない。給油所は既に移転をされている。

それで南部、あの辺も見ている、県事業はなかなか目立たないわけよね。

今、建設業はどうやってもっているのですかって言ったら、何か防衛局の基地の中の工事とか、そういう国の工事でもっていると言うわけ。

だから、これだけの沖縄県が何で、いつの間にこうなってしまったのかなど。施策は、これ土木建築部は皆さん方、プライドを持ってやっているのでしょうか。

沖縄県をよくしていく、あるいはこの公共事業、もう一つ大きな狙いがありますからね。経済をつくっているのは公共事業ですよ、分かっていますか。

これ今、県民総生産の10%ぐらいは公共事業、市町村も含めて担っているのが大きいのではないですかね。だから、皆様方の仕事は非常に誇り高い仕事ですよ。だから非常に、何で県の仕事はこれだけないのかなって思っているのだけ。

今年の建設新聞、土木建築部長がインタビューを受けていますよね。これを拾い出してみると、南部東道路、南風原知念線、那覇空港自動車道から南城市、これはいつまでに終わるのですか。工事費は幾らかかるのか。

これ教えてください。

○前武當聡道路街路課長 南部東道路につきましては、現在の総事業費としまして約421億円となっております。

完成供用時期につきましては、今2020年代後半の供用を目指して取り組んでいるところでございます。

○照屋守之委員 この2020の後半ってどういう意味ですか。

普通、こういう仕事は、いつからいつまでって決めて、いつまでですよという話じゃないの。そのために予算を取りに行くわけでしょ。

今のように、予算が取れないから遅れますというのは、これ理由になりませんよ。

これ、2020の後半というのは、2029年か。いつの話ですか、これ説明してください。

○前川智宏土木建築部長 事業区間につきましては、用地取得の状況、あと橋梁、トンネルなど大型構造物の整備状況が今後は控えておりまして、そういった状況を踏まえますと、供用時期につきましては現

時点で確定的なことを申し上げることは厳しいと考えているところでございます。

○照屋守之委員 ですから、県は確定的なことは言わない、ではその地域はどうなるの。この南部東道路を造って、アクセスがこうなります、空港にも近くなりますよ、コストコだったか、何かあのショッピングセンターができるでしょう。ああいうのも含めて期待しているわけでしょ。それどうなるの、その地域は。

だから、ここは、やはり金額と期限は決めてやらないと、皆様方だってやりようがないでしょう。仕事しようがないではないですか、期限も決まらないといったら。

それだけのものがあるから、予算がこれだけかかりますから、知事、ぜひ予算を取ってください。国土交通省に言いに行きましょう、財務省に言いに行きましょうということをやればいいわけでしょう。

幸地インターチェンジ、沖縄自動車道と浦添西原線、これ次年度の事業としてということですけど、これら高速から通って見ると、何か上の橋桁みたいなものがあるんだけど、あれ多分そのことだと思いますけれど、これはいつまでに終わるのですか。

○前武當聡道路街路課長 幸地インター線につきましては今、鋭意整備に取り組んでいるところでございます。今年度、再評価委員会に諮りまして、事業の完了予定は令和8年度を目標に取り組んでいるところでございます。

○照屋守之委員 これ事業費は幾らかかるのですか。

○前武當聡道路街路課長 約110億円となっております。

○照屋守之委員 令和8年度いけますか。

これは与那原のM I C E用道路のものもあって、あちらの交通アクセスとかも含めてのこのインターでしょう。そういう様々なことを想定してですよ。どうですか。

○前武當聡道路街路課長 幸地インター線につきましてはハシゴ道路ネットワークに位置づけられておりまして、体系的な道路のネットワークの構築ということで、委員おっしゃるような形での広域的なネットワークに資する道路となっております。

○照屋守之委員 いや、だから、それもM I C Eが今どういうふうな形になっていくか分かりませんが、一応、P F Iか何かでやって350億円かかるというふうなことから、やはりそこも含めて一体的に進めてなるべく早めに、この道路はもう整備してありますよ、いつでもどうぞ来てくださいとい

う環境をつくらないといけないのではないですかね。ハンデがありますよ、あの地域は。そういう道路みたいなものはきちっと整備した上でやっていかないと。

池武当のインターチェンジ早期事業着手、23年4月許可ということですが、これいつからいつまでの事業ですか。

○前武當聡道路街路課長 池武当インターチェンジにつきましては今年度——令和5年8月に国土交通大臣へ沖縄自動車道への連結許可を申請しております、9月に許可は得たところでございます。

今現在、沖縄市と連携しながら次年度からの事業化に向けて取り組んでいるところでありまして、その中で今後実施設計等を進めていきますので、その中で整備期間等の整理をしていくことになるかと思えます。

○照屋守之委員 ですから、ある程度見込みを持ってやらないといけないわけでしょう。どのぐらいで整備できるんですか。

○前武當聡道路街路課長 実施設計を行いながらその用地の範囲だとか物件の数だとか、あと橋梁、盛土等々の工事工程等も加味して、事業期間というのは今後整理していくことになるかと思えます。

○照屋守之委員 期間は大体いつ頃までっていう目安はつくってくださいね。

そうしないと、沖縄市も池武当は今南インターから出る、これができるのと嘉手納、読谷からのものも池武当、そこから高速に入れる、うるま市から来る車もそこから入れる。この道路は利便性もう最高ですよ。

だから、この道路こそ早めに、とにかく資金も投下して、だから国ともっと連携しないとイケませんよ。どんどん国に言ってください。国土交通省、財務省も行かないと駄目ですよ、内閣府だけでは駄目ですよ。だから、そういうのを積極的にやって地域の要望に伝えていく。

与勝一周道路、平敷屋から南風原の区間は、これは今どうなっていますか。

○前武當聡道路街路課長 勝連半島を一周する県道の整備につきましては、当該地域の観光振興、地域活性化、防災対策等のため、必要性は認識しているところでございます。

県では、これまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査は完了しております。

今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、施設用地内の立入許可が得られるよう、

沖縄防衛局及びうるま市と継続的に協議、調整を進めているところでございます。

○照屋守之委員 何で、これ立入調査は終わっているのではないのか。

向こうは、米軍からもう何かそこにゲートをつくってほしいとかっていう、何かそういう要望みたいなものも含めて今調整しているという話ではないですか。

いつまで環境アセスをやるのか、おかしくないですか。これ何年たっていますか、環境アセスをやって言うてから。翁長知事の頃からでしょう。

○前武當聡道路街路課長 継続して立入許可の要請をしながら協議を進めておりまして、県にできること、うるま市にできること等を詰めながら、継続的に沖縄防衛局等を介して米軍側と調整を進めているところでございます。

○照屋守之委員 県道224号線のあの旧道路の市民芸術劇場の裏手、これは800メートルか900メートルですよ。

これは、県の土木建築部が何とかしようということで事業が始まって、今工事を進めているわけですが、なかなか進まなくなっています。

これは恐らく物件の問題もあるのですかね。通るたびに変わり映えがしないのですよ。これ工事は、今年度は入りますか。

○奥間正博道路管理課長 県道224号線の具志川環状線の旧道につきましては、歩道が未整備ということで、歩道の整備が必要というふうに認識しております。

今年度に関しては、用地交渉を行いまして、次年度以降ある程度まとまった用地が確保され次第、歩道の設置を実施する予定にしております。

○照屋守之委員 いや、歩道ではないですよ、あの車道よ。

ゆらてくという生涯学習・文化振興センターがあって、その先からもう少し先の右側の区間はできると思いますけれどね。

これ、物件補償でややこしい件は何件かあるのですか。まだ残っているんですか。

○奥間正博道路管理課長 まだ数件ほど、用地交渉が難航しているというふうに聞いております。

○照屋守之委員 であれば、この上のほうは多分、物件補償ないと思いますよ、ゆらてくのほうの下のほうは。

だから、そこは、できるところは工事をやりましようよ。

○奥間正博道路管理課長 我々のほうも工事の準備等をしておりますが、ある程度の工事規模がないと業者さんのほうがなかなか受注してくれないという不調、不落の件もありますので、ある程度の事業規模を確保して、それから発注するというふうを考えております。

○照屋守之委員 お願いします。部長、これお願いします。

あのね、先ほど言いましたように、県事業のほとんどが今それぞれの地域でなくて、この特AとかAランク、大きいところが今どうやってしのいでるかといったら、やはり国発注の工事、防衛局の発注の工事とかというふうなものが結構そこで動いているんですよ。そうすると、圧倒的に小さい建設業が多いわけですよ。そこはやはり、その地元が発注される県事業も、もちろん市町村が発注する仕事は当然、地元企業が受注をしていくというふうなことを考えられていますけれども。

だから、何とか増やしましょうよ、県の事業を。やっぱり、チームワークでやってください、皆さん。これは辺野古の問題も落ち着いていますからね。

もうとにかく、この予算の件も一緒になって、国土交通省も財務省も内閣府にもお願いしに行って、ある程度計画をつくって、いつまでに何百億のお金がかかります、当面はこれだけかかりますという具体的なものがあれば強く要求できるではないですか。

皆さん方が予算を取れないから、あとはいつまでかかるか分からないというふうな、これでは県民が納得しませんよ。予算が取れなくてしょうがないねっていうのは、我々はこういう話はできるけれど、県民に対して予算が取れないからって言いにくいでしょう。あなたたち何しているのっていうお叱りを受けるわけですよ。

だから、ぜひチームワークで、それぞれの部署で困っていることを、統括監も含めてみんな連携して一緒にやりましょうよ。我々も、議会もバックアップして、地域をよくすることですから、そこは党派を越えてみんなでもってお願いできますからね、力を合わせてそれぞれの地域の整備がうまくできるように。

土木建築部はやはりプライドが高い部署だと私は思っていますよ、これだけ県をよくしているということですから。あわせて、皆様方の仕事は県の経済の振興にも大きく役に立っていますよ。そういうことですから、ぜひよろしくをお願いします。

以上です。

○呉屋宏委員長 先ほど、玉城健一郎委員の質疑に

対する答弁で、新垣土木総務課長から答弁を訂正したいとの申出がありますので、発言を許します。

○新垣雅寛土木総務課長 午前中に、玉城健一郎委員のほうから、全国一律のルールでの補助金を活用した事業は幾つあって幾らかというところの質問がございました。

その際に答弁した内容といたしましては、予算現額について40億3567万5000円というような回答をしたところですが、正しくは44億1661万4000円となり、少し低い予算で発言してしまいました。

訂正しておわび申し上げたいと思います。

以上でございます。

○呉屋宏委員長 以上で土木建築部関係決算事項に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、明1月12日金曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

委員 長 吳 屋 宏